

社会保障研究資料第6号
2007年3月16日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No. 6
March 16, 2007

社会保障統計年報

平成18年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2006)

 国立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

本年報の内容についてのお問い合わせは下記まで。

国立社会保障・人口問題研究所

企画部

TEL 03-3595-2985

FAX 03-3591-4912

研究所ホームページ <http://www.ipss.go.jp>

平成18年版
社会保障統計年報

まえがき

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。国立社会保障・人口問題研究所が本書編集を旧総理府社会保障制度審議会事務局より引き継いでから、本号で6冊目の刊行となります。本号でまとめた統計は平成18年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の決算値は平成16年度が直近となっています。

平成17年度のが国の国内総生産（GDP）は、名目503兆3,668億円、実質540兆4,421億円となり、経済成長率は、名目1.0%、実質2.4%となりました。賃金の動向を見ると、平成17年の現金給与総額（月額）は33万4,910円で、前年比0.6%増と5年ぶりに増加に転じました。春季賃金交渉における賃上げ率も2年連続で前年を上回り、企業収益の改善が賃金に波及してきていることが賃金の増加の背景にあります。年金などの給付額に影響を与える平成18年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.3となり、前年比0.3%の上昇となりました。平成17年の勤労者世帯（平均世帯人員3.46人、世帯主の平均年齢46.9歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均52万4,585円で、前年に比べ名目1.3%減、実質0.9%減と、名目、実質ともやや減少しました。

平成17年簡易生命表によると、男の平均寿命は78.53年、女の平均寿命は85.49年で、前年と比較して男は0.11年、女は0.10年下回ったものの、男女とも世界最高の水準を保っています。一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成17年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.26で、過去最低記録を更新しました。このように、少子化が一層進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所は新しい「日本の将来推計人口」を平成18年12月に公表しました。出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測され、老年人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続けて、平成35年に30%台に達し、平成64年には40%台となると予測しています。

少子高齢・人口減少時代に突入した今、既存の社会システムの全般的見直し、なかんづく持続可能な社会保障制度への改革は喫緊の課題です。本書が社会保障行政に携わる方、社会保障を学ぶ方など多くの方々に幅広く活用されることを希望してやみません。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成19年3月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 京極 高宣

社会保障統計年報の構成内容

	(本文頁)	(目次頁)	節番号
第Ⅰ部 社会保障の動向			
第1節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－	25－29	7	1
第2節 社会保障の動向	30－88	7	2
第3節 社会保障給付費について	89－122	7	3
第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)について	123－167	8	4
第Ⅱ部 社会保障の体系と現状			
第1節 社会保障の体系と現状	171－211	8	1
第2節 社会保険各制度の成立経過	212－227	9	2
第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編			
第1節 人口統計	231－245	9	1
第2節 社会保障給付及び再配分効果	246－260	9	2
第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等	261－275	10	3
第4節 社会保険関係	276－423	10	4
第5節 高齢者保健(医療)福祉	424－448	15	5
第6節 医療供給と医療費	449－458	16	6
第7節 公衆衛生	459－479	16	7
第8節 福祉サービス	480－498	17	8
第9節 生活保護	499－505	18	9
第10節 恩給・戦争犠牲者援護	506－511	18	10
第11節 関連制度・関係機関	512－540	19	11
第12節 社会保障分野における人的資源の状況	541－547	19	12
第13節 財政	548－558	20	13
第14節 国際統計及び比較	559－584	20	14

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	27
4 家計収支	28
5 人口・世帯	29

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	30
2 高齢者保健医療福祉	34
3 児童福祉等	37
4 障害者福祉等	41
5 医療保険	46
6 年金保険	51
7 労働保険等	54
8 生活保護	56
9 保健医療と環境衛生	56
10 人材の確保と資質の向上	60
11 社会福祉基礎構造改革について	61
(表 1) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)の概要	63
(表 2) 少子化対策プラスワン(要点)	77
(表 3) 障害者基本計画(概要)	79
(表 4) 重点施策実施 5 か年計画	82

第 3 節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲	89
II 平成 16 年度社会保障給付費の概要	90
III 平成 16 年度社会保障財源の概要	95

統計表	97
【付録】OECD基準の社会支出の国際比較	118
第4節 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）について	
結果および仮定の要約	123
I 日本の将来推計人口について	126
II 推計結果の概要	126
III 推計方法の概要	130
第II部 社会保障の体系と現状	
第1節 社会保障の体系と現状	
1 はじめに	171
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	172
① 医療保険制度	172
② 年金制度	174
③ 業務災害補償制度	182
④ 雇用保険制度	186
⑤ 児童手当	190
⑥ 老人保健	191
⑦ 介護保険	192
3 老人福祉	193
① 施設福祉対策	193
② 介護保険制度におけるサービス	194
③ 介護保険制度における地域支援事業	195
4 身体障害者福祉施策	196
① 身体障害者在宅福祉施策の概要	196
② 身体障害者施設福祉施策の概要	198
5 障害児（者）施策	199
① 在宅福祉施策	199
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要	200
③ 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から）	202
6 精神障害者施策の概要	203
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	204
8 社会（家族）手当	205
9 生活保護制度	206
〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	208

2 審議会の整理合理化について	210
第2節 社会保険各制度の成立経過	
① 医療保険制度	212
② 年金保険制度	214
③ 業務災害補償制度	216
④ 雇用保険制度	217
〔参考〕1 社会保障制度審議会勧告等一覧	218
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	220
3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	223
第III部 社会保障関係統計資料編	
第1節 人口統計	
第1表 総人口等年次推移	231
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	232
第3表 年齢3区分別人口の推移	233
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	234
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	235
第6表 人口動態	238
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	240
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	241
第9表 年次別死因順位及び死亡率	242
第10表 世帯数（世帯業態別）	243
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	243
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	244
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	244
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	245
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	245
第2節 社会保障給付及び再配分効果	
第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	246
第17表 制度別社会保障給付費の推移	247
第18表 社会保障移転の推移	248
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	249
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	249
第21表 一般会計予算の内訳	250

第22表	社会保障給付費等の年次推移	251
第23表	社会保障関係費の推移	251
第24表	社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）	252
第25表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	256
第26表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	256
第27表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	257
第28表	世帯類型別所得再分配状況	258
第29表	世帯構造別所得再分配状況	259
第30表	当初所得階級別所得再分配状況	260

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第31表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	261
第32表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	262
第33表	国内総生産（支出側、名目）	264
第34表	家計（個人企業を含む）	266
第35表	常用労働者1人当たり平均月間現金給与額	267
第36表	1人平均月間きままって支給する現金給与額（通勤・住込別）	269
第37表	賞与支給状況	270
第38表	全世界年平均1か月間の消費支出	270
第39表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	271
第40表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	272
第41表	消費者物価指数（中分類）	274
第42表	販売農家1戸当りの経営収支	275

第4節 社会保険関係

1 総括

第43表	医療保険適用者数（制度別）	276
第44表	公的年金適用者数（制度別）	277
第45表	雇用保険適用者数（制度別）	277
第46表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	277
第47表	社会保険被保険者（組合員）1人当たり平均標準報酬月額（制度別）	278
第48表	制度別被保険者1人当たり診療費	279
第49表	公的年金受給権者数	280
第50表	公的年金における年金総額（制度別）	282
第51表	公的年金受給権者1人当たり年金額	284
第52表	公的年金積立金状況	286
第53表	年金財政指標	287
第54表	業務災害補償保険年金受給者数	290

第55表	業務災害補償保険年金支払総額	290
第56表	業務災害補償保険年金受給者1人当たり金額	291
第57表	介護保険適用者数	292
第58表	介護保険認定者数	292
第59表	介護保険給付における介護給付・予防給付	293
第60表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費	293
第61表	介護保険保険料収納額	294
第62表	介護保険保険料基準額の分布状況	294
第63表	介護保険要介護認定者数の見込み	295
第64表	介護保険介護サービス量の見込み	295

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第65表	政府管掌健康保険適用状況	296
第66表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	297
第67表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	298
第68表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	299
第69表	政府管掌健康保険給付決定状況	300
第70表	政府管掌健康保険診療費決定状況	304
第71表	政府管掌健康保険給付諸率	306
第72表	政府管掌健康保険収支状況	310

② 組管管掌健康保険

第73表	組管管掌健康保険適用状況	311
第74表	組管管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	312
第75表	組管管掌健康保険適用状況（業態別）	313
第76表	組管管掌健康保険平均保険料率	313
第77表	組管管掌健康保険給付決定状況	314
第78表	組管管掌健康保険診療費決定状況	317
第79表	組管管掌健康保険給付諸率	318
第80表	組管管掌健康保険収支状況	320

3 国民健康保険

第81表	国民健康保険適用状況	321
第82表	国民健康保険給付決定状況	321
第83表	国民健康保険療養の給付等決定状況	322
第84表	国民健康保険療養費等決定状況	322
第85表	国民健康保険療養の給付諸率	323
第86表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	323
第87表	国民健康保険諸率	324
第88表	国民健康保険診療施設経理状況	325

第 89 表	国民健康保険料（税）収納状況	325
第 90 表	国民健康保険収支状況	326
4 厚生年金保険		
① 厚生年金保険		
第 91 表	厚生年金保険適用状況	327
第 92 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	328
第 93 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	329
第 94 表	厚生年金保険年金受給権者状況	330
第 95 表	厚生年金保険一時金裁定状況	331
第 96 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	331
第 97 表	厚生年金保険保険料徴収状況	332
第 98 表	厚生年金保険収支状況	332
② 厚生年金基金		
第 99 表	厚生年金基金適用状況	334
第 100 表	厚生年金基金年金受給権者状況	334
第 101 表	厚生年金基金一時金裁定状況	335
第 102 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	335
○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）		
第 103 表	加入件数	336
第 104 表	加入者数	336
5 国民年金		
第 105 表	国民年金被保険者数	337
第 106 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	337
第 107 表	拠出制年金受給権者状況	338
第 108 表	福祉年金受給権者状況	339
第 109 表	国民年金特別会計収支状況	340
6 農業者年金基金		
第 110 表	農業者年金被保険者数	342
第 111 表	農業者年金受給権者状況	342
第 112 表	農業者年金年金勘定経理状況	343
7 国家公務員共済組合		
第 113 表	国家公務員共済組合適用状況	344
第 114 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	346
第 115 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	348
第 116 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	349
第 117 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	351
第 118 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	352
第 119 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	353

第 120 表	国家公務員共済組合短期経理状況	354
第 121 表	国家公務員共済組合長期経理状況	355
第 122 表	国家公務員共済組合業務経理状況	356
第 123 表	国家公務員共済組合保健経理状況	357
第 124 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	358
第 125 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	359
8 地方公務員等共済組合		
第 126 表	地方公務員等共済組合適用状況	360
第 127 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	362
第 128 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	365
第 129 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	366
第 130 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	368
第 131 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	369
第 132 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	370
第 133 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	371
第 134 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	372
第 135 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	373
第 136 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	373
9 私立学校教職員共済		
第 137 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	374
第 138 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	375
第 139 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	376
第 140 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	377
第 141 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	379
第 142 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	380
第 143 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	382
第 144 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	383
第 145 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	384
第 146 表	私立学校教職員共済短期経理状況	385
第 147 表	私立学校教職員共済長期経理状況	386
第 148 表	私立学校教職員共済業務経理状況	387
第 149 表	私立学校教職員共済保健経理状況	387
10 農林漁業団体職員共済組合		
第 150 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	388
第 151 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	388
第 152 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	389
第 153 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	390
第 154 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	391

第155表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	392
第156表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	393
11 船員保険		
第157表	船員保険適用状況	394
第158表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	395
第159表	船員保険疾病部門給付決定状況	396
第160表	船員保険疾病部門診療費決定状況	398
第161表	船員保険疾病部門給付諸率	399
第162表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	401
第163表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	401
第164表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	401
第165表	船員保険失業部門給付決定状況	402
第166表	船員保険収支状況	403
第167表	船員保険保険料徴収状況	404
12 雇用保険		
第168表	雇用保険適用状況	405
第169表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	406
第170表	雇用保険給付状況	407
第171表	一般求職者給付の状況	408
第172表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	409
第173表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	409
13 労働者災害補償保険		
第174表	労働者災害補償保険適用状況	410
第175表	労働者災害補償保険給付支払状況	411
第176表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	412
第177表	労働者災害補償保険給付平均支払額	412
第178表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	412
14 公務災害補償		
第179表	国家公務員災害補償費支払状況	413
第180表	国家公務員災害補償1件当り金額	413
第181表	地方公務員災害補償費支払状況	414
第182表	地方公務員災害補償1件当り補償費	414
15 介護保険		
第183表	介護保険適用状況	415
第184表	介護保険要介護（要支援）認定者数	415
第185表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	416
第186表	介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数	418
第187表	介護保険施設介護サービス受給者数	418

第188表	居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況	419
第189表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	420
第190表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費（世帯類型別）	420
第191表	介護保険における保険料収納額	422
第192表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	423
第5節 高齢者保健（医療）福祉		
1 総括		
第193表	介護保険施設等の比較	424
2 老人福祉		
第194表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	426
第195表	職種別にみた従事者数	427
第196表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	430
第197表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	431
3 老人医療		
第198表	老人医療受給対象者数	432
第199表	老人医療費の状況	432
第200表	制度別老人医療費の状況	433
第201表	老人医療費（診療費）の状況	433
第202表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	434
第203表	老人医療費と国民医療費の推移	435
第204表	老人医療費の負担	436
第205表	老人医療費の負担の状況	436
第206表	老人医療費拠出金積算内訳	437
第207表	開設者別老人病院数、病床数	438
第208表	老人病院等の区分別状況	438
4 老人保健施設		
第209表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	439
5 老人保健（ヘルス事業）		
第210表	老人保健事業の概要	440
第211表	老人保健事業実施状況	443
第212表	老人保健健康手帳の交付状況	445
第213表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	445
第214表	基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	446
第215表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	447

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第216表 国民医療費推計額	449
第217表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	450
第218表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	450

2 医療機関

第219表 病院・診療所数（開設者別）	452
第220表 病床数（開設者・種類別）	453
第221表 医療法人数の推移	453
第222表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	454
第223表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	454
第224表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	455
第225表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）	455

3 地域医療計画

第226表 地域医療計画の内容	456
第227表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進	457
第228表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	458

第7節 公衆衛生

1 結核等

第229表 結核医療費推計額	459
第230表 結核医療費予算額	459
第231表 結核登録者	459
第232表 結核病床数・患者数・病床利用率	460
第233表 ハンセン病療養所入所者数	461
第234表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	461
第235表 エイズ対策の概要	462
第236表 HIV感染者及びエイズ患者の現状	463

2 感染症（伝染病）

第237表 感染症患者数	464
第238表 予防接種被接種者数	465

3 精神保健

第239表 精神病床数・患者数・病床利用率	466
第240表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額	466
第241表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	466
第242表 医療保護入院届出件数	466

4 難病

第243表 難病対策の概要	467
第244表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数	468

5 環境衛生

第245表 全国水道普及状況	469
第246表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	469
第247表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	469
第248表 廃棄物の分類と処理体制	470
第249表 ゴミ処理等の流れ	471
第250表 市町村のごみ処理費用の推移	472

6 公害

第251表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	473
第252表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び最終状況	474
第253表 典型7公害の種類別苦情件数の推移	475
第254表 典型7公害以外の種類別苦情件数	475
第255表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	476
第256表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況	477

7 保健所及び保健センター

第257表 保健所の活動	478
第258表 保健所数及び保健所職員総数	478
第259表 保健所活動状況	479
第260表 市町村保健センター数	479

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第261表 障害者数	480
第262表 障害別障害者数の推移	480
第263表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・男女・障害の程度・原因別）	481
第264表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	482
第265表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	483
第266表 身体障害者に対する補装具交付等の状況	484
第267表 身体障害者更生援護状況	485
第268表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況	485
第269表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	486
第270表 知的障害者の就労状況	486

2 児童福祉

第271表 児童相談所処理件数	487
第272表 児童福祉施設数及び在所者数	488

第 273 表	里親・保護受託者及び委託児童数	489
第 274 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	489
第 275 表	1 歳 6 か月児健診実施件数	490
第 276 表	3 歳児健康診査成績	490
第 277 表	児童扶養手当受給世帯数	490
第 278 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	490
第 279 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	491
第 280 表	児童手当拠出金徴収状況	491
第 281 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	492
第 282 表	児童手当制度の費用負担	493
3 社会福祉関係機関・施設等		
第 283 表	社会福祉行政機関等設置状況	494
第 284 表	社会福祉施設数（施設の種別）	495
第 285 表	生活福祉資金貸付状況	497
第 286 表	母子福祉資金貸付状況	497
第 287 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	498
第 9 節 生活保護		
第 288 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	499
第 289 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	499
第 290 表	扶助別人員	500
第 291 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	501
第 292 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	502
第 293 表	保護費（扶助別）	503
第 294 表	医療扶助決定状況（診療費分）	503
第 295 表	生活保護基準額改定の推移	504
第 296 表	保護施設の施設数及び在所者数	505
第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護		
1 恩 給		
第 297 表	文官恩給年金受給権者状況	506
第 298 表	軍人恩給年金受給権者状況	506
第 299 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	508
2 戦争犠牲者援護		
第 300 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	510
第 301 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	510
第 302 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	510
第 303 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	511

第 304 表	原爆被爆者対策状況	511
第 11 節 関連制度・関係機関		
1 関連制度		
① 住宅関係		
第 305 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	512
第 306 表	住宅の所有関係別普通世帯数	513
第 307 表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	513
第 308 表	1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	514
第 309 表	公営住宅等建設戸数	514
第 310 表	住宅建設戸数	515
② 雇用関係一般		
第 311 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	516
第 312 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	517
第 313 表	就業者数（産業別、年平均）	518
第 314 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	524
第 315 表	年齢別有効求人倍率	526
第 316 表	職業転換給付金関係予算の推移	527
第 317 表	地域別最低賃金額の改定状況	528
第 318 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	529
第 319 表	障害者雇用の現状	530
第 320 表	定年制等の状況	531
2 関係機関		
第 321 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	532
第 322 表	年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高	534
第 323 表	年金資金運用基金の運用資産状況	536
第 324 表	年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況	537
第 325 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	538
第 326 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	539
第 327 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	539
第 328 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	540
第 329 表	中小企業退職金共済加入状況	540
第 330 表	中小企業退職金共済支給状況	540
第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況		
第 331 表	医師数（業務別）	541
第 332 表	歯科医師数（業務別）	541

第 333 表	歯科衛生士数（就業場所別）	542
第 334 表	歯科技工士数（就業場所別）	542
第 335 表	薬剤師数（業務別）	542
第 336 表	看護職員需給見通し	543
第 337 表	保健師数（就業場所別）	544
第 338 表	助産師数（就業場所別）	544
第 339 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	545
第 340 表	就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	545
第 341 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	545
第 342 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	546
第 343 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	547
第 13 節 財 政		
第 344 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	548
第 345 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	549
第 346 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	550
第 347 表	地方の民生費と衛生費の状況	552
第 348 表	国内総支出に対する財政規模	556
第 349 表	国税及び地方税	557
第 350 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	557
第 351 表	市町村税納税義務者数	558
第 14 節 国際統計及び比較		
1 人 口		
第 352 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	559
第 353 表	平均寿命の国際比較	560
第 354 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	561
第 355 表	主要先進国の合計特殊出生率（1950～2005 年）	564
第 356 表	諸外国の出生率	566
2 社会保障		
第 357 表	ILO 条約及び勧告（社会保障関係）	567
第 358 表	国民負担率の国際比較等	569
第 359 表	日本の公的社会支出	570
第 360 表	日本の義務化されている私的社会支出	571
3 医 療		
第 361 表	医療費費用負担制度の国際比較	572
第 362 表	医療費の対国内総生産比の国際比較	574
第 363 表	診療報酬支払方式の国際比較	575

第 364 表	医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	575
4 年 金		
第 365 表	諸外国の公的年金制度の概要	576
5 児童手当		
第 366 表	主要国の児童手当・育児休業制度等	578
6 労 働		
第 367 表	主要国の失業者数及び失業率	580
第 368 表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2003 年）	580
第 369 表	国際労働機関労働統計報告による週当り労働時間（製造業）	581
第 370 表	労働費用構成の国際比較	581
7 国際協力		
第 371 表	WHO への分担率（分担金の占有率）の推移	582
第 372 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	582
8 国民所得		
第 373 表	国民所得（総額）	583
第 374 表	1 人当り国民所得	584

第 I 部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

——最近の経済・社会の動向——

1 景気の動向

日本経済は回復を続け、平成14年初からの景気回復期間は戦後平均（33か月）を上回り5年目を迎えている。企業部門、家計部門、海外部門がバランスよく回復し、安定した景気回復の基盤が確保されている。こうした景気回復は、当初は企業の厳しいリストラを通じた効率性の回復を通じて企業面での収益改善などの成果に現れた。しかし企業側の好調な業績などの回復の成果は次第に家計にも波及し、雇用・所得環境が改善する中で消費の増加などに現れるに至った。

これまでの拡張局面は一本調子ではなく、その過程に2度の一時的な調整局面が含まれている。1度目は平成15年前半におけるイラク戦争の時期である。2度目は平成16年後半からのIT関連分野における世界的な調整の時期である。前者の調整は、戦争終結とともに先行き不透明感が払拭され、内外経済ともに回復基調を取り戻した。後者は、世界的な情報化需要の持ち直しにより比較的軽微なものにとどまった。

国際経済面では、輸出についてもアジア向けを中心に持ち直しに転じた。その後は、輸出が引き続き増加する中で、情報化関連の生産だけでなく、若干変動はあるものの一般機械や輸送機械等の非情報化関連財も含めて増加が続いている。他方、在庫については、鉄鋼等の素材系において、中国からの供給圧力などを背景に汎用品等一部の財で

需給悪化から在庫調整がみられているものの、全体としてみれば依然として大幅な増加はみられていない。生産は、分野別に見るとやや異なるものの、増加が続いている。

平成17年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目503兆3,668億円、実質540兆4,421億円となり、経済成長率は、名目1.0%、実質2.4%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直している。また、最近の特徴として、物価が持続的に下落し、緩やかなデフレ傾向にあることが挙げられる。

賃金の動向を見ると、平成17年の現金給与総額（月額）は33万4,910円で、前年比0.6%増と5年ぶりに増加に転じた。また、春季賃金交渉における賃上げ率も2年連続で前年を上回り、企業収益の改善が賃金に波及してきている。しかし、企業収益の賃金への配分は、業績連動型で賞与に反映される傾向が強まっており、また、基本給についても業績・成果主義の導入が進むなど、賃金制度に変化が見られる。

労働時間は、所定外労働時間が4年連続の増加となったものの前年比1.1%と増加幅が縮小した

ことに加え、所定内労働時間が0.7%減と減少幅を拡大させたことから、総労働時間は前年比0.6%減と減少に転じた。しかし一方で、壮年層の正規雇用労働者では長時間働く者の割合が高まっており、身体や精神の疲れを感じさせる働き方となっている。

平成18年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.3となり、前年比0.3%の上昇となった。なお、総合指数は平成10年以来8

年ぶりに前年の水準を上回った。

資料：「平成18年度年次経済財政報告」（平成18年7月18日 内閣府HP）
「平成17年度国民経済計算確報」（平成19年1月12日 内閣府経済社会総合研究所HP）
「平成18年版労働経済の分析」（平成18年8月 厚生労働省HP）
「平成17年基準 消費者物価指数（全国 平成18年平均）」（平成19年1月26日 総務省統計局HP）

2 財政・金融

平成18年度予算は、中期的に引き続き「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図るべく、小さくて効率的な政府の実現に向け、従来の歳出改革路線を堅持・強化することとされた。このため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させることとされた。歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準を前年度より減額し、一般会計歳出も厳しく抑制するとともに、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、国債発行額も前年度（34.4兆円）よりも大幅に減額することとされた。

平成18年度の一般会計予算の規模は79兆6,860億円（対前年度2兆4,969億円減）、一般歳出の規模は46兆3,660億円（対前年度9,169億円減）となっている。また、平成18年度における公債発行額は29兆9,730億円、公債依存度は37.6%となり、過去最大の減額幅となっている。

社会保障予算については、急速な少子・高齢化の伸展に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、個人の自

助・自立の精神を基本として、世代間・世代内の給付と負担の均衡を図り、制度を将来にわたり持続可能で安定的・効率的なものとする、という考えのもと、医療制度改革・診療報酬改定に取り組むなど、歳出の合理化・効率化を行い、その結果、社会保障関係費は、20兆5,739億円（対前年度比1,931億円、0.9%増）計上された。まず、医療制度改革として、診療報酬をマイナス改定するとともに、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」という基本的考えのもと、構造改革を推進することとした。介護報酬についてもマイナス改定とした。一方で、社会経済情勢の変化に対応し、国民の安心を確保する観点等から、次世代育成支援については、「子ども・子育て応援プラン」（16年12月少子化社会対策会議決定）に盛り込まれた、少子化の流れを変えるための施策等を着実に実施することとした。障害保健福祉施策については、障害者自立支援法に基づき、障害の種類に関わりなく福祉サービスを一元化することや、障害者の就労の支援、費用の公平な負担などを柱とする制度の抜本的な見直しを実施し、障害者の地域における自立した生活を支援する体制を整備すること

金融政策については、海外経済の拡大が続いていることに加え、企業の過剰設備・過剰債務等の構造的な問題への取り組みが実を結びつつあり、景気が回復基調で推移し、企業収益が改善を続けていることを踏まえ、以前から続けてきた量的緩和政策を堅持することとされた。日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和と政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成18年7月14日の政策委員会・金融政策決定会合において、①の金融市場調節方針を「無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.25%前後で推移するよう促すことが決定され、それ以降の会合では「現状維持」が続いている。

なお、平成18年3月9日の政策委員会・金融政策決定会合では、新たな金融政策運営の枠組みが導入されるとともに、改めて「物価の安定」についての考え方が整理された。

資料：「18年度予算」（財務省HP）
「平成18年度予算及び財政投融資計画の説明」（平成18年1月20日 財務省HP）
「平成18年度税制改正の要綱」（平成18年1月17日 財務省HP）
「金融政策」（日本銀行HP）

とした。がん対策としては、発がんの要因やがんの生物学的特性等の解明を進めるとともに、革新的な予防、診断、治療法の開発等のがん対策を推進し、感染症・疾病対策としては、国民の生命と健康を守るため、感染症対策の充実を図るとともに、難病対策や移植対策等の各種施策を推進することとした。

雇用対策については、若年者の職業意識形成、職業能力開発、就職支援等のための若年者雇用対策を推進することとした。

平成18年度財政投融資計画策定に当たっては、17年度編成において行った財投改革の総点検のフォローアップを行い、各事業の財務の健全性を確認したうえで、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、引き続き対象事業の重点化・効率化に努めることとした。財政投融資の規模は15兆0,046億円（対前年度当初計画比12.5%減）となった。厚生福祉については、6,046億円（17年度7,871億円）の財政投融資を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院等の整備促進を図ることとされた。

一方、税制については、平成18年度税制改正において、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について適切な措置を講ずるための見直しが行われた。

3 雇用

平成17年の雇用失業情勢は、完全失業率が低下、有効求人倍率は上昇傾向で推移し、就業者数・

雇用者数は増加している。また、人手不足感も表れ始め、新規学卒者の就職市場は改善傾向を強め

第1部 社会保障の動向

ており、若年者の完全失業率は低下している。しかし、若年者の完全失業率が相対的に高水準であり、地域の雇用失業情勢にも改善のテンポに差がみられる。このように、雇用失業情勢は厳しさが残るものの改善に広がりが見られる。また、非正規雇用が拡大し、就業形態の多様化が進んでいる。

新規求人は平成14年初めから増加が続いている。産業別に見ると、平成14年後半からサービス業が増加しており、平成16年度以降は、サービス業、製造業のほかに、医療・福祉の求人が増加している。

有効求人倍率は上昇傾向で推移し、平成17年平均では0.95倍と前年の0.83倍を0.12ポイント上回った。新規求人倍率も徐々に高まっており、平成17年平均では1.46倍と前年の1.29倍を0.17ポイント上回った。雇用形態別に有効求人倍率（平成17年10～12月期（季節調整値））を見ると、一般は0.88倍、パートは1.42倍となった。

平成18年3月の新規学卒者の就職率は、大卒で95.3%（前年比1.8%増）と改善基調にある。

平成17年平均の就業者数は6,356万人（前年差27万人増）と2年連続で増加となった。雇業者数（非農林業）は平成17年平均で5,356万人（前年差37万人増）と3年連続で増加となった。就業者数・雇業者数とも、平成17年に入ると明らかに増加し、産業別に見ると、医療・福祉、サービス業、製造業等で雇業者が増加している反面、

建設業では減少が続いている。平成15年から大企業で雇業者数が増加したが、平成16年半ばからは、中小規模の企業でも雇用改善の動きが見られるようになった。減少が続いていた男性の常雇（雇用契約が1年を超える雇業者）も、平成17年後半以降は増加に転じた。ただしこれは、正規の職員・従業員が増加ではなく、非正規の職員・従業員の増加によるものである。

平成17年平均の完全失業者数は294万人（前年差19万人減）となり、3年連続で減少した。求職理由別に見ると、高水準で推移していた非自発的理由による離職者が平成15年以降3年連続で減少している。平成17年平均の完全失業率は男女計で4.4%と3年連続で低下し、平成18年に入っても低下傾向で推移しており、男性に比べると女性が相対的に良い傾向が平成11年頃から続いている。

地域ブロック別に雇用失業情勢を見ると、景気回復を牽引する産業（IT関連、輸送用機器等）が集積している地域で改善が目立つものの、減少が続く公共事業への依存度が高い地域では改善が遅れる等、地域格差が生じている。今後、景気回復が続き、地域における雇用機会の創出や中小企業の活性化等により、その裾野が広がっていくことが重要になる。

資料：「平成18年版労働経済の分析」（平成18年8月 厚生労働省HP）

4 家計収支

平成17年の勤労者世帯（平均世帯人員3.46人、世帯主の平均年齢46.9歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均52万4,585円で、前年に比べ名目-1.3%、実質-0.9%と、名目、実質とも2年ぶりに減少に転じた。また、実収入から税金・

社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均44万1,156円で、名目-1.1%、実質-0.7%となり、名目、実質とも2年ぶりに減少に転じた。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成

第1節 社会保障の背景

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は83,429円で、名目-2.3%と2年ぶりに減少に転じた。非消費支出の内訳を見ると、勤労所得税（名目-3.8%）などの直接税（名目-3.0%）が減少に寄与した。また、厚生年金や雇用保険等の社会保険料（名目-1.9%）も減少となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯）平成17年」（総務省統計局HP）

17年には1世帯当たり1か月平均32万9,499円で、名目-0.6%、実質-0.2%となり、名目、実質とも2年ぶりに減少に転じた。消費支出の内訳を見ると、保健医療（+4.6%）、光熱・水道（+0.5%）が実質増加となったものの、教育（-5.4%）、家事・家事用品（-4.5%）、住居（-3.8%）、食料（-2.2%）が大幅な実質減少となったほか、教養娯楽（-1.2%）、交通・通信（-1.1%）、被服及び履物（0.0%）も実質減少となった。

5 人口・世帯

平成17年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,776万8千人であり、この1年間に2万2千人減少した。これを年齢3区分別に見れば、年少人口（0～14歳）は1,752万1千人（総人口の13.7%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,409万2千人（総人口の65.8%）、老年人口（65歳以上）は2,567万2千人（総人口の20.1%）となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過程に入ると予測されている。老年人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成35年に30%台に

達し、平成64年には40%台となるものと予測されている。

世帯数は、平成17年6月2日現在で、4,704万3千世帯で平均世帯人員は2.68人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,787万世帯で、全世帯の59.2%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、834万9千世帯で全世帯に占める割合は17.7%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は833万7千世帯で、高齢者世帯の45.0%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」（総務省統計局HP）
「平成17年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成17年簡易生命表によると、男の平均寿命は78.53年、女の平均寿命は85.49年で、前年と比較して男は0.11年、女は0.10年下回ったものの、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成17年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.26で、過去最低記録を更新した。このように、少子化が一層進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像について

の検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、

情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということ趣旨とし、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成17年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年4月1日

施行年月日：平成17年4月1日

平成17年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化並びに税制改革等に伴い、国民健康保険及び基礎年金に係る国庫負担割合の見直し等所要の改正を行う。

〔社会保険労務士法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年6月17日

施行年月日：公布から9月以内の政令で定める日

裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講ずる。

〔独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法〕

公布年月日：平成17年6月22日

施行年月日：平成17年6月22日（一部を除く）

平成17年度から5年を目処に年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行い、もって厚生年金保険等の適切な財政運営に資するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成17年6月22日

施行年月日：協定発効の日（一部を除く）

「社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定」を実施するため、フランス共和国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成17年6月22日

施行年月日：平成19年1月1日(一部を除く)
「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定」を実施するため、ベルギー王国の法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法及び健康保険法等の公的医療保険各法の適用を免除するほか、公的年金各法に係る給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔介護保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年6月29日
施行年月日：平成17年10月1日等

介護保険法附則第2条の施行後5年を目途とする検討規定を踏まえ、給付の効率化・重点化、新たなサービス類型の創設、サービスの質の確保・向上、負担の在り方及び制度運営の見直し等制度全般についての所要の見直しを行う。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年7月6日
施行年月日：平成18年4月1日等

障害者の職業的自立を促進する施策の充実を図るため、障害者雇用率制度等における精神障害者の特例及び障害者雇用納付金制度における在宅就業障害者の特例を設ける等所要の改正を行う。

〔建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年7月15日
施行年月日：平成17年10月1日

建設労働者の雇用の安定等を図るため、事業主団体が作成した計画に基づいて、当該団体の構成事業主が他の構成事業主に対し、一時的に余剰となる常用労働者を送出することができるようにする等の所要の措置を講ずる。

〔労働安全衛生法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成17年11月2日
施行年月日：平成18年4月1日

就業形態の多様化等を背景として、重大災害の頻発、過労死の増加など労働者の生命や生活にか

かわる問題が深刻化していることにかんがみ、安全衛生、災害補償及び労働時間の分野について、労働者の安全と健康の確保に向けた企業における体制整備、通勤災害保護制度の見直し、労働時間の設定改善の促進等、所要の改正を行う。

〔障害者自立支援法〕

公布年月日：平成17年11月7日
施行年月日：平成18年4月1日等

身体障害者、知的障害者、精神障害者等の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、三障害共通のサービス提供の枠組みを構築し、居宅及び施設サービスの見直し等を行うとともに、利用者負担の見直し等制度を維持管理する仕組みを強化する。

〔高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律〕

公布年月日：平成17年11月9日
施行年月日：平成18年4月1日

高齢者の尊厳の保持のために高齢者虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を講ずる。

〔ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律〕

公布年月日：平成18年2月10日
施行年月日：平成18年2月10日

昭和20年8月15日までの間に国外のハンセン病療養所に入所していた者で法施行日に生存している者に、本人の請求により補償金(800万円)を支給することとする。

〔石綿による健康被害の救済に関する法律〕

公布年月日：平成18年2月10日
施行年月日：平成18年3月27日等

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることによ

り、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。
〔国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年3月31日
施行年月日：平成18年4月1日

平成18年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化並びに税制改革等に伴い、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費負担金、基礎年金に係る国庫負担金等の見直し等所要の改正を行う。

〔独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律〕

公布年月日：平成18年3月31日
施行年月日：平成18年4月1日等

厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進する等のため、独立行政法人産業医学総合研究所を独立行政法人産業安全研究所に統合して「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」とするとともに、同法人及び独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行する等所要の措置を講ずる。

〔社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成18年6月14日
施行年月日：協定発効の日(一部を除く)

「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」を実施するため、カナダの法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法の適用を免除するほか、給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔薬事法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月14日
施行年月日：公布の日から3年以内等

医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、医薬品をリスクの程度に応じて分類し、当該分類ごとに販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の製造、輸入、販売等を禁

止する等、所要の改正を行う。
〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

公布年月日：平成18年6月15日
施行年月日：平成18年10月1日

就学前の子どもに関する教育及び保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、保育所等の都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設(認定こども園)に係る助成等の特例措置を講ずる。

〔健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日
施行年月日：平成18年10月1日等

医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」(平成15年3月28日閣議決定)等を踏まえ、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

〔良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日
施行年月日：平成19年4月1日等

少子高齢化の進展、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療法、医師法等について所要の改正を行う。

〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月23日
施行年月日：平成18年10月1日

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を継続して支給する等の改正を行う。
〔職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇

用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律]

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成18年10月1日

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、青少年を対象として企業実習と座学を連結させて実施する職業訓練の促進に資する制度の創設等、所要の改正を行う。

〔雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成19年4月1日等

労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲の拡大、女性労働者の妊娠等を理由とする

不利益取扱いの禁止等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に係る規制を緩和する。

〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年12月8日

施行年月日：平成19年4月1日等

適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講ずる。

資料：「平成17年 簡易生命表」(厚生労働省HP)
 「平成17年 人口動態統計(確定数)」(厚生労働省HP)
 「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
 「官報資料版」(平成18年3月22日 独立行政法人 国立印刷局)

〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定)の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」(「新ゴールドプラン」)を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達する一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事

とによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。

⑤ 公費負担 給付費の2分の1

⑥ 利用者負担 費用の1割(施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額だけだったが、平成17年10月からは居住費・食費部分は保険給付の対象外となり、所得に応じて自己負担することになった。)

⑦ 保険料 65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、一定額以上の老齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収(天引き)が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者(第2号被保険者)は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間としており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関し

業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」(「ゴールドプラン21」)を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

〔介護保険制度の普及と見直し〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村(特別区を含む)
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策としては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。
- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
 第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者
- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分するこ

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことの無い速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45(1970)年に約740万人(全人口の7.1%)であったのが、平成17(2005)年10月1日現在では約2,567.2万人(全人口の20.1%)と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計の出生・死亡中位推計によれば、平成24(2012)年に3,000万人を突破し、平成67(2055)年の3,646万人(全人口の40.5%)へと急速な増加を続けるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

ことから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。この事業も、平成18年度からは市町村の「介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」と併せて総合的に提供することが求められている。

現在、要介護者の2人に1人は介護や支援を必要とする認知症高齢者だが、今後の急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれている。そこで、平成17年度からの10年間を「認知症を知り地域をつくる10年間」とし、認知症を理解し、支援する人（認知症サポーター）が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になることを目標としている。

平成17年11月には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成18年4月から施行されることとなった。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」（総務省統計局HP）
「平成18年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2007」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

には史上最低の約106.3万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども

に連携させ、高齢者に最適な形で総合的に提供することが求められるようになった。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。平成17年度からは介護休業の取得回数制限が緩和された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要である

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成17年

て検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、平成16年7月には社会保障審議会介護保険部会で「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、「「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能、活動、参加といった生活機能の低下を予防して、要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないようにすることを重視する「予防重視型システム」へと切り換えていくことが求められる」等の指摘がなされた。第162回通常国会に提出され、平成17年6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成18年4月（②は平成17年10月）から、①総合的な介護予防システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立のための措置を講ずることとされた。この改正で「痴呆」という用語は「認知症」に見直された。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正に

ついて」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなった。

老人保健事業の一環として行われている生活習慣病予防や健康づくりを通じた介護予防は、平成17年の介護保険法の改正により、市町村の特性に応じて介護保険事業と一体的に整備し、有機的

数)で見ると、平成17年は1.26人で史上最低記録を更新し、総人口の規模を維持する水準(2.07人)を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

【子ども・子育て応援プランの策定等】

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建

設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)が合意され、平成12年度から実施されることになった。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月閣議決定)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援(次世代育成支援)することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成16年6月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯、の4つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしている。

平成16年12月24日の少子化社会対策会議では、平成12年度から平成16年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を策定し、平成17年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、内容や効果を評価しながら、この5年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

【児童福祉法の改正】

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行

い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成9年6月に成立し、公布された。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置(行政処分)から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を行うとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るため、児童福祉法の改正が行われた。

平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年7月9日に成立し、平成15年7月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子どものための法律」に改め

ることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

平成16年10月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年12月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成16年法律第21号）による児童福祉法の改正で、児童保護費負担金の中で、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われた。

【その他の制度・施策の動向】

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、

幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成16年4月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）から小学校第3学年修了前までに拡大され、平成18年4月からは、三位一体改革の中で、①支給対象年齢が小学校修了前までに引き上げられ、②所得制限を緩和し、支給率がおおむね90%に引き上げられ、③公費部分の費用負担割合が国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1に変更された。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。平成18年6月の改正により、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられた。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力

義務）、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設（小学校就学の始期までの子が負傷や病気のと き1年度につき5労働日まで休暇取得可）、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行された。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭

等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

資料：「平成17年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省HP）
「平成18年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「社会福祉の動向 2007」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約351.6万人（在宅者：平成13年、施設入所者：平成12年）、知的障害（児）者約45.9万人（平成15年）、精神障害者約258.4万人（平成14年）の計約655.9万人と推計され、わが国の総人口の約5%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計

画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

【障害者福祉サービスの支援費制度への移行】

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

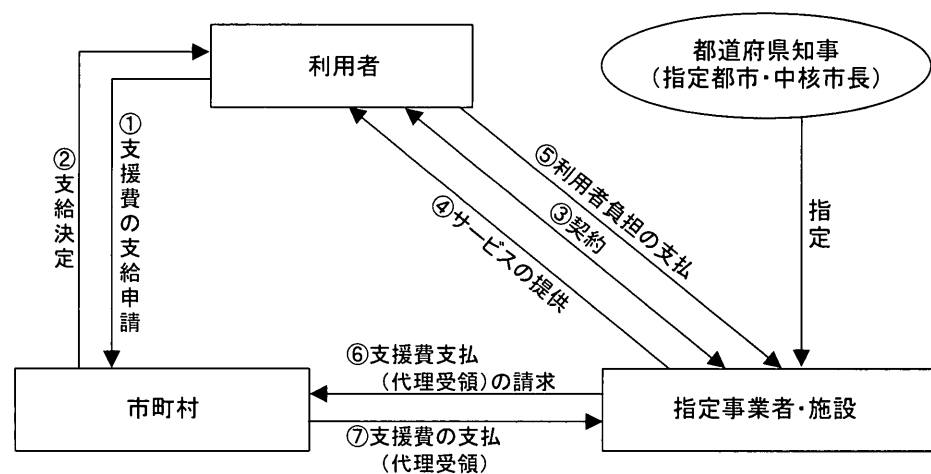
支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。基本的仕組み：

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定

を行う。

- (3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- (4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

図 支援費制度の基本的仕組み



〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン—ノーモライゼーション7か年戦略—」（平成8～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5～14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、

平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーモライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。

〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーモライゼーションや自己決定の理念の実現を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること（支援費制度）、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

〔障害者自立支援法の策定〕

支援費制度は、障害者の地域における自立・共生を進めるうえで重要な役割を果たしているが、サービス利用状況や提供体制に大きな地域差が生じていたり、対象外とされている精神障害者の扱い等、解決すべき課題も多く存在していた。社会保障審議会障害者部会等で検討を進め、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」により障害保健福祉施策の抜本的な見直し案が示された。これを踏まえた「障害者自立支援法」は、①障害者福祉サービスの一元化、②障害者がもっと働ける社会に、③地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、④公平なサービス利用のための手続きや基

準の透明化・明確化、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、を主な内容とするものであり、第162回通常国会に提出され、平成17年11月に公布され、平成18年度から施行される。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセン

従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

さらに、障害者の就業ニーズの高まりを受け、第162回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会で成立し、平成17年6月に公布された。①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携等の支援、が主な内容である。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノ

の国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 発達障害者施策

自閉症や注意欠陥多動性障害などの発達障害について、理解の促進と地域において一貫した生活全般にわたる支援を図るため、平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、健康診査による早期発見、適切な医療・保育などの提供、雇用支援など、保健医療、障害福祉、障害者雇用などの分野横断的な対策が、地域で一貫して推進されることとなった。

⑤ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされていた。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、

院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカー

ター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布された。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するための改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入

一マライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成17年6月には1.49%、平成18年6月には1.52%となった。法定雇用率達成企業の割合も増加し、43.4%となった。特殊法人は、法定2.1%に対し、平成17年6月には1.53%、

平成18年6月には1.56%となっている。平成17年にくらべ平成18年度の実雇用率は着実に進展しており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導基準を変更し、指導強化を行うこととしている。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「平成18年版 障害者白書」(内閣府 ホームページ：政策統括官 総合企画調整担当)
「社会福祉の動向 2007」(社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版)
「平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について」(平成18年12月14日 厚生労働省HP)

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成16年度の国民医療費は32兆1,111億円、国民1人当たりの医療費は25万1,500円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成16年度には36.1%に達している。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

【最近の医療保険改正の動向】

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立し

た「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について(第2次報告)」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療

同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担(月額上限つき)の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止することが盛り込まれていたが、廃案となったため、与党三党の議員立法により、健保法等改正案の間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続き経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月から平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し(15年4月)②健康保険の保険料における総報酬制の導入(15年4月)、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ(15年4月)、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し(14年10月)、⑤国民健康保険の財政基盤の強化(14年10月・15年4月)等である。

については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円(1月4回、2,000円限度)に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」（厚生省案）をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療（与党協案）」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行った。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度等、広範多岐にわたっているが、12年の抜本改革に向け、①診療報酬体系の見直し、②薬価基準制度の見直し、③高齢者医療制度の見直し、④医療提供体制の見直し、の4つの課題を中心に検討が進められた。

平成13年省庁再編によって、従来の審議会組織が改編された。（後述「審議会の整理統合化」の表参照）社会保障審議会医療保険部会は平成13年9月より医療制度改革について検討を行い、同年11月社会保障審議会医療保険部会意見書（「平成14年度医療制度改革について」）が提出された。そこで議論された厚生労働省の「医療制度改革試案」では、①医療保険制度の給付と負担、

②高齢者医療制度、③老人医療費の伸び率管理制度の3点を中心に提案がなされた。医療保険財政の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識が得られた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一致には至らなかった。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。

厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを作って検討を進め、12月、『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について（厚生労働省試案）を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改革に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針（厚生労働大臣告示）」が策定された。

17年10月に厚生労働省は、15年3月閣議決定の「医療制度改革の基本方針」の具体化と17年6月閣議決定の「骨太の方針2005」への対応を目指し、国民的議論を進めるためのたたき台として「医療制度構造改革試案」を公表した。それを受け、17年12月に政府・与党医療改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の充実、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、である。

これを受け、平成18年2月、第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。この法律の概要は、以下のとおりである。

- 1 医療費適正化の総合的な推進（①医療費適正化計画の策定（20年4月～）、②保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ（20年4月～）、③保険給付の内容・範囲の見直し等（18年10月～・19年4月～・20年4月～）、④介護療養型医療施設の廃止（24年4月～））
- 2 新たな高齢者医療制度の創設（①後期高齢者医療制度の創設（20年4月～）、②前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設（20年4月～））
- 3 保険者の再編・統合（①国保の財政基盤強化（18年4月～、18年10月～）、②政管健保の公法人化（20年10月～）、③地域型健保組合（18年10月～））
- 4 その他

〔国民健康保険制度の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、

国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7

第1部 社会保障の動向

%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。

平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる△1.3%、薬価について△1.4%、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点から、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

平成18年4月の改定は、診療報酬本体△1.36%、薬価等△1.8%のマイナス改定となり、改定にあたっては、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価したものとする一方、慢性期入院医療等の効率化の余地があると思われる領域は適正化を図ることが前出の「医療制度改革大綱」（17年12月、政府・与党医療改革協議会）で方向づけられている。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社

会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいづれかを選択することとなっていたが、全国では、平成17年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が90万4千床（55.4%）、療養病床が35万9千床（22.0%）となった。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

資料：「平成16年 国民医療費」（厚生労働省HP）
「平成16年度 老人医療事業年報」（厚生労働省保険局）
「平成18年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」（厚生労働省HP）
「保険と年金の動向 2006年版」（「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会）

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成16年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は7,029万人、受給権者数は2,355万人、被用者年金被保険者数は3,713万人、受給権者数は1,343万人、年金支給総額は約41.6兆円にのぼる。平成17年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が206万0千円（総所得の69.6%）で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は62.6%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成18年4月時点で、老齢基礎年金（40年加入の場合）は月額66,008円、サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（平均的な賃金で40年加入）と2人分の老齢基礎年金の合計）は月額232,592円となっている。

〔最近の年金改正の動向〕

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善（なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金

の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法（可処分所得スライド）に改めることとされた。）と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとならないよう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。それに先立ち年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入

等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

〔平成16年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月

には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要があるとの提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学

校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分(-0.3%)のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに年金額を引き上げないことで、かさ上げ分(物価スライド特例措置)を相殺解消することとされた。

〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を統一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

〔確定拠出年金法の制定〕

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金資産の移換(ポータビリティ)が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乗せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「保険と年金の動向 2006年版」(「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会)
「平成17年 国民生活基礎調査」(厚生労働省HP)

7 労働保険等

〔労災保険の動向〕

平成16年度における労災保険の適用労働者は4,855万人で、前年度比1.3%の増加となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成16年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数(全国)は、業務災害による者が55万1,089人、通勤災害による者が5万2,395人、全体で60万3,484人となっており、前年度に比べ9,492人(1.6%)の増加となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成16年度には51.3%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスキューアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行なった場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、啓発周知・指導を行って

きた。また、メンタルヘルス対策として平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定し、平成16年10月には「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表し、周知をはかっている。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成16年度は前年度を下回り68万人、平成17年度は63万人とさらに減少した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付(60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給)及び育児休業給付(1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給)の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成14年度実績は、高年齢雇用継続給付が1,437億円、育児休業給付が、基本給付金について563億円、職場復帰給付金(復帰後6か月雇用時点で給付)について145億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び

雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を1000分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15年5月から施行された。

〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施している。これにより、平成17年度に50,722人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した44,110人の80.0%にあたる35,302人が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成15年6月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、平成16年12月には同プランの実効性・効率性を高めるため「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」も策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取組みが進められている。

平成18年3月の第164回通常国会において、①実習併用職業訓練(実践型人材養成システム)の創設など若者支援の強化、②労働者の自発的な

職業能力開発の促進等、③円滑な技能継承の促進等を内容とする「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律」が審議され、平成18年10月から施行された。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる(施行は平成10年4月)とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高年齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成16年雇用管理調査結果の概況」によると、定年制を定めている企業割合は91.5%であり、そのうち一律定年制を定めている企業割合は96.8%となっている。そのうち、60歳以上の定年制の普及率は99.3%、定年を60歳とする企業が90.5%、61歳以上とする企業が8.9%、65歳以上とする企業が6.5%あった。なお、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度、再雇用制度のどちらかまたは両方の制度がある企

業は73.8%となっている。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成16年雇用管理調査結果の概況」（厚生労働省HP労働統計調査部）

計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を

確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加できるようになること、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向け

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成18年度については、据置となり、世帯当たりの生活扶助基準は16万2,170円（標準3人世帯、1級地-1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成17年度の被保護人員は147万5,838人となっている。保護率について見ると、平成17年度は11.6%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部会に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置された。同専門委員会では平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめ、平成16年12月には報告書がまとめられた。それを踏まえ、高齢加算（平成16年度から）母子加算（平成17年度から）を3年かけて段階的に廃止するとともに、実施機関が組織的に被保護

世帯の自立・就労を応援する制度に転換することを目的として、平成17年度から自立支援プログラムが導入された。

平成17年4月国と地方による「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」が「三位一体改革」に基づき、生活保護制度等の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進する目的で設置され9回の会合が開かれた。結果として、政府・与党の平成18年度までの国庫補助負担金の改革及び税源移譲の合意において生活保護費負担金はその対象にはならなかった。

資料：「社会福祉の動向 2007」（社会福祉の動向編集委員会 編集、中央法規出版）
「平成18年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「国民の福祉の動向 2006年版」（「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会）
「新たなセイフティネットの提案」（平成18年10月 新たなセイフティネット研究会・全国知事会・全国市長会）

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施

策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療

て当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成17年度には54.1%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が

告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

〔健康づくり対策〕

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることができる期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目途とした到達すべき具体的数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容としており、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

さらに、平成17年度から、国民の健康寿命を2年程度伸ばすことを目標に、①生活習慣病対策

の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るため「健康フロンティア戦略」を10か年戦略として推進している。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用しての支援も行われている。

〔感染症対策〕

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

平成18年12月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、適正な感染症対策の総合的な推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講

ずることとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成18年度で89億円にのぼっている。

〔環境衛生対策等その他の施策〕

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症(BSE)の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価(リスク評価)を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産

省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「保険と年金の動向 2006年版」(「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会)
「処方せん受取状況の推計(平成17年度速報値)」(日本薬剤師会HP)

10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員(ホームヘルパー)225百万時間(35万人)、訪問看護ステーション44百万時間(9,900か所)、短期入所生活介護(ショートステイ)4,785千週(9.6万人分)、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)36万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員(ホームヘルパー)については、平成14年12月の「新障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として6万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪

問介護員(ホームヘルパー)等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」(いわゆる「人材確保法」)が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、

再就業の支援、養给力の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平成16年末の看護職員就業者数は129.3万人だが、平成17年12月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成22年の需見通し1,406,400人に対し、供給見通しは1,390,500人で供給率98.9%を見込んでいる。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められる。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査(ボランティアセンター事業年報2005)によれば、ボランティア活動者の数は、平成17年4月現在で約739万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるため

には、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成16年4月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の処遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野(内科、外科、救急部門(麻酔科を含む)、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療)の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬工業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了した者に与えられることとなった。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「ボランティアセンター事業年報2005」(全国社会福祉協議会)

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応すべく、近年、介護保険制度創設や児童

福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会として中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる

国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成18年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)
「国民の福祉の動向 2006年版」(「厚生指標」臨時増刊、厚生統計協会)

(表1)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の概要

I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

II 施策の内容・目標

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

具体的施策	平成18年度までの達成目標
初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進	
キャリア探索プログラムの推進	
インターンシップ（就業体験）の推進	
若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）における支援の推進	
若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%
日本版デュアルシステムの推進	
キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 約2万人（15年度）	約5万人
職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を 毎年度対前年度比で減少

目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる（早期に若年失業者等の増加傾向を転換（フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す））

(2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進	
地域ボランティア活動の推進	
学校における体験活動の充実	全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること
青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及 (平成19年度までに達成)
こどもエコクラブ事業の推進 ・小中学生のこどもエコクラブ登録者数 82,299人(15年度)	11万人(平成18年度までの目標)
子どもパークレンジャー事業の推進	
農林漁業体験活動等の推進	
都市公園の整備	
河川空間を活用した体験活動の推進	
自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり	

目指すべき社会の姿

◇ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

○子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

具体的施策
義務教育改革の推進
「生きる力」の育成
地域に開かれ信頼される学校づくり
特色ある高等学校づくり

目指すべき社会の姿

◇子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

○職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。

① 企業等におけるもう一段の取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100% 中小企業 25% 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 計画策定企業の20%以上
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・表彰企業数 227企業(16年度までの累計)	700企業(21年度までの累計)

② 育児休業制度等についての取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
育児休業制度の定着 ・育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4% (14年)	100%
育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進	
時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着	

③ 男性の子育て参加の促進

具体的施策	今後5年間の目標
男性の子育て参加促進に向けた取組の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

具体的施策	今後5年間の目標
個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進	
仕事と生活の調和キャンペーンの推進（「短時間集中」型の働き方等の普及）	官公庁と大企業のすべてが取組
長時間にわたる時間外労働の是正 〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合12.2% (15年)〕	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少
年次有給休暇の取得促進 ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 47.4% (15年度)	少なくとも55%以上
パートタイム労働者の均衡処遇の推進	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する
柔軟な転換制度の導入の推進	
多様就業型ワークシェアリングの普及促進	
テレワークの普及促進 ・就業人口に占めるテレワーカー（※）の比率 6.1% (14年)	20% (平成22年までの目標)
公務員の勤務形態の弾力化・多様化	

（※）情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

具体的施策	今後5年間の目標
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正	
母性健康管理対策の推進	
企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 ・取組企業の割合 29.5% (15年度)	40%

⑥ 再就職等の促進

具体的施策	今後5年間の目標
再就職準備支援の推進	
育児時間に配慮した職業訓練等の推進	
両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進	
求人年齢の上限の緩和促進 ・公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人割合 15.2% (15年度)	30% (平成17年度)
求職者の保育所利用の促進	

目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる（育児休業取得率 男性10%、女性80%/小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）
- ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに）
- ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される
- ◇働き方の多様な選択肢が用意される
- ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
乳幼児とふれあう機会の拡大	すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進
生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	
安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	全市町村で実施

目指すべき社会の姿

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる（子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える）
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4. 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) きめ細かい地域子育て支援の展開

○働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度
地域における子育て支援の拠点の整備（※）	2,954 か所	6,000 か所（全国の中学校区の約6割で実施）
・つどいの広場事業の推進（※）	171 か所	1,600 か所
・地域子育て支援センター事業の推進（※）	2,783 か所	4,400 か所
一時・特定保育の推進（※）	5,935 か所	9,500 か所（全国の中学校区の約9割で実施）
商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進		
子育て短期支援事業の推進		
・ショートステイ事業の推進（※）	569 か所	870 か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施）
・トワイライトステイ事業の推進（※）	310 か所	560 か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施）

② 就学前の教育・保育の充実

具体的施策
幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
幼稚園就園奨励事業の推進
幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携
総合施設の制度化
幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進

具体的施策	平成16年度	平成21年度
ファミリー・サポート・センターの推進（※）	368 か所	710 か所 （全国の市区町村の約4分の1で実施）
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進		
地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進		
子育てNPOや子育てサークルの育成		
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		全市町村で実施 （今後5年間の目標）

目指すべき社会の姿

- ◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）
- ◇孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

○「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

具体的施策	平成16年度	平成21年度
保育所の受入れ児童数の拡大（※）	203 万人	215 万人

② 放課後児童対策の充実

具体的施策	平成16年度	平成21年度
放課後児童クラブの推進（※）	15,133 か所	17,500 か所 (全国の小学校区の約4分の3で実施)

③ 多様な保育ニーズへの対応

具体的施策	平成16年度	平成21年度
延長保育の推進（※）	12,783 か所	16,200 か所 (全国の保育所の約7割で実施)
休日保育の推進（※）	666 か所	2,200 か所 (全国の保育所の約1割で実施)
夜間保育の推進（※）	66 か所	140 か所 (人口30万人以上の市の約5割で実施)
乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進（※）	507 か所	1,500 か所 (全国の市町村の約4割で実施)

目指すべき社会の姿

- ◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる（保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす）
- ◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる（保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える）

(3) 家庭教育支援の充実

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること
ITを活用した家庭教育支援手法の普及	全国に普及

目指すべき社会の姿

- ◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）

(4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

- 児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべ

ての子どもと子育てを大切にしていく。

① 児童虐待防止対策の推進

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
虐待防止ネットワークの設置	1,243 市町村	全市町村
乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握		全市町村で実施
育児支援家庭訪問事業の推進		
児童相談所の夜間対応等の体制整備		全都道府県・指定都市で実施
虐待対応のための協力医療機関の充実		全都道府県・指定都市で実施
個別対応できる一時保護所の環境改善		全都道府県・指定都市で実施
児童家庭支援センターの整備	51 か所	100 か所 (都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)
情緒障害児短期治療施設の整備		
施設の小規模化の推進	299 か所	845 か所（児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施）
里親の拡充 ・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 8.1%（15年度） ・専門里親登録者総数 146人（15年度）		15% 500人
自立援助ホームの整備	26 か所	60 か所 (都道府県・指定都市に1か所程度で実施)
虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究		
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究		

② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	今後5年間の目標
総合的な自立に向けた支援の推進	
・子育て・生活支援策の推進	
・就業支援策の推進	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置 自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施 高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す 資格取得者総数 118人（15年）
	1,300人

③ 障害児等への支援の推進

具体的施策	平成19年度までに達成する目標（※）
地域における障害のある児童とその家族への支援	
・訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進	ホームヘルパーを約6万人確保（障害者・難病分を含む）
・障害児通園（児童デイサービス）事業の推進	約11,000人分整備
・重症心身障害児（者）通園事業の推進	約280か所整備
・障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業の推進	約5,600人分整備（障害者・難病分を含む）
障害児の活動する場の確保等の推進	
発達障害に対する一貫した支援	
・自閉症・発達障害支援センターの整備 21都道府県・指定都市（平成16年度）	60都道府県・指定都市（平成19年度までに達成）
小児慢性特定疾患対策の推進	

※本目標は、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づくもの

目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- ◇母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- ◇障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

- (5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備
- どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度（今後5年間）
小児救急医療体制の推進	221地区	404地区
小児科医師等の確保・育成 ・かかりつけ医を持っている子どもの割合	81.7%（12年）	小児科医師数が適正に配置された医療施設数の増加 100%
小児医療の診療報酬上の適切な評価		

② 子どもの健やかな成長の促進

具体的施策	今後5年間の目標
予防接種の推進	予防接種の接種率向上
「食育」の推進	取組を推進している市町村・保育所の割合 100%
子どもの生活習慣の改善	肥満児の割合を減少傾向に 〔14年度 10.6%〕
喫煙防止対策の推進	妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下 〔13年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕
母乳育児の推進	母乳育児の割合を増加傾向に 〔12年度 44.8%〕
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	対策に取り組んでいる市町村の割合 100%

③ 子どもの心と身体の問題への対応

具体的施策	今後5年間の目標
子どものこころの健康支援の推進	子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合 100%
学校における心身の健康相談等の充実	
思春期保健対策等の推進	思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割合 100% 10代の人工妊娠中絶率の低下 〔12年度 12.1（人口千対）〕 10代の性感染症罹患率の低下 〔12年度 性器クラミジア感染症 男子196.0、女子968.0（人口10万対）〕

④ 妊娠・出産の安全・安心の確保

具体的施策	今後5年間の目標
「いいお産」の普及 ・妊娠・出産について満足している者の割合 84.4%(12年度)	100%
周産期医療ネットワークの整備 28都道府県(平成16年度)	全都道府県(平成19年度までに達成)
周産期医療の診療報酬上の適切な評価	

⑤ 不妊に悩む者への支援

具体的施策	平成16年度	平成21年度(今後5年間)
不妊専門相談センターの整備	51都道府県市	95都道府県市(全都道府県・指定都市・中核市で設置)
特定不妊治療費助成事業の推進	87都道府県市	95都道府県市(全都道府県・指定都市・中核市で実施)

⑥ 成育医療の推進

具体的施策
成育医療に関する全国的なネットワークの構築

目指すべき社会の姿

- ◇周産期、乳幼児期の安全が確保される(周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する)
- ◇全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる(すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している)

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

○妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して住み、街に出ることができるようする。

① 子育てに適した住宅の確保等の支援

具体的施策
子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援
シックハウス対策の推進

② 子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策	今後5年間の目標
建築物のバリアフリー化の促進 ・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約3割(15年度)	約4割(平成19年度までに達成)
公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設(鉄道駅・航空旅客ターミナル等)のバリアフリー化(段差の解消)の割合 44.1%(15年度) ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合 鉄道車両・軌道車両 23.7%(15年度) ノンステップバス 9.3%(15年度) 船舶 4.4%(15年度) 航空機 32.1%(15年度)	原則100%(平成22年までに達成) 約30%(平成22年までに達成) 20~25%(平成22年までに達成) 約50%(平成22年までに達成) 約40%(平成22年までに達成)
・歩行空間のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合 道路 25%(15年度) 信号機 約4割(14年度)	約5割(平成19年度までに達成) 約8割(平成19年度までに達成)
あんしん歩行エリアの整備 ・エリア内の死傷事故の抑止割合	約2割 (歩行者・自転車事故については約3割) (平成19年度までに達成)
安全・快適な道路交通環境の整備	
都市公園のバリアフリー化等の推進	
河川空間のバリアフリー化の推進	
海岸保全施設のバリアフリー化の推進	
歩車分離式信号の運用の推進	
建築物における事故防止対策の推進	
劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進	
子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	子育てバリアフリーマップの取組を全市町村で浸透

輸送分野における子育て支援活動の推進	
育児にかかる製品の安全性の確保	

少子化対策プラスワン（要点）

③ 子どもの安全の確保

具体的施策
子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進
「安全・安心まちづくり」の推進

目指すべき社会の姿

◇妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる（妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える）

(7) 経済的負担の軽減

具体的施策
税制の在り方について検討

Ⅲ 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間で重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

- 1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
 - 子育て期間における残業時間の縮減
 - 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
 - 短時間正社員制度の普及
- 2 仕事と子育ての両立の推進
 - 育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
 - 目標達成に向け、様々な促進策を展開
- 3 保育サービス等の充実
 - 待機児童ゼロ作戦の推進
 - パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」（※）の創設
※週2～3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
 - 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

- 1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入
 - 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
 - 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
 - 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小中学校区単位での設置
- 2 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）
 - 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
 - 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのふれあいの場の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）
- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

- (※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入れる。

少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

(1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

(2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

(3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

障害者基本計画（概要）

(表3)

1 計画期間

平成15年度から24年度

2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。
(4つの視点)

○ 社会のバリアフリー化

- ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

○ 利用者本位の支援

- ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

○ 障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
- ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方を検討

○ 総合的かつ効果的な施策の推進

広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化
(4つの重点課題)

○ 活動し、参加する力の向上

- ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
- ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
- ・ IT革命への対応

○ 活動し、参加する基盤の整備

- ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
- ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

- 精神障害者施策の総合的な取組
 - 入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
 - アジア太平洋地域における域内協力の強化
- 5 新規・重点施策**
- 啓発・広報
 - ・ 共生社会の理念の普及
 - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
 - 生活支援
 - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
 - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
 - ・ 各種障害への対応
 - 高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
 - ・ 施設サービスの再構築
 - 入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
 - ・ サービスの質の向上
 - 第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
 - 生活環境
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
 - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
 - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
 - 教育・育成
 - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
 - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
 - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
 - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
 - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
 - 雇用・就業
 - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
 - ・ 雇用率制度について、
 - 精神障害者を対象とすることを検討
 - 除外率制度の段階的縮小・廃止
 - ・ 特例子会社制度の積極活用
 - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ ITを活用した雇用の促進
 - ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
 - ・ 障害者の創業・起業を支援
 - ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
 - ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
 - ・ 雇用の場における人権の擁護
- 保健・医療
 - ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
 - ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
 - ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
 - ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
 - ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
 - ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
 - 情報・コミュニケーション
 - ・ 情報バリアフリー化の推進
 - 情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
 - ・ 電子投票の導入
 - ・ IT活用による就業の推進
 - 国際協力
 - 「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

(表4)

重点施策実施5か年計画

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 活動し参加する力の向上のための施策

- (1) 障害の原因となる疾病の予防及び治療・医学的リハビリテーション
 - ・難治性疾患に関し、病因・病態の解明、治療法の開発及び生活の質につながる研究開発を推進する。
 - ・周産期医療ネットワークを全都道府県に整備する。
 - ・生活習慣の改善により循環器病等の減少を図る。
 - ・糖尿病について、検診を受ける者の増加、有病者数の減少及び有病者の治療継続率の向上を図る。
 - ・医療刑務所等に機能回復訓練に必要なリハビリテーション機器を更新整備する。8施設
- (2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進
 - ・基準やガイドライン等の作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮指針である国際規格ISO／IECガイド71（規格作成における高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン）を平成15年度までにJIS規格化する。
 - ・障害の特性に配慮したセキュリティシステム、防犯・防災設備の研究開発、普及を行う。
 - ・個人適型の生活環境・就業環境創出のためのデータベース整備・研究開発を行う。
 - ・ユニバーサルデザインに配慮した設計に必要な人間の寸法・形態に関する知的基盤を整備するため、平成16年度までに人体寸法を、約10分間（従来約90分間）で測定する技術開発を行うとともに、少なくとも100人程度の人体寸法・形態を測定する。
- (3) 情報バリアフリー化の推進
 - ① デジタル・デバイドの解消
 - ・高齢者・障害者の利用するIT機器の設計ガイドラインを平成15年度までに作成し、以降IT機器別のJIS規格を順次整備する。
 - ・障害者のIT利用を支援する技術者の養成・育成研修等の開催を推進し、平成19年度までに10,000人以上が受講することを目指す。
 - ・障害者のIT活用を総合的に支援する拠点を整備する。
 - ・ホームページ等のバリアフリー化の推進のための普及・啓発を推進する。
 - ② 情報提供の充実
 - ・字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する必要な助成を行う。
 - ・効率的な番組制作技術の研究開発等の推進により障害者向け放送番組の拡充を図る。
 - ・障害者の自立した食生活の実現のための関連情報の提供を推進する。

③ 研究開発

- ・障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援を行う。
- ・障害者ナビゲーションシステムを開発する。
- ・ユビキタスネットワークとロボットを結ぶネットワーク技術等の研究開発を行う。
- ・視覚障害者に音声情報を提供し、歩行、移動等を支援する案内システムを設計するための指針に関するJIS規格を、平成15年度までに整備する。

(4) 欠格条項見直しに伴う環境整備

障害者施策推進本部申合せ（平成13年6月12日）に沿って、障害者に係る欠格事由の見直しに伴う教育、就業環境等の整備に努める。

2 地域基盤の整備

(1) 生活支援

① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

② 在宅サービス

- ・ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・グループホームを約30,400人分整備する。
- ・福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

③ 施設サービス

- ・通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

(2) 生活環境

① ユニバーサルデザインによるまちづくり

地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援する。

② 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

- ・新設されるすべての公共賃貸住宅について、バリアフリー化を実施する。
- ・手すりの設置、広い廊下幅の確保、段差の解消等がなされた住宅ストックの形成を推進する。平成27年度までに全住宅ストックの2割
- ・ハートビル法の利用円滑化基準に適合する特別特定建築物（新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの）の建築を推進する。100%
- ・ハートビル法に基づいて、新営する国土交通省所管の官庁施設を、利用円滑化誘導基準に適合し

- た施設として整備する。100%
- ・窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設について、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者用便所、自動ドア、エレベーター（延床面積1,000㎡以上のもの）等の改修を実施する。平成22年度までに100%
- ・地方公共団体が行う公共施設等のバリアフリー化を支援する。
- ③ 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
 - ・一日当たりの平均利用者数が5,000人以上である鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルに関し、原則すべてについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者用便所の設置を推進する。
 - 平成22年までに100%、
 - そのうち、段差の解消につき、平成17年までに、
 - 鉄軌道駅については約60%、
 - バスターミナルについては約80%、
 - 旅客船ターミナルについては約70%、
 - 航空旅客ターミナルについては約70%
 - ・バリアフリー化された鉄軌道車両の導入を推進する。
 - 平成17年までに約20%、
 - 平成22年までに約30%
 - ・低床化されたバス車両の導入を推進する。
 - 平成17年までに約30%、
 - 平成27年までに100%
 - ・ノンステップバスの導入を推進する。
 - 平成17年までに約10%、
 - 平成22年までに20～25%
 - ・バリアフリー化された旅客船の導入を推進する。
 - 平成17年までに約25%、
 - 平成22年までに約50%
 - ・バリアフリー化された航空機の導入を推進する。
 - 平成17年までに約35%、
 - 平成22年までに約40%
 - ・福祉タクシーの導入を推進する。
 - 平成17年度までに2,600台
 - ・主要な鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化を実施する。
 - 平成19年度までに53%
 - ・今後整備する高速道路等のサービスエリア及びパーキングエリア並びに主要な幹線道路の道の駅については、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペースの整備を推進する。
 - ・直轄河川において新設される水辺プラザ等の河川利用の拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施する。

- ・人の利用に供するすべての新設港湾緑地において、手すり、スロープ、休憩施設、身体障害者用便所、身体障害者用駐車スペース等を整備する。
- ・バリアフリーに配慮した森林総合利用施設の整備を推進する。
- ・移動支援バリアフリーマップを提供する。
- ④ 交通安全の確保
 - ・バリアフリー対応型信号機の整備を推進し、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上の信号機の約8割をバリアフリー対応型信号機とすることを目指す。
 - ・「あんしん歩行エリア」の形成を進め、エリア内の死傷事故の約2割を抑止、うち歩行者・自転車事故については約3割を抑止することを目指す。
- ⑤ 運転免許取得希望者等に対する利便の向上
 - ・指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。
 - ・持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。
 - ・免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。
- ⑥ 生活の安全の確保
 - ・Eメール、ファックス等による安全ネットワークを推進する。
 - ・「手話交番」を推進する。
 - ・地域における防犯ネットワークを確立する。
 - ・自主防災組織による支援体制を整備する。
 - ・行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。
 - ・緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実など障害者に係る火災予防体制を強化する。
 - ・砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害弱者が24時間入院・入居している施設を保全する。
 - 平成19年度までに240施設
 - ・障害者等災害弱者関連施設に係るきめ細かな治山対策を実施する。
 - ・防災情報を住民等に一斉に伝達するための送信装置のモデルシステムを平成15年度に開発する。

3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

(1) 保健・医療

- ・精神科救急医療システムを全都道府県に整備する。
- ・うつ病対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策について、それぞれ平成15年度までに地域保健医療福祉関係者向けマニュアルを作成し、普及させる。
- ・「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集を平成15年度までに作成し、普及させる。
- ・若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインを平成15年度までに作成し、普及させる。

- ・心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家を養成する。
- (2) 福祉
- ① 在宅サービス
- ・精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備する。
 - ・精神障害者ホームヘルパーを約3,300人確保する。
 - ・精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
 - ・精神障害者福祉ホームを約4,000人分整備する。
- ② 施設サービス
- ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約6,700人分整備する。
 - ・精神障害者通所授産施設を約7,200人分整備する。
- ※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2（1）に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

4 アジア太平洋地域における域内協力の強化

- (1) 政府開発援助における障害者に対する配慮
- ・JICA等を通じた研修員の受入れ等を実施する。
 - ・草の根無償資金協力を通じた支援を実施する。
 - ・日本NGO支援無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援を実施する。
- (2) 国際機関を通じた協力の推進
- ・平成16年開所に向けてアジア・太平洋障害者センターに対する支援を推進する。
 - ・日本・エスキャップ協力基金への拠出を実施する。
 - ・国連障害者基金への拠出を実施する。

5 啓発・広報

- (1) 共生社会に関する国民理解の向上
- 「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画の計画期間中に成人国民の50%以上とする。
- (2) 関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する。

6 教育・育成

- (1) 一貫した相談支援体制の整備
- ・地域において一貫して効果的な相談支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
 - ・小・中学校における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
 - ・盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。
- (2) 専門機関の機能の充実と多様化
- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度

- についても改善を図る。
 - ・大学と国立特殊教育総合研究所の連携協力の下に自閉症の教育研究を行う学校を平成16年度までに設置する。
- (3) 指導力の向上と研究の推進
- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。
 - ・国立特殊教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した障害のある児童生徒の教育の総合的な教育情報提供体制を平成16年度までに整備する。
- (4) 施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校等の施設のバリアフリー化の参考となる指針を平成15年度中に取りまとめるとともに、計画・設計手法等に関する事例集を平成16年度中に作成する。

7 雇用・就業の確保

- トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人にするを旨とする。

II 計画の推進方策

- ・本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、障害者施策推進本部において、障害者関係団体等との意見交換を毎年実施するとともに計画の進捗状況を毎年度調査し公表する。
- ・障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、全国都道府県会議を毎年開催するとともに、障害者計画未策定市町村に対する技術的協力を積極的に行い、全市区町村における障害者計画の策定を目指す。
- ・障害者に関する総合的データベースを平成16年度までに構築する。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員(ホームヘルパー)	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護(ショートステイ)	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設(デイサービスセンター)	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園(デイサービス)事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児(者)通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業(グループホーム)	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	6,000人分	約 6,700人分

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数(率)の場合	△

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
 - (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅 (9) 生活保護その他
- ②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

表3 1人(1世帯)当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 660.3	千円 670.8	千円 10.5	% 1.6
1世帯当たり	1,819.3	1,826.9	7.6	0.4

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数 / 世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

II 平成16年度社会保障給付費の概要

- 平成16年度の社会保障給付費の総額は85兆6,469億円である。
 - 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が27兆1,537億円(31.7%)、「年金」が45兆5,188億円(53.1%)、「福祉その他」が12兆9,744億円(15.1%)である。
 - 平成16年度社会保障給付費の対前年度伸び率は1.6%であり、対国民所得比は23.72%である。
 - 国民1人当たり社会保障給付費は67万800円であり、1世帯当たりでは182万6,900円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

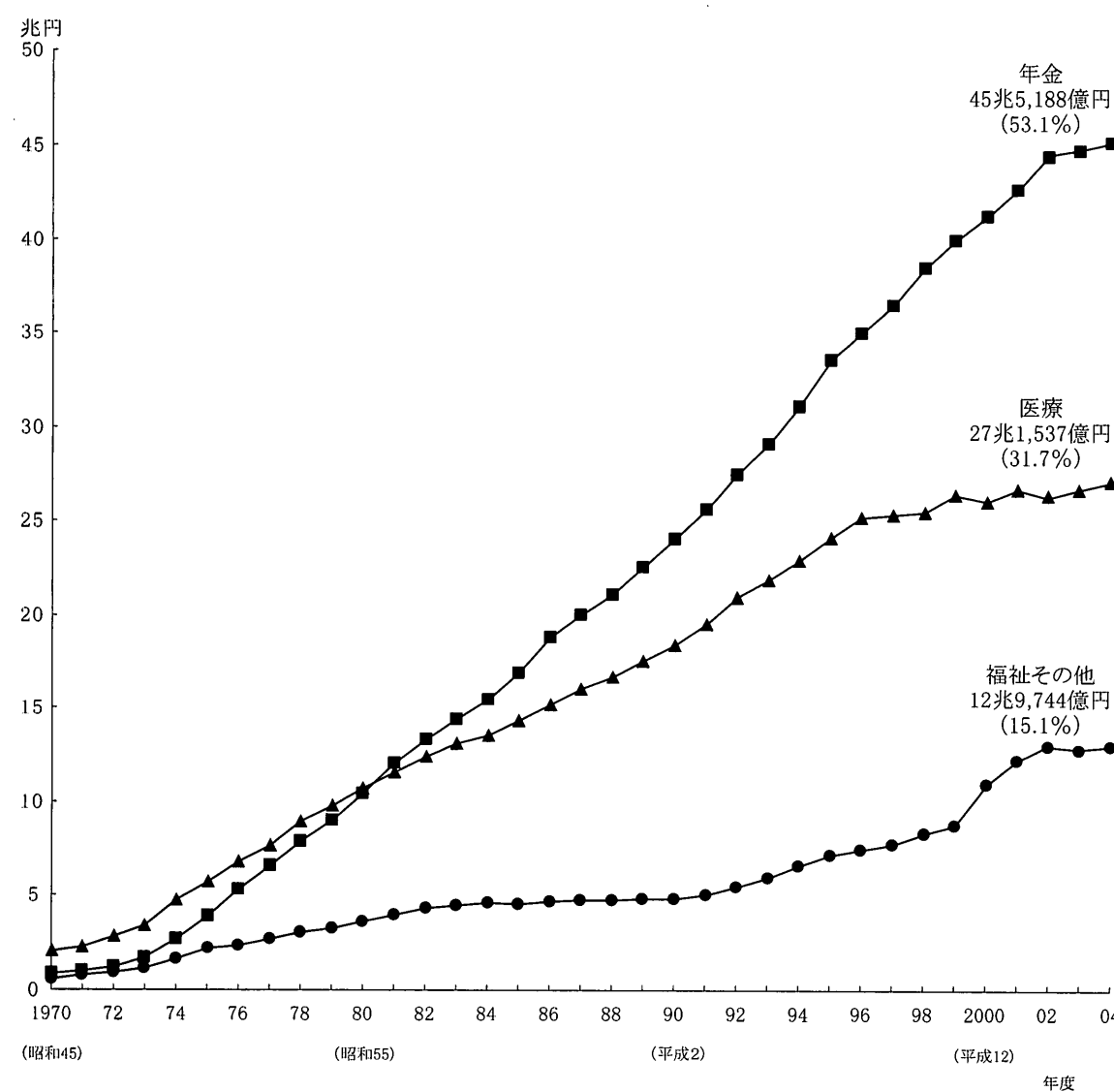
社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 842,668 (100.0)	億円 856,469 (100.0)	億円 13,801	% 1.6
医療	266,154 (31.6)	271,537 (31.7)	5,383	2.0
年金	447,845 (53.1)	455,188 (53.1)	7,343	1.6
福祉その他	128,669 (15.3)	129,744 (15.1)	1,075	0.8
介護対策(再掲)	51,521 (6.1)	56,289 (6.6)	4,768	9.3

(注) ()内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成15年度	平成16年度	対前年度増加分
計	% 23.51	% 23.72	%ポイント 0.21
医療	7.43	7.52	0.10
年金	12.50	12.61	0.11
福祉その他	3.59	3.59	0.00
介護対策(再掲)	1.44	1.56	0.12

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.4%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.0%であり、この二つの機能で81.4%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.3%)、「家族」(3.1%)、「生活保護その他」(2.7%)、「障害」(2.3%)、「失業」(1.7%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成15年度 億円	平成16年度 億円	対前年度比	
			増加額 億円	伸び率 %
計	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	13,801	1.6
高齢	420,079 (49.9)	431,922 (50.4)	11,842	2.8
遺族	61,687 (7.3)	62,527 (7.3)	840	1.4
障害	19,495 (2.3)	19,731 (2.3)	236	1.2
労働災害	9,912 (1.2)	9,763 (1.1)	△150	△1.5
保健医療	260,851 (31.0)	265,466 (31.0)	4,616	1.8
家族	27,217 (3.2)	26,494 (3.1)	△723	△2.7
失業	19,471 (2.3)	14,442 (1.7)	△5,029	△25.8
住宅	2,796 (0.3)	3,130 (0.4)	334	11.9
生活保護その他	21,159 (2.5)	22,993 (2.7)	1,834	8.7

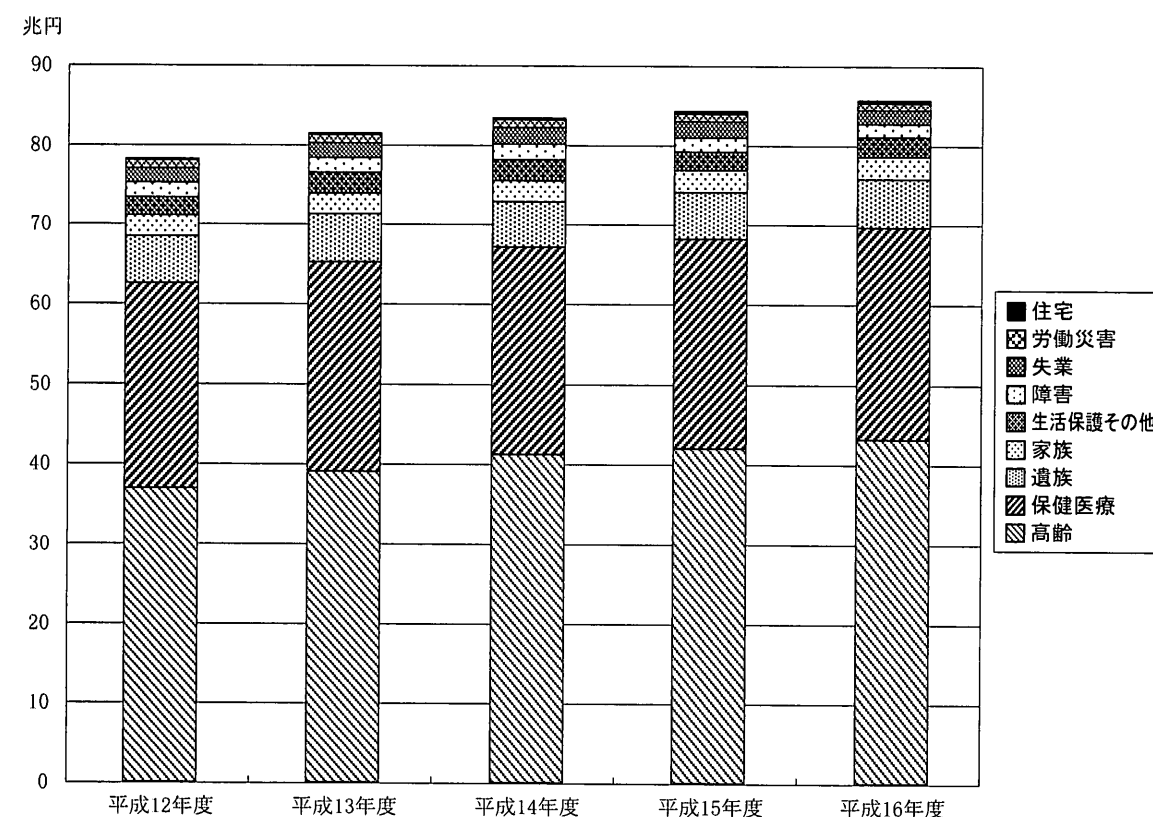
(注)
 1. ()内は構成割合である。
 2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。
 3. 平成16年度は前年度との比較では、「家族」が2.7%減少しているが、この背景としては、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い、この運営費が社会保障給付費に計上されなくなったことがある。なお参考までに、仮に一般財源化により計上されなくなった額を3,322億円として推計すれば、「家族」の構成割合は3.5%、対前年度伸び率は9.5%となる。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成15年度 %	平成16年度 %	対前年度増加分 %ポイント
計	23.51	23.72	0.21
高齢	11.72	11.96	0.24
遺族	1.72	1.73	0.01
障害	0.54	0.55	0.00
労働災害	0.28	0.27	△0.01
保健医療	7.28	7.35	0.08
家族	0.76	0.73	△0.03
失業	0.54	0.40	△0.14
住宅	0.08	0.09	0.01
生活保護その他	0.59	0.64	0.05

(注) 平成16年度は前年度との比較では、「家族」が0.03%減少しているが、この背景としては、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い、この運営費が社会保障給付費に計上されなくなったことがある。なお参考までに、仮に一般財源化により計上されなくなった額を3,322億円として推計すれば、「家族」の対国民所得比は0.83%、対前年度増加分は0.07%ポイントとなる。

図2 機能別社会保障給付費の推移



3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成16年度には60兆6,537億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.8%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成15年度		平成16年度		対前年度伸び率 %
	億円 (100.0)	億円 (100.0)	億円 (100.0)	億円 (100.0)	
社会保険給付費	842,668	856,469	842,668	856,469	1.6
年金保険給付費	429,959	438,143	429,959	438,143	1.9
老人保健（医療分）給付費	106,343	105,879	106,343	105,879	△ 0.4
老人福祉サービス給付費	55,387	61,125	55,387	61,125	10.4
高年齢雇用継続給付費	1,489	1,389	1,489	1,389	△ 6.7
計	593,178 (70.4)	606,537 (70.8)	593,178 (70.4)	606,537 (70.8)	2.3
	万人	万人	万人	万人	%
60歳以上人口	3,261	3,353	3,261	3,353	2.8
65歳以上人口	2,431	2,488	2,431	2,488	2.3
70歳以上人口	1,691	1,753	1,691	1,753	3.7
75歳以上人口	1,055	1,107	1,055	1,107	4.9

- (注)
- ()内は社会保障給付費に占める割合である。
 - 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
 - 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
 - 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成16年10月には73歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健（医療分）給付費」の平成15年度と平成16年度の額も対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成16年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成16年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は5.7%の増加である。

III 平成16年度社会保障財源の概要

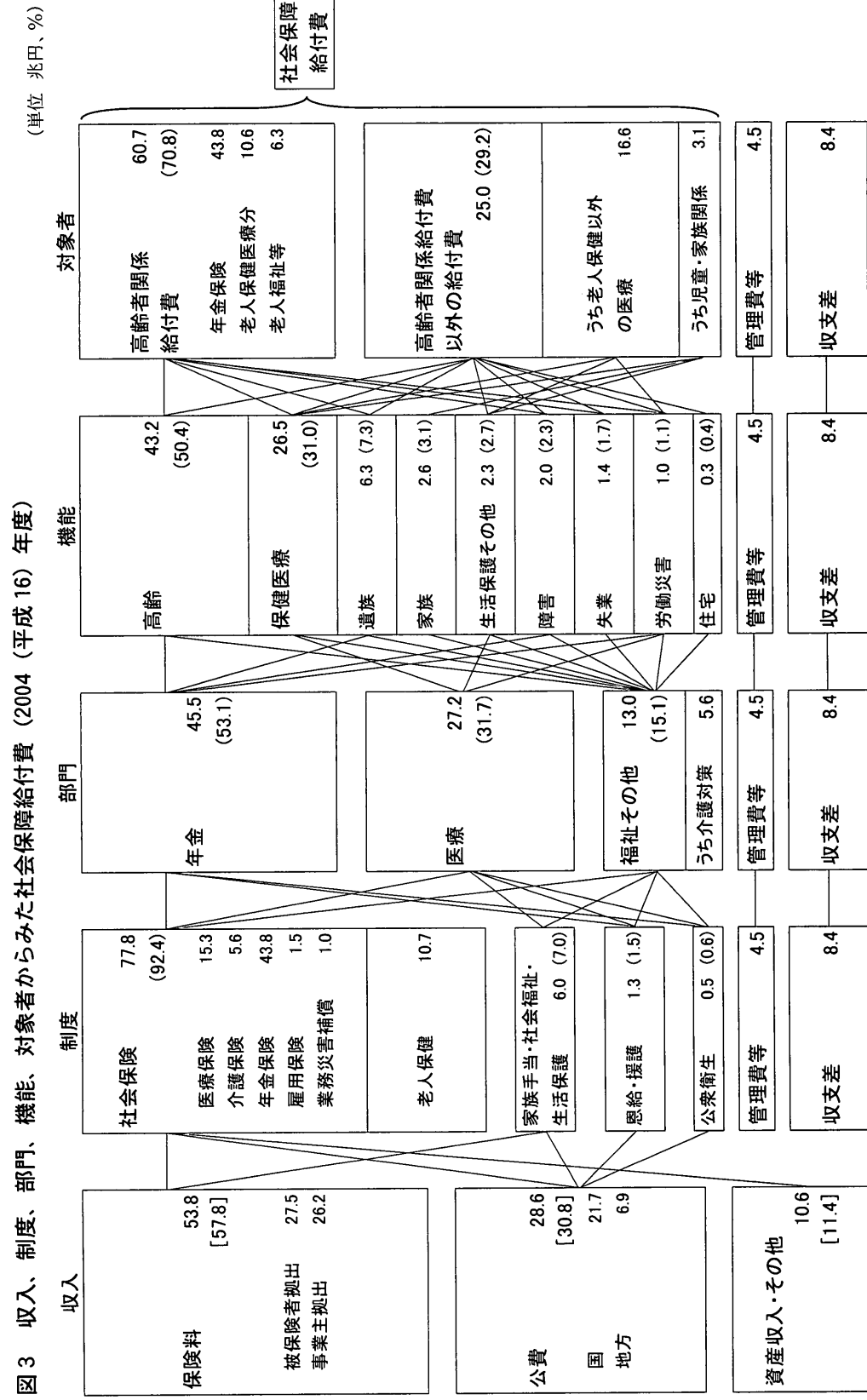
平成16年度の社会保障財源の総額は93兆206億円である。

- 項目別割合をみると、社会保険料が57.8%、税が30.8%、他の収入が11.4%となっている。
- 対前年度比は8.13%の増加となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成15年度		平成16年度		対前年度比	
	億円 (100.0)	億円 (100.0)	億円 (100.0)	億円 (100.0)	増加額	伸び率 %
計	1,012,526 (100.0)	930,206 (100.0)	1,012,526 (100.0)	930,206 (100.0)	△ 82,320	△ 8.13
I 社会保険料	546,302 (54.0)	537,541 (57.8)	546,302 (54.0)	537,541 (57.8)	△ 8,761	△ 1.60
事業主拠出	272,505 (26.9)	262,256 (28.2)	272,505 (26.9)	262,256 (28.2)	△ 10,249	△ 3.76
被保険者拠出	273,797 (27.0)	275,285 (29.6)	273,797 (27.0)	275,285 (29.6)	1,488	0.54
II 税	277,853 (27.4)	286,369 (30.8)	277,853 (27.4)	286,369 (30.8)	8,516	3.06
国	211,415 (20.9)	217,012 (23.3)	211,415 (20.9)	217,012 (23.3)	5,597	2.65
地方	66,438 (6.6)	69,357 (7.5)	66,438 (6.6)	69,357 (7.5)	2,919	4.39
III 他の収入	188,371 (18.6)	106,295 (11.4)	188,371 (18.6)	106,295 (11.4)	△ 82,076	△ 43.57
資産収入	152,229 (15.0)	70,005 (7.5)	152,229 (15.0)	70,005 (7.5)	△ 82,224	△ 54.01
その他	36,142 (3.6)	36,291 (3.9)	36,142 (3.6)	36,291 (3.9)	148	0.41

(注) ()内は構成割合である。



(注) 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等である。
 1. 平成16年度の社会保障収入は93.0兆円(他制度からの移転を除く)であり、[]内は社会保障収入に対する割合。
 2. 平成16年度の社会保障給付費は85.6兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。
 3. 平成16年度の社会保障給付費は85.6兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社会 保 障 給 付 費						
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)	構成割合 (%)		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615	48.8		
1951(26)	1,571	804	51.1	768	48.9		
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046	47.7		
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096	42.5		
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129	55.4		
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974	50.7		
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969	49.4		
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133	49.0		
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981	58.7		
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255	56.3		
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611	55.1		
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050	51.3		
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520	49.0		
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329	47.5		
				年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)	構成割合 (%)
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2

第1部 社会保障の動向

1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(6)	604,727	228,726	37.8	310,084	51.3	65,918	10.9
1995(7)	647,314	240,593	37.2	334,986	51.8	71,735	11.1
1996(8)	675,475	251,789	37.3	349,548	51.7	74,139	11.0
1997(9)	694,163	253,070	36.5	363,996	52.4	77,098	11.1
1998(10)	721,411	254,077	35.2	384,105	53.2	83,228	11.5
1999(11)	750,417	263,953	35.2	399,112	53.2	87,352	11.6
2000(12)	781,272	260,062	33.3	412,012	52.7	109,198	14.0
2001(13)	814,007	266,415	32.7	425,714	52.3	121,878	15.0
2002(14)	835,666	262,744	31.4	443,781	53.1	129,140	15.5
2003(15)	842,668	266,154	31.6	447,845	53.1	128,669	15.3
2004(16)	856,469	271,537	31.7	455,188	53.1	129,744	15.1

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第3節 社会保障給付費について

第2表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.06	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.19	5.28	5.14	1.77	2,032,410
1981(56)	13.01	5.44	5.68	1.89	2,118,783
1982(57)	13.68	5.64	6.06	1.97	2,200,091
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,854
1984(59)	13.83	5.58	6.36	1.90	2,431,547
1985(60)	13.67	5.47	6.47	1.73	2,610,890
1986(61)	14.39	5.65	7.00	1.75	2,680,934
1987(62)	14.45	5.68	7.09	1.68	2,818,190
1988(63)	13.97	5.48	6.92	1.56	3,039,679
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,222,073
1990(2)	13.56	5.28	6.90	1.38	3,483,454
1991(3)	13.51	5.26	6.90	1.35	3,710,807
1992(4)	14.57	5.67	7.42	1.49	3,693,238
1993(5)	15.39	5.91	7.87	1.62	3,690,327
1994(6)	16.17	6.11	8.29	1.76	3,740,796
1995(7)	17.30	6.43	8.95	1.92	3,742,774
1996(8)	17.82	6.64	9.22	1.96	3,791,076
1997(9)	18.14	6.61	9.51	2.01	3,827,635
1998(10)	19.37	6.82	10.31	2.23	3,725,035
1999(11)	20.46	7.20	10.88	2.38	3,667,396
2000(12)	21.02	7.00	11.09	2.94	3,715,975
2001(13)	22.55	7.38	11.79	3.38	3,609,521
2002(14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,846
2003(15)	23.51	7.43	12.50	3.59	3,583,968
2004(16)	23.72	7.52	12.61	3.59	3,610,126

(資料) 国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期勘及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55-平成16年度は内閣府経済社会総合研究所「平成18年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.5	22.3	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.5
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	4.2
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	3.8
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.4
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.7
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	5.1
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.9
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.5
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.1
1994(6)	6.5	4.9	6.8	10.6	1.4
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.1
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	1.3
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	1.0
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 2.7
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.5
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	1.3
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.9
2002(14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.4
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004(16)	1.6	2.0	1.6	0.8	0.7

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,737.3	197.6
1981(56)	233.8	407.5	1,798.1	204.5
1982(57)	253.5	441.9	1,854.1	210.9
1983(58)	267.5	466.3	1,935.9	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,022.2	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,158.3	245.5
1986(61)	317.2	553.0	2,204.8	250.8
1987(62)	333.2	580.9	2,306.9	262.4
1988(63)	345.9	603.0	2,477.9	281.9
1989(平成元)	364.3	635.0	2,616.7	297.6
1990(2)	382.0	665.9	2,819.3	320.7
1991(3)	404.2	704.6	2,991.8	340.3
1992(4)	432.5	754.0	2,966.9	337.5
1993(5)	455.3	793.7	2,955.7	336.2
1994(6)	483.7	843.1	2,987.6	339.8
1995(7)	515.5	898.6	2,982.3	339.2
1996(8)	536.7	935.5	3,014.1	342.9
1997(9)	550.2	959.1	3,035.3	345.3
1998(10)	570.3	994.3	2,946.5	335.2
1999(11)	592.3	1,032.6	2,895.6	329.4
2000(12)	615.5	1,073.0	2,928.6	333.1
2001(13)	639.5	1,114.8	2,838.0	322.8
2002(14)	655.8	1,143.1	2,792.7	317.7
2003(15)	660.3	1,151.1	2,808.5	319.5
2004(16)	670.8	1,169.3	2,827.3	321.6

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高齢者 雇用継続 給付費	計			社会保障給付費	
					対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	対前年度 伸び率	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合
1973(昭和48)	10,756	4,289	596	—	15,641	—	25.0	62,587	—
1974(49)	19,204	6,652	877	—	26,733	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,966	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,337	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,705	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,005	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(60)	144,549	40,070	3,668	—	188,287	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,040	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,118	7.9	61.7	604,727	6.5
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,314	7.0
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,475	4.4
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,163	2.8
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,411	3.9
1999(11)	378,061	109,443	15,106	954	503,564	5.3	67.1	750,417	4.0
2000(12)	391,729	103,469	35,698	1,086	531,982	5.6	68.1	781,272	4.1
2001(13)	406,178	107,216	44,873	1,250	559,517	5.2	68.7	814,007	4.2
2002(14)	425,025	107,125	50,792	1,437	584,379	4.4	69.9	835,666	2.7
2003(15)	429,959	106,343	55,387	1,489	593,178	1.5	70.4	842,668	0.8
2004(16)	438,143	105,879	61,125	1,389	606,537	2.3	70.8	856,469	1.6

(注) 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	児童手当計						合計		総計	
	児童手当		児童福祉 手当等	児童福祉 サービス	育児休業 給付	合計	出産 関係費	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合	
	児童手当	児童手当								
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2
1977(52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3
1978(53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9
1979(54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8
1980(55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5
1981(56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4
1982(57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2
1983(58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0
1984(59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0
1985(60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1
1986(61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0
1987(62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7
1988(63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,753	21,369	7.2	3.3
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	10.5	3.5
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,585	23,258	△ 1.5	3.4
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,875	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,765	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004(16)	11,236	5,909	5,327	13,857	1,370	26,463	4,443	30,906	△ 2.3	3.6

(注) 平成16年度は前年度との比較では、「児童福祉サービス」が17%減少し、児童・家族関係給付費全体でも対前年度伸び率は2.3%減となっているが、この背景としては、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い、この運営費が社会保障給付費に計上されなくなったことがある。なお参考までに、仮に一般財源化により計上されなくなった額を3,322億円として推計すれば、児童・家族関係給付費の対前年度伸び率は8.2%で、社会保障給付費に占める割合は4.0%となる。

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度	1995 (平成7)	1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	
給 付 費	総計	64,731,417	67,547,515	69,416,332	72,141,071	75,041,726
	医療保険	14,623,415	15,019,579	14,665,248	14,360,954	14,436,281
	老人保健	8,582,796	9,300,376	9,777,650	10,188,446	11,026,058
	介護保険	—	—	—	—	—
	年金保険	31,156,538	32,671,304	34,169,859	36,237,881	37,806,127
	雇用保険等	2,207,155	2,209,495	2,313,828	2,703,379	2,836,289
	業務災害補償	1,028,878	1,045,874	1,054,426	1,044,118	1,025,530
	家族手当	511,187	520,129	530,420	537,013	552,367
	生活保護	1,484,894	1,502,467	1,606,257	1,682,009	1,814,815
	社会福祉	2,603,244	2,832,488	2,915,792	3,082,738	3,312,714
	公衆衛生	606,661	594,807	560,325	545,734	547,837
	恩給	1,720,624	1,659,031	1,599,757	1,547,077	1,486,055
	戦争犠牲者援護	206,023	191,963	222,770	211,723	197,651
	構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0
医療保険		22.6	22.2	21.1	19.9	19.2
老人保健		13.3	13.8	14.1	14.1	14.7
介護保険		—	—	—	—	—
年金保険		48.1	48.4	49.2	50.2	50.4
雇用保険等		3.4	3.3	3.3	3.7	3.8
業務災害補償		1.6	1.5	1.5	1.4	1.4
家族手当		0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
生活保護		2.3	2.2	2.3	2.3	2.4
社会福祉		4.0	4.2	4.2	4.3	4.4
公衆衛生		0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
恩給		2.7	2.5	2.3	2.1	2.0
戦争犠牲者援護		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増である。

(単位 百万円、割合%)

2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)
78,127,238	81,400,724	83,566,605	84,266,791	85,646,871
14,572,699	14,791,576	14,439,575	14,711,798	15,276,653
10,447,419	10,804,055	10,801,187	10,722,379	10,675,977
3,252,114	4,122,775	4,666,117	5,110,400	5,577,221
39,172,913	40,617,812	42,502,502	42,995,871	43,814,337
2,664,958	2,713,358	2,619,154	2,024,562	1,528,279
1,018,528	1,015,412	982,922	973,367	958,723
711,649	857,359	896,364	915,765	1,123,641
1,929,889	2,060,403	2,186,944	2,365,553	2,552,832
2,186,116	2,315,279	2,460,662	2,469,655	2,312,399
563,047	568,112	551,989	601,165	543,981
1,419,745	1,350,930	1,280,425	1,204,272	1,193,156
188,161	183,654	178,763	172,005	89,672
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18.7	18.2	17.3	17.5	17.8
13.4	13.3	12.9	12.7	12.5
4.2	5.1	5.6	6.1	6.5
50.1	49.9	50.9	51.0	51.2
3.4	3.3	3.1	2.4	1.8
1.3	1.2	1.2	1.2	1.1
0.9	1.1	1.1	1.1	1.3
2.5	2.5	2.6	2.8	3.0
2.8	2.8	2.9	2.9	2.7
0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
1.8	1.7	1.5	1.4	1.4
0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成12～16年度）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
社会保障給付費	78,127,238	81,400,724	83,566,605
I 高齢	36,827,004	38,950,874	41,238,195
現金給付	33,292,829	34,530,579	36,246,586
退職年金	32,676,547	33,928,365	35,190,854
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	586,709	552,735	995,544
その他の現金給付	29,573	49,479	60,187
現物給付	3,534,175	4,420,295	4,991,610
II 遺族	5,874,743	6,005,681	6,087,524
現金給付	5,873,870	6,004,892	6,086,813
遺族年金	5,754,698	5,884,224	5,966,577
一括給付金	11,301	11,163	10,299
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	107,871	109,506	109,937
現物給付	873	789	711
埋葬費	—	—	—
その他	873	789	711
III 障害	1,874,664	1,905,079	1,939,278
現金給付	1,670,284	1,692,407	1,715,825
障害年金	1,623,413	1,645,877	1,669,335
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	348	343	350
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,523	46,179	46,140
現物給付	204,380	212,672	223,452
IV 労働災害	1,037,704	1,034,645	1,001,203
被保険者に対する現金給付	496,743	494,757	481,670
短期現金給付	188,542	186,819	178,465
長期現金給付（年金）	238,348	238,050	235,370
その他の現金給付	69,853	69,888	67,834
遺族に対する現金給付	266,317	267,952	271,298
定期的給付	243,617	245,343	248,466
その他の現金給付	22,700	22,609	22,832
現物給付	274,645	271,936	248,235
医療の現物給付	272,805	269,986	246,046
その他の現物給付	1,839	1,950	2,189
V 保健医療	25,640,763	26,208,481	25,837,414
現金給付	946,355	928,655	913,037
疾病給付	269,362	251,035	240,733
出産給付	461,623	460,350	454,080
その他の現金給付	215,370	217,270	218,225
現物給付（保健）	24,694,408	25,279,826	24,924,378
VI 家族	2,282,577	2,555,851	2,700,094
現金給付	786,251	968,323	1,023,623
定期的現金給付	786,251	968,323	1,023,623
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,496,326	1,587,528	1,676,471
VII 失業	2,627,083	2,652,439	2,547,179
現金給付	2,627,083	2,652,439	2,547,179
正規失業手当	2,183,121	2,255,704	2,152,741
特別失業手当	272,407	250,397	242,050
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	171,555	146,339	152,388
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	198,619	220,058	250,321
現金給付	198,619	220,058	250,321
家賃補助金	198,619	220,058	250,321
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,764,080	1,867,616	1,965,398
現金給付	656,587	696,762	765,015
定期的現金給付	651,379	692,053	759,912
その他の現金給付	5,208	4,709	5,103
現物給付	1,107,493	1,170,855	1,200,383

（単位 百万円）

平成15年度	平成16年度
84,266,791	85,646,871
42,007,917	43,192,160
36,569,425	37,188,028
35,987,688	36,724,189
—	—
—	—
518,800	402,665
62,937	61,174
5,438,491	6,004,132
6,168,727	6,252,736
6,168,104	6,252,220
6,048,610	6,147,198
10,378	11,431
—	—
109,116	93,591
623	517
—	—
623	517
1,949,525	1,973,145
1,727,152	1,749,181
1,680,606	1,702,193
—	—
—	—
386	381
—	—
46,161	46,607
222,373	223,965
991,249	976,269
473,042	461,604
172,921	166,465
233,322	230,525
66,798	64,614
271,656	269,540
248,539	247,211
23,117	22,330
246,551	245,125
244,280	242,737
2,271	2,388
26,085,055	26,546,608
897,011	904,681
235,582	243,371
443,724	444,084
217,705	217,227
25,188,045	25,641,927
2,721,735	2,649,429
1,049,291	1,263,761
1,049,291	1,263,761
—	—
1,672,444	1,385,668
1,947,088	1,444,236
1,947,088	1,444,236
1,631,601	1,212,014
166,847	149,852
—	—
148,640	82,370
—	—
279,623	313,019
279,623	313,019
279,623	313,019
—	—
—	—
—	—
—	—
2,115,873	2,299,270
823,449	879,120
817,534	869,296
5,916	9,825
1,292,424	1,420,150

（注）第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

第9表 平成16年度社会保障費用①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,232,733	3,233,843	—	900,162
(B) 組管掌健康保険	2,841,703	3,489,664	—	11,358
2. 国民健康保険	4,010,124	—	—	4,277,878
退職者医療制度(再掲)	663,225	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	2,608,044
4. 介護保険	956,452	—	—	1,424,915
5. 厚生年金保険	9,726,850	9,726,850	—	4,322,860
6. 厚生年金基金等	408,551	1,504,637	—	486
7. 国民年金	1,935,434	—	—	1,614,804
8. 農業者年金基金等	170,298	—	—	153,024
9. 船員保険	21,047	44,129	—	4,891
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	13,538	—	3,468
11. 日本私立学校振興・共済事業団	237,863	232,530	—	50,308
12. 雇用保険	1,021,759	1,535,002	—	476,744
13. 労働者災害補償保険	—	1,044,726	—	1,307
家族手当				
14. 児童手当	—	187,523	—	293,168
公務員				
15. 国家公務員共済組合	755,842	1,244,920	—	153,585
16. 存続組合等	—	354,265	—	625
17. 地方公務員等共済組合	2,208,962	3,466,205	—	596
18. 旧令共済組合等	—	557	—	13,718
19. 国家公務員災害補償	—	12,335	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	26,327	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,287	—	—
22. 国家公務員恩給	921	41,758	—	143
23. 地方公務員恩給	—	60,488	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	486,977
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,952,750
26. 社会福祉	—	—	—	1,763,450
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,185,976
総 計	27,528,537	26,225,584	—	21,701,236

- (注)
- 第9表については、各制度の年報等による平成16年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
 - 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
 - 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
 - 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書(平成16年度)」中、年金積立金の運用実績(承継資産の損益を含む場合)を参照して計上している。
 - 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
 - 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
 - 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分(3階部分)の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
 - 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
 - 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

(単位 百万円)

入					
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計
—	8	24,299	7,391,046	161	7,391,206
—	73,316	370,814	6,786,854	—	6,786,854
1,185,575	—	457,071	9,930,647	1,834,111	11,764,758
—	—	—	663,225	1,834,111	2,497,336
1,302,260	—	—	3,910,305	6,634,021	10,544,326
1,652,301	121	104,759	4,138,548	1,799,008	5,937,557
—	3,693,356	17,845	27,487,759	7,494,808	34,982,567
—	1,687,430	37,571	3,638,675	85,188	3,723,863
—	273,674	1,544,137	5,368,049	12,472,571	17,840,621
—	113,358	19,539	456,219	—	456,219
—	1,531	881	72,479	—	72,479
—	4,639	710,075	731,720	221	731,941
7,745	57,125	1,110	586,680	18,996	605,676
—	1,542	22,046	3,057,094	—	3,057,094
—	109,698	252,180	1,407,911	—	1,407,911
186,162	—	1,724	668,577	—	668,577
—	207,545	45,332	2,407,223	243,694	2,650,917
—	23,658	317	378,865	—	378,865
385,770	751,512	16,409	6,829,454	391,908	7,221,362
—	40	—	14,316	—	14,316
—	—	—	12,335	—	12,335
—	1,916	2,942	31,186	—	31,186
—	—	—	6,287	—	6,287
—	—	—	42,821	—	42,821
—	—	—	60,488	—	60,488
254,810	—	—	741,787	—	741,787
647,617	—	—	2,600,366	—	2,600,366
1,313,442	—	—	3,076,892	—	3,076,892
—	—	—	1,185,976	—	1,185,976
6,935,682	7,000,469	3,629,050	93,020,560	30,974,687	123,995,246

- 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。
 - 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。
 - 「失業・雇用対策」には高齢雇用継続給付等を含む。
- 備考 社会保障費用の項目説明
- 収入項目
 - 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
 - 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。
 - その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成16年度社会保障費用②

(単位 百万円)

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,582,271	304,115	—	—
(B) 組管管掌健康保険	2,740,057	245,396	—	—
2. 国民健康保険	7,153,957	97,688	—	—
退職者医療制度(再掲)	2,057,584	—	—	—
3. 老人保健	10,587,914	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	16,463	1,989	4,506	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	88,528	8,167	—	—
12. 雇用保険	—	82,754	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	227,168	2,345
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	215,835	20,568	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	620,743	84,167	—	—
18. 旧令共済組合等	60	1,700	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	3,966	17
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,069	26
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	27	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	466,930	108,990	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,319,761	253	—	—
26. 社会福祉	117,208	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	1,222	—	—	—
総 計	26,910,949	955,786	242,737	2,388

		出 付					
		災 害		年 金	失業・雇用対策		家族手当
		現 金					
年 金	年金以外の現金						
—	—	—	—	—	—	1. (A)	
—	—	—	—	—	—	1. (B)	
—	—	—	—	—	—	2.	
—	—	—	—	—	—	3.	
—	—	—	—	—	—	4.	
—	—	21,538,042	—	—	—	5.	
—	—	1,807,630	—	—	—	6.	
—	—	13,923,039	—	—	—	7.	
—	—	192,956	—	—	—	8.	
5,709	2,099	—	3,129	—	—	9.	
—	—	51,625	—	—	—	10.	
—	—	225,209	—	—	—	11.	
—	—	—	1,441,107	—	—	12.	
480,004	192,260	—	—	—	—	13.	
—	—	—	—	—	590,923	14.	
4,043	—	1,673,817	—	—	—	15.	
4,873	—	37,434	—	—	—	16.	
6,531	—	4,344,262	—	—	—	17.	
—	—	4,875	—	—	—	18.	
6,444	1,907	—	—	—	—	19.	
16,724	4,291	—	—	—	—	20.	
6,227	33	—	—	—	—	21.	
—	—	42,678	—	—	—	22.	
—	—	60,488	—	—	—	23.	
—	—	1,885	—	—	—	24.	
—	—	—	—	—	—	25.	
—	—	—	—	—	532,718	26.	
—	—	1,084,333	—	—	—	27.	
530,555	200,589	44,988,274	1,444,236	1,123,641			

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組委会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合借費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

第9表 平成16年度社会保障費用③

(単位 百万円)

	支 付					管理費
	給		そ の 他		計	
	現 物	現 金	医療以外 の現物	現 金		
社会保険						
1. 健康保険						
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	19,763	3,906,149	55,130
(B) 組管掌健康保険	—	—	—	14,444	2,999,898	123,483
2. 国民健康保険	—	—	—	36,747	7,288,392	224,359
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	2,057,584	—
3. 老人保健	—	—	—	—	10,587,914	—
4. 介護保険	5,517,026	60,195	—	—	5,577,221	199,192
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	21,538,042	83,986
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	1,807,630	147,253
7. 国民年金	—	—	—	—	13,923,039	132,079
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	192,956	11,655
9. 船員保険	—	2	—	568	34,465	1,754
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	51,625	2,330
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	2,010	323,914	4,050
12. 雇用保険	—	1,290	—	—	1,525,150	116,271
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	901,777	47,767
家族手当						
14. 児童手当	—	—	60,443	—	651,367	2,140
公務員						
15. 国家公務員共済組合	—	77	—	4,707	1,919,046	6,745
16. 存続組合等	—	—	—	—	42,307	1,748
17. 地方公務員等共済組合	—	1,019	—	13,514	5,070,237	36,048
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	6,635	229
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	12,335	—
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	28,109	1,912
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,287	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	42,678	143
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	60,488	—
公衆保健サービス						
24. 公衆衛生	3,499	—	50,739	1	632,044	2,240
公的扶助及び社会福祉						
25. 生活保護	45,779	—	—	1,187,040	2,552,832	47,534
26. 社会福祉	—	—	2,087,406	47,342	2,784,673	17,546
戦争犠牲者						
27. 戦争犠牲者	—	—	517	93,591	1,179,662	6,314
総 計	5,566,304	62,582	2,199,105	1,419,726	85,646,871	1,271,905

運用損失	出				収支差	
	その他	小 計	他制度への移転	支出合計		
—	224,434	4,185,712	3,112,677	7,298,389	92,818	1. (A)
—	502,501	3,625,882	2,572,306	6,198,188	588,666	1. (B)
—	521,489	8,034,240	3,501,798	11,536,037	228,721	2.
—	—	2,057,584	—	2,057,584	439,753	
—	46,605	10,634,519	—	10,634,519	△ 90,193	3.
—	103,895	5,880,308	197	5,880,504	57,052	4.
—	145,803	21,767,832	10,879,479	32,647,311	2,335,256	5.
2,904	28,361	1,986,148	—	1,986,148	1,737,715	6.
—	39,819	14,094,937	2,189,107	16,284,044	1,556,577	7.
—	9,431	214,042	—	214,042	242,177	8.
—	1,857	38,076	28,775	66,850	5,628	9.
—	675,637	729,592	2,349	731,941	0	10.
—	1,216	329,180	237,636	566,816	38,860	11.
—	344,093	1,985,514	—	1,985,514	1,071,580	12.
—	176,894	1,126,437	—	1,126,437	281,474	13.
—	8,153	661,660	—	661,660	6,917	14.
—	6,871	1,932,663	646,626	2,579,289	71,627	15.
—	7	44,061	451,775	495,836	△ 116,971	16.
—	1,024	5,107,309	1,820,466	6,927,775	293,588	17.
—	7,436	14,300	—	14,300	16	18.
—	—	12,335	—	12,335	0	19.
—	1,099	31,120	—	31,120	66	20.
—	—	6,287	—	6,287	0	21.
—	—	42,821	—	42,821	0	22.
—	—	60,488	—	60,488	0	23.
—	107,503	741,787	—	741,787	0	24.
—	—	2,600,366	—	2,600,366	0	25.
—	274,672	3,076,892	—	3,076,892	0	26.
—	—	1,185,976	—	1,185,976	0	27.
2,904	3,228,801	90,150,482	25,443,190	115,593,672	8,401,574	

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,096	29.7	20,041	25.7
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,644	29.9	111,057	26.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	131,142	29.4	115,417	25.9
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	138,059	28.4	117,880	24.3
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,984	27.9	119,920	23.4
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,322	27.2	121,474	22.8
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,899	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	153,186	25.4	127,420	21.1
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,974	24.4	134,559	20.3
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	170,286	24.1	141,106	19.9
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,766	24.5	147,363	19.9
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	188,316	24.5	153,403	20.0
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.4	194,766	24.5	156,934	19.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,901	24.4	165,683	19.5
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	213,323	24.5	168,348	19.3
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	217,552	24.1	171,127	19.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	219,898	24.6	171,697	19.2
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	246,626	25.4	195,064	20.1
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	252,184	28.0	197,066	21.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	266,922	29.5	207,075	22.9
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	267,140	30.3	205,520	23.3
2003(15)	273,797	27.0	272,505	26.9	277,853	27.4	211,415	20.9
2004(16)	275,285	29.6	262,256	28.2	286,369	30.8	217,012	23.3

(注)
1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。

(単位 億円、割合%)

他の公費		資産収入		その他		合計
金額	割合	金額	割合	金額	割合	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,587	3.5	49,943	11.9	6,654	1.6	419,642
15,725	3.5	55,581	12.5	7,535	1.7	445,384
20,179	4.2	62,020	12.8	9,748	2.0	485,773
23,064	4.5	68,872	13.4	8,793	1.7	512,442
23,848	4.5	71,981	13.5	11,713	2.2	533,637
25,495	4.4	74,309	13.0	13,025	2.3	573,062
25,766	4.3	77,015	12.8	21,796	3.6	603,167
27,416	4.1	83,580	12.6	22,915	3.5	663,661
29,180	4.1	89,374	12.6	23,370	3.3	707,714
33,403	4.5	90,810	12.3	24,343	3.3	739,182
34,913	4.5	95,171	12.4	25,403	3.3	768,380
37,831	4.8	93,630	11.8	32,366	4.1	795,684
42,219	5.0	98,118	11.5	33,005	3.9	851,245
44,975	5.2	96,594	11.1	34,125	3.9	871,202
46,425	5.2	104,424	11.6	31,156	3.5	901,366
48,201	5.4	89,989	10.1	32,916	3.7	892,610
51,562	5.3	144,381	14.9	34,663	3.6	971,028
55,118	6.1	64,976	7.2	34,708	3.8	901,562
59,847	6.6	43,464	4.8	32,259	3.6	903,902
61,620	7.0	16,124	1.8	40,170	4.6	882,218
66,438	6.6	152,229	15.0	36,142	3.6	1,012,526
69,357	7.5	70,005	7.5	36,291	3.9	930,206

2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成12～16年度）

（単位 百万円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合計	90,156,212	90,390,211	88,221,802	101,252,598	93,020,560
I 社会保険料	54,969,440	56,125,696	55,878,434	54,630,178	53,754,121
事業主拠出	28,310,569	28,653,657	28,405,372	27,250,489	26,225,584
民間事業主拠出	23,154,013	23,511,410	23,334,507	22,275,300	21,323,333
公的事業主拠出	5,156,556	5,142,247	5,070,865	4,975,189	4,902,251
被保険者拠出	26,658,872	27,472,038	27,473,062	27,379,688	27,528,537
被用者拠出	20,570,291	20,933,815	20,707,898	20,389,369	20,456,230
自営業者及び年金受給者拠出	6,088,581	6,538,224	6,765,163	6,990,319	7,072,308
II 税	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318	28,636,919
普通税	25,218,359	26,692,161	26,714,015	27,785,318	28,636,919
国	19,706,578	20,707,501	20,552,001	21,141,503	21,701,236
地方	5,511,781	5,984,660	6,162,014	6,643,815	6,935,682
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	9,968,412	7,572,355	5,629,353	18,837,102	10,629,519
資産収入	6,497,578	4,346,421	1,612,356	15,222,875	7,000,469
その他	3,470,834	3,225,934	4,016,997	3,614,227	3,629,050
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比

（単位 %）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合計	△ 7.15	0.26	△ 2.40	14.77	△ 8.13
I 社会保険料	0.80	2.10	△ 0.44	△ 2.23	△ 1.60
事業主拠出	△ 0.41	1.21	△ 0.87	△ 4.07	△ 3.76
民間事業主拠出	△ 0.38	1.54	△ 0.75	△ 4.54	△ 4.27
公的事業主拠出	△ 0.53	△ 0.28	△ 1.39	△ 1.89	△ 1.47
被保険者拠出	2.11	3.05	0.00	△ 0.34	0.54
被用者拠出	0.84	1.77	△ 1.08	△ 1.54	0.33
自営業者及び年金受給者拠出	6.62	7.39	3.47	3.33	1.17
II 税	2.25	5.84	0.08	4.01	3.06
普通税	2.25	5.84	0.08	4.01	3.06
国	1.03	5.08	△ 0.75	2.87	2.65
地方	6.90	8.58	2.96	7.82	4.39
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△ 44.32	△ 24.04	△ 25.66	234.62	△ 43.57
資産収入	△ 55.00	△ 33.11	△ 62.90	844.14	△ 54.01
その他	0.13	△ 7.06	24.52	△ 10.03	0.41
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

（注）第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 （注）高齢者の医療費は「保健医療」を含む （注）生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 （注）遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」を含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、障害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象（傷病で休職中の所得保障を含む）	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 （注）労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」を含む （注）生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 （注）雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」を含む （注）雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 （注）ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」を含む

（注）ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

OECD 基準の社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来から ILO 基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが 1996 年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。
一方、やや範囲が異なるが OECD 基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECD の推計結果を掲載しているところである。
OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD 基準による我が国の社会支出

OECD 基準による我が国の社会支出は、2003 年度で 91.9 兆円である。政策分野別にみると、高齢が最も多く 42.9 兆円 (46.7%)、次いで保健 30.4 兆円 (33.1%)、遺族 6.3 兆円 (6.8%) の順になっている。社会支出の対前年度伸び率は 1.0%、対国内総生産比は 18.6%となっている。

参考表 1 日本の社会支出の推移

(単位 億円)

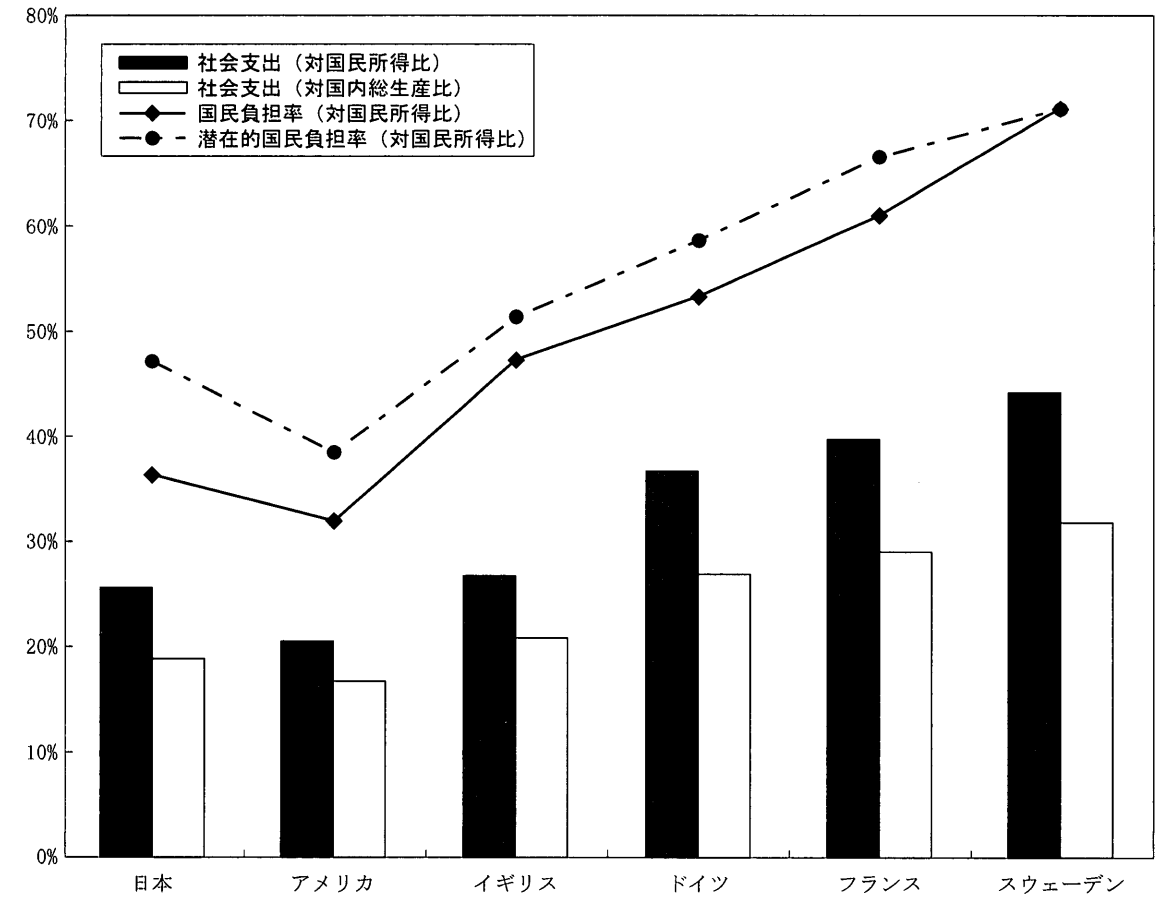
	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	305,240 (40.3)	324,115 (41.3)	334,781 (41.5)	373,474 (44.1)	396,779 (44.9)	419,951 (46.2)	429,044 (46.7)	2.2
遺族	54,971 (7.3)	56,708 (7.2)	58,423 (7.2)	59,814 (7.1)	61,129 (6.9)	61,947 (6.8)	62,780 (6.8)	1.3
障害、業務 災害、傷病	33,116 (4.4)	33,253 (4.2)	31,689 (3.9)	33,050 (3.9)	39,020 (4.4)	39,310 (4.3)	39,202 (4.3)	△ 0.3
保健	293,264 (38.7)	296,885 (37.9)	304,066 (37.7)	297,657 (35.1)	305,676 (34.6)	299,071 (32.9)	303,932 (33.1)	1.6
家族	27,894 (3.7)	28,751 (3.7)	29,766 (3.7)	32,588 (3.8)	35,272 (4.0)	36,663 (4.0)	36,849 (4.0)	0.5
積極的 労働政策	15,639 (2.1)	13,027 (1.7)	14,732 (1.8)	14,653 (1.7)	14,416 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	3.4
失業	21,364 (2.8)	24,127 (3.1)	26,005 (3.2)	28,272 (3.3)	23,221 (2.6)	28,926 (3.2)	22,201 (2.4)	△ 23.2
住宅	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
生活保護 その他	6,734 (0.9)	7,072 (0.9)	7,575 (0.9)	8,004 (0.9)	8,394 (0.9)	9,107 (1.0)	9,703 (1.1)	6.5
合計	758,222 (100.0)	784,118 (100.0)	807,037 (100.0)	847,512 (100.0)	883,906 (100.0)	909,375 (100.0)	918,598 (100.0)	1.0
国民所得比	19.8%	21.0%	22.0%	22.8%	24.5%	25.6%	25.6%	0.28
国内総生産比	14.9%	15.6%	16.3%	16.9%	18.0%	18.6%	18.6%	0.03

(注)
1. () 内は構成割合である。
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位 %ポイント)である。
(資料) OECD Social Expenditure Database 2006 による。

OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きいヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に(潜在的)国民負担率についても、同様の傾向が見られる。(参考図 1)

参考図 1 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2003年)

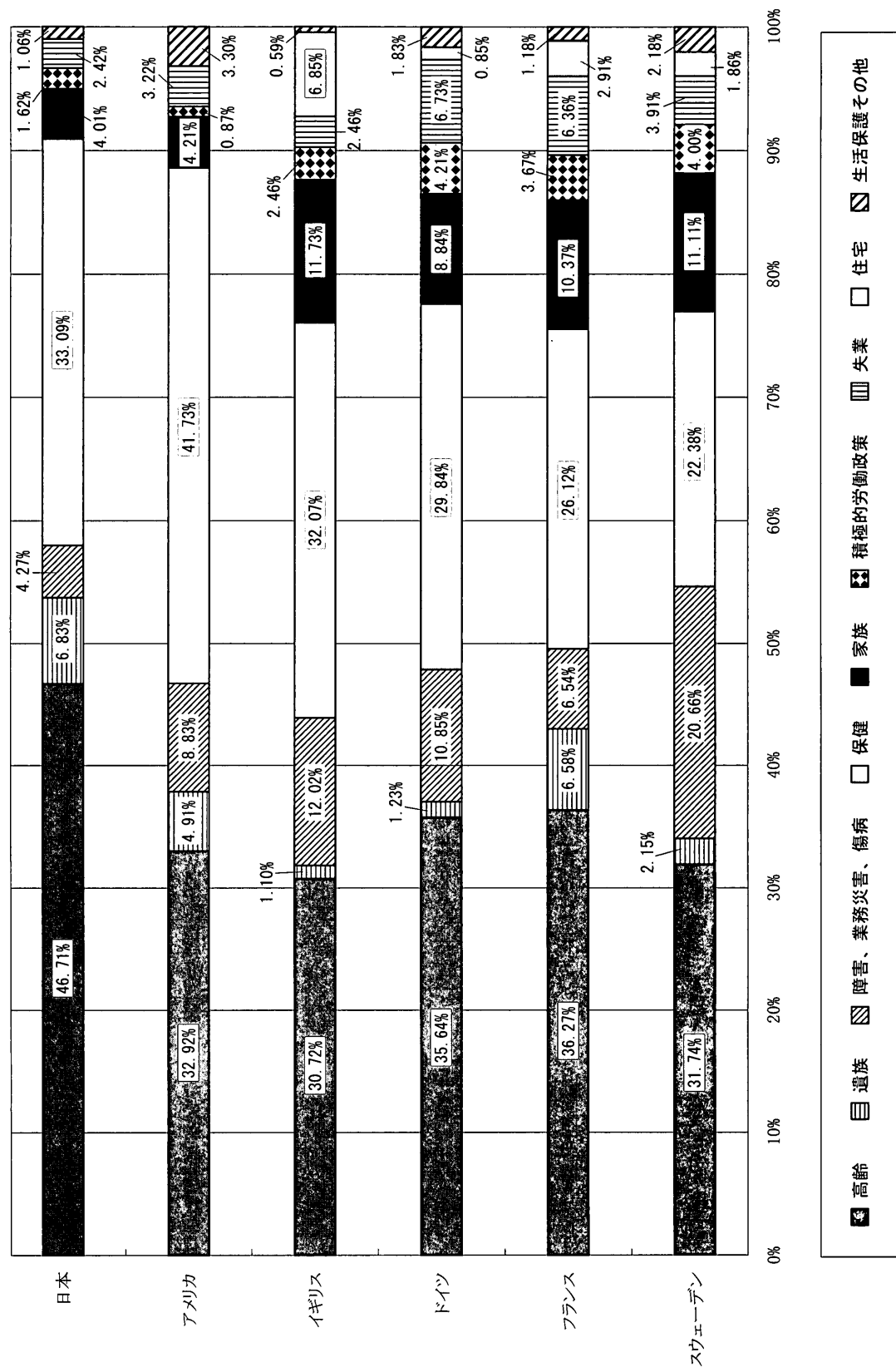


参考表 2 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2003年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出(対国民所得比)	25.63%	20.50%	26.66%	36.77%	39.77%	44.14%
社会支出(対国内総生産比)	18.61%	16.59%	20.83%	26.72%	29.08%	31.86%
国民負担率(対国民所得比)	36.2%	31.8%	47.1%	53.3%	60.9%	71.0%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	46.9%	38.3%	51.2%	58.4%	66.5%	71.1%

(注) (潜在的)国民負担率には社会保障以外の負担も含む。
(資料) 諸外国は、OECD Social Expenditure Database 2006 による。
(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)
日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成 18 年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。(潜在的)国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2003年)



参考表3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2003年)

	高齢	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本	11.97%	1.75%	1.09%	8.48%	1.03%	0.42%	—	0.27%	25.63%
アメリカ	6.75%	1.01%	1.81%	8.55%	0.86%	0.18%	—	0.68%	20.50%
イギリス	8.19%	0.29%	3.21%	8.55%	3.13%	0.66%	1.83%	0.16%	26.66%
ドイツ	13.10%	0.45%	3.99%	10.97%	3.25%	1.55%	0.31%	0.67%	36.77%
フランス	14.42%	2.62%	2.60%	10.39%	4.13%	2.53%	1.16%	0.47%	39.77%
スウェーデン	14.01%	0.95%	9.12%	9.88%	4.91%	1.72%	0.82%	0.96%	44.14%

参考表3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2003年)

	高齢	障害、業務災害、傷病	保健	家族	積極的労働政策	失業	住宅	生活保護その他	合計
日本	8.69%	1.27%	0.79%	6.16%	0.75%	0.45%	—	0.20%	18.61%
アメリカ	5.46%	0.82%	1.47%	6.92%	0.70%	0.54%	—	0.55%	16.59%
イギリス	6.40%	0.23%	2.50%	6.68%	2.44%	0.51%	1.43%	0.12%	20.83%
ドイツ	9.52%	0.33%	2.90%	7.97%	2.36%	1.80%	0.23%	0.49%	26.72%
フランス	10.55%	1.91%	1.90%	7.59%	3.02%	1.85%	0.85%	0.34%	29.08%
スウェーデン	10.11%	0.69%	6.58%	7.13%	3.54%	1.24%	0.59%	0.70%	31.86%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD 定義 (注1)	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費、在宅福祉事業費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種思給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷病一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷病一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data file の公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2006 の公的支出総額より、(財)医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。なお、当該資料における直近数値は2003年度である
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び家族を支援するために給付される現物給付（サービス）に当てる支出を計上 就学前教育費（2006edより追加）	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD 図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため計上
生活保護その他 (注2)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被害者の給付

(注)
1. OECD 定義とは OECD Social Expenditure database 2006ed の基準である。
2. OECD の英語表示で最後の政策分野は「他の政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第4節 日本の将来推計人口 （平成18年12月推計）

—平成18(2006)年～平成67(2055)年—

附：参考推計 平成68(2056)年～平成117(2105)年

《結果および仮定の要約》

1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊出生率]		中位仮定 [1.26]	高位仮定 [1.55]	低位仮定 [1.06]	平成14年1月推計 中位仮定 [1.39]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男= 83.67年] [女= 90.34年]			男= 80.95年 女= 89.22年
総人口	平成17年(2005)	12,777万人	12,777万人	12,777万人	12,771万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成42年(2030)	11,522万人	11,835万人	11,258万人	11,758万人
	↓	↓	↓	↓	↓
年少(0～14歳)人口	平成62年(2050)	9,515万人	10,195万人	8,997万人	10,059万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成67年(2055)	8,993万人	9,777万人	8,411万人	9,411万人
	↓	↓	↓	↓	↓
生産年齢(15～64歳)人口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,773万人 13.9%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7%	1,348万人 11.4%	942万人 8.4%	1,323万人 11.3%
	↓	↓	↓	↓	↓
総人口	平成62年(2050)	821万人 8.6%	1,109万人 10.9%	622万人 6.9%	1,084万人 10.8%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成67年(2055)	752万人 8.4%	1,058万人 10.8%	551万人 6.6%	951万人 8.1%
	↓	↓	↓	↓	↓
生産年齢(15～64歳)人口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,459万人 66.2%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5%	6,820万人 57.6%	6,649万人 59.1%	6,958万人 59.2%
	↓	↓	↓	↓	↓
総人口	平成62年(2050)	4,930万人 51.8%	5,321万人 52.2%	4,610万人 51.2%	5,389万人 53.6%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成67年(2055)	4,595万人 51.1%	5,073万人 51.9%	4,213万人 50.1%	4,930万人 51.8%
	↓	↓	↓	↓	↓

老年（65歳以上）人口	平成17年（2005）	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,539万人 19.9%
	平成42年（2030）	3,667万人 31.8%	3,667万人 31.0%	3,667万人 32.6%	3,477万人 29.6%
	平成62年（2050）	3,764万人 39.6%	3,764万人 36.9%	3,764万人 41.8%	3,586万人 35.7%
	平成67年（2055）	3,646万人 40.5%	3,646万人 37.3%	3,646万人 43.4%	

3. 推計方法

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

(1) 出生仮定の要約

1990年生まれ女性コーホート（参照コーホート）の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2005年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。

仮定の種類	出生仮定指標	前提		合計特殊出生率			平成14年1月推計
		現在の実績値 1955年生まれの世代	仮定 1990年生まれの世代 (参照コーホート)	平成17年(2005)実績	平成42年(2030)	平成67年(2055)	平成62年(2050)
中位の仮定	(1) 平均初婚年齢	24.9歳	→ 上昇 28.2歳				
	(2) 生涯未婚率	5.8%	→ 上昇 23.5%	1.26	1.24	1.26	1.39
	(3) 夫婦完結出生児数	2.16人	→ 減少 1.70人				
	(4) 離死別再婚効果	0.952	→ 減少 0.925				
高位の仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇 27.8歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇 17.9%	1.26	1.53	1.55	1.63
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少 1.91人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少 0.938				
低位の仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇 28.7歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇 27.0%	1.26	1.04	1.06	1.10
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少 1.52人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少 0.918				

注：本推計での生涯未婚率は人口動態統計による日本人女性コーホート50歳時累積初婚率より算出している。参照コーホートの生涯未婚率の仮定値は、前回推計と同定義とした場合、中位20.4%、高位14.6%、低位24.1%となる。

出生性比：2001～05年の出生性比（105.4）を一定とした。

(2) 死亡仮定の要約

1970～2005年の死亡実績に基づき、「死亡中位」（男性83.67年、女性90.34年）の仮定を設定するとともに、パラメータの信頼区間に従い「死亡高位」（男性82.41年、女性89.17年）、「死亡低位」（男性84.93年、女性91.51年）の仮定を設定した（括弧内は平成67(2055)年の平均寿命）。

	実績 平成17(2005)年	死亡中位仮定 平成67(2055)年	平成14年1月推計 平成62(2050)年
男性	78.53年	83.67年	80.95年
女性	85.49年	90.34年	89.22年

(3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については1995年10月1日～2005年9月30日（同時多発テロおよび新型肺炎の影響年を除く）の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とした。外国人については、入国超過数を仮定し、2006年の男性25千人、女性26千人から2025年に男性33千人、女性42千人となり、その後一定と仮定した。

日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。以下、その概要を報告する。本推計は旧人口問題研究所時代を含め、同研究所による全国将来推計人口の公表としては13回目にあたる。

1

I 日本の将来推計人口について

日本の将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡、および国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったものである。将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定に基づく複数の推計を行い、これらにより将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

推計の対象は、外国人を含め、日本に常住する総人口を対象とする。これは国勢調査の対象と同一の定義である。推計の期間は、平成17(2005)年国勢調査を出発点として、平成67(2055)年までを推計の期間とし、各年10月1日時点の人口について推計する。ただし、参考として平成117(2105)年までの人口(各年10月1日時点)を計算して附した。

推計の方法は、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について年齢別に仮定を設け、コーホート要因法により将来の男女別年齢別人口を推計した。仮定の設定は、それぞれの要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって行った(詳しくは「III 推計方法の概要」参照)。

II 推計結果の概要

日本の将来推計人口では、将来の出生推移について中位、高位、低位の3仮定を設けているが、今回の推計では死亡推移についても中位、高位、低位の3仮定を設けることとした。以下では、まず出生3仮定と死亡中位仮定を組み合わせた3推計の結果の概要について記述し、次いで出生3仮定と死亡高位、および死亡低位とを組み合わせた結果の概要について記述する。なお、以下の記述では各推計はその出生仮定と死亡仮定の組み合わせにより、たとえば出生中位(死亡中位)推計などと呼ぶことにする。

〔出生3仮定(死亡中位仮定)の推計結果〕

1. 総人口の推移

人口推計の出発点である平成17(2005)年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,777万人であった。出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成42(2030)年の1億1,522万人を経て、平成58(2046)年には1億人を割って9,938万人となり、平成67(2055)年には8,993万人になるものと推計される(表1-1、図1-1)。

出生高位推計によれば、総人口は平成65(2053)年に1億人を割って9,944万人となり、平成67(2055)年に9,777万人になるものと推計される(表1-2、図1-1)。

一方、出生低位推計では平成54(2042)年に1億人を割り、平成67(2055)年には8,411万人になるものと推計される(表1-3、図1-1)。

4

2. 年齢3区分別人口規模、および構成の推移

(1) 年少(0～14歳)人口、および構成比の推移

出生数は昭和48年(1973)年の209万人から平成17(2005)年の106万人まで減少してきた。その結果、年少(0～14歳)人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成17(2005)年国勢調査の1,752万人まで減少した。

出生中位推計の結果によると、年少人口は平成21(2009)年に1,600万人台へと減少する(表1-1、図1-3)。その後も減少が続き、平成51(2039)年には1,000万人を割り、平成67(2055)年には752万人の規模になるものと推計される。

出生高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、出生高位推計においても、年少人口は減少傾向に向かい、平成67(2055)年には1,058万人となる(表1-2)。出生低位推計では、より急速な年少人口減少が見られ、現在の年少人口1,759万人から、平成39(2027)年には1,000万人を割り、平成67(2055)年には551万人となる(表1-3)。

一方、年少人口割合を見ると、出生中位推計によれば、平成17(2005)年の13.8%から減少を続け、平成37(2025)年に10.0%となった後、平成57(2045)年に9.0%を経て、平成67(2055)年には8.4%となる(表1-1、図1-4)。

出生高位推計では、年少人口割合の減少はやや緩やかで、平成24(2012)年に13%台を割り、平成67(2055)年に10.8%となる(表1-2)。

出生低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成22(2010)年に13%台を切り、平成31(2019)年に10%を割り込んだ後、平成67(2055)年に6.6%となる(表1-3)。

(2) 生産年齢(15～64歳)人口、および構成比の推移

生産年齢人口(15～64歳)は戦後一貫して増加を続け、平成7(1995)年の国勢調査では8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17(2005)年国勢調査によると8,409万人となった。

出生中位推計の結果によれば、平成24(2012)年には8,000万人を割り、平成67(2055)年には4,595万人となる(表1-1、図1-3)。

第1部 社会保障の動向

出生高位ならびに低位推計では、生産年齢人口は平成32（2020）年までは中位推計と同一である。その後の出生仮定による違いをみると、高位推計では生産年齢人口の減少のペースはやや遅く、平成67（2055）年に5,073万人となる（表1-2）。低位推計では、生産年齢人口はより速いペースで減少し、平成38（2026）年に7,000万人を割り、平成58（2046）年に5,000万人をも割り込んで、平成67（2055）年には4,213万人となる（表1-3）。

出生中位推計による生産年齢人口割合は、平成17（2005）年の66.1%から減少を続け、平成32（2020）年には60.0%に縮小した後、平成48（2036）年に現在の水準よりおよそ10ポイント低い56.4%を経て、平成67（2055）年には51.1%となる（表1-1、図1-4）。

出生高位推計においても、生産年齢人口割合は当初から一貫して減少を示し、平成67（2055）年には中位推計結果より0.8ポイント高い51.9%となる。

出生低位推計では、生産年齢人口割合の減少は年少人口の急速な減少にともなって一定の期間は相対的に緩やかとなるため60.0%に縮小するのは中位推計より遅い平成38（2026）年である。しかし、その後に減少は加速し、平成67（2055）年には50.1%と中位推計より1ポイント低くなる。

(3) 老年（65歳以上）人口、および構成比の推移

老年（65歳以上）人口の推移は、死亡仮定が同一の場合、50年間の推計期間を通して出生3仮定で同一となる。すなわち、老年人口は平成17（2005）年現在の2,576万人から、団塊世代が参入を始める平成24（2012）年に3,000万人を上回り、平成32（2020）年には3,590万人へと増加する（表1-1、表1-2、表1-3、図1-3）。その後しばらくは緩やかな増加期となるが、平成42（2030）年に3,667万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の平成54（2042）年に3,863万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ、平成67（2055）年には3,646万人となる。

老年人口割合を見ると、平成17（2005）年現在の20.2%（約5人に1人）から、出生3仮定推計とも平成35（2013）年には25.2%で4人に1人を上回り、その後出生中位推計では、平成47（2035）年に33.7%で3人に1人を上回り、50年後の平成67（2055）年には40.5%、すなわち2.5人に1人が老年人口となる（表1-1、図1-2）。

出生高位推計では、平成49（2037）年に33.4%で3人に1人を上回り、平成67（2055）年には37.3%、すなわち2.7人に1人が老年人口である（表1-2、図1-2）

また、出生低位推計では、平成45（2033）年には33.6%で3人に1人を上回り、平成67（2055）年には43.4%、すなわち2.3人に1人が老年人口となる（表1-3、図1-2）

将来の出生水準の違いによる高齢化の程度の差を、出生高位と出生低位の推計結果の比較によってみると、平成42（2030）年には出生低位推計では32.6%、出生高位推計では31.0%と1.6ポイントの差があるが、この差はその後さらに拡大し、平成67（2055）年には、出生低位43.4%、出生高位37.3%と6.1ポイントの差が生じる（図1-2）。

すでに見たように老年人口自体の増加は、平成32（2020）年頃より減速し、平成54（2042）年にピークに減少するにもかかわらず、出生3仮定とも向こう50年間老年人口割合が増加を続けるのは、年少人口、ならびに生産年齢人口の減少が続くことによる相対的な増大が続くからである。

3. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標として従属人口指数がある。出生中位推計に基づく老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の31%（働き手3.3人で高齢者1人を扶養）から2020年代には50%（2人で1人を扶養）を超えて上昇し、平成67（2055）年には79%（1.3人で1人を扶養）となるものと推計される（表1-4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の21%（働き手4.8人で年少者1人を扶養）の水準から今後16～20%の水準の範囲で推移する。低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、平成37（2025）年頃より年少従属人口指数が一定水準以下に大きく低下しないのは、親世代に当たる生産年齢人口も同時に減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を合わせた値を従属人口指数と呼び、生産年齢人口に対する全体の扶養負担の程度を表す。出生中位推計における従属人口指数は、生産年齢人口の縮小傾向のもとで、平成17（2005）年現在の51.3%から平成42（2030）年に70.9%に上昇し、その後平成67（2055）年に95.7%に達する。

出生高位推計における従属人口指数は、出生中位推計に比べ年少従属人口指数が高いため当初これより高く推移するが、2045年以降は逆転し、平成67（2055）年には92.7%となる。逆に出生低位推計における従属人口指数は、当初出生中位推計の同指標より低く推移するが、平成53（2041）年に逆転し、平成67（2055）年には99.6%に達する。

4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは、過去における出生数の急増減、たとえば昭和20（1945）～21（1946）年終戦にともなう出生減、昭和22（1947）～24（1949）年の第1次ベビーブーム、昭和25（1950）～32（1957）年の出生減、昭和41（1966）年の丙午（ひのえうま）の出生減、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブームとその後の出生減などにより、著しい凹凸を持つ人口ピラミッドとなっている（図1-5（1））。

平成17（2005）年の人口ピラミッドは第1次ベビーブーム世代が50歳代の後半、第2次ベビーブーム世代が30歳代前半にあるが、出生中位推計によってその後の形状の変化を見ると、平成42（2030）年に第1次ベビーブーム世代は80歳代の前半、第2次ベビーブーム世代は50歳代後半となる。したがって、平成42（2030）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代が高年齢層に入ることを中心とするものであることがわかる（図1-5（2））。

その後、平成67（2055）年までの高齢化の進展は、第2次ベビーブーム世代が高年齢層に入るとともに、低い出生率の下で世代ごとに人口規模が縮小して行くことを反映したのとなっている（図1-5（3））。

〔出生3仮定（死亡高位仮定、および死亡低位仮定）の推計結果〕

1. 死亡高位仮定による推計結果の概要

死亡高位推計は死亡中位推計よりも高い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが遅く、平均寿命が

低めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は多くなり、同じ出生仮定の下では人口は低めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡高位）推計による同年の総人口は、8,819 万人にまで減少する。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡高位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 751 万人（8.5%）、生産年齢人口（構成比）は 4,585 万人（52.0%）、老年人口（構成比）は 3,483 万人（39.5%）となっており、出生中位（死亡中位）推計の結果と比較した場合、老年人口が少なく、老年人口割合も低い推計結果となることが特徴である（表 2-1）。

死亡高位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 2-1、図 2-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,603 万人、出生低位では 8,238 万人、老年人口割合は出生高位では 36.3%、出生低位では 42.3%となる（表 2-2、表 2-3）。とくに出生低位（死亡高位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も少なく、また出生高位（死亡高位）推計に基づく老年人口割合は最も低い結果となっている。

2. 死亡低位仮定による推計結果の概要

死亡低位推計は死亡中位推計よりも低い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが速く、平均寿命が高めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は少なくなり、同じ出生仮定の下では人口は高めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡低位）推計による平成 67（2055）年の総人口は、9,167 万人となる。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡低位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 752 万人（8.2%）、生産年齢人口（構成比）は 4,604 万人（50.2%）、老年人口（構成比）は 3,810 万人（41.6%）となっており、出生中位（死亡中位）推計による結果と比較した場合、老年人口が多く、老年人口割合も高い推計結果となることが特徴である（表 3-1）。

死亡低位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 3-1、図 3-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,952 万人、出生低位では 8,584 万人、老年人口割合は出生高位では 38.3%、出生低位では 44.4%となる（表 3-2、表 3-3）。とくに出生高位（死亡低位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も多く、また出生低位（死亡低位）推計に基づく老年人口割合は最も高い結果となっている。

III 推計方法の概要

日本の将来推計人口における推計方法は、これまでと同様にコーホート要因法を基礎としている。コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢とともに生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口については、

加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

このコーホート要因法によって将来人口を推計するためには、男女年齢別に分類された（1）基準人口、ならびに同様に分類された（2）将来の出生率（および出生性比）、（3）将来の生残率、（4）将来の国際人口移動率（数）に関する仮定が必要である。本推計では、これらの仮定の設定については、これまでと同様に各要因に関する統計指標の実績値に基づいて、人口統計学的な投影を実施することにより行った。ただし、将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定を設定し、これらに基づく複数の推計を行うことによって将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

1. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成 17 年国勢調査』による平成 17（2005）年 10 月 1 日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた（年齢「不詳」の按分は都道府県ごとに行い、これを合計して全国の人口としている）。

2. 出生率、および出生性比の仮定

本推計において将来の出生数を推計するためには、当該年次における女性の年齢別出生率が必要である。これを推計する方法として、本推計ではコーホート出生率法を用いた。これは女性の出生コーホートごとにそのライフコース上の出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについては、完結に至るまでの年齢ごとの出生率を推定する方法である。将来各年次の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、コーホート別の率を年次別の率に組み換えることにより得る。なお、今回の推計では、出生率動向の測定の精密化を図る観点から、日本人女性に発生する出生に限定した出生率を対象に動向の把握を行い、これに基づいて総人口の出生動向を推計した。したがって、以下に記述する結婚、出生に関する指標の仮定値は、すべて日本人女性人口に関するものである。

コーホートの年齢別出生率は出生順位別に生涯の出生確率、出生年齢等を指標としたモデルによって統計的推定ないし仮定設定が行われた。すなわち、出生過程途上のコーホートでは、過程途上の実績値により生涯の出生過程の統計的推定を行うが、実績値が少ないか、あるいはまったく存在しない若いコーホートについては、参照コーホートに対して別途推計された指標をもとに各コーホートの出生過程完了時の指標を算出した。なお、参照コーホートは平成 2（1990）年生まれとし、その初婚行動、夫婦の出生行動、ならびに離死別・再婚行動に関する各指標を実績統計に基づいて投影により求め、それらの結果として算定されるコーホート合計特殊出生率、ならびに出生順位別分布を定めた。

なお、出生率の将来推移は不確定であることから、出生仮定についてはこれまでと同様に以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて将来人口推計を行うこととした。これにより現状から見た出生変動ともなう将来人口の想定し得る変動幅を与えるものとしている。

(1) 出生中位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は昭和30（1955）年出生コーホートの24.9歳から平成2（1990）年出生コーホートの28.2歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.3歳に至り以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和30（1955）年出生コーホートの5.8%から平成2（1990）年出生コーホートの23.5%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで23.6%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって変動する。夫婦の出生行動の変化を示す係数（結婚出生力変動係数）は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.906を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.902に至り以後は変わらない。この係数と①②に示される初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は昭和28～32（1953～57）年出生コーホートの2.19人から平成2（1990）年出生コーホートの1.70人を経て、平成17（2005）年出生コーホートで1.69人まで低下し、以後は変わらない。

- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、それらを経験した女性の完結出生児数とそれら配偶関係構造変化の動向により求めた。その結果、出生過程を完結した初婚どうし夫婦の出生水準を基準（1.0）として、離婚・再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.925まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.202を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.198に至り以後は変わらない。

以上により得られたコーホート年齢別出生率を年次別の出生率に組み替え、さらに実績から求めた外国人女性出生率とのモーメント間の関係を一定と仮定して総人口の出生率を構成した。この出生率構成に対応する人口動態統計と同定義の出生率（外国籍女性が生んだ日本国籍出生児も含めた出生率一下式参照）を推計の際に算出することができるが、その結果によれば合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.29となった後、平成25（2013）年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて平成42（2030）年の1.24を経て、平成67（2055）年には1.26へと推移する（表4-1、図4-1）。

人口動態統計の合計特殊出生率の定義

$$\text{（合計特殊出生率）} = \sum_{\text{年齢(15～49歳)合計}} \frac{\left(\begin{array}{c} \text{日本人女性の} \\ \text{出生数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{外国人女性の生んだ} \\ \text{日本国籍児の数※} \end{array} \right)}{\text{（日本人女性人口）}}$$

※外国人女性の生んだ日本国籍児とは、日本人を父とする児である。

(2) 出生高位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成17（2005）年出生コーホートまではほぼ同水準で推移し以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの17.9%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで17.1%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生

コーホートを基準（1.0）として以後一旦低下するが、平成2（1990）年出生コーホートまでに再び1.0に回復する。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.91人を経て、平成17（2005）年出生コーホート以後はほぼ同水準で変わらない。

- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.938まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.467を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.478に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.32となった後、平成42（2030）年に1.53を経て、平成67（2055）年には1.55へと推移する（表4-1、図4-1）。

(3) 出生低位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの28.7歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.8歳に至り以後は変わらない。

- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの27.0%まで進み、平成17（2005）年出生コーホートで27.4%に至り以後は変わらない。

- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.838を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.825に至り以後は変わらない。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.52人まで低下し、平成17（2005）年出生コーホートで1.49人に至り以後は変わらない。

- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.918まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.022を経て、平成17（2005）年出生コーホートの0.999に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.27となった後、平成38（2026）年に1.03台まで低下し、その後わずかに上昇を示して平成67（2055）年には1.06へと推移する（表4-1、図4-1）。

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比（女児数100に対する男児数の比）については、2001～2005年の5年間の実績値である105.4を、平成18（2006）年以降一定として用いた。

3. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要である。将来の生残率を得るためには将来生命表を作成する必要がある。本推計ではこれを作成する方法として現在国際的

第1部 社会保障の動向

に標準的な方法とされるリー・カーター・モデルを採用しつつ、これに対して世界の最高水準の平均寿命を示すわが国の死亡動向の特徴に適合させるため、新たな機構を加えて用いた。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的水準（死亡指数）、「死亡の一般的水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的水準の変化に応じて年齢ごとに異なる変化率を記述するモデルである。本推計では過去の死亡率曲線にロジスティック曲線を当てはめて、その年齢シフト量と勾配に関するパラメータを推定し、これによる高齢死亡率の年齢シフトを考慮した上でリー・カーター・モデルを適用することによって、死亡率改善の著しいわが国の死亡状況に適合させた。

死亡指数の将来推計にあたっては、最近35年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い、男女の死亡率の整合性を図る観点から両者同時に関数当てはめを行った。年齢シフト量については過去10年間の死亡指数との線形関係を用いて将来推計し、勾配については直近の平均値（男性10年分、女性15年分）を将来に向けて固定した。

なお今回の推計では、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、今後の死亡率推移ならびに到達水準については不確実性が高いものと判断し、複数の仮定を与えることによって一定の幅による推計を行うものとした。すなわち、標準となる死亡率推移の死亡指数パラメータの分散をブートストラップ法により求めて99%信頼区間を推定し、死亡指数が信頼区間の上限を推移する高死亡率推計である「死亡高位」仮定、下限を推移する低死亡率推計である「死亡低位」仮定を付加した。

以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成67（2055）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

(1) 死亡中位の仮定について

標準的な将来生命表に基づくと、平成17（2005）年に男性78.53年、女性85.49年であった平均寿命は、平成22（2010）年には男性79.51年、女性86.41年、平成42（2030）年には男性81.88年、女性88.66年、平成67（2055）年には男性83.67年、女性90.34年となる（表4-2、図4-2）。

(2) 死亡高位の仮定について

死亡高位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が高めに、したがって平均寿命は低めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性82.41年、女性89.17年となる。

(3) 死亡低位の仮定について

死亡低位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が低めに、したがって平均寿命は高めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性84.93年、女性91.51年となる。

4. 国際人口移動率（数）の仮定

国際人口移動の状況は、わが国における国際化の進展や経済情勢の変化にともなって大きく変化する。さらに、わが国の入国管理政策や規制、あるいは諸外国における経済・社会情勢、同時多発テロや新型コロナウイルスの流行などに見られる一時的諸事情によっても変動する。

第4節 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）

実績を見ると国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。また理論的には外国人の入国数は、わが国の人口規模ならびに年齢構造とは独立に生じ得る。そのため、本推計においては国際人口移動の仮定は日本人と外国人とに分け、日本人の入国超過率、ならびに外国人の入国超過数の2種類について仮定を設定した。

日本人の国際人口移動の実績を見ると、概ね出国超過を示しており、またその動向は比較的安定していることから、1995～2005年における日本人の男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を求め（ただし、同時多発テロおよび新型コロナウイルスの影響年である2001～2004年を除く）、偶然変動を除くために平滑化を行った上で平成18（2006）年以降の日本人の入国超過率として設定した。

外国人の国際人口移動の実績を見ると、近年大きな変動がみられるものの概ね入国超過数が増加傾向を示している。主要な相手国ごとの入国超過数の実績動向を将来に投影して平成18（2006）年から平成37（2025）年まで男女別入国超過数を求めた。なお、平成38（2026）年以降は一定とした。また、男女別外国人入国者の年齢別割合は、2000年以降比較的安定していることから、2000～2005年の平均値を補整し、平成18（2006）年以降一定とした（表4-3～4-5、図4-3～4-5）。

第1部 社会保障の動向

表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生中位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57(2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)

表1-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生高位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,777	17,451	83,729	26,597	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,761	17,305	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,703	17,158	82,334	28,211	13.4	64.5	22.1
21(2009)	127,603	16,971	81,644	28,987	13.3	64.0	22.7
22(2010)	127,463	16,766	81,285	29,412	13.2	63.8	23.1
23(2011)	127,285	16,566	81,015	29,704	13.0	63.6	23.3
24(2012)	127,072	16,347	79,980	30,745	12.9	62.9	24.2
25(2013)	126,824	16,112	78,859	31,852	12.7	62.2	25.1
26(2014)	126,543	15,883	77,727	32,934	12.6	61.4	26.0
27(2015)	126,232	15,643	76,807	33,781	12.4	60.8	26.8
28(2016)	125,890	15,415	76,025	34,450	12.2	60.4	27.4
29(2017)	125,519	15,196	75,346	34,977	12.1	60.0	27.9
30(2018)	125,119	15,006	74,732	35,380	12.0	59.7	28.3
31(2019)	124,690	14,837	74,199	35,655	11.9	59.5	28.6
32(2020)	124,234	14,700	73,635	35,899	11.8	59.3	28.9
33(2021)	123,750	14,530	73,156	36,064	11.7	59.1	29.1
34(2022)	123,241	14,365	72,744	36,131	11.7	59.0	29.3
35(2023)	122,706	14,218	72,278	36,210	11.6	58.9	29.5
36(2024)	122,148	14,086	71,755	36,307	11.5	58.7	29.7
37(2025)	121,567	13,967	71,245	36,354	11.5	58.6	29.9
38(2026)	120,964	13,860	70,734	36,371	11.5	58.5	30.1
39(2027)	120,340	13,760	70,193	36,388	11.4	58.3	30.2
40(2028)	119,696	13,664	69,595	36,438	11.4	58.1	30.4
41(2029)	119,032	13,570	68,952	36,510	11.4	57.9	30.7
42(2030)	118,347	13,477	68,200	36,670	11.4	57.6	31.0
43(2031)	117,643	13,383	67,758	36,502	11.4	57.6	31.0
44(2032)	116,919	13,287	66,951	36,681	11.4	57.3	31.4
45(2033)	116,176	13,188	66,137	36,851	11.4	56.9	31.7
46(2034)	115,415	13,087	65,287	37,041	11.3	56.6	32.1
47(2035)	114,636	12,981	64,406	37,249	11.3	56.2	32.5
48(2036)	113,842	12,872	63,472	37,498	11.3	55.8	32.9
49(2037)	113,032	12,758	62,495	37,779	11.3	55.3	33.4
50(2038)	112,208	12,640	61,482	38,087	11.3	54.8	33.9
51(2039)	111,373	12,517	60,502	38,354	11.2	54.3	34.4
52(2040)	110,529	12,391	59,611	38,527	11.2	53.9	34.9
53(2041)	109,676	12,261	58,796	38,619	11.2	53.6	35.2
54(2042)	108,817	12,129	58,057	38,632	11.1	53.4	35.5
55(2043)	107,954	11,994	57,355	38,605	11.1	53.1	35.8
56(2044)	107,090	11,860	56,708	38,522	11.1	53.0	36.0
57(2045)	106,225	11,725	56,092	38,407	11.0	52.8	36.2
58(2046)	105,362	11,593	55,524	38,245	11.0	52.7	36.3
59(2047)	104,502	11,462	54,961	38,079	11.0	52.6	36.4
60(2048)	103,645	11,335	54,375	37,934	10.9	52.5	36.6
61(2049)	102,793	11,212	53,787	37,794	10.9	52.3	36.8
62(2050)	101,947	11,094	53,212	37,641	10.9	52.2	36.9
63(2051)	101,106	10,980	52,672	37,453	10.9	52.1	37.0
64(2052)	100,269	10,872	52,148	37,248	10.8	52.0	37.1
65(2053)	99,435	10,769	51,652	37,014	10.8	51.9	37.2
66(2054)	98,605	10,672	51,180	36,753	10.8	51.9	37.3
67(2055)	97,775	10,579	50,733	36,463	10.8	51.9	37.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数:[出生低位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,754	17,429	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,625	17,170	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,416	16,871	82,334	28,211	13.2	64.6	22.1
21(2009)	127,149	16,518	81,644	28,987	13.0	64.2	22.8
22(2010)	126,829	16,132	81,285	29,412	12.7	64.1	23.2
23(2011)	126,458	15,738	81,015	29,704	12.4	64.1	23.5
24(2012)	126,037	15,312	79,980	30,745	12.1	63.5	24.4
25(2013)	125,569	14,858	78,859	31,852	11.8	62.8	25.4
26(2014)	125,059	14,399	77,727	32,934	11.5	62.2	26.3
27(2015)	124,508	13,920	76,807	33,781	11.2	61.7	27.1
28(2016)	123,920	13,445	76,025	34,450	10.8	61.4	27.8
29(2017)	123,296	12,973	75,346	34,977	10.5	61.1	28.4
30(2018)	122,637	12,525	74,732	35,380	10.2	60.9	28.8
31(2019)	121,946	12,093	74,199	35,655	9.9	60.8	29.2
32(2020)	121,224	11,690	73,635	35,899	9.6	60.7	29.6
33(2021)	120,471	11,273	73,133	36,064	9.4	60.7	29.9
34(2022)	119,690	10,949	72,610	36,131	9.1	60.7	30.2
35(2023)	118,881	10,678	71,993	36,210	9.0	60.6	30.5
36(2024)	118,047	10,436	71,305	36,307	8.8	60.4	30.8
37(2025)	117,190	10,220	70,615	36,354	8.7	60.3	31.0
38(2026)	116,309	10,028	69,910	36,371	8.6	60.1	31.3
39(2027)	115,408	9,856	69,163	36,388	8.5	59.9	31.5
40(2028)	114,485	9,700	68,348	36,438	8.5	59.7	31.8
41(2029)	113,542	9,556	67,476	36,510	8.4	59.4	32.2
42(2030)	112,578	9,420	66,488	36,670	8.4	59.1	32.6
43(2031)	111,594	9,291	65,801	36,502	8.3	59.0	32.7
44(2032)	110,589	9,164	64,744	36,681	8.3	58.5	33.2
45(2033)	109,562	9,038	63,674	36,851	8.2	58.1	33.6
46(2034)	108,516	8,911	62,564	37,041	8.2	57.7	34.1
47(2035)	107,448	8,780	61,419	37,249	8.2	57.2	34.7
48(2036)	106,361	8,644	60,219	37,498	8.1	56.6	35.3
49(2037)	105,254	8,502	58,974	37,779	8.1	56.0	35.9
50(2038)	104,130	8,352	57,691	38,087	8.0	55.4	36.6
51(2039)	102,989	8,196	56,439	38,354	8.0	54.8	37.2
52(2040)	101,834	8,032	55,275	38,527	7.9	54.3	37.8
53(2041)	100,666	7,861	54,187	38,619	7.8	53.8	38.4
54(2042)	99,488	7,684	53,173	38,632	7.7	53.4	38.8
55(2043)	98,303	7,502	52,196	38,605	7.6	53.1	39.3
56(2044)	97,112	7,316	51,274	38,522	7.5	52.8	39.7
57(2045)	95,918	7,128	50,383	38,407	7.4	52.5	40.0
58(2046)	94,724	6,941	49,538	38,245	7.3	52.3	40.4
59(2047)	93,530	6,755	48,696	38,079	7.2	52.1	40.7
60(2048)	92,338	6,572	47,831	37,934	7.1	51.8	41.1
61(2049)	91,149	6,395	46,961	37,794	7.0	51.5	41.5
62(2050)	89,966	6,224	46,101	37,641	6.9	51.2	41.8
63(2051)	88,787	6,062	45,271	37,453	6.8	51.0	42.2
64(2052)	87,612	5,909	44,454	37,248	6.7	50.7	42.5
65(2053)	86,441	5,766	43,660	37,014	6.7	50.5	42.8
66(2054)	85,273	5,633	42,887	36,753	6.6	50.3	43.1
67(2055)	84,106	5,510	42,133	36,463	6.6	50.1	43.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-4 人口の平均年齢、および年齢構造指数:[出生中位・高位・低位(死亡中位)推計]

年次	出生中位(死亡中位)推計				出生高位(死亡中位)推計				出生低位(死亡中位)推計			
	平均年齢 (歳)	従属人口指数(%)			平均年齢 (歳)	従属人口指数(%)			平均年齢 (歳)	従属人口指数(%)		
		総数	年少人口	老年人口		総数	年少人口	老年人口		総数	年少人口	老年人口
平成17(2005)	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5
18(2006)	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8
19(2007)	44.0	53.8	20.8	33.1	44.0	53.9	20.8	33.1	44.0	53.7	20.7	33.1
20(2008)	44.4	54.9	20.7	34.3	44.3	55.1	20.8	34.3	44.4	54.8	20.5	34.3
21(2009)	44.7	56.0	20.5	35.5	44.6	56.3	20.8	35.5	44.8	55.7	20.2	35.5
22(2010)	45.1	56.5	20.3	36.2	45.0	56.8	20.6	36.2	45.2	56.0	19.8	36.2
23(2011)	45.4	56.7	20.0	36.7	45.3	57.1	20.4	36.7	45.6	56.1	19.4	36.7
24(2012)	45.8	58.3	19.9	38.4	45.6	58.9	20.4	38.4	45.9	57.6	19.1	38.4
25(2013)	46.1	60.1	19.7	40.4	45.9	60.8	20.4	40.4	46.3	59.2	18.8	40.4
26(2014)	46.4	61.9	19.6	42.4	46.2	62.8	20.4	42.4	46.7	60.9	18.5	42.4
27(2015)	46.8	63.3	19.3	44.0	46.5	64.3	20.4	44.0	47.1	62.1	18.1	44.0
28(2016)	47.1	64.4	19.1	45.3	46.8	65.6	20.3	45.3	47.4	63.0	17.7	45.3
29(2017)	47.4	65.2	18.8	46.4	47.0	66.6	20.2	46.4	47.8	63.6	17.2	46.4
30(2018)	47.7	65.8	18.5	47.3	47.3	67.4	20.1	47.3	48.2	64.1	16.8	47.3
31(2019)	48.0	66.2	18.2	48.1	47.6	68.0	20.0	48.1	48.5	64.4	16.3	48.1
32(2020)	48.3	66.7	17.9	48.8	47.8	68.7	20.0	48.8	48.8	64.6	15.9	48.8
33(2021)	48.6	66.9	17.6	49.3	48.0	69.2	19.9	49.3	49.2	64.7	15.4	49.3
34(2022)	48.9	67.1	17.4	49.7	48.3	69.4	19.7	49.7	49.5	64.8	15.1	49.8
35(2023)	49.2	67.4	17.2	50.2	48.5	69.8	19.7	50.1	49.8	65.1	14.8	50.3
36(2024)	49.4	67.7	17.0	50.7	48.7	70.2	19.6	50.6	50.1	65.6	14.6	50.9
37(2025)	49.7	68.1	16.8	51.2	48.9	70.6	19.6	51.0	50.4	66.0	14.5	51.5
38(2026)	49.9	68.4	16.7	51.7	49.1	71.0	19.6	51.4	50.7	66.4	14.3	52.0
39(2027)	50.2	68.8	16.6	52.2	49.3	71.4	19.6	51.8	51.0	66.9	14.3	52.6
40(2028)	50.4	69.4	16.6	52.8	49.5	72.0	19.6	52.4	51.3	67.5	14.2	53.3
41(2029)	50.6	70.0	16.5	53.5	49.6	72.6	19.7	53.0	51.5	68.3	14.2	54.1
42(2030)	50.9	70.9	16.5	54.4	49.8	73.5	19.8	53.8	51.8	69.3	14.2	55.2
43(2031)	51.1	71.1	16.5	54.6	49.9	73.6	19.8	53.9	52.0	69.6	14.1	55.5
44(2032)	51.3	72.2	16.5	55.7	50.1	74.6	19.8	54.8	52.3	70.8	14.2	56.7
45(2033)	51.5	73.3	16.6	56.7	50.2	75.7	19.9	55.7	52.5	72.1	14.2	57.9
46(2034)	51.7	74.6	16.6	57.9	50.4	76.8	20.0	56.7	52.8	73.4	14.2	59.2
47(2035)	51.8	75.9	16.7	59.2	50.5	78.0	20.2	57.8	53.0	74.9	14.3	60.6
48(2036)	52.0	77.4	16.8	60.6	50.6	79.4	20.3	59.1	53.2	76.6	14.4	62.3
49(2037)	52.2	79.1	16.9	62.2	50.7	80.9	20.4	60.5	53.4	78.5	14.4	64.1
50(2038)	52.4	81.0	17.0	64.0	50.8	82.5	20.6	61.9	53.7	80.5	14.5	66.0
51(2039)	52.5	82.8	17.1	65.7	50.9	84.1	20.7	63.4	53.9	82.5	14.5	68.0
52(2040)	52.7	84.3	17.2	67.2	51.1	85.4	20.8	64.6	54.1	84.2	14.5	69.7
53(2041)	52.9	85.7	17.2	68.5	51.2	86.5	20.9	65.7	54.3	85.8	14.5	71.3
54(2042)	53.0	86.8	17.2	69.7	51.2	87.4	20.9	66.5	54.5	87.1	14.5	72.7
55(2043)	53.2	87.9	17.2	70.7	51.3	88.2	20.9	67.3	54.7	88.3	14.4	74.0
56(2044)	53.4	88.7	17.1	71.6	51.4	88.8	20.9	67.9	55.0	89.4	14.3	75.1
57(2045)	53.5	89.5	17.0	72.5	51.5	89.4	20.9	68.5	55.2	90.4	14.1	76.2
58(2046)	53.7	90.1	17.0	73.2	51.6	89.8	20.9	68.9	55.4	91.2	14.0	77.2
59(2047)	53.8	90.8	16.9	73.9	51.7	90.1	20.9	69.3	55.6	92.1	13.9	78.2
60(2048)	54.0	91.5	16.8	74.7	51.8	90.6	20.8	69.8	55.8	93.0	13.7	79.3
61(2049)	54.1	92.3	16.7	75.5	51.8	91.1	20.8	70.3	56.0	94.1	13.6	80.5
62(2050)	54.3	93.0	16.7	76.4	51.9	91.6	20.8	70.7	56.2	95.2	13.5	81.6
63(2051)	54.4	93.7	16.6	77.1	52.0	92.0	20.8	71.1	56.4	96.1	13.4	82.7
64(2052)	54.6	94.3	16.5	77.8	52.1	92.3	20.8	71.4	56.6	97.1	13.3	83.8
65(2053)	54.7	94.8	16.5	78.4	52.1	92.5	20.8	71.7	56.8	98.0	13.2	84.8
66(2054)	54.9	95.3	16.4	78.9	52.2	92.7	20.9	71.8	57.0	98.8	13.1	85.7
67(2055)	55.0	95.7	16.4	79.4	52.3	92.7	20.9	71.9	57.2	99.6	13.1	86.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図1-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

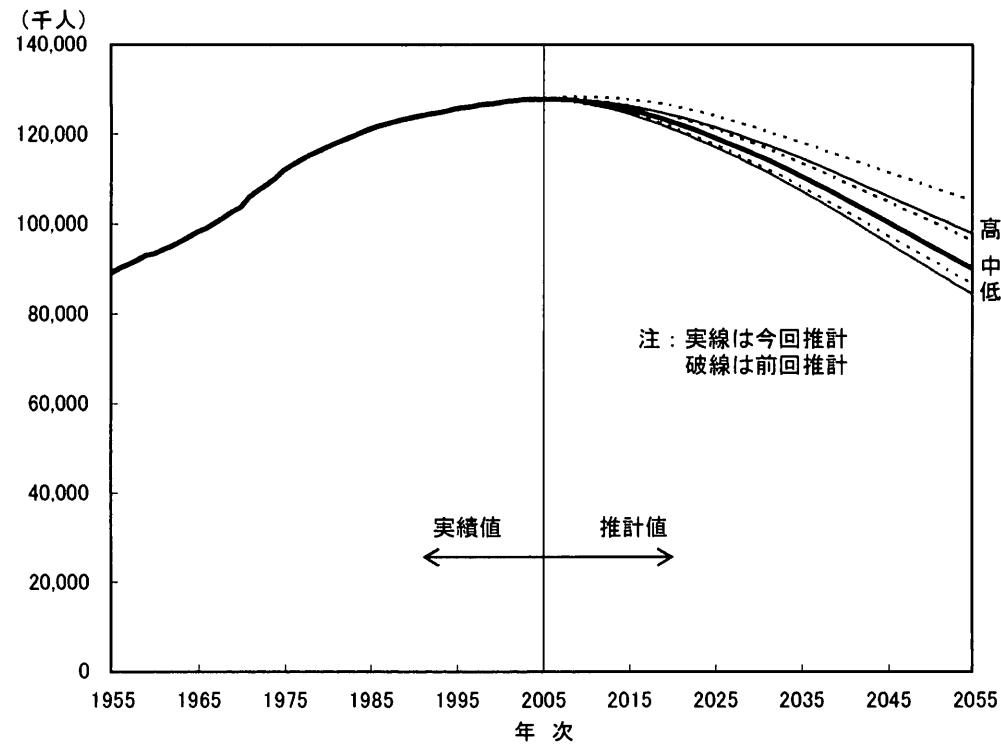


図1-3 年齢3区分別人口の推移－出生中位（死亡中位）推計－

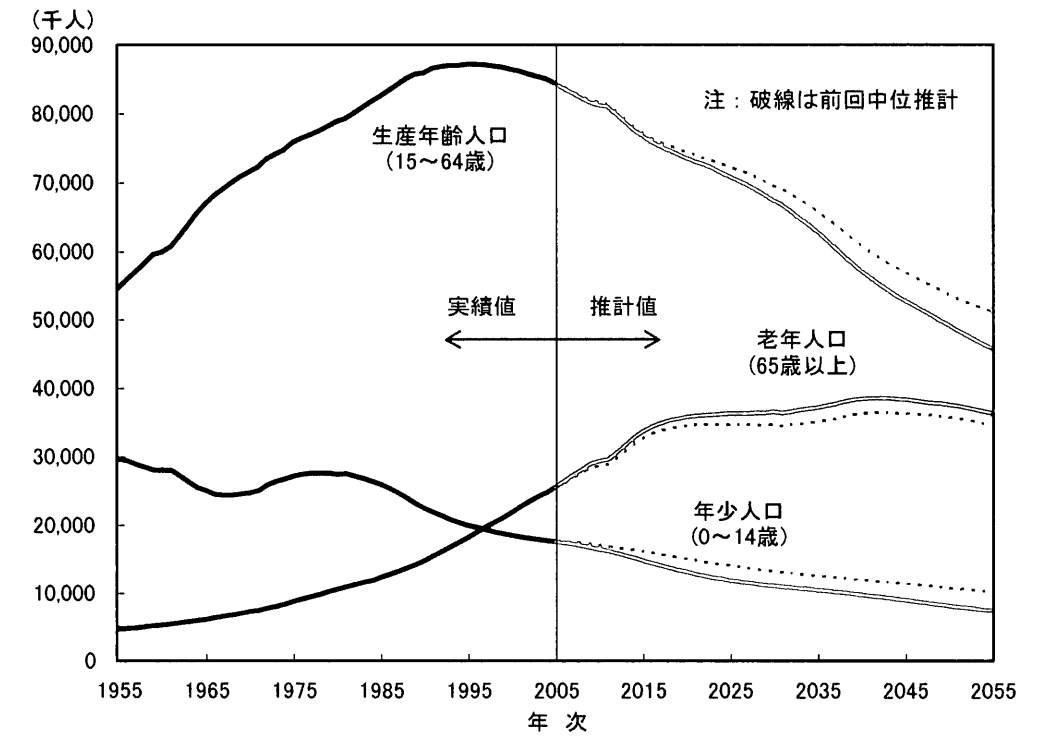


図1-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

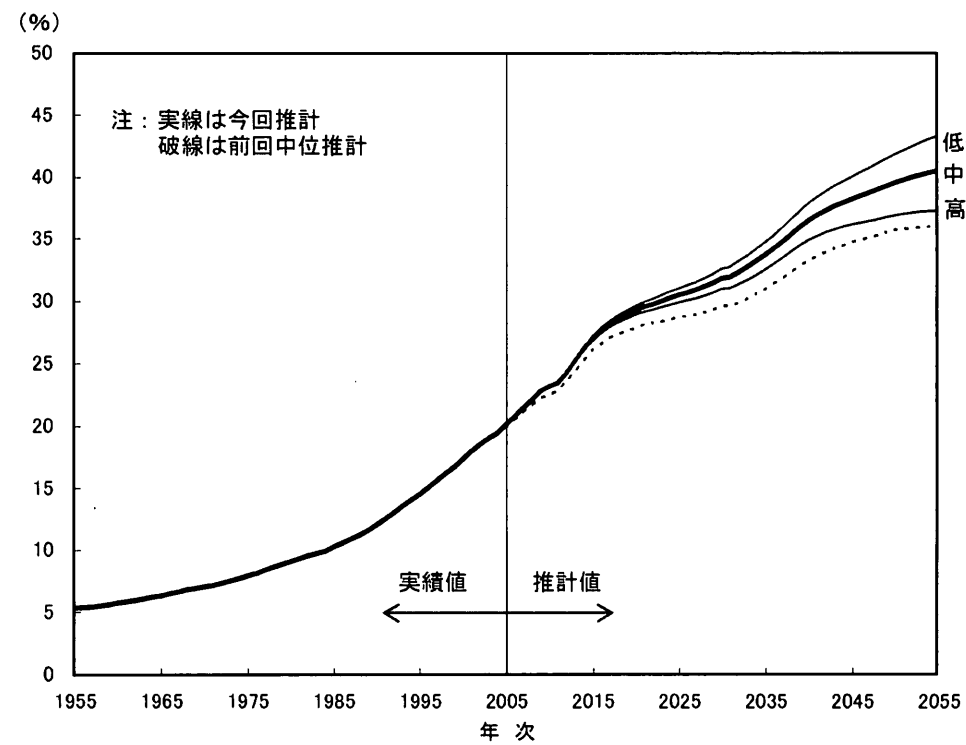


図1-4 年齢3区分別人口割合の推移－出生中位（死亡中位）推計－

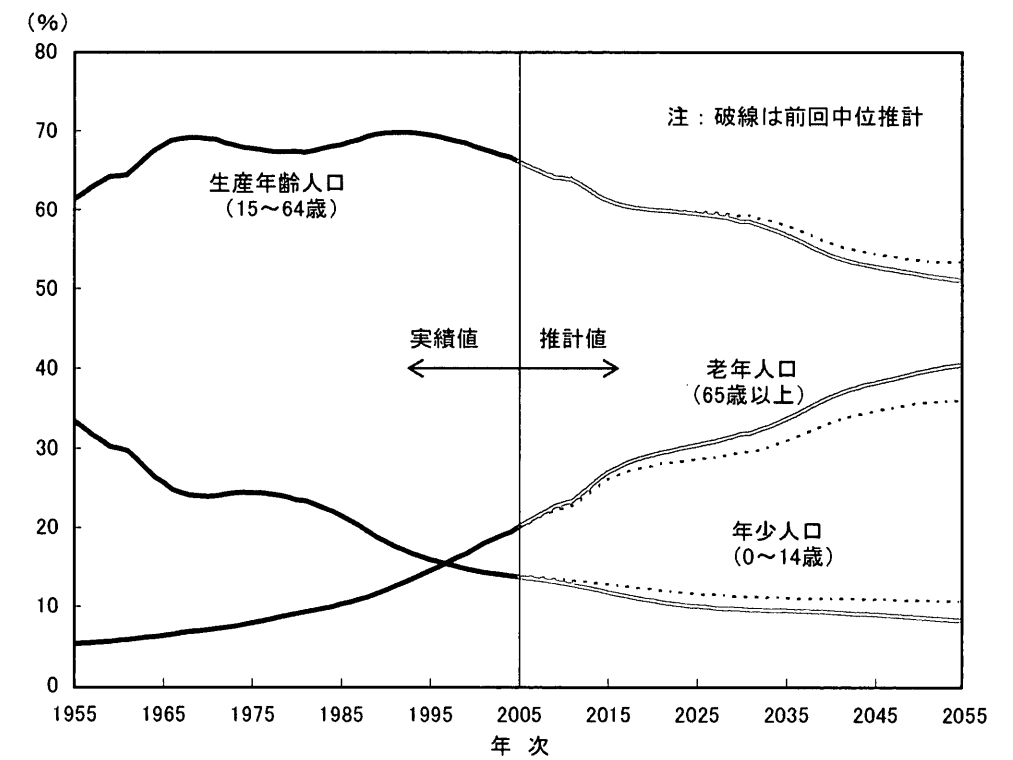
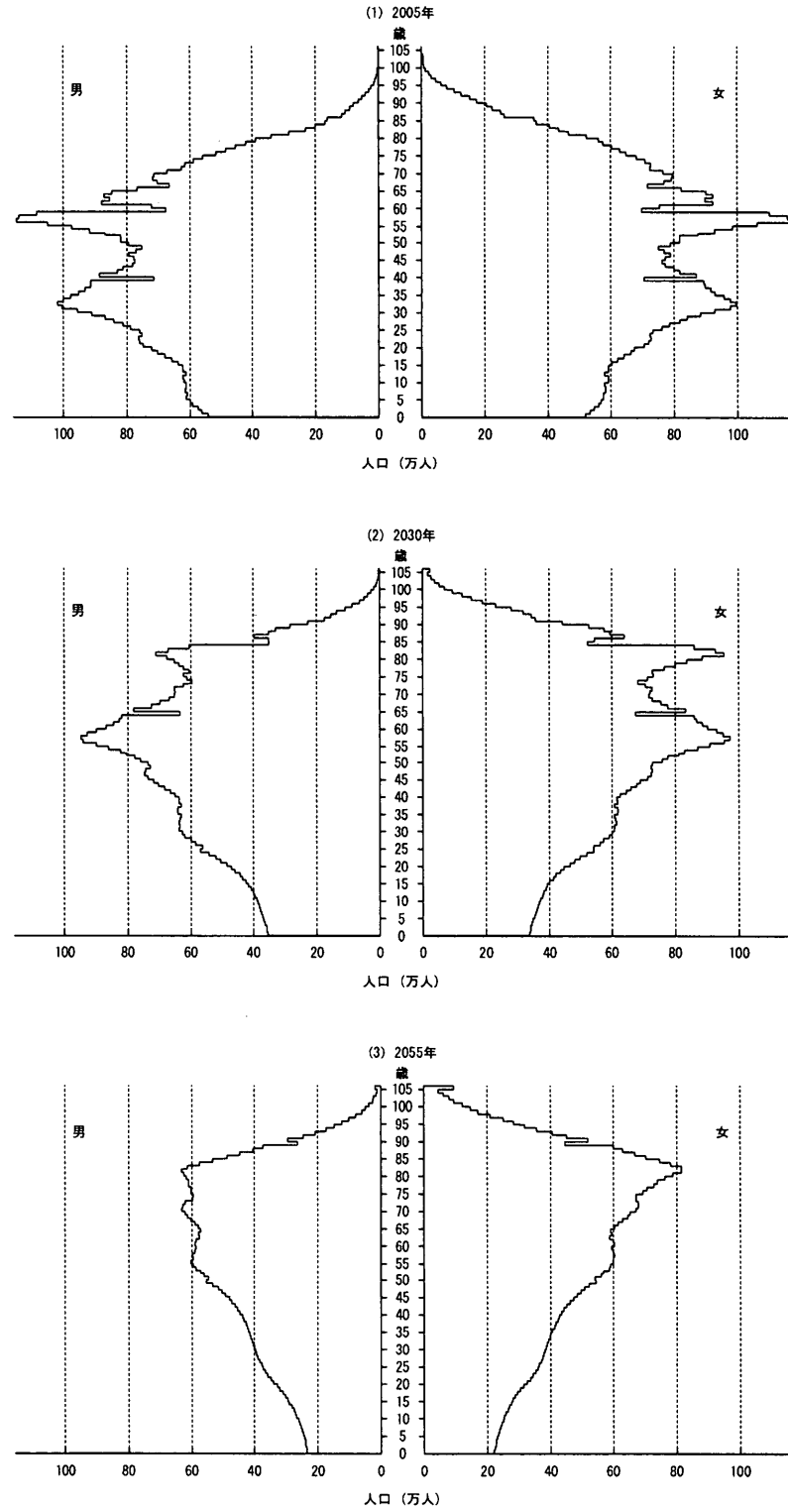


図1-5 人口ピラミッドの変化：出生中位（死亡中位）推計



《死亡高位・低位仮定推計結果》

表2-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,736	17,436	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,632	17,237	83,001	27,393	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,469	17,022	82,321	28,125	13.4	64.6	22.1
21(2009)	127,257	16,763	81,627	28,868	13.2	64.1	22.7
22(2010)	126,998	16,478	81,263	29,257	13.0	64.0	23.0
23(2011)	126,693	16,192	80,989	29,513	12.8	63.9	23.3
24(2012)	126,343	15,878	79,950	30,515	12.6	63.3	24.2
25(2013)	125,951	15,540	78,826	31,584	12.3	62.6	25.1
26(2014)	125,517	15,199	77,691	32,627	12.1	61.9	26.0
27(2015)	125,044	14,839	76,768	33,436	11.9	61.4	26.7
28(2016)	124,531	14,483	75,983	34,065	11.6	61.0	27.4
29(2017)	123,981	14,130	75,301	34,551	11.4	60.7	27.9
30(2018)	123,395	13,799	74,684	34,911	11.2	60.5	28.3
31(2019)	122,774	13,484	74,148	35,142	11.0	60.4	28.6
32(2020)	122,121	13,197	73,581	35,343	10.8	60.3	28.9
33(2021)	121,437	12,888	73,084	35,465	10.6	60.2	29.2
34(2022)	120,723	12,618	72,617	35,489	10.5	60.2	29.4
35(2023)	119,983	12,377	72,080	35,526	10.3	60.1	29.6
36(2024)	119,218	12,155	71,482	35,582	10.2	60.0	29.8
37(2025)	118,430	11,951	70,890	35,589	10.1	59.9	30.1
38(2026)	117,618	11,764	70,289	35,565	10.0	59.8	30.2
39(2027)	116,785	11,592	69,652	35,541	9.9	59.6	30.4
40(2028)	115,931	11,433	68,948	35,550	9.9	59.5	30.7
41(2029)	115,057	11,285	68,191	35,581	9.8	59.3	30.9
42(2030)	114,163	11,145	67,319	35,699	9.8	59.0	31.3
43(2031)	113,249	11,012	66,747	35,491	9.7	58.9	31.3
44(2032)	112,317	10,883	65,805	35,630	9.7	58.6	31.7
45(2033)	111,367	10,757	64,850	35,760	9.7	58.2	32.1
46(2034)	110,398	10,632	63,855	35,912	9.6	57.8	32.5
47(2035)	109,412	10,506	62,824	36,083	9.6	57.4	33.0
48(2036)	108,410	10,379	61,736	36,295	9.6	56.9	33.5
49(2037)	107,392	10,248	60,603	36,540	9.5	56.4	34.0
50(2038)	106,359	10,113	59,432	36,814	9.5	55.9	34.6
51(2039)	105,314	9,973	58,292	37,050	9.5	55.4	35.2
52(2040)	104,259	9,827	57,240	37,192	9.4	54.9	35.7
53(2041)	103,194	9,676	56,262	37,256	9.4	54.5	36.1
54(2042)	102,123	9,520	55,359	37,243	9.3	54.2	36.5
55(2043)	101,046	9,360	54,494	37,193	9.3	53.9	36.8
56(2044)	99,967	9,196	53,683	37,088	9.2	53.7	37.1
57(2045)	98,886	9,029	52,903	36,953	9.1	53.5	37.4
58(2046)	97,805	8,862	52,171	36,773	9.1	53.3	37.6
59(2047)	96,726	8,694	51,444	36,589	9.0	53.2	37.8
60(2048)	95,650	8,529	50,694	36,428	8.9	53.0	38.1
61(2049)	94,577	8,366	49,940	36,271	8.8	52.8	38.4
62(2050)	93,508	8,207	49,199	36,102	8.8	52.6	38.6
63(2051)	92,442	8,054	48,490	35,898	8.7	52.5	38.8
64(2052)	91,378	7,908	47,795	35,675	8.7	52.3	39.0
65(2053)	90,316	7,767	47,126	35,423	8.6	52.2	39.2
66(2054)	89,255	7,635	46,478	35,143	8.6	52.1	39.4
67(2055)	88,193	7,509	45,852	34,833	8.5	52.0	39.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

第1部 社会保障の動向

表2-2 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,751	17,451	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,699	17,305	83,001	27,393	13.6	65.0	21.5
20(2008)	127,604	17,157	82,321	28,125	13.4	64.5	22.0
21(2009)	127,465	16,970	81,627	28,868	13.3	64.0	22.6
22(2010)	127,285	16,765	81,263	29,257	13.2	63.8	23.0
23(2011)	127,066	16,564	80,989	29,513	13.0	63.7	23.2
24(2012)	126,810	16,345	79,950	30,515	12.9	63.0	24.1
25(2013)	126,521	16,110	78,826	31,584	12.7	62.3	25.0
26(2014)	126,199	15,880	77,691	32,627	12.6	61.6	25.9
27(2015)	125,845	15,640	76,768	33,436	12.4	61.0	26.6
28(2016)	125,460	15,412	75,983	34,065	12.3	60.6	27.2
29(2017)	125,044	15,193	75,301	34,551	12.1	60.2	27.6
30(2018)	124,598	15,002	74,684	34,911	12.0	59.9	28.0
31(2019)	124,122	14,833	74,148	35,142	11.9	59.7	28.3
32(2020)	123,619	14,696	73,581	35,343	11.9	59.5	28.6
33(2021)	123,089	14,526	73,099	35,465	11.8	59.4	28.8
34(2022)	122,533	14,361	72,684	35,489	11.7	59.3	29.0
35(2023)	121,953	14,213	72,214	35,526	11.7	59.2	29.1
36(2024)	121,351	14,081	71,688	35,582	11.6	59.1	29.3
37(2025)	120,726	13,962	71,175	35,589	11.6	59.0	29.5
38(2026)	120,079	13,855	70,660	35,565	11.5	58.8	29.6
39(2027)	119,411	13,754	70,116	35,541	11.5	58.7	29.8
40(2028)	118,723	13,659	69,515	35,550	11.5	58.6	29.9
41(2029)	118,014	13,565	68,869	35,581	11.5	58.4	30.1
42(2030)	117,285	13,471	68,115	35,699	11.5	58.1	30.4
43(2031)	116,537	13,377	67,669	35,491	11.5	58.1	30.5
44(2032)	115,771	13,281	66,860	35,630	11.5	57.8	30.8
45(2033)	114,986	13,182	66,044	35,760	11.5	57.4	31.1
46(2034)	114,185	13,080	65,193	35,912	11.5	57.1	31.5
47(2035)	113,368	12,975	64,310	36,083	11.4	56.7	31.8
48(2036)	112,535	12,865	63,376	36,295	11.4	56.3	32.3
49(2037)	111,690	12,751	62,398	36,540	11.4	55.9	32.7
50(2038)	110,832	12,633	61,385	36,814	11.4	55.4	33.2
51(2039)	109,965	12,510	60,405	37,050	11.4	54.9	33.7
52(2040)	109,090	12,383	59,515	37,192	11.4	54.6	34.1
53(2041)	108,209	12,253	58,700	37,256	11.3	54.2	34.4
54(2042)	107,324	12,121	57,960	37,243	11.3	54.0	34.7
55(2043)	106,437	11,986	57,258	37,193	11.3	53.8	34.9
56(2044)	105,550	11,851	56,610	37,088	11.2	53.6	35.1
57(2045)	104,664	11,717	55,994	36,953	11.2	53.5	35.3
58(2046)	103,781	11,584	55,425	36,773	11.2	53.4	35.4
59(2047)	102,903	11,454	54,861	36,589	11.1	53.3	35.6
60(2048)	102,029	11,326	54,275	36,428	11.1	53.2	35.7
61(2049)	101,161	11,203	53,686	36,271	11.1	53.1	35.9
62(2050)	100,298	11,085	53,111	36,102	11.1	53.0	36.0
63(2051)	99,439	10,971	52,570	35,898	11.0	52.9	36.1
64(2052)	98,584	10,863	52,046	35,675	11.0	52.8	36.2
65(2053)	97,732	10,760	51,549	35,423	11.0	52.7	36.2
66(2054)	96,881	10,662	51,077	35,143	11.0	52.7	36.3
67(2055)	96,030	10,569	50,628	34,833	11.0	52.7	36.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)

表2-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,729	17,428	83,725	26,575	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,564	17,169	83,001	27,393	13.5	65.1	21.5
20(2008)	127,317	16,870	82,321	28,125	13.3	64.7	22.1
21(2009)	127,012	16,517	81,627	28,868	13.0	64.3	22.7
22(2010)	126,651	16,131	81,263	29,257	12.7	64.2	23.1
23(2011)	126,238	15,737	80,989	29,513	12.5	64.2	23.4
24(2012)	125,775	15,310	79,950	30,515	12.2	63.6	24.3
25(2013)	125,267	14,856	78,826	31,584	11.9	62.9	25.2
26(2014)	124,715	14,397	77,691	32,627	11.5	62.3	26.2
27(2015)	124,122	13,917	76,768	33,436	11.2	61.8	26.9
28(2016)	123,490	13,442	75,983	34,065	10.9	61.5	27.6
29(2017)	122,822	12,970	75,301	34,551	10.6	61.3	28.1
30(2018)	122,117	12,522	74,684	34,911	10.3	61.2	28.6
31(2019)	121,380	12,090	74,148	35,142	10.0	61.1	29.0
32(2020)	120,610	11,687	73,581	35,343	9.7	61.0	29.3
33(2021)	119,811	11,270	73,076	35,465	9.4	61.0	29.6
34(2022)	118,984	10,945	72,549	35,489	9.2	61.0	29.8
35(2023)	118,130	10,674	71,929	35,526	9.0	60.9	30.1
36(2024)	117,252	10,432	71,238	35,582	8.9	60.8	30.3
37(2025)	116,350	10,217	70,545	35,589	8.8	60.6	30.6
38(2026)	115,426	10,025	69,837	35,565	8.7	60.5	30.8
39(2027)	114,480	9,852	69,087	35,541	8.6	60.3	31.0
40(2028)	113,514	9,696	68,268	35,550	8.5	60.1	31.3
41(2029)	112,526	9,552	67,394	35,581	8.5	59.9	31.6
42(2030)	111,518	9,416	66,403	35,699	8.4	59.5	32.0
43(2031)	110,490	9,287	65,713	35,491	8.4	59.5	32.1
44(2032)	109,443	9,160	64,653	35,630	8.4	59.1	32.6
45(2033)	108,376	9,034	63,582	35,760	8.3	58.7	33.0
46(2034)	107,289	8,906	62,471	35,912	8.3	58.2	33.5
47(2035)	106,183	8,775	61,325	36,083	8.3	57.8	34.0
48(2036)	105,059	8,639	60,125	36,295	8.2	57.2	34.5
49(2037)	103,916	8,497	58,879	36,540	8.2	56.7	35.2
50(2038)	102,758	8,348	57,596	36,814	8.1	56.1	35.8
51(2039)	101,585	8,191	56,345	37,050	8.1	55.5	36.5
52(2040)	100,400	8,027	55,181	37,192	8.0	55.0	37.0
53(2041)	99,205	7,856	54,093	37,256	7.9	54.5	37.6
54(2042)	98,001	7,679	53,079	37,243	7.8	54.2	38.0
55(2043)	96,792	7,497	52,102	37,193	7.7	53.8	38.4
56(2044)	95,579	7,311	51,180	37,088	7.6	53.5	38.8
57(2045)	94,365	7,123	50,288	36,953	7.5	53.3	39.2
58(2046)	93,151	6,936	49,443	36,773	7.4	53.1	39.5
59(2047)	91,939	6,750	48,601	36,589	7.3	52.9	39.8
60(2048)	90,731	6,567	47,736	36,428	7.2	52.6	40.1
61(2049)	89,526	6,390	46,865	36,271	7.1	52.3	40.5
62(2050)	88,326	6,219	46,005	36,102	7.0	52.1	40.9
63(2051)	87,130	6,057	45,176	35,898	7.0	51.8	41.2
64(2052)	85,938	5,904	44,359	35,675	6.9	51.6	41.5
65(2053)	84,749	5,761	43,565	35,423	6.8	51.4	41.8
66(2054)	83,562	5,628	42,791	35,143	6.7	51.2	42.1
67(2055)	82,375	5,505	42,037	34,833	6.7	51.0	42.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図2-1 総人口の推移－出生高位・中位・低位（死亡高位）推計－

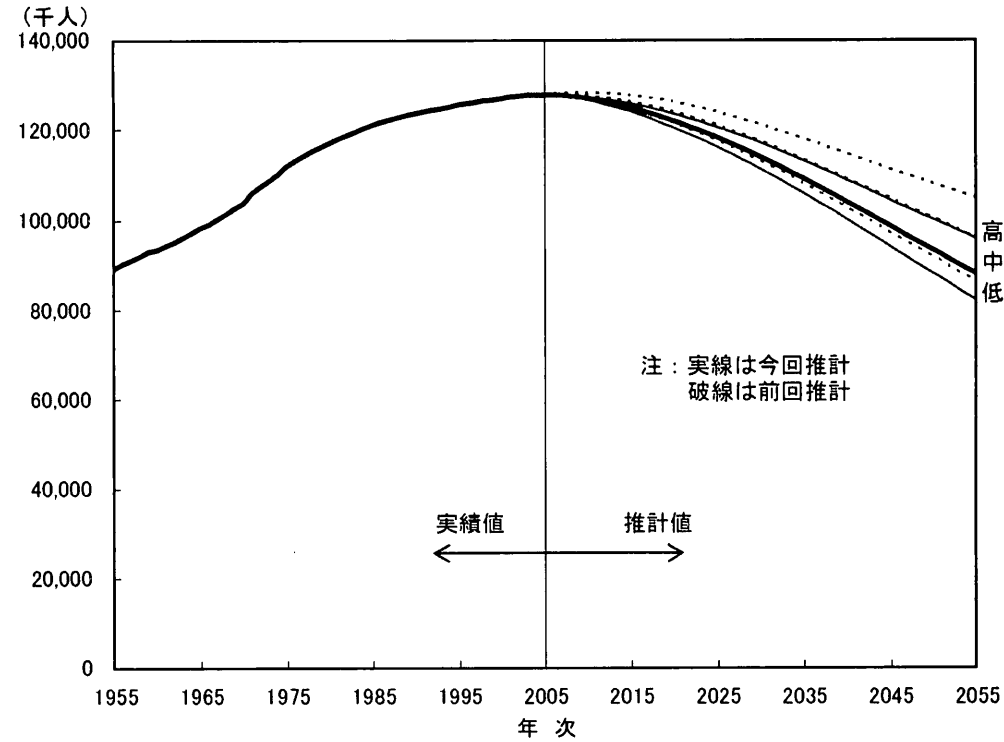


図2-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡高位）推計－

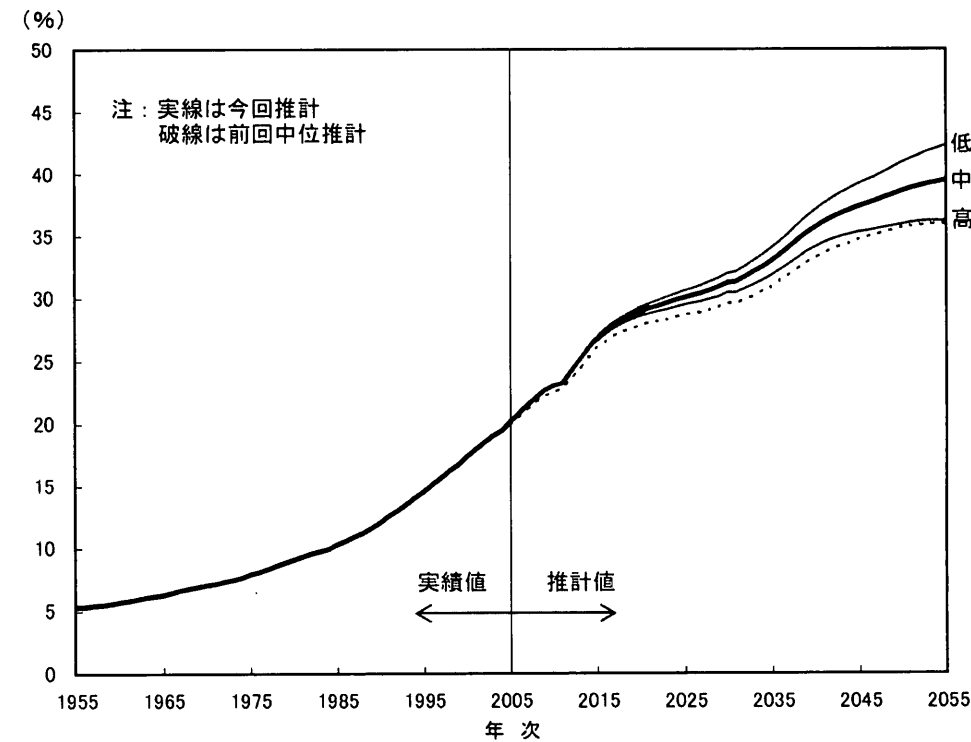


表3-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,788	17,437	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,756	17,238	83,018	27,500	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,667	17,024	82,346	28,297	13.3	64.5	22.2
21(2009)	127,533	16,764	81,661	29,107	13.1	64.0	22.8
22(2010)	127,352	16,481	81,306	29,565	12.9	63.8	23.2
23(2011)	127,127	16,194	81,041	29,891	12.7	63.7	23.5
24(2012)	126,858	15,881	80,009	30,967	12.5	63.1	24.4
25(2013)	126,548	15,544	78,892	32,112	12.3	62.3	25.4
26(2014)	126,199	15,203	77,762	33,234	12.0	61.6	26.3
27(2015)	125,811	14,844	76,845	34,122	11.8	61.1	27.1
28(2016)	125,386	14,488	76,065	34,832	11.6	60.7	27.8
29(2017)	124,924	14,136	75,389	35,399	11.3	60.3	28.3
30(2018)	124,427	13,806	74,778	35,843	11.1	60.1	28.8
31(2019)	123,897	13,491	74,248	36,158	10.9	59.9	29.2
32(2020)	123,335	13,205	73,687	36,444	10.7	59.7	29.5
33(2021)	122,743	12,895	73,196	36,651	10.5	59.6	29.9
34(2022)	122,122	12,626	72,736	36,761	10.3	59.6	30.1
35(2023)	121,474	12,385	72,206	36,884	10.2	59.4	30.4
36(2024)	120,799	12,163	71,613	37,024	10.1	59.3	30.6
37(2025)	120,100	11,960	71,028	37,113	10.0	59.1	30.9
38(2026)	119,378	11,773	70,433	37,172	9.9	59.0	31.1
39(2027)	118,633	11,601	69,802	37,230	9.8	58.8	31.4
40(2028)	117,866	11,442	69,104	37,320	9.7	58.6	31.7
41(2029)	117,079	11,294	68,353	37,433	9.6	58.4	32.0
42(2030)	116,273	11,154	67,484	37,634	9.6	58.0	32.4
43(2031)	115,445	11,021	66,919	37,505	9.5	58.0	32.5
44(2032)	114,598	10,892	65,981	37,725	9.5	57.6	32.9
45(2033)	113,731	10,767	65,030	37,935	9.5	57.2	33.4
46(2034)	112,844	10,642	64,037	38,165	9.4	56.7	33.8
47(2035)	111,936	10,517	63,008	38,412	9.4	56.3	34.3
48(2036)	111,010	10,389	61,922	38,698	9.4	55.8	34.9
49(2037)	110,064	10,259	60,790	39,016	9.3	55.2	35.4
50(2038)	109,101	10,124	59,618	39,360	9.3	54.6	36.1
51(2039)	108,121	9,984	58,477	39,661	9.2	54.1	36.7
52(2040)	107,127	9,838	57,424	39,865	9.2	53.6	37.2
53(2041)	106,120	9,688	56,446	39,986	9.1	53.2	37.7
54(2042)	105,103	9,532	55,544	40,027	9.1	52.8	38.1
55(2043)	104,076	9,372	54,678	40,026	9.0	52.5	38.5
56(2044)	103,042	9,208	53,868	39,966	8.9	52.3	38.8
57(2045)	102,004	9,042	53,089	39,873	8.9	52.0	39.1
58(2046)	100,963	8,874	52,358	39,731	8.8	51.9	39.4
59(2047)	99,921	8,707	51,631	39,583	8.7	51.7	39.6
60(2048)	98,879	8,541	50,882	39,456	8.6	51.5	39.9
61(2049)	97,839	8,379	50,128	39,332	8.6	51.2	40.2
62(2050)	96,803	8,220	49,387	39,195	8.5	51.0	40.5
63(2051)	95,769	8,067	48,678	39,024	8.4	50.8	40.7
64(2052)	94,740	7,921	47,984	38,835	8.4	50.6	41.0
65(2053)	93,714	7,781	47,315	38,619	8.3	50.5	41.2
66(2054)	92,691	7,648	46,668	38,376	8.3	50.3	41.4
67(2055)	91,669	7,522	46,042	38,104	8.2	50.2	41.6

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-2 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)			割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,803	17,451	83,733	26,619	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,823	17,306	83,018	27,500	13.5	64.9	21.5
20(2008)	127,802	17,159	82,346	28,297	13.4	64.4	22.1
21(2009)	127,740	16,972	81,661	29,107	13.3	63.9	22.8
22(2010)	127,639	16,767	81,306	29,565	13.1	63.7	23.2
23(2011)	127,499	16,567	81,041	29,891	13.0	63.6	23.4
24(2012)	127,325	16,348	80,009	30,967	12.8	62.8	24.3
25(2013)	127,118	16,114	78,892	32,112	12.7	62.1	25.3
26(2014)	126,880	15,885	77,762	33,234	12.5	61.3	26.2
27(2015)	126,612	15,645	76,845	34,122	12.4	60.7	26.9
28(2016)	126,315	15,417	76,065	34,832	12.2	60.2	27.6
29(2017)	125,987	15,199	75,389	35,399	12.1	59.8	28.1
30(2018)	125,631	15,009	74,778	35,843	11.9	59.5	28.5
31(2019)	125,246	14,840	74,248	36,158	11.8	59.3	28.9
32(2020)	124,834	14,704	73,687	36,444	11.8	59.0	29.2
33(2021)	124,396	14,534	73,211	36,651	11.7	58.9	29.5
34(2022)	123,933	14,370	72,803	36,761	11.6	58.7	29.7
35(2023)	123,445	14,222	72,339	36,884	11.5	58.6	29.9
36(2024)	122,933	14,090	71,819	37,024	11.5	58.4	30.1
37(2025)	122,398	13,972	71,313	37,113	11.4	58.3	30.3
38(2026)	121,840	13,865	70,804	37,172	11.4	58.1	30.5
39(2027)	121,261	13,765	70,266	37,230	11.4	57.9	30.7
40(2028)	120,660	13,669	69,671	37,320	11.3	57.7	30.9
41(2029)	120,039	13,576	69,030	37,433	11.3	57.5	31.2
42(2030)	119,397	13,482	68,281	37,634	11.3	57.2	31.5
43(2031)	118,736	13,388	67,842	37,505	11.3	57.1	31.6
44(2032)	118,054	13,292	67,037	37,725	11.3	56.8	32.0
45(2033)	117,354	13,194	66,225	37,935	11.2	56.4	32.3
46(2034)	116,634	13,092	65,377	38,165	11.2	56.1	32.7
47(2035)	115,895	12,987	64,496	38,412	11.2	55.7	33.1
48(2036)	115,139	12,878	63,563	38,698	11.2	55.2	33.6
49(2037)	114,367	12,764	62,586	39,016	11.2	54.7	34.1
50(2038)	113,579	12,646	61,573	39,360	11.1	54.2	34.7
51(2039)	112,777	12,524	60,592	39,661	11.1	53.7	35.2
52(2040)	111,964	12,398	59,701	39,865	11.1	53.3	35.6
53(2041)	111,141	12,268	58,886	39,986	11.0	53.0	36.0
54(2042)	110,310	12,136	58,147	40,027	11.0	52.7	36.3
55(2043)	109,473	12,002	57,446	40,026	11.0	52.5	36.6
56(2044)	108,632	11,867	56,799	39,966	10.9	52.3	36.8
57(2045)	107,790	11,733	56,184	39,873	10.9	52.1	37.0
58(2046)	106,948	11,600	55,616	39,731	10.8	52.0	37.2
59(2047)	106,106	11,470	55,053	39,583	10.8	51.9	37.3
60(2048)	105,268	11,343	54,468	39,456	10.8	51.7	37.5
61(2049)	104,433	11,221	53,880	39,332	10.7	51.6	37.7
62(2050)	103,603	11,102	53,306	39,195	10.7	51.5	37.8
63(2051)	102,778	10,989	52,765	39,024	10.7	51.3	38.0
64(2052)	101,958	10,881	52,242	38,835	10.7	51.2	38.1
65(2053)	101,143	10,778	51,746	38,619	10.7	51.2	38.2
66(2054)	100,331	10,680	51,275	38,376	10.6	51.1	38.2
67(2055)	99,520	10,588	50,828	38,104	10.6	51.1	38.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,780	17,429	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,687	17,170	83,018	27,500	13.4	65.0	21.5
20(2008)	127,515	16,871	82,346	28,297	13.2	64.6	22.2
21(2009)	127,287	16,519	81,661	29,107	13.0	64.2	22.9
22(2010)	127,005	16,133	81,306	29,565	12.7	64.0	23.3
23(2011)	126,671	15,739	81,041	29,891	12.4	64.0	23.6
24(2012)	126,290	15,313	80,009	30,967	12.1	63.4	24.5
25(2013)	125,863	14,860	78,892	32,112	11.8	62.7	25.5
26(2014)	125,396	14,401	77,762	33,234	11.5	62.0	26.5
27(2015)	124,889	13,922	76,845	34,122	11.1	61.5	27.3
28(2016)	124,344	13,447	76,065	34,832	10.8	61.2	28.0
29(2017)	123,764	12,976	75,389	35,399	10.5	60.9	28.6
30(2018)	123,149	12,528	74,778	35,843	10.2	60.7	29.1
31(2019)	122,502	12,096	74,248	36,158	9.9	60.6	29.5
32(2020)	121,823	11,693	73,687	36,444	9.6	60.5	29.9
33(2021)	121,116	11,277	73,188	36,651	9.3	60.4	30.3
34(2022)	120,381	10,952	72,668	36,761	9.1	60.4	30.5
35(2023)	119,619	10,681	72,055	36,884	8.9	60.2	30.8
36(2024)	118,832	10,439	71,369	37,024	8.8	60.1	31.2
37(2025)	118,019	10,224	70,682	37,113	8.7	59.9	31.4
38(2026)	117,184	10,032	69,980	37,172	8.6	59.7	31.7
39(2027)	116,326	9,860	69,236	37,230	8.5	59.5	32.0
40(2028)	115,447	9,704	68,423	37,320	8.4	59.3	32.3
41(2029)	114,547	9,559	67,554	37,433	8.3	59.0	32.7
42(2030)	113,626	9,424	66,568	37,634	8.3	58.6	33.1
43(2031)	112,684	9,295	65,885	37,505	8.2	58.5	33.3
44(2032)	111,721	9,168	64,829	37,725	8.2	58.0	33.8
45(2033)	110,737	9,042	63,760	37,935	8.2	57.6	34.3
46(2034)	109,731	8,915	62,652	38,165	8.1	57.1	34.8
47(2035)	108,704	8,784	61,508	38,412	8.1	56.6	35.3
48(2036)	107,655	8,648	60,309	38,698	8.0	56.0	35.9
49(2037)	106,585	8,506	59,063	39,016	8.0	55.4	36.6
50(2038)	105,496	8,357	57,780	39,360	7.9	54.8	37.3
51(2039)	104,388	8,200	56,527	39,661	7.9	54.2	38.0
52(2040)	103,264	8,036	55,363	39,865	7.8	53.6	38.6
53(2041)	102,126	7,865	54,274	39,986	7.7	53.1	39.2
54(2042)	100,976	7,688	53,261	40,027	7.6	52.7	39.6
55(2043)	99,816	7,506	52,284	40,026	7.5	52.4	40.1
56(2044)	98,649	7,321	51,362	39,966	7.4	52.1	40.5
57(2045)	97,477	7,133	50,471	39,873	7.3	51.8	40.9
58(2046)	96,302	6,945	49,626	39,731	7.2	51.5	41.3
59(2047)	95,127	6,759	48,785	39,583	7.1	51.3	41.6
60(2048)	93,952	6,577	47,920	39,456	7.0	51.0	42.0
61(2049)	92,780	6,399	47,049	39,332	6.9	50.7	42.4
62(2050)	91,613	6,229	46,189	39,195	6.8	50.4	42.8
63(2051)	90,449	6,067	45,359	39,024	6.7	50.1	43.1
64(2052)	89,291	5,914	44,542	38,835	6.6	49.9	43.5
65(2053)	88,138	5,771	43,748	38,619	6.5	49.6	43.8
66(2054)	86,988	5,638	42,974	38,376	6.5	49.4	44.1
67(2055)	85,840	5,515	42,221	38,104	6.4	49.2	44.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図3-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－

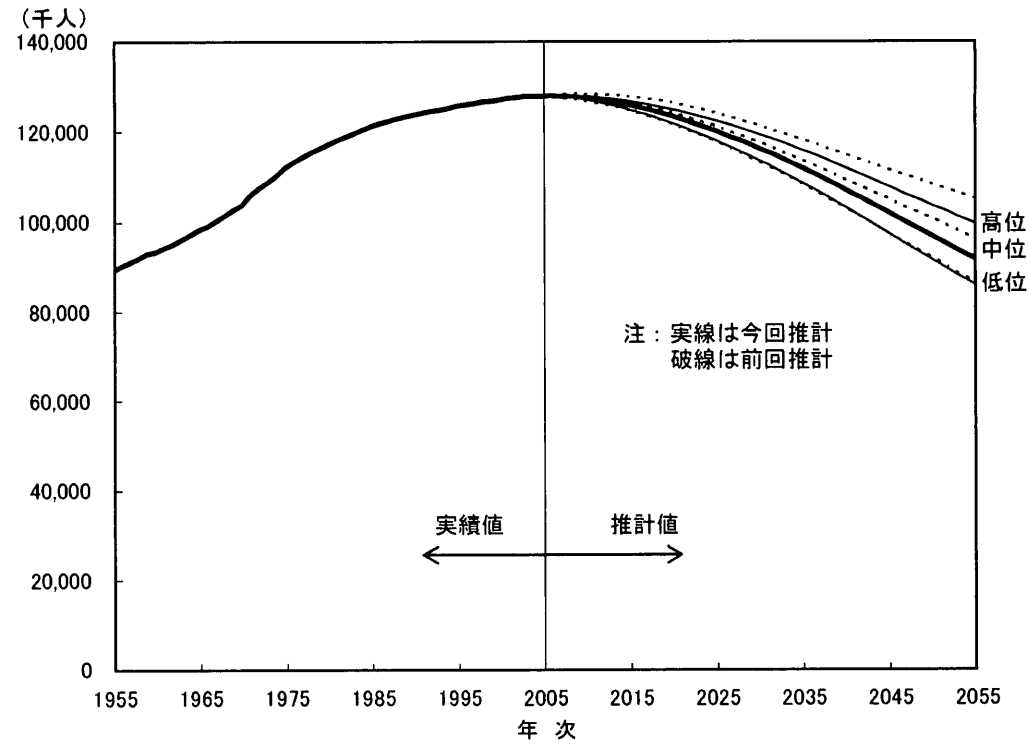
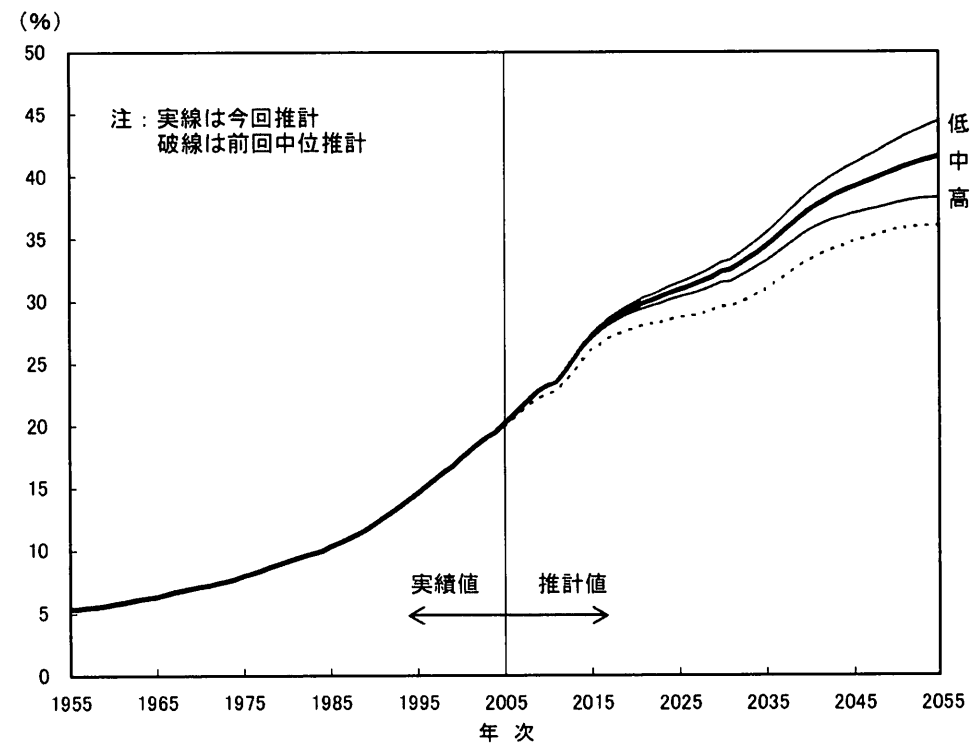


図3-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－



《仮定値》

表4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

年次	中位	高位	低位
平成 17(2005)	1.2601	1.2601	1.2601
18(2006)	1.2942	1.3243	1.2662
19(2007)	1.2467	1.3170	1.1626
20(2008)	1.2297	1.3179	1.1185
21(2009)	1.2232	1.3214	1.0980
22(2010)	1.2184	1.3282	1.0806
23(2011)	1.2152	1.3383	1.0666
24(2012)	1.2135	1.3516	1.0560
25(2013)	1.2134	1.3677	1.0486
26(2014)	1.2148	1.3853	1.0441
27(2015)	1.2171	1.4033	1.0418
28(2016)	1.2199	1.4210	1.0410
29(2017)	1.2227	1.4376	1.0411
30(2018)	1.2252	1.4528	1.0415
31(2019)	1.2273	1.4664	1.0421
32(2020)	1.2289	1.4783	1.0425
33(2021)	1.2302	1.4885	1.0426
34(2022)	1.2311	1.4971	1.0423
35(2023)	1.2320	1.5042	1.0417
36(2024)	1.2328	1.5100	1.0409
37(2025)	1.2335	1.5145	1.0400
38(2026)	1.2343	1.5181	1.0393
39(2027)	1.2351	1.5209	1.0386
40(2028)	1.2360	1.5231	1.0383
41(2029)	1.2371	1.5249	1.0382
42(2030)	1.2382	1.5264	1.0384
43(2031)	1.2394	1.5277	1.0389
44(2032)	1.2408	1.5289	1.0397
45(2033)	1.2422	1.5301	1.0407
46(2034)	1.2436	1.5311	1.0419
47(2035)	1.2450	1.5322	1.0433
48(2036)	1.2465	1.5332	1.0448
49(2037)	1.2479	1.5342	1.0463
50(2038)	1.2492	1.5351	1.0478
51(2039)	1.2505	1.5360	1.0491
52(2040)	1.2517	1.5368	1.0504
53(2041)	1.2528	1.5376	1.0516
54(2042)	1.2538	1.5383	1.0527
55(2043)	1.2548	1.5389	1.0538
56(2044)	1.2557	1.5395	1.0547
57(2045)	1.2566	1.5401	1.0556
58(2046)	1.2574	1.5407	1.0564
59(2047)	1.2582	1.5412	1.0571
60(2048)	1.2589	1.5418	1.0578
61(2049)	1.2597	1.5424	1.0584
62(2050)	1.2604	1.5429	1.0591
63(2051)	1.2611	1.5435	1.0598
64(2052)	1.2618	1.5441	1.0605
65(2053)	1.2625	1.5447	1.0613
66(2054)	1.2632	1.5454	1.0622
67(2055)	1.2640	1.5461	1.0630

平成17(2005)年は実績値である。死亡中位推計による。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計

年次	死亡中位 (年)		
	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.85	85.78	6.93
19(2007)	79.02	85.94	6.92
20(2008)	79.19	86.10	6.91
21(2009)	79.35	86.25	6.90
22(2010)	79.51	86.41	6.90
23(2011)	79.66	86.55	6.89
24(2012)	79.80	86.69	6.89
25(2013)	79.94	86.82	6.88
26(2014)	80.08	86.95	6.87
27(2015)	80.22	87.08	6.86
28(2016)	80.35	87.20	6.85
29(2017)	80.49	87.33	6.84
30(2018)	80.61	87.45	6.83
31(2019)	80.73	87.57	6.84
32(2020)	80.85	87.68	6.83
33(2021)	80.96	87.78	6.83
34(2022)	81.07	87.89	6.82
35(2023)	81.18	87.99	6.81
36(2024)	81.29	88.09	6.80
37(2025)	81.39	88.19	6.79
38(2026)	81.50	88.28	6.79
39(2027)	81.60	88.38	6.78
40(2028)	81.70	88.48	6.78
41(2029)	81.79	88.57	6.78
42(2030)	81.88	88.66	6.78
43(2031)	81.97	88.74	6.78
44(2032)	82.06	88.83	6.77
45(2033)	82.14	88.90	6.76
46(2034)	82.23	88.98	6.76
47(2035)	82.31	89.06	6.75
48(2036)	82.39	89.14	6.74
49(2037)	82.47	89.21	6.74
50(2038)	82.55	89.28	6.73
51(2039)	82.63	89.36	6.73
52(2040)	82.71	89.43	6.72
53(2041)	82.78	89.50	6.72
54(2042)	82.85	89.57	6.72
55(2043)	82.92	89.64	6.72
56(2044)	82.99	89.71	6.72
57(2045)	83.05	89.77	6.72
58(2046)	83.12	89.83	6.72
59(2047)	83.18	89.89	6.71
60(2048)	83.25	89.95	6.70
61(2049)	83.31	90.01	6.70
62(2050)	83.37	90.07	6.69
63(2051)	83.43	90.12	6.69
64(2052)	83.50	90.18	6.68
65(2053)	83.56	90.24	6.68
66(2054)	83.62	90.29	6.67
67(2055)	83.67	90.34	6.67

平成17(2005)年は実績値である。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計（つづき）

年次	(年)					
	死亡高位			死亡低位		
	男	女	男女差	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.51	85.47	6.96	79.19	86.10	6.90
19(2007)	78.66	85.61	6.96	79.39	86.28	6.89
20(2008)	78.80	85.75	6.95	79.58	86.47	6.88
21(2009)	78.94	85.88	6.94	79.76	86.64	6.88
22(2010)	79.07	86.00	6.93	79.93	86.80	6.87
23(2011)	79.20	86.12	6.92	80.11	86.96	6.86
24(2012)	79.33	86.24	6.92	80.28	87.12	6.84
25(2013)	79.45	86.36	6.91	80.45	87.28	6.83
26(2014)	79.57	86.48	6.90	80.61	87.44	6.82
27(2015)	79.68	86.59	6.91	80.77	87.59	6.82
28(2016)	79.79	86.69	6.90	80.92	87.73	6.82
29(2017)	79.89	86.79	6.89	81.06	87.87	6.81
30(2018)	79.99	86.88	6.89	81.21	88.01	6.79
31(2019)	80.09	86.97	6.88	81.36	88.14	6.78
32(2020)	80.19	87.06	6.87	81.50	88.27	6.77
33(2021)	80.29	87.15	6.87	81.64	88.40	6.76
34(2022)	80.38	87.24	6.86	81.77	88.53	6.76
35(2023)	80.47	87.33	6.86	81.90	88.66	6.76
36(2024)	80.56	87.41	6.85	82.02	88.78	6.76
37(2025)	80.64	87.49	6.85	82.15	88.89	6.75
38(2026)	80.72	87.57	6.85	82.27	89.01	6.74
39(2027)	80.80	87.65	6.85	82.39	89.12	6.73
40(2028)	80.87	87.72	6.85	82.51	89.23	6.72
41(2029)	80.95	87.79	6.84	82.63	89.34	6.71
42(2030)	81.02	87.86	6.84	82.74	89.44	6.70
43(2031)	81.09	87.92	6.83	82.85	89.55	6.70
44(2032)	81.16	87.99	6.83	82.95	89.66	6.71
45(2033)	81.23	88.05	6.82	83.06	89.76	6.70
46(2034)	81.29	88.11	6.82	83.16	89.85	6.69
47(2035)	81.36	88.18	6.82	83.26	89.94	6.68
48(2036)	81.42	88.24	6.81	83.36	90.03	6.68
49(2037)	81.49	88.30	6.81	83.46	90.12	6.67
50(2038)	81.55	88.35	6.80	83.55	90.21	6.66
51(2039)	81.61	88.41	6.80	83.65	90.30	6.65
52(2040)	81.67	88.47	6.80	83.74	90.39	6.64
53(2041)	81.72	88.53	6.80	83.83	90.47	6.64
54(2042)	81.78	88.58	6.80	83.92	90.56	6.64
55(2043)	81.83	88.63	6.80	84.00	90.64	6.64
56(2044)	81.88	88.69	6.80	84.09	90.73	6.64
57(2045)	81.93	88.73	6.80	84.17	90.81	6.64
58(2046)	81.98	88.78	6.80	84.25	90.88	6.63
59(2047)	82.03	88.83	6.79	84.33	90.96	6.63
60(2048)	82.08	88.87	6.79	84.41	91.03	6.62
61(2049)	82.13	88.92	6.79	84.49	91.10	6.61
62(2050)	82.18	88.96	6.78	84.57	91.17	6.60
63(2051)	82.22	89.00	6.78	84.64	91.24	6.60
64(2052)	82.27	89.05	6.78	84.72	91.31	6.59
65(2053)	82.32	89.09	6.77	84.79	91.38	6.58
66(2054)	82.36	89.13	6.77	84.86	91.45	6.58
67(2055)	82.41	89.17	6.77	84.93	91.51	6.58

平成17(2005)年は実績値である。

表4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00435	-0.00441	55	-0.00076	0.00005
1	-0.00340	-0.00341	56	-0.00068	0.00010
2	-0.00223	-0.00224	57	-0.00064	0.00012
3	-0.00118	-0.00121	58	-0.00064	0.00011
4	-0.00054	-0.00058	59	-0.00061	0.00012
5	-0.00034	-0.00036	60	-0.00053	0.00015
6	-0.00035	-0.00034	61	-0.00039	0.00021
7	-0.00020	-0.00016	62	-0.00025	0.00024
8	-0.00008	-0.00007	63	-0.00017	0.00022
9	-0.00001	-0.00002	64	-0.00013	0.00020
10	0.00002	0.00000	65	-0.00009	0.00019
11	0.00004	0.00001	66	-0.00002	0.00021
12	0.00020	0.00020	67	0.00002	0.00021
13	0.00035	0.00031	68	0.00004	0.00018
14	0.00035	0.00013	69	0.00007	0.00015
15	0.00031	-0.00001	70	0.00011	0.00012
16	0.00019	-0.00011	71	0.00014	0.00012
17	-0.00006	-0.00028	72	0.00014	0.00013
18	-0.00047	-0.00078	73	0.00012	0.00013
19	-0.00093	-0.00150	74	0.00009	0.00011
20	-0.00130	-0.00214	75	0.00008	0.00007
21	-0.00134	-0.00237	76	0.00007	0.00004
22	-0.00097	-0.00202	77	0.00005	0.00002
23	-0.00055	-0.00155	78	0.00004	0.00002
24	-0.00033	-0.00122	79	0.00004	0.00002
25	-0.00023	-0.00084	80	0.00005	0.00001
26	-0.00023	-0.00047	81	0.00004	0.00001
27	-0.00023	-0.00011	82	0.00004	0.00001
28	-0.00021	0.00000	83	0.00002	0.00001
29	-0.00022	-0.00009	84	0.00001	0.00001
30	-0.00029	-0.00021	85	-0.00001	0.00001
31	-0.00038	-0.00026	86	-0.00002	0.00001
32	-0.00046	-0.00024	87	-0.00003	0.00000
33	-0.00049	-0.00019	88	-0.00003	0.00001
34	-0.00047	-0.00011	89	-0.00003	0.00001
35	-0.00042	-0.00004	90	0.00000	0.00000
36	-0.00040	0.00004	91	0.00000	0.00000
37	-0.00043	0.00014	92	0.00000	0.00000
38	-0.00052	0.00021	93	0.00000	0.00000
39	-0.00059	0.00028	94	0.00000	0.00000
40	-0.00062	0.00033	95	0.00000	0.00000
41	-0.00062	0.00037	96	0.00000	0.00000
42	-0.00062	0.00037	97	0.00000	0.00000
43	-0.00062	0.00032	98	0.00000	0.00000
44	-0.00063	0.00025	99	0.00000	0.00000
45	-0.00066	0.00016	100	0.00000	0.00000
46	-0.00071	0.00009	101	0.00000	0.00000
47	-0.00076	0.00004	102	0.00000	0.00000
48	-0.00080	0.00002	103	0.00000	0.00000
49	-0.00081	0.00000	104	0.00000	0.00000
50	-0.00081	-0.00002	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00082	-0.00003			
52	-0.00085	-0.00004			
53	-0.00086	-0.00004			
54	-0.00084	0.00000			

日本人人口に対する日本人入国超過率。

表4-4 男女別外国人入国超過数

			(人)					
期末年	男	女	期末年	男	女	期末年	男	女
2006	25,890	26,462	2013	30,106	37,518	2020	32,384	40,838
2007	26,677	28,972	2014	30,518	38,263	2021	32,617	41,067
2008	27,390	31,079	2015	30,896	38,891	2022	32,833	41,261
2009	28,038	32,848	2016	31,244	39,421	2023	33,034	41,427
2010	28,627	34,334	2017	31,564	39,869	2024	33,220	41,567
2011	29,165	35,583	2018	31,859	40,247	2025	33,393	41,686
2012	29,656	36,634	2019	32,132	40,567			

表4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00180	-0.00044	55	-0.00198	-0.00136
1	0.00326	0.00243	56	-0.00222	-0.00153
2	0.00474	0.00309	57	-0.00275	-0.00181
3	0.00304	0.00183	58	-0.00336	-0.00199
4	-0.00004	-0.00005	59	-0.00364	-0.00197
5	-0.00219	-0.00115	60	-0.00340	-0.00185
6	-0.00212	-0.00087	61	-0.00278	-0.00171
7	-0.00102	-0.00012	62	-0.00227	-0.00154
8	0.00045	0.00072	63	-0.00201	-0.00137
9	0.00185	0.00143	64	-0.00197	-0.00119
10	0.00267	0.00182	65	-0.00192	-0.00106
11	0.00283	0.00189	66	-0.00157	-0.00095
12	0.00305	0.00214	67	-0.00118	-0.00090
13	0.00457	0.00297	68	-0.00091	-0.00087
14	0.00626	0.00221	69	-0.00086	-0.00080
15	0.00836	0.00228	70	-0.00083	-0.00068
16	0.01844	0.01240	71	-0.00067	-0.00053
17	0.04253	0.03911	72	-0.00055	-0.00043
18	0.07496	0.07820	73	-0.00049	-0.00040
19	0.10608	0.11587	74	-0.00048	-0.00041
20	0.12761	0.13681	75	-0.00046	-0.00041
21	0.13486	0.13368	76	-0.00037	-0.00036
22	0.12916	0.11243	77	-0.00027	-0.00027
23	0.11464	0.08625	78	-0.00031	-0.00019
24	0.09288	0.06304	79	-0.00044	-0.00014
25	0.06653	0.04632	80	-0.00052	-0.00011
26	0.04411	0.03684	81	-0.00046	-0.00011
27	0.03086	0.03207	82	-0.00034	-0.00013
28	0.02283	0.02817	83	-0.00023	-0.00013
29	0.01665	0.02326	84	-0.00019	-0.00010
30	0.01133	0.01749	85	-0.00018	-0.00007
31	0.00706	0.01187	86	-0.00018	-0.00005
32	0.00418	0.00738	87	-0.00014	-0.00003
33	0.00196	0.00430	88	-0.00009	-0.00002
34	-0.00073	0.00252	89	-0.00004	-0.00001
35	-0.00356	0.00211	90	0.00001	0.00000
36	-0.00551	0.00242	91	0.00000	0.00000
37	-0.00594	0.00277	92	0.00000	0.00000
38	-0.00532	0.00280	93	0.00000	0.00000
39	-0.00438	0.00253	94	0.00000	0.00000
40	-0.00325	0.00225	95	0.00000	0.00000
41	-0.00194	0.00224	96	0.00000	0.00000
42	-0.00083	0.00232	97	0.00000	0.00000
43	-0.00010	0.00198	98	0.00000	0.00000
44	0.00001	0.00134	99	0.00000	0.00000
45	-0.00021	0.00078	100	0.00000	0.00000
46	-0.00043	0.00037	101	0.00000	0.00000
47	-0.00042	0.00003	102	0.00000	0.00000
48	-0.00042	-0.00024	103	0.00000	0.00000
49	-0.00054	-0.00054	104	0.00000	0.00000
50	-0.00075	-0.00082	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00107	-0.00108			
52	-0.00150	-0.00129			
53	-0.00177	-0.00136			
54	-0.00185	-0.00134			

男女別外国人入国超過数を1とした場合の年齢別割合。

図4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

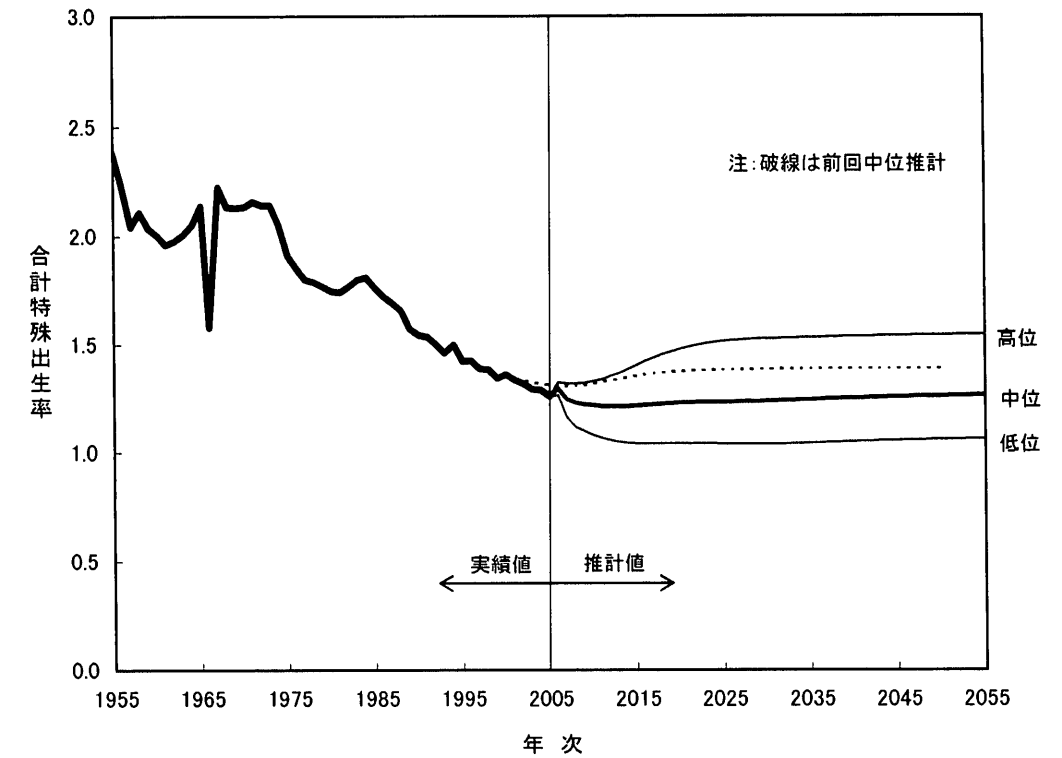


図4-2 平均寿命の推移：中位・高位・低位推計

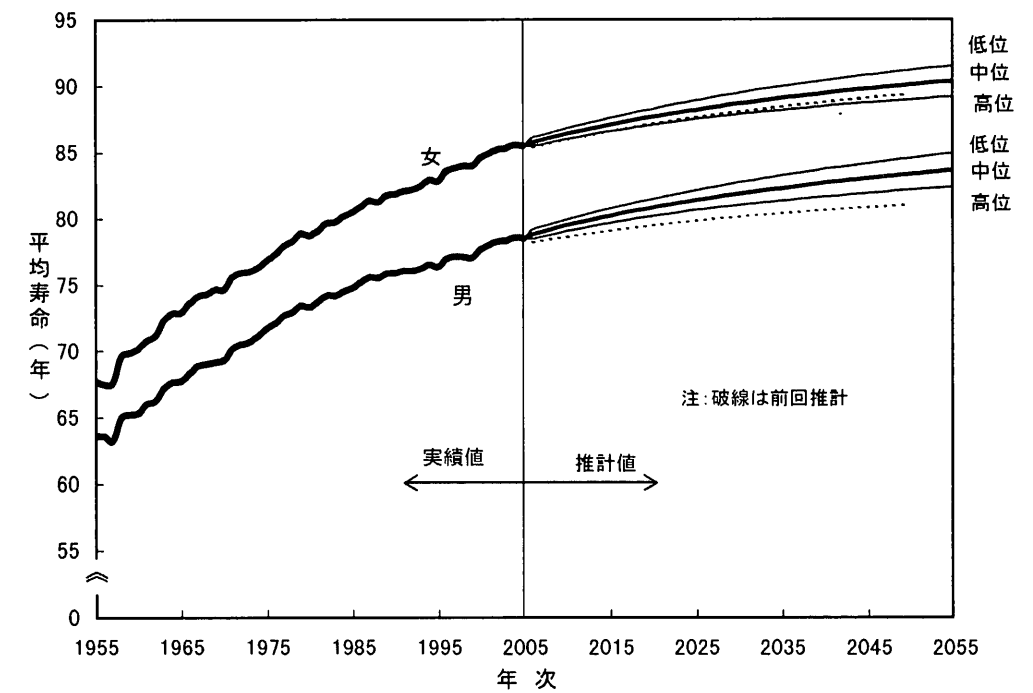


図4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

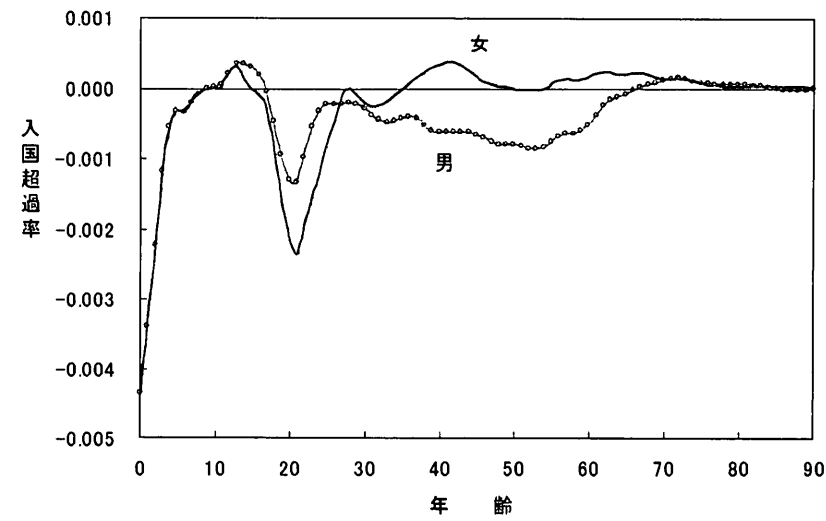


図4-4 男女別外国人入国超過数

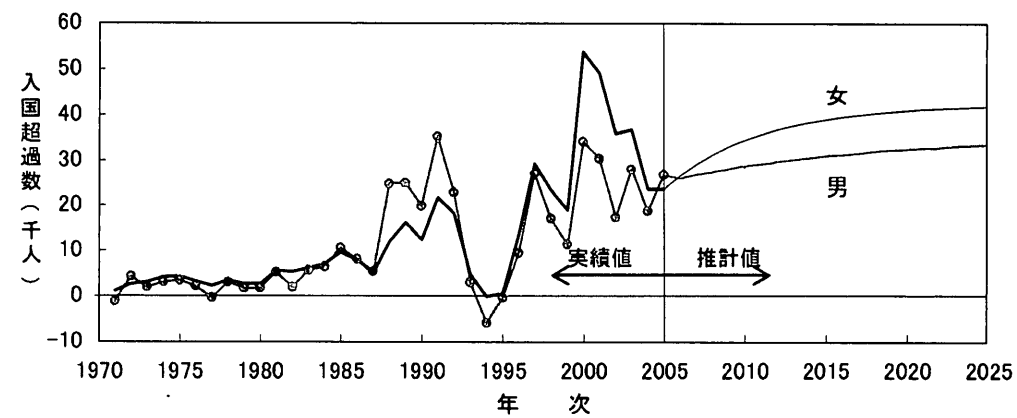
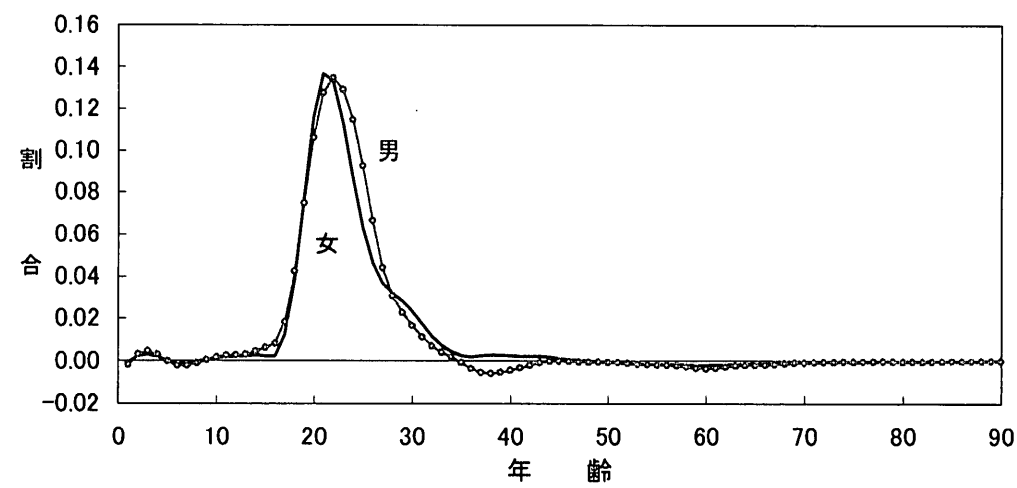


図4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合



《参考推計結果》

長期の人口推移分析の参考とするため、平成68(2056)年から平成117(2105)年について参考推計を行った。生残率、出生率、出生性比、国際人口移動率(数)は平成68(2056)年以降一定とした。

参考表1 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	88,882	7,397	45,336	36,149	8.3	51.0	40.7
69(2057)	87,825	7,286	44,707	35,832	8.3	50.9	40.8
70(2058)	86,757	7,181	44,086	35,491	8.3	50.8	40.9
71(2059)	85,679	7,081	43,437	35,161	8.3	50.7	41.0
72(2060)	84,592	6,987	42,778	34,827	8.3	50.6	41.2
73(2061)	83,495	6,897	42,130	34,468	8.3	50.5	41.3
74(2062)	82,390	6,810	41,468	34,112	8.3	50.3	41.4
75(2063)	81,278	6,726	40,795	33,758	8.3	50.2	41.5
76(2064)	80,162	6,644	40,127	33,391	8.3	50.1	41.7
77(2065)	79,043	6,563	39,452	33,028	8.3	49.9	41.8
78(2066)	77,923	6,483	38,788	32,653	8.3	49.8	41.9
79(2067)	76,805	6,402	38,133	32,269	8.3	49.6	42.0
80(2068)	75,691	6,322	37,507	31,863	8.4	49.6	42.1
81(2069)	74,585	6,240	36,901	31,444	8.4	49.5	42.2
82(2070)	73,488	6,158	36,325	31,005	8.4	49.4	42.2
83(2071)	72,403	6,074	35,735	30,594	8.4	49.4	42.3
84(2072)	71,332	5,990	35,185	30,157	8.4	49.3	42.3
85(2073)	70,276	5,904	34,665	29,706	8.4	49.3	42.3
86(2074)	69,237	5,818	34,166	29,253	8.4	49.3	42.3
87(2075)	68,216	5,732	33,686	28,798	8.4	49.4	42.2
88(2076)	67,213	5,645	33,223	28,345	8.4	49.4	42.2
89(2077)	66,229	5,558	32,775	27,896	8.4	49.5	42.1
90(2078)	65,263	5,472	32,341	27,450	8.4	49.6	42.1
91(2079)	64,316	5,387	31,918	27,011	8.4	49.6	42.0
92(2080)	63,387	5,304	31,505	26,578	8.4	49.7	41.9
93(2081)	62,475	5,222	31,100	26,152	8.4	49.8	41.9
94(2082)	61,579	5,143	30,703	25,733	8.4	49.9	41.8
95(2083)	60,699	5,065	30,311	25,322	8.3	49.9	41.7
96(2084)	59,834	4,991	29,925	24,918	8.3	50.0	41.6
97(2085)	58,983	4,919	29,543	24,521	8.3	50.1	41.6
98(2086)	58,146	4,850	29,164	24,132	8.3	50.2	41.5
99(2087)	57,322	4,783	28,789	23,750	8.3	50.2	41.4
100(2088)	56,511	4,720	28,415	23,376	8.4	50.3	41.4
101(2089)	55,712	4,658	28,044	23,010	8.4	50.3	41.3
102(2090)	54,925	4,600	27,674	22,651	8.4	50.4	41.2
103(2091)	54,150	4,543	27,306	22,300	8.4	50.4	41.2
104(2092)	53,386	4,489	26,939	21,958	8.4	50.5	41.1
105(2093)	52,634	4,436	26,575	21,623	8.4	50.5	41.1
106(2094)	51,894	4,384	26,214	21,296	8.4	50.5	41.0
107(2095)	51,165	4,334	25,855	20,976	8.5	50.5	41.0
108(2096)	50,449	4,285	25,501	20,663	8.5	50.5	41.0
109(2097)	49,746	4,236	25,152	20,357	8.5	50.6	40.9
110(2098)	49,055	4,188	24,809	20,057	8.5	50.6	40.9
111(2099)	48,377	4,140	24,473	19,764	8.6	50.6	40.9
112(2100)	47,712	4,093	24,144	19,475	8.6	50.6	40.8
113(2101)	47,061	4,045	23,824	19,192	8.6	50.6	40.8
114(2102)	46,424	3,998	23,512	18,914	8.6	50.6	40.7
115(2103)	45,800	3,951	23,209	18,640	8.6	50.7	40.7
116(2104)	45,189	3,903	22,916	18,371	8.6	50.7	40.7
117(2105)	44,592	3,856	22,631	18,105	8.6	50.8	40.6

各年10月1日現在人口。

参考表2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	96,938	10,490	50,299	36,149	10.8	51.9	37.3
69(2057)	96,091	10,405	49,854	35,832	10.8	51.9	37.3
70(2058)	95,234	10,324	49,420	35,491	10.8	51.9	37.3
71(2059)	94,367	10,245	48,961	35,161	10.9	51.9	37.3
72(2060)	93,489	10,168	48,495	34,827	10.9	51.9	37.3
73(2061)	92,602	10,093	48,041	34,468	10.9	51.9	37.2
74(2062)	91,706	10,017	47,576	34,112	10.9	51.9	37.2
75(2063)	90,802	9,942	47,102	33,758	10.9	51.9	37.2
76(2064)	89,893	9,866	46,636	33,391	11.0	51.9	37.1
77(2065)	88,980	9,789	46,162	33,028	11.0	51.9	37.1
78(2066)	88,066	9,711	45,702	32,653	11.0	51.9	37.1
79(2067)	87,153	9,632	45,252	32,269	11.1	51.9	37.0
80(2068)	86,244	9,551	44,830	31,863	11.1	52.0	36.9
81(2069)	85,341	9,468	44,428	31,444	11.1	52.1	36.8
82(2070)	84,448	9,385	44,058	31,005	11.1	52.2	36.7
83(2071)	83,566	9,300	43,659	30,607	11.1	52.2	36.6
84(2072)	82,697	9,214	43,266	30,218	11.1	52.3	36.5
85(2073)	81,844	9,127	42,889	29,828	11.2	52.4	36.4
86(2074)	81,006	9,041	42,527	29,439	11.2	52.5	36.3
87(2075)	80,187	8,954	42,177	29,055	11.2	52.6	36.2
88(2076)	79,385	8,868	41,838	28,679	11.2	52.7	36.1
89(2077)	78,601	8,783	41,506	28,312	11.2	52.8	36.0
90(2078)	77,836	8,700	41,179	27,957	11.2	52.9	35.9
91(2079)	77,088	8,618	40,854	27,615	11.2	53.0	35.8
92(2080)	76,356	8,538	40,532	27,287	11.2	53.1	35.7
93(2081)	75,641	8,460	40,210	26,971	11.2	53.2	35.7
94(2082)	74,941	8,385	39,889	26,667	11.2	53.2	35.6
95(2083)	74,255	8,312	39,568	26,375	11.2	53.3	35.5
96(2084)	73,583	8,241	39,248	26,093	11.2	53.3	35.5
97(2085)	72,922	8,173	38,927	25,822	11.2	53.4	35.4
98(2086)	72,273	8,107	38,607	25,559	11.2	53.4	35.4
99(2087)	71,635	8,043	38,287	25,305	11.2	53.4	35.3
100(2088)	71,006	7,982	37,966	25,059	11.2	53.5	35.3
101(2089)	70,387	7,921	37,646	24,820	11.3	53.5	35.3
102(2090)	69,776	7,862	37,326	24,587	11.3	53.5	35.2
103(2091)	69,173	7,804	37,008	24,361	11.3	53.5	35.2
104(2092)	68,578	7,747	36,690	24,140	11.3	53.5	35.2
105(2093)	67,990	7,691	36,375	23,924	11.3	53.5	35.2
106(2094)	67,410	7,635	36,063	23,712	11.3	53.5	35.2
107(2095)	66,836	7,579	35,754	23,503	11.3	53.5	35.2
108(2096)	66,269	7,523	35,450	23,297	11.4	53.5	35.2
109(2097)	65,710	7,466	35,150	23,094	11.4	53.5	35.1
110(2098)	65,157	7,410	34,855	22,893	11.4	53.5	35.1
111(2099)	64,612	7,353	34,566	22,694	11.4	53.5	35.1
112(2100)	64,074	7,296	34,282	22,496	11.4	53.5	35.1
113(2101)	63,543	7,238	34,005	22,300	11.4	53.5	35.1
114(2102)	63,019	7,180	33,734	22,105	11.4	53.5	35.1
115(2103)	62,502	7,123	33,468	21,911	11.4	53.5	35.1
116(2104)	61,992	7,065	33,209	21,719	11.4	53.6	35.0
117(2105)	61,489	7,007	32,955	21,528	11.4	53.6	35.0

各年10月1日現在人口。

参考表3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生低位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	82,934	5,396	41,389	36,149	6.5	49.9	43.6
69(2057)	81,752	5,291	40,629	35,832	6.5	49.7	43.8
70(2058)	80,562	5,194	39,877	35,491	6.4	49.5	44.1
71(2059)	79,362	5,104	39,097	35,161	6.4	49.3	44.3
72(2060)	78,154	5,020	38,307	34,827	6.4	49.0	44.6
73(2061)	76,937	4,940	37,528	34,468	6.4	48.8	44.8
74(2062)	75,712	4,864	36,736	34,112	6.4	48.5	45.1
75(2063)	74,482	4,791	35,933	33,758	6.4	48.2	45.3
76(2064)	73,247	4,719	35,138	33,391	6.4	48.0	45.6
77(2065)	72,011	4,647	34,335	33,028	6.5	47.7	45.9
78(2066)	70,774	4,576	33,545	32,653	6.5	47.4	46.1
79(2067)	69,540	4,505	32,766	32,269	6.5	47.1	46.4
80(2068)	68,312	4,432	32,017	31,863	6.5	46.9	46.6
81(2069)	67,091	4,358	31,289	31,444	6.5	46.6	46.9
82(2070)	65,881	4,283	30,594	31,005	6.5	46.4	47.1
83(2071)	64,684	4,206	29,891	30,587	6.5	46.2	47.3
84(2072)	63,502	4,128	29,278	30,095	6.5	46.1	47.4
85(2073)	62,336	4,050	28,717	29,569	6.5	46.1	47.4
86(2074)	61,189	3,970	28,187	29,032	6.5	46.1	47.4
87(2075)	60,060	3,890	27,683	28,487	6.5	46.1	47.4
88(2076)	58,952	3,811	27,203	27,938	6.5	46.1	47.4
89(2077)	57,864	3,732	26,744	27,388	6.4	46.2	47.3
90(2078)	56,796	3,654	26,302	26,841	6.4	46.3	47.3
91(2079)	55,749	3,577	25,873	26,298	6.4	46.4	47.2
92(2080)	54,721	3,503	25,455	25,763	6.4	46.5	47.1
93(2081)	53,712	3,431	25,046	25,235	6.4	46.6	47.0
94(2082)	52,722	3,361	24,644	24,716	6.4	46.7	46.9
95(2083)	51,750	3,294	24,248	24,207	6.4	46.9	46.8
96(2084)	50,795	3,231	23,857	23,707	6.4	47.0	46.7
97(2085)	49,858	3,171	23,469	23,218	6.4	47.1	46.6
98(2086)	48,936	3,113	23,085	22,738	6.4	47.2	46.5
99(2087)	48,031	3,059	22,703	22,268	6.4	47.3	46.4
100(2088)	47,141	3,008	22,323	21,809	6.4	47.4	46.3
101(2089)	46,266	2,959	21,946	21,360	6.4	47.4	46.2
102(2090)	45,407	2,913	21,571	20,922	6.4	47.5	46.1
103(2091)	44,562	2,870	21,199	20,494	6.4	47.6	46.0
104(2092)	43,733	2,828	20,829	20,077	6.5	47.6	45.9
105(2093)	42,920	2,787	20,462	19,671	6.5	47.7	45.8
106(2094)	42,122	2,749	20,099	19,275	6.5	47.7	45.8
107(2095)	41,341	2,711	19,742	18,889	6.6	47.8	45.7
108(2096)	40,577	2,673	19,390	18,513	6.6	47.8	45.6
109(2097)	39,830	2,637	19,046	18,147	6.6	47.8	45.6
110(2098)	39,101	2,601	18,709	17,791	6.7	47.8	45.5
111(2099)	38,390	2,565	18,382	17,443	6.7	47.9	45.4
112(2100)	37,697	2,529	18,065	17,103	6.7	47.9	45.4
113(2101)	37,024	2,493	17,759	16,772	6.7	48.0	45.3
114(2102)	36,369	2,457	17,465	16,448	6.8	48.0	45.2
115(2103)	35,734	2,421	17,182	16,131	6.8	48.1	45.1
116(2104)	35,117	2,385	16,910	15,821	6.8	48.2	45.1
117(2105)	34,518	2,350	16,650	15,518	6.8	48.2	45.0

各年10月1日現在人口。

参考表4 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生中位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	87,125	7,390	45,236	34,499	8.5	51.9	39.6
69(2057)	86,049	7,279	44,607	34,163	8.5	51.8	39.7
70(2058)	84,964	7,174	43,985	33,805	8.4	51.8	39.8
71(2059)	83,871	7,074	43,336	33,461	8.4	51.7	39.9
72(2060)	82,770	6,980	42,678	33,113	8.4	51.6	40.0
73(2061)	81,663	6,889	42,029	32,744	8.4	51.5	40.1
74(2062)	80,550	6,803	41,368	32,379	8.4	51.4	40.2
75(2063)	79,434	6,719	40,695	32,020	8.5	51.2	40.3
76(2064)	78,316	6,637	40,029	31,651	8.5	51.1	40.4
77(2065)	77,199	6,556	39,354	31,290	8.5	51.0	40.5
78(2066)	76,085	6,475	38,691	30,919	8.5	50.9	40.6
79(2067)	74,976	6,395	38,038	30,544	8.5	50.7	40.7
80(2068)	73,875	6,314	37,412	30,149	8.5	50.6	40.8
81(2069)	72,785	6,233	36,807	29,745	8.6	50.6	40.9
82(2070)	71,706	6,150	36,232	29,323	8.6	50.5	40.9
83(2071)	70,642	6,067	35,643	28,932	8.6	50.5	41.0
84(2072)	69,593	5,982	35,094	28,516	8.6	50.4	41.0
85(2073)	68,561	5,897	34,575	28,089	8.6	50.4	41.0
86(2074)	67,547	5,811	34,077	27,660	8.6	50.4	40.9
87(2075)	66,551	5,724	33,597	27,230	8.6	50.5	40.9
88(2076)	65,574	5,637	33,135	26,802	8.6	50.5	40.9
89(2077)	64,615	5,551	32,688	26,376	8.6	50.6	40.8
90(2078)	63,674	5,465	32,255	25,955	8.6	50.7	40.8
91(2079)	62,751	5,380	31,832	25,538	8.6	50.7	40.7
92(2080)	61,844	5,297	31,420	25,128	8.6	50.8	40.6
93(2081)	60,954	5,215	31,016	24,723	8.6	50.9	40.6
94(2082)	60,079	5,135	30,619	24,325	8.5	51.0	40.5
95(2083)	59,219	5,058	30,228	23,933	8.5	51.0	40.4
96(2084)	58,374	4,984	29,842	23,548	8.5	51.1	40.3
97(2085)	57,542	4,912	29,460	23,170	8.5	51.2	40.3
98(2086)	56,723	4,842	29,082	22,798	8.5	51.3	40.2
99(2087)	55,916	4,776	28,707	22,433	8.5	51.3	40.1
100(2088)	55,122	4,712	28,334	22,075	8.5	51.4	40.0
101(2089)	54,340	4,651	27,963	21,725	8.6	51.5	40.0
102(2090)	53,570	4,593	27,594	21,383	8.6	51.5	39.9
103(2091)	52,811	4,536	27,227	21,048	8.6	51.6	39.9
104(2092)	52,065	4,482	26,861	20,722	8.6	51.6	39.8
105(2093)	51,330	4,429	26,497	20,404	8.6	51.6	39.8
106(2094)	50,607	4,378	26,136	20,093	8.7	51.6	39.7
107(2095)	49,897	4,327	25,779	19,791	8.7	51.7	39.7
108(2096)	49,199	4,278	25,425	19,495	8.7	51.7	39.6
109(2097)	48,514	4,229	25,077	19,207	8.7	51.7	39.6
110(2098)	47,842	4,181	24,735	18,926	8.7	51.7	39.6
111(2099)	47,183	4,134	24,399	18,650	8.8	51.7	39.5
112(2100)	46,538	4,086	24,072	18,381	8.8	51.7	39.5
113(2101)	45,907	4,039	23,752	18,116	8.8	51.7	39.5
114(2102)	45,288	3,991	23,441	17,856	8.8	51.8	39.4
115(2103)	44,683	3,944	23,139	17,601	8.8	51.8	39.4
116(2104)	44,091	3,897	22,846	17,349	8.8	51.8	39.3
117(2105)	43,512	3,849	22,561	17,101	8.8	51.9	39.3

各年10月1日現在人口。

参考表5 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	95,173	10,480	50,194	34,499	11.0	52.7	36.2
69(2057)	94,307	10,395	49,748	34,163	11.0	52.8	36.2
70(2058)	93,433	10,314	49,313	33,805	11.0	52.8	36.2
71(2059)	92,549	10,235	48,853	33,461	11.1	52.8	36.2
72(2060)	91,658	10,158	48,387	33,113	11.1	52.8	36.1
73(2061)	90,759	10,082	47,933	32,744	11.1	52.8	36.1
74(2062)	89,854	10,007	47,468	32,379	11.1	52.8	36.0
75(2063)	88,945	9,931	46,994	32,020	11.2	52.8	36.0
76(2064)	88,034	9,855	46,528	31,651	11.2	52.9	36.0
77(2065)	87,123	9,778	46,055	31,290	11.2	52.9	35.9
78(2066)	86,213	9,700	45,594	30,919	11.3	52.9	35.9
79(2067)	85,309	9,621	45,144	30,544	11.3	52.9	35.8
80(2068)	84,412	9,540	44,723	30,149	11.3	53.0	35.7
81(2069)	83,524	9,457	44,321	29,745	11.3	53.1	35.6
82(2070)	82,648	9,373	43,951	29,323	11.3	53.2	35.5
83(2071)	81,785	9,288	43,552	28,945	11.4	53.3	35.4
84(2072)	80,938	9,202	43,159	28,577	11.4	53.3	35.3
85(2073)	80,107	9,116	42,782	28,209	11.4	53.4	35.2
86(2074)	79,294	9,029	42,420	27,845	11.4	53.5	35.1
87(2075)	78,498	8,942	42,071	27,485	11.4	53.6	35.0
88(2076)	77,720	8,856	41,732	27,132	11.4	53.7	34.9
89(2077)	76,960	8,771	41,400	26,789	11.4	53.8	34.8
90(2078)	76,217	8,688	41,073	26,457	11.4	53.9	34.7
91(2079)	75,491	8,606	40,748	26,137	11.4	54.0	34.6
92(2080)	74,781	8,526	40,426	25,829	11.4	54.1	34.5
93(2081)	74,085	8,448	40,104	25,533	11.4	54.1	34.5
94(2082)	73,404	8,373	39,783	25,248	11.4	54.2	34.4
95(2083)	72,735	8,300	39,463	24,973	11.4	54.3	34.3
96(2084)	72,079	8,229	39,142	24,708	11.4	54.3	34.3
97(2085)	71,435	8,161	38,822	24,452	11.4	54.3	34.2
98(2086)	70,801	8,095	38,502	24,204	11.4	54.4	34.2
99(2087)	70,176	8,031	38,181	23,964	11.4	54.4	34.1
100(2088)	69,561	7,969	37,861	23,731	11.5	54.4	34.1
101(2089)	68,955	7,909	37,541	23,505	11.5	54.4	34.1
102(2090)	68,357	7,850	37,222	23,285	11.5	54.5	34.1
103(2091)	67,766	7,792	36,903	23,071	11.5	54.5	34.0
104(2092)	67,183	7,735	36,586	22,862	11.5	54.5	34.0
105(2093)	66,607	7,678	36,272	22,657	11.5	54.5	34.0
106(2094)	66,039	7,622	35,960	22,457	11.5	54.5	34.0
107(2095)	65,477	7,566	35,651	22,260	11.6	54.4	34.0
108(2096)	64,923	7,510	35,347	22,066	11.6	54.4	34.0
109(2097)	64,376	7,454	35,047	21,875	11.6	54.4	34.0
110(2098)	63,835	7,397	34,753	21,686	11.6	54.4	34.0
111(2099)	63,302	7,340	34,464	21,498	11.6	54.4	34.0
112(2100)	62,776	7,283	34,181	21,313	11.6	54.4	33.9
113(2101)	62,257	7,225	33,904	21,128	11.6	54.5	33.9
114(2102)	61,745	7,168	33,633	20,945	11.6	54.5	33.9
115(2103)	61,240	7,110	33,368	20,763	11.6	54.5	33.9
116(2104)	60,742	7,052	33,109	20,581	11.6	54.5	33.9
117(2105)	60,250	6,995	32,855	20,401	11.6	54.5	33.9

各年10月1日現在人口。

参考表6 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	81,183	5,391	41,293	34,499	6.6	50.9	42.5
69(2057)	79,983	5,286	40,533	34,163	6.6	50.7	42.7
70(2058)	78,776	5,189	39,781	33,805	6.6	50.5	42.9
71(2059)	77,561	5,099	39,001	33,461	6.6	50.3	43.1
72(2060)	76,340	5,015	38,212	33,113	6.6	50.1	43.4
73(2061)	75,113	4,935	37,434	32,744	6.6	49.8	43.6
74(2062)	73,881	4,859	36,643	32,379	6.6	49.6	43.8
75(2063)	72,646	4,785	35,841	32,020	6.6	49.3	44.1
76(2064)	71,411	4,714	35,047	31,651	6.6	49.1	44.3
77(2065)	70,177	4,642	34,245	31,290	6.6	48.8	44.6
78(2066)	68,947	4,571	33,457	30,919	6.6	48.5	44.8
79(2067)	67,724	4,500	32,680	30,544	6.6	48.3	45.1
80(2068)	66,508	4,427	31,932	30,149	6.7	48.0	45.3
81(2069)	65,304	4,353	31,206	29,745	6.7	47.8	45.5
82(2070)	64,114	4,278	30,512	29,323	6.7	47.6	45.7
83(2071)	62,938	4,201	29,812	28,925	6.7	47.4	46.0
84(2072)	61,779	4,123	29,200	28,455	6.7	47.3	46.1
85(2073)	60,639	4,045	28,641	27,953	6.7	47.2	46.1
86(2074)	59,517	3,965	28,111	27,441	6.7	47.2	46.1
87(2075)	58,415	3,885	27,609	26,921	6.7	47.3	46.1
88(2076)	57,334	3,806	27,130	26,398	6.6	47.3	46.0
89(2077)	56,272	3,727	26,672	25,874	6.6	47.4	46.0
90(2078)	55,230	3,649	26,230	25,351	6.6	47.5	45.9
91(2079)	54,208	3,572	25,802	24,833	6.6	47.6	45.8
92(2080)	53,205	3,498	25,385	24,322	6.6	47.7	45.7
93(2081)	52,220	3,426	24,977	23,817	6.6	47.8	45.6
94(2082)	51,253	3,356	24,575	23,321	6.5	47.9	45.5
95(2083)	50,303	3,290	24,180	22,833	6.5	48.1	45.4
96(2084)	49,370	3,226	23,789	22,354	6.5	48.2	45.3
97(2085)	48,453	3,166	23,402	21,885	6.5	48.3	45.2
98(2086)	47,552	3,109	23,018	21,425	6.5	48.4	45.1
99(2087)	46,667	3,055	22,637	20,975	6.5	48.5	44.9
100(2088)	45,797	3,004	22,258	20,536	6.6	48.6	44.8
101(2089)	44,943	2,955	21,882	20,106	6.6	48.7	44.7
102(2090)	44,104	2,909	21,508	19,687	6.6	48.8	44.6
103(2091)	43,280	2,865	21,136	19,279	6.6	48.8	44.5
104(2092)	42,473	2,823	20,767	18,883	6.6	48.9	44.5
105(2093)	41,681	2,783	20,401	18,497	6.7	48.9	44.4
106(2094)	40,906	2,744	20,039	18,122	6.7	49.0	44.3
107(2095)	40,147	2,706	19,683	17,758	6.7	49.0	44.2
108(2096)	39,406	2,669	19,332	17,405	6.8	49.1	44.2
109(2097)	38,683	2,633	18,988	17,062	6.8	49.1	44.1
110(2098)	37,979	2,597	18,653	16,729	6.8	49.1	44.0
111(2099)	37,293	2,561	18,327	16,405	6.9	49.1	44.0
112(2100)	36,625	2,525	18,010	16,090	6.9	49.2	43.9
113(2101)	35,977	2,489	17,705	15,783	6.9	49.2	43.9
114(2102)	35,347	2,453	17,412	15,482	6.9	49.3	43.8
115(2103)	34,736	2,417	17,129	15,189	7.0	49.3	43.7
116(2104)	34,142	2,381	16,859	14,902	7.0	49.4	43.6
117(2105)	33,566	2,346	16,600	14,621	7.0	49.5	43.6

各年10月1日現在人口。

参考表7 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	90,640	7,404	45,428	37,808	8.2	50.1	41.7
69(2057)	89,599	7,292	44,799	37,508	8.1	50.0	41.9
70(2058)	88,548	7,187	44,178	37,183	8.1	49.9	42.0
71(2059)	87,485	7,088	43,529	36,869	8.1	49.8	42.1
72(2060)	86,412	6,993	42,870	36,548	8.1	49.6	42.3
73(2061)	85,327	6,903	42,221	36,202	8.1	49.5	42.4
74(2062)	84,231	6,816	41,559	35,856	8.1	49.3	42.6
75(2063)	83,127	6,732	40,885	35,509	8.1	49.2	42.7
76(2064)	82,014	6,650	40,217	35,147	8.1	49.0	42.9
77(2065)	80,896	6,569	39,541	34,786	8.1	48.9	43.0
78(2066)	79,773	6,489	38,876	34,408	8.1	48.7	43.1
79(2067)	78,649	6,409	38,221	34,020	8.1	48.6	43.3
80(2068)	77,526	6,328	37,593	33,605	8.2	48.5	43.3
81(2069)	76,407	6,247	36,986	33,174	8.2	48.4	43.4
82(2070)	75,294	6,164	36,410	32,719	8.2	48.4	43.5
83(2071)	74,190	6,081	35,819	32,290	8.2	48.3	43.5
84(2072)	73,097	5,996	35,268	31,833	8.2	48.2	43.5
85(2073)	72,018	5,911	34,747	31,361	8.2	48.2	43.5
86(2074)	70,955	5,825	34,247	30,883	8.2	48.3	43.5
87(2075)	69,909	5,738	33,766	30,404	8.2	48.3	43.5
88(2076)	68,880	5,651	33,302	29,926	8.2	48.3	43.4
89(2077)	67,870	5,565	32,854	29,451	8.2	48.4	43.4
90(2078)	66,879	5,479	32,419	28,981	8.2	48.5	43.3
91(2079)	65,907	5,394	31,996	28,517	8.2	48.5	43.3
92(2080)	64,954	5,310	31,582	28,061	8.2	48.6	43.2
93(2081)	64,018	5,229	31,177	27,612	8.2	48.7	43.1
94(2082)	63,100	5,149	30,779	27,172	8.2	48.8	43.1
95(2083)	62,199	5,072	30,387	26,740	8.2	48.9	43.0
96(2084)	61,313	4,997	30,000	26,316	8.2	48.9	42.9
97(2085)	60,443	4,925	29,618	25,900	8.1	49.0	42.9
98(2086)	59,587	4,856	29,239	25,493	8.1	49.1	42.8
99(2087)	58,745	4,790	28,863	25,093	8.2	49.1	42.7
100(2088)	57,917	4,726	28,489	24,702	8.2	49.2	42.7
101(2089)	57,100	4,665	28,117	24,319	8.2	49.2	42.6
102(2090)	56,297	4,606	27,747	23,944	8.2	49.3	42.5
103(2091)	55,504	4,550	27,378	23,577	8.2	49.3	42.5
104(2092)	54,724	4,495	27,011	23,218	8.2	49.4	42.4
105(2093)	53,955	4,442	26,646	22,867	8.2	49.4	42.4
106(2094)	53,198	4,391	26,284	22,523	8.3	49.4	42.3
107(2095)	52,452	4,340	25,925	22,186	8.3	49.4	42.3
108(2096)	51,718	4,291	25,570	21,857	8.3	49.4	42.3
109(2097)	50,996	4,242	25,220	21,533	8.3	49.5	42.2
110(2098)	50,286	4,194	24,877	21,215	8.3	49.5	42.2
111(2099)	49,590	4,146	24,540	20,903	8.4	49.5	42.2
112(2100)	48,906	4,099	24,210	20,596	8.4	49.5	42.1
113(2101)	48,235	4,051	23,889	20,295	8.4	49.5	42.1
114(2102)	47,578	4,004	23,577	19,998	8.4	49.6	42.0
115(2103)	46,935	3,957	23,273	19,705	8.4	49.6	42.0
116(2104)	46,305	3,909	22,979	19,417	8.4	49.6	41.9
117(2105)	45,689	3,862	22,693	19,134	8.5	49.7	41.9

各年10月1日現在人口。

参考表8 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68(2056)	98,702	10,499	50,395	37,808	10.6	51.1	38.3
69(2057)	97,874	10,415	49,951	37,508	10.6	51.0	38.3
70(2058)	97,034	10,333	49,517	37,183	10.6	51.0	38.3
71(2059)	96,182	10,255	49,058	36,869	10.7	51.0	38.3
72(2060)	95,319	10,178	48,592	36,548	10.7	51.0	38.3
73(2061)	94,444	10,102	48,139	36,202	10.7	51.0	38.3
74(2062)	93,557	10,027	47,675	35,856	10.7	51.0	38.3
75(2063)	92,661	9,951	47,200	35,509	10.7	50.9	38.3
76(2064)	91,756	9,876	46,734	35,147	10.8	50.9	38.3
77(2065)	90,845	9,799	46,260	34,786	10.8	50.9	38.3
78(2066)	89,929	9,721	45,799	34,408	10.8	50.9	38.3
79(2067)	89,010	9,642	45,349	34,020	10.8	50.9	38.2
80(2068)	88,093	9,561	44,927	33,605	10.9	51.0	38.1
81(2069)	87,178	9,479	44,526	33,174	10.9	51.1	38.1
82(2070)	86,270	9,395	44,156	32,719	10.9	51.2	37.9
83(2071)	85,370	9,310	43,756	32,304	10.9	51.3	37.8
84(2072)	84,481	9,224	43,363	31,894	10.9	51.3	37.8
85(2073)	83,606	9,138	42,985	31,483	10.9	51.4	37.7
86(2074)	82,746	9,051	42,623	31,071	10.9	51.5	37.6
87(2075)	81,902	8,965	42,274	30,664	10.9	51.6	37.4
88(2076)	81,076	8,879	41,934	30,263	11.0	51.7	37.3
89(2077)	80,268	8,794	41,602	29,872	11.0	51.8	37.2
90(2078)	79,478	8,710	41,275	29,493	11.0	51.9	37.1
91(2079)	78,707	8,628	40,951	29,128	11.0	52.0	37.0
92(2080)	77,953	8,549	40,628	28,777	11.0	52.1	36.9
93(2081)	77,217	8,471	40,306	28,440	11.0	52.2	36.8
94(2082)	76,497	8,396	39,985	28,116	11.0	52.3	36.8
95(2083)	75,792	8,323	39,664	27,805	11.0	52.3	36.7
96(2084)	75,101	8,252	39,344	27,505	11.0	52.4	36.6
97(2085)	74,424	8,184	39,023	27,217	11.0	52.4	36.6
98(2086)	73,759	8,118	38,703	26,938	11.0	52.5	36.5
99(2087)	73,105	8,054	38,382	26,669	11.0	52.5	36.5
100(2088)	72,462	7,993	38,061	26,409	11.0	52.5	36.4
101(2089)	71,829	7,932	37,741	26,156	11.0	52.5	36.4
102(2090)	71,205	7,873	37,421	25,911	11.1	52.6	36.4
103(2091)	70,590	7,816	37,102	25,672	11.1	52.6	36.4
104(2092)	69,982	7,759	36,785	25,439	11.1	52.6	36.4
105(2093)	69,382	7,702	36,469	25,211	11.1	52.6	36.3
106(2094)	68,789	7,646	36,157	24,987	11.1	52.6	36.3
107(2095)	68,204	7,590	35,848	24,766	11.1	52.6	36.3
108(2096)	67,625	7,534	35,543	24,548	11.1	52.6	36.3
109(2097)	67,053	7,477	35,243	24,333	11.2	52.6	36.3
110(2098)	66,489	7,421	34,948	24,120	11.2	52.6	36.3
111(2099)	65,931	7,364	34,658	23,909	11.2	52.6	36.3
112(2100)	65,380	7,307	34,374	23,699	11.2	52.6	36.2
113(2101)	64,837	7,249	34,097	23,491	11.2	52.6	36.2
114(2102)	64,301	7,192	33,825	23,284	11.2	52.6	36.2
115(2103)	63,772	7,134	33,559	23,079	11.2	52.6	36.2
116(2104)	63,251	7,076	33,299	22,875	11.2	52.6	36.2
117(2105)	62,736	7,019	33,045	22,673	11.2	52.7	36.1

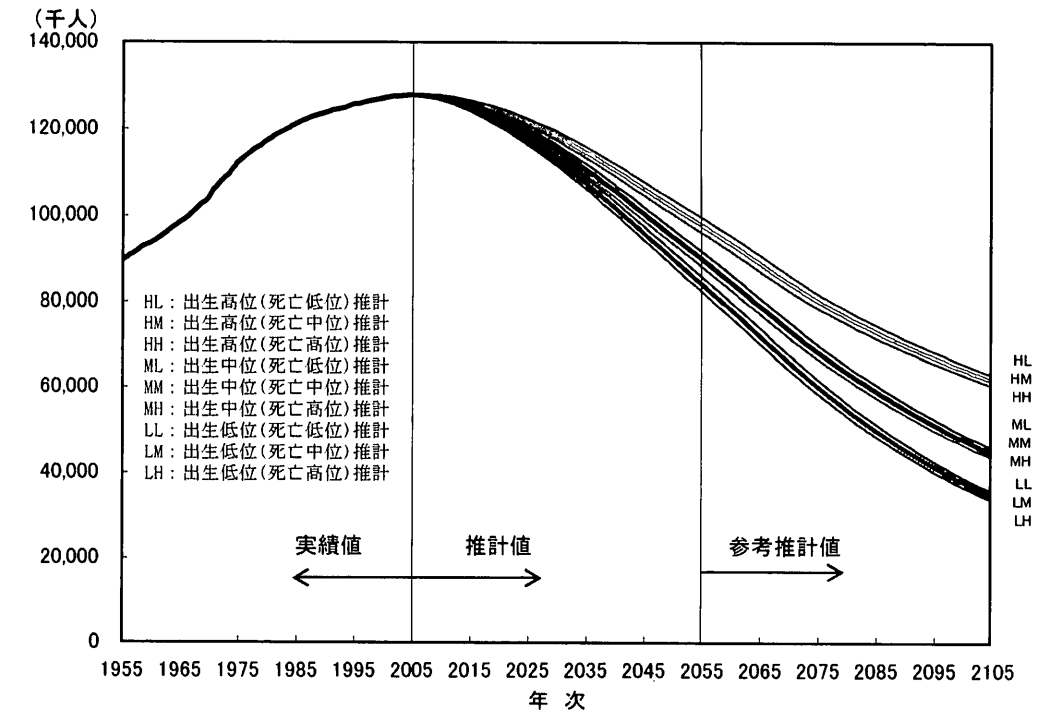
各年10月1日現在人口。

参考表9 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生低位（死亡低位）推計]

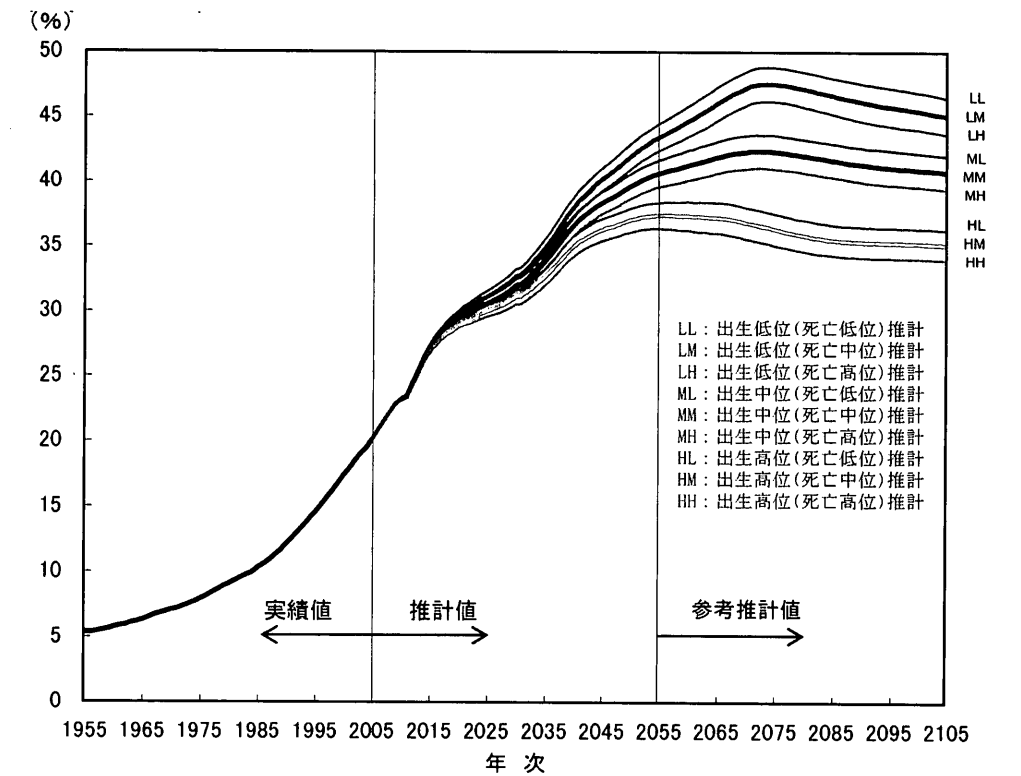
年次	人口（1,000人）			割合（%）			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 68 (2056)	84,685	5,401	41,476	37,808	6.4	49.0	44.6
69 (2057)	83,521	5,296	40,717	37,508	6.3	48.8	44.9
70 (2058)	82,347	5,199	39,965	37,183	6.3	48.5	45.2
71 (2059)	81,162	5,109	39,184	36,869	6.3	48.3	45.4
72 (2060)	79,967	5,024	38,394	36,548	6.3	48.0	45.7
73 (2061)	78,761	4,945	37,614	36,202	6.3	47.8	46.0
74 (2062)	77,546	4,869	36,821	35,856	6.3	47.5	46.2
75 (2063)	76,322	4,795	36,018	35,509	6.3	47.2	46.5
76 (2064)	75,091	4,723	35,221	35,147	6.3	46.9	46.8
77 (2065)	73,854	4,652	34,417	34,786	6.3	46.6	47.1
78 (2066)	72,614	4,581	33,625	34,408	6.3	46.3	47.4
79 (2067)	71,374	4,509	32,845	34,020	6.3	46.0	47.7
80 (2068)	70,135	4,437	32,094	33,605	6.3	45.8	47.9
81 (2069)	68,901	4,363	31,364	33,174	6.3	45.5	48.1
82 (2070)	67,674	4,287	30,667	32,719	6.3	45.3	48.3
83 (2071)	66,457	4,211	29,963	32,283	6.3	45.1	48.6
84 (2072)	65,253	4,133	29,349	31,771	6.3	45.0	48.7
85 (2073)	64,063	4,054	28,787	31,222	6.3	44.9	48.7
86 (2074)	62,890	3,975	28,255	30,661	6.3	44.9	48.8
87 (2075)	61,736	3,895	27,751	30,090	6.3	45.0	48.7
88 (2076)	60,600	3,815	27,270	29,515	6.3	45.0	48.7
89 (2077)	59,485	3,736	26,810	28,939	6.3	45.1	48.6
90 (2078)	58,391	3,658	26,367	28,366	6.3	45.2	48.6
91 (2079)	57,317	3,581	25,938	27,798	6.2	45.3	48.5
92 (2080)	56,264	3,507	25,519	27,237	6.2	45.4	48.4
93 (2081)	55,230	3,435	25,110	26,686	6.2	45.5	48.3
94 (2082)	54,216	3,365	24,707	26,144	6.2	45.6	48.2
95 (2083)	53,221	3,299	24,310	25,612	6.2	45.7	48.1
96 (2084)	52,244	3,235	23,918	25,090	6.2	45.8	48.0
97 (2085)	51,284	3,175	23,530	24,579	6.2	45.9	47.9
98 (2086)	50,342	3,117	23,145	24,079	6.2	46.0	47.8
99 (2087)	49,415	3,063	22,763	23,590	6.2	46.1	47.7
100 (2088)	48,505	3,012	22,382	23,111	6.2	46.1	47.6
101 (2089)	47,610	2,963	22,005	22,642	6.2	46.2	47.6
102 (2090)	46,731	2,917	21,629	22,184	6.2	46.3	47.5
103 (2091)	45,866	2,873	21,255	21,737	6.3	46.3	47.4
104 (2092)	45,017	2,832	20,885	21,300	6.3	46.4	47.3
105 (2093)	44,182	2,791	20,517	20,874	6.3	46.4	47.2
106 (2094)	43,363	2,752	20,154	20,457	6.3	46.5	47.2
107 (2095)	42,560	2,714	19,796	20,050	6.4	46.5	47.1
108 (2096)	41,773	2,677	19,443	19,652	6.4	46.5	47.0
109 (2097)	41,002	2,641	19,098	19,264	6.4	46.6	47.0
110 (2098)	40,249	2,604	18,761	18,884	6.5	46.6	46.9
111 (2099)	39,513	2,568	18,433	18,513	6.5	46.6	46.9
112 (2100)	38,796	2,532	18,115	18,149	6.5	46.7	46.8
113 (2101)	38,098	2,496	17,808	17,793	6.6	46.7	46.7
114 (2102)	37,418	2,460	17,512	17,445	6.6	46.8	46.6
115 (2103)	36,758	2,425	17,229	17,104	6.6	46.9	46.5
116 (2104)	36,116	2,389	16,957	16,771	6.6	47.0	46.4
117 (2105)	35,494	2,353	16,696	16,445	6.6	47.0	46.3

各年10月1日現在人口。

参考図1 総人口の推移：出生3仮定・死亡3仮定の比較



参考図2 老年（65歳以上）人口割合の推移：出生3仮定・死亡3仮定の比較



第Ⅱ部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「報告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
		健 康 保 険		船 員 保 険	
根 拠 法 (施 行)		健康保険法(大11.4.22法70) [昭2.1.1]		船員保険法 (昭14.4.6法73) [昭和15.6.1]	
対 象		一 般 被 用 者		法第3条第2項の規定 による労働者	
経 営 主 体 (平成17年3月末現在)		政 府	各 種 健 康 保 険 組 合 (1,584)	政 府	政 府
加 入 者 数 (平成17年3月末現在)		18,931千人 (家族数16,686千人)		14,787千人 (15,203千人)	17千人 (11千人)
財 源	一 般 保 険 料 (掛金 本人 使用者 } 計)	4.1% } 8.2% 4.1% }	3.335% } 7.484% 4.149% } (平成17年2月末現在の 平均)	1級日額 ~ 13級日額 150円 3,010円	4.55% } 9.1% 4.55% }
	国庫負担・補助 (平成17年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) (拠出金分16.4%)	事 務 費 の 全 額 給付費の補助(定額)	給付費の13.0% (老人保健医療費) (拠出金分16.4%)	給付費の補助(定額)
保 険 給 付 (平成18年10月以降)	診 療 等 (一部負担)	3歳未満 2割	3歳~69歳 3割	70歳以上 1割(一定以上所得者は3割)	
	入 院 時 食 事 療 養 費	標準負担額 ・ 一般 1食260円 ・ 低所得者 1食210円 但し、91日目以降は1食160円			
	高 額 療 養 費	自己負担額が80,100円+(医療費-267,000円)×1%(低所得者は35,400円、上位所得者は ※ ① 世帯合算(同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で高 ② 多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4月以上になった場合は、 ③ 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、 [長期高額疾病は厚生労働大臣が指定])			
	出 産 育 児 一 時 金	350,000円			
	家 族 出 産 育 児 一 時 金	350,000円			
	埋 葬 料	50,000円	50,000円	標準報酬月額額の2月分 (最低額100,000円)	
家 族 埋 葬 料	50,000円		標準報酬月額額の2月分× 7/10(最低額50,000円)		
休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬月額×6/10(平成19年4月から2/3) 1年6月まで	1日につき最大月間標準 賃金日額総額×1/50(平成 19年4月から1/45)相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬月額 ×6/10(平成19年4月か ら2/3) 3年まで	
	出 産 手 当 金	1日につき標準報酬月額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日(多胎 妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき月間標準賃金 日額総額×1/50(平成19年 4月から1/45)	1日につき標準報酬月額 ×6/10(平成19年4月か ら2/3) 分娩日以前未就労期間、 分娩日後56日分まで	
	休 業 手 当 金	—			
災 害 給 付	弔 慰 金	—			
	家 族 弔 慰 金	—			
	災 害 見 舞 金	—			

- (注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す
5 老人保健制度による医療の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上の者(平成14年9月末に70歳に達しているものを
6 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成18(2006)年9月現在

保 険			地 域 保 険	
国家公務員共済組合 (昭33.5.1法128) [昭33.7.1]	地方公務員共済組合 (昭37.9.8法152) [昭37.12.1]	私立学校教職員共済 (昭28.8.21法245) [昭29.1.1]	国民健康保険 (昭33.12.27法192) [昭34.1.1]	
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営 業者等)	被用者保険 の退職者
各省庁等共済組合 (21)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・団 体共済事業	各市町村 (特別区) (2,531)	各国民健康 保険組合 (166)
1,113千人 (1,419千人)	2,868千人 (3,471千人)	468千人 (371千人)	47,609千人	3,970千人
2.75%~4.30% } 5.51~ 2.75%~4.30% } 8.60% (平成18年9月1日現在)	4.36% } 8.72% 4.36% }	3.69% } 7.37% 3.69% }	(1世帯当たり平均保険料(税)調定 額)(市町村) 160,346円(16年度)	
事務費の全額	各地方公共団 体が事務費の 全額負担	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の 45%	給付費等の 32~52% なし

・低所得者のうち特に所得の低い者(70歳以上) 1食100円

150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する
額療養費を支給)
4月目以降の自己負担額は44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円))
自己負担限度額は10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

条例・規定の定めるところによる (基準額350,000円)			条例・規定の定めるところによる *(基準額350,000円)
50,000円			—
50,000円			50,000円
50,000円			—
1日につき標準報酬月額× 65/100(平成19年4月から 2/3) 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×80/100 (平成19年4月から2/3に一定 係数を乗じた額) 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額× 80/100(平成19年4月から 2/3に一定係数を乗じた額) 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬月額× 65/100(平成19年4月から 2/3)	1日につき給料日額×80/100 (平成19年4月から2/3に一定 係数を乗じた額)	1日につき標準給与日額× 80/100(平成19年4月から 2/3に一定係数を乗じた額)	
分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで			
1日につき標準報酬月額×50/100	1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10	—
標準報酬月額の1月分	給料月額の1月分	標準給与月額の1月分	—
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3月分	損害の程度に応じ給料の半 月分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月 額の半月分~3月分	—

設立する健康保険組合にあっては、日雇拠出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。
含む)と65歳以上75歳未満の寝たきりの状態にある者である。

② 年金制度

平成18(2006)年9月現在

制度の種類	国 民 年 金		
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕		
対 象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経 営 主 体	政 府		
被 保 険 者 数 (平成16年度末現在)	第1号被保険者2,217万人 第2号被保険者3,713万人 第3号被保険者1,099万人		
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額13,860円 ^{注1)} (付加保険料)月額400円 第2号被保険者} 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者}	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3 ^{注2)} 、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注3)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)	$792,100円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数}) \times \frac{1}{3} + (\text{保険料3/4免除月数}) \times \frac{1}{2} + (\text{保険料1/2免除月数}) \times \frac{2}{3} + (\text{保険料1/4免除月数}) \times \frac{5}{6}}{480^{\text{注4)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^{注5)}) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 990,100円+加算額 2級 792,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)
	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 792,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) 子に支給する場合 792,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)を子の数で割った額
給 付	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円～32万円)付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 平成17年4月から毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
2) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
3) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24～20年の期間短縮措置がある。
4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25～39年の加入可能年数を12倍した数になる。
5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。
資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成18(2006)年9月現在

制度の種類	厚 生 年 金 保 険		
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕		
対 象	70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)、日本たばこ産業(JT)、日本電信電話(NTT)の役員、農林漁業団体等職員		
経 営 主 体	政 府		
加 入 者 数 (平成16年度末現在)	3,249万人		
財 源	掛 金 率	(一般男子と女子)(坑内員及び船員)(日本鉄道) ^{注2)} (たばこ) ^{注2)} (農林漁業) ^{注3)} 本人 } 計 使用者 } 7.321% } 7.321% } 7.321% } 7.775% } 7.775% } 14.642% } 14.642% } 14.642% } 15.550% } 15.550% } 7.852% } 7.852% } 7.852% } 7.706% } 7.706% } 15.704% } 15.704% } 15.704% } 15.412% } 15.412% } 7.845% } 7.845% } 7.845% } 7.706% } 7.706% }	
	国 庫 負 担	基礎年金拠出金の1/3 ^{注4)} 等、事務費の全額	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 厚 生 年 金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算	(平均標準報酬額× $\frac{7.125^{\text{注5)}}$ ×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬額× $\frac{5.481^{\text{注5)}}$ ×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者224,700円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,700円、3人目以上は1人につき74,900円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
	障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障594,200円)
遺 族 給 付	障 害 手 当 金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金額×2(最低保障1,168,000円)
	遺 族 厚 生 年 金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
順 位	配 偶 者	1	
	子	2	
	父 母	3	
	孫	4	
祖 父 母	4		

(注) 1) 平成16年10月分(17年からは9月分)から毎年0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
2) 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置かれる。
3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
4) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.230}{1000}$ とする。
6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000}$ 円 $\sim \frac{5.562}{1000}$ 円となる。
資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成18(2006)年9月現在

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成16年度末現在)		108万人	
財源	掛金率 本人使用者計	(連合会) 7.3835% } 14.767% [一般組合員] 7.3835% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^{注1)} 等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	$\left\{ \left(\frac{7.125^{(注2)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数} \right) + \left(\frac{5.481^{(注3)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right) + \left(\frac{1.425^{(注4)}}{1000} \times \text{平成15年3月以前の組合員期間月数} \right) + \left(\frac{1.096^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right) \right\} \times 0.985 + \text{加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)}$ (注)総報酬額の導入などの改正に伴う経過措置がある
	(特別支給)	老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	$\left\{ (1,676 \text{円}^{(注6)}) \times \text{組合員期間月数} \right\} + \left(\frac{7.125^{(注2)}}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\frac{5.481^{(注3)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right) + \left(\frac{1.425^{(注4)}}{1000} \times \text{加入期間月数} \right) + \left(\frac{1.096^{(注5)}}{1000} \times \text{平成15年4月以後の組合員期間月数} \right) \times 0.985 + \text{加給年金額(同上)}$
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障594,200円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,188,400円)
遺族給付	遺族共済年金 順位	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	配偶者	1	
	子	2	
	父母	3	
	孫	4	
	祖父母	4	

- (注) 1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
 2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。
 3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。
 4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。
 6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円～1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成18(2006)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合	私立学校教職員共済
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法(昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕
対象		地方公務員	私立学校教職員
経営主体 (平成16年度末現在)		各地方公務員共済組合(68組合)	日本私立学校振興・共済事業団
加入者数 (平成16年度末現在)		311万人	44万人
財源	掛金率 本人使用者計	7.046% } 14.092% 7.046% }	5.584% } 11.168% 5.584% }
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^{注1)} 等、事務費の全額(地方公共団体負担)	基礎年金拠出金の1/3 ^{注1)} 等、事務費の一部
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)
	障害給付	障害共済年金 障害一時金	国家公務員共済組合に同じ
遺族給付	遺族共済年金 順位	組合員共済組合に同じ	私立学校教職員共済組合に同じ
	配偶者	1	
	子	2	
	父母	3	
	孫	4	
	祖父母	4	

- (注) 1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。
 資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成18(2006)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体 (平成17年度末現在)	各厚生年金基金(687基金)		
加入者数 (平成17年度末現在)	531万人		
財源	免除料 本人(使用者)	1.2%~2.5%	2.4%~5.0%
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	

平成18(2006)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕		
対象	国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)		
経営主体 (平成17年度末現在)	各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金		
加入者数 (平成17年度末現在)	72万6千人		
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付	支給要件	年金額	
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：法研「厚生年金基金の手引」「国民年金基金の手引」

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の認可を受ける	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認(平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり)
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以上の上乗せ給付 ※平成17年4月以降に設立の基金は1割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
積立基準	5年ごと(新設基金は3年後)に財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 積立を行う義務はなし
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定	同左	明文規定はない
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%(国税1%、地方税0.173%)の特別法人税が課税(平成19年度までは凍結)
③給付	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除)	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年金：雑所得課税(公的年金等控除) 一時金：退職手当等として課税(一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

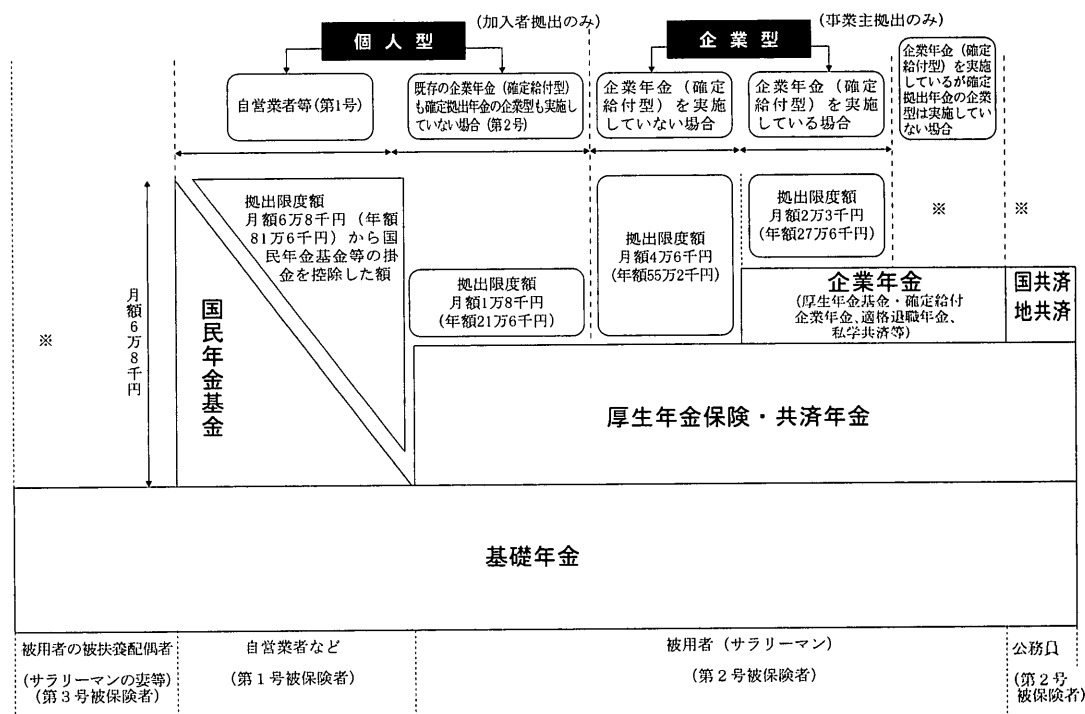
資料：法研「厚生年金基金の手引」

平成17(2005)年3月現在

		確定拠出年金			
		企業型年金加入者		個人型年金加入者	
		厚生年金被保険者		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
加入資格	60歳未満の企業型年金規約に定めた者		20歳以上60歳未満の自営業者	60歳未満の企業従業員	
拠出方法	企業拠出		自己拠出	自己拠出(原則給与天引き)	
税制	拠出時	損金算入(年額27万6,000円が拠出限度)	損金算入(年額55万2,000円が拠出限度)	所得控除(年額81万6,000円が拠出限度)	所得控除(年額21万6,000円が拠出限度)
	運用時	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)		運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)	
	給付時	老齢給付金において、一時金：退職所得控除/年金：公的年金等控除		老齢給付金において、一時金：退職所得控除/年金：公的年金等控除	
運用商品	運営管理機関が示した商品のなかから加入者が選択		加入者が運営管理機関の用意する複数のプランのなかから1つのプランを選択		
給付方法	老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること		老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること		
ポータビリティ	あり(ただし、規約の定めで掛金が事業主に返還される場合あり)		あり		
途中引き出し	不可(ただし例外的に脱退一時金制度あり)		不可(ただし脱退一時金が支給される)		

資料：ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(※) 確定拠出年金の加入対象外。
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕平成13年改正法施行		
対象	農業者		
営業主	農業者年金基金		
加入者数	6万4千人		
財源	保険料	通常保険料 政策支援を受けない者が納付する保険料 月額 2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料 認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料 月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付	支給要件	年金額	
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき(60歳まで繰上げ受給可)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可)	国庫助成額及びその運用収入の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したとき	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置	加入者への脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある場合	納付済保険料総額の約3割
	特例脱退一時金(旧制度)	旧制度の加入者や待期者で、旧制度の保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算した期間が20年以上ある場合	将来年金を受給するか特例脱退一時金を受給するか選択 納付済保険料総額の8割に相当する額
受給者への経過措置	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

平成18(2006)年9月現在

制度の種類	労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕	労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象	一般被用者	
経営主体	政府(厚生労働省)	
対象人員 (平成16年度末現在)	4,855万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.45～11.8%
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付)	療養の給付又は療養費の支給10割。ただし
	休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がいない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)
介護に対するもの	介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,590円、随時介護は52,300円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの	葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの	二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
労働福祉事業	労災病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。
2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金
船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

船員保険
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕
船員
政府
6万2千人
6.4%
支給費用のうち船員法を超える部分の一部
(受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月をこえる1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 4月をこえる1日につき標準報酬日額の20%
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月分(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月分(加給金の対象となる子の数3人以上) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%
○遺族年金を受ける遺族がいない場合に支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,590円、随時介護は月52,300円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)
なし
船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等

の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
営主	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	93万4千人(平成16年度末現在)		311万人(平成16年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合 療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	国家公務員災害補償に同じ
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	
障害に対するもの	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)～450万円(7級) (通勤途上の場合は、910万円(1級)～285万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率		
	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 295万円(8級)～40万円(14級) (通勤途上の場合は、185万円(8級)～25万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率		
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)		
遺族に対するもの	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,200万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率		
	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,200万円～480万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率		
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「社会保障便利事典」

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担 事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	<p>障害共済年金〔公務上〕 厚生年金相当部分(①)+300月以下分の職域年金相当部分(②)+300月超分の職域年金相当部分(③) ☆①・②・③とも平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、$\frac{7.125}{1000}$は$\frac{5.481}{1000}$と、$\frac{19}{100}$は$\frac{14.615}{100}$と、$\frac{1.425}{1000}$は$\frac{1.096}{1000}$となる。 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{(注1)} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数} + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times 12 \times \frac{19}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数}$ $+ (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{組合員}(300月を越えるとき) - 300月) \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数}$ ☆1級の場合は、①の額×$\frac{125}{100}$と②の支給乗率$\frac{19}{100}$は$\frac{28.5}{100}$と、$\frac{14.615}{100}$は$\frac{21.923}{100}$と、③の支給乗率$\frac{1.425}{1000}$は$\frac{1.781}{1000}$と、$\frac{1.096}{1000}$は$\frac{1.37}{1000}$となる。</p>		
遺族に対するもの	<p>遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{(注1)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{3.20600}{1000} \times \text{組合員}^{(注1)} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数}$ ・長期要件 $(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{組合員} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \text{組合員} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) \times \text{期間月数}$ ☆すべて平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、$\frac{7.125}{1000}$は$\frac{5.481}{1000}$と、$\frac{3.20600}{1000}$は$\frac{2.46600}{1000}$となる。また、$\frac{9.5 \sim 7.125}{1000}$は$\frac{7.308 \sim 5.481}{1000}$と、$\frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000}$は$\frac{2.19200 \sim 2.46550}{1000}$となる。</p>		

(注)1) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。

資料：法研「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

平成18(2006)年9月現在

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕	雇用保険法(昭49.12.28法116)		〔昭50.4.1〕	
対 象	一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者	
保 険 者	政 府			
被 保 険 者 数 (平成17年度末現在)	3,523万人			
財 源	保 険 料 率 本人計 使用者計	0.80% } 1.95% (農林水産業、清酒製造業については、0.90% } 2.15%) 1.15% } 1.25% (建設業については、0.90% } 2.25%) (うち0.35%(建設業は0.45%)は三事業分)		
	国 庫 負 担	求職者給付費は給付費の1/4(日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし)、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の1/8		
求 職 者 給 付 手 当	基 本 手 当	(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上	基本手当の日額の50日分に相当する特例一時金が支給される。	高齢求職者給付金
		(2) 日 額…前職賃金(賞与等を除く)の8割～5割(60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割)	公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終わるまで、基本手当が支給される。	(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上
		(3) 給付日数		(2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額
		①倒産・解雇等による離職者(③を除く)		
失 業 等 給 付	基 本 手 当	②倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く)		
		③就職困難者		
		(4) 給付日数の延長は次の3種類		
		イ. 訓練延長給付 ロ. 広域延長給付 ハ. 全国延長給付		
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	同左*	—	—
寄宿手当	月額10,700円	同左*	—	—
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—	—

船 員 保 険																																																								
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235〔昭22.11.1〕																																																								
日 雇 労 働 者	船 員																																																							
政 府	政 府																																																							
2万4千人	5万人																																																							
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 3級 48円 } 96円	0.9% } 1.8% 0.9%																																																							
給付費の1/3	求職者給付は1/4(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)、雇用継続給付は1/8																																																							
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③第3級給付金 前記①、②以外るとき 継続する6月間に各月11日分以上かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付が支給される。	・失業保険金 (1) 離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～5割 (3) 給付日数 ①一般の離職者(②、③に該当する者を除く) <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上5年未満</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>日 数</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table> ②障害者等の就職困難者 <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>110日</td> <td>360日</td> </tr> </table> ③特定受給資格者(倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者) <table border="1"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上5年未満</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td rowspan="3">50日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後に失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <td>算定基礎期間</td> <td>高齢求職者給付金の額</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>失業保険金日額の 50日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </table> * 給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	日 数	50日	90日	90日	120日	150日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	120日	180日	—	—	30歳以上35歳未満	50日	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	1年以上	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分
被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																			
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																																			
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																						
45歳未満	110日	300日																																																						
45歳以上60歳未満	110日	360日																																																						
被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																			
30歳未満	90日	120日	180日	—	—																																																			
30歳以上35歳未満	50日	90日	180日	210日	240日																																																			
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日																																																			
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																			
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																																							
1年以上	失業保険金日額の 50日分																																																							
1年未満	失業保険金日額の 30日分																																																							
—	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																																							
—	月額10,700円																																																							
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																																							

平成18(2006)年9月現在

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]		
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30% ③常用就職支度手当…基本手当の日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く。)	—
	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることを要件とする。 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定する。 (2)支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の一定額。具体的には被保険者期間が (1)3年以上5年未満の場合20%(上限10万円) (2)5年以上の場合40%(上限20万円)	—	—
	高年齢雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の15%(賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は遡減した率) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40%(30%を休職期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)の子を養育する期間	—	—
	介護休業給付	(1)受給要件…対象家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—
備 考	基本手当日額は1,664円～7,810円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	
三 事 業	(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進			

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

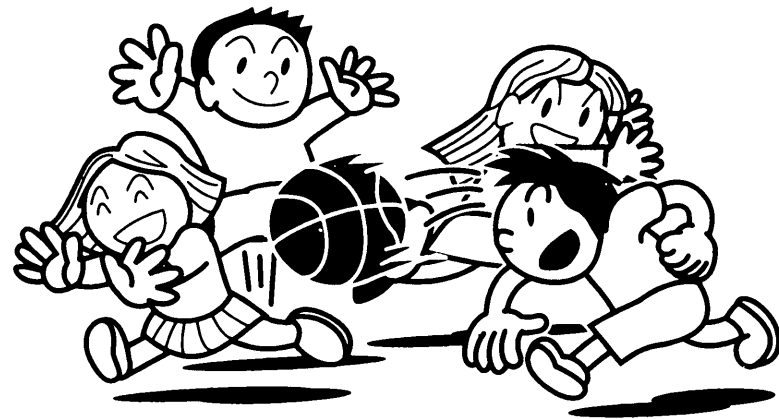
船 員 保 険	
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235 [昭22.11.1]	
日 雇 労 働 者	船 員
同 左(①②を除く。) (③の基本手当は日雇労働者 求職者給付金と読み替え)	(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金の支給残日数×失業保険日額の30%相当額 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%
—	(1)高年齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額15%を限度 (2)高年齢再就職給付金 ・対象月報酬月額15%を限度
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・休業開始時報酬月額10%に休業月数を乗じた額を一時金で支給
—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の40%
1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	失業保険金日額は2,620円～7,810円
用の安定を図る事業。 進するための事業。 を図る事業。	福祉事業…健康保持増進、療養の資金、用具の貸し付け、福祉増進の事業等

⑤ 児童手当

平成18(2006)年5月1日現在

制度の種類		児童手当			
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕			
対象		一般国民			
経営主体		政府			
受給者数 (平成17年2月末現在)		747万4千人			
財源	国庫	3歳未満			
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
		児童手当に要する費用の1/3	児童手当に要する費用の1/10	—	—
		都道府県	1/3	1/10	—
		市町村	1/3	1/10	—
	事業主	—	7/10	10/10	所属庁10/10
	国庫	3歳以上小学校修了前			
		非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
		児童手当に要する費用の1/3	—	—	—
		都道府県	1/3	—	—
市町村		1/3	—	—	
事業主	—	—	—	所属庁10/10	
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校修了前の児童の養育者 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯574.0万円未満、ただし給与所得者には646万円未満) 			
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			

資料：厚生労働省「厚生労働白書」



⑥ 老人保健

平成18(2006)年10月1日現在

制度の種類		老人保健																																
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕																																
経営主体		各市町村(特別区)																																
対象人員 (平成17年2月末現在)		1,453万2千人																																
保健事業		医療以外の保健事業	医療																															
財源	国庫負担	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって75歳以上の者(平成14年9月30日までに70歳になった者を含む。65歳以上75歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む)を対象とする																															
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち4/12の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助																															
		—	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く)については1/2を負担																															
		都道府県	同上 1/3	医療に要する費用のうち 1/12																														
		市町村	同上 1/3	同上 1/12																														
	地方公共団体	市町村	—	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く)については1/2を負担																														
			—	—																														
		事業主	—	—																														
		保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付	医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに1割(一定以上所得者は2割)の一部負担金を支払う 世帯で以下の一部負担額を超えた場合、その超えた額が申請により払い戻される(入院は現物給付)																														
		保健事業の種類	健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他の政令で定めるもの	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">負担限度額</th> </tr> <tr> <th>外来(個人ごと)</th> <th>入院</th> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>—</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者のうち特に所得の低い者</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">入院時食事療養費 標準負担額(1食につき)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td colspan="2">260円</td> </tr> <tr> <td>低所得者(入院90日以下)</td> <td colspan="2">210円</td> </tr> <tr> <td>低所得者(入院90日超)</td> <td colspan="2">160円</td> </tr> <tr> <td>低所得者のうち特に所得の低い者</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </table>		負担限度額		外来(個人ごと)	入院	一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)	一般	12,000円	44,400円	低所得者	—	24,600円	低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円	入院時食事療養費 標準負担額(1食につき)			一般	260円		低所得者(入院90日以下)	210円		低所得者(入院90日超)	160円		低所得者のうち特に所得の低い者
	負担限度額																																	
	外来(個人ごと)	入院																																
一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)																																
一般	12,000円	44,400円																																
低所得者	—	24,600円																																
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円																																
入院時食事療養費 標準負担額(1食につき)																																		
一般	260円																																	
低所得者(入院90日以下)	210円																																	
低所得者(入院90日超)	160円																																	
低所得者のうち特に所得の低い者	100円																																	

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

⑦ 介護保険

平成18(2006)年4月現在

制度の種類		介護保険		
根拠法〔施行〕		平9.12.17法123〔平12.4.1〕		
经营主体		市町村(地方自治体)		
対象		一般国民		
対象人員 (平成17年3月末現在)		2,511万3千人(第1号被保険者)	4,272万3千人(第2号被保険者)	
財源		第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40~64歳)	
	保険料	19%	31%	
	国庫負担	25%		
	地方公共団体	都道府県	12.5%	
		市町村	12.5%	
自己負担	1割			
給付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期痴呆などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人		
備考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、15種類の疾病(末期がんについては特定疾病に追加する事を検討中)		

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上、精神上、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する
	軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する
	老人短期入所施設	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する
利用型	老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
	老人介護支援センター	老人福祉に関する情報の提供並びに相談及び指導、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う
通所型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(養護者を含む)を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設 入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人 福祉施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

③ 介護保険制度における地域支援事業

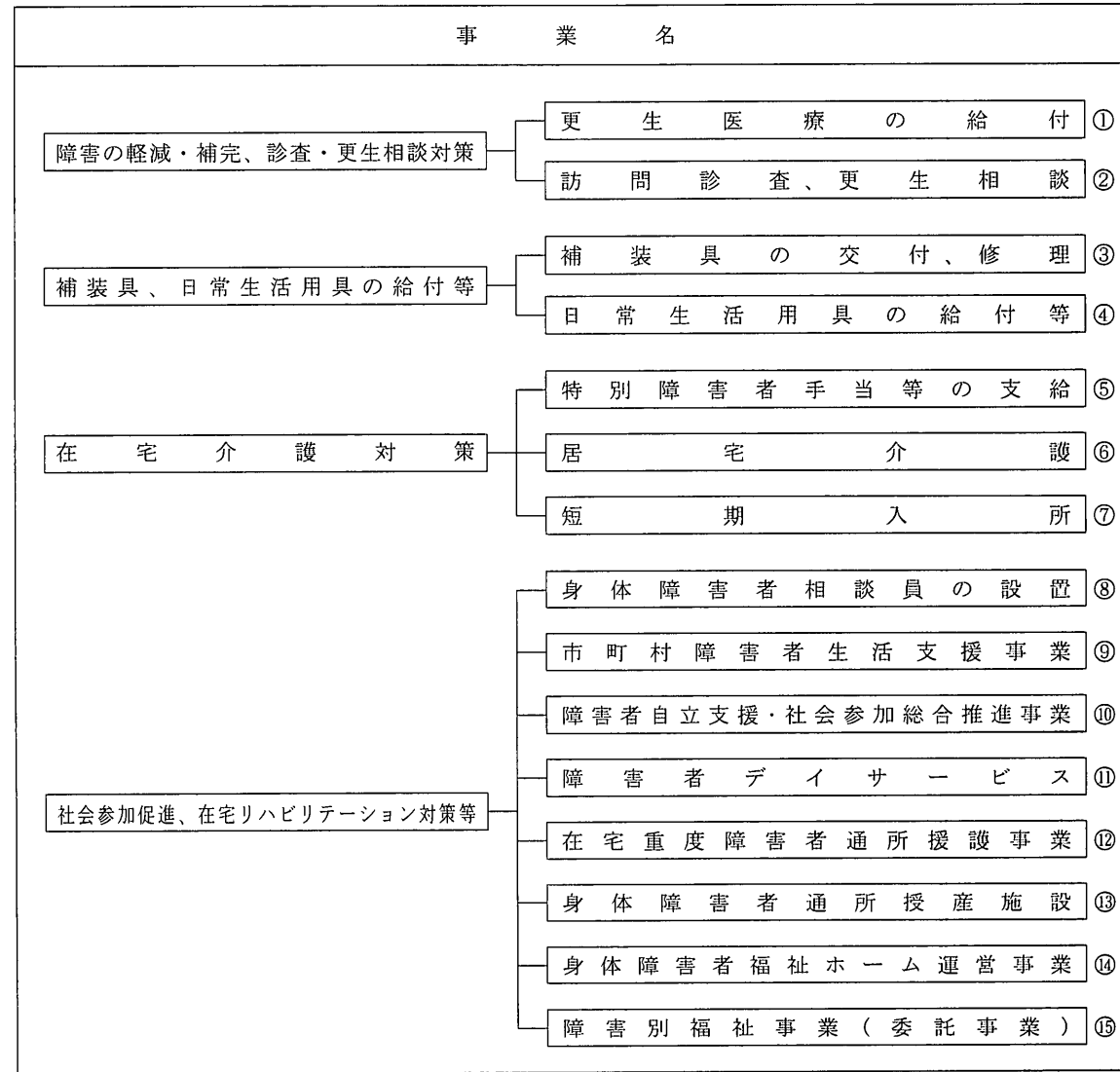
介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業(平成18年度から、この事業の創設に伴い「介護予防・地域支え合い対策事業」は廃止)

サービスの種類	サービスの内容
《必須事業》	
介護予防事業	第1号被保険者の要介護状態等となることの防止または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業
《包括的支援事業》	
介護予防ケア マネジメント事業	特定高齢者(要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態の高齢者)が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じた、選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
総合相談・支援事業	被保険者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上および福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業	被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的 マネジメント事業	保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画および施設サービス計画の検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
《任意事業》	
介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
家族支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活上の支援のため必要な事業

資料：法研「介護保険ハンドブック」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (内部障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、移動用リフト、歩行支援用具等 (上肢障害) 特殊便器、パーソナルコンピュータ (視覚障害) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、時計、点字図書、体重計、拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置等 (視覚・聴覚障害) 点字ディスプレイ (じん臓機能障害) 透析液加温器 (貸与品目) 福祉電話、ファックス
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,440円 ・障害児福祉手当(月額) 14,380円 等
⑥	身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を提供する。
⑦	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により施設への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う。
⑧	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑨	在宅の障害者やその家族が地域の中で普通に生活していくことを支援するために、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の有効活用等の支援、社会生活訓練プログラムの実施、当事者相談等を総合的に実施する。
⑩	障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な自立支援等推進施策及び社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施する。
⑪	身体障害者又はその介護を行う者につき、身体障害者福祉センター等に通わせ、入浴・食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を提供する。
⑫	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑬	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑭	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑮	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設
		視覚障害者更生施設	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設
		聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設
		内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設
	生活施設	身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	身体障害者授産施設	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一種であり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者小規模通所授産施設	通所施設である授産施設であって常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
		身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	地域利用施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		身体障害者福祉センター（B型）	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		在宅障害者デイサービス施設	身体障害者デイサービス事業を行うための施設
		障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
点字図書館		視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設	
点字出版施設		点字刊行物を出版する施設	
聴覚障害者情報提供施設		字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設	
補装具製作施設		補装具の製作または修理を行う施設	
盲導犬訓練施設		盲導犬の訓練及び盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	
盲人ホーム		あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るため施設を利用させ、技術の指導を行う施設	

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

5 障害児（者）施策

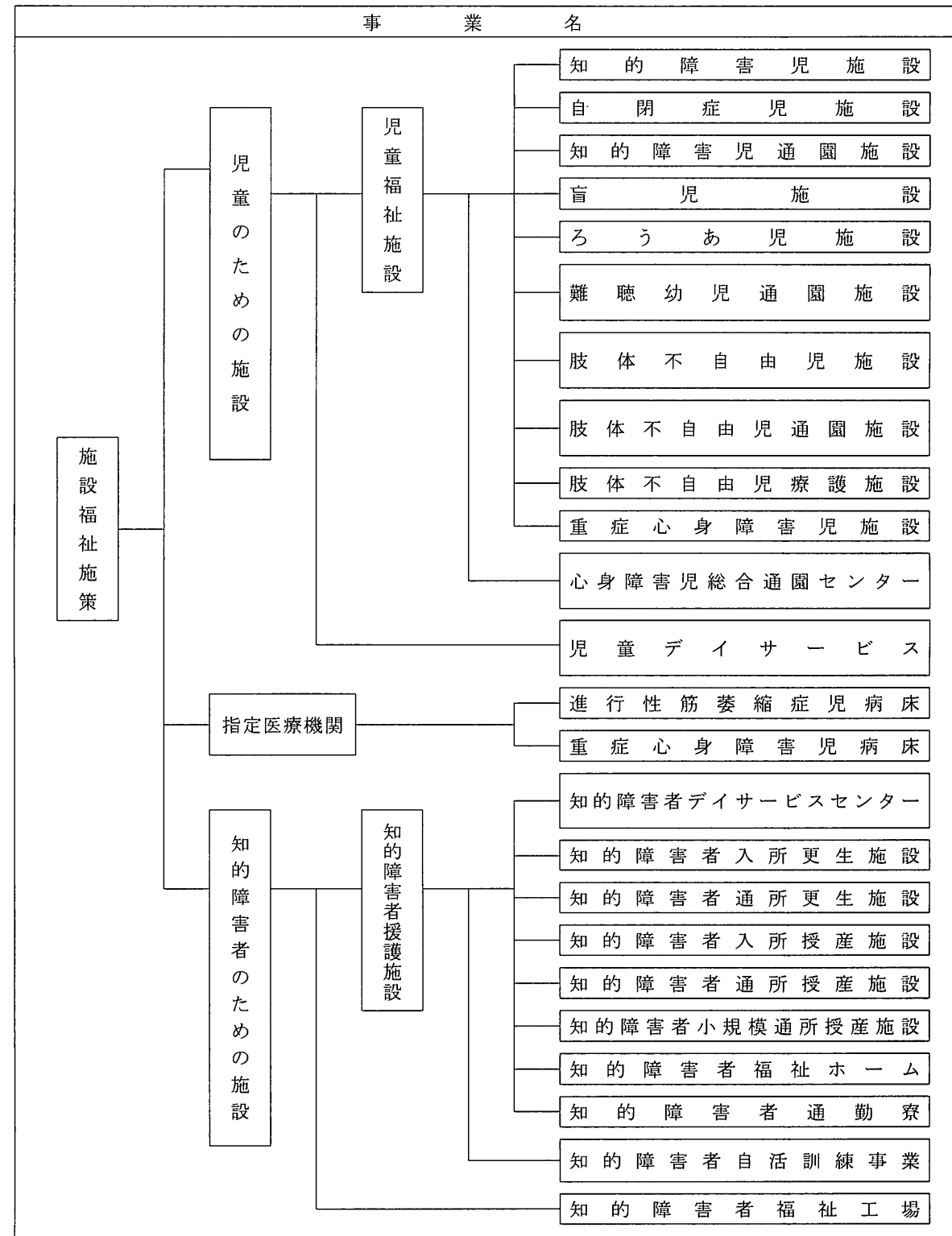
① 在宅福祉施策

障害児（者）に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・児童デイサービス 重症心身障害児（者）通園事業	知的障害者援護施設（通所） 障害者デイサービス① 同 左
在宅 サービス	日常生活用具の給付等 居宅介護② 短期入所（ショートステイ）③ 障害児（者）地域療育等支援事業④ 補装具の交付・修理	同 左 同 左 同 左 同 左
	—	共同生活援助（グループホーム）⑤ 知的障害者生活支援事業 障害者自立支援・社会参加総合推進事業 知的障害者通所援護事業⑥
	—	職親制度⑦
	総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）

各種主要施策の概要

- 18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、創作的活動、社会適応訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する。
 - 日常生活を営むのに支障のある障害児・者のいる家庭にホームヘルパーを派遣して必要な介護、援助を行う。
 - 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
 - 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を総合的に実施する。
 - 知的障害者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。
 - 通所による援護事業（小規模作業所）に対し助成する。
 - 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
 - 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。
- 資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要



資料：厚生労働省「厚生労働白書」

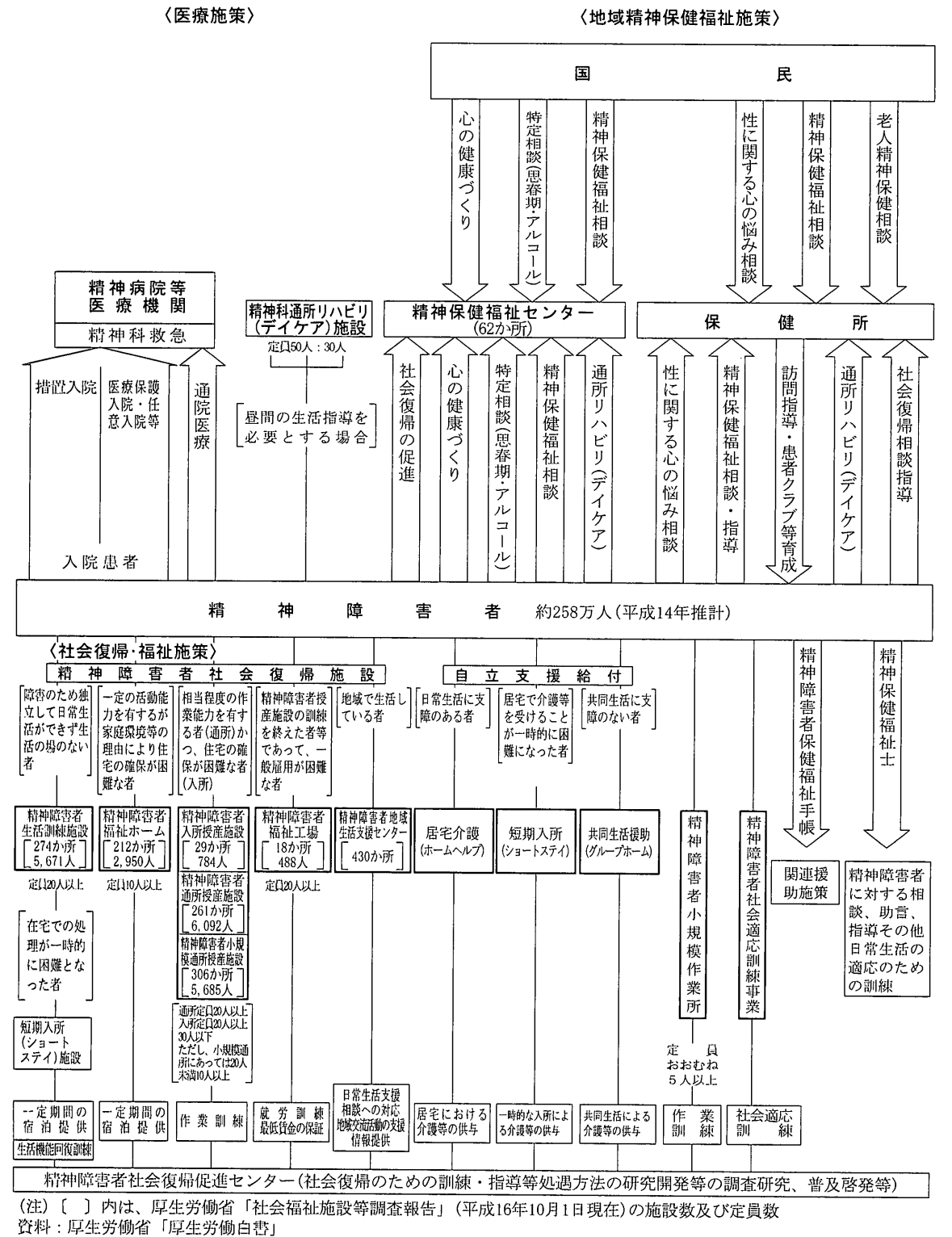
事業名	事業の概要
知的障害児施設	知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与える施設
自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、自立生活に必要な知識技能を与える施設
知的障害児通園施設	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、自立生活に必要な知識を与える施設
盲児施設	盲児(強度の弱視児を含む)を入所させて、保護するとともに、自立生活に必要な指導または援助をする施設
ろうあ児施設	ろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、保護するとともに、自立生活に必要な指導または援助をする施設
難聴幼児通園施設	強度の難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対し指導訓練の技術等について指導する施設
肢体不自由児施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、自立生活に必要な知識・技能を与える施設
肢体不自由児通園施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、自立生活に必要な知識・技能を与える施設
肢体不自由児療護施設	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害児総合通園センター	障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
児童デイサービス	障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児病床	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う
重症心身障害児病床	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
知的障害者デイサービスセンター	18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通所させて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する施設
知的障害者入所更生施設	知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者通所更生施設	知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
知的障害者入所授産施設	知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者通所授産施設	知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
知的障害者小規模通所授産施設	通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
知的障害者福祉ホーム	知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
知的障害者通勤寮	就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等自立生活に必要な指導を行う施設
知的障害者自活訓練事業	知的障害者入所更生施設・入所授産施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的な生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図る事業
知的障害者福祉工場	一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設

③ 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から）

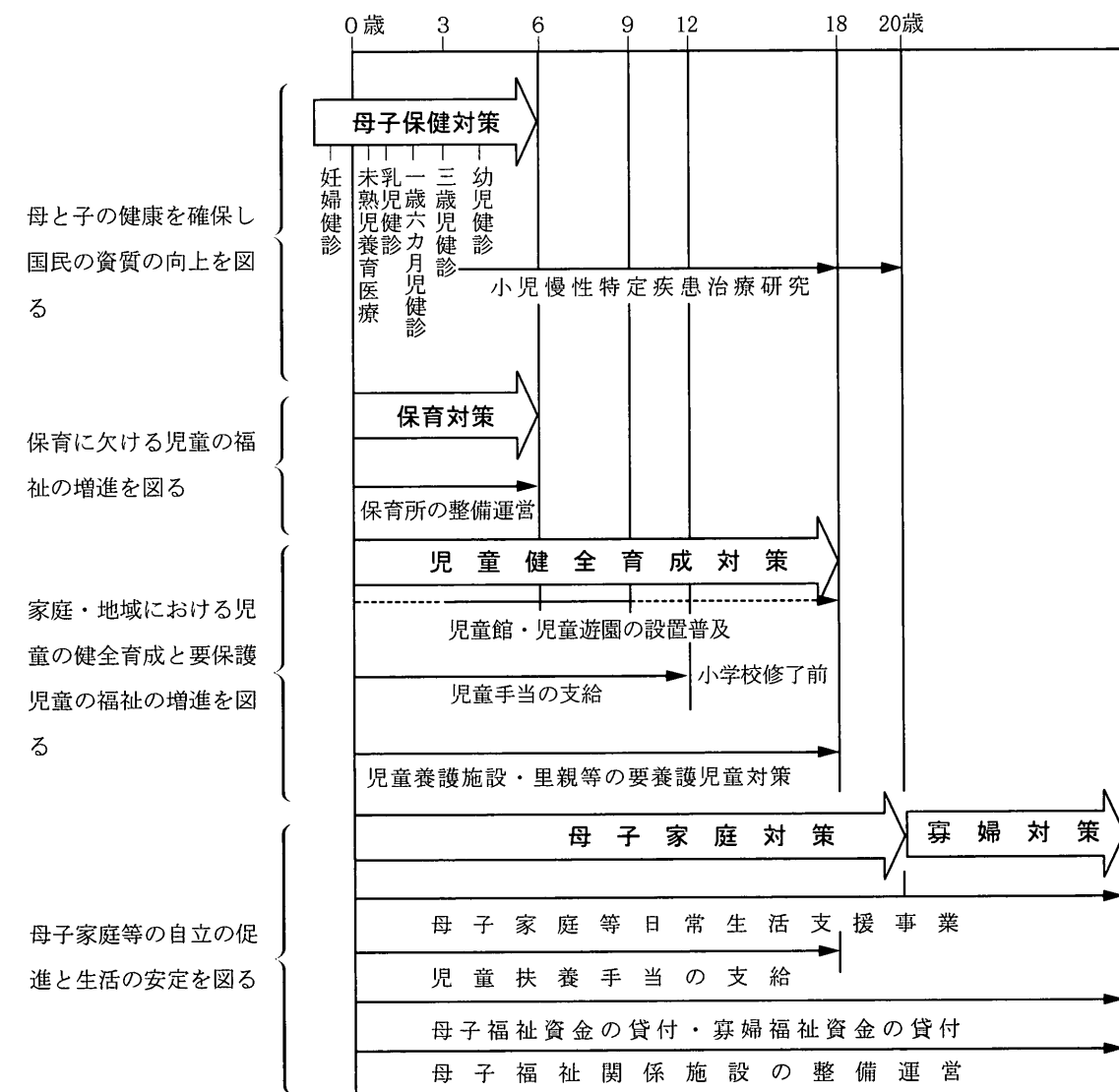
平成18年9月までのサービス		平成18年10月からのサービス	
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	デイサービス(身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	ショートステイ(身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの
	療養施設(身)	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	更生施設(身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの
	授産施設(身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	福祉工場(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	通勤寮(知)	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの
	福祉ホーム(身・知・精)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	生活訓練施設(精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
		就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
		共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援するもの	
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの	

(注) 表中の「身」は身体障害者、「知」は知的障害者、「精」は精神障害者、「児」は障害児
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

6 精神障害者施策の概要



7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

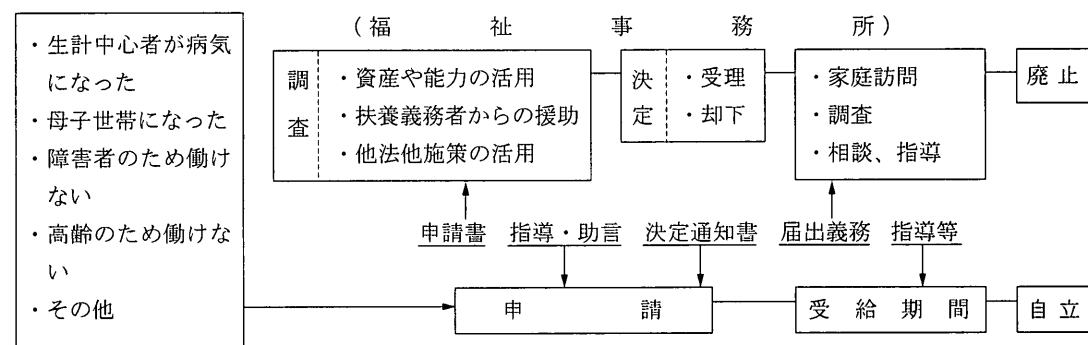
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	小学校修了前の児童(12歳に到達後最初の3月31日までにある児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母あるいは、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者	原爆の放射線に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある(認定被爆者)	原爆の影響に関係がある障害(11障害)のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当月額額(平成18年度)	(8月～) ○児童1人 収入130万円未満 41,720円 収入130万円以上365万円未満 41,710円 ～9,850円 (所得に応じて10円きざみ)	○児童1人 1級(重度) 50,750円 2級(中度) 33,800円	①特別障害者手当 26,440円 ②障害児福祉手当 14,380円 経過措置による福祉手当 14,380円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	137,430円	33,800円
所得制限額(収入ベース)(平成17年度)	○本人(2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 610.0万円	○本人(4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○本人(2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 954.2万円	○児童手当(4人世帯) 574.0万円 ○特例給付(4人世帯) 646.0万円	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向」、法研「社会保障便利事典」

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】



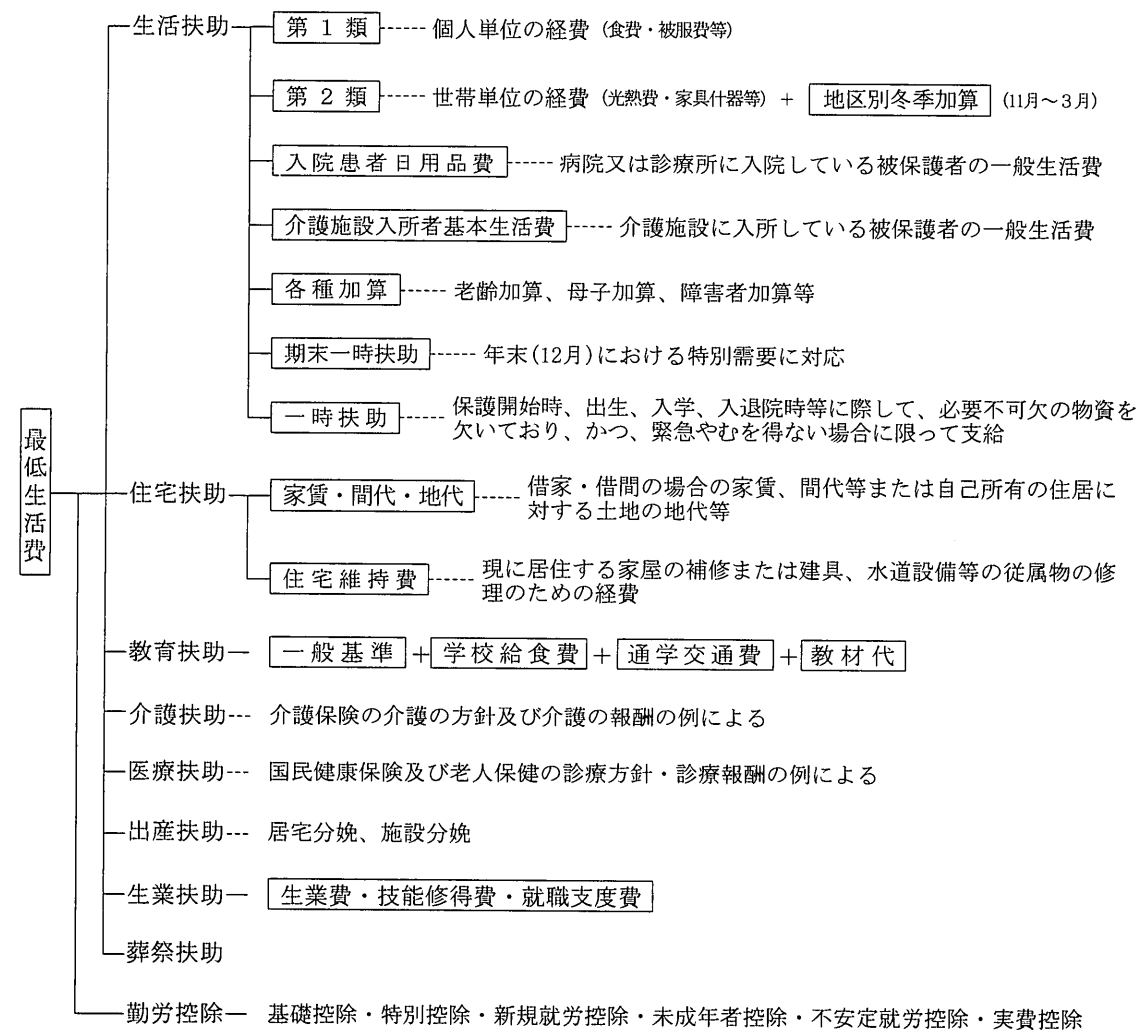
【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

生活扶助 生活費	+	住宅扶助 家賃等	+	教育扶助 義務教育費	+	介護扶助 介護費	+	医療扶助 医療費	=	最低生活費
-------------	---	-------------	---	---------------	---	-------------	---	-------------	---	-------

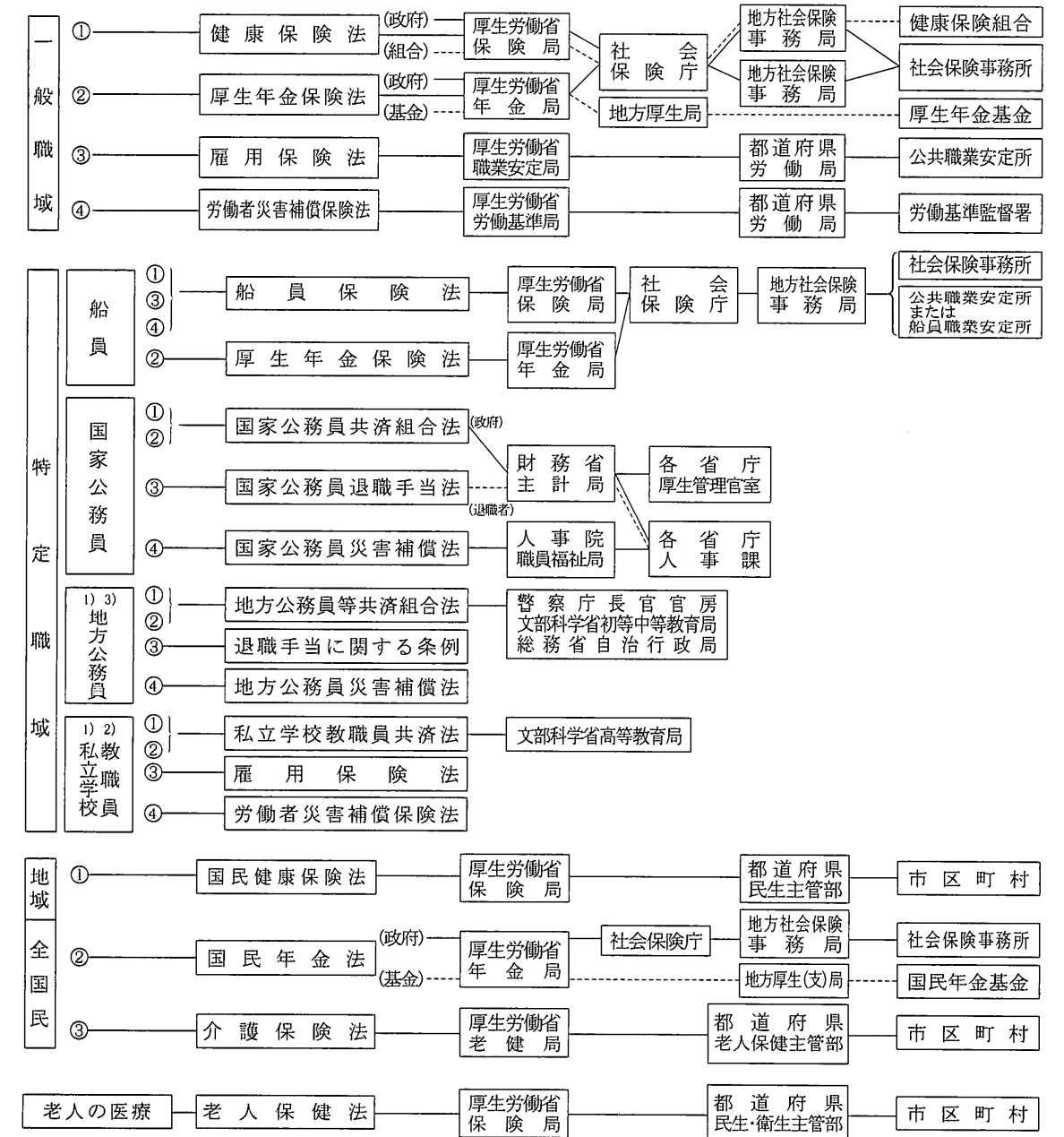
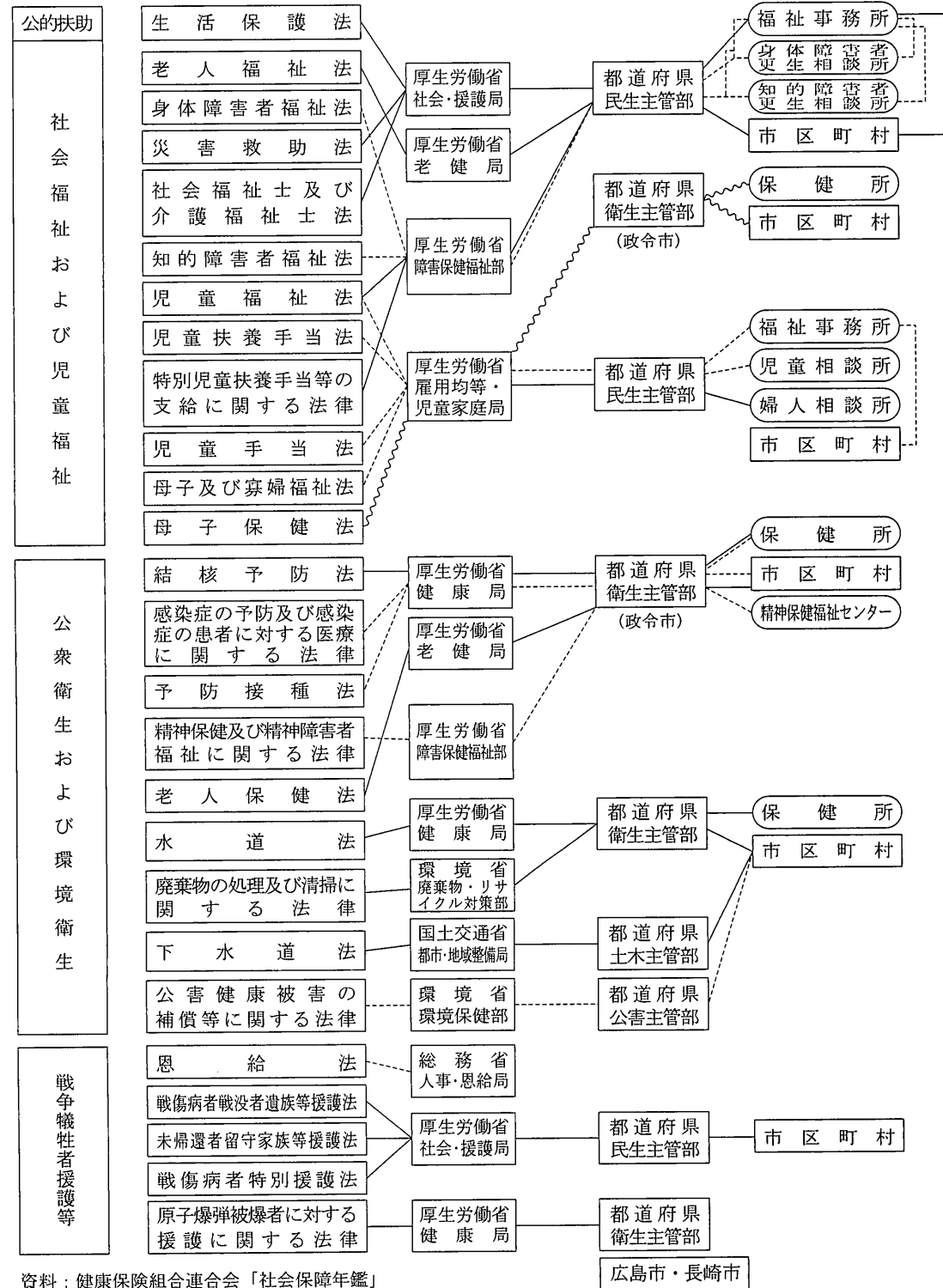
・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。
 (収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額
 (扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

【最低生活費の体系】



資料：厚生労働省「厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略

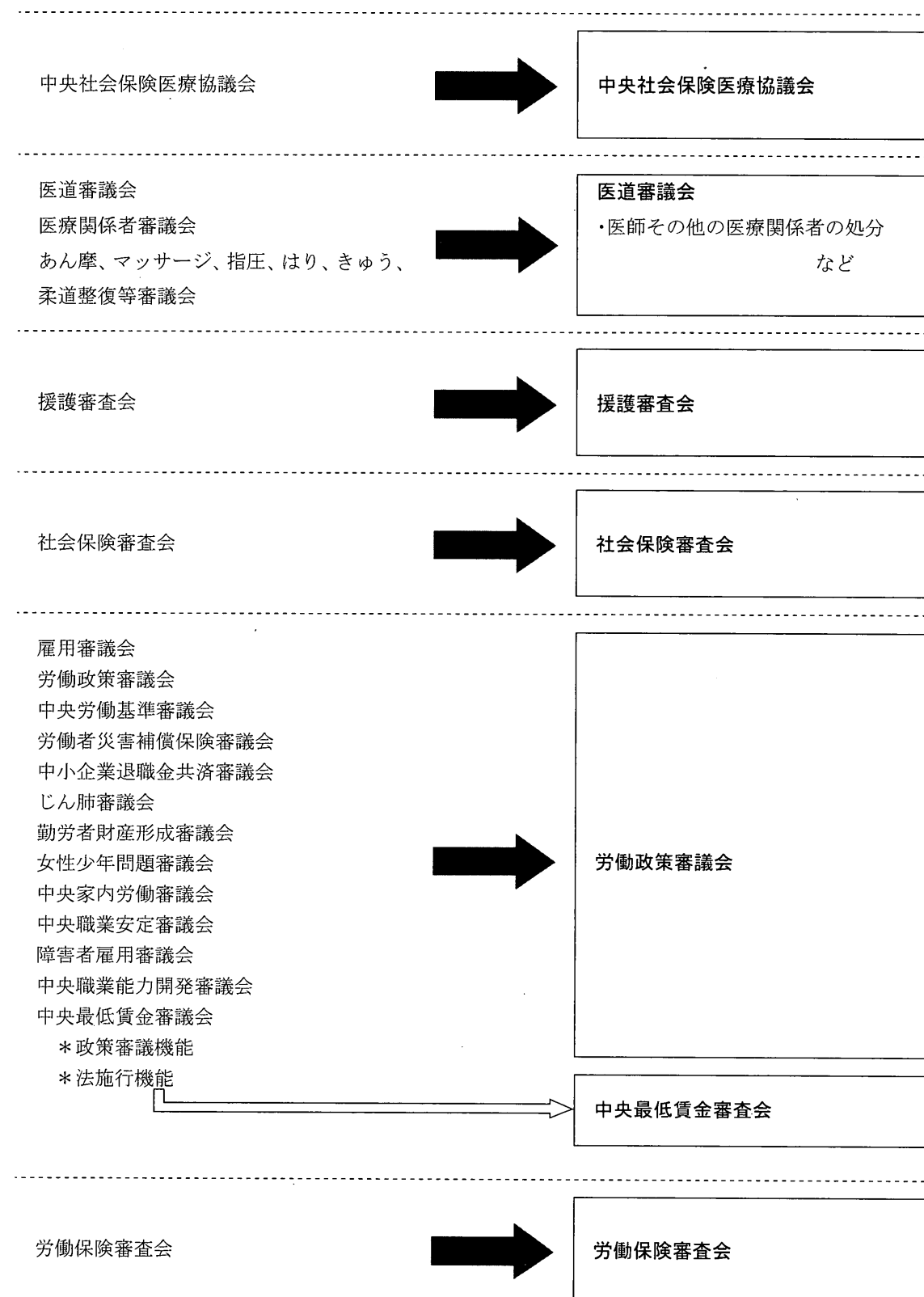
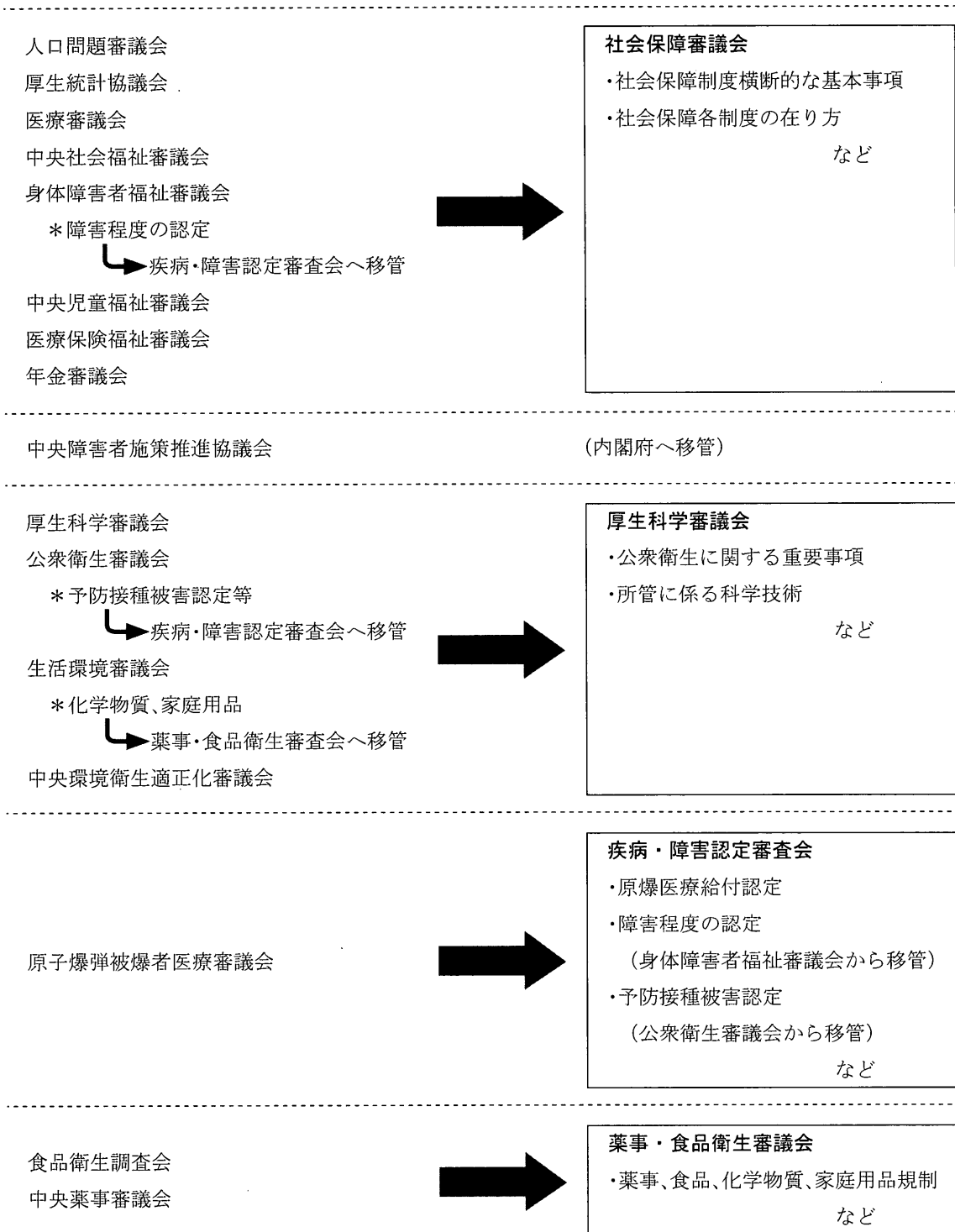


備考 制度①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険(これに代わるものを含む)
 ④…労災保険()

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。
 2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けている者がある。
 3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門」

〔参考〕2 審議会の整理合理化について



第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)	
		適用職 人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。		公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員		政府職員共済組合令 (昭15.勅827)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	
	私立学校 教職員			① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)			
農林漁業 団 体 職 員			健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非被用者			旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③			
全 国 民						介護保険法 (平9.法123) (施行 平12.4.1)	

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学
教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。
市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

		昭50	昭60	平7	平9	平12
	④					
	⑤		国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法	健康保険法 (大11.法70) ⑥
						私立学校教職員 共済法
						介護保険法 (平9.法123) (施行 平12.4.1)

③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者			労働者年金保険法 (昭16.法60)(施行昭17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行昭29.5.1)	
	日雇労働者			退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)			
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法②	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員 共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)
		役職 適用 法人	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、 年金給付を実施していた。			公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行昭31.7.1)	
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)	旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行昭37.12.1)
	私立 学校 職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足) ④		私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行昭29.1.1) ⑤		
農 林 漁 業 団 体 職 員				厚生 年金 保険法 (昭29.法115)	農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行昭34.1.1)		
非被用者					国民年金法(昭34.法141) (施行昭34.11.1) 農業者年金基金法 (昭45.法78号) (施行昭46.1.1)		

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

		昭50	昭60	平7	平9	平12	平14	
被 用 者	一般被用者						確定給付企業年金法 (平13.法50)(施行平14.4.1) 確定拠出年金法 (平13.法88)(施行平13.10.1)	
	日雇労働者							
	船員						厚生年金保険法 (昭29.法115) (昭61.4.1統合)	
	公務員等	国家公務員等 共済組合法						国家公務員 共済組合法
		⑥					⑧	厚生年金保険法 (昭29.法115) (平9.4.1統合)
私立 学校 職員								
農 林 漁 業 団 体 職 員							⑨ 厚生年金保険法 (昭29.法115) (平14.4.1統合)	
非被用者								

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①		労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行 昭22.9.1)			
		労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)		労働者年金保険法 旧厚生年金保険法			
船員		船員保険法(昭14.法73)(施行 昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分			
公務員等	国家公務員	③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行 昭26.7.1)			
	適用法人			旧国家公務員共済組合法(昭23.法59)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行 昭33.7.1)		労働者災害補償保険法(適用60.4.1)①
	地方公務員			国家公務員共済組合法(施行 昭33.7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行 昭37.12.1)		
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行 昭42.12.1)		
				災害補償に関する条例			

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。



④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146)(適用 昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116)(適用 昭50.4.1)②	
日雇労働者				日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行 昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法(昭28.法182)(適用 昭28.8.1)		雇用保険法(適用昭60.4.1)③	
	適用法人						
	地方公務員			退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



〔参考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年～昭和29年	24. 8. 1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24. 9. 13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24. 11. 14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25. 10. 16 社会保障制度に関する勧告
	26. 7. 24 社会保障制度推進に関する申入書
	26. 10. 20 社会保障制度推進に関する件
	27. 4. 16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27. 5. 20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27. 12. 23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28. 12. 10 年金制度の整備改革に関する件
	29. 1. 11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
29. 3. 1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)	
29. 12. 24 社会保障制度の推進に関する要望	
〃 結核対策の強化改善に関する申入書	
昭和30年～昭和39年	30. 3. 30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件
	〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31. 11. 8 医療保障制度に関する勧告について
	32. 12. 19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33. 6. 14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33. 10. 6 年金制度の通算等について(答申)
	〃 中小企業労働者等福利共済制度について
	35. 8. 1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35. 10. 12 公的年金積立金の運用についての要望
	36. 10. 26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36. 11. 10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37. 8. 22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38. 2. 25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
38. 12. 21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)	
39. 12. 17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)	

	勸告等
昭和40年～昭和49年	40. 2. 10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40. 6. 1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40. 9. 15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41. 8. 25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42. 6. 21 公害対策について(申入れ)
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42. 12. 15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43. 12. 23 申入書(社会保障の推進について)
	45. 12. 19 医療保険制度について(意見)
	〃 申入書(社会保障の推進について)
	46. 6. 22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46. 9. 13 医療保険制度の改革について(答申)
	48. 9. 18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48. 11. 19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
48. 12. 6 社会保障制度における家族の取り扱いについて	
49. 10. 7 当面の社会保障施策について(意見)	
昭和50年～昭和59年	●50. 12. 1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)
	●52. 12. 19 皆年金下の新年金体系
	53. 2. 10 共済組合制度に関する意見
	54. 2. 13 共済組合制度に関する意見
	●54. 10. 18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—
●55. 12. 12 老人保健医療対策について(意見)	
昭和60年～	●60. 1. 24 老人福祉の在り方について(建議)
	60. 4. 10 公的年金制度に関する意見
	H元. 12. 14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2. 12. 19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
	●7. 7. 4 社会保障体制の再構築(勧告)—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—
	11. 6. 17 介護保険の確実な実施に向けて(会長談話)発表
	●12. 9. 14 新しい世紀に向けた社会保障(意見)
	●13. 1. 6 中央省庁等再編に伴い社会保障制度審議会廃止(機能は経済財政諮問会議及び社会保障審議会に引き継ぐ)

〔参考〕2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦 —明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々 —社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして (厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト—廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年 —活発化する民間サービスと社会参加活動—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新たな雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて —21世紀の高齢社会を迎えるにあたって—	高齢社会の下での若年と中高年のベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術(IT)の革新と雇用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004(H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



〔参考〕3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について(答申)	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみえる年金制度(報告書)	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について(意見書)	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について(建議)	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について(中間報告)	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ～」(中間とりまとめ)	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点(改革議論のたたき台)	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について(厚生労働省試案)	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について(報告書)	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム(報告)	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について(意見具申)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について(建議)	労働政策審議会

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これからの医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これからの医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン～精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか～	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告～平成13年度～	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改善検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化について～就業機会の拡大による職業的自立を目指して～(意見書)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会
平成17年3月24日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成17年5月17日	医療制度のあり方について～制度存続のための公的給付費の効率化・重点化～	日本経済団体連合会
平成17年6月6日	平成18年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成17年6月8日	医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	経済財政諮問会議
平成17年8月1日	医療提供体制に関する意見中間まとめ	社会保障審議会医療部会
平成17年9月15日	今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成17年11月30日	医療保険制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成17年12月1日	医療制度改革大綱	政府・与党医療改革協議会
平成17年12月8日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成17年12月21日	今後の職業能力開発施策の在り方について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	今後の男女雇用機会均等対策について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	生涯を通じた医療と保健と福祉－改革と推進のヴィジョン(2005～2009)－	日本医師会
平成18年1月18日	平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)	中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会
平成18年3月31日	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	内閣府規制改革・民間開放推進会議
平成18年4月28日	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(閣議決定)	被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会
平成18年5月26日	今後の社会保障の在り方について	社会保障の在り方に関する懇談会
平成18年6月14日	歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成18年6月19日	標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会

第2節 社会保険各制度の成立経過

平成18年6月20日	新しい少子化対策(閣議決定)	少子化社会対策会議
平成18年7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	経済財政諮問会議
平成18年10月25日	新たなセーフティネットの提案	全国知事会及び全国市長会「新たなセーフティネット検討会」
平成18年11月22日	平成19年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成18年12月12日	介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見	社会保障審議会福祉部会
平成18年12月25日	高齢社会における医療報酬体系のあり方に関する研究会報告書	国保中央会
平成18年12月26日	今後のパートタイム労働対策について(建議)	労働政策審議会建議
平成19年1月17日	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会

第 III 部

社会保障関係統計資料編

- 凡 例 —
- | | | |
|---------------|----------------|------|
| 1 本表の記号は次による。 | 0または0.0 単位未満 | △ 負数 |
| … 不問 | ・ 統計項目のありえない場合 | |
| — なし | | |
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 人 口	93,419	103,720	117,060	123,611	126,926	127,435	127,619	127,687	127,768
年齢階級別人口									
0～14歳人口	28,067	24,823	27,507	22,486	18,472	18,102	17,905	17,734	17,521
(%)	30.4	23.9	23.5	18.2	14.6	14.2	14.0	13.9	13.7
15～64歳人口	60,002	71,566	78,835	85,904	86,220	85,706	85,404	85,077	84,092
(%)	64.2	69.0	67.3	69.5	67.9	67.3	66.9	66.6	65.8
65歳以上人口	5,350	7,331	10,647	14,895	22,005	23,628	24,311	24,876	25,672
(%)	5.7	7.1	9.1	12.0	17.3	18.5	19.0	19.5	20.1
出 生	1,606	1,934	1,577	1,222	1,191	1,154	1,124	1,111	1,063
人 口 千 対	17.2	18.8	13.6	10.0	9.5	9.2	8.9	8.8	8.4
死 亡	707	713	723	820	962	982	1,015	1,029	1,084
人 口 千 対	7.6	6.9	6.2	6.7	7.7	7.8	8.0	8.2	8.6
自 然 増 加	899	1,221	854	401	229	171	109	82	△ 21
人 口 千 対	9.6	11.8	7.3	3.3	1.8	1.4	0.9	0.7	△ 0.2
平均余命(年)									
男 0歳	65.32	69.31	73.35	75.92	77.72	78.32	78.36	78.64	78.53
65歳	11.62	12.50	14.56	16.22	17.54	17.96	18.02	18.21	18.11
女 0歳	70.19	74.66	78.76	81.90	84.60	85.23	85.33	85.59	85.49
65歳	14.10	15.34	17.68	20.03	22.42	22.96	23.04	23.28	23.16
合計特殊出生率	2.00	2.13	1.75	1.54	1.36	1.32	1.29	1.29	1.26

(注) 1 「出生」「死亡」「自然増加」「平均余命」「合計特殊出生率」の昭和45年以前には、沖縄県を含まない。
 2 昭和55年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年の総人口には、年齢不詳を含む。
 資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成14年1月 将来推計人口		平成18年12月将来推計人口					
	〔中位〕		中位	高位	低位			
基準人口	平成12年10月1日 国勢調査人口		平成17年10月1日国勢調査人口					
平均寿命	平成12年 (2000) 男 77.64 → 女 84.62	平成62年 (2050) 80.95	平成17年(2005) 男 78.53 → 女 85.49		平成67年(2055) 83.67 → 90.34			
合計特殊出生率 (最低値)	平成12年 (2000)	1.36	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26
	平成19年 (2007)	1.31	平成42年 (2030)	1.24	平成42年 (2030)	1.53	平成42年 (2030)	1.04
	平成62年 (2050)	1.39	平成67年 (2055)	1.26	平成67年 (2055)	1.55	平成67年 (2055)	1.06
総人口	平成17(2005)年	127,708	127,768	127,768	127,768	127,768	127,768	
	22(2010)年	127,473	127,176	127,463	127,463	126,829	126,829	
	32(2020)年	124,107	122,735	124,234	124,234	121,224	121,224	
	42(2030)年	117,580	115,224	118,347	118,347	112,578	112,578	
	52(2040)年	109,338	105,695	110,529	110,529	101,834	101,834	
	62(2050)年	100,593	95,152	101,947	101,947	89,966	89,966	
	ピーク	平成18(2006)年 127,741	平成17(2005)年 127,768	平成18(2006)年 127,777	平成17(2005)年 127,768			
65歳以上人口比率	平成17(2005)年	19.9%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	
	22(2010)年	22.5%	23.1%	23.1%	23.1%	23.2%	23.2%	
	32(2020)年	27.8%	29.2%	28.9%	28.9%	29.6%	29.6%	
	42(2030)年	29.6%	31.8%	31.0%	31.0%	32.6%	32.6%	
	52(2040)年	33.2%	36.5%	34.9%	34.9%	37.8%	37.8%	
	62(2050)年	35.7%	39.6%	36.9%	36.9%	41.8%	41.8%	

(注) 平成17年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」

第3表 年齢3区分別人口の推移

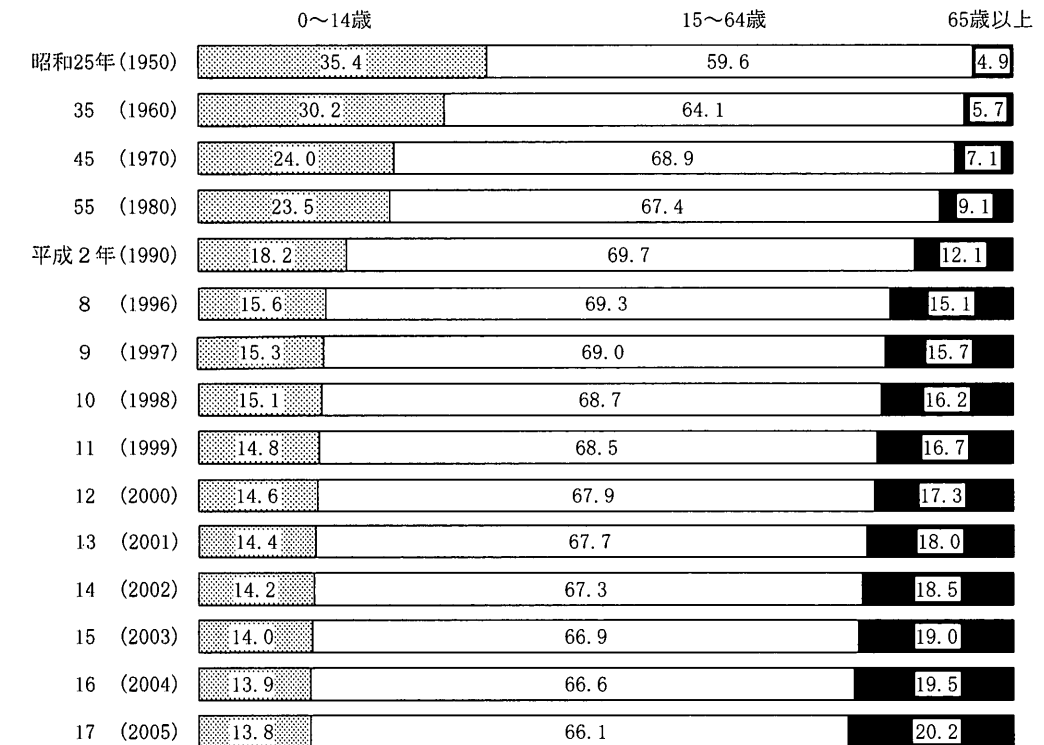
(単位 万人)

区分	総人口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
12(2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13(2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14(2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
15(2003)	12,762	14.0	66.9	19.0	21.0
16(2004)	12,769	13.9	66.6	19.5	20.8
17(2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
平成22年(2010)	12,718	13.0	63.9	23.1	20.3
27(2015)	12,543	11.8	61.2	26.9	19.3
32(2020)	12,274	10.8	60.0	29.2	17.9

資料：平成17年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」
平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年1月推計ー」の中位推計値

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成17年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,768	62,349	65,419	125,730	61,331	64,400
0～4歳	5,578	2,855	2,724	5,527	2,828	2,699
5～9	5,928	3,037	2,892	5,878	3,011	2,867
10～14	6,015	3,081	2,934	5,969	3,058	2,912
15～19	6,568	3,373	3,195	6,500	3,340	3,160
20～24	7,351	3,755	3,596	7,163	3,670	3,493
25～29	8,280	4,199	4,081	8,065	4,098	3,966
30～34	9,755	4,933	4,822	9,553	4,842	4,711
35～39	8,736	4,403	4,333	8,557	4,325	4,232
40～44	8,081	4,065	4,015	7,937	4,001	3,936
45～49	7,726	3,868	3,858	7,622	3,820	3,802
50～54	8,796	4,383	4,413	8,712	4,342	4,370
55～59	10,255	5,077	5,178	10,186	5,041	5,144
60～64	8,545	4,155	4,390	8,494	4,129	4,365
65～69	7,433	3,545	3,888	7,395	3,527	3,869
70～74	6,637	3,040	3,598	6,611	3,027	3,584
75～79	5,263	2,256	3,006	5,244	2,247	2,996
80～84	3,412	1,223	2,190	3,398	1,216	2,182
85～89	1,849	555	1,294	1,843	552	1,290
90歳以上	1,077	256	822	1,075	255	820
不詳	482	292	191	—	—	—
(再掲)						
0～14歳	17,521	8,972	8,550	17,374	8,897	8,477
15～64	84,092	42,211	41,881	82,790	41,609	41,181
65歳以上	25,672	10,875	14,797	25,566	10,825	14,741

資料：総務省統計局「平成17年国勢調査」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17(2005)年	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,375	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成57(2045)年	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5
68(2056)	88,882	7,397	45,336	36,149	8.3	51.0	40.7
69(2057)	87,825	7,286	44,707	35,832	8.3	50.9	40.8
70(2058)	86,757	7,181	44,086	35,491	8.3	50.8	40.9
71(2059)	85,679	7,081	43,437	35,161	8.3	50.7	41.0
72(2060)	84,592	6,987	42,778	34,827	8.3	50.6	41.2
73(2061)	83,495	6,897	42,130	34,468	8.3	50.5	41.3
74(2062)	82,390	6,810	41,468	34,112	8.3	50.3	41.4
75(2063)	81,278	6,726	40,795	33,758	8.3	50.2	41.5
76(2064)	80,162	6,644	40,127	33,391	8.3	50.1	41.7
77(2065)	79,043	6,563	39,452	33,028	8.3	49.9	41.8
78(2066)	77,923	6,483	38,788	32,653	8.3	49.8	41.9
79(2067)	76,805	6,402	38,133	32,269	8.3	49.6	42.0
80(2068)	75,691	6,322	37,507	31,863	8.4	49.6	42.1
81(2069)	74,585	6,240	36,901	31,444	8.4	49.5	42.2
82(2070)	73,488	6,158	36,325	31,005	8.4	49.4	42.2
83(2071)	72,403	6,074	35,735	30,594	8.4	49.4	42.3
84(2072)	71,332	5,990	35,185	30,157	8.4	49.3	42.3
85(2073)	70,276	5,904	34,665	29,706	8.4	49.3	42.3
86(2074)	69,237	5,818	34,166	29,253	8.4	49.3	42.3
87(2075)	68,216	5,732	33,686	28,798	8.4	49.4	42.2
88(2076)	67,213	5,645	33,223	28,345	8.4	49.4	42.2
89(2077)	66,229	5,558	32,775	27,896	8.4	49.5	42.1
90(2078)	65,263	5,472	32,341	27,450	8.4	49.6	42.1
91(2079)	64,316	5,387	31,918	27,011	8.4	49.6	42.0
92(2080)	63,387	5,304	31,505	26,578	8.4	49.7	41.9
93(2081)	62,475	5,222	31,100	26,152	8.4	49.8	41.9
94(2082)	61,579	5,143	30,703	25,733	8.4	49.9	41.8
95(2083)	60,699	5,065	30,311	25,322	8.3	49.9	41.7
96(2084)	59,834	4,991	29,925	24,918	8.3	50.0	41.6

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成97(2085)年	58,983	4,919	29,543	24,521	8.3	50.1	41.6
98(2086)	58,146	4,850	29,164	24,132	8.3	50.2	41.5
99(2087)	57,322	4,783	28,789	23,750	8.3	50.2	41.4
100(2088)	56,511	4,720	28,415	23,376	8.4	50.3	41.4
101(2089)	55,712	4,658	28,044	23,010	8.4	50.3	41.3
102(2090)	54,925	4,600	27,674	22,651	8.4	50.4	41.2
103(2091)	54,150	4,543	27,306	22,300	8.4	50.4	41.2
104(2092)	53,386	4,489	26,939	21,958	8.4	50.5	41.1
105(2093)	52,634	4,436	26,575	21,623	8.4	50.5	41.1
106(2094)	51,894	4,384	26,214	21,296	8.4	50.5	41.0
107(2095)	51,165	4,334	25,855	20,976	8.5	50.5	41.0
108(2096)	50,449	4,285	25,501	20,663	8.5	50.5	41.0
109(2097)	49,746	4,236	25,152	20,357	8.5	50.6	40.9
110(2098)	49,055	4,188	24,809	20,057	8.5	50.6	40.9
111(2099)	48,377	4,140	24,473	19,764	8.6	50.6	40.9
112(2100)	47,712	4,093	24,144	19,475	8.6	50.6	40.8
113(2101)	47,061	4,045	23,824	19,192	8.6	50.6	40.8
114(2102)	46,424	3,998	23,512	18,914	8.6	50.6	40.7
115(2103)	45,800	3,951	23,209	18,640	8.6	50.7	40.7
116(2104)	45,189	3,903	22,916	18,371	8.6	50.7	40.7
117(2105)	44,592	3,856	22,631	18,105	8.6	50.8	40.6

(注) 1 各年10月1日現在人口。
 2 平成17年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15 (2003)	127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9
16 (2004)	127,687,000	1,110,721	8.8	1,028,602	8.2	82,119	0.7
17 (2005)	* 127,767,994	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	△ 21,266	△ 0.2

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は
 2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。
 資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30
3,364	3.0	35,330	30.5	5,929	5.3	740,191	5.9	283,854	2.25
3,122	2.8	34,365	30.0	5,541	5.0	720,417	5.7	270,804	2.15
2,958	2.8	31,818	29.1	5,149	4.8	714,265	5.7	261,917	2.08

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

28週以後の数値である)

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）

区分	昭和22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.07	78.32	78.36	78.64	78.53
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.42	73.66	73.68	73.96	73.85
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.47	68.71	68.72	69.00	68.90
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	58.64	58.87	58.89	59.15	59.05
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	48.99	49.21	49.23	49.49	49.39
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.43	39.64	39.67	39.93	39.82
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.21	30.42	30.47	30.70	30.59
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	21.72	21.93	21.98	22.17	22.06
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.17	14.32	14.35	14.51	14.38
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.13	8.25	8.26	8.39	8.23
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.87	5.97	5.95	6.07	5.93
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.19	4.29	4.26	4.36	4.23
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.97	3.02	3.10	3.10	3.21	3.05
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.20	2.26	2.28	2.41	2.21
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	84.93	85.23	85.33	85.59	85.49
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.26	80.55	80.65	80.88	80.78
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.30	75.60	75.69	75.92	75.81
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.39	65.69	65.79	66.01	65.90
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	55.56	55.86	55.97	56.18	56.09
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	45.82	46.12	46.22	46.44	46.35
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.29	36.58	36.68	36.90	36.81
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.13	27.40	27.49	27.74	27.62
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.43	18.69	18.75	18.98	18.85
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	10.80	11.02	11.04	11.23	11.11
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.76	7.94	7.95	8.10	7.97
90	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.41	5.56	5.57	5.69	5.56
95	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.77	3.88	3.93	4.02	3.90
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.65	2.73	2.84	2.96	2.80

(注)1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」

それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

区分	昭和30年 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成7年 (1995)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
結核	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	2.6	1.8	1.9	1.8	1.8
悪性新生物	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	211.6	241.7	245.4	253.9	258.3
心疾患(高血圧性を除く)	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	112.0	121.0	126.5	126.5	137.2
脳血管疾患	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	117.9	103.4	104.7	102.3	105.3
肺炎	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	64.1	69.4	75.3	75.7	85.0
肝疾患	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	13.7	12.3	12.5	12.6	13.0
不慮の事故	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	36.5	30.7	30.7	30.3	31.6
自殺	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	17.2	23.8	25.5	24.0	24.2

(注)1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
7(1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12(2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
14(2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7
15(2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7
16(2004)	悪性新生物	253.9	心疾患	126.5	脳血管疾患	102.3	肺炎	75.7	不慮の事故	30.3
17(2005)	悪性新生物	258.3	心疾患	137.2	脳血管疾患	105.3	肺炎	85.0	不慮の事故	31.6

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。
 2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。
 4 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

(単位 千世帯)

区分	平成11年度(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)	17(2005)
《推計数》							
総数	44,923	45,545	45,664	46,005	45,800	46,323	47,043
雇用者・自営業者等の世帯	44,923	45,545	44,813	45,654	45,610	45,949	46,522
常雇者世帯	26,188	26,317	25,439	25,488	25,430	24,577	25,253
臨時雇用者世帯	829	918	1,008	1,055	1,113	1,363	1,880
日雇労働者世帯	257	276	261	303	280	226	465
自営業者世帯	6,524	6,328	6,826	6,374	6,482	6,866	6,134
その他の世帯	11,125	11,705	11,280	12,434	12,304	12,916	12,790
世帯業態不詳	.	.	851	351	190	374	522
農耕世帯
《構成割合》(%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	100.0	100.0	98.1	99.2	99.6	99.2	98.9
常雇者世帯	58.3	57.8	55.7	55.4	55.5	53.1	53.7
臨時雇用者世帯	1.8	2.0	2.2	2.3	2.4	2.9	4.0
日雇労働者世帯	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	1.0
自営業者世帯	14.5	13.9	14.9	13.9	14.2	14.8	13.0
その他の世帯	24.8	25.7	24.7	27.0	26.9	27.9	27.2
世帯業態不詳	.	.	1.9	0.8	0.4	0.8	1.1
農耕世帯

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に振り分けられている。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

(単位 千世帯)

区分	総数	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯		不詳
					被保護世帯	その他の世帯	
《推計数》							
昭和55年(1980)	35,338	11,488	18,642	4,410	440	358	.
60(1985)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414	.
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	.
7(1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	.
12(2000)	45,545	16,211	21,546	7,006		782	.
13(2001)	45,664	16,948	20,513	6,882		809	512
14(2002)	46,005	17,385	20,473	7,055		829	263
15(2003)	45,800	17,201	20,487	7,189		802	122
16(2004)	46,323	16,886	19,446	7,910		1,091	990
17(2005)	47,043	17,874	19,866	7,805		1,014	484
《構成割合》(%)							
昭和55年(1980)	100.0	32.5	52.8	12.5	1.2	1.0	.
60(1985)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1	.
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	.
7(1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	.
12(2000)	100.0	35.6	47.3	15.4		1.7	.
13(2001)	100.0	37.1	44.9	15.1		1.8	1.1
14(2002)	100.0	37.8	44.5	15.3		1.8	0.6
15(2003)	100.0	37.6	44.7	15.7		1.8	0.3
16(2004)	100.0	36.5	42.0	17.1		2.4	2.1
17(2005)	100.0	38.0	42.2	16.6		2.2	1.0

(注) 1 その他の世帯の「被保護世帯」「その他の世帯」は、平成8年以前の区分である。
 2 被保護世帯：生活保護法による何らかの扶助を受けている者が一人でもいる世帯
 3 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
 4 被用者保険加入世帯：健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯
 5 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
昭和55年(1980)	35,338	1,684	439	95	33,121
60(1985)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年(1990)	40,273	3,113	543	102	36,515
7(1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
12(2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13(2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
14(2002)	46,005	7,182	670	86	38,067
15(2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16(2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
17(2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
《構成割合》(%)					
昭和55年(1980)	100.0	4.8	1.2	0.3	93.7
60(1985)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年(1990)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
7(1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
12(2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13(2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0
14(2002)	100.0	15.6	1.5	0.2	82.7
15(2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16(2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5
17(2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	世帯人員別						平均世帯人員(人)
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	
《推計数》								
昭和55年(1980)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60(1985)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年(1990)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
7(1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
12(2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13(2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
14(2002)	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
15(2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16(2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17(2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
《構成割合》(%)								
昭和55年(1980)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60(1985)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年(1990)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
7(1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
12(2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
13(2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
14(2002)	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
15(2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
16(2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
17(2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	総数	単独世帯			核家族世帯				三世帯世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舍等	その他	総数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
《推計数》										
平成55年(1980)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714	1,904
60(1985)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
平成2年(1990)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
7(1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478
12(2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823	2,796
13(2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909
14(2002)	46,005	10,800	1,044	9,756	27,682	9,887	14,954	2,841	4,603	2,919
15(2003)	45,800	10,673	929	9,744	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769	3,006
16(2004)	46,323	10,817	960	9,857	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934
17(2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
《構成割合》(%)										
平成55年(1980)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2	5.4
60(1985)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
平成2年(1990)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
7(1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1
12(2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6	6.1
13(2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4
14(2002)	100.0	23.5	2.3	21.2	60.2	21.5	32.5	6.2	10.0	6.3
15(2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4	6.6
16(2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3
17(2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区分	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯							三世帯世帯	その他の世帯
		総数	全世帯に占める割合(%)	単独世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片親)と未婚の子のみの世帯			
					総数	一方が65歳未満の世帯		ともに65歳以上の世帯		
《推計数》										
昭和55年(1980)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254	1,062
60(1985)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
平成2年(1990)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
7(1995)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232	1,553
12(2000)	45,545	15,647	34.4	3,079	4,234	1,252	2,982	2,268	4,141	1,924
13(2001)	45,664	16,367	35.8	3,179	4,545	1,288	3,257	2,563	4,179	1,902
14(2002)	46,005	16,848	36.6	3,405	4,822	1,260	3,563	2,633	4,001	1,987
15(2003)	45,800	17,273	37.7	3,411	4,845	1,251	3,594	2,727	4,169	2,120
16(2004)	46,323	17,864	38.6	3,730	5,252	1,353	3,899	2,931	3,919	2,031
17(2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088
《構成割合》(%)										
昭和55年(1980)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
60(1985)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
平成2年(1990)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
7(1995)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3	12.2
12(2000)	・	100.0	・	19.7	27.1	8.0	19.1	14.5	26.5	12.3
13(2001)	・	100.0	・	19.4	27.8	7.9	19.9	15.6	25.5	11.6
14(2002)	・	100.0	・	20.2	28.6	7.5	21.1	15.6	23.7	11.8
15(2003)	・	100.0	・	19.7	28.1	7.2	20.8	15.8	24.1	12.3
16(2004)	・	100.0	・	20.9	29.4	7.6	21.8	16.4	21.9	11.4
17(2005)	・	100.0	・	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成11年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区分	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55(1980)	2,032,410	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,610,890	7.4	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
平成2年度(1990)	3,483,454	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6	481,924	7.0	13.8
3(1991)	3,710,808	6.5	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.5	510,247	5.9	13.8
4(1992)	3,693,236	△0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	546,916	7.2	14.8
5(1993)	3,690,327	△0.1	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.4	573,694	4.9	15.5
6(1994)	3,740,795	1.4	702,644	4.5	18.8	604,727	6.5	16.2	609,816	6.3	16.3
7(1995)	3,742,775	0.1	750,400	6.8	19.7	647,314	7.0	17.3	647,317	6.1	17.3
8(1996)	3,791,076	3.3	778,773	3.8	19.9	675,475	4.4	17.8	676,933	4.6	17.9
9(1997)	3,827,635	1.0	787,377	1.1	20.2	694,163	2.8	18.1	693,354	2.4	18.1
10(1998)	3,725,035	△2.7	・	・	・	721,411	3.9	19.4	719,883	3.8	19.3
11(1999)	3,667,396	△1.5	・	・	・	750,417	4.0	20.5	747,499	3.8	20.4
12(2000)	3,715,975	1.3	・	・	・	781,272	4.1	21.0	788,897	5.5	21.2
13(2001)	3,609,521	△2.9	・	・	・	814,007	4.2	22.6	818,332	3.7	22.7
14(2002)	3,557,846	△1.4	・	・	・	835,666	2.7	23.5	835,992	2.2	23.5
15(2003)	3,583,968	0.7	・	・	・	842,668	0.8	23.5	848,238	1.5	23.7
16(2004)	3,610,126	0.7	・	・	・	856,469	1.6	23.7	868,630	2.4	24.1

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料: 「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	平成11年度(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)
総計	75,041,726	78,127,238	81,400,724	83,566,605	84,266,791	85,646,871
医療保険	14,436,281	14,572,699	14,791,576	14,439,575	14,711,798	15,276,653
老人保健	11,026,058	10,447,419	10,804,055	10,801,187	10,722,379	10,675,977
介護保険	・	3,252,114	4,122,775	4,666,117	5,110,400	5,577,221
年金保険	37,806,127	39,172,913	40,617,812	42,502,502	42,995,871	43,814,337
雇用保険等	2,836,289	2,664,958	2,713,358	2,619,154	2,024,562	1,528,279
業務災害補償	1,025,530	1,018,528	1,015,412	982,922	973,367	958,723
家族手当	552,367	711,649	857,359	896,364	915,765	1,123,641
生活保護	1,814,815	1,929,889	2,060,403	2,186,944	2,365,553	2,552,832
社会福祉	3,312,714	2,186,116	2,315,279	2,460,662	2,469,655	2,312,399
公衆衛生	547,837	563,047	568,112	551,989	601,165	543,981
恩給	1,486,055	1,419,745	1,350,930	1,280,425	1,204,272	1,193,156
戦争犠牲者援護	197,651	188,161	183,654	178,763	172,005	89,672

(注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
 4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増である。
 資料: 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
1. 社会 保 障 給 付	65,115.0	69,282.3	72,020.6	73,652.9	74,514.3	76,545.4
(1)特 別 会 計	37,075.5	38,035.6	39,336.0	40,481.1	40,888.7	41,798.0
a. 厚生 保 険 (除 児 童 手 当)	22,973.2	23,384.0	23,850.0	24,350.1	24,675.8	25,503.5
(a)健 康 保 険	4,246.1	4,239.3	4,235.4	4,012.0	3,870.5	3,972.1
(b)厚 生 年 金	18,727.1	19,144.7	19,614.6	20,338.1	20,805.3	21,531.4
b. 国 民 年 金	10,466.4	11,180.2	11,922.2	12,666.0	13,328.4	13,919.4
c. 労 働 保 険	3,582.7	3,422.8	3,518.9	3,423.1	2,846.9	2,340.0
(a)労 災 保 険	941.4	937.9	937.6	907.3	901.2	885.0
(b)雇 用 保 険	2,641.4	2,484.9	2,581.3	2,515.8	1,945.8	1,455.1
d. 船 員 保 険	53.2	48.7	44.8	41.9	37.6	35.0
(a)疾 病 給 付	37.1	35.0	31.7	28.8	26.6	25.5
(b)年 金 給 付	6.0	6.2	6.3	6.3	6.2	6.4
(c)失 業 給 付	10.1	7.5	6.8	6.8	4.7	3.1
(2)国 民 健 康 保 険	5,925.1	6,088.3	6,238.4	6,382.3	6,765.8	7,366.5
(3)老 人 保 健 医 療	11,035.0	10,263.9	10,771.8	10,667.0	10,684.0	10,573.8
(4)共 済 組 合	7,512.5	7,586.2	7,689.8	7,420.0	7,387.5	7,405.5
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,900.8	1,926.1	1,936.9	1,931.6	1,925.5	1,921.0
(a)短 期 経 理	241.0	247.2	251.5	247.8	242.2	245.1
(b)長 期 経 理	1,659.8	1,679.0	1,685.4	1,683.8	1,683.3	1,675.9
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	4,850.8	4,883.7	4,957.4	4,965.0	4,977.7	4,994.0
(a)短 期 経 理	735.2	742.9	759.3	737.7	718.6	729.2
(b)長 期 経 理	4,115.6	4,140.8	4,198.2	4,227.3	4,259.1	4,264.9
c. そ の 他	760.9	776.4	795.4	523.5	484.3	490.5
(a)短 期 経 理	100.6	101.8	102.8	100.7	97.3	100.1
(b)長 期 経 理	660.3	674.5	692.6	422.8	387.0	390.4
(5)組 合 管 掌 健 康 保 険	3,178.9	3,183.1	3,189.9	3,121.4	2,983.5	3,023.7
(6)児 童 手 当	153.6	294.3	401.3	428.3	432.2	585.5
(7)基 金	234.4	247.3	236.9	453.7	228.4	214.8
(8)介 護 保 険	-	3,583.5	4,156.6	4,699.1	5,144.4	5,577.6
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	2,375.9	2,700.5	2,763.3	2,768.7	2,967.5	2,769.3
う ち 公 務 災 害 補 償	10.7	12.0	11.1	11.5	11.6	10.5
3. 社 会 扶 助 給 付	7,259.1	6,906.9	7,049.3	7,177.6	7,342.0	7,548.4
う ち 恩 給	1,495.8	1,428.8	1,359.8	1,288.5	1,211.7	1,138.8
合 計	74,749.9	78,889.7	81,833.2	83,599.2	84,823.8	86,863.0

(注) 93SNA基準による。
資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合 計	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	13,801	1.6
医 療	266,154 (31.6)	271,537 (31.7)	5,383	2.0
年 金	447,845 (53.1)	455,188 (53.1)	7,343	1.6
福 祉 そ の 他	128,669 (15.3)	129,744 (15.1)	1,075	0.8
介 護 対 策 (再 掲)	51,521 (6.1)	56,289 (6.6)	4,768	9.3

(注) ()内は構成割合である。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

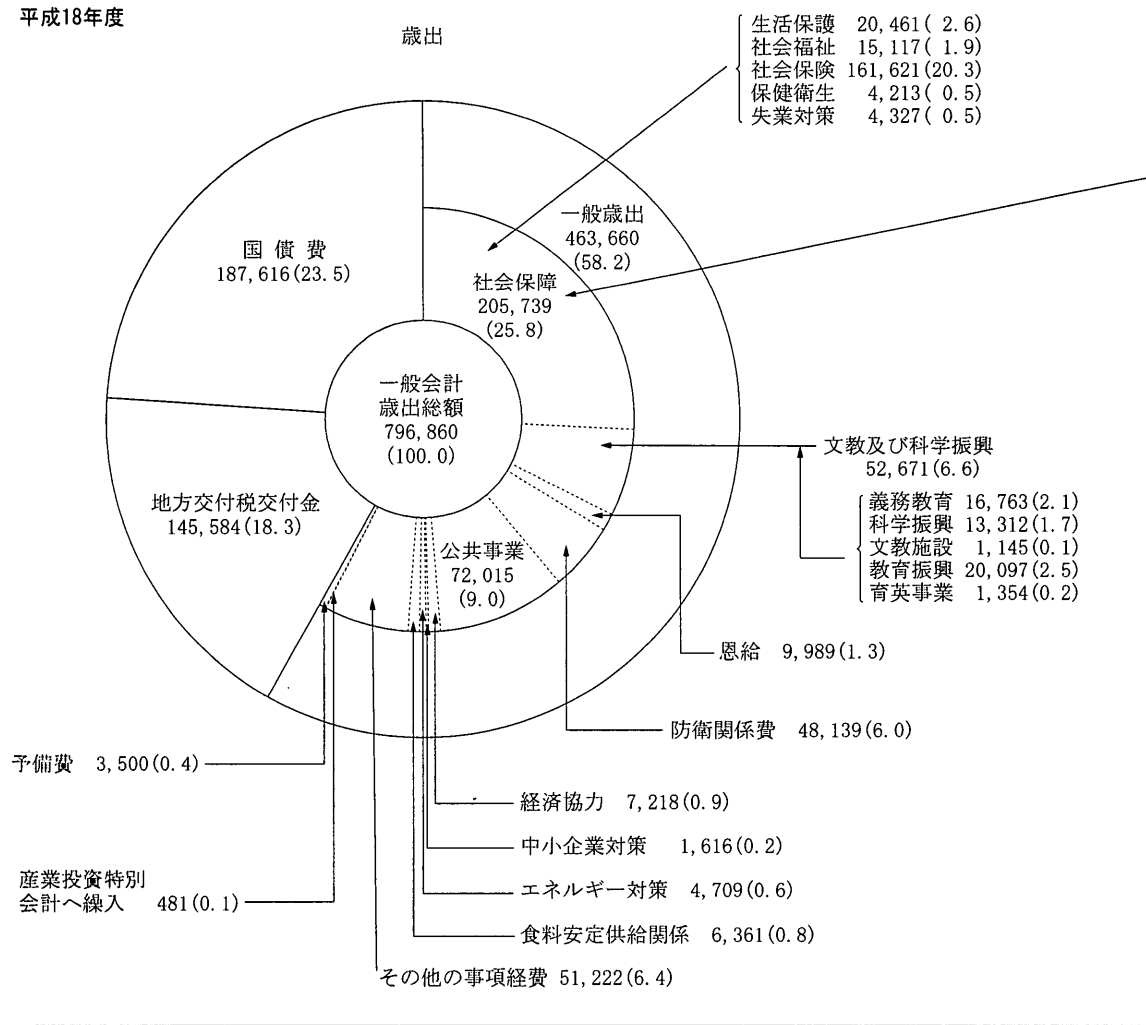
(単位 億円、%)

区 分	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	842,668 (100.0)	856,469 (100.0)	1.6
合 計	593,178 (70.4)	606,537 (70.8)	2.3
年 金 保 険 給 付 費	429,959	438,143	1.9
老 人 保 健 (医 療 分) 給 付 費	106,343	105,879	△ 0.5
老 人 福 祉 サ ー ビ ス 給 付 費	55,387	61,125	10.4
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 費	1,489	1,389	△ 6.7
	万人	万人	%
60 歳 以 上 人 口	3,261	3,353	2.8
65 歳 以 上 人 口	2,431	2,488	2.3
70 歳 以 上 人 口	1,691	1,753	3.7
75 歳 以 上 人 口	1,055	1,107	4.9

(注) 1 ()内は社会保障給付費に占める割合である。
2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
3 「高齢者雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成16年10月には73歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健(医療分)給付費」の平成15年度と平成16年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成16年度国民医療費(厚生労働省)」によると、平成16年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は5.7%の増加である。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

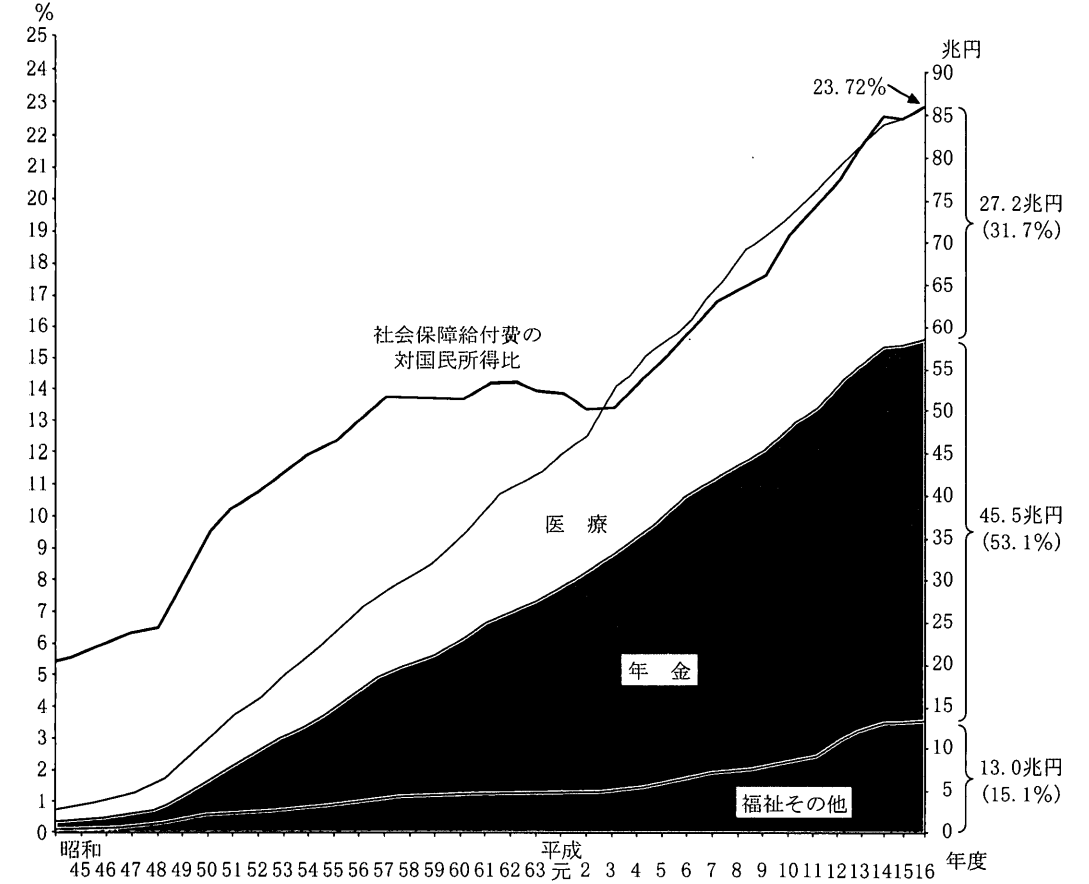


社会保障内訳

区分	18年度予算	区分	18年度予算
1 医療	81,586	3 介護	19,143
(1)国民健康保険	32,630	(1)給付費負担金等	14,727
(2)政府管掌健康保険	8,026	(2)2号保険料国庫負担	4,368
(3)老人医療給付費	28,704	(3)財政安定化基金	47
(4)生保・医療扶助	10,455	4 福祉・その他	38,432
(5)その他	1,772	(1)生活扶助	6,467
(老人医療費再掲)	(40,342)	(2)保育所運営費	2,982
2 年金	66,578	(3)雇用保険	3,947
(1)厚生年金	48,323	(4)その他	25,035
(2)国民年金	17,985	(生活保護費再掲)	(20,166)
(3)福祉年金	270	合計	205,739

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
一般歳出	353,731	421,417	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660
厚生労働省予算	115,652	140,115	155,054	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417
社会保障関係費	116,154	139,244	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739
生活保護費	11,087	10,532	12,306	13,091	13,837	15,217	17,489	19,230	20,461
社会福祉費	24,056	34,728	36,580	16,944	17,218	17,271	16,339	16,443	15,117
社会保険費	71,953	84,700	109,551	135,896	141,584	146,514	153,802	158,638	161,621
保健衛生対策費	5,587	6,348	5,434	5,323	5,276	5,142	5,034	4,832	4,213
失業対策費	3,471	2,936	3,795	4,298	4,881	5,764	5,307	4,664	4,327
【対前年伸び率】(%)									
一般歳出	3.8	3.1	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9
厚生労働省予算	6.7	2.9	△ 4.6	16.4	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6
【構成比】(%)									
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	9.5	7.6	7.3	7.5	7.6	8.0	8.8	9.4	9.9
社会福祉費	20.7	24.9	21.8	9.7	9.4	9.1	8.3	8.1	7.3
社会保険費	61.9	60.8	65.3	77.4	77.5	77.2	77.7	77.8	78.6
保健衛生対策費	4.8	4.6	3.2	3.0	2.9	2.7	2.5	2.4	2.0
失業対策費	3.0	2.1	2.3	2.4	2.7	3.0	2.7	2.3	2.1

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。
 2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。
 また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）

社会保障の給付と負担の見通し

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	141 (162)	26.1 (30.0)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	65 (75)	12.0 (13.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	48 (56)	8.8 (10.3)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	28 (32)	5.3 (5.8)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	17 (20)	3.1 (3.7)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	143 (165)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)		
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

《社会保障に係る負担の内訳》

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	49 (50)	11.4 (11.6)	56 (58)	12.1 (12.5)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (21)	4.5 (4.8)	22 (24)	4.7 (5.1)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	37 (38)	8.7 (8.8)	43 (43)	9.3 (9.4)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.4 (4.7)	21 (23)	4.6 (5.0)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (9)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.8 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.7 (2.8)	13 (14)	2.8 (3.0)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.0 (3.3)	15 (17)	3.4 (3.7)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.6 (2.8)	13 (14)	2.7 (3.0)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.1 (1.3)	6 (7)	1.3 (1.5)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

【参考】社会保障の給付と負担の見通し…Bケース（低目の経済成長）

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	104 (109)	25.3 (26.5)	115 (125)	26.5 (28.8)	136 (158)	27.7 (32.1)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (55)	13.1 (13.5)	58 (63)	13.4 (14.5)	62 (73)	12.5 (14.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)	48 (56)	9.7 (11.4)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (19)	4.4 (4.7)	20 (22)	4.6 (5.0)	27 (29)	5.4 (6.0)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)	16 (19)	3.2 (3.8)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	99 (103)	24.1 (25.2)	111 (118)	25.7 (27.3)	137 (158)	27.8 (32.0)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)		
国民所得	375.6	—	411	—	432	—	492	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

【参考】社会保障に係る負担の内訳…Bケース（低目の経済成長）

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	48 (49)	11.7 (11.9)	53 (55)	12.4 (12.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (20)	4.6 (4.9)	21 (23)	4.8 (5.3)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	36 (37)	8.8 (8.9)	41 (41)	9.4 (9.6)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.7 (4.9)	21 (23)	4.9 (5.3)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (8)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.9 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.8 (2.9)	13 (14)	3.0 (3.2)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.2 (3.5)	15 (17)	3.6 (3.9)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.7 (2.9)	12 (13)	2.8 (3.1)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.2 (1.4)	6 (7)	1.3 (1.6)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

〔見通しの前提等〕

- 1 この「社会保障の給付と負担の見通し」は、この間の社会保障制度改革を踏まえ、将来の社会保障給付の規模とこれを賄う社会保険料及び公費の規模について、見通しを作成したものである。
- 2 前提
見通しの前提は、概略以下のとおりである。なお、結果については、前提の設定方法等により変わり得るものであり、また、見通しの対象期間が中長期にわたることから幅をもって見るべきものである。
(1) 経済前提は、見通しの対象期間が中長期にわたることを考慮し、2011年度までは「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定 参考試算」(2006.1.18)を、2012年度以降は2004年の年金財政再計算の前提を用いて、A(並の経済成長)及びB(低目の経済成長)の2ケースを置いている(詳細は「経済前提」)。
(2) 人口前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002.1)の中位推計を用いている。
(3) 社会保障制度は直近のものを前提としている。ただし、医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律案(国会提出中)などによる医療制度改革(案)によるものを前提としており、仮定のものである。このため、見通しにおいては、医療制度改革(案)が行われない場合であって、これに併せて2004年の年金制度改革及び2005年の介護保険制度改革が行われなかったこととしたケースも置いている(詳細は「この間の社会保障制度改革等」)。
- 3 各制度の計算方法
(1) 年金…2004年財政再計算に経済前提を織り込んで算定している。
(2) 医療…2006年度予算を足元とし、改革実施前では、1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%(1995年度～1999年度実績平均、ただし、加入者の年齢構成の変化による増減分(高齢化分)と制度改正による一時的な伸びの増減分を除いたもの))を基準に、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
(3) 介護…2006年度予算を足元とし、今後のサービス利用状況、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
(4) その他…2006年度予算を足元とし、受給者1人当たり給付費が名目賃金で伸びると仮定し、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
- 4 その他
(1) 「給付」は、これまでの見通しと同様、以下のものは含まれていない。
・医療、福祉サービス等の自己負担(利用時一部負担)
・医療、福祉等の施設整備のために直接支出された国庫や地方公共団体の補助金等
・医療、年金等の保険者又は地方公共団体等の事務処理に要する人件費等の費用、地方公共団体の単独事業の費用等
(2) 「負担」は、これまでの見通しと同様、「公費」は所要額であり、「保険料」は法定の料率(厚生年金等)又は給付等に要する料率(医療等)である。
(3) 2006年度の数値は、予算ベースである。

〔この間の社会保障制度改革等〕

- 年金制度改革
2004年の年金制度改革は、
(1) マクロ経済スライドの導入；
給付について、将来の被保険者数の減少や平均余命の伸びを踏まえ、給付水準の伸びを抑制する「マクロ経済スライド」を導入
(2) 将来の保険料の固定；
負担について、改革前は25.9%までの引上げが必要であった厚生年金保険料率について、保険料の水準を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は将来にわたり固定【国民年金は2017年度以降、2004年度価格16,900円で固定】
(3) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ；
2009年度までに1/2へ引上げ(2006年度予算では約35.8%)
等である。
これらにより、2015年度の年金の総給付費は、改革前に比べ対国民所得で1.0ポイント低下し、12.8%となる。^㉓
- 介護保険制度改革
2005年の介護保険制度改革は、
(1) 介護予防への重点化等；
介護予防への重点化、地域ケアの推進のための新たなサービス体系の確立及びサービスの質の向上
(2) 利用者負担の見直し；
在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整を図る観点から、食費・居住費の利用者負担の見直し
等により、給付費の急増の回避と保険料負担の上昇の抑制を図るものであり、2005年10月と2006年4月には計△2.4%の介護報酬改定を行っている。また、医療制度改革(案)においては、介護保険適用の療養病床の廃止が盛り込まれている。
これらにより、2015年度の介護の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.4ポイント低下し、対国民所得2.3%となる。^㉔

- 医療制度改革(案)
医療制度改革関連法案(国会提出中)に基づく措置は、
(1) 安心・信頼の医療の確保と予防の重視；
質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するとともに、疾病の予防を重視した保健医療体系に転換
(2) 医療費適正化の総合的な推進；
医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の生活習慣病の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなどの計画的な医療費の適正化対策を推進
現役並みの所得がある高齢者の患者負担の3割への引上げ、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直し等の公的保険給付の内容・範囲の見直し
(3) 新たな医療保険制度体系の実現；
高齢世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度を創設するとともに、保険財政の基盤の安定を図るために都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を推進
(4) 療養病床の再編成；
療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応し、医療の必要度の低い高齢者は、老健施設又は在宅、居住系サービス等で対応
等である。
また、2006年4月には△3.16%の診療報酬改定を行っている。
これらにより、2015年度の医療の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.7ポイント低下し、対国民所得8.0%となる。^㉕

※効果数値はAケース

〔経済前提〕

○この見通しの経済前提は、以下のとおり、Aケース(並の経済成長)、Bケース(低めの経済成長)の2ケースを置いている。

*いずれも名目		2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度以 (平成24～)
物価上昇率	並(Aケース)	0.5%	1.1%	1.6%	1.9%	2.1%	2.2%	1.0%
	低目(Bケース)	0.5%	1.1%	1.5%	1.8%	1.9%	1.8%	1.0%
賃金上昇率	並(Aケース)	2.0%	2.7%	3.1%	3.4%	3.2%	3.2%	2.1%
	低目(Bケース)	2.0%	2.1%	2.3%	2.5%	2.2%	2.2%	1.8%
運用利回り	並(Aケース)	1.9%	2.6%	3.1%	3.5%	3.9%	4.1%	3.2%
	低目(Bケース)	1.9%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	3.9%	3.1%
名目国民所得の伸び率	並(Aケース)	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
	低目(Bケース)	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

- 2011年度までは
・Aケースは「改革と展望－2005年度改定 参考試算」の基本ケース、Bケースは同試算のリスクケースに基づく。なお、同試算においては、全要素生産性(TFP)上昇率が、基本ケースでは2004年度の1.0%から5年間で1.2%程度に高まり、リスクケースでは0.7%程度とされている。
- 2012年度以降
・物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年(1983年～2002年)の平均が1.0%であることから、1.0%と設定。
・賃金上昇率と運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告(2003.8.27)を基に設定(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計)。
なお、同分科会報告における全要素生産性(TFP)上昇率は、1.0%、0.7%及び0.4%の3ケースであり、0.7%がAケース、0.4%がBケースに対応。
・国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えて設定(労働力人口の変化率：2012年以降は△0.5%)。

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	再分配所得			税による再分配所得		社会保障による再分配所得	
	当初所得 ジニ係数	再分配所得 ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
			%		%		%
昭和56年(1981)	0.3491	0.3143	10.0	0.3301	5.4	0.3317	5.0
59 (1984)	0.3975	0.3426	13.8	0.3824	3.8	0.3584	9.8
62 (1987)	0.4049	0.3382	16.5	0.3879	4.2	0.3564	12.0
平成2 (1990)	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5 (1993)	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8 (1996)	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11 (1999)	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14 (2002)	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

- (注) 1 「当初所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。
 2 再分配所得＝当初所得－(税＋社会保険料)＋社会保障給付
 3 税による再分配所得＝当初所得－税金
 4 社会保障による再分配所得＝当初所得＋現物給付＋社会保障給付金－社会保険料
 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については医療、介護、保育を含む。
 5 ジニ係数の改善度＝ $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	7,623	100.0	—	7,623	100.0	—
50万円未満	1,424	18.7	18.7	66	0.9	0.9
50 ～ 100	341	4.5	23.2	264	3.5	4.3
100 ～ 150	340	4.5	27.6	421	5.5	9.9
150 ～ 200	307	4.0	31.6	440	5.8	15.6
200 ～ 250	317	4.2	35.8	460	6.0	21.7
250 ～ 300	292	3.8	39.6	499	6.5	28.2
300 ～ 350	334	4.4	44.0	484	6.3	34.6
350 ～ 400	318	4.2	48.2	533	7.0	41.5
400 ～ 450	390	5.1	53.3	495	6.5	48.0
450 ～ 500	326	4.3	57.6	446	5.9	53.9
500 ～ 550	307	4.0	61.6	386	5.1	59.0
550 ～ 600	271	3.6	65.2	355	4.7	63.6
600 ～ 650	300	3.9	69.1	352	4.6	68.2
650 ～ 700	232	3.0	72.1	300	3.9	72.2
700 ～ 750	262	3.4	75.6	267	3.5	75.7
750 ～ 800	190	2.5	78.1	248	3.3	78.9
800 ～ 850	206	2.7	80.8	194	2.5	81.5
850 ～ 900	163	2.1	82.9	184	2.4	83.9
900 ～ 950	155	2.0	84.9	139	1.8	85.7
950 ～ 1,000	140	1.8	86.8	130	1.7	87.4
1,000万円以上	1,008	13.2	100.0	960	12.6	100.0
平均当初(再分配)所得	510.8万円 (年額)			575.2万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	7,623	571	480	511	497	658	931	773	795	798	737	871
世帯人員数	2.82	1.81	2.85	3.26	3.72	3.53	3.28	2.87	2.70	2.49	2.56	2.26
有業人員数	1.36	0.95	1.30	1.38	1.52	1.74	1.95	1.93	1.49	1.08	0.93	0.64
当初所得	510.8	336.6	511.3	609.3	654.3	737.2	765.2	745.5	511.0	304.2	281.3	217.2
総所得	605.7	340.8	525.8	629.4	680.2	768.6	799.6	779.0	626.0	507.7	517.1	429.6
可処分所得	509.5	295.0	446.9	527.1	567.8	636.7	663.9	637.3	519.7	440.5	446.8	373.9
再分配所得	575.2	312.1	475.3	560.2	603.1	675.7	718.0	697.1	592.7	502.6	558.4	524.0
再分配係数(%)	12.6	△ 7.3	△ 7.1	△ 8.0	△ 7.8	△ 8.4	△ 6.2	△ 6.5	16.0	65.3	98.5	141.2
拠出合計額	96.2	45.7	78.8	102.3	112.4	131.9	135.7	141.7	106.4	67.2	70.2	55.8
税金	48.6	19.7	35.2	49.6	53.0	66.6	66.0	72.0	56.1	36.3	40.3	30.4
社会保険料計	47.6	26.1	43.6	52.7	59.4	65.3	69.7	69.7	50.3	30.8	29.9	25.4
長期	25.0	16.4	26.6	32.0	34.8	38.3	40.7	41.0	24.3	9.1	9.0	8.2
短期	19.0	8.8	15.5	18.7	21.0	22.4	24.4	24.3	22.6	18.1	16.6	13.2
その他	3.6	0.9	1.5	2.0	3.6	4.6	4.6	4.4	3.4	3.7	4.3	4.0
受給合計額	160.6	21.3	42.8	53.3	61.2	70.3	88.5	93.3	188.1	265.6	347.4	362.5
現金給付	94.9	4.2	14.4	20.1	26.0	31.3	34.4	33.5	115.1	203.5	235.8	212.4
(再掲)年金・恩給	90.4	1.9	8.6	15.0	22.6	28.3	31.0	26.8	108.5	199.6	231.6	207.7
現物給付	65.7	17.1	28.3	33.1	35.3	39.0	54.0	59.8	73.1	62.1	111.6	150.1
(再掲)医療	55.2	13.0	18.7	27.4	28.6	35.7	42.9	48.3	57.2	53.4	101.2	129.4
(再掲)介護	8.7	0.0	1.3	0.3	2.9	2.8	10.9	11.0	14.6	8.2	10.0	20.3
ジニ係数												
当初所得	0.4983	0.3617	0.3056	0.3172	0.3152	0.3414	0.3446	0.3910	0.5061	0.6404	0.7176	0.7869
再分配所得	0.3912	0.3538	0.2881	0.2969	0.2939	0.3224	0.3348	0.3618	0.3996	0.4030	0.4094	0.4459
改善度(%)	23.5	2.2	5.7	6.4	6.8	5.6	2.9	7.5	21.0	37.1	43.0	43.3

- (注) 1 総数には、年齢不詳を含む。
 2 再分配係数＝ $\frac{\text{再分配所得}-\text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第28表 世帯類型別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	7,623	6,133	1,360	115
世帯人員数	2.82	3.10	1.56	2.59
有業人員数	1.36	1.60	0.31	0.99
当初所得	510.8	609.5	92.0	201.3
総所得	605.7	678.4	309.9	243.5
可処分所得	509.5	566.3	279.3	217.2
再分配所得	575.2	622.7	390.1	251.3
再分配係数(%)	12.6	2.2	323.8	24.8
拠出合計額	96.2	112.1	30.5	26.3
税金	48.6	56.2	17.9	8.4
社会保険料計	47.6	55.9	12.7	17.9
長期	25.0	30.8	0.2	9.7
短期	19.0	21.4	9.1	7.5
その他	3.6	3.7	3.3	0.8
受給合計額	160.6	125.3	328.5	76.3
現金給付	94.9	68.9	217.8	42.3
(再掲)年金・恩給	90.4	65.1	212.6	10.2
現物給付	65.7	56.4	110.7	34.1
(再掲)医療	55.2	46.3	98.7	20.9
(再掲)介護	8.7	8.1	12.0	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.4983	0.4123	0.8264	0.3537
再分配所得	0.3812	0.3605	0.4058	0.2595
改善度(%)	23.5	12.6	50.9	26.6

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第29表 世帯構造別所得再分配状況

(単位 人、万円)

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	一人親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯
世帯数	7,623	1,600	1,696	2,469	459	860	539
世帯人員数	2.82	1.00	2.00	3.68	2.40	5.34	3.18
有業人員数	1.36	0.52	0.91	1.82	1.25	2.43	1.60
当初所得	510.8	215.6	356.1	732.9	337.4	799.2	543.3
総所得	605.7	282.5	519.4	773.8	413.7	943.7	690.8
可処分所得	509.5	244.8	441.4	641.1	354.5	797.4	579.4
再分配所得	575.2	276.0	520.6	678.9	400.3	942.9	722.0
再分配係数(%)	12.6	28.0	46.2	△7.4	18.6	18.0	32.9
拠出合計額	96.2	37.7	78.0	132.7	59.1	146.3	111.4
税金	48.6	19.0	41.2	67.6	27.0	67.7	60.7
社会保険料計	47.6	18.7	36.8	65.1	32.1	78.7	50.7
長期	25.0	9.7	15.7	37.2	17.5	41.8	23.9
短期	19.0	7.5	17.3	24.0	12.4	31.0	22.1
その他	3.6	1.6	3.8	3.8	2.3	5.9	4.7
受給合計額	160.6	98.2	242.5	78.7	122.0	290.0	290.1
現金給付	94.9	66.9	163.3	40.9	76.2	144.5	147.5
(再掲)年金・恩給	90.4	60.3	160.1	37.7	63.0	141.0	144.6
現物給付	65.7	31.2	79.2	37.8	45.7	145.5	142.6
(再掲)医療	55.2	27.6	74.0	33.5	35.4	110.7	105.8
(再掲)介護	8.7	3.6	5.2	0.9	6.9	30.9	36.1
ジニ係数							
当初所得	0.4983	0.6165	0.6060	0.3423	0.4657	0.3312	0.5057
再分配所得	0.3812	0.3832	0.3311	0.2914	0.3501	0.2989	0.4104
改善度(%)	23.5	37.8	45.4	14.9	24.8	9.8	18.8

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第30表 当初所得階級別所得再分配状況

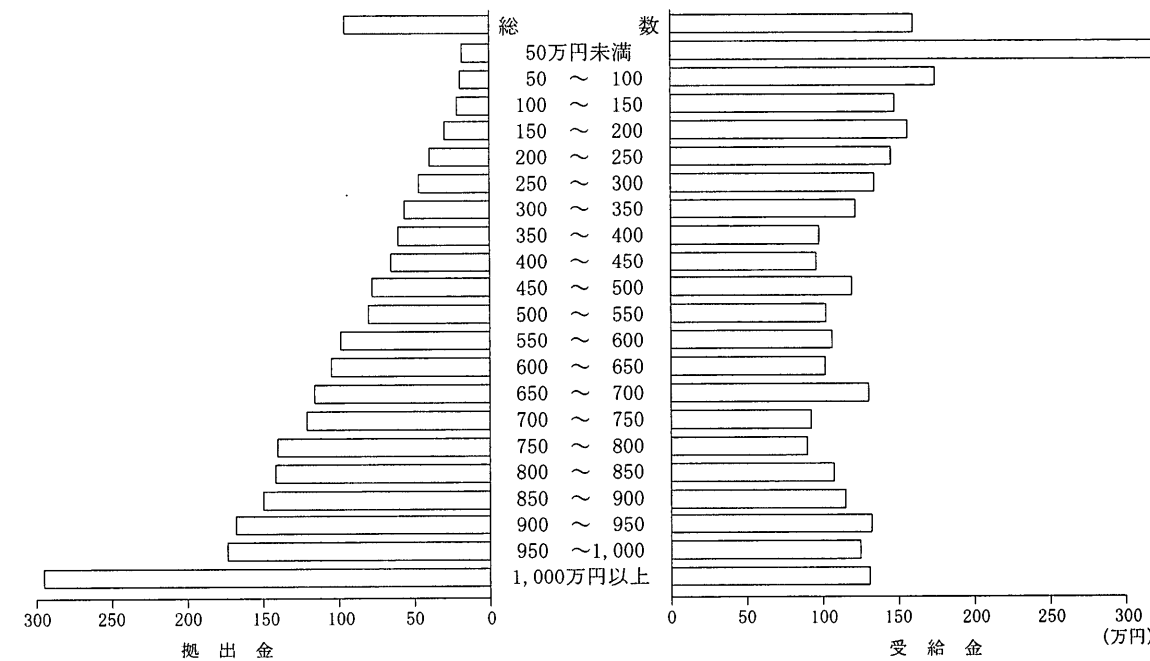
(単位 万円)

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	510.8	605.7	575.2	12.6	48.6	47.6	160.6
50万円未満	4.3	219.0	306.2	7,092.7	7.4	10.5	319.8
50 ～ 100	73.0	189.4	230.0	215.0	7.9	11.5	176.5
100 ～ 150	123.0	218.2	249.9	103.2	8.2	13.5	148.7
150 ～ 200	171.3	276.6	292.7	70.9	13.7	21.8	157.0
200 ～ 250	222.2	310.5	327.2	47.3	15.7	25.3	146.1
250 ～ 300	272.4	358.8	361.3	32.7	17.3	29.3	135.6
300 ～ 350	320.5	389.6	386.9	20.7	21.3	35.0	122.8
350 ～ 400	372.8	428.0	410.5	10.1	21.9	38.6	98.2
400 ～ 450	419.2	473.3	450.5	7.5	25.0	39.6	95.8
450 ～ 500	471.7	532.6	514.2	9.0	29.5	47.5	119.5
500 ～ 550	519.5	569.2	543.2	4.6	30.4	49.2	103.3
550 ～ 600	573.1	628.9	582.0	1.5	39.4	59.5	107.7
600 ～ 650	619.3	673.4	617.3	△ 0.3	46.4	58.1	102.5
650 ～ 700	672.8	737.7	689.7	2.5	49.4	65.1	131.3
700 ～ 750	722.5	762.9	694.5	△ 3.9	54.5	67.2	93.7
750 ～ 800	771.6	820.1	722.8	△ 6.3	66.5	72.9	90.6
800 ～ 850	821.1	867.2	787.5	△ 4.1	64.3	77.4	108.1
850 ～ 900	874.2	925.0	841.2	△ 3.8	70.0	79.1	116.0
900 ～ 950	920.5	978.2	885.4	△ 3.8	82.3	84.8	132.1
950 ～ 1,000	973.1	1,024.3	923.6	△ 5.1	86.7	87.0	124.2
1,000万円以上	1,480.3	1,543.2	1,317.5	△ 11.1	183.5	110.9	131.6

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成14年所得再分配調査報告書」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度 (1995)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度 (1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	38.2	27.6	10.6
3 (1991)	37.1	26.5	10.6
4 (1992)	36.0	24.9	11.1
5 (1993)	35.9	24.6	11.3
6 (1994)	34.8	23.1	11.6
7 (1995)	36.2	23.7	12.5
8 (1996)	36.6	23.8	12.7
9 (1997)	37.0	24.0	13.1
10 (1998)	36.8	23.4	13.4
11 (1999)	36.5	23.0	13.5
12 (2000)	37.4	23.8	13.6
13 (2001)	38.0	23.7	14.4
14 (2002)	36.8	22.3	14.5
15 (2003)	36.2	21.8	14.5
16 (2004)	37.1	22.6	14.4
17 (2005)	37.8	23.1	14.7
18 (2006)	37.7	23.0	14.7

(注) 1 平成16年度までは実績、平成17年度は実績見込み、平成18年度は見通しである。

2 国民負担率 = 租税負担率 + 社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料：財務省ホームページ「財政関係諸資料(平成18年9月)」

第33表 国内総生産(支出側、名目)

《実数》

(単位 10億円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
1. 民間最終消費支出	283,331.6	282,785.3	282,370.1	282,481.8	282,328.7	285,249.1
(1) 家計最終消費支出	277,361.8	277,523.5	276,800.6	276,846.9	276,364.3	279,186.8
a. 国内家計最終消費支出	274,615.2	274,965.2	274,572.8	274,234.0	274,248.1	276,536.5
b. 居住者家計の海外での直接購入	3,021.9	2,828.7	2,500.7	2,974.5	2,787.9	3,473.8
c. (控除)非居住者家計の国内での直接購入	275.3	270.4	272.9	361.6	671.7	823.5
(再掲)						
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	235,272.5	234,552.6	232,967.5	232,534.8	231,483.3	233,924.2
持ち家の帰属家賃	42,089.3	42,970.9	43,833.1	44,312.1	44,881.0	45,262.6
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	5,969.8	5,261.8	5,569.5	5,634.9	5,964.4	6,062.3
2. 政府最終消費支出	82,679.7	85,625.2	87,566.6	87,565.5	88,482.7	89,291.2
(再掲)						
家計現実最終消費	328,566.5	330,550.4	331,499.5	331,598.1	331,548.6	335,286.1
政府現実最終消費	37,444.8	37,860.1	38,437.3	38,449.1	39,262.8	39,254.2
3. 総資本形成	122,766.0	128,176.8	118,541.0	112,480.1	113,546.6	112,727.2
(1) 総固定資本形成	126,662.9	126,944.9	119,198.1	113,005.0	113,128.1	113,452.6
a. 民間	89,161.1	92,588.3	87,186.8	83,104.7	86,003.4	89,430.7
(a) 住宅	20,424.3	20,324.2	18,495.8	17,888.3	17,897.0	18,303.9
(b) 企業設備	68,736.9	72,264.2	68,691.0	65,216.4	68,106.4	71,126.8
b. 公的	37,501.8	34,356.6	32,011.3	29,900.2	27,124.7	24,021.9
(a) 住宅	1,236.6	1,066.6	1,021.0	949.3	827.1	737.8
(b) 企業設備	7,836.8	7,313.0	6,679.7	6,147.2	5,360.0	5,082.2
(c) 一般政府	28,428.4	25,977.0	24,310.6	22,803.8	20,937.6	18,202.0
(2) 在庫品増加	△ 3,896.9	1,231.8	△ 657.1	△ 524.9	418.4	△ 725.5
a. 民間企業	△ 3,986.2	999.8	△ 755.5	△ 639.3	299.1	△ 982.6
(a) 製品在庫	△ 213.4	106.7	△ 448.1	△ 112.5	△ 25.2	△ 152.9
(b) 仕掛品在庫	△ 209.2	1,213.9	△ 529.2	176.2	738.0	△ 207.3
(c) 流通在庫	△ 2,975.4	△ 699.0	△ 427.8	△ 584.4	△ 282.1	△ 742.5
(d) 原材料在庫	△ 588.1	378.2	△ 206.0	△ 118.6	△ 131.7	120.2
b. 公的	89.2	232.0	98.4	114.4	119.4	257.1
(a) 公的企業	62.0	169.8	22.5	58.1	70.4	149.7
(b) 一般政府	27.2	62.2	75.9	56.3	49.0	107.4
4. 財貨・サービスの純輸出	7,828.5	6,195.8	3,869.0	6,197.1	9,195.3	8,929.5
(1) 財貨・サービスの輸出	52,151.4	55,632.4	52,272.5	56,679.0	60,375.7	67,038.7
(除く非居住者家計の国内での直接購入)	51,876.1	55,362.0	51,999.6	56,317.4	59,704.0	66,215.2
(2) (控除)財貨・サービスの輸入	44,322.9	49,436.6	48,403.5	50,481.9	51,180.4	58,109.2
(除く非居住者家計の海外での直接購入)	41,301.0	46,607.9	45,902.8	47,507.4	48,392.5	54,635.4
5. 国内総支出	496,605.8	502,783.1	492,346.7	488,724.4	493,553.2	496,197.0
(参考) 海外からの所得の純受取	6,339.9	6,950.0	8,541.7	8,041.1	8,786.3	10,028.8
海外からの所得	11,141.9	12,197.5	13,716.0	12,517.8	12,787.4	14,749.4
(控除)海外に対する所得	4,802.0	5,247.5	5,174.3	4,476.7	4,001.1	4,720.6
国民総所得	502,945.7	509,733.1	500,888.4	496,765.5	502,339.5	506,225.8
(参考) 国内需要	488,777.3	496,587.3	488,477.7	482,527.3	484,357.9	487,267.5
民間需要	368,506.6	376,373.4	368,801.4	364,947.2	368,631.1	373,697.2
公的需	120,270.7	120,213.9	119,676.3	117,580.1	115,726.8	113,570.3

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
2 国内需要=民間需要+公的需要
3 国民総所得=国内総支出+海外からの所得の純受取
4 93SNA基準による。

資料: 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
1. 民間最終消費支出	57.1	56.2	57.4	57.8	57.2	57.5
(1) 家計最終消費支出	55.9	55.2	56.2	56.6	56.0	56.3
a. 国内家計最終消費支出	55.3	54.7	55.8	56.1	55.6	55.7
b. 居住者家計の海外での直接購入	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7
c. (控除)非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
(再掲)						
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	47.4	46.7	47.3	47.6	46.9	47.1
持ち家の帰属家賃	8.5	8.5	8.9	9.1	9.1	9.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2
2. 政府最終消費支出	16.6	17.0	17.8	17.9	17.9	18.0
(再掲)						
家計現実最終消費	66.2	65.7	67.3	67.8	67.2	67.6
政府現実最終消費	7.5	7.5	7.8	7.9	8.0	7.9
3. 国内総資本形成	24.7	25.5	24.1	23.0	23.0	22.7
(1) 総固定資本形成	25.5	25.2	24.2	23.1	22.9	22.9
a. 民間	18.0	18.4	17.7	17.0	17.4	18.0
(a) 住宅	4.1	4.0	3.8	3.7	3.6	3.7
(b) 企業設備	13.8	14.4	14.0	13.3	13.8	14.3
b. 公的	7.6	6.8	6.5	6.1	5.5	4.8
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
(b) 企業設備	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0
(c) 一般政府	5.7	5.2	4.9	4.7	4.2	3.7
(2) 在庫品増加	△ 0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.1
a. 民間企業	△ 0.8	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.1	△ 0.2
(a) 製品在庫	△ 0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0
(b) 仕掛品在庫	△ 0.0	0.2	△ 0.1	0.0	0.1	△ 0.0
(c) 流通在庫	△ 0.6	△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
(d) 原材料在庫	△ 0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	0.0
b. 公的	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
(a) 公的企業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 一般政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	1.6	1.2	0.8	1.3	1.9	1.8
(1) 財貨・サービスの輸出	10.5	11.1	10.6	11.6	12.2	13.5
(除く非居住者家計の国内での直接購入)	10.4	11.0	10.6	11.5	12.1	13.3
(2) (控除)財貨・サービスの輸入	8.9	9.8	9.8	10.3	10.4	11.7
(除く非居住者家計の海外での直接購入)	8.3	9.3	9.3	9.7	9.8	11.0
5. 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	1.3	1.4	1.7	1.6	1.8	2.0
海外からの所得	2.2	2.4	2.8	2.6	2.6	3.0
(控除)海外に対する所得	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	1.0
国民総所得	101.3	101.4	101.7	101.6	101.8	102.0
(参考) 国内需要	98.4	98.8	99.2	98.7	98.1	98.2
民間需要	74.2	74.9	74.9	74.7	74.7	75.3
公的需	24.2	23.9	24.3	24.1	23.4	22.9

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
調査産業計	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	353,679 281,283 72,396	355,474 283,846 71,628	351,335 281,882 69,453	343,480 278,933 64,547	341,898 278,747 63,151	332,784 272,047 60,737	334,910 272,802 62,108
鉱業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	378,542 312,011 66,531	396,948 319,916 77,032	389,831 317,885 71,946	346,588 297,933 48,655	327,815 278,587 49,228	358,364 300,173 58,191	377,486 317,207 60,279
建設業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	377,894 321,159 56,735	380,680 325,946 54,734	373,442 322,159 51,283	355,879 311,313 44,566	351,947 312,892 39,055	362,100 317,768 44,332	361,699 316,588 45,111
製造業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	366,793 292,117 74,676	371,452 295,195 76,257	368,915 294,608 74,307	363,937 294,665 69,272	369,290 298,233 71,057	380,183 305,117 75,066	380,885 304,003 76,882
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	597,669 430,149 167,520	590,222 433,894 156,328	597,995 437,803 160,192	596,036 439,088 156,948	587,893 434,346 153,547	588,395 441,503 146,892	593,082 445,151 147,931
運輸・通信業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	390,653 313,439 77,214	396,076 316,788 79,288	382,738 308,818 73,920	375,961 308,773 67,188	368,844 304,804 64,040	359,514 296,413 63,101	・ ・ ・
情報通信業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	506,783 382,115 124,668	481,966 369,632 112,334	488,120 380,811 107,309	475,554 376,100 104,923	475,554 372,729 102,825
運輸業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	367,917 302,334 65,583	363,471 303,863 59,608	358,645 301,875 56,770	352,187 295,582 56,605	355,908 297,779 58,129
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	270,862 222,482 48,380	271,644 222,712 48,932	268,636 221,886 46,750	256,376 214,159 42,217	256,586 213,658 42,928	234,953 199,252 35,701	・ ・ ・
卸売・小売業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	299,024 244,080 54,944	286,396 236,029 50,367	288,429 236,927 51,502	266,160 222,271 43,889	269,487 223,731 45,756
金融・保険業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	482,677 353,297 129,380	492,507 363,932 128,575	491,290 365,955 125,335	482,315 362,802 119,513	478,921 366,767 112,154	489,378 375,141 114,237	500,013 380,468 119,545
不動産業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	394,416 309,023 85,393	414,075 323,981 90,094	395,857 316,445 79,412	387,949 312,574 75,375	393,553 317,389 76,164	399,312 320,743 78,569	400,984 319,981 81,003
飲食店、宿泊業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	156,272 141,236 15,036	148,511 136,595 11,916	141,102 130,933 10,169	141,974 131,811 10,163	141,616 131,741 9,875
医療、福祉	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	357,829 280,157 77,672	350,755 278,744 72,011	345,603 276,022 69,581	331,556 268,509 63,047	328,189 266,357 61,832
教育、学習支援業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	464,295 342,862 121,433	470,928 346,524 124,404	461,037 342,865 118,172	442,642 333,301 109,341	441,679 333,409 108,270
複合サービス業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	・ ・ ・	・ ・ ・	383,341 288,932 94,409	369,234 283,540 85,694	361,451 278,095 83,356	347,835 270,850 76,985	345,021 270,438 74,583
サービス業	現金給与総額 きまって支給する給与 特別に支払われた給与	371,942 287,577 84,365	369,424 289,216 80,208	324,309 263,093 61,216	318,443 263,890 54,553	314,411 261,208 53,203	307,214 256,226 50,988	309,737 257,651 52,086

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

3 平成13~16年は、新産業分類に基づき再集計を行ったため、昨年公表の数値とは異なる場合がある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成11年	196,671	197,036	193,304	272,565	274,885	240,778	141,517	137,174	173,616
12年	196,688	197,387	189,996	271,969	274,334	240,222	141,247	137,911	167,359
13年	194,764	194,991	192,618	266,762	269,157	236,454	141,610	137,814	171,555
14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
17年	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
平成17年									
鉱業	248,219	250,117	・	269,517	263,014	・	・	・	・
建設業	254,253	261,888	197,731	280,677	281,829	264,098	151,440	153,736	146,762
製造業	216,167	221,028	180,120	272,172	274,043	245,269	139,233	136,675	149,943
電気・ガス・熱供給・水道業	203,373	203,373	・	208,992	208,992	・	・	・	・
情報通信業	244,043	239,470	398,323	328,472	319,686	566,322	161,486	162,118	133,499
運輸業	240,116	242,882	143,299	256,901	257,051	・	195,755	203,002	101,641
卸売・小売業	185,438	186,212	176,770	258,475	260,232	232,122	136,694	135,034	152,495
金融・保険業	250,388	251,003	240,747	342,541	344,123	289,659	169,556	164,128	226,443
不動産業	203,577	205,512	178,479	244,714	247,206	192,786	161,031	159,881	171,586
飲食、宿泊業	118,105	115,320	145,586	185,130	187,519	165,885	93,334	89,373	135,862
医療、福祉	168,466	165,712	212,274	235,054	236,151	225,804	159,522	156,782	208,631
教育、学習支援業	133,937	135,500	84,795	195,821	196,474	・	104,143	105,141	81,064
複合サービス事業	249,233	249,369	・	311,354	311,625	・	193,904	194,027	・
サービス業	195,514	196,135	187,751	257,206	258,475	235,849	151,211	149,856	165,459

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月の収入と支出(全国)

平成17年(2005)(単位 円、人)

区分	平均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500	500～550
集計世帯数	4,381	47	84	126	193	238	292	277	320
世帯人員数	3.46	2.56	2.91	3.05	3.17	3.15	3.21	3.26	3.41
有業人員数	1.66	1.23	1.42	1.41	1.39	1.50	1.45	1.53	1.57
収入総額	998,810	311,388	481,563	504,086	569,236	601,865	665,793	713,711	784,142
実収入	524,585	151,203	233,427	235,873	280,721	302,450	333,297	362,890	396,180
勤め先収入	493,829	132,038	208,414	208,878	250,800	270,352	306,056	331,914	363,827
世帯主収入	425,706	122,012	189,366	194,005	230,944	245,931	281,574	298,262	332,529
世帯主の配偶者の収入	57,338	7,131	15,239	9,655	13,892	19,341	20,609	28,688	26,888
他の世帯員収入	10,785	2,895	3,810	5,219	5,964	5,080	3,872	4,964	4,410
事業・内職収入	2,735	1,217	1,872	1,545	1,384	1,271	1,934	2,356	2,017
農林漁業収入	104	0	0	0	0	0	243	0	595
その他の実収入	27,916	17,948	23,140	25,450	28,537	30,827	25,064	28,620	29,741
実収入以外の収入	399,061	110,114	192,933	207,551	229,062	235,418	268,939	286,150	316,562
繰入金	75,164	50,071	55,203	60,662	59,453	63,997	63,557	64,672	71,401
支出総額	998,810	311,388	481,563	504,086	569,236	601,865	665,793	713,711	784,142
実支出	412,928	147,163	217,650	236,928	248,230	254,325	281,304	295,159	336,524
消費支出	329,499	134,517	192,454	208,099	215,684	222,010	238,361	247,708	281,490
食料	70,947	36,453	48,638	51,442	52,096	53,639	57,855	59,115	64,623
住居	21,839	14,481	21,359	26,406	21,582	23,290	26,071	22,273	25,386
光熱・水道	21,328	13,293	17,213	16,639	17,593	18,949	19,045	18,606	19,576
家具・家事用品	10,313	4,260	7,013	5,478	6,109	6,851	7,113	8,077	9,055
被服及び履物	14,971	4,924	6,932	8,725	7,986	8,214	9,097	10,519	11,311
保健医療	12,035	5,245	7,133	8,184	9,467	10,114	8,679	9,965	9,145
交通・通信	46,986	29,235	26,211	26,811	32,446	32,186	33,960	34,094	44,264
教育	18,561	3,168	4,337	7,846	7,610	7,498	8,408	10,287	12,846
教養娯楽	32,847	8,289	17,188	15,959	18,922	18,114	21,428	23,379	27,375
その他の消費支出	79,671	15,169	36,432	40,609	41,874	43,153	46,704	51,391	57,909
非消費支出	83,429	12,646	25,196	28,829	32,546	32,315	42,944	47,451	55,034
実支出以外の支出	513,814	112,947	207,439	204,416	264,472	286,281	320,630	353,148	380,922
繰越金	72,067	51,279	56,475	62,742	56,534	61,259	63,859	65,404	66,696

資料：総務省統計局「家計調査年報」

550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～ 1,000	1,000～ 1,250	1,250～ 1,500	1,500万円 以上
313	315	272	275	217	427	308	397	165	116
3.53	3.50	3.47	3.61	3.54	3.57	3.62	3.72	3.67	3.72
1.56	1.59	1.59	1.66	1.58	1.77	1.83	1.94	2.14	2.20
864,277	870,761	977,743	1,017,651	1,059,628	1,219,467	1,278,986	1,430,490	1,646,768	1,975,830
440,206	446,538	501,388	539,811	553,712	620,523	670,474	794,124	915,030	1,171,352
415,563	421,035	468,651	519,193	528,713	585,800	648,913	756,925	873,952	1,096,557
372,648	377,307	428,097	459,758	471,927	521,373	547,838	619,838	672,390	789,069
36,898	36,394	37,615	51,316	51,481	55,173	81,683	111,087	172,930	262,855
6,017	7,334	2,938	8,119	5,305	9,254	19,392	26,000	28,631	44,633
1,783	1,164	2,713	819	1,493	4,463	1,986	3,331	9,529	10,103
0	59	0	1	0	104	43	320	0	0
22,860	24,280	30,024	19,798	23,505	30,156	19,533	33,549	31,548	64,692
355,154	356,752	405,647	398,449	430,226	519,301	520,008	549,923	630,871	684,343
68,917	67,471	70,708	79,391	75,691	79,643	88,503	86,442	100,867	120,134
864,277	870,761	977,743	1,017,651	1,059,628	1,219,467	1,278,986	1,430,490	1,646,768	1,975,830
356,436	366,436	392,734	418,712	443,547	490,219	525,365	587,987	667,776	792,007
293,748	303,951	317,186	334,056	354,180	385,594	410,995	446,068	494,638	560,359
65,985	68,129	70,640	71,863	76,791	78,609	84,087	90,456	91,719	97,291
18,769	20,030	22,954	26,144	20,384	19,133	22,546	20,329	17,563	23,005
19,826	20,680	21,092	21,926	22,876	22,871	23,663	25,200	26,178	26,476
8,780	10,080	9,844	10,075	12,541	12,073	12,424	14,242	16,377	15,669
12,780	13,167	14,209	13,954	16,916	18,215	19,053	22,560	23,441	35,346
10,833	12,315	14,440	10,883	13,351	13,535	13,976	14,754	18,583	15,304
46,912	43,381	43,885	45,414	48,093	59,077	58,166	60,672	64,674	74,498
15,439	17,891	17,565	20,306	20,868	22,064	26,820	33,322	31,442	37,917
30,054	30,285	33,830	33,165	38,007	39,861	41,265	43,615	54,980	61,965
64,371	67,992	68,727	80,324	84,353	100,156	108,996	120,919	149,683	172,887
62,688	62,485	75,547	84,656	89,367	104,625	114,370	141,919	173,137	231,648
439,465	437,103	518,541	519,680	542,158	653,558	672,929	762,820	888,116	1,071,023
68,376	67,222	66,468	79,260	73,923	75,690	80,692	79,683	90,877	112,800

第41表 消費者物価指数(中分類)

平成12年(2000)=100

区分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全国》 平成11年平均(1999)	100.7	102.0	99.8	98.4	103.1	101.1	100.8	99.7	98.9	100.9	100.4
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13(2001)	99.3	99.4	100.2	100.6	96.4	97.8	100.7	99.1	101.1	97.0	99.8
14(2002)	98.4	98.6	100.1	99.4	92.9	95.6	99.5	98.5	102.1	94.9	100.0
15(2003)	98.1	98.4	100.0	98.9	90.1	93.8	102.9	98.6	102.7	93.5	100.9
16(2004)	98.1	99.3	99.8	99.0	87.1	93.6	102.9	98.4	103.4	92.2	101.5
17(2005)	97.8	98.4	99.7	99.8	85.1	94.3	102.5	98.7	104.1	91.4	101.8
《人口5万以上の都市》 平成11年平均(1999)	100.7	102.0	100.0	98.5	103.2	101.1	100.7	99.8	98.9	110.9	100.4
12(2000)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13(2001)	99.2	99.3	99.8	100.8	96.3	97.8	100.7	99.0	101.1	97.0	99.9
14(2002)	98.3	98.6	99.6	99.5	92.5	95.5	99.5	98.5	102.2	94.9	100.0
15(2003)	98.0	98.4	99.2	99.0	89.9	93.8	102.8	98.5	102.8	93.6	100.9
16(2004)	98.0	99.4	99.0	99.0	86.8	93.5	102.8	98.3	103.4	92.2	101.5
17(2005)	97.5	98.4	98.7	99.4	84.7	94.2	102.4	98.3	104.1	91.4	101.9

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区分	平成15年度(2003)	16(2004)
集計戸数	4,306	6,915
経営収支の総括		
農業		
粗収益	3,808	3,890
経営費	2,511	2,628
所得	1,297	1,262
農業外		
収入	2,481	2,491
支出	242	250
所得	2,239	2,241
年金等の収入	1,572	1,575
所得	5,113	5,083
租税公課諸負担	735	743
可処分所得	4,378	4,340
(参考)		
推計家計費		4,216
分析指標		
農業依存度	36.6	36.0
農業所得率	34.1	32.4

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家である。
 2 調査対象区分の変更により、平成15年については平成16年との接続を図るために項目の組替えを行った。
 資料：農林水産省統計情報部「農業経営統計調査—個別経営(販売農家)の経営収支—」

第4節 社会保障関係

1 総括

第43表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	103,645	117,037	124,260	126,353	126,465	126,744	126,862	127,103
被用者保険	60,282	72,501	81,191	78,725	77,512	76,447	75,626	75,524
被保険者	28,146	31,753	37,926	39,246	38,645	38,137	37,996	38,255
被扶養者	32,136	40,748	43,265	39,479	38,867	38,310	37,630	37,269
政府管掌健康保険								
一般被保険者	26,020	31,289	36,666	36,758	36,299	35,851	35,522	35,616
被保険者	13,183	14,562	17,983	19,451	19,124	18,812	18,815	18,931
被扶養者	12,837	16,727	18,683	17,307	17,175	17,039	16,707	16,686
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	41	34	31	28
被保険者	638	318	103	31	28	22	19	17
被扶養者	554	200	52	15	14	12	11	11
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	31,677	31,018	30,568	30,144	29,990
被保険者	9,697	11,431	14,668	15,182	14,936	14,790	14,655	14,787
被扶養者	11,539	16,071	17,341	16,495	16,081	15,778	15,488	15,203
船員保険	741	672	409	228	212	198	185	174
被保険者	262	212	137	84	78	73	69	66
被扶養者	479	460	272	145	134	124	116	108
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,628	2,599	2,571	2,536
組合員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,138	1,130	1,123	1,116
被扶養者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,490	1,469	1,448	1,419
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475
組合員	789	807	513
被扶養者	1,414	1,265	962
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,488	6,368	6,339	6,341
組合員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,889	2,854	2,852	2,870
被扶養者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,599	3,514	3,487	3,471
私立学校教職員共済	347	603	770	826	825	828	835	839
組合員	191	321	401	448	451	455	461	468
被扶養者	156	282	369	377	374	373	373	371
国民健康保険	43,363	44,536	43,069	47,628	48,953	50,297	51,236	51,579

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。
 3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保障庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,168	70,907	70,731	70,724
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	31,576	32,144	32,121	32,491
(再掲)旧三共済	.	.	.	456	429	809	787	767
(再掲)厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	10,871	10,386	8,351	6,152
船員保険(再掲)	262	205	126	74	69	66	63	61
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	1,149	1,179	1,126	1,119	1,110	1,102	1,091	1,086
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	789	788	496
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	3,207	3,181	3,151	3,111
私立学校教職員共済	194	319	373	406	408	429	434	442
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467	459	447	440	432
国民年金	24,337	27,596	29,535	33,068	33,408	33,604	33,494	33,163
(再掲)農業者年金	787	1,057	574	258	62	72	68	65

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。
 2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。
 3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

第45表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	21,401	25,295	31,586	33,632	33,707	33,717	34,027	34,685
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,569	33,649	33,662	33,975	34,634
船員保険	181	167	103	63	59	55	52	51

第46表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	31,507	37,193	47,713	52,967	52,948	52,518	52,299	52,659
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	48,579	48,195	47,922	48,552
船員保険	262	205	127	76	71	67	63	62
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,106	1,091	1,076	1,162	934
公共企業体職員	789	807
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	3,207	3,181	3,151	3,111

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。
 資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	289,250	286,186	284,274	283,624
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,893	13,468	13,318	13,116	12,822
組合管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	372,650	373,956	369,726	371,556	371,872
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	372,691	369,469	386,646	383,845
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	398,860	396,882	410,448	407,874
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463
短期適用	.	.	.	416,170	418,644	412,119	407,764	412,154
長期適用	.	.	.	410,007	412,231	406,373	402,646	406,543
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	368,639	364,899	361,942	362,784
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	379,665	379,681	391,079	380,025
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	318,679	314,489	313,893	313,679
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	350,795	348,824	345,509	336,809
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	296,925	296,582	295,961	295,482
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300

- (注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金日額である。
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。
 4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第48表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	187,297	181,769	164,761	164,115
被保険者分	107,009	108,183	100,204	99,934	96,311	80,333	79,390
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	87,363	85,458	84,428	84,725
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	229,787	215,109	172,211	168,532
被保険者分	196,079	170,048	133,305	138,473	131,056	89,473	88,514
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	91,314	84,053	82,738	80,018
組合管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	160,083	157,804	144,998	145,134
被保険者分	75,280	82,466	84,928	85,532	83,582	71,285	71,162
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	74,551	74,222	73,713	73,972
船員保険	260,687	215,891	234,912	232,029	223,829	209,719	208,556
被保険者分	124,783	143,720	144,693	140,556	135,478	122,991	122,382
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	91,473	88,351	86,728	86,174
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	164,706	163,120	153,473	150,042
組合員分	72,402	78,333	72,321	73,035	71,865	63,722	60,884
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	91,671	91,255	89,751	89,158
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433
組合員分	82,510	85,731
被扶養者分	79,085	95,702
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	183,022	180,489	167,958	163,158
組合員分	85,180	97,184	98,151	98,915	97,395	86,354	82,456
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	84,107	83,094	81,604	80,702
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	165,154	160,667	149,192	145,528
組合員分	94,568	102,072	100,302	100,726	97,460	88,381	86,038
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	64,428	63,207	60,811	59,490
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	295,474	286,910	288,406	292,268
1世帯当り医療費	279,268	488,434	580,132	581,333	560,853	561,909	566,692

- (注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付（家族療養の給付）と特定療養給付費（家族特定療養給付費）を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
 2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
 3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	255,821,954	249,280,854	246,788,123	235,463,347
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	137,393,381	137,702,330	137,411,035	137,661,892
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	57,015,407	51,159,790	48,560,319	36,798,066
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	10,673,623	10,635,443	10,585,779	10,423,755
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	108,325	104,078	106,858	111,964
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	8,649,999	8,674,678	8,693,759	8,703,354
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	36,926,665	37,465,805	37,829,707	38,061,885
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,079,961	3,136,754	3,180,162	3,210,237
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	1,974,592	401,975	420,505	492,195

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。
 2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。
 3 「厚生年金基金」は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。
 資料：厚生年金基金は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
 私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第53表 年金財政指標

平成12年度(2000年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,192	15,366	9,014	3.57	—	17.9	13.0	91.0	6.1
国共済連合会	1,119	631	592	1.89	2.73	20.9	16.6	89.3	7.3
地共済連合会	3,239	1,499	1,394	2.32	3.41	16.1	12.5	72.8	12.4
私学共済	406	182	68	5.98	—	13.8	9.7	74.3	11.9
農林年金	467	256	151	3.09	—	24.1	19.0	100.3	5.0

平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	97.2	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(高齢・ 退職相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

平成15年度(2003年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給者 数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,121	18,460	10,690	3.00	—	17.3	12.6	117.2	5.5
国共済連合会	1,091	678	620	1.76	2.43	17.4	13.7	98.0	7.0
地共済連合会	3,151	1,634	1,511	2.09	2.86	14.4	11.3	89.3	11.4
私学共済	434	211	81	5.34	—	11.3	8.0	86.2	10.7

平成16年度(2004年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	高齢・退職 年金受給者 数(千人)	同左(高齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,491	19,392	11,167	2.91	—	17.8	12.9	123.8	5.3
国共済連合会	1,086	699	629	1.73	2.32	17.1	13.2	98.3	7.2
地共済連合会	3,111	1,681	1,552	2.00	2.67	15.4	12.1	93.5	10.9
私学共済	442	221	86	5.14	—	11.5	8.0	86.8	10.5

(注) 1 高齢・退職年金受給者には、高齢・退年相当受給者のほか、通算高齢(通算退職)年金相当受給者を含む。
 2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。
 資料：厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の高齢・退職年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。
 この場合、高齢・退職年金受給者(高齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末高齢・退職年金受給者数(高齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、
 支出額 = 給付費 + 基礎年金拠出金 - 基礎年金交付金
 のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}}$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分(国庫・公経済負担を除いたもの)に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	153,656	202,492	224,920	225,520	226,343	227,592	228,210
障害補償年金	58,815	84,786	97,211	97,540	98,075	98,636	98,746
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	95,785	96,310	96,862	96,979
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	524	525	537	554	530
公共企業体職員	564
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,230	1,228	1,220	1,237
傷病補償年金	21,773	20,814	13,509	12,901	12,308	12,001	11,710
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	12,790	12,202	11,900	11,617
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	45	40	38	38	31
地方公務員災害補償	95	100	72	71	68	63	62
遺族補償年金	73,068	96,892	114,200	115,079	115,960	116,955	117,754
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	110,382	111,208	112,191	112,978
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,577	1,569	1,598	1,608	1,605
公共企業体職員	2,290
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,128	3,154	3,156	3,171

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	396,141,924	397,552,907	396,899,421	394,135,646
障害補償年金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	157,013,870	157,725,996	157,903,525	157,097,713
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	152,377,324	153,027,287	153,291,595	152,446,324
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,252,514	1,338,562	1,378,958	1,279,225
公共企業体職員	1,155,942
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,384,032	3,360,147	3,232,972	3,372,164
傷病補償年金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	37,688,160	35,823,918	34,371,515	33,420,547
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	37,199,911	35,380,907	34,012,707	33,064,429
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	150,860	146,990	144,152	125,249	105,862
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	341,259	298,859	233,559	250,256
遺族補償年金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	201,439,894	204,002,993	204,624,381	203,617,386
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	189,767,525	192,094,755	192,954,166	191,595,188
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,665,320	3,685,035	3,788,532	3,841,940
公共企業体職員	2,578,285
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	8,007,049	8,223,203	7,881,683	8,180,258

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,590,827	1,558,903	1,582,577	1,571,952
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,385,741	2,492,667	2,489,094	2,413,632
公共企業体職員	2,049,543
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,751,246	2,736,276	2,649,977	2,726,082
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,908,515	2,899,599	2,858,211	2,846,211
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	3,674,750	3,793,474	3,296,026	3,414,903
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	4,806,465	4,394,985	3,707,286	4,036,387
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,719,189	1,727,347	1,719,872	1,695,863
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,336,087	2,306,029	2,356,052	2,393,732
公共企業体職員	1,125,889
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,559,798	2,607,230	2,497,365	2,579,709

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

年度末現在（単位 人）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保 険 者 数	2,899	2,877	2,863	2,729	2,249
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112	17,574,655	18,009,851
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	22,422,221	23,168,174	23,933,684	24,493,527	25,111,368
65歳以上75歳未満	13,191,688	13,423,681	13,708,839	13,736,013	13,871,221
75歳以上	9,230,533	9,744,493	10,224,845	10,757,514	11,240,147
第2号被保険者数	43,083,000	42,817,000	42,645,000	42,618,000	42,723,000

(注)1 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。
2 「第2号被保険者数」は、厚生労働省老健局調べによる。

第58表 介護保険認定者数

年度末現在（単位 人）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
被 保 険 者 数	2,561,594	2,985,683	3,445,186	3,838,924	4,085,859
第1号被保険者数	2,470,982	2,877,249	3,324,156	3,704,095	3,942,808
65歳以上75歳未満	451,250	519,537	600,225	653,722	674,786
75歳以上	2,019,732	2,357,712	2,723,931	3,050,373	3,268,022
第2号被保険者数	90,612	105,434	121,030	134,829	143,051

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計（単位 金額：千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《件数》					
合 計	44,354,711	59,891,371	71,935,326	82,746,730	91,863,440
居宅介護（支援）サービス	37,346,226	51,743,899	63,315,200	73,724,094	82,488,613
施設介護サービス	7,008,485	8,147,472	8,620,126	9,022,636	9,374,827
《単位数》					
合 計	316,562,976,325	402,712,059,142	457,719,061	502,697,802	550,991,332
居宅介護（支援）サービス	116,632,829,099	168,963,236,242	208,676,640	249,878,707	287,965,564
施設介護サービス	199,930,147,226	233,748,822,900	249,042,421	252,819,095	263,025,768
《費用額》					
合 計	3,627,338,408	4,591,924,164	5,192,877,587	5,689,085,504	6,202,539,616
居宅介護（支援）サービス	1,208,104,258	1,756,333,796	2,169,445,868	2,594,628,865	2,980,379,701
施設介護サービス	2,419,234,150	2,835,590,367	3,023,431,719	3,094,456,639	3,222,159,915
《支給額》					
合 計	3,229,138,269	4,088,447,098	4,626,077,825	5,065,320,567	5,522,082,311
居宅介護（支援）サービス	1,095,571,475	1,592,646,138	1,968,830,998	2,356,804,164	2,706,356,863
施設介護サービス	2,133,566,794	2,495,800,960	2,657,246,826	2,708,516,403	2,815,725,448

(注)1 平成12年度累計は、平成12年4月サービス分から平成13年2月サービス分までである。
2 平成13年度累計以降は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費

（単位 金額：千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《件数》					
合 計	1,927,890	3,825,969	4,646,713	5,044,722	5,648,198
世帯合算	162,768	377,199	523,718	652,567	777,290
その他	1,765,122	3,448,770	4,122,995	4,392,155	4,870,908
《支給額》					
合 計	13,575,768	25,809,562	31,473,901	33,709,943	37,306,598
世帯合算	1,514,543	3,281,567	4,336,277	5,068,349	5,924,416
その他	12,061,225	22,527,994	27,137,623	28,641,594	31,382,182

第61表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
調 定 額 累 計	194,546,973	596,503,271	815,845,858	950,649,658	969,057,340
収 納 額 累 計	192,027,731	588,128,315	802,913,314	934,518,814	951,814,328
還 付 未 済 額 (別掲)	364,522	851,746	859,795	947,185	1,234,575
不 納 欠 損 額	444	718	1,449	38,510	136,269
未 収 額	2,517,306	8,373,112	12,917,969	16,096,229	17,107,076
成 免 額 (別掲)	85,597	200,548	328,127	701,423	1,206,330

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

第62表 介護保険保険料基準額の分布状況

平成14年6月現在

区 分	現行保険料		次期保険料Ⅱ		次期保険料Ⅲ	
	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)	市町村数	分布(%)
合 計	2,895		2,816		2,816	
1,000円超～1,500円以下	0	0.0	2	0.1	6	0.2
1,500円超～2,000円以下	85	2.9	37	1.3	56	2.0
2,000円超～2,500円以下	617	21.3	343	12.2	376	13.4
2,500円超～3,000円以下	1,422	49.1	910	32.3	919	32.6
3,000円超～3,500円以下	673	23.2	904	32.1	802	28.5
3,500円超～4,000円以下	97	3.4	454	16.1	416	14.8
4,000円超～4,500円以下	1	0.0	111	3.9	134	4.8
4,500円超～5,000円以下	0	0.0	42	1.5	51	1.8
5,000円超～5,500円以下	0	0.0	7	0.2	27	1.0
5,500円超～6,000円以下	0	0.0	3	0.1	23	0.8
6,000円超～	0	0.0	3	0.1	6	0.2

(注) 分布状況は、広域化の進展等により、今後変わりうるものである。
資料：厚生労働省老健局、平成14年「介護サービス量等の見込み（6月値）」

第63表 介護保険要介護認定者数の見込み

(単位 千人)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
合 計	3,279	3,453	3,627	3,791	3,956
要 支 援	424	450	476	499	523
要 介 護 1	953	1,004	1,055	1,103	1,150
要 介 護 2	615	648	679	710	741
要 介 護 3	430	452	473	494	516
要 介 護 4	434	455	477	498	519
要 介 護 5	424	445	466	487	507
認 定 率 (%)	13.7	14.0	14.3	14.6	14.9

(注) 1 要支援・要介護認定者には、第2号被保険者が含まれている。
2 認定率は、要支援・要介護認定者数を65歳以上人口で除したもの。
資料：厚生労働省老健局、平成14年「介護サービス量等の見込み（6月値）」

第64表 介護保険介護サービス量の見込み

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
訪 問 介 護 千回	142,194	155,040	16,681	182,580	198,033
訪 問 入 浴 介 護 千回	4,776	5,190	5,631	6,077	6,565
訪 問 看 護 千回	16,227	17,459	18,779	20,145	21,607
訪問リハビリテーション 千回	1,228	1,344	1,470	1,602	1,748
通 所 介 護 千回	61,707	67,021	72,655	78,400	84,459
通所リハビリテーション 千回	37,754	40,501	43,388	46,322	49,392
居 宅 療 養 管 理 指 導 千人	403	435	473	511	554
短 期 入 所 サ ー ビ ス 千日	20,681	22,539	24,580	26,618	28,784
痴呆対応型共同生活介護 千人	34	40	44	48	51
特定施設入所者生活介護 千人	21	24	26	29	31
介 護 老 人 福 祉 施 設 千人	359	383	405	424	441
介 護 老 人 保 健 施 設 千人	276	291	304	316	325
介 護 療 養 型 医 療 施 設 千人	140	146	152	157	163

資料：厚生労働省老健局、平成14年「介護サービス量等の見込み（6月値）」

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第65表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
事業所数	1,548,221	1,541,989	1,522,868	1,496,270	1,488,205	1,498,226
被保険者数	19,526,999	19,450,872	19,124,131	18,811,690	18,815,485	18,930,749
男	12,301,808	12,240,349	12,026,592	11,869,125	11,841,254	11,909,632
女	7,225,191	7,210,523	7,097,539	6,942,565	6,974,231	7,021,117
強制適用	18,300,266	18,245,184	17,921,466	17,658,329	17,748,884	17,929,973
任意包括適用	589,151	583,144	566,723	534,367	512,848	501,940
任意継続適用 (再掲)	637,582	622,544	635,942	618,994	553,753	498,836
介護保険第2号被保険者数	・	9,665,692	9,468,794	9,340,126	9,324,228	9,398,668
男	・	6,147,589	6,038,698	5,968,283	5,951,900	5,991,036
女	・	3,518,103	3,430,096	3,371,843	3,372,328	3,407,632
被扶養者数 (再掲)	17,794,321	17,306,965	17,174,814	17,039,149	16,706,702	16,685,610
介護保険第2号被扶養者数	・	3,347,197	3,331,141	3,316,970	3,279,896	3,287,959
被保険者1人当り被扶養者数	0.911	0.890	0.898	0.906	0.888	0.881
平均標準報酬月額	290,719	290,472	289,250	286,186	284,274	283,624
男	336,080	334,989	332,502	327,605	325,133	323,906
女	213,485	214,902	215,960	215,374	214,902	215,295
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	・	326,343	324,515	320,273	317,710	316,173
男	・	384,705	380,884	374,224	370,575	368,149
女	・	224,361	225,277	224,778	224,408	224,791

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
印紙購入通帳数 (事業所数)	3,535	3,210	2,883	2,627	2,411	2,160
有効手帳所有者数 (被保険者数)	33,984	31,460	27,751	22,450	19,466	17,052
男	22,727	21,590	19,835	16,566	14,347	12,588
女	11,257	9,870	7,916	5,884	5,119	4,464
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	・	22,494	20,161	16,621	14,482	12,581
被扶養者数 (再掲)	17,288	15,102	13,648	11,984	11,241	10,573
介護保険第2号被扶養者数	・	3,889	3,673	3,201	2,933	2,671
被保険者1人当り被扶養者数	0.509	0.480	0.492	0.534	0.577	0.620
平均賞金日額	13,563	13,893	13,468	13,318	13,116	12,822
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	・	14,553	13,957	13,695	13,541	12,908

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成16年度末現在

等級	標準報酬 月額 (千円)	被保険者数			
		計	男	女	(再掲)介護保険
総数		18,930,749	11,909,632	7,021,117	9,398,668
第1級	92	4	1	3	2
2	98	470,837	229,135	241,702	212,715
3	104	83,217	21,709	61,508	44,475
4	110	152,443	39,137	113,306	80,925
5	118	276,202	73,359	202,843	144,618
6	126	296,452	65,199	231,253	159,139
7	134	404,147	97,928	306,219	204,373
8	142	452,055	111,066	340,989	218,942
9	150	704,687	239,924	464,763	329,359
10	160	671,699	215,089	456,610	288,677
11	170	688,661	243,422	445,239	276,687
12	180	749,471	306,730	442,741	285,969
13	190	691,212	297,045	394,167	249,440
14	200	1,280,218	664,844	615,374	492,242
15	220	1,382,769	795,455	587,314	492,473
16	240	1,287,433	841,623	445,810	475,726
17	260	1,315,114	940,453	374,661	536,883
18	280	1,260,782	984,299	276,483	557,536
19	300	1,098,588	854,373	244,215	538,578
20	320	807,545	662,384	145,161	414,581
21	340	676,243	569,697	106,546	378,486
22	360	654,027	555,711	98,316	400,424
23	380	590,979	517,486	73,493	389,985
24	410	651,538	563,708	87,830	462,032
25	440	435,680	387,482	48,198	330,215
26	470	288,236	261,091	27,145	228,502
27	500	327,926	279,488	48,438	252,598
28	530	154,769	141,661	13,108	126,830
29	560	130,483	117,607	12,876	105,623
30	590	143,751	124,154	19,597	112,117
31	620	66,747	60,924	5,823	54,035
32	650	64,191	57,419	6,772	50,688
33	680	38,553	35,255	3,298	30,699
34	710	86,334	73,766	12,568	63,956
35	750	46,479	41,558	4,921	35,865
36	790	68,547	57,671	10,876	51,310
37	830	38,430	34,593	3,837	29,092
38	880	41,680	36,729	4,951	31,562
39	930	23,932	21,646	2,286	18,174
40	980	328,688	288,811	39,877	243,135

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成17年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,508,624	18,819,843	11,705,419	7,114,424	286,627	328,514	217,710
農 林 水 産 業	15,489	134,872	96,317	38,555	267,150	296,115	194,789
鉱 業	3,991	50,690	41,883	8,807	316,905	335,944	226,361
総 合 工 事 業	112,927	997,102	830,725	166,377	315,836	335,597	217,168
職 別 工 事 業	75,287	413,265	341,982	71,283	321,094	340,645	227,299
設 備 工 事 業	73,994	545,621	457,264	88,357	328,671	348,181	227,700
食 料 品 ・ たばこ製造業	32,435	716,335	378,861	337,474	252,719	317,150	180,387
繊 維 製 品 製 造 業	22,877	276,378	122,982	153,396	236,278	317,529	171,138
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	19,302	186,884	142,675	44,209	270,719	295,005	192,344
紙 製 品 製 造 業	6,248	118,217	84,791	33,426	289,891	326,184	197,827
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	20,164	224,239	158,918	65,321	315,488	349,256	233,333
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	24,655	465,967	336,543	129,424	307,467	344,507	211,149
金 属 工 業	38,326	539,949	431,169	108,780	319,738	344,265	222,520
機 械 器 具 製 造 業	62,533	1,336,507	991,386	345,121	307,817	344,437	202,624
そ の 他 の 製 造 業	23,858	319,342	224,799	94,543	302,000	341,280	208,604
卸 売 業	115,485	1,272,670	887,401	385,269	317,809	357,624	226,101
飲 食 料 品 小 売 業	50,742	474,143	260,919	213,224	255,958	311,027	188,570
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	146,037	1,442,452	838,422	604,030	279,013	326,342	213,318
金 融 ・ 保 険 業	17,424	176,464	110,121	66,343	328,485	383,588	237,020
不 動 産 業	64,364	308,837	193,963	114,874	308,373	344,946	246,618
道 路 貨 物 運 送 業	27,113	625,326	561,555	63,771	297,091	306,304	215,959
そ の 他 の 運 輸 業	22,237	618,566	535,883	82,683	267,325	276,451	208,183
情 報 通 信 業	41,086	425,188	310,036	115,152	332,712	361,921	254,071
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	8,739	97,596	76,338	21,258	319,377	345,093	227,030
飲 食 店	36,987	309,829	190,799	119,030	265,789	304,812	203,238
宿 泊 業	12,333	230,926	127,267	103,659	244,054	283,722	195,352
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	68,245	1,481,389	339,003	1,142,386	289,635	411,592	253,445
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	42,468	1,021,073	264,530	756,543	232,219	274,375	217,478
教 育 ・ 学 習 支 援 業	20,116	274,271	126,185	148,086	264,660	312,333	224,038
複 合 サ ー ビ ス 業	13,301	252,814	158,618	94,196	241,645	273,182	188,540
物 品 賃 貸 業	8,479	109,913	75,087	34,826	298,022	333,994	220,466
対 個 人 サ ー ビ ス 業	29,936	323,385	158,046	165,339	269,277	319,738	221,041
労 働 者 派 遣 業	5,606	232,046	128,318	103,728	232,927	260,006	199,429
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	31,979	723,104	482,433	240,671	253,345	283,477	192,942
修 理 業	37,603	257,919	210,993	46,926	301,110	318,798	221,580
娯 楽 業	13,984	309,907	180,841	129,066	278,583	318,503	222,647
廃 棄 物 処 理 業	12,832	154,241	124,530	29,711	319,511	333,047	262,778
学 術 研 究 機 関	3,495	43,284	20,827	22,457	301,106	383,943	224,282
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	29,882	209,328	114,262	95,066	288,484	336,763	230,455
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	101,470	732,911	477,200	255,711	317,406	358,284	241,120
公 務	14,595	386,893	111,547	275,346	179,134	203,282	169,352

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第68表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
徴 収 決 定 額	6,084,807,465	6,296,716,982	6,422,224,804	6,245,309,446	6,552,855,203	6,622,009,927
前年度より繰越額(再掲)	134,326,133	150,217,693	167,405,584	179,180,816	175,329,183	155,384,590
収 納 済 額	5,921,770,033	6,116,881,466	6,220,772,958	6,047,042,011	6,374,109,788	6,461,924,939
不 納 欠 損 額	11,434,855	10,884,847	20,239,181	21,333,352	22,176,970	20,355,294
収 納 未 済 額	151,602,507	168,950,668	181,212,665	176,934,083	156,568,445	139,729,694
収 納 率 (%)	97.3	97.1	96.9	96.8	97.3	97.6

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《印紙売さばき状況》						
印 紙 枚 数 (枚)	4,782,741	4,420,232	3,824,769	3,202,237	2,883,535	2,724,779
第 1 級	3,936	3,429	2,628	2,110	1,909	2,600
2	18,778	16,109	12,981	11,831	10,914	10,758
3	77,878	74,196	53,037	39,263	31,936	29,780
4	121,630	107,374	99,266	89,860	80,489	69,539
5	288,400	251,453	177,099	152,972	132,563	113,375
6	257,800	213,535	171,267	159,141	149,090	136,083
7	414,235	402,109	334,948	322,087	314,353	291,562
8	981,895	936,514	874,621	722,878	705,882	720,621
9	1,028,410	946,817	870,943	707,385	628,213	581,724
10	596,584	520,318	426,100	308,882	265,036	259,273
11	452,521	433,465	340,318	290,787	257,596	279,230
12	335,201	311,515	280,675	243,812	192,434	128,509
13	205,473	203,398	180,886	151,229	113,120	101,725
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	1,120,568	1,081,931	1,007,763	882,923	861,262	833,683
収 納 済 額	1,105,519	1,061,992	981,025	853,366	830,866	811,410
不 納 欠 損 額	385	538	54	3,709	1,850	9,155
収 納 未 済 額	14,664	19,401	26,684	25,848	28,545	13,117

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

第4節 社会保険関係

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	465,404	435,214	398,259	344,432	252,742	237,665
被 保 険 者 分	7,938,971	7,224,852	7,025,616	6,010,885	3,820,985	3,603,355
診 療 費	6,360,165	5,697,789	5,654,702	4,857,050	2,683,576	2,473,088
薬 剤 支 給	4,626,780	4,125,804	3,864,223	3,023,242	1,711,960	1,534,033
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	76,122	58,548	56,443	43,323	24,889	21,334
訪問看護療養費	3	4	8	6	2	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	839	193	367	220	361	212
療 養 費	9,089	8,697	8,332	7,119	5,666	5,230
看 護 費	—	—	—	—	—	—
移 送 費	2	—	—	—	—	2
高 額 療 養 費	1,446	1,190	1,193	1,000	762	640
特 別 療 養 費	1,507	1,310	1,064	1,125	1,147	1,827
傷 病 手 当 金	6,161	5,411	7,744	7,004	3,245	3,296
埋 葬 料	93	78	69	50	44	40
出 産 育 児 一 時 金	1	12	6	12	6	14
出 産 手 当 金	2	10	7	11	7	12
被 扶 養 者 分	99,703	98,829	94,397	84,217	78,090	75,343
診 療 費	75,893	73,809	68,820	60,065	55,021	52,209
薬 剤 支 給	20,390	21,598	22,270	20,945	20,017	19,841
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	33,300	30,162	23,993	17,992	16,261	14,951

訪問看護療養費	40	27	13	27	12	—
日数	236	227	98	202	46	—
金額	1,573	1,449	633	1,245	313	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	6	8	1	2	5	5
日数	154	268	42	667	428	185
金額	17	43	5	183	91	42
療 養 費	1,801	1,776	1,919	1,719	1,652	1,694
金額	15,026	14,952	14,596	13,116	12,451	13,321
移 送 費	—	—	—	1	3	—
金額	—	—	—	10	93	—
高 額 療 養 費	603	528	431	444	432	389
金額	34,738	31,207	26,225	21,392	36,225	35,568
特 別 療 養 費	763	911	746	878	797	1,044
金額	7,193	7,952	6,619	8,728	6,821	15,275
家 族 埋 葬 料	136	97	114	74	67	85
金額	13,600	9,700	11,400	7,400	6,700	8,500
家 族 出 産 育 児 一 時 金	71	75	83	62	84	76
金額	21,300	22,500	24,900	18,600	25,200	22,800
高 齢 受 給 者 分	—	—	—	596	3,744	7,086
金額	—	—	—	14,073	70,342	118,897
診 療 費	—	—	—	469	2,808	5,290
日数	—	—	—	1,350	7,948	14,935
金額	—	—	—	12,877	60,812	99,814
薬 剤 支 給	—	—	—	127	897	1,772
枚数	—	—	—	223	1,465	2,959
金額	—	—	—	991	8,341	17,625
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	—	—	—	11	46	66
日数	—	—	—	135	550	795
金額	—	—	—	205	805	1,183
訪 問 看 護 療 養 費	—	—	—	—	—	—
日数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
特 別 療 養 費	—	—	—	—	39	24
金額	—	—	—	—	384	275
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	49	46	30	47	60	64
金額	4,119	8,168	3,723	5,106	8,460	7,029

(注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 5 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 6 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
 資料：社会保険庁「事業年報」

第70表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
被保険者分	件数 132,054,558 日数 297,036,429 金額 1,954,622,287	131,431,945 287,911,959 1,930,103,643	131,608,151 281,203,775 1,907,695,549	127,938,524 265,866,544 1,799,359,070	120,377,511 240,937,742 1,489,065,756	123,801,902 239,560,281 1,480,158,753
一般診療	件数 106,882,395 日数 230,752,912 金額 1,625,142,451	106,393,800 223,077,201 1,604,472,399	106,428,783 217,036,029 1,579,317,924	102,822,697 202,978,572 1,480,353,037	96,633,667 182,531,476 1,235,024,849	99,309,088 181,045,128 1,227,677,618
入院	件数 2,101,312 日数 27,837,955 金額 629,564,946	2,033,395 26,113,266 626,137,992	1,960,447 24,572,801 612,051,165	1,864,354 22,530,597 573,460,866	1,703,142 19,567,839 469,189,097	1,656,457 18,521,836 454,879,525
入院外	件数 104,781,083 日数 202,914,957 金額 995,577,505	104,360,405 196,963,935 978,334,407	104,468,336 192,463,228 967,266,759	100,958,343 180,447,975 906,892,171	94,930,525 162,963,637 765,835,752	97,652,631 162,523,292 772,798,093
歯科診療	件数 25,172,163 日数 66,283,517 金額 329,479,835	25,038,145 64,834,758 325,631,244	25,179,368 64,167,746 328,377,625	25,115,827 62,887,972 319,006,033	23,743,844 58,406,266 254,040,907	24,492,814 58,515,153 252,481,135
被扶養者分	件数 111,727,571 日数 245,688,001 金額 1,373,845,039	111,266,771 239,402,492 1,367,488,950	112,407,617 236,803,812 1,364,040,767	111,723,988 229,552,342 1,325,564,972	111,067,696 224,573,896 1,288,366,135	113,240,572 222,972,475 1,282,418,315
一般診療	件数 92,941,154 日数 201,298,608 金額 1,206,100,232	92,720,367 196,173,925 1,202,584,642	93,930,909 194,502,609 1,200,140,973	93,064,218 187,619,890 1,163,795,950	92,474,803 183,160,892 1,128,705,327	94,023,824 181,415,115 1,122,213,447
入院	件数 2,176,749 日数 28,469,579 金額 528,259,633	2,128,129 26,995,129 532,640,236	2,089,571 25,895,707 527,503,123	2,011,352 24,313,707 509,640,489	1,941,412 22,855,775 459,805,627	1,872,979 21,759,321 448,655,626
入院外	件数 90,764,405 日数 172,829,029 金額 677,840,599	90,592,238 169,178,796 669,944,406	91,841,338 168,606,902 672,637,850	91,052,866 163,306,183 654,155,461	90,533,391 160,305,117 668,899,700	92,150,845 159,655,794 673,557,821
歯科診療	件数 18,786,417 日数 44,389,393 金額 167,744,807	18,546,404 43,228,567 164,904,307	18,476,708 42,301,203 163,899,793	18,592,770 41,932,452 161,769,022	18,592,893 41,413,004 159,660,807	19,216,748 41,557,360 160,204,869
高齢受給者(一般)	件数 . 日数 . 金額	227,320 570,533 4,851,857	1,888,752 4,763,751 40,590,182	3,639,719 8,973,990 76,727,559
入院	件数 . 日数 . 金額	5,014 75,919 2,102,146	41,189 615,777 17,433,070	77,799 1,155,426 32,873,137
入院外	件数 . 日数 . 金額	197,389 426,659 2,347,847	1,634,469 3,569,248 19,744,971	3,148,806 6,734,660 37,492,208
歯科	件数 . 日数 . 金額	24,917 67,955 401,864	213,094 578,726 3,412,141	413,114 1,083,904 6,362,214
高齢受給者(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額	51,848 124,054 1,022,598	449,591 1,058,281 8,811,146	830,166 1,909,310 16,225,460
入院	件数 . 日数 . 金額	1,100 14,292 460,689	9,469 120,732 3,818,934	17,333 219,567 7,166,337
入院外	件数 . 日数 . 金額	43,710 91,612 474,057	377,902 778,926 4,245,243	696,665 1,405,194 7,720,706
歯科	件数 . 日数 . 金額	7,038 18,150 87,852	62,220 158,623 746,969	116,168 284,549 1,338,418

(注) 1 老人保健対象者分を除く。
 2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
 4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
被保険者分	件数 270,196 日数 821,305 金額 4,626,780	243,915 726,093 4,125,804	213,093 663,708 3,864,223	178,701 546,382 3,023,242	116,749 304,449 1,711,960	104,324 269,566 1,534,033
一般診療	件数 232,773 日数 711,567 金額 4,062,818	208,669 624,113 3,589,299	181,827 574,012 3,379,386	151,394 469,509 2,619,110	96,441 248,691 1,459,258	86,154 220,670 1,313,155
入院	件数 5,143 日数 86,362 金額 1,603,949	4,282 67,694 1,362,741	3,983 64,292 1,387,149	3,131 49,621 1,106,068	2,028 28,570 597,758	1,759 24,593 545,600
入院外	件数 227,630 日数 625,205 金額 2,458,869	204,387 556,419 2,226,558	177,844 509,720 1,992,237	148,263 419,888 1,513,042	94,413 220,121 861,500	84,395 196,077 767,555
歯科診療	件数 37,423 日数 109,738 金額 563,962	35,246 101,980 536,505	31,266 89,696 484,837	27,307 76,873 404,132	20,308 55,758 252,702	18,170 48,896 220,877
被扶養者分	件数 75,893 日数 214,547 金額 1,333,622	73,809 201,874 1,282,395	68,820 181,166 1,136,677	60,065 151,535 932,838	55,021 135,219 832,048	52,209 124,095 773,191
一般診療	件数 64,286 日数 181,947 金額 1,199,370	62,190 169,730 1,149,295	58,153 151,996 1,013,683	50,441 126,163 827,327	46,181 112,419 738,170	43,486 101,875 681,929
入院	件数 2,081 日数 36,264 金額 571,452	1,934 32,815 551,618	1,682 26,550 457,960	1,245 19,947 385,064	1,223 17,996 350,333	1,114 16,605 309,819
入院外	件数 62,205 日数 145,683 金額 627,918	60,256 136,915 597,677	56,471 125,446 555,723	49,196 106,216 442,263	44,958 94,423 387,837	42,372 85,270 372,110
歯科診療	件数 11,607 日数 32,600 金額 134,251	11,619 32,144 133,100	10,667 29,170 122,994	9,624 25,372 105,512	8,840 22,800 93,878	8,723 22,220 91,261
高齢受給者	件数 . 日数 . 金額	469 1,350 12,877	2,808 7,948 60,812	5,290 14,935 99,814
入院	件数 . 日数 . 金額	13 145 7,159	46 635 25,420	69 870 32,976
入院外	件数 . 日数 . 金額	412 1,080 5,007	2,438 6,357 30,224	4,674 12,480 57,580
歯科	件数 . 日数 . 金額	44 125 711	324 956 5,168	547 1,585 9,259

(注) 1 老人保健対象者分を除く。
 2 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
 3 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 4 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
 資料：社会保険庁「事業年報」

第71表 政府管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数	6,831.72	6,823.48	6,894.25	6,847.94	6,494.22
	1件当日数	2.25	2.19	2.14	2.08	2.00
	1件当金額	14,802	14,685	14,495	14,064	12,370
	1人当金額	101,121	100,204	99,934	96,311	80,333
一般診療	1000人当件数	5,529.46	5,523.59	5,575.24	5,503.61	5,213.27
	1件当日数	2.16	2.10	2.04	1.97	1.89
	1件当金額	15,205	15,081	14,839	14,397	12,780
	1人当金額	84,075	83,299	82,732	79,236	66,628
入院	1000人当件数	108.71	105.57	102.70	99.79	91.88
	1件当日数	13.25	12.84	12.53	12.08	11.49
	1件当金額	299,606	307,927	312,200	307,592	275,484
	1人当金額	32,570	32,507	32,062	30,695	25,312
入院外	1000人当件数	5,420.75	5,418.02	5,472.54	5,403.82	5,121.39
	1件当日数	1.94	1.89	1.84	1.79	1.72
	1件当金額	9,502	9,375	9,259	8,983	8,067
	1人当金額	51,505	50,792	50,670	48,542	41,316
歯科診療	1000人当件数	1,302.26	1,299.89	1,319.01	1,344.33	1,280.95
	1件当日数	2.63	2.59	2.55	2.50	2.46
	1件当金額	13,089	13,005	13,042	12,701	10,699
	1人当金額	17,045	16,906	17,202	17,075	13,542
看護費	1000人当日数	—	—	—	—	—
	1日当金額	—	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数	53.99	51.19	47.58	45.26	43.15
	1人当日数	1.73	1.64	1.51	1.44	1.30
	1件当金額	166,096	165,765	162,505	162,706	160,719
埋葬料	1000人当件数	2.36	2.25	2.20	2.17	2.05
出産育児一時金	1000人当件数	6.22	6.33	6.49	6.56	6.42
出産手当金	1000人当件数	6.14	6.28	6.45	6.55	6.41
	1件当金額	349,070	351,965	357,018	361,800	362,852
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	6,939.54	7,005.51	7,199.36	7,202.74	7,278.37
	1件当日数	2.20	2.15	2.11	2.05	2.02
	1件当金額	12,296	12,290	12,135	11,865	11,600
	1人当金額	85,331	86,099	87,363	85,458	84,428
一般診療	1000人当件数	5,772.69	5,837.81	6,015.98	5,999.77	6,059.96
	1件当日数	2.17	2.12	2.07	2.02	1.98
	1件当金額	12,977	12,970	12,777	12,505	12,206
	1人当金額	74,912	75,716	76,865	75,029	73,965
入院	1000人当件数	135.20	133.99	133.83	129.67	127.22
	1件当日数	13.08	12.68	12.39	12.09	11.77
	1件当金額	242,683	250,286	252,446	253,382	236,841
	1人当金額	32,811	33,536	33,785	32,856	30,131
入院外	1000人当件数	5,637.49	5,703.82	5,882.15	5,870.10	5,932.74
	1件当日数	1.90	1.87	1.84	1.79	1.77
	1件当金額	7,468	7,395	7,324	7,184	7,388
	1人当金額	42,102	42,181	43,080	42,173	43,834
歯科診療	1000人当件数	1,166.85	1,167.71	1,183.38	1,202.98	1,218.41
	1件当日数	2.36	2.33	2.29	2.25	2.23
	1件当金額	8,929	8,891	8,871	8,669	8,587
	1人当金額	10,419	10,383	10,497	10,429	10,584
看護費	1000人当日数	—	—	—	—	—
	1日当金額	—	—	—	—	—
家族埋葬料	1000人当件数	5.34	5.48	5.00	4.93	5.33
家族出産育児一時金	1000人当件数	17.12	17.44	17.75	17.23	17.02

《高齢受給者分（一般）》						
診療費	1000人当件数	—	—	—	7,777.61	15,874.18
	1件当日数	—	—	—	2.51	2.52
	1件当金額	—	—	—	21,344	21,490
	1人当金額	—	—	—	166,003	341,144
入院	1000人当件数	—	—	—	171.55	346.18
	1件当日数	—	—	—	15.14	14.95
	1件当金額	—	—	—	419,255	423,246
	1人当金額	—	—	—	71,924	146,518
入院外	1000人当件数	—	—	—	6,753.54	13,737.03
	1件当日数	—	—	—	2.16	2.18
	1件当金額	—	—	—	11,895	12,080
	1人当金額	—	—	—	80,330	165,948
歯科診療	1000人当件数	—	—	—	852.52	1,790.97
	1件当日数	—	—	—	2.73	2.72
	1人当金額	—	—	—	16,128	16,012
	1人当金額	—	—	—	13,750	28,678
《高齢受給者分（一定以上所得者）》						
診療費	1000人当件数	—	—	—	7,775.06	17,440.15
	1件当日数	—	—	—	2.39	2.35
	1件当金額	—	—	—	19,723	19,598
	1人当金額	—	—	—	153,348	341,794
入院	1000人当件数	—	—	—	164.95	367.31
	1件当日数	—	—	—	12.99	12.75
	1件当金額	—	—	—	418,808	403,309
	1人当金額	—	—	—	69,084	148,141
入院外	1000人当件数	—	—	—	6,554.70	14,659.25
	1件当日数	—	—	—	2.10	2.06
	1件当金額	—	—	—	10,846	11,234
	1人当金額	—	—	—	71,089	164,678
歯科診療	1000人当件数	—	—	—	1,055.41	2,413.58
	1件当日数	—	—	—	2.58	2.55
	1件当金額	—	—	—	12,483	12,005
	1人当金額	—	—	—	13,174	28,976

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成16年度の平均被保険者数：18,644,124人（70歳未満）、19,099,459人（総数）
平成16年度の平均被扶養者数：15,136,245人（70歳未満）、16,639,475人（総数）
平成16年度の平均加入者数：224,649人（高齢（一般））、46,151人（高齢（一定以上所得者））
- 資料：社会保険庁「事業年報」

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《被保険者分》						
診療費	1000人当件数 7,848.83	7,880.94	7,636.10	7,746.62	6,101.73	6,019.53
	1件当日数 3.04	2.98	3.11	3.06	2.61	2.58
	1件当金額 17,124	16,915	18,134	16,918	14,664	14,705
	1人当金額 134,402	133,305	138,473	131,056	89,473	88,514
一般診療	1000人当件数 6,761.74	6,742.13	6,515.70	6,562.94	5,040.29	4,971.09
	1件当日数 3.06	2.99	3.16	3.10	2.58	2.56
	1件当金額 17,454	17,201	18,586	17,300	15,131	15,242
	1人当金額 118,019	115,971	121,099	113,539	76,265	75,769
入院	1000人当件数 149.40	138.35	142.73	135.73	105.99	101.49
	1件当日数 16.79	15.81	16.14	15.85	14.09	13.98
	1件当金額 311,870	318,249	348,267	353,263	294,752	310,176
	1人当金額 46,593	44,030	49,708	47,948	31,241	31,481
入院外	1000人当件数 6,612.35	6,603.78	6,372.97	6,427.15	4,934.37	4,869.62
	1件当日数 2.75	2.72	2.87	2.83	2.33	2.32
	1件当金額 10,802	10,894	11,202	10,205	9,125	9,095
	1人当金額 71,427	71,940	71,391	65,590	45,025	44,288
歯科診療	1000人当件数 1,087.09	1,138.80	1,120.40	1,183.75	1,061.37	1,048.42
	1件当日数 2.93	2.89	2.87	2.82	2.75	2.69
	1件当金額 15,070	15,222	15,507	14,800	12,443	12,156
	1人当金額 16,382	17,335	17,374	17,519	13,207	12,745
看護費	1000人当日数 —	—	—	—	—	—
	1日当金額 —	—	—	—	—	—
傷病手当金	1000人当件数 171.84	167.79	265.78	288.92	160.68	180.82
	1人当日数 5.03	4.83	7.55	8.43	4.60	5.18
	1件当金額 147,873	149,045	131,253	164,400	155,977	152,800
埋葬料(費)	1000人当件数 2.59	2.42	2.37	2.06	2.18	2.19
出産育児一時金	1000人当件数 0.03	0.37	0.21	0.50	0.30	0.77
出産手当金	1000人当件数 0.06	0.31	0.24	0.45	0.35	0.66
	1件当金額 339,688	283,172	352,172	347,102	259,300	270,078
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数 4,569.67	5,351.97	5,528.60	5,412.16	5,471.23	5,403.12
	1件当日数 2.83	2.74	2.63	2.52	2.46	2.38
	1件当金額 17,572	17,375	16,517	15,530	15,122	14,810
	1人当金額 80,300	92,988	91,314	84,053	82,738	80,018
一般診療	1000人当件数 3,870.79	4,509.46	4,671.67	4,545.05	4,592.38	4,500.26
	1件当日数 2.83	2.73	2.61	2.50	2.43	2.34
	1件当金額 18,657	18,480	17,431	16,402	15,984	15,682
	1人当金額 72,216	83,337	81,433	74,547	73,406	70,571
入院	1000人当件数 125.30	140.24	135.12	112.18	121.61	115.29
	1件当日数 17.43	16.97	15.78	16.02	14.71	14.91
	1件当金額 274,605	285,221	272,271	309,288	286,454	278,114
	1人当金額 34,408	39,998	36,790	34,696	34,837	32,063
入院外	1000人当件数 3,745.48	4,369.23	4,536.55	4,432.80	4,470.58	4,385.09
	1件当日数 2.34	2.27	2.22	2.16	2.10	2.01
	1件当金額 10,094	9,919	9,841	8,990	8,627	8,782
	1人当金額 37,808	43,338	44,644	39,850	38,566	38,510
歯科診療	1000人当件数 698.88	842.51	856.92	867.17	879.04	902.75
	1件当日数 2.81	2.77	2.73	2.64	2.58	2.55
	1件当金額 11,566	11,455	11,530	10,963	10,620	10,462
	1人当金額 8,084	9,651	9,881	9,507	9,335	9,445
看護費	1000人当日数 —	—	—	—	—	—
	1日当金額 —	—	—	—	—	—
家族埋葬料	1000人当件数 7.24	6.18	8.04	5.87	5.88	7.82
家族出産育児一時金	1000人当件数 3.78	4.78	5.85	4.91	7.37	6.99

《高齢受給者分》									
診療費	1000人当件数	・	・	・	1,175.93	5,937.62	9,081.55		
	1件当日数	・	・	・	2.88	2.83	2.82		
	1件当金額	・	・	・	27,456	21,657	18,868		
	1人当金額	・	・	・	32,287	128,588	171,354		
入院	1000人当件数	・	・	・	32.60	97.27	118.45		
	1件当日数	・	・	・	11.15	13.80	12.61		
	1件当金額	・	・	・	550,655	552,617	477,907		
	1人当金額	・	・	・	17,949	53,752	56,610		
入院外	1000人当件数	・	・	・	1,033.01	5,155.24	8,024.03		
	1件当日数	・	・	・	2.62	2.61	2.67		
	1件当金額	・	・	・	12,154	12,397	12,319		
	1人当金額	・	・	・	12,555	63,909	98,849		
歯科診療	1000人当件数	・	・	・	110.32	685.11	939.06		
	1件当日数	・	・	・	2.84	2.95	2.90		
	1件当金額	・	・	・	16,161	15,950	16,927		
	1人当金額	・	・	・	1,783	10,927	15,895		

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 6 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 7 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成16年度の平均被保険者数：17,331人(70歳未満)、18,228人(総数)
平成16年度の平均被扶養者数：9,663人(70歳未満)、10,868人(総数)
平成16年度の平均加入者数：583人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」

第72表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	69,091	70,939	72,217	70,449	73,037	73,631
保険料収入	59,294	61,247	62,276	60,527	63,788	64,666
医療分	59,294	58,851	58,214	56,636	60,167	60,221
介護分	・	2,396	4,062	3,891	3,620	4,445
国庫補助	9,597	9,522	9,768	9,741	9,042	8,802
医療分	9,597	8,878	9,057	9,091	8,321	7,942
介護分	・	644	711	649	721	860
その他	200	170	173	181	206	163
支出	72,254	72,484	76,927	76,037	72,389	71,167
保険給付費	42,584	42,290	42,534	41,008	38,534	38,956
医療給付費	37,432	37,221	37,634	36,331	33,625	33,754
現金給付費	5,152	5,069	4,890	4,677	4,909	5,203
老人保健拠出金	23,372	20,568	21,836	23,288	21,579	18,993
退職者給付拠出金	4,754	5,086	5,816	6,539	6,693	6,888
介護納付金	・	3,016	5,252	3,960	4,398	5,246
その他	1,544	1,524	1,499	1,242	1,185	1,084
収支差引残	△ 3,163	△ 1,545	△ 4,710	△ 5,588	647	2,464
医療分	△ 3,163	△ 1,569	△ 4,231	△ 6,169	704	2,405
介護分	・	24	△ 479	581	△ 57	59
国庫補助繰延べ返済額	4,183	—	2,885	—	—	—
事業運営安定資金残高	8,039	6,725	5,071	△ 524	△ 106	2,291
医療分	8,039	6,701	5,526	△ 649	△ 174	2,164
介護分	・	24	△ 455	125	68	127

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。
 2 法第3条第2項に係るものを含む。
 3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。
 4 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。
 資料：社会保険庁「事業年報」

② 組合管掌健康保険

第73表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
組合数	1,780	1,756	1,722	1,674	1,622	1,584
被保険者数	15,394,378	15,182,187	14,936,439	14,790,093	14,655,434	14,786,699
男	11,264,607	11,111,775	10,939,919	10,753,093	10,599,145	10,564,108
女	4,129,771	4,070,412	3,996,520	4,037,000	4,056,289	4,222,591
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	・	7,124,353	7,058,417	6,938,132	6,824,171	6,823,147
男	・	5,640,213	5,583,261	—	—	—
女	・	1,484,140	1,475,156	—	—	—
介護特定被保険者数	・	54,277	83,774	89,463	93,344	97,505
男	・	49,851	78,991	—	—	—
女	・	4,426	4,783	—	—	—
被扶養者数	16,721,062	16,494,530	16,081,393	15,778,140	15,488,225	15,202,951
(再掲)						
介護保険被扶養者数	・	3,544,953	3,473,203	3,394,523	3,324,722	3,265,907
扶養率	1.086	1.086	1.077	1.067	1.057	1.028
平均標準報酬月額	369,209	372,650	373,956	369,726	371,556	371,872
男	415,399	418,922	419,423	414,881	417,939	419,910
女	243,219	246,332	249,496	249,448	250,357	251,691
(再掲)						
介護保険被保険者	・	445,190	446,339	439,967	439,297	439,451
男	・	492,501	491,138	—	—	—
女	・	265,059	266,604	—	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。
 2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。
 資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第74表 組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成16年度末現在

標準報酬 等級	月額 (千円)	被保険者数		
		計	男	女
総数		14,568,440	10,364,396	4,204,044
第1級	98	55,142	14,729	40,413
2	104	24,505	3,849	20,656
3	110	47,053	8,326	38,727
4	118	82,474	13,327	69,147
5	126	111,312	16,746	94,566
6	134	134,250	20,734	113,516
7	142	148,125	24,137	123,988
8	150	196,009	40,439	155,570
9	160	224,983	54,334	170,649
10	170	243,389	66,214	177,175
11	180	269,672	80,240	189,432
12	190	287,025	91,187	195,838
13	200	507,795	188,424	319,371
14	220	739,634	318,301	421,333
15	240	766,995	386,263	380,732
16	260	785,498	464,964	320,534
17	280	759,043	499,782	259,261
18	300	749,309	536,518	212,791
19	320	719,990	551,943	168,047
20	340	688,652	554,278	134,374
21	360	670,867	561,852	109,015
22	380	787,966	682,789	105,177
23	410	876,488	780,516	95,972
24	440	783,625	714,091	69,534
25	470	679,499	627,460	52,039
26	500	596,283	554,987	41,296
27	530	498,756	470,453	28,303
28	560	411,057	390,239	20,818
29	590	329,284	313,936	15,348
30	620	261,241	250,346	10,895
31	650	202,898	194,771	8,127
32	680	162,387	156,197	6,190
33	710	149,949	143,845	6,104
34	750	119,754	114,908	4,846
35	790	89,614	85,292	4,322
36	830	75,045	71,539	3,506
37	880	58,683	55,765	2,918
38	930	43,185	41,058	2,127
39	980	231,004	219,617	11,387

(注) 特例退職被保険者分を除く。
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成17年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,584	14,786,699	10,564,108	4,222,591	371,872	419,910	251,691
単一・連合組合の計	1,297	9,323,032	6,888,806	2,434,226	390,535	438,024	256,141
化学工業	153	815,962	646,969	168,993	410,002	449,601	258,404
窯業並びに土石業	25	76,108	61,841	14,267	398,726	431,403	257,085
紡織工業	31	43,140	28,778	14,362	320,357	378,489	203,874
機械器具工業	339	3,074,990	2,605,206	469,784	404,974	430,831	261,585
その他の工業	94	443,071	330,031	113,040	360,598	407,724	223,009
金属鉱業	3	26,139	22,457	3,682	400,877	428,786	230,651
運送の事業	82	896,188	756,643	139,545	374,906	397,788	250,830
物品販売事業	151	919,562	530,530	389,032	318,829	396,415	213,024
金融保険の事業	172	1,161,413	586,502	574,911	376,915	499,087	252,279
その他の事業	183	1,326,328	1,004,040	322,288	416,283	462,825	271,289
法人又は団体の事務所	64	540,131	315,809	224,322	421,497	486,737	329,650
総合組合の計	287	5,463,667	3,675,302	1,788,365	340,026	385,957	245,635

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第76表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成9年度(1997)	84.88	37.06	47.82	100	44	56
10 (1998)	85.12	37.22	47.90	100	44	56
11 (1999)	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12 (2000)	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13 (2001)	85.91	37.78	48.14	100	44	56
14 (2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55
16 (2004)	74.15	33.07	41.08	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第80表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	6,427,197,457	6,281,220,289	6,438,094,559	6,393,986,381	6,422,997,181	6,334,151,167
保険料	5,795,126,321	5,704,024,541	5,715,408,513	5,614,335,150	5,960,603,913	5,909,804,707
国庫支出金	31,591,573	58,292,329	78,922,885	38,067,380	14,626,173	11,358,242
事務負担金	4,396,002	5,084,554	4,945,076	4,823,614	4,810,477	4,880,137
国庫補助金	27,195,571	53,207,775	73,977,809	33,243,766	9,815,696	6,478,105
前年度より繰越金	90,333,534	69,453,438	86,406,174	83,686,980	41,664,466	57,878,241
積立金より繰入金	270,608,518	206,928,642	294,171,124	403,296,736	181,181,664	115,954,874
その他の収入	239,537,511	242,521,339	263,185,863	254,600,135	224,920,965	239,155,103
支出	6,181,076,374	6,008,658,005	6,190,895,308	6,176,386,724	5,987,095,155	5,768,932,626
保険給付費	3,181,395,332	3,171,016,257	3,199,491,273	3,125,505,365	2,999,563,333	2,999,897,577
老人保健拠出金	1,880,067,920	1,705,942,989	1,813,754,190	1,837,861,029	1,684,604,153	1,442,836,576
退職者給付拠出金	420,615,167	454,832,066	525,109,953	588,733,527	672,670,410	701,421,122
日雇拠出金	661,336	582,740	201,004	730,978	731,771	160,503
事務費	142,164,191	137,520,861	135,163,982	129,340,021	125,389,163	123,482,961
保健事業費	343,169,111	323,163,967	307,199,731	291,956,940	284,912,335	284,069,422
その他の支出	213,003,317	215,599,125	209,975,175	202,258,864	219,223,990	217,064,465
収支差引残	246,121,084	272,562,284	247,199,251	217,599,657	435,902,026	565,218,541
翌年度への繰越	72,082,882	86,377,289	86,586,573	45,462,776	60,742,155	69,009,776
法定準備金へ繰入	25,243,592	50,275,940	53,559,824	57,862,959	100,271,471	100,872,325
別途積立金へ繰入	146,519,374	127,978,315	104,145,143	112,334,115	272,979,146	392,079,254
その他	2,275,236	7,930,740	2,907,711	1,939,807	1,909,254	3,257,186
年度末現在積立金	3,551,788,139	3,521,617,383	3,380,606,746	3,158,663,083	3,343,757,378	3,706,910,166
法定準備金	1,339,399,002	1,358,071,843	1,368,167,964	1,345,565,616	1,416,874,452	1,495,651,815
別途積立金	2,212,389,137	2,163,545,540	2,012,438,782	1,813,097,467	1,926,882,926	2,211,258,351

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第81表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保険者数	3,411	3,408	3,401	3,390	3,310	2,697
市町村	3,245	3,242	3,235	3,224	3,144	2,531
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	22,984,623	23,747,087	24,613,450	25,467,002	26,167,328	26,611,691
市町村	21,153,483	21,948,183	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226
国保組合	1,831,140	1,798,904	1,779,561	1,753,663	1,730,715	1,714,465
被保険者数	46,581,219	47,627,952	48,952,557	50,296,678	51,235,980	51,578,554
市町村	42,241,677	43,374,015	44,769,558	46,190,812	47,199,726	47,608,601
国保組合	4,339,542	4,253,937	4,182,999	4,105,866	4,036,254	3,969,953
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	・	15,421,100	15,618,057	15,797,994	16,043,391	16,044,103
市町村	・	13,809,079	14,035,861	14,251,050	14,521,268	14,543,859
国保組合	・	1,612,021	1,582,196	1,546,944	1,522,123	1,500,244

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第82表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総件数	616,705,510	655,308,436	696,898,470	733,253,096	768,567,081	802,863,116
金額	16,438,286,981	16,246,026,174	17,085,505,490	17,275,632,842	18,084,075,061	18,629,380,592
療養諸費件数	613,374,025	651,573,126	692,700,554	728,556,538	763,655,429	797,698,637
金額	16,313,759,096	16,120,747,037	16,956,476,111	17,143,689,284	17,950,509,740	18,495,030,690
療養の給付等件数	599,329,639	636,712,599	677,237,050	712,069,070	745,337,266	778,285,339
金額	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,702,960	16,925,313,983	17,718,650,742	18,249,013,010
療養費等件数	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,487,468	18,318,163	19,413,298
金額	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,375,301	231,858,998	246,017,680
高額療養費(再掲)件数	5,935,447	6,029,995	5,998,824	5,977,779	6,508,589	7,213,236
金額	526,825,498	550,552,522	548,843,547	543,942,434	606,970,166	646,310,886
医療給付費(再掲)金額	14,094,604,335	13,867,279,871	14,553,310,206	14,632,223,253	15,172,827,334	15,653,499,012
その他の給付件数	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479
金額	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 件数	599,329,639	636,712,599	677,237,050	709,535,933	742,118,872	773,383,139
金額	16,125,802,510	15,922,340,376	16,747,703,151	16,924,645,028	17,592,652,945	18,181,363,279
診療費 件数	465,159,392	484,803,143	504,861,307	519,904,662	536,801,837	553,675,809
日数	1,415,783,643	1,418,760,777	1,445,840,973	1,450,042,144	1,459,737,250	1,474,337,294
金額	13,597,376,953	13,776,445,971	14,308,609,811	14,283,249,473	14,703,647,471	15,080,637,046
入院 件数	16,925,143	16,497,699	16,864,086	17,218,949	17,577,824	17,873,829
日数	328,546,306	309,448,568	315,257,638	315,654,016	319,409,257	322,916,362
金額	6,452,961,258	6,480,205,746	6,731,451,623	6,847,301,402	7,139,752,781	7,355,986,637
入院外 件数	388,099,013	406,069,088	423,455,779	434,777,158	448,412,569	461,251,533
日数	925,417,162	944,080,533	960,037,328	959,864,779	960,727,306	966,518,529
金額	6,113,925,985	6,230,435,037	6,466,449,529	6,305,694,609	6,422,808,750	6,558,647,026
歯科診療 件数	60,135,236	62,236,356	64,541,442	67,908,555	70,811,444	74,550,447
日数	161,820,175	165,231,676	170,546,007	174,523,349	179,600,687	184,902,403
金額	1,030,489,710	1,065,805,188	1,110,708,659	1,130,253,462	1,141,085,940	1,166,003,383
入院時食事療養費 件数	15,930,191	15,494,138	15,809,801	16,153,639	16,438,160	16,720,097
金額	656,992,432	616,070,398	627,581,529	630,789,105	639,416,455	649,653,575
薬剤の支給 件数	129,559,771	151,553,126	171,995,133	189,241,056	204,926,894	219,277,668
金額	1,275,811,881	1,509,197,142	1,788,813,403	1,986,626,557	2,225,331,584	2,423,283,246
施設療養費 件数	3,162,061	8,838	△ 13	84	△ 175	△ 4
金額	521,486,126	967,036	△ 95,966	△ 32,132	△ 75,266	△ 16,762
訪問看護療養費 件数	1,448,415	347,492	380,623	390,131	390,316	429,666
金額	74,135,118	19,659,829	22,794,374	24,012,025	24,332,701	27,806,174

(注) 1 老人保健分を含む。
 2 「入院時食事療養費」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。
 3 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 件数	14,044,386	14,860,527	15,463,504	16,411,181	18,268,025	19,444,244
金額	187,956,586	198,406,661	208,773,150	218,090,862	231,351,977	246,376,650
診療費 件数	120,482	479,060	201,578	256,299	411,849	227,277
金額	2,827,266	4,499,549	3,264,470	3,846,189	5,067,069	3,939,189
その他 件数	13,923,904	14,381,467	15,261,926	16,154,882	17,856,176	19,216,967
金額	185,129,320	193,907,112	205,508,680	214,244,673	226,284,908	242,437,461

(注) 1 老人保健分を含む。
 2 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
診療費 1000人当件数	10,069.74	10,254.43	10,425.45	10,443.42	10,529.15	10,730.45
1件当日数	3.04	2.93	2.86	2.79	2.72	2.66
1件当金額	29,232	28,417	28,342	27,473	27,391	27,237
1人当金額	294,355	291,396	295,474	286,910	288,406	292,268
入院 1000人当件数	366.39	348.96	348.25	345.88	344.78	346.40
1件当日数	19.41	18.76	18.69	18.33	18.17	18.07
1件当金額	381,265	392,795	399,159	397,661	406,180	411,551
1人当金額	139,693	137,068	139,005	137,543	140,043	142,562
入院外 1000人当件数	8,401.55	8,589.07	8,744.41	8,733.45	8,795.43	8,939.23
1件当日数	2.38	2.32	2.27	2.21	2.14	2.10
1件当金額	15,754	15,343	15,271	14,503	14,323	14,219
1人当金額	132,354	131,785	133,533	126,664	125,981	127,109
歯科診療 1000人当件数	1,301.80	1,316.41	1,332.79	1,364.09	1,388.94	1,444.82
1件当日数	2.69	2.65	2.64	2.57	2.54	2.48
1件当金額	17,136	17,125	17,209	16,644	16,114	15,640
1人当金額	22,308	22,544	22,936	22,704	22,382	22,598
療養費等 1000人当件数	304.03	314.33	319.32	329.65	358.32	376.85

(注) 1 老人保健分を含む。
 2 平成14年度より3月～2月ベース（当該年3月から翌年2月）の値である。
 資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 件数	3,331,485	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479
金額	124,527,885	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902
葬祭給付 件数	631,095	626,940	652,733	686,496	705,653	735,756
金額	31,188,172	31,125,648	32,408,221	34,186,177	35,179,818	36,738,548
出産育児給付 件数	248,054	250,784	253,016	253,043	250,018	241,547
金額	75,927,047	76,824,443	77,517,741	77,773,125	76,928,206	74,549,406
その他 件数	2,452,336	2,857,586	3,292,167	3,757,019	3,955,981	4,187,176
金額	17,412,666	17,329,045	19,103,417	19,984,255	21,457,297	23,061,948

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保険料(税)現年分						
1世帯当調定額	162,336	166,990	165,660	163,842	160,282	160,346
被保険者1人当調定額	79,843	82,954	83,113	82,725	81,523	82,329
被保険者1人当収納額	73,860	76,686	76,440	75,661	74,436	75,059
収入(1人当金額)						
国庫支出金	74,252	73,986	78,297	74,873	78,152	78,792
事務費負担金	65	92	85	80	76	53
療養給付費等負担金	58,796	58,970	62,697	60,325	61,818	62,242
高額療養費共同事業負担金	938	977
普通調整交付金	10,971	11,529	12,202	11,417	12,706	12,945
特別調整交付金	3,570	3,109	3,163	2,922	2,478	2,426
その他	850	287	149	130	137	148
都道府県支出金	1,241	886	692	614	1,473	1,457
高額療養費共同事業負担金	934	977
その他	539	480
一般会計繰入金	7,155	6,762	7,156	7,392	7,513	7,472
支出(1人当金額)						
総務費	5,220	4,843	4,696	4,632	4,382	4,348
療養諸費	353,159	340,982	350,153	344,368	352,092	358,453
老人保健拠出金						
事務費	608	654	724	739	716	672
事業費	156
医療費	59,159	53,457	59,334	65,711	60,688	53,870
介護納付金	.	9,281	10,246	9,803	11,191	13,326
保健事業費	1,250	1,194	1,227	1,152	1,165	1,181

(注)1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	86,128,562	84,698,299	84,751,179	84,311,851	88,869,873	87,305,997
診療収入	58,380,709	59,513,810	60,174,327	56,841,520	60,471,266	59,021,163
入院	2,818,240	3,007,949	3,036,823	2,937,752	6,548,846	6,553,275
外来	53,972,659	54,770,027	55,120,060	51,902,085	51,528,248	50,035,458
その他	1,589,810	1,735,834	2,017,444	2,001,683	2,394,172	2,432,430
国庫支出金	230,218	138,997	181,666	142,448	49,209	166,926
繰入金	16,853,751	16,067,028	15,628,150	17,129,963	16,779,028	17,221,279
他会計	12,598,813	12,237,225	11,843,804	11,661,892	11,663,490	11,514,453
基金	1,258,311	634,944	1,004,270	2,536,936	1,423,813	2,646,908
事業勘定	2,996,627	3,194,859	2,780,076	2,931,135	3,691,725	3,059,918
前年度繰越金	4,731,982	5,121,828	5,363,648	5,845,408	5,522,028	5,386,294
その他	5,931,903	3,856,635	3,403,387	4,352,513	6,048,342	5,510,335
支出	84,325,412	82,133,397	81,820,762	81,934,162	86,175,841	84,410,884
総務費	42,743,983	43,730,121	42,895,249	41,995,712	44,935,176	45,058,578
医療費	27,954,686	28,023,014	28,509,177	27,603,476	27,864,985	27,311,838
給食費	364,991	361,418	362,434	322,453	372,734	363,310
施設整備費	6,259,423	2,671,764	3,165,212	5,328,110	5,837,942	3,228,698
公償費	2,754,892	2,978,835	3,017,984	3,094,968	3,196,059	3,178,770
その他	4,247,438	4,368,245	3,870,706	3,589,443	3,968,944	5,269,691
収支差引額	1,803,150	2,564,902	2,930,417	2,377,689	2,694,032	2,895,113
積立金保有額	10,239,436	14,376,259	11,256,129	9,540,688	8,191,809	6,901,106
市町村償	22,965,411	26,743,222	24,079,760	31,005,257	31,273,325	30,297,036

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保険料(税)現年分						
調定額	3,688,228,606	3,921,865,202	4,024,827,488	4,118,275,229	4,156,228,462	4,247,897,554
収納額	3,411,850,724	3,625,526,103	3,701,673,102	3,766,626,347	3,794,937,438	3,872,793,140
収納率(%)	92.55	92.49	92.02	91.52	91.37	91.23

(注)1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第90表 国民健康保険收支状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	9,537,006,841	10,025,266,969	10,552,768,329	10,491,264,682	11,383,987,421	11,764,758,426
保険料(税)	3,502,256,737	3,721,484,602	3,816,395,471	3,886,582,858	3,924,154,378	4,010,123,762
国庫支出金	3,429,956,214	3,497,863,465	3,791,592,715	3,727,393,556	3,984,394,896	4,065,427,771
事務費負担金	2,999,323	4,338,297	4,114,316	3,971,297	3,885,379	2,742,575
療養給付費等負担金	2,731,090,042	2,787,927,497	3,036,137,209	3,003,152,245	3,151,614,667	3,211,509,889
高額療養費共同事業負担金	47,827,710	50,389,985
調整交付金	656,594,438	692,008,243	744,098,305	713,825,618	774,081,603	793,122,932
その他の	39,272,411	13,589,428	7,242,885	6,444,396	6,985,538	7,662,390
療養給付費交付金	1,172,602,016	1,296,864,471	1,325,252,226	1,233,699,772	1,609,636,123	1,834,111,092
都道府県支出金	57,348,867	41,873,430	33,503,766	30,570,798	.	.
高額医療費共同事業負担金	47,618,883	50,394,715
その他の	27,485,819	24,780,825
保険基盤安定繰入金	215,197,003	248,191,116	271,772,543	293,969,791	.	.
保険税軽減分	321,349,637	341,797,170
保険者支援分	80,964,840	81,645,514
基準超過費用	3,451,087	3,235,285	3,233,628	1,827,552	1,932,226	2,189,750
職員給与等	144,714,293	158,899,151	160,733,716	166,279,127	163,710,100	165,517,484
出産育児一時金等	42,109,169	44,148,964	44,805,532	45,274,352	44,942,664	43,652,294
財政安定化支援事業	119,671,165	129,090,873	106,347,576	106,282,536	100,387,125	90,732,825
一般会計繰入金その他	330,534,605	319,710,019	346,530,804	367,986,652	383,051,545	385,548,170
基金繰入金	58,325,002	37,616,106	63,628,453	87,312,611	102,574,440	90,374,237
繰越金	314,506,681	334,004,579	391,595,895	385,700,702	342,097,613	311,600,981
その他の	146,334,003	192,284,908	197,376,003	158,384,376	249,687,132	266,861,835
支出	9,235,820,804	9,667,499,951	10,220,236,104	10,222,992,084	11,165,191,378	11,536,037,201
総務費	241,113,450	228,968,504	227,396,664	230,576,794	223,426,746	224,358,514
保険給付費	5,948,740,079	6,112,130,166	6,262,880,300	5,847,421,696	6,792,748,436	7,314,878,809
一般被保険者分	3,890,065,206	3,967,995,877	4,051,653,425	3,749,927,198	4,397,149,232	4,615,236,434
療養諸費	3,890,065,206	3,967,995,877	4,051,653,425	3,749,927,198	4,397,149,232	4,615,236,434
高額療養費	449,491,118	467,474,682	464,970,637	460,205,732	468,382,219	481,115,455
退職被保険者等分	1,383,247,869	1,444,085,980	1,508,489,445	1,396,624,256	1,629,235,778	1,891,985,920
療養諸費	1,383,247,869	1,444,085,980	1,508,489,445	1,396,624,256	1,629,235,778	1,891,985,920
高額療養費	77,659,524	83,385,848	84,160,251	84,048,382	138,881,203	165,591,229
育児諸費	24,395	14,650	20,502	17,390	54,151	38,811
出産育児諸費	75,952,991	76,850,019	77,551,982	77,811,782	76,950,947	74,578,898
葬祭諸費	31,200,033	31,135,575	32,417,502	34,190,509	35,203,723	36,747,035
その他の	17,434,219	17,371,108	19,126,125	20,016,059	21,463,857	23,097,825
審査支払手数料	23,664,725	23,816,427	24,490,431	24,580,390	25,427,327	26,487,202
老人保健拠出金	2,768,048,110	2,558,239,641	2,908,369,165	3,308,064,172	3,130,522,144	2,814,211,195
介護納付金	.	438,791,681	496,178,978	488,017,105	570,540,593	687,586,400
保健事業費	57,760,682	56,453,425	59,406,683	57,333,998	59,370,165	60,935,271
直診勘定繰出金	5,664,787	5,224,712	5,227,306	6,069,037	6,551,034	6,964,519
基金等積立金	.	.	.	38,501,326	26,713,835	34,734,118
前年度繰上充用金	68,281,552	70,823,251	71,173,632	81,383,920	98,732,831	117,587,301
その他の	146,212,144	196,868,571	189,603,376	165,624,038	256,585,594	274,781,074
収支差引	301,186,037	357,767,017	332,532,226	268,272,598	218,796,043	228,721,225
黒字被保険者分	372,008,040	428,929,398	413,875,760	367,215,490	336,316,196	345,945,508
赤字被保険者分	△70,822,004	△71,162,381	△81,343,535	△98,942,892	△117,520,152	117,224,283
市町村(組合)債	25,187	288,314	14,024	74,141	648,299	360,948
保険給付費未払費	1,787,808	1,114,453	42,868	1,015,174	46,118	50,972

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第91表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
事業所数	1,682,652	1,674,165	1,651,493	1,628,841	1,618,113	1,626,166
船舶所有者数	6,525	6,327	6,092	5,879	5,653	5,505
被保険者数	32,481,408	32,192,494	31,575,928	32,144,195	32,120,748	32,491,043
男	21,720,107	21,507,818	21,087,129	21,414,352	21,304,555	21,441,634
女	10,679,660	10,608,106	10,418,661	10,662,649	10,752,532	10,987,209
坑内員	2,842	2,656	906	918	893	874
船員	77,582	73,802	69,232	66,276	62,768	61,326
任意継続	1,217	112	—	—	—	—
船員任意継続(再掲)	—	—	—	—	—	—
平均標準報酬月額	315,353	318,688	318,679	314,489	313,893	313,679
男	361,901	365,917	365,143	359,249	358,875	358,607
女	220,278	222,587	224,311	224,292	224,394	225,663
坑内員	370,827	369,175	376,364	392,061	378,782	371,176
船員	370,737	366,382	366,802	362,128	377,137	373,815
任意継続	218,859	267,625	—	—	—	—
船員任意継続(再掲)	—	—	—	—	—	—

資料：社会保険庁「事業年報」

第92表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成17年3月末現在

標準報酬等級	月額 (千円)	被保険者数				
		計	男	女	坑内員	船員
総数		32,491,043	21,441,634	10,987,209	874	61,326
第1級	98	397,401	160,760	235,745	3	893
2	104	99,562	20,042	79,424	—	96
3	110	184,897	37,433	147,210	—	254
4	118	335,572	71,237	263,970	1	364
5	126	390,492	70,722	319,540	4	226
6	134	516,780	103,799	412,588	4	389
7	142	580,889	121,453	459,117	3	316
8	150	852,677	244,726	607,188	—	763
9	160	871,624	247,923	623,291	—	410
10	170	910,492	289,637	620,431	—	424
11	180	999,541	366,590	631,859	2	1,090
12	190	962,045	371,888	589,479	16	662
13	200	1,739,068	808,825	928,523	6	1,714
14	220	2,087,505	1,080,145	1,005,744	12	1,604
15	240	2,021,837	1,198,850	820,950	22	2,015
16	260	2,062,186	1,372,060	687,549	23	2,554
17	280	1,800,134	1,289,911	507,407	34	2,782
18	300	1,829,925	1,377,421	448,176	32	4,296
19	320	1,509,422	1,199,770	306,345	62	3,245
20	340	1,340,029	1,102,396	233,912	284	3,437
21	360	1,299,879	1,095,340	200,904	33	3,602
22	380	1,344,281	1,168,711	171,163	43	4,364
23	410	1,492,594	1,313,833	173,675	44	5,042
24	440	1,190,540	1,078,134	108,058	46	4,302
25	470	952,616	879,680	69,395	86	3,455
26	500	904,542	820,806	80,822	42	2,872
27	530	639,546	601,541	35,792	37	2,176
28	560	525,375	494,122	29,594	6	1,653
29	590	462,330	427,840	33,228	12	1,250
30	620	2,187,262	2,026,039	156,130	17	5,076

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。
資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成17年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合計	1,635,960	33,089,727	21,766,176	11,322,694	857	314,771	359,870	228,071	365,566
農林水産業	15,766	143,536	102,669	40,867	—	267,501	296,387	194,934	—
鉱業	4,179	78,936	66,424	11,937	575	342,994	363,580	227,041	372,035
総合工事業	119,201	1,398,067	1,181,685	216,337	45	339,875	361,321	222,721	400,978
職別工事業	78,688	537,516	450,280	87,236	—	327,385	346,638	228,012	—
設備工事業	78,609	787,583	672,951	114,620	12	341,916	360,844	230,783	364,833
食料品・たばこ製造業	34,005	1,021,156	589,345	431,810	1	275,607	340,818	186,605	410,000
繊維製品製造業	24,518	398,489	187,222	211,267	—	254,748	334,052	184,471	—
木製品・家具等製造業	20,508	235,341	175,744	59,596	1	277,840	303,913	200,954	220,000
紙製品製造業	7,547	220,064	168,128	51,936	—	316,963	350,382	208,781	—
印刷・同関連産業	25,234	455,852	337,944	117,908	—	332,382	363,872	242,127	—
化学工業・同類似業	28,253	1,094,855	842,821	252,030	4	355,081	391,113	234,588	238,000
金属工業	42,460	986,252	813,774	172,434	44	345,566	370,072	229,907	374,773
機械器具製造業	70,886	3,519,350	2,822,218	697,132	—	355,429	387,811	224,334	—
その他の製造業	26,482	855,253	672,841	182,392	20	362,657	397,883	232,713	330,000
卸売業	130,051	2,275,605	1,580,024	695,558	23	328,314	369,846	233,973	257,739
飲食料品小売業	53,011	718,161	412,956	305,205	—	271,245	329,108	192,952	—
飲食料品以外の小売業	155,819	2,530,408	1,472,404	1,058,001	3	281,909	333,284	210,412	266,667
金融・保険業	20,993	1,338,949	715,978	622,971	—	362,223	456,582	253,776	—
不動産業	66,713	455,321	303,573	151,747	1	320,898	358,294	246,085	470,000
道路貨物運送業	32,372	1,042,491	914,711	127,780	—	314,200	325,689	231,958	—
その他の運輸業	25,637	1,265,623	1,093,590	172,030	3	317,860	332,469	224,991	327,333
情報通信業	51,089	1,781,819	1,335,728	446,087	4	378,287	408,957	286,450	427,500
電気・ガス・熱供給・水道業	9,291	293,796	249,468	44,328	—	424,378	449,529	282,836	—
飲食店	37,976	509,140	315,722	193,416	2	264,461	304,160	199,659	290,000
宿泊業	12,869	302,951	174,950	128,000	1	251,485	291,066	197,386	260,000
医療業・保健衛生	74,916	1,945,257	452,764	1,492,491	2	286,823	377,723	259,247	134,000
社会保険・社会福祉・介護事業	44,322	1,105,687	311,500	794,174	13	239,809	290,479	219,934	278,462
教育・学習支援業	20,556	330,532	156,953	173,579	—	276,214	327,814	229,555	—
複合サービス業	14,401	386,891	244,577	142,313	1	260,513	297,105	197,627	142,000
物品賃貸業	8,985	164,901	114,954	49,947	—	306,089	341,854	223,776	—
対個人サービス業	31,018	441,652	208,077	233,575	—	269,831	320,476	224,714	—
労働者派遣業	6,250	662,452	213,442	449,010	—	244,341	278,694	228,011	—
その他の対事業所サービス業	34,157	1,008,500	683,138	325,358	4	268,846	301,017	201,299	192,500
修理業	41,184	352,829	292,677	60,152	—	309,512	327,278	223,069	—
娯楽業	14,517	365,154	209,075	156,079	—	271,900	312,416	217,627	—
廃棄物処理業	13,299	172,205	135,934	36,267	4	309,454	325,353	249,859	357,500
学術研究機関	3,754	76,647	42,370	34,276	1	330,944	407,989	235,696	620,000
政治・経済・文化団体	31,840	245,907	136,593	109,314	—	302,218	353,676	237,918	—
その他のサービス業	109,541	1,141,616	771,434	370,089	93	332,145	371,525	250,048	373,075
公務	15,063	442,983	139,538	303,445	—	192,613	237,007	172,199	—

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。
資料：社会保険庁調べ

第97表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
徴収決定額	20,621,125,145	20,491,594,331	20,417,604,799	20,676,840,368	19,647,120,213	19,802,162,276
前年度からの繰越額	348,397,389	381,827,461	411,836,976	429,389,061	420,308,996	350,475,159
本年度分	20,272,727,756	20,109,766,870	20,005,767,822	20,247,451,307	19,226,811,216	19,451,687,117
取納済額	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614
不納欠損額	26,672,641	25,519,148	48,604,253	50,228,591	52,090,675	47,181,026
取納未済額	384,597,277	414,858,424	433,013,994	423,247,204	352,495,557	301,281,637
取納率(%)	98.0	97.9	97.6	97.7	97.9	98.2

資料：社会保険庁「事業年報」

第98表 厚生年金保険収支状況

(i) 厚生保険特別会計年金勘定

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収 入	31,875,258,462	30,698,925,264	29,788,556,772	30,888,444,786	31,102,189,489	32,847,701,976
保 険 料	20,209,855,227	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614
国庫負担金	3,635,618,854	3,720,885,751	3,816,383,180	4,003,622,223	4,104,518,651	4,279,206,064
拠出金収入等	970,032,637	634,731,798	592,786,688	2,124,535,660	552,228,046	490,097,002
国共済組合連合会等拠出金収入	32,716,859	32,716,859	32,716,859	27,292,226	37,249,860	38,322,337
積立金相当額納付金	484,209,387	188,778,744	162,133,485	1,724,256,336	172,692,180	137,371,020
職域等費用納付金	425,557,607	413,236,194	397,936,344	372,987,097	342,286,006	314,403,646
旧制度間調整法調整拠出金収入	27,548,784
国年特会より受入	2,303,639,745	1,957,354,774	1,556,579,221	1,424,025,239	1,392,064,117	1,606,020,560
解散厚生年金基金等徴収金	3,496,506,727	5,385,413,212
利子(運用収入)	4,728,593,834	4,306,656,638	3,860,738,911	3,107,090,884	2,288,443,188	1,612,514,924
年金資金運用基金納付金	—	—	—	—	—	—
その他の収入	27,518,165	28,079,544	26,082,220	25,806,207	25,894,780	20,750,600
支 出	27,927,062,120	28,621,029,252	29,281,820,301	30,587,757,783	31,440,137,076	32,611,812,555
保 険 給 付 費	18,736,442,631	19,154,365,996	19,622,797,727	20,346,570,347	20,814,004,846	21,538,042,126
旧制度間調整法調整交付金	27,588,939
国年特会へ繰入	8,823,468,689	9,127,239,624	9,304,796,282	9,896,099,409	10,298,563,649	10,787,386,578
業務勘定へ繰入	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916
その他の支出	112,105,139	118,549,283	123,070,822	124,871,135	120,059,580	95,736,935
差引収支過不足額	3,948,196,343	2,077,896,012	506,736,471	300,687,003	△ 337,947,586	235,889,421
積立金から補足	—	—	—	—	337,947,586	—
業務勘定から積立金への繰入	5,971,999	3,761,826	6,231,428	8,262,238	6,740,937	14,967,843
積立金へ繰入	3,954,168,342	2,081,657,838	512,967,899	308,949,242	6,740,937	250,857,264
年度末現在積立金	134,798,755,510	136,880,413,347	137,393,381,246	137,702,330,488	137,411,034,529	137,661,891,793

- (注) 1 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。
- 2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。
- 3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成16年度末の時価ベースの積立金額は、約138.2兆円である。平均利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りである。なお、平成16年度の財務省財政融資資金への預託金の運用利回りは、2.06%である。平成16年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、2.73%である。
- 4 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

(ii) 厚生保険特別会計業務勘定

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収 入	643,380,906	628,152,515	629,884,656	588,496,610	569,240,245	539,802,386
国庫負担金	82,855,381	83,511,304	84,422,886	83,104,166	83,103,555	81,672,726
他勘定より受入	377,994,782	369,109,099	376,802,077	339,972,978	321,364,765	295,017,697
健康勘定より受入	150,538,060	148,234,750	145,646,607	119,756,087	113,855,764	104,370,781
年金勘定より受入	227,456,722	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916
児童手当収入	138,809,298	137,716,509	136,899,332	136,982,743	134,741,469	133,691,715
特別保健福祉事業資金より受入	23,953,412	18,316,053	12,934,941	8,993,908	8,999,964	8,999,984
その他の収入	19,768,033	19,499,550	18,825,420	19,442,815	21,030,492	20,420,264
支 出	619,455,035	610,692,703	611,477,118	573,686,806	553,237,799	508,538,601
事 務 費	141,355,305	139,860,184	145,460,094	142,943,733	147,165,023	144,467,139
保 健 事 業 費	90,101,572	90,445,838	92,765,534	79,353,897	80,661,139	73,748,389
福 祉 事 業 費	219,187,811	218,353,635	217,933,885	200,844,644	177,744,051	144,671,168
特別保健福祉事業	23,680,747	18,304,094	12,925,196	8,972,732	8,998,943	8,999,984
児童手当勘定へ繰入	137,030,437	135,906,721	135,059,923	135,157,506	132,902,297	131,905,204
その他の支出	8,099,163	7,822,230	7,332,485	6,414,294	5,766,347	4,746,716
差引収支過不足額	23,925,872	17,459,812	18,407,538	14,809,804	16,002,446	31,263,785

(注) 1 「差引収支過不足額」のうち、「他勘定より受入」から「保健事業費」「福祉事業費」及び「事務費」の一部を差し引いた額は、健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられる。残りは業務勘定において翌年度に繰り越され、その額は翌年度の収入の「その他」に含まれる。

2 平成9年度より旧公共企業体共済組合が統合されたことにより区分等に変更があった。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第99表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
基金数	1,801	1,737	1,656	1,357	838	687
設立事業所数	177,368	170,790	162,041	148,510	136,625	130,196
加入員数	11,395,527	10,871,483	10,385,707	8,351,440	6,152,009	5,309,784
男	8,298,011	7,941,899	7,590,266	6,000,623	4,413,866	3,784,701
女	3,097,478	2,929,584	2,795,441	2,350,817	1,738,143	1,525,083
坑内員	38
平均標準給与月額	349,231	350,795	348,824	345,509	336,809	331,022
男	392,351	393,213	390,061	387,245	374,439	366,767
女	233,713	235,803	236,856	238,975	241,253	241,419
坑内員	271,316

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。
資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第100表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計件数	4,682,329	4,991,811	5,292,172	5,009,869	4,469,078	4,405,537
金額	2,040,760,257	2,269,244,569	2,476,567,606	2,084,861,775	1,442,366,237	1,139,597,692
基金裁定件数	3,512,433	3,698,697	3,863,745	3,422,589	2,709,054	2,481,443
金額	1,978,764,112	2,199,006,189	2,397,317,951	1,995,026,060	1,341,628,404	1,029,187,546
企業年金連合会裁定件数	1,169,896	1,293,114	1,428,427	1,587,280	1,760,024	1,924,094
金額	61,996,144	70,238,380	79,249,655	89,835,715	100,737,833	110,410,146

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。
資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第101表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計件数	457,637	495,169	510,631	462,632	302,828	242,725
金額	551,489,198	664,789,916	771,949,195	627,028,978	310,632,606	149,146,139
脱退一時金件数	361,099	370,810	370,361	325,987	217,049	176,016
金額	134,548,633	144,717,641	158,433,861	126,406,338	70,136,233	45,232,593
遺族一時金件数	14,277	14,830	15,064	14,384	10,979	8,802
金額	46,398,339	49,584,223	50,102,586	47,666,671	24,969,287	12,633,671
選択一時金件数	82,261	109,529	125,206	122,261	74,800	57,907
金額	370,542,226	470,488,053	563,412,749	452,955,969	215,527,086	91,279,873

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。
資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第102表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
年金	435,843	454,593	467,968	470,045	322,744	258,674
一時金	1,205,080	1,342,552	1,511,755	1,355,352	1,025,772	614,466
脱退一時金	372,609	390,274	427,782	387,765	323,135	256,980
死亡一時金	3,249,866	3,343,508	3,325,982	3,313,868	2,274,277	1,435,318
選択一時金	4,504,470	4,295,557	4,499,886	3,704,828	2,281,378	1,576,318

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第103表 加入件数

年度末現在

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《適格退職年金》						
合計	77,563	73,913	66,752	59,162	52,761	45,090
生保会社	67,623	64,249	57,433	50,463	44,747	37,725
全共連	709	581	532	459	446	427
信託銀行	9,231	9,083	8,787	8,240	7,568	6,938
《確定給付企業年金》						
合計	.	.	15	312	987	1,432
生保会社	.	.	3	89	329	563
全共連	.	.	—	3	6	10
信託銀行	.	.	12	220	652	859

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。
 2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。
 資料：(社)生命保険協会調べ

第104表 加入者数

年度末現在（単位 万人）

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《適格退職年金》						
合計	992	915	858	777	653	567
生保会社	562	513	469	420	361	313
全共連	12	12	11	11	11	10
信託銀行	418	390	377	345	281	243
《確定給付企業年金》						
合計	.	.	3	135	314	384
生保会社	.	.	0	14	64	87
全共連	.	.	—	0	0	0
信託銀行	.	.	3	120	249	296

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。
 2 東京生命分については、平成12年度までは本表に含まれない。
 資料：(社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第105表 国民年金被保険者数

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総数	32,861,433	33,068,030	33,407,544	33,603,769	33,494,021	33,162,957
第1号被保険者	20,877,588	21,246,771	21,774,826	22,064,406	22,077,392	21,827,909
任意加入被保険者	297,590	290,573	299,060	303,510	322,508	341,612
第3号被保険者 (再掲)	11,686,255	11,530,686	11,333,658	11,235,853	11,094,121	10,993,436
付加保険料納付被保険者	821,705	781,545	718,368	679,687	688,809	764,512
強 制	258,443	242,159	122,416	102,002	94,009	89,414
任 意	563,262	539,386	595,952	577,685	594,800	675,098
保険料免除被保険者	4,427,663	3,697,626	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948
法 定 免 除	931,616	956,501	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863
申 請 免 除	3,496,047	2,741,125	2,769,809	1,780,860	2,027,909	2,176,085
全 額	.	.	.	1,436,907	1,649,462	1,761,775
半 額	.	.	.	343,953	378,447	414,310

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
印紙売りさばき 代金収納済額	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	.	.	.
保険料収納済歳入額	2,002,222,182	1,964,825,904	1,959,177,513	1,843,704,663	1,962,655,695	1,935,433,644
付加保険料(再掲)	3,835,339	3,613,147	3,475,599	.	.	.
印紙収入検認額	1,899,900,471	1,856,609,959	1,838,954,926	.	.	.
付加保険料(再掲)	3,820,050	3,599,233	3,459,251	.	.	.
現年度保険料	.	.	.	1,739,780,580	1,824,223,971	1,786,079,596
過年度保険料	89,578,612	92,331,855	100,469,750	103,924,083	138,431,724	149,354,048
付加保険料(再掲)	11,348	8,649	9,942	.	.	.
前納保険料	1,197,060	1,664,473	1,910,801	.	.	.
付加保険料(再掲)	3,942	5,265	6,407	.	.	.
追納保険料	11,546,039	14,219,616	17,842,036	.	.	.
(再掲)
前納保険料	.	.	.	390,685,342	408,518,334	420,111,755
追納保険料	.	.	.	18,795,918	26,654,838	33,167,290

(注) 1 平成14年度から法改正により保険料徴収が市町村から国になったため、区分に変更がある。
 2 平成14年度以降の「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。
 3 平成14年度以降の「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。
 資料：社会保険庁「事業年報」

第107表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員	576,940	559,870	560,777	563,902	535,287	501,317
金額	392,217,896	384,938,888	383,604,477	387,378,925	362,627,523	343,481,176
老齢基礎年金 人員	446,306	435,057	437,549	440,775	409,318	374,721
金額	284,371,134	281,570,449	281,078,664	284,698,055	258,455,536	238,756,061
障害基礎年金 人員	74,749	72,724	73,606	74,902	78,110	80,541
金額	67,529,415	65,581,577	66,382,672	67,412,926	69,503,829	71,384,740
遺族基礎年金 人員	48,123	45,164	43,320	42,217	41,980	40,587
金額	36,930,633	34,705,718	33,358,729	32,613,699	32,123,702	31,017,674
老 齢 年 金 人員	332	261	237	211	194	151
金額	174,102	138,523	122,834	111,692	102,218	77,110
通算老齢年金 人員	1,681	1,341	1,102	948	950	951
金額	276,462	237,733	194,806	152,353	148,847	151,107
障 害 年 金 人員	325	327	231	228	221	199
金額	279,643	282,119	197,588	194,424	181,852	164,309
母 子 年 金 人員	—	—	1	—	—	—
金額	—	—	1,267	—	—	—
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
寡 婦 年 金 人員	5,424	4,996	4,731	4,621	4,514	4,167
金額	2,656,507	2,422,770	2,267,916	2,195,777	2,111,541	1,930,176

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 人員	18,794,678	19,736,770	20,668,965	21,652,589	22,543,518	23,431,323
金額	11,069,950,349	11,835,987,518	12,582,975,235	13,359,790,800	13,943,261,787	14,592,315,313
老 齢 基 礎 年 金 人員	10,539,065	11,763,913	12,990,383	14,269,266	15,458,502	16,639,321
金額	6,931,645,176	7,795,287,972	8,646,255,856	9,527,065,079	10,248,095,417	11,008,660,116
障 害 基 礎 年 金 人員	1,265,675	1,309,985	1,352,764	1,395,812	1,440,793	1,487,669
金額	1,165,695,594	1,202,377,510	1,237,747,808	1,273,290,567	1,298,644,619	1,332,928,775
遺 族 基 礎 年 金 人員	317,410	317,321	313,849	308,770	303,542	297,507
金額	248,145,238	248,589,420	246,530,293	243,365,865	237,709,988	232,616,465
老 齢 年 金 人員	4,551,419	4,297,230	4,039,346	3,784,223	3,526,596	3,275,298
金額	2,131,232,792	2,018,331,120	1,903,094,852	1,788,854,586	1,658,107,685	1,541,010,822
通 算 老 齢 年 金 人員	1,889,982	1,828,844	1,764,146	1,696,578	1,625,295	1,551,872
金額	405,921,636	394,454,001	382,149,592	369,173,144	352,153,401	336,849,050
障 害 年 金 人員	171,805	163,315	155,035	147,067	139,378	131,824
金額	155,891,405	148,085,475	140,438,150	133,119,446	124,937,859	117,723,476
母 子 年 金 人員	3,732	2,278	1,261	584	203	61
金額	3,542,518	2,140,887	1,176,925	544,704	189,842	61,571
準 母 子 年 金 人員	4	4	2	—	—	—
金額	4,142	4,142	2,071	—	—	—
遺 児 年 金 人員	51	29	17	10	7	7
金額	39,296	22,749	13,099	7,469	5,011	4,996
寡 婦 年 金 人員	55,535	53,851	52,162	50,279	49,202	47,764
金額	27,832,551	26,694,244	25,566,590	24,369,940	23,417,965	22,460,042

資料：社会保険庁「事業年報」

第108表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	94	58	48	29	25	23
金額	38,728	23,896	19,776	11,948	10,208	9,363
老 齢 福 祉 年 金 件数	94	58	48	29	25	23
金額	38,728	23,896	19,776	11,948	10,208	9,363
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	229,636	185,195	144,639	110,048	84,619	64,020
金額	94,609,120	76,299,428	59,590,660	45,339,168	34,548,737	26,062,542
老 齢 福 祉 年 金 件数	229,633	185,192	144,637	110,046	84,617	64,020
金額	94,608,796	76,299,104	59,590,444	45,338,952	34,548,521	26,062,542
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	23,523	18,176	14,102	10,324	7,655	5,770
金額	5,715,869	4,376,094	3,313,532	2,366,294	1,690,518	1,266,252
全 部 支 給 停 止 件数	58,444	48,437	37,303	28,345	22,291	17,364
老 齢 特 別 給 付 金 件数	3	3	2	2	2	—
金額	324	324	216	216	216	—
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給額である。
資料：社会保険庁「事業年報」

第109表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《基礎年金勘定》						
収入	14,346,243,728	14,779,811,889	15,220,200,359	15,966,496,187	16,745,977,288	17,557,477,711
抛入金等収入	14,302,090,122	14,743,747,920	15,194,124,371	15,943,720,229	16,732,360,996	17,544,818,348
運用収入	38,620,485	30,440,730	20,910,118	17,463,098	7,898,705	8,256,820
雑収入	5,533,120	5,623,239	5,165,869	5,312,859	5,717,587	4,402,543
支出	13,384,214,597	13,773,715,750	14,074,067,289	14,599,325,058	15,217,449,565	16,008,558,685
基礎年金給付費	7,614,619,305	8,477,441,020	9,363,319,032	10,249,367,215	11,073,549,445	11,811,814,632
基礎年金相当給付費繰入及交付金	5,769,468,793	5,296,171,300	4,710,666,538	4,349,884,802	4,143,792,614	4,196,665,570
諸支出金	126,499	103,430	81,719	73,041	107,506	78,484
収支差引	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026
翌年度へ繰越	962,029,131	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収入	6,327,637,609	6,188,788,825	6,038,863,727	5,822,400,655	5,767,669,986	5,570,879,860
保険料収入	2,002,526,984	1,967,840,647	1,953,759,943	1,895,793,250	1,962,655,695	1,935,433,644
一般会計より受入	1,322,664,124	1,363,650,972	1,430,705,811	1,456,538,388	1,496,285,266	1,521,881,737
基礎年金勘定より受入	2,674,773,497	2,570,129,176	2,424,546,596	2,277,134,154	2,153,429,366	2,007,558,385
運用収入	323,554,010	282,833,674	226,287,107	189,718,311	152,278,606	104,365,035
雑収入	4,118,995	4,334,356	3,564,269	3,216,551	3,021,053	1,641,059
支出	5,832,427,705	5,836,132,117	5,920,466,781	5,870,881,372	5,817,680,878	5,741,559,772
国民年金給付費	2,778,099,151	2,645,403,018	2,513,268,392	2,381,898,322	2,229,305,316	2,088,781,846
基礎年金勘定へ繰入	2,971,636,833	3,092,488,405	3,287,081,698	3,369,340,268	3,485,304,301	3,543,719,527
諸支出金	24,012,319	26,306,955	25,774,465	25,956,835	26,117,887	27,199,888
業務勘定へ繰入	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511
収支差引	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	495,209,903	352,656,708	118,396,946	—	—	—
積立金から補足	—	—	—	48,480,718	50,010,892	170,679,913
年度末現在積立金	9,461,723,689	9,820,795,696	9,949,014,922	9,910,835,492	9,861,171,654	9,699,147,638

《福祉年金勘定》						
収入	88,584,192	78,239,807	64,013,521	45,900,834	34,525,069	28,460,839
一般会計より受入	80,733,521	68,369,407	48,310,420	31,761,108	27,602,518	23,505,550
雑収入等	7,850,671	9,870,399	15,703,101	14,139,726	6,922,551	4,955,289
支出	78,932,547	62,669,906	49,990,198	39,057,445	29,620,153	22,442,777
福祉年金給付費	78,932,500	62,669,846	49,989,337	39,057,441	29,620,016	22,442,777
諸支出金	47	60	861	4	137	0
収支差引	9,651,645	15,569,900	14,023,323	6,843,388	4,904,916	6,018,062
《業務勘定》						
収入	2,087,027,073	2,046,114,028	2,030,840,249	233,867,782	150,207,273	155,886,422
一般会計より受入	124,328,759	111,425,082	99,320,519	74,575,064	69,513,651	69,417,080
印紙売さばき収入	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	62,856,847	—	—
国民年金勘定より受入	58,679,402	71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511
雑収入等	3,813,639	3,130,504	3,640,149	2,749,924	3,740,249	4,610,831
支出	2,080,389,162	2,036,190,573	2,018,700,757	220,049,186	145,598,534	144,618,991
業務取扱費	163,327,575	159,096,619	167,377,281	140,891,547	131,007,614	132,078,642
施設整備費	39,491	15,901	16,530	447,058	783,999	285,066
諸支出金(印紙買戻費)	—	—	—	10,768,259	—	—
国民年金勘定へ繰入	1,900,205,273	1,859,624,703	1,833,537,356	52,088,587	—	—
福祉施設費	16,816,824	17,453,350	17,769,590	15,853,734	13,806,921	12,255,283
収支差引	6,637,911	9,923,455	12,139,492	13,818,596	4,471,619	11,267,431
翌年度へ繰越	2,060,788	3,508,155	2,317,213	3,517,308	4,124,565	2,611,535
国民年金勘定積立金へ繰入	4,577,123	6,415,299	9,822,279	10,301,288	347,054	8,655,897

(注) 1 国民年金特別会計の決算額による。
 2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法(昭和34年法律141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。
 3 国民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成16年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。平均利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りである。また、平成16年度の財務省財政融資資金への預託金の運用利回りは、2.02%である。平成16年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、2.77%である。

資料：社会保険庁「事業年報」

6 農業者年金基金

第110表 農業者年金被保険者数

年度末現在（単位 人）

区分	総数	通常加入	政策支援加入	政策支援加入						未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
平成13年度(2001)	61,756	28,677	33,079	13,022	18	850	1,447	42	17,700	0
14 (2002)	71,570	32,036	38,920	16,301	28	1,749	1,719	95	19,028	614
15 (2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424
16 (2004)	64,905	39,590	23,417	19,193	8	2,360	1,726	130	0	1,898
17 (2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	・	558

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。
 項目説明は、以下のとおり。
 通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者
 政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者
 政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者
 政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者
 政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者
 政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者（平成16年12月31日までの特例措置）
 未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第111表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)	17(2005)
経営移譲年金 人員	653,767	644,467	631,603	613,592	593,728	571,507
金額	88,136,579	74,258,334	76,754,826	77,813,151	78,305,555	78,338,422
農業者老齢年金 人員	583,695	567,646	551,412	531,711	510,433	487,252
金額	90,212,898	89,163,122	87,927,209	86,001,008	83,732,540	81,159,196

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第112表 農業者年金年金勘定経理状況

平成16年4月1日～平成17年3月31日（単位 千円）

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買貸借等勘定	調整	計
収	2,795,972	17,077,177	173,316,477	594,163	454,129	193,329,661
経常収益	2,795,972	17,077,177	171,357,253	572,640	454,129	191,348,914
運営費交付金収益	527,525	951,818	2,300,253	110,487	—	3,890,085
保険料収入	—	14,621,813	—	—	—	14,621,813
運用収益	219,030	1,489,267	—	—	—	1,708,298
農地等割賦利息収入	—	—	—	36,150	—	36,150
貸付利息収入	—	—	454,129	211,945	454,129	211,945
補助金等収益	2,045,814	—	149,212,684	201,733	—	151,460,231
財源措置予定額収益	—	—	19,340,000	—	—	19,340,000
資産見返運営費交付金戻入	183	331	540	140	—	1,195
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	27,770	7,344	—	44,507
財務収益	1	2	40	3	—	47
雑益	72	7,895	21,835	4,836	—	34,639
当期純損失	—	—	1,959,224	21,522	—	1,980,746
費	2,795,972	17,077,177	173,316,477	594,163	454,129	193,329,661
経常費用	2,795,972	17,077,177	173,315,972	593,730	454,129	193,328,723
年金事業費	2,264,845	15,973,502	168,458,364	—	—	186,696,712
貸付事業費	—	—	—	22,042	—	22,042
その他の業務費	409,437	739,126	2,246,084	80,913	—	3,475,562
一般管理費	121,688	219,206	330,962	35,735	—	707,593
財務費用	—	—	2,260,344	454,129	454,129	2,260,344
雑損失	—	145,342	20,217	910	—	166,469
臨時損失	—	—	505	432	—	937

平成17年4月1日～平成18年3月31日（単位 千円）

区分	特例付加年金勘定	農業者老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買貸借等勘定	調整	計
収	2,810,119	21,493,520	166,670,415	469,564	353,020	191,090,600
経常収益	2,810,119	21,493,520	165,356,128	461,150	353,020	189,767,899
運営費交付金収益	375,902	1,044,870	2,234,985	99,802	—	3,755,560
保険料収入	—	14,630,678	—	—	—	14,630,678
運用収益	823,904	5,803,253	—	—	—	6,627,157
農地等割賦利息収入	—	—	—	25,052	—	25,052
貸付利息収入	—	—	353,020	170,014	353,020	170,014
補助金等収益	1,605,199	—	149,422,471	156,319	—	151,183,989
財源措置予定額収益	—	—	13,280,000	—	—	13,280,000
資産見返運営費交付金戻入	1,689	3,797	4,889	1,542	—	11,918
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	24,771	6,060	—	40,223
財務収益	—	—	0	2	—	2
雑益	80	4,873	35,991	2,356	—	43,301
臨時利益	—	—	23,606	—	—	23,606
当期純損失	—	—	1,290,680	8,413	—	1,299,094
費	2,810,119	21,493,520	166,670,415	469,564	353,020	191,090,600
経常費用	2,810,119	21,493,520	166,670,151	469,365	353,020	191,090,137
年金事業費	2,429,103	20,259,477	161,826,488	—	—	184,515,069
貸付事業費	—	—	—	9,108	—	9,108
その他の業務費	300,743	833,095	2,149,148	72,430	—	3,355,417
一般管理費	80,272	221,843	308,415	33,663	—	644,195
財務費用	—	—	2,382,880	353,020	353,020	2,382,880
雑損失	—	179,104	3,219	1,142	—	183,465
臨時損失	—	—	264	199	—	463

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第113表 国家公務員共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険第2号被保険者	計	長期短期
平成12年度(2000)	1,144,960	1,115,505	126	3,701	25,628	6,520,678	1,506,717	1,484,138
13 (2001)	1,138,437	1,106,872	129	3,531	27,905	6,591,213	1,489,652	1,464,469
14 (2002)	1,130,181	1,098,794	129	3,425	27,833	6,582,497	1,469,200	1,443,213
15 (2003)	1,122,813	1,087,842	134	3,240	31,597	555,904	1,447,895	1,418,154
16 (2004)	1,116,494	1,082,841	141	3,274	30,238	554,105	1,419,223	1,390,137
平成16年度								
衆議院	2,790	2,686	—	—	104	1,344	2,197	2,112
参議院	1,368	1,328	—	—	40	754	1,354	1,312
内閣	8,341	8,065	52	78	146	4,143	11,104	10,961
総務省	7,087	6,798	15	150	124	3,993	8,400	8,323
法務省	30,534	29,831	6	16	681	15,466	38,455	37,788
外務省	5,576	5,481	6	15	74	1,310	7,647	7,550
財務省	80,347	78,126	5	461	1,755	43,220	114,307	112,501
文部科学省	144,385	139,664	8	494	4,219	86,842	182,077	178,400
厚生労働省	31,793	31,046	18	473	256	16,548	37,916	37,720
農林水産省	33,068	31,970	5	194	899	19,235	53,110	52,117
経済産業省	13,021	12,369	5	372	275	6,945	16,153	15,894
国土交通省	68,602	66,739	17	937	909	35,755	104,912	104,084
裁判所	27,508	26,325	—	6	1,177	13,505	26,350	25,559
会計検査院	1,339	1,296	—	21	22	736	1,375	1,364
防衛庁	272,213	267,716	4	2	4,491	95,097	349,174	344,233
刑務	21,701	21,219	—	1	481	12,894	34,866	34,393
厚生労働省第二	56,311	54,595	—	4	1,712	28,562	42,611	41,879
社会保険職員	16,843	16,694	—	—	149	7,099	16,725	16,617
林野庁	9,139	8,787	—	31	321	6,414	13,901	13,581
日本郵政公社	272,717	260,697	—	19	12,001	149,286	348,991	336,291
連合会職員	11,811	11,409	—	—	402	4,957	7,598	7,458

- (注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。
 2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。
 3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。
 4 平成14年度以前の「介護保険」は、年度累計の数値である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

者数	(再掲)介護保険	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額						
			任意継続	長期組合員	継続長期	短期組合員	任意継続	平均	
								短期適用	長期適用
22,579	3,303,010	1.33	0.88	409,542	550,359	980,000	354,789	416,170	410,007
25,183	3,382,636	1.32	0.90	411,788	551,015	980,000	362,680	418,644	412,231
25,987	3,384,515	1.31	0.93	405,921	551,087	980,000	365,986	412,119	406,373
29,741	283,626	1.30	0.94	402,216	547,034	980,000	356,295	407,764	402,646
29,086	280,870	1.28	0.96	406,133	542,181	980,000	353,448	412,154	406,543
85	537	0.79	0.82	454,862	—	—	434,327	486,376	454,862
42	360	0.99	1.05	490,256	—	—	503,750	529,284	490,256
143	2,314	1.35	0.98	459,412	549,103	980,000	380,411	484,041	460,271
77	1,887	1.22	0.62	443,822	485,933	980,000	369,919	457,022	444,731
667	8,430	1.27	0.98	428,051	603,125	980,000	393,260	438,606	428,145
97	901	1.38	1.31	466,710	610,000	980,000	467,838	498,534	467,102
1,806	25,333	1.44	1.03	461,924	545,163	980,000	395,647	467,502	462,412
3,677	41,502	1.28	0.87	461,421	488,947	980,000	383,911	470,632	461,519
196	7,575	1.21	0.77	417,545	541,480	980,000	365,664	422,612	419,405
993	10,550	1.63	1.10	425,176	561,649	980,000	368,343	430,266	425,999
259	3,621	1.28	0.94	484,910	548,925	980,000	399,782	505,061	486,779
828	24,025	1.56	0.91	441,409	568,858	980,000	335,182	448,239	443,173
791	5,399	0.97	0.67	422,265	570,000	—	321,886	440,702	422,299
11	354	1.05	0.50	479,900	567,619	—	387,727	503,483	481,298
4,941	55,100	1.29	1.10	356,403	545,000	980,000	343,216	359,901	356,404
473	7,896	1.62	0.98	447,182	410,000	—	368,607	449,471	447,180
732	6,218	0.77	0.43	394,790	605,000	—	326,657	415,999	394,805
108	2,929	1.00	0.72	376,789	—	—	339,329	377,488	376,789
320	3,699	1.55	1.00	402,527	530,645	—	315,109	403,535	402,978
12,700	70,828	1.29	1.06	386,027	511,053	—	342,086	385,647	386,036
140	1,412	0.65	0.35	407,752	—	—	354,652	433,058	407,752

第115表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
組合員分件数	5,942,838	6,028,798	6,133,162	6,133,430	5,904,572	5,841,968
日数	12,209,680	12,142,523	12,074,807	11,658,049	11,095,787	10,686,514
金額	81,587,742	82,643,258	82,944,342	80,935,998	71,345,656	67,719,041
一般診療件数	4,816,704	4,888,231	4,986,098	4,932,012	4,755,106	4,692,256
日数	9,370,863	9,314,991	9,287,835	8,911,002	8,392,866	8,067,258
金額	67,872,744	68,941,172	69,141,269	67,305,364	59,509,447	56,597,057
入院件数	94,451	93,700	90,106	88,216	84,717	79,377
日数	1,107,031	1,081,156	1,024,530	989,109	919,445	854,028
金額	24,955,652	25,566,050	25,048,105	24,512,060	21,170,968	19,883,048
外来件数	4,722,253	4,794,531	4,895,992	4,843,796	4,670,389	4,612,879
日数	8,263,832	8,233,835	8,263,305	7,921,893	7,473,421	7,213,230
金額	42,917,092	43,375,122	44,093,163	42,793,303	38,338,479	36,714,009
歯科診療件数	1,126,134	1,140,567	1,147,064	1,201,418	1,149,466	1,149,712
日数	2,838,817	2,827,532	2,786,972	2,747,047	2,702,921	2,619,256
金額	13,714,998	13,702,085	13,803,073	13,630,634	11,836,209	11,121,984
被扶養者分件数	9,831,369	9,904,704	10,060,189	10,103,128	10,014,350	9,973,680
日数	20,241,671	20,093,799	7,333,938	19,631,300	19,218,063	18,916,149
金額	102,481,404	104,269,345	104,108,789	102,772,492	100,488,826	99,166,569
一般診療件数	8,087,157	8,159,670	8,292,811	8,347,395	8,269,554	8,187,574
日数	16,288,045	16,149,218	3,506,416	15,837,654	15,500,575	15,192,243
金額	87,837,160	89,740,659	89,682,177	88,424,753	86,448,952	84,992,625
入院件数	164,170	164,326	161,372	156,092	155,620	147,103
日数	1,861,337	1,826,762	1,747,225	1,659,151	1,593,579	1,642,842
金額	35,047,747	36,838,038	36,306,950	35,533,185	32,515,815	31,519,152
外来件数	7,922,987	7,995,344	8,131,439	8,191,303	8,113,934	8,040,471
日数	14,426,708	14,322,456	1,759,191	14,178,503	13,906,996	13,549,401
金額	52,789,414	52,902,620	53,375,227	52,891,568	53,933,137	53,473,473
歯科診療件数	1,744,212	1,745,034	1,767,378	1,755,733	1,744,796	1,786,106
日数	3,953,626	3,944,581	3,827,522	3,793,646	3,717,488	3,723,906
金額	14,644,244	14,528,687	14,426,612	14,347,739	14,039,874	14,173,944

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	5,249.92	5,275.81	5,400.41	5,446.06	5,273.64
	1件当日数	2.05	2.01	1.97	1.90	1.88
	1件当金額	13,729	13,708	13,524	13,196	12,083
	1人当金額	72,075	72,321	73,035	71,865	63,722
一般診療	1000人当件数	4,255.09	4,277.70	4,390.39	4,379.28	4,247.00
	1件当日数	1.95	1.91	1.86	1.81	1.77
	1件当金額	14,091	14,104	13,867	13,647	12,515
	1人当金額	59,959	60,331	60,881	59,762	53,151
入院	1000人当件数	83.44	82.00	79.34	78.33	75.66
	1件当日数	11.72	11.54	11.37	11.21	10.85
	1件当金額	264,218	272,850	277,985	277,864	249,902
	1人当金額	22,046	22,373	22,056	21,765	18,909
入院外	1000人当件数	4,171.65	4,195.70	4,311.05	4,300.95	4,171.34
	1件当日数	1.75	1.72	1.69	1.64	1.60
	1件当金額	9,088	9,047	9,006	8,835	8,209
	1人当金額	37,913	37,958	38,825	37,997	34,242
歯科診療	1000人当件数	994.83	998.11	1,010.02	1,066.77	1,026.64
	1件当日数	2.52	2.48	2.43	2.29	2.35
	1件当金額	12,179	12,013	12,033	11,345	10,297
	1人当金額	12,116	11,991	12,154	12,103	10,571
出産費	1000人当件数	6.98	7.04	7.21	7.27	7.31
埋葬料	1000人当件数	1.33	1.23	1.19	1.20	1.19
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	8,685.06	8,667.63	8,858.26	8,970.87	8,944.27
	1件当日数	2.06	2.03	0.73	1.94	1.92
	1件当金額	10,424	10,527	10,349	10,172	10,034
	1人当金額	90,532	91,246	91,671	91,255	89,751
一般診療	1000人当件数	7,144.22	7,140.54	7,302.04	7,411.90	7,385.92
	1件当日数	2.01	1.98	0.42	1.90	1.87
	1件当金額	10,861	10,998	10,814	10,593	10,454
	1人当金額	77,596	78,532	78,968	78,515	77,212
入院	1000人当件数	145.03	143.80	142.09	138.60	138.99
	1件当日数	11.34	11.12	10.83	10.63	10.24
	1件当金額	213,484	224,177	224,989	227,643	208,944
	1人当金額	30,961	32,237	31,969	31,551	29,041
入院外	1000人当件数	6,999.19	6,996.74	7,159.95	7,273.30	7,246.93
	1件当日数	1.82	1.79	0.22	1.73	1.71
	1件当金額	6,663	6,617	6,564	6,457	6,647
	1人当金額	46,634	46,295	46,998	46,964	48,170
歯科診療	1000人当件数	1,540.84	1,527.08	1,556.22	1,558.97	1,558.36
	1件当日数	2.27	2.26	2.17	2.16	2.13
	1件当金額	8,396	8,326	8,163	8,172	8,047
	1人当金額	12,937	12,714	12,703	12,740	12,540
配偶者出産費	1000人当件数	23.95	23.81	23.43	23.18	23.02
家族埋葬料	1000人当件数	4.51	4.12	4.04	3.93	3.81

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 1000人当件数	65.02	65.99	70.47	73.87	77.05	80.46
1件当日数	27.01	29.89	30.67	30.65	30.92	30.76
1日当金額	2,165	2,255	2,798	3,049	3,005	3,014
傷病手当金 1000人当件数	10.14	11.38	12.04	12.47	13.24	14.79
1件当日数	19.70	19.80	19.52	19.74	19.53	19.50
1日当金額	4,534	4,530	4,298	4,593	4,543	4,405
出産手当金 1000人当件数	1.18	1.22	1.08	1.25	1.11	1.24
1件当日数	24.10	23.72	26.67	25.48	26.52	23.60
1日当金額	8,686	8,813	8,713	8,861	8,870	8,878
休業手当金 1000人当件数	0.11	0.18	0.16	0.09	0.13	0.06
1件当日数	8.23	9.45	7.36	5.22	9.63	5.15
1日当金額	3,689	5,008	6,072	7,331	5,721	5,917
育児休業手当金 1000人当件数	48.67	47.24	51.11	53.99	56.24	57.87
(休業中分) 1件当日数	17.29	20.01	20.09	20.05	19.90	19.92
1日当金額	2,605	2,779	3,884	3,913	3,887	3,910
育児休業手当金 1000人当件数	4.92	5.19	5.36	5.26	5.64	5.63
(復職後分) 1件当日数	139.46	146.70	160.56	169.87	171.08	176.56
1日当金額	662	656	856	1,328	1,357	1,361
介護休業手当金 1000人当件数	0.00	0.79	0.72	0.81	0.69	0.86
1件当日数	7.25	13.01	12.86	12.56	12.85	12.81
1日当金額	2,149	3,746	5,896	6,311	6,230	6,222

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 1000人当件数	0.27	0.33	0.17	0.14	0.19	0.67
1件当金額	558,983	573,567	704,089	762,601	618,033	488,656
弔慰金 1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01
1件当金額	472,593	478,800	425,000	475,882	400,526	403,333
家族弔慰金 1000人当件数	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
1件当金額	309,750	318,231	318,500	373,692	354,308	344,867
災害見舞金 1000人当件数	0.22	0.30	0.14	0.11	0.16	0.65
1件当金額	587,905	590,249	761,531	843,333	659,807	493,061

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第117表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 件数	4,815,249	4,950,397	5,066,224	5,194,726	5,335,755	5,487,967
金額	1,660,776,585	1,680,029,240	1,686,719,979	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198
退職共済年金 件数	1,942,155	2,070,878	2,204,248	2,356,494	2,523,635	2,702,442
金額	688,254,812	715,355,584	738,982,600	756,354,573	782,850,286	799,563,225
障害共済年金 件数	19,655	21,927	24,364	26,792	29,135	31,196
金額	3,097,485	3,495,153	3,836,986	4,243,718	4,604,790	4,901,889
遺族共済年金 件数	748,953	819,145	881,157	940,887	1,001,694	1,061,466
金額	191,220,299	208,218,268	223,009,162	237,343,634	249,960,025	262,959,938
退職年金 件数	1,151,570	1,108,838	1,055,158	998,787	940,710	883,794
金額	515,614,575	496,377,712	471,859,121	446,076,881	416,367,480	388,654,524
減額退職年金 件数	450,209	442,138	432,101	421,801	410,652	398,579
金額	150,802,907	148,127,713	144,629,928	141,080,207	136,231,193	131,484,331
通算退職年金 件数	43,242	41,528	39,811	37,952	35,883	33,999
金額	5,739,649	5,526,728	5,285,657	5,022,718	4,690,388	4,406,142
退職一時金 件数	231	209	229	187	182	193
金額	210,225	174,135	220,511	198,327	168,058	235,173
障害年金 件数	29,163	28,067	27,057	25,850	24,767	23,589
金額	10,259,022	9,807,390	9,396,939	8,912,401	8,453,631	7,976,278
障害一時金 件数	3	5	2	4	3	2
金額	5,652	13,814	6,374	10,630	7,062	5,779
遺族年金 件数	424,966	412,714	397,353	381,408	364,715	348,498
金額	94,482,973	91,883,886	88,499,601	84,989,661	80,681,276	76,790,435
通算遺族年金 件数	2,926	2,868	2,771	2,671	2,562	2,478
金額	170,608	162,599	157,230	151,656	143,050	138,389
死亡一時金 件数	20	33	19	25	18	35
金額	22,060	35,678	22,025	48,513	19,014	51,467
船員給付 件数	1,867	1,778	1,700	1,629	1,571	1,485
金額	798,499	759,497	726,444	691,826	659,234	620,178
公務災害給付 件数	289	269	254	239	228	211
金額	97,818	91,083	87,404	83,253	79,235	72,451

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第118表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	72,588 人員 142,938,413 金額	88,542 人員 173,426,177 金額	85,070 人員 149,408,798 金額	86,237 人員 142,925,098 金額	92,113 人員 146,944,259 金額	91,871 人員 127,152,698 金額
退職共済年金	57,790 人員 120,632,081 金額	67,443 人員 138,664,295 金額	69,647 人員 126,528,724 金額	70,102 人員 118,912,619 金額	71,915 人員 115,139,251 金額	75,490 人員 103,476,655 金額
障害共済年金	943 人員 1,033,064 金額	1,183 人員 1,289,164 金額	1,186 人員 1,337,469 金額	1,227 人員 1,330,265 金額	1,327 人員 1,496,743 金額	1,313 人員 1,438,943 金額
遺族共済年金	13,647 人員 20,919,908 金額	15,170 人員 22,882,099 金額	13,906 人員 20,998,875 金額	14,619 人員 22,218,689 金額	15,979 人員 23,949,374 金額	14,881 人員 21,954,837 金額
退職年金	134 人員 240,399 金額	3,535 人員 8,777,565 金額	255 人員 436,829 金額	226 人員 376,213 金額	1,829 人員 4,814,639 金額	144 人員 223,881 金額
減額退職年金	24 人員 25,542 金額	308 人員 598,846 金額	29 人員 28,144 金額	24 人員 23,232 金額	383 人員 618,379 金額	8 人員 7,909 金額
通算退職年金	1 人員 964 金額	30 人員 20,620 金額	1 人員 110 金額	1 人員 1,141 金額	25 人員 23,981 金額	3 人員 1,565 金額
障害年金	29 人員 68,858 金額	120 人員 256,924 金額	29 人員 61,747 金額	23 人員 49,365 金額	57 人員 133,432 金額	19 人員 38,236 金額
遺族年金	18 人員 15,958 金額	746 人員 932,258 金額	17 人員 16,901 金額	14 人員 13,521 金額	597 人員 767,940 金額	13 人員 10,673 金額
通算遺族年金	1 人員 102 金額	6 人員 2,498 金額	0 人員 0 金額	1 人員 53 金額	1 人員 520 金額	0 人員 0 金額
船員年金	1 人員 1,536 金額	1 人員 1,909 金額	0 人員 0 金額	0 人員 0 金額	0 人員 0 金額	0 人員 0 金額
公務災害給付	— 人員 — 金額	— 人員 — 金額	— 人員 — 金額	— 人員 — 金額	— 人員 — 金額	— 人員 — 金額

資料:財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在 (単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	835,416 人員 1,733,052,050 金額	861,585 人員 1,755,699,565 金額	883,146 人員 1,753,438,487 金額	906,490 人員 1,765,592,874 金額	933,166 人員 1,769,015,199 金額	962,259 人員 1,758,836,900 金額
退職共済年金	343,696 人員 742,419,304 金額	367,572 人員 770,730,967 金額	393,119 人員 787,512,563 金額	420,179 人員 818,382,457 金額	450,577 人員 848,800,211 金額	483,275 人員 859,816,416 金額
障害共済年金	6,167 人員 6,539,051 金額	6,813 人員 7,162,168 金額	7,421 人員 7,763,547 金額	8,082 人員 8,406,114 金額	8,694 人員 8,966,708 金額	9,360 人員 9,584,600 金額
遺族共済年金	135,327 人員 207,800,261 金額	147,202 人員 225,139,319 金額	157,518 人員 240,033,295 金額	168,131 人員 255,465,972 金額	178,529 人員 268,002,104 金額	188,830 人員 281,540,749 金額
退職年金	189,650 人員 510,395,603 金額	183,182 人員 492,726,589 金額	173,346 人員 466,247,626 金額	163,415 人員 439,341,644 金額	153,701 人員 409,399,422 金額	144,371 人員 383,049,917 金額
減額退職年金	74,722 人員 151,005,435 金額	73,299 人員 148,197,277 金額	71,492 人員 144,552,739 金額	69,714 人員 141,048,971 金額	67,787 人員 135,937,724 金額	65,793 人員 131,592,948 金額
通算退職年金	7,161 人員 5,858,109 金額	6,877 人員 5,637,925 金額	6,576 人員 5,392,834 金額	6,228 人員 5,114,130 金額	5,920 人員 4,803,920 金額	5,590 人員 4,534,685 金額
障害年金	5,455 人員 11,413,774 金額	5,334 人員 11,096,689 金額	5,132 人員 10,626,613 金額	4,916 人員 10,129,234 金額	4,730 人員 9,633,271 金額	4,483 人員 9,039,953 金額
遺族年金	72,384 人員 96,558,139 金額	70,476 人員 93,991,367 金額	67,742 人員 90,333,314 金額	65,055 人員 86,767,837 金額	62,486 人員 82,588,398 金額	59,852 人員 78,842,266 金額
通算遺族年金	499 人員 178,791 金額	491 人員 176,249 金額	476 人員 170,669 金額	457 人員 163,184 金額	446 人員 158,201 金額	425 人員 149,893 金額
船員年金	309 人員 790,829 金額	295 人員 751,434 金額	283 人員 720,659 金額	273 人員 690,549 金額	259 人員 648,898 金額	246 人員 614,616 金額
公務災害給付	46 人員 92,754 金額	44 人員 89,581 金額	41 人員 84,628 金額	40 人員 82,781 金額	37 人員 76,342 金額	34 人員 70,858 金額

資料:国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第119表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《年金》						
新規裁定	1,969,174	1,958,688	1,756,304	1,657,352	1,595,261	1,384,035
退職共済年金	2,087,421	2,056,022	1,816,715	1,696,280	1,601,046	1,370,733
障害共済年金	1,095,508	1,089,742	1,127,714	1,084,161	1,127,915	1,095,920
遺族共済年金	1,532,931	1,508,378	1,510,059	1,519,850	1,498,803	1,475,360
退職年金	1,794,025	2,483,045	1,713,053	1,664,660	2,632,388	1,554,730
減額退職年金	1,064,240	1,944,304	970,485	968,007	1,614,568	988,563
通算退職年金	963,700	687,320	109,900	1,141,300	959,244	521,533
障害年金	2,374,428	2,141,035	2,129,214	2,146,287	2,340,914	2,012,421
遺族年金	886,564	1,249,676	994,188	965,771	1,286,332	820,981
通算遺族年金	102,300	416,250	0	52,800	519,800	0
船員年金	1,536,200	1,909,300	0	0	0	0
年度末現在	2,074,478	2,037,755	1,985,446	1,947,725	1,895,713	1,827,821
退職共済年金	2,160,105	2,096,816	2,003,242	1,947,700	1,883,807	1,779,145
障害共済年金	1,060,329	1,051,250	1,046,159	1,040,103	1,031,367	1,023,996
遺族共済年金	1,535,542	1,529,458	1,523,847	1,519,446	1,501,168	1,490,975
退職年金	2,691,250	2,689,820	2,689,694	2,688,503	2,663,609	2,653,233
減額退職年金	2,020,897	2,021,819	2,021,943	2,023,252	2,005,366	2,000,106
通算退職年金	818,057	819,823	820,078	821,151	811,473	811,214
障害年金	2,092,351	2,080,369	2,070,657	2,060,463	2,036,632	2,016,496
遺族年金	1,333,971	1,333,665	1,333,491	1,333,761	1,321,710	1,317,287
通算遺族年金	358,298	358,958	358,548	357,077	354,711	352,690
船員年金	2,559,317	2,547,233	2,546,500	2,529,484	2,505,397	2,498,438
公務災害給付	2,016,385	2,035,939	2,064,102	2,069,530	2,063,303	2,084,050
《一時金》						
退職一時金	910,066	833,182	962,929	1,060,571	923,395	1,218,512
障害一時金	1,883,867	2,762,760	3,186,750	2,657,550	2,353,867	2,889,600

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。
資料:国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第122表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
利 益	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572
負 担 金 収 入	3,448,122	3,267,671	3,533,180	3,542,146	3,759,158	3,018,011
移 換 金	・	1,938	—	—	1,245	—
雑 収 入	40,551	38,688	38,537	38,455	42,345	44,007
短期経理より受入	50,754	50,103	111,271	113,609	112,236	110,557
長期経理より受入	1,098,991	1,038,588	1,064,302	1,067,037	1,140,766	1,790,542
受 取 利 息	321	434	211	56	23	18
雑 益	—	7	—	15	—	1
前期損益修正益	5,083	101	27	2,684	822	213
当期損失金	1,433	119,041	117,085	116,226	43,592	223
損 失	4,645,255	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572
職 員 給 与	1,448,072	1,453,342	1,571,267	1,527,784	1,517,677	1,531,966
厚 生 費	11,546	7,532	9,228	8,864	8,189	7,544
旅 費	51,363	51,741	55,267	54,903	56,921	52,838
事 務 費	1,812,480	1,767,616	1,776,699	1,759,383	1,775,408	1,754,172
そ の 他	1,247,006	1,201,731	1,313,171	1,392,282	1,615,061	1,503,563
前期損益修正損	1,393	2,458	386	472	624	343
当期利益金	73,395	32,152	138,594	136,541	126,307	113,146

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。
資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
利 益	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660
負 担 金 収 入	6,862,591	7,038,633	7,042,398	6,961,939	6,665,039	6,633,142
掛 金 収 入	7,143,210	7,336,393	7,364,532	7,286,218	6,953,241	6,889,752
移 換 金 収 入	・	134,010	—	—	96,897	—
施 設 収 入	644,149	584,432	569,621	537,110	511,113	458,230
受託業務手数料収入	・	・	・	・	・	183,054
国庫補助金収入	167,435	104,481	248,204	135,137	130,637	132,939
交付金収入	461,859	464,911	454,722	388,263	389,095	430,765
独立行政法人補助金収入	・	・	・	・	・	1,419,998
繰 入 金 受 入	6,702,587	7,218,473	6,932,170	7,311,565	6,536,927	6,511,035
受 取 利 息 等	30,222	43,730	44,378	126,889	125,947	137,543
そ の 他	15,918	26,938	8,952	10,635	9,643	7,348
前期損益修正益	4,054	19,438	2,057	3,082	4,525	7,870
固定資産売却益	25	76,137	361	16,478	1,340	593
当期損失金	603,567	647,006	328,567	786,340	236,066	18,392
損 失	22,635,618	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660
職 員 給 与	448,742	457,133	444,659	458,347	445,855	442,526
厚 生 費	8,134,117	8,680,581	8,475,328	9,422,525	9,536,705	10,754,584
旅 費	50,745	49,277	47,375	45,641	41,187	37,850
事 務 費	81,907	80,016	66,019	63,820	57,272	56,168
移 換 金	・	・	・	・	38,781	—
連 合 会 繰 入 金	5,761,286	5,929,314	5,927,473	5,863,950	4,718,834	4,685,537
他 経 理 へ の 繰 入	6,602,486	6,516,699	6,357,926	6,281,847	5,085,524	4,807,599
他 経 理 へ 相 互 繰 入	・	・	・	61,794	—	—
そ の 他	1,146,264	990,988	946,337	890,642	904,405	814,940
前期損益修正損	71,313	3,710	17,088	12,157	6,390	4,809
固定資産売却損	・	・	・	550	750	—
固定資産除却損	6,637	9,420	121,511	14,886	9,286	71,002
当期利益金	332,121	977,444	592,246	447,498	815,483	1,155,643

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。
資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人 員	5,632	5,112	4,600	4,134	3,648	3,255	2,832
金 額	6,588,260	5,995,690	5,432,309	4,904,621	4,352,335	3,906,136	3,441,938
1人当金額	1,170	1,173	1,181	1,186	1,193	1,200	1,215
退 職 年 金 人 員	534	422	355	286	222	171	121
金 額	641,438	503,913	420,315	338,488	262,805	201,882	142,472
1人当金額	1,201	1,194	1,184	1,184	1,184	1,181	1,177
障 害 年 金 人 員	7	7	5	5	5	5	4
金 額	2,963	2,969	1,797	1,797	1,798	1,798	1,773
1人当金額	423	424	359	359	360	360	443
遺 族 年 金 人 員	4,152	3,806	3,412	3,071	2,703	2,410	2,087
金 額	3,878,470	3,557,769	3,187,071	2,865,879	2,514,535	2,239,538	1,936,970
1人当金額	934	935	934	933	930	929	928
公 務 傷 病 年 金 人 員	197	185	177	166	154	143	139
金 額	685,993	641,529	612,968	574,607	531,442	495,280	479,141
1人当金額	3,482	3,468	3,463	3,461	3,451	3,463	3,447
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	157	152	155	155	154	153	148
金 額	242,003	235,524	240,502	240,994	239,434	237,929	230,077
1人当金額	1,541	1,550	1,552	1,555	1,555	1,555	1,555
殉 職 年 金 人 員	585	540	496	451	410	373	333
金 額	1,137,393	1,053,986	969,656	882,856	802,321	729,709	651,505
1人当金額	1,944	1,952	1,955	1,958	1,957	1,956	1,956

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。
資料：国家公務員共済組合連合会調べ

第125表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

(単位 %)

区 分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	30.50	30.50	61.00	73.835	73.835	発生額 負担方式
参議院	31.50	31.50	63.00			
内閣	36.94	36.94	73.88			
総務省	32.42	32.42	64.84			
法務省	37.32	37.32	74.64			
外務省(本土)	39.63	39.63	79.26			
(在外)	20.39	20.39	40.78			
財務省	37.03	37.03	74.06			
文部科学省	37.47	37.47	74.94			
厚生労働省	37.93	37.93	75.86			
農林水産省	39.99	39.99	79.98			
経済産業省	32.40	32.40	64.80			
国土交通省	38.26	38.26	76.52			
裁判所	33.14	33.14	66.28			
会計検査院	27.53	27.53	55.06			
防衛庁(自衛官)	30.94	30.94	61.88			
(文官)	36.12	36.12	72.24			
刑務	41.04	41.04	82.08			
厚生労働省第二	35.35	35.35	70.70			
社会保険職員	34.52	34.52	69.04			
林野庁	40.48	40.48	80.96			
郵政省	42.98	42.98	85.96			
連合会職員	27.52	27.52	55.04			
地方公務員共済組合						
地方職員	43.58	43.58	87.16	88.0750 (70.46)	88.0750 (70.46)	
	(34.86)	(34.86)	(69.72)			
公立学校	43.23	43.23	86.46			
	(34.58)	(34.58)	(69.16)			
警察	47.69	47.69	95.38			
	(38.15)	(38.15)	(76.30)			
東京都職員	45.644	45.644	91.288			
	(36.52)	(36.52)	(73.03)			
指定都市職員	49.9125~56.175	49.9125~56.175	99.825~112.35			
	(39.93~44.94)	(39.93~44.94)	(79.86~89.88)			
都市職員	49.875~56.35	49.875~56.35	99.75~112.7			
	(39.9~45.08)	(39.9~45.08)	(79.8~90.16)			
市町村職員	42.625~57.76	42.625~57.76	85.25~115.52			
	(34.1~46.38)	(34.1~46.38)	(68.2~92.76)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。
2 長期給付は一般組合員に係る率である。
3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。
4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。
5 国家公務員共済組合は平成18年9月1日現在、地方公務員共済組合は平成18年10月1日現在である。
資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第126表 地方公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	任意継続		継続長期
						特例継続(再掲)		
平成11年度(1999)	89	3,342,368	2,891,973	5	396,017	0	54,129	244
12 (2000)	85	3,287,432	2,855,800	4	382,737	0	48,610	281
13 (2001)	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
14 (2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
15 (2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
16 (2004)	73	3,178,816	2,800,276	0	309,193	0	67,881	1,466
平成16年度								
地方職員共済組合	1	357,272	338,416	—	12,162	—	6,330	364
公立学校共済組合	1	1,025,674	999,433	—	—	—	26,232	9
警察共済組合	1	284,493	281,361	—	—	—	3,027	105
東京都職員共済組合	1	142,448	139,823	—	—	—	2,256	369
指定都市職員共済組合	10	198,084	15,794	—	181,211	—	570	509
市町村職員共済組合	47	1,079,204	993,072	—	57,289	—	28,748	95
都市職員共済組合	12	91,641	32,377	—	58,531	—	718	15

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみに転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。
 2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。
 3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。
 資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

被 扶 養 者 数				組 合 員 1 人 当 り 本 俸 月 額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り		平 均	短期長期	短 期	長 期	任意継続	継続長期
		被扶養者数	任意継続						
3,690,999	43,639	1.25	0.81	362,306	363,713	485,000	356,890	326,692	371,168
3,634,285	38,618	1.25	0.79	365,905	367,350	485,500	359,743	329,399	389,078
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	0	353,039	328,517	393,099
3,471,466	55,370	1.21	0.82	362,784	365,120	0	350,502	321,545	401,405
459,665	4,863	1.33	0.77	359,938	361,312	—	341,722	318,664	409,357
1,107,785	19,962	1.08	0.76	395,307	396,843	—	—	336,816	379,111
442,030	3,093	1.55	1.02	358,111	358,511	—	—	319,680	393,067
142,388	1,377	1.00	0.61	359,429	360,147	—	—	309,442	392,911
21,194	524	1.30	0.92	349,937	355,789	—	349,433	294,018	410,495
1,258,311	24,960	1.23	0.87	338,175	337,827	—	358,513	309,588	365,779
40,093	591	1.21	0.82	347,162	346,247	—	347,795	335,517	406,400

みの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等の適用者

第127表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	件数 57,851,371 金額 658,375,067	件数 58,709,515 金額 662,644,482	件数 60,293,831 金額 666,305,003	件数 61,034,904 金額 655,314,554	件数 61,305,305 金額 634,850,079	件数 61,553,518 金額 630,421,794
組合員分	件数 26,917,072 金額 335,498,854	件数 27,599,591 金額 339,416,677	件数 28,529,263 金額 344,788,615	件数 28,920,482 金額 340,049,772	件数 28,873,298 金額 308,044,346	件数 28,987,666 金額 299,048,979
療養の給付	件数 21,133,586 日数 43,380,211 金額 284,825,760	件数 21,179,253 日数 42,881,647 金額 285,064,637	件数 21,435,718 日数 42,226,685 金額 285,698,838	件数 21,361,302 日数 41,206,388 金額 277,823,032	件数 21,059,620 日数 39,645,628 金額 246,134,540	件数 20,927,150 日数 38,602,353 金額 236,490,063
入院時食事療養の給付	件数 288,198 日数 3,160,546 金額 4,463,434	件数 286,602 日数 3,074,255 金額 4,337,987	件数 283,244 日数 2,946,597 金額 4,108,300	件数 272,667 日数 2,826,071 金額 3,922,653	件数 264,232 日数 2,626,409 金額 3,690,589	件数 256,272 日数 2,516,571 金額 3,557,055
訪問看護療養の給付	件数 1,312 日数 8,436 金額 62,137	件数 1,151 日数 8,409 金額 61,250	件数 1,085 日数 8,748 金額 63,989	件数 1,308 日数 14,362 金額 73,642	件数 1,182 日数 8,998 金額 59,539	件数 1,327 日数 10,283 金額 67,946
療養費	件数 773,875 金額 4,680,136	件数 784,650 金額 4,721,332	件数 822,483 金額 4,907,828	件数 845,219 金額 4,970,078	件数 883,789 金額 4,548,575	件数 901,523 金額 4,505,693
入院時食事療養費	件数 49 日数 1,035 金額 286	件数 26 日数 405 金額 28	件数 27 日数 339 金額 94	件数 4 日数 28 金額 △ 82	件数 15 日数 205 金額 △ 116	件数 18 日数 140 金額 △ 444
薬剤支給	件数 4,963,327 金額 25,566,163	件数 5,592,224 金額 29,661,887	件数 6,227,986 金額 34,536,855	件数 6,671,183 金額 37,891,113	件数 6,887,785 金額 38,588,242	件数 7,117,530 金額 39,773,070
移送費	件数 39 金額 3,147	件数 32 金額 2,235	件数 29 金額 1,656	件数 33 金額 4,223	件数 36 金額 2,453	件数 27 金額 2,482
出産費	件数 39,954 金額 14,063,407	件数 38,719 金額 13,768,338	件数 38,384 金額 13,680,978	件数 37,996 金額 13,633,840	件数 37,496 金額 13,343,291	件数 36,769 金額 13,018,622
埋葬料	件数 4,979 金額 1,834,406	件数 3,562 金額 1,798,983	件数 3,578 金額 1,790,077	件数 3,441 金額 1,731,273	件数 3,390 金額 1,677,233	件数 3,340 金額 1,634,492
看護料	件数 — 日数 — 金額 △ 22	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・
被扶養者分	件数 30,934,299 金額 322,876,214	件数 31,109,924 金額 323,227,805	件数 31,764,568 金額 321,516,388	件数 32,114,422 金額 315,264,782	件数 32,432,007 金額 326,805,733	件数 32,565,852 金額 331,372,815
療養の給付	件数 23,913,324 日数 49,211,617 金額 247,549,303	件数 23,554,186 日数 47,656,158 金額 245,196,751	件数 23,523,095 日数 46,620,454 金額 242,930,280	件数 23,405,337 日数 45,242,000 金額 237,029,189	件数 23,337,941 日数 44,312,471 金額 232,596,201	件数 23,190,593 日数 43,793,441 金額 231,460,978
入院時食事療養の給付	件数 330,972 日数 3,948,818 金額 5,448,056	件数 334,587 日数 3,747,964 金額 5,214,289	件数 311,021 日数 3,542,967 金額 4,847,239	件数 256,183 日数 2,870,938 金額 3,955,472	件数 292,635 日数 3,207,685 金額 4,419,443	件数 283,558 日数 3,115,448 金額 4,318,985
訪問看護療養の給付	件数 4,146 日数 24,894 金額 158,718	件数 3,998 日数 24,005 金額 156,889	件数 4,375 日数 27,294 金額 181,559	件数 4,667 日数 30,140 金額 196,915	件数 5,582 日数 35,664 金額 227,411	件数 6,315 日数 40,017 金額 262,283
高額療養の給付	件数 106,202 金額 9,640,141	件数 108,860 金額 9,928,336	件数 108,886 金額 9,713,527	件数 117,615 金額 9,374,600	件数 106,948 金額 12,253,701	件数 109,217 金額 12,976,812

療養費	件数 532,181 金額 3,099,883	546,584 3,100,233	592,949 3,270,066	589,516 3,289,406	628,500 3,504,886	653,889 3,629,733
入院時食事療養費	件数 69 日数 444 金額 658	68 526 810	76 669 514	46 326 479	101 843 1,010	106 901 1,008
高額療養費	件数 207,862 金額 13,558,769	214,458 14,293,964	186,760 12,213,710	168,877 11,155,976	214,588 19,403,812	235,442 22,281,759
薬剤支給	件数 6,426,022 金額 24,569,599	6,949,037 27,111,254	7,589,276 30,490,419	8,062,057 32,921,415	8,407,434 37,355,054	8,663,169 39,663,668
移送費	件数 38 金額 3,378	34 1,632	29 1,388	32 847	38 1,356	46 7,063
家族出産費	件数 42,061 金額 12,986,690	40,496 12,536,571	39,655 12,292,873	37,658 11,782,485	37,829 11,735,719	36,777 11,392,370
家族埋葬料	件数 16,527 金額 5,861,019	15,589 5,687,076	15,189 5,574,813	15,155 5,557,998	14,683 5,307,140	15,063 5,378,156

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。
2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	件数 439,006 日数 8,077,359 金額 35,914,134	件数 449,622 日数 8,199,535 金額 39,226,058	件数 451,957 日数 9,186,014 金額 50,988,777	件数 453,210 日数 8,351,793 金額 55,591,969	件数 465,657 日数 8,316,128 金額 56,772,655	件数 466,171 日数 8,501,219 金額 57,283,675
傷病手当金	件数 24,814 日数 521,863 金額 5,952,282	25,990 531,115 6,290,235	27,562 576,357 6,510,798	27,985 567,038 6,624,696	31,436 629,843 7,220,263	33,911 686,080 7,912,942
出産手当金	件数 1,315 日数 53,209 金額 476,632	1,303 54,812 488,343	1,277 56,114 506,740	1,236 53,863 484,858	1,166 48,911 441,002	1,428 47,095 432,120
休業手当金	件数 2,179 日数 39,339 金額 286,878	1,328 21,192 223,197	1,567 26,033 254,108	1,149 18,008 193,115	1,648 27,910 257,542	1,191 18,515 206,565
育児休業手当金 (休業中支給分)	件数 369,186 日数 7,462,948 金額 23,628,163	件数 370,278 日数 7,419,800 金額 25,687,380	件数 373,914 日数 3,898,854 金額 35,588,900	件数 377,602 日数 7,591,443 金額 36,443,999	件数 383,531 日数 7,490,144 金額 36,308,936	件数 381,174 日数 7,630,500 金額 36,020,969
育児休業手当金 (復職後支給分)	件数 41,512 金額 5,570,178	件数 39,899 金額 5,628,414	件数 39,681 金額 7,089,824	件数 37,506 金額 10,802,946	件数 40,056 金額 11,498,186	件数 40,850 金額 11,691,836
介護休業手当金	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	件数 10,824 日数 172,616 金額 908,489	件数 7,956 日数 128,656 金額 1,038,407	件数 7,732 日数 121,441 金額 1,042,355	件数 7,820 日数 119,320 金額 1,046,726	件数 7,617 日数 119,029 金額 1,019,244

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	935	1,328	670	769	954	3,932
金額	612,845	780,780	503,039	555,790	621,038	2,061,796
弔 慰 金 件数	54	54	49	44	41	38
金額	23,263	25,549	23,284	20,618	18,454	17,780
家 族 弔 慰 金 件数	77	81	70	67	68	54
金額	27,267	27,605	21,655	24,073	23,566	18,998
災 害 見 舞 金 件数	804	1,193	551	658	845	3,840
金額	562,315	727,627	458,100	511,098	579,018	2,025,017

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計 件数	5,794,343	5,462,321	5,121,304	2,141,728	1,609,243	1,276,399
金額	40,995,657	39,412,590	39,734,141	29,867,605	31,329,177	29,676,451
家 族 療 養 費 件数	2,945,849	2,754,740	2,548,773	964,359	543,661	388,176
金額	17,225,314	16,230,780	16,251,281	10,808,289	10,302,742	8,955,384
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	515	487	602	468	355	254
金額	4,665	5,250	7,681	5,808	3,535	2,615
出 産 費 件数	35,107	34,042	33,584	33,079	32,726	32,038
金額	902,194	879,700	870,675	859,845	863,435	846,910
家 族 出 産 費 件数	37,265	35,572	34,724	33,052	32,984	32,112
金額	1,059,059	1,002,027	977,879	932,943	934,382	914,951
埋 葬 料 件数	2,189	2,182	2,199	2,168	2,161	2,043
金額	144,832	138,558	146,883	141,396	137,534	131,871
家 族 埋 葬 料 件数	10,925	10,650	10,437	10,386	10,169	10,345
金額	446,316	431,821	422,512	428,091	416,458	421,387
傷 病 手 当 金 件数	3,397	3,656	3,755	3,816	4,274	4,551
金額	730,972	792,301	775,653	761,702	857,404	947,004
弔 慰 金 件数	—	—	1	—	—	—
金額	—	—	959	—	—	—
家 族 弔 慰 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	1,173	1,505	741	807	1,130	4,991
金額	426,544	521,443	326,356	344,081	416,988	1,544,112
入 院 附 加 金 件数	151,073	149,354	144,268	138,686	131,336	125,229
金額	988,656	968,528	928,475	877,810	819,130	782,613
結 婚 手 当 金 件数	48,771	46,876	44,574	41,954	41,878	41,118
金額	2,750,810	2,643,070	2,493,140	2,363,955	2,390,055	2,342,610
一 部 負 担 金 の 額 等 の 払 戻 し 件数	2,558,079	2,423,257	2,297,646	912,953	808,569	635,542
金額	16,316,297	15,799,113	16,532,649	12,343,684	14,187,513	12,786,994

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
組 合 員 分 件数	21,133,586	21,179,253	21,435,718	21,361,302	21,059,620	20,927,150
日数	43,380,211	42,881,647	42,226,685	41,206,388	39,645,628	38,602,353
金額	284,825,760	285,064,638	285,698,838	277,823,031	246,134,539	236,490,063
一 般 診 療 件数	17,167,424	17,207,959	17,493,396	17,377,375	17,060,715	16,888,798
日数	33,501,916	33,009,702	32,752,435	31,721,791	30,328,092	29,369,036
金額	237,715,762	238,441,894	239,348,517	231,847,565	205,803,605	198,078,651
入 院 件数	315,594	312,030	305,338	296,817	291,472	283,959
日数	3,668,401	3,533,369	3,421,859	3,237,881	3,067,137	2,950,764
金額	83,457,694	84,866,460	84,332,364	81,755,469	71,883,362	69,200,745
外 来 件数	16,851,830	16,895,929	17,188,058	17,080,558	16,769,243	16,604,839
日数	29,833,515	29,476,333	29,330,576	28,483,910	27,260,955	26,418,272
金額	154,258,068	153,575,434	155,016,153	150,092,096	133,920,243	128,877,906
歯 科 診 療 件数	3,966,162	3,971,294	3,942,322	3,983,927	3,998,905	4,038,352
日数	9,878,295	9,871,945	9,474,250	9,484,597	9,317,536	9,233,317
金額	47,109,998	46,622,744	46,350,321	45,975,466	40,330,934	38,411,412
被 扶 養 者 分 件数	23,913,324	23,554,186	23,523,095	23,405,337	23,337,941	23,190,593
日数	49,211,617	47,656,158	46,620,454	45,242,000	44,312,471	43,793,441
金額	247,549,304	245,196,751	242,930,280	237,029,188	232,596,201	231,460,978
一 般 診 療 件数	19,718,342	19,439,160	19,495,860	19,382,181	19,318,702	19,079,323
日数	39,915,072	38,648,030	37,937,699	36,694,178	35,926,184	35,316,882
金額	213,476,431	211,906,067	210,272,772	204,917,925	200,833,861	199,172,119
入 院 件数	373,042	357,639	347,002	332,916	329,701	318,802
日数	4,543,159	4,349,999	4,105,090	3,862,753	3,732,278	3,625,712
金額	83,293,271	84,485,500	83,005,893	80,575,040	73,803,099	72,498,770
外 来 件数	19,345,300	19,081,521	19,148,858	19,049,265	18,989,001	18,760,521
日数	35,371,913	34,298,031	33,832,609	32,831,425	32,193,906	31,691,170
金額	130,183,160	127,420,567	127,266,879	124,342,885	127,030,762	126,673,349
歯 科 診 療 件数	4,194,982	4,115,026	4,027,235	4,023,156	4,019,239	4,111,270
日数	9,296,545	9,008,128	8,682,755	8,547,822	8,386,287	8,476,559
金額	34,072,873	33,290,684	32,657,508	32,111,263	31,762,340	32,288,859

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付 (単位 金額：円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《組合員分》						
診療費 1000人当件数	7,173.51	7,292.24	7,421.48	7,488.50	7,388.54	7,296.56
1件当日数	2.05	2.02	1.97	1.93	1.88	1.84
1件当金額	13,477	13,460	13,328	13,006	11,688	11,301
1人当金額	96,680	98,151	98,915	97,395	86,354	82,456
一般診療 1000人当件数	5,827.25	5,924.88	6,056.57	6,091.88	5,985.56	5,888.53
1件当日数	1.95	1.92	1.87	1.83	1.78	1.74
1件当金額	13,847	13,856	13,682	13,342	12,063	11,728
1人当金額	80,689	82,098	82,867	81,277	72,204	69,063
入院 1000人当件数	107.12	107.44	105.71	104.05	102.26	99.01
1件当日数	11.62	11.32	11.21	10.91	10.52	10.39
1件当金額	264,446	271,982	276,193	275,441	246,622	243,700
1人当金額	28,329	29,220	29,198	28,661	25,219	24,128
入院外 1000人当件数	5,720.13	5,817.45	5,950.86	5,987.82	5,883.30	5,789.52
1件当日数	1.77	1.74	1.71	1.67	1.63	1.59
1件当金額	9,154	9,089	9,019	8,787	7,986	7,761
1人当金額	52,361	52,878	53,670	52,617	46,984	44,935
歯科診療 1000人当件数	1,346.26	1,367.36	1,364.91	1,396.62	1,402.97	1,408.03
1件当日数	2.49	2.49	2.40	2.38	2.33	2.29
1件当金額	11,878	11,740	11,757	11,540	10,085	9,512
1人当金額	15,991	16,053	16,047	16,117	14,150	13,393
出産費 1000人当件数	13.56	13.33	13.29	13.32	13.16	12.82
埋葬料 1000人当件数	1.69	1.23	1.24	1.21	1.19	1.16
《被扶養者分》						
診療費 1000人当件数	8,117.06	8,109.96	8,144.17	8,205.06	8,187.86	8,085.74
1件当日数	2.06	2.02	1.98	1.93	1.90	1.89
1件当金額	10,352	10,410	10,327	10,127	9,966	9,981
1人当金額	84,027	84,424	84,107	83,094	81,604	80,702
一般診療 1000人当件数	6,693.13	6,693.11	6,749.86	6,794.69	6,777.75	6,652.29
1件当日数	2.02	1.99	1.95	1.89	1.86	1.85
1件当金額	10,826	10,901	10,786	10,572	10,396	10,439
1人当金額	72,462	72,962	72,801	71,837	70,460	69,444
入院 1000人当件数	126.62	123.14	120.14	116.71	115.67	111.16
1件当日数	12.18	12.16	11.83	11.60	11.32	11.37
1件当金額	223,281	236,231	239,209	242,028	223,849	227,410
1人当金額	28,273	29,089	28,738	28,247	25,893	25,278
入院外 1000人当件数	6,566.50	6,569.97	6,629.72	6,677.98	6,662.08	6,541.13
1件当日数	1.83	1.80	1.77	1.72	1.70	1.69
1件当金額	6,729	6,678	6,646	6,527	6,690	6,752
1人当金額	44,189	43,872	44,062	43,590	44,567	44,167
歯科診療 1000人当件数	1,423.93	1,416.85	1,394.31	1,410.37	1,410.11	1,433.45
1件当日数	2.22	2.19	2.16	2.12	2.09	2.06
1件当金額	8,122	8,090	8,109	7,982	7,903	7,854
1人当金額	11,566	11,462	1,130	11,257	11,143	11,258
家族出産費 1000人当件数	14.28	13.94	13.73	13.20	13.27	12.82
埋葬料 1000人当件数	5.61	5.37	5.26	5.31	5.15	5.25

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 1000人当件数	149.01	154.81	156.48	158.88	163.37	162.54
1件当日数	18.40	18.24	20.32	18.43	17.86	18.24
1日当金額	4,446	4,784	5,551	6,656	6,827	6,738
傷病手当金 1000人当件数	8.42	8.95	9.54	9.81	11.03	11.82
1件当日数	21.03	20.44	20.91	20.26	20.04	20.23
1日当金額	11,406	11,843	11,296	11,683	11,464	11,534
出産手当金 1000人当件数	0.45	0.45	0.44	0.43	0.41	0.50
1件当日数	40.46	42.07	43.94	43.58	41.95	32.98
1日当金額	8,958	8,909	9,031	9,002	9,016	9,175
休業手当金 1000人当件数	0.74	0.46	0.54	0.40	0.58	0.42
1件当日数	18.05	15.96	16.61	15.67	16.94	15.55
1日当金額	7,292	10,532	9,761	10,724	9,228	11,157
育児休業手当金 1000人当件数	125.32	127.49	129.46	132.37	134.56	132.90
(休業中支給分) 1件当日数	20.21	20.04	10.43	20.10	19.53	20.02
1日当金額	3,166	3,462	9,128	4,801	4,848	4,721
育児休業手当金 1000人当件数	14.09	13.74	13.74	13.15	14.05	14.24
(復職後支給分) 1件当金額	134,182	141,067	178,670	288,032	287,053	286,214
介護休業手当金 1000人当件数	・	3.73	2.75	2.71	2.74	2.66
1件当日数	・	15.95	16.17	15.71	15.26	15.63
1日当金額	・	5,263	8,071	8,583	8,772	8,563

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計 1000人当件数	0.32	0.46	0.23	0.27	0.33	1.37
弔慰金 1000人当件数	655,449	587,937	750,804	722,744	650,983	524,363
1件当金額	430,796	473,130	475,184	468,591	450,098	467,895
家族弔慰金 1000人当件数	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
1件当金額	354,117	340,802	309,357	359,299	346,559	351,815
災害見舞金 1000人当件数	0.27	0.41	0.19	0.23	0.30	1.34
1件当金額	699,397	609,914	831,397	776,745	685,228	527,348

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第130表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	件数 11,205,813	11,420,992	11,747,188	12,097,442	12,444,073	12,805,235
金額	4,117,695,451	4,142,973,183	4,200,502,305	4,229,753,049	4,261,827,839	4,278,281,774
退職共済年金	件数 4,812,545	5,116,265	5,506,236	5,912,032	6,320,211	6,743,784
金額	1,779,625,930	1,857,802,547	1,962,833,494	2,037,717,082	2,133,550,013	2,207,015,957
障害共済年金	件数 46,331	51,248	55,935	61,670	67,313	73,661
金額	9,144,756	10,049,113	10,927,633	11,910,210	13,106,156	14,414,427
遺族共済年金	件数 1,608,210	1,730,884	1,858,165	1,983,524	2,109,854	2,234,656
金額	419,514,334	452,736,770	485,744,663	518,811,967	548,102,238	577,504,202
退職年金	件数 3,473,205	3,308,234	3,158,188	3,015,118	2,867,197	2,718,178
金額	1,623,713,444	1,547,847,442	1,476,650,377	1,407,188,512	1,324,765,986	1,248,087,182
減額退職年金	件数 135,994	132,537	129,987	127,851	125,333	122,842
金額	43,735,516	42,409,442	41,409,016	40,477,429	39,150,084	38,003,694
通算退職年金	件数 214,117	205,064	196,271	187,439	177,530	168,462
金額	28,253,720	27,001,915	25,731,152	24,438,676	22,943,104	21,556,360
退職一時金	件数 1	5	1	—	1	1
金額	11	△ 2,841	14	—	21	△ 148
脱退一時金	件数 12	17	15	18	25	29
金額	42,534	58,594	61,339	92,996	128,808	121,536
返還一時金	件数 78	84	77	55	84	73
金額	136,143	142,402	159,392	75,804	123,273	124,290
障害年金	件数 76,158	72,265	68,731	65,347	62,097	58,986
金額	29,418,906	27,700,503	26,285,506	24,786,049	23,261,889	21,852,585
障害一時金	件数 6	12	11	8	18	16
金額	15,795	30,275	24,046	19,854	49,846	44,468
遺族年金	件数 824,887	790,655	760,458	731,827	702,431	673,190
金額	183,168,184	176,298,991	169,832,273	163,434,406	155,896,612	148,851,778
通算遺族年金	件数 14,215	13,667	13,064	12,509	11,939	11,319
金額	837,770	801,823	772,910	731,576	698,067	654,328
特例死亡一時金	件数 20	20	15	14	6	5
金額	59,844	66,758	29,704	38,997	20,774	18,183
死亡一時金	件数 15	13	12	9	8	12
金額	6,030	6,203	14,110	8,805	5,348	6,220
短期在留脱退一時金	件数 19	22	22	21	26	21
金額	22,535	23,245	26,676	20,685	25,620	26,711

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。
資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	人員 84,445	95,445	107,563	104,651	112,198	114,084
金額	185,419,761	212,972,584	202,920,673	186,375,686	195,651,091	182,283,009
退職共済年金	人員 55,722	66,134	77,181	73,625	79,695	81,112
金額	140,406,983	166,760,348	154,805,585	137,408,505	144,856,935	130,790,161
障害共済年金	人員 1,430	1,475	1,758	1,977	2,191	2,388
金額	1,687,473	1,759,364	2,126,182	2,432,535	2,634,244	2,928,878
遺族共済年金	人員 26,936	27,556	28,378	28,897	30,163	30,435
金額	42,660,151	44,034,940	45,625,434	46,299,202	47,944,867	48,336,850
退職年金	人員 176	104	92	67	69	67
金額	497,848	279,711	241,506	167,925	155,853	156,179
減額退職年金	人員 28	20	18	7	9	8
金額	39,642	27,427	28,229	9,938	13,013	11,049
通算退職年金	人員 59	84	69	35	34	25
金額	8,821	11,659	11,297	3,759	3,889	2,373
障害年金	人員 42	32	26	20	13	18
金額	72,347	61,781	48,469	32,105	24,053	31,845
遺族年金	人員 46	36	34	20	19	26
金額	45,203	36,683	32,687	20,864	17,509	24,735
通算遺族年金	人員 6	4	7	3	5	5
金額	1,293	671	1,284	853	728	939

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。
資料: 総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	人員 1,941,584	1,984,185	2,048,583	2,109,455	2,174,278	2,239,631
金額	4,290,137,610	4,325,747,101	4,378,881,801	4,443,518,635	4,489,241,938	4,500,639,039
退職共済年金	人員 844,066	900,766	973,861	1,043,157	1,116,218	1,190,684
金額	1,886,901,609	1,976,193,987	2,069,558,370	2,176,527,752	2,284,131,149	2,345,720,878
障害共済年金	人員 15,916	17,181	18,727	20,513	22,599	24,681
金額	19,452,272	20,914,448	22,799,197	24,940,992	27,211,257	29,596,912
遺族共済年金	人員 293,232	314,639	335,829	357,877	379,979	401,558
金額	461,250,195	495,922,570	530,919,493	565,959,307	596,588,026	629,023,225
退職年金	人員 570,616	542,190	518,063	493,172	468,044	442,886
金額	1,623,389,220	1,545,016,904	1,477,853,454	1,408,146,482	1,325,435,169	1,251,363,356
減額退職年金	人員 22,708	22,039	21,631	21,224	20,818	20,346
金額	44,839,157	43,495,755	42,676,134	41,888,285	40,671,705	39,588,599
通算退職年金	人員 35,170	33,683	32,226	30,624	29,023	27,414
金額	28,833,342	27,634,031	26,424,408	25,145,416	23,676,920	22,316,382
障害年金	人員 15,077	14,359	13,715	13,108	12,525	11,968
金額	34,106,943	32,299,329	30,688,376	29,149,248	27,414,522	25,943,053
遺族年金	人員 142,394	137,017	132,336	127,676	123,064	118,182
金額	190,518,524	183,457,118	177,191,587	171,023,031	163,418,449	156,427,969
通算遺族年金	人員 2,405	2,311	2,195	2,104	2,008	1,912
金額	846,349	812,961	770,782	738,122	694,742	658,666

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。
資料: 総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《年金》						
新規裁定	2,195,746	2,231,364	1,886,529	1,780,926	1,743,802	1,597,796
退職共済年金	2,519,776	2,521,552	2,005,747	1,866,329	1,817,641	1,612,464
障害共済年金	1,180,051	1,192,789	1,209,432	1,230,417	1,202,302	1,226,498
遺族共済年金	1,583,760	1,598,016	1,607,775	1,602,215	1,589,526	1,588,199
退職年金	2,828,682	2,689,529	2,625,065	2,506,343	2,258,739	2,331,030
減額退職年金	1,415,786	1,371,350	1,568,278	1,419,714	1,445,889	1,381,125
通算退職年金	149,508	138,798	163,725	107,400	114,382	94,920
障害年金	1,722,548	1,930,656	1,864,192	1,605,250	1,850,231	1,769,167
遺族年金	982,674	1,018,972	961,382	1,043,200	921,526	951,346
通算遺族年金	215,500	167,750	183,429	284,333	145,600	187,800
年度末現在	2,209,607	2,180,113	2,137,517	2,106,477	2,064,705	2,009,545
退職共済年金	2,235,491	2,193,904	2,125,107	2,086,481	2,046,313	1,970,062
障害共済年金	1,222,183	1,217,301	1,217,451	1,215,863	1,204,091	1,199,178
遺族共済年金	1,572,987	1,576,164	1,580,922	1,581,435	1,570,055	1,566,457
退職年金	2,844,977	2,849,586	2,852,652	2,855,285	2,831,860	2,825,475
減額退職年金	1,974,597	1,973,581	1,972,915	1,973,628	1,953,680	1,945,768
通算退職年金	819,828	820,415	819,972	821,102	815,799	814,051
障害年金	2,262,184	2,249,414	2,237,578	2,223,775	2,188,784	2,167,702
遺族年金	1,337,967	1,338,937	1,338,952	1,339,508	1,327,914	1,323,619
通算遺族年金	351,912	351,779	351,154	350,818	345,987	344,491
《一時金》						
脱退一時金	3,544,500	3,446,706	4,089,267	5,166,444	5,152,320	4,190,897
返還一時金	1,745,423	1,695,262	2,070,026	1,378,255	1,467,536	1,702,603
障害一時金	2,632,500	2,522,917	2,186,000	2,481,750	2,769,222	2,779,250
特例死亡一時金	2,992,200	3,337,900	1,980,267	2,785,500	3,462,333	3,636,600
死亡一時金	402,000	477,154	1,175,833	978,333	668,500	518,333
短期在留脱退一時金	1,186,053	1,056,591	1,212,545	985,000	985,385	1,271,952

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第133表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406
短期負担金	592,767,987	587,457,374	603,166,255	612,549,220	614,680,573	634,542,205
介護負担金	-	35,245,933	37,916,216	36,251,378	40,481,637	51,648,415
短期掛金	582,417,057	578,910,661	590,582,023	600,695,790	604,342,412	624,062,980
介護掛金	-	35,240,600	37,907,083	36,220,548	40,465,944	51,649,907
短期任意継続掛金	19,845,403	19,845,377	21,736,763	22,494,647	18,525,631	20,028,605
介護任意継続掛金	-	1,600,297	1,856,549	1,805,654	1,593,233	2,129,795
雑収入	23,476	45,278	41,969	22,487	11,718	14,873
育児・介護休業手当金交付金	-	10,355,362	14,865,663	17,199,852	17,804,274	18,283,295
短期利息及び短期配当金	6,547,571	5,987,980	3,423,203	3,562,048	3,217,802	2,854,818
介護利息	-	7,255	1,834	372	276	256
償還差益	2,099,928	48,153	9,336	20,967	20,227	8,025
その他	40,160,712	32,607,040	41,719,110	48,741,839	47,922,316	45,958,865
前年度繰越支払準備金	121,784,973	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217
前期損益修正益	180,645	185,462	332,320	289,639	209,795	244,546
当期短期損失金	38,074,028	34,968,204	73,144,836	55,607,437	29,334,402	5,125,454
当期介護損失金	-	215,445	314,944	224,113	4,134,777	307,149
支出	1,403,901,780	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406
保健給付	652,143,609	656,843,564	660,702,378	650,046,778	630,514,312	626,602,529
直営保健給付	6,231,459	5,800,918	5,602,625	5,267,775	4,335,768	3,819,267
休業給付	35,914,134	39,226,058	50,988,777	55,591,969	56,772,569	57,283,675
災害給付	612,845	780,780	503,039	555,790	621,038	2,061,796
附加給付	24,679,361	23,613,478	23,201,492	17,523,921	17,141,664	16,889,458
老人保健拠出金	391,945,410	353,958,661	387,815,618	392,895,015	355,436,041	296,107,757
退職者給付拠出金	103,837,307	118,797,183	137,912,477	151,592,241	191,083,833	198,335,565
介護納付金	-	68,680,527	76,057,636	73,158,469	86,252,437	102,089,610
一部負担金返還金	1,327,701	4,680	5,414	4,809	6,669	8,388
一部負担金払戻金	14,988,595	15,794,433	16,527,235	12,338,874	14,180,844	12,778,606
その他	37,218,257	43,597,880	54,733,668	59,763,667	59,750,879	60,649,971
繰入金	3,884,522	3,899,673	3,884,425	3,843,955	3,771,292	3,557,418
次年度繰越支払準備金	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858
前期損益修正損	17,916	27,780	28,185	40,796	31,509	61,677
当期短期利益金	9,600,476	8,084,947	5,260,696	14,809,170	5,567,255	73,719,246
当期介護利益金	-	3,541,707	1,948,215	1,272,453	364,559	3,562,584

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第134表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267
負担金	3,356,694,071	3,313,926,974	3,310,036,270	3,249,409,601	3,161,261,084	3,120,804,891
掛金	1,496,501,155	1,484,459,141	1,483,453,744	1,474,097,917	1,471,784,661	1,478,755,155
基礎年金交付金	495,581,154	479,621,258	454,478,153	424,927,758	394,630,246	391,006,795
利息及び配当金	1,201,790,842	924,569,880	777,510,062	676,365,566	685,954,003	729,170,383
償還差益	3,867,858	2,420,007	2,670,611	2,017,565	7,129,052	3,942,717
その他の収入	1,698,951,223	1,719,744,771	1,636,003,288	1,585,416,583	1,567,839,388	1,643,011,001
前年度繰越支払準備金	31,279	26,372	35,214	33,858	29,533	39,815
前年度繰越長期給付積立金	22,051,860,708	22,748,029,426	23,153,256,686	23,526,408,123	23,740,261,437	24,006,957,758
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	7,726	6,028	7,627	2,303	1,445	879
特別利益	339,397	2,611,897	297,157	2,429,469	293,766	712,875
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支出	30,305,625,414	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267
退職給付	3,474,686,013	3,474,529,962	3,506,216,290	3,509,443,823	3,520,178,286	3,514,499,318
障害給付	38,553,286	37,754,786	37,213,776	36,693,644	36,396,267	36,291,354
遺族給付	600,347,553	626,939,737	653,674,318	680,583,110	702,496,844	725,008,691
基礎年金拠出金	914,452,893	970,302,023	986,093,968	1,010,752,540	1,055,670,025	1,123,499,337
負担調整拠出金
その他	1,721,371,858	1,885,786,610	1,699,826,831	1,632,489,775	1,604,714,490	1,728,626,327
業務経理へ繰入金	5,552,795	5,404,169	5,406,752	5,480,183	5,492,066	7,258,465
次年度繰越支払準備金	26,372	34,738	33,858	29,533	39,315	35,182
次年度繰越長期給付積立金	22,747,751,953	23,153,230,100	23,526,394,504	23,740,261,437	23,809,739,125	24,013,602,512
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	6,028	7,627	2,303	1,445	879	577
特別損失	45,280	10,805,735	42,652	100,063	33,374	47,656
当期利益金	802,831,386	510,620,270	402,843,560	325,273,192	294,423,943	225,532,850
年度末現在長期給付積立金	35,234,558,785	36,150,680,296	36,926,665,167	37,465,805,293	37,829,706,924	38,061,884,529

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第135表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905
負担金	19,911,284	20,770,304	21,445,955	21,612,657	20,406,416	18,009,374
補助金	509,131	457,197	369,098	389,840	242,279	236,896
利息及び配当金	186,080	186,645	142,793	112,576	101,244	100,464
その他	1,375,496	1,413,537	1,337,101	1,341,899	2,808,167	2,729,140
繰入金	9,741,042	9,613,757	9,700,614	9,876,427	8,720,048	10,804,875
特別利益	132	48,325	6,765	12,867	25,187	33,012
当期損失金	121,938	104,758	51,476	106,828	87,940	271,145
支出	31,845,102	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905
役員報酬	427,171	419,854	426,382	396,652	370,725	355,623
職員給与	14,354,537	14,370,110	14,258,078	13,840,975	13,536,230	13,176,859
厚生費	40,875	42,646	33,104	32,495	31,517	30,817
旅費	454,551	422,494	384,948	407,216	366,141	378,265
事務費	1,915,518	1,957,641	1,869,136	2,084,633	2,040,830	2,083,572
その他	11,681,111	11,966,031	11,958,701	12,730,544	13,047,338	13,347,170
特別損失	19,587	16,664	79,335	108,975	230,366	28,007
当期利益金	2,951,753	3,399,081	4,044,117	3,851,603	2,768,134	2,784,595

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第136表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407
負担金	36,886,479	34,442,764	33,937,569	33,821,804	32,742,614	33,700,079
掛金	34,137,876	33,707,880	33,369,356	33,260,246	32,188,138	33,149,490
施設収入	1,957,731	1,985,013	2,105,258	2,110,808	1,904,013	2,722,808
補助金	5,639,821	5,984,141	6,066,467	5,426,072	5,390,001	6,750,149
利息及び配当金	405,256	616,205	419,315	504,862	409,889	286,866
その他	1,935,185	2,198,892	2,114,187	2,121,407	3,318,069	3,345,171
繰入金	3,601,253	3,998,201	6,092,926	7,836,862	12,401,281	2,012,561
特別利益	6,094	29,997	559,806	8,447	26,513	42,346
当期損失金	3,004,881	6,421,177	9,500,091	2,536,137	2,406,981	3,612,938
支出	87,574,574	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407
職員給与	3,884,868	3,844,695	3,760,449	3,829,087	3,578,891	3,756,277
厚生費	42,698,041	42,970,270	43,587,789	44,346,841	44,762,653	47,322,384
旅費	194,920	185,911	165,222	153,709	136,596	125,977
事務費	427,909	435,821	408,617	437,801	397,505	440,561
その他	5,991,705	6,070,914	6,059,959	6,072,574	5,708,415	6,229,129
繰入金	30,091,466	30,783,853	32,934,193	24,678,554	24,461,447	24,034,389
特別損失	10,708	19,441	93,260	50,203	124,869	94,261
当期利益金	4,274,957	5,073,365	7,155,485	8,057,873	11,617,124	3,619,432

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済

第137表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成12年度 (2000)	451,529	402,710	26,165 (26,036)	3,109	19,545	448,420	405,819	13,821	377,086	0.84
13 (2001)	454,151	405,134	25,617 (25,490)	3,084	20,316	451,067	408,218	13,821	374,366	0.83
14 (2002)	457,968	425,543	9,068 (8,853)	3,225	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82
15 (2003)	464,546	431,182	9,170 (8,744)	3,205	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
16 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
17 (2005)	478,089	444,841	9,235 (8,896)	3,223	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
									短期	長期			
平成17年度 (2005)	478,089	444,839	2	339	8,896	3,223	0	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78
大 学	193,263	188,473	—	219	2,853	1,718	—	—	191,545	190,191	606	169,280	0.88
短 大	17,412	16,464	—	—	533	415	—	—	16,997	16,879	425	14,155	0.83
高 専	187	186	—	—	1	—	—	—	187	186	3	241	1.29
高 校	81,483	80,277	—	—	866	340	—	—	81,143	80,617	1,357	92,087	1.13
中 学	13,230	13,062	—	—	55	113	—	—	13,117	13,175	656	12,762	0.97
小 学	4,287	4,198	—	—	45	44	—	—	4,243	4,242	190	3,472	0.82
幼 稚 園	98,655	95,120	2	15	3,518	—	—	—	98,655	95,122	8,447	20,656	0.21
盲・ろう・養護	346	336	—	—	10	—	—	—	346	336	14	239	0.69
各 種	8,013	7,810	—	105	98	—	—	—	8,013	7,810	386	7,519	0.94
専 修	38,976	37,467	—	—	916	593	—	—	38,383	38,060	1,890	32,109	0.84
事 業 団	1,447	1,446	—	—	1	—	—	—	1,447	1,446	23	1,269	0.88
任 継	20,790	—	—	—	—	—	—	20,790	20,790	—	—	14,794	0.71

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者が65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第138表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成12年度 (2000)	378,558	375,983	365,628	467,371	459,728	299,801	377,995	366,349
13 (2001)	379,665	377,550	366,973	466,021	460,145	300,736	379,115	367,677
14 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
15 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
16 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
17 (2005)	380,307	382,156	368,980	430,476	484,144	302,358	379,602	369,808
平成17年度								
大 学	452,296	449,323	425,556	586,876	537,834	—	451,529	426,570
短 大	423,953	423,801	412,383	467,189	374,419	—	425,162	411,449
高 専	469,658	470,677	463,419	280,000	—	—	469,658	463,419
高 校	421,753	421,457	414,517	423,478	487,212	—	421,478	414,823
中 学	426,173	426,111	418,690	358,618	466,195	—	425,828	419,097
小 学	408,359	407,945	401,947	360,044	497,273	—	407,437	402,936
幼 稚 園	228,233	225,131	223,520	311,752	—	—	228,233	223,520
盲・ろう・養護	315,988	315,363	315,095	337,000	—	—	315,988	315,095
各 種	321,300	319,601	311,609	386,650	—	—	321,300	311,609
専 修	337,562	335,732	328,324	368,070	406,074	—	336,503	329,536
事 業 団	373,999	374,133	360,225	180,000	—	—	373,999	360,225
任 継	302,358	—	—	—	—	302,358	302,358	—

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者が65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 件数	13,313	13,117	12,973	13,516	14,589	14,898
日数	503,000	437,082	442,901	459,445	489,638	496,568
金額	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688
傷病手当金 件数	9,322	9,140	8,829	9,263	10,130	10,533
日数	206,761	177,140	170,692	180,238	198,902	211,021
金額	1,811,350	1,669,128	1,655,960	1,757,545	1,942,837	2,068,422
出産手当金 件数	3,988	3,968	4,134	4,244	4,455	4,356
日数	296,160	259,864	272,044	279,045	290,680	285,414
金額	2,096,561	2,114,124	2,233,390	2,318,409	2,459,669	2,407,057
休業手当金 件数	3	9	10	9	4	9
日数	79	78	165	162	56	133
金額	258	637	1,439	830	263	1,209

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 件数	218	78	50	100	209	113
金額	88,645	55,167	33,323	59,091	80,246	66,620
弔慰金 件数	9	8	6	10	2	3
金額	3,480	3,520	3,030	4,540	1,150	1,970
家族弔慰金 件数	8	11	2	6	6	4
金額	2,766	3,697	503	2,394	1,974	1,254
災害見舞金 件数	201	59	42	84	201	106
金額	82,399	47,950	29,790	52,157	77,122	63,396

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
組合員分 件数	3,406,543	3,469,007	3,495,469	3,511,908	3,584,145	3,790,681
日数	6,786,002	6,742,694	6,602,146	6,477,754	6,481,085	6,678,322
金額	44,174,501	44,565,390	43,504,174	40,172,940	39,918,578	41,848,583
一般診療 件数	2,741,602	2,803,840	2,818,956	2,827,853	2,872,191	3,056,934
日数	5,173,328	5,161,417	5,025,134	4,907,473	4,879,372	5,068,577
金額	36,624,257	37,010,203	35,959,368	33,482,476	33,317,110	35,197,083
入院 件数	42,384	41,558	41,067	41,694	41,776	42,645
日数	473,708	450,948	429,275	424,376	417,640	421,692
金額	12,801,465	12,695,913	12,129,409	11,419,681	11,346,406	11,785,239
入院外 件数	2,699,218	2,762,282	2,777,889	2,786,159	2,830,415	3,014,289
日数	4,699,620	4,710,469	4,595,859	4,483,097	4,461,732	4,646,885
金額	23,822,792	24,314,290	23,829,959	22,062,794	21,970,704	23,411,843
歯科診療 件数	664,941	665,167	676,513	684,055	711,954	733,747
日数	1,612,674	1,581,277	1,577,012	1,570,281	1,601,713	1,609,745
金額	7,550,244	7,555,187	7,544,806	6,690,464	6,601,467	6,651,500
被扶養者分 件数	2,624,975	2,635,148	2,647,764	2,653,253	2,658,506	2,751,519
日数	5,407,216	5,308,352	5,208,774	5,120,125	5,050,777	5,081,039
金額	28,785,940	28,505,868	28,214,302	27,641,183	27,601,369	28,145,168
一般診療 件数	2,146,090	2,160,918	2,167,640	2,169,403	2,159,624	2,249,191
日数	4,337,694	4,268,860	4,178,094	4,095,708	4,015,283	4,067,742
金額	24,800,285	24,575,317	24,304,990	23,747,181	23,649,111	24,282,929
入院 件数	37,940	36,674	36,326	35,756	35,131	34,069
日数	488,412	466,368	451,680	435,088	419,284	398,779
金額	9,961,334	9,758,472	9,761,668	8,932,408	8,796,695	8,829,344
入院外 件数	2,108,150	2,124,244	2,131,314	2,133,647	2,124,493	2,215,122
日数	3,849,282	3,802,492	3,726,414	3,660,620	3,595,999	3,668,963
金額	14,838,951	14,816,846	14,543,322	14,814,773	14,852,416	15,453,585
歯科診療 件数	478,885	474,230	480,124	483,850	498,882	502,328
日数	1,069,522	1,039,492	1,030,680	1,024,417	1,035,494	1,013,297
金額	3,985,655	3,930,551	3,909,312	3,894,002	3,952,258	3,862,240

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
《組合員分》							
診 療 費	1000人当件数	7,734.81	7,840.59	7,830.72	7,726.21	7,725.07	8,030.75
	1件当日数	1.99	1.94	1.89	1.84	1.81	1.76
	1件当金額	12,968	12,847	12,446	11,439	11,138	11,040
	1人当金額	100,302	100,726	97,460	88,381	86,038	88,658
一 般 診 療	1000人当件数	6,225.01	6,337.19	6,315.16	6,221.28	6,190.56	6,476.27
	1件当日数	1.89	1.84	1.78	1.74	1.70	1.66
	1件当金額	13,359	13,200	12,756	11,840	11,600	11,514
	1人当金額	83,158	83,650	80,558	73,662	71,810	74,567
入 院	1000人当件数	96.24	93.93	92.00	91.73	90.04	90.35
	1件当日数	11.18	10.85	10.45	10.18	10.00	9.89
	1件当金額	302,035	305,499	295,357	273,893	271,601	276,357
	1人当金額	29,067	28,695	27,173	25,123	24,455	24,968
入 院 外	1000人当件数	6,128.78	6,243.26	6,223.16	6,129.56	6,100.52	6,385.92
	1件当日数	1.74	1.71	1.65	1.61	1.58	1.54
	1件当金額	8,826	8,802	8,578	7,919	7,762	7,767
	1人当金額	54,091	54,955	53,385	48,538	47,354	49,599
歯 科 診 療	1000人当件数	1,509.80	1,503.40	1,515.56	1,504.92	1,534.51	1,554.48
	1件当日数	2.43	2.38	2.33	2.30	2.25	2.19
	1件当金額	11,355	11,358	11,152	9,781	9,272	9,065
	1人当金額	17,143	17,076	16,902	14,719	14,228	14,092
出 産 費	1000人当件数	11.72	11.75	12.07	12.06	12.01	11.81
埋 葬 料	1000人当件数	1.89	1.62	1.61	1.58	1.34	1.45
《被扶養者分》							
診 療 費	1000人当件数	5,960.20	5,955.92	5,931.65	5,837.16	5,730.00	5,829.23
	1件当日数	2.06	2.01	1.97	1.93	1.90	1.85
	1件当金額	10,966	10,818	10,656	10,418	10,382	10,229
	1人当金額	65,361	64,428	63,207	60,811	59,490	59,627
一 般 診 療	1000人当件数	4,872.86	4,884.07	4,856.05	4,772.69	4,654.73	4,765.02
	1件当日数	2.02	1.98	1.93	1.89	1.86	1.81
	1件当金額	11,556	11,373	11,213	10,946	10,951	10,796
	1人当金額	56,311	55,545	54,449	52,244	50,972	51,445
入 院	1000人当件数	86.15	82.89	81.38	78.66	75.72	72.18
	1件当日数	12.87	12.72	12.43	12.17	11.93	11.71
	1件当金額	262,555	266,087	268,724	249,816	250,397	259,161
	1人当金額	22,618	22,056	21,869	19,651	18,960	18,705
入 院 外	1000人当件数	4,786.71	4,801.18	4,774.67	4,694.03	4,579.01	4,692.85
	1件当日数	1.83	1.79	1.75	1.72	1.69	1.66
	1件当金額	7,039	6,975	6,824	6,943	6,991	6,976
	1人当金額	33,693	33,489	32,581	32,593	32,012	32,739
歯 科 診 療	1000人当件数	1,087.34	1,071.85	1,075.60	1,064.47	1,075.26	1,064.21
	1件当日数	2.23	2.19	2.15	2.12	2.08	2.02
	1件当金額	8,323	8,288	8,142	8,048	7,922	7,689
	1人当金額	9,050	8,884	8,758	8,567	8,518	8,182
家 族 出 産 費	1000人当件数	10.42	9.82	10.17	9.63	9.81	9.33
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	3.36	3.37	3.17	2.98	3.27	3.08

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額:円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
合 計	1000人当件数	30.23	29.65	29.06	29.74	31.44	31.56
	1件当日数	37.78	33.32	34.14	33.99	33.56	33.33
	1日当金額	7,770	8,657	8,785	8,873	8,992	9,015
傷 病 手 当 金	1000人当件数	21.17	20.66	19.78	20.38	21.83	22.31
	1件当日数	22.18	19.38	19.33	19.46	19.63	20.03
	1日当金額	8,761	9,423	9,701	9,751	9,768	9,802
出 産 手 当 金	1000人当件数	9.06	8.97	9.26	9.34	9.60	9.23
	1件当日数	74.26	65.49	65.81	65.75	65.25	65.52
	1日当金額	7,079	8,136	8,210	8,308	8,462	8,434
休 業 手 当 金	1000人当件数	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
	1件当日数	26.33	8.67	16.50	18.00	14.00	14.78
	1日当金額	3,266	8,171	8,719	5,126	4,690	9,092

(iii) 災害給付

(単位 金額:円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
合 計	1000人当件数	0.49	0.18	0.11	0.22	0.45	0.24
	1件当金額	406,630	707,265	666,452	590,910	383,952	589,557
弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.02	0.01	0.02	0.00	0.01
	1件当金額	386,667	440,000	505,000	454,000	575,000	656,667
家 族 弔 慰 金	1000人当件数	0.02	0.02	0.00	0.01	0.01	0.01
	1件当金額	345,800	336,064	251,300	399,000	329,000	313,600
災 害 見 舞 金	1000人当件数	0.46	0.13	0.09	0.18	0.43	0.22
	1件当金額	409,945	812,712	709,286	620,917	383,692	598,071

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 件数	1,211,644	1,275,297	1,340,455	1,390,998	1,453,705	1,520,598
金額	194,170,973	202,261,809	211,232,647	218,481,890	225,209,093	230,953,117
退職共済年金 件数	796,078	859,915	924,527	976,854	1,037,757	1,103,842
金額	130,295,560	139,125,703	148,522,910	156,690,964	164,187,950	170,456,485
障害共済年金 件数	5,215	5,701	6,245	6,798	7,328	7,953
金額	913,219	976,294	1,108,374	1,188,758	1,314,474	1,406,661
遺族共済年金 件数	181,907	195,173	208,875	221,846	235,147	248,011
金額	20,791,293	22,387,201	24,079,224	25,605,720	27,165,354	28,799,163
退職年金 件数	65,405	62,716	59,969	56,431	53,623	50,553
金額	23,742,736	22,598,744	21,542,386	20,346,417	18,966,831	17,780,538
減額退職年金 件数	2,256	2,231	2,227	2,204	2,192	2,153
金額	596,575	590,857	593,715	573,494	565,750	550,284
通算退職年金 件数	105,638	97,224	88,960	80,187	73,392	66,522
金額	10,617,437	9,736,884	8,848,101	7,929,484	7,166,235	6,436,596
返還一時金 件数	17	28	30	24	19	29
金額	19,302	31,921	46,682	31,993	16,144	32,576
脱退一時金 件数	26	18	13	15	8	12
金額	76,155	58,294	47,487	54,802	29,366	45,770
新脱退一時金 件数	280	254	276	241	281	248
金額	223,635	202,709	213,068	200,087	228,101	173,808
障害年金 件数	3,237	3,101	2,967	2,778	2,649	2,446
金額	880,737	832,618	789,026	735,701	703,975	668,193
障害一時金 件数	1	—	—	—	1	—
金額	2,262	—	—	—	1,930	—
遺族年金 件数	31,792	30,398	29,006	27,643	26,465	25,199
金額	4,948,826	4,727,677	4,522,699	4,284,278	4,095,182	3,889,260
通算遺族年金 件数	19,286	18,105	16,978	15,634	14,526	13,345
金額	961,428	902,448	841,246	767,915	707,202	650,547
死亡一時金 件数	—	—	2	1	—	2
金額	—	—	1,636	1,156	—	3,517
特例死亡一時金 件数	—	2	1	1	—	1
金額	—	6,356	1,239	3,444	—	6,388
恩給財団給付年金 件数	499	429	376	341	316	282
金額	93,878	81,838	71,455	67,679	59,467	53,331
恩給財団給付一時扶助金 件数	7	2	3	—	1	—
金額	7,929	2,265	3,398	—	1,133	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第144表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 人員	27,533	28,890	28,717	30,962	32,783	32,424
金額	32,289,343	29,469,513	28,247,290	30,658,749	29,964,904	30,276,377
退職共済年金 人員	23,979	24,816	24,611	26,970	29,043	28,529
金額	29,410,969	26,537,203	25,353,128	27,707,427	27,097,574	27,218,297
障害共済年金 人員	212	197	227	235	272	268
金額	249,934	226,077	245,715	261,639	280,582	308,213
遺族共済年金 人員	3,196	3,251	3,349	3,350	3,431	3,597
金額	2,453,520	2,464,561	2,446,815	2,529,974	2,538,907	2,712,582
退職年金 人員	58	35	32	35	18	12
金額	96,938	66,868	55,971	56,609	26,581	18,670
減額退職年金 人員	—	1	2	—	—	—
金額	—	1,593	3,099	—	—	—
通算退職年金 人員	58	562	475	357	4	4
金額	36,950	137,584	112,363	85,387	3,438	2,171
障害年金 人員	17	16	12	8	8	9
金額	27,996	24,957	22,279	11,191	11,926	11,711
遺族年金 人員	13	10	9	6	7	5
金額	13,036	9,507	7,919	6,431	5,896	4,734
通算遺族年金 人員	—	2	—	1	—	—
金額	—	1,165	—	91	—	—

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。
2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 人員	224,588	235,257	245,888	258,174	270,985	280,763
金額	244,582,484	249,720,103	258,680,993	267,520,333	272,941,898	280,317,864
退職共済年金 人員	154,441	164,989	175,596	187,737	200,149	209,736
金額	177,653,934	183,186,089	192,755,702	202,541,721	208,343,575	216,025,678
障害共済年金 人員	1,163	1,223	1,315	1,429	1,557	1,653
金額	1,227,881	1,286,916	1,375,446	1,483,001	1,598,575	1,707,295
遺族共済年金 人員	31,717	34,043	36,346	38,560	40,780	42,972
金額	23,518,111	25,354,752	27,088,199	28,629,975	30,281,723	32,039,726
退職年金 人員	10,827	10,350	9,815	9,310	8,836	8,342
金額	24,113,220	23,033,709	21,784,625	20,431,308	19,287,798	18,143,904
減額退職年金 人員	376	375	372	369	367	356
金額	611,225	609,021	601,397	592,555	587,074	568,027
通算退職年金 人員	17,012	15,685	14,300	13,062	11,992	10,856
金額	10,582,650	9,728,730	8,857,689	7,980,298	7,278,139	6,580,436
障害年金 人員	583	530	499	473	447	418
金額	928,902	847,513	798,473	753,319	704,644	659,066
遺族年金 人員	5,231	5,007	4,802	4,591	4,398	4,182
金額	4,914,927	4,701,817	4,520,544	4,282,282	4,098,949	3,897,296
通算遺族年金 人員	3,159	2,983	2,778	2,581	2,403	2,198
金額	942,152	890,002	825,292	755,647	697,991	639,802
恩給財団年金 人員	79	72	65	62	56	50
金額	89,483	81,554	73,626	70,227	63,431	56,635

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。
2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第145表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《年金》						
新規裁定	1,172,751	1,020,059	983,643	990,206	914,038	933,764
退職共済年金	1,226,530	1,069,359	1,030,154	1,027,343	933,016	954,057
障害共済年金	1,178,932	1,147,597	1,082,447	1,113,357	1,031,550	1,150,049
遺族共済年金	767,685	758,093	730,611	755,216	739,990	754,123
退職年金	1,704,376	1,910,509	1,749,094	1,617,406	1,476,728	1,555,808
減額退職年金	—	1,593,300	1,549,650	—	—	—
通算退職年金	637,071	244,810	236,553	239,180	859,450	542,700
障害年金	1,646,800	1,559,788	1,856,575	1,398,850	1,490,800	1,301,200
遺族年金	1,002,769	950,670	879,867	1,071,883	842,329	946,800
通算遺族年金	—	582,400	—	90,600	—	—
年度末現在	1,089,027	1,061,478	1,052,028	1,036,202	1,007,221	998,415
退職共済年金	1,150,303	1,110,293	1,097,723	1,078,859	1,040,942	1,029,989
障害共済年金	1,055,787	1,052,262	1,045,967	1,037,789	1,026,702	1,032,846
遺族共済年金	741,499	744,786	745,287	742,479	742,563	745,595
退職年金	2,228,821	2,225,479	2,219,524	2,194,555	2,182,865	2,175,006
減額退職年金	1,625,598	1,624,057	1,616,657	1,605,841	1,599,657	1,595,581
通算退職年金	622,070	620,257	619,419	610,955	606,916	606,157
障害年金	1,622,887	1,599,082	1,600,145	1,592,640	1,576,384	1,576,712
遺族年金	939,577	939,049	941,388	932,756	932,003	931,921
通算遺族年金	298,244	298,358	297,081	292,773	290,467	291,084
恩給財団年金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返還一時金	1,135,400	1,140,032	1,556,057	1,333,046	849,689	1,123,324
脱退一時金	2,929,046	3,238,528	3,652,846	3,653,453	3,670,713	3,814,150
新脱退一時金	798,698	798,068	771,987	830,237	811,747	700,840
障害一時金	2,262,100	—	—	—	—	—
死亡一時金	—	—	818,000	1,156,000	—	—
特例死亡一時金	—	3,178,200	1,239,000	3,444,200	—	—
恩給財団給付一時扶助金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	—	1,132,700	—

(注) 1 平成12年度までは、在職と他年金の複数分調整前の数値だったが、平成13年度より在職と他年金の複数分調整後の数値である。

2 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第146表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収入	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237
掛金収入	159,583,223	160,071,229	161,469,416	182,888,870	185,387,943	186,829,045
掛金	—	—	—	177,738,296	180,288,965	181,714,716
任継掛金	—	—	—	5,150,574	5,098,978	5,114,329
介護掛金収入	8,238,301	9,103,190	9,236,427	10,722,630	12,610,866	14,358,301
介護掛金	—	—	—	10,524,945	12,377,042	14,095,477
任継介護掛金	—	—	—	197,684	233,824	262,824
事業雑収入	2,817	2,411	2,076	—	—	—
支払準備金戻入	8,378,668	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105
事業外収益	296,311	265,449	302,885	253,941	277,008	302,038
前期損益修正益	7,657	15,525	15,653	18,351	11,340	18,748
当期損失金	2,878,980	9,368,713	9,764,429	—	—	—
支出	179,385,957	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237
保健給付	90,406,498	91,194,176	90,647,717	88,555,904	89,620,417	93,720,237
休業給付	3,908,169	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688
災害給付	88,645	55,167	33,323	59,091	80,246	66,620
附加給付	5,055,171	5,091,522	4,593,726	3,610,319	3,437,883	3,283,009
老人保健拠出金	44,944,206	48,407,350	49,468,300	47,905,676	50,493,570	48,238,741
退職者給付拠出金	15,046,969	17,560,823	20,106,088	25,977,940	27,585,484	31,043,218
介護納付金	8,110,426	9,158,012	9,066,173	10,603,788	12,606,197	14,329,667
その他	3,262,486	3,471,635	3,052,420	2,503,814	2,114,327	1,924,114
支払準備金繰入	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679
事業外費用	11	1,027	11	—	—	—
前期損益修正損	21,172	20,626	21,099	21,724	17,477	18,696
財産処分損	—	7,455	22,771	853	—	3,006
当期利益金	—	—	—	10,851,061	7,856,029	4,086,562

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第147表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951
掛 金 収 入	235,083,812	238,449,346	250,836,719	265,836,192	268,009,073	278,884,210
掛 金	.	.	.	265,158,246	268,008,333	278,877,774
特 別 掛 金	.	.	.	677,946	740	6,436
基 礎 年 金 交 付 金	24,483,378	23,227,216	21,812,705	20,313,609	18,995,867	17,774,293
厚生保険特別会計からの繰入金	1	—	—	—	—	—
退 職 一 時 金 等 返 還 金	439,103	521,025	568,054	628,606	664,288	635,572
事 業 雑 収 入	1,326	2,243	964	—	—	—
運 用 収 入	87,460,342	78,289,211	66,737,219	66,967,519	73,761,317	135,921,955
国 庫 補 助 金	40,386,527	41,517,780	42,931,088	45,228,737	49,903,561	53,695,873
都 道 府 県 補 助 金	7,863,556	7,668,407	7,801,506	7,783,099	7,745,421	7,646,296
助 成 勘 定 より 受 入	46,449	56,908	64,525	55,289	55,289	42,068
責 任 準 備 金 戻 入	4,530,589,997	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—
延 滞 金	57,418	54,659	44,930	54,998	76,755	84,748
事 業 外 雑 益	8,808	10,177	2,582	1,925	3,508	741
前 期 損 益 修 正 益	108,233	68,710	83,787	87,176	114,545	130,195
固 定 資 産 売 却 益	—	—	1,040,429	101,492	62,749	—
当 期 損 失 金	88,031,583	109,845,686	146,163,248	142,736,169	—	—
支 出	5,014,560,534	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951
退 職 給 付	165,571,400	172,345,112	179,814,349	185,827,241	191,160,377	195,476,057
障 害 給 付	1,796,218	1,808,912	1,897,400	1,924,458	2,020,379	2,074,854
遺 族 給 付	26,701,548	28,023,682	29,446,045	30,662,513	31,967,737	33,348,875
恩 給 財 団 給 付	101,807	84,103	74,853	67,679	60,600	53,331
基 礎 年 金 拠 出 金	110,289,174	113,666,407	118,400,027	126,342,523	140,126,874	145,195,787
年 金 保 険 者 拠 出 金	5,814,761	5,814,761	5,133,756	14,283,281	6,823,734	7,773,163
不 動 産 管 理 費	1,766	15,200	7,995	2,008	1,879	645
責 任 準 備 金 繰 入	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—
事 業 外 支 出 等	413,249	413,688	356,001	4,540,155	17,156,153	3,116,392
財 産 処 分 損	3,430
前 期 損 益 修 正 損	1,613	1,504	1,328	955	2	7,868
当 期 利 益 金	—	—	—	—	5,300,581,635	107,765,548
年 度 末 現 在 責 任 準 備 金	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第148表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714
掛 金	3,791,494	3,831,457	3,940,619	4,334,749	4,384,336	4,417,679
補 助 金	493,011	504,046	507,204	509,927	404,375	395,401
利息及び配当金	54,152	83,648	83,514	81,294	59,428	46,962
雑 益	20,774	20,707	19,142	19,769	23,344	21,796
前期損益修正益	191	200	—	239,918	—	876
固定資産売却益	91,017	—
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	4,359,622	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714
一 般 管 理 費	4,018,079	4,333,203	4,462,479	4,350,320	4,113,771	4,126,672
有価証券売却損	9,540	—
雑 損	541	—
前期損益修正損	239	262	256	615	208	232
固定資産除却損	7,016	1,217	—	741	47,368	1,148
財 産 処 分 損	.	27	502	15	—	2,836
当 期 利 益 金	334,288	105,349	87,242	833,966	791,071	751,826

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第149表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993
掛 金	5,837,991	5,895,940	5,977,957	6,559,040	6,631,267	6,682,912
施設収入	.	9,123	40,807	48,219	56,203	56,770
事業雑収入	.	1,403	—	—	—	—
特別保健福祉事業費	2,044	2,044	2,044	1,390	1,310	1,978
助 成 金 特 別 事 業 費	.	73,388	—	—	—	—
助 成 金 特 別 事 業 費	18,080	9,356	6,817	2,150	1,580	1,752
利息及び配当金	1,339	1,088	1,385	779	857	6,291
その 他	—	41	3,852	105,977	7	290
前期損益修正益	—	—	706,092	—	—	—
当 期 損 失 金	1,049,106	—	—	—	—	—
支 出	6,908,560	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993
保 健 事 業 費	2,041,717	2,081,228	1,878,869	1,877,975	1,865,281	1,862,844
一 般 管 理 費	571,269	572,709	556,504	469,989	510,524	473,761
他経理への繰入	4,295,218	3,106,414	4,071,600	2,253,083	2,159,349	2,157,354
事業資産減価償却費	.	62,973	151,129	151,449	151,323	150,977
事業外費用	.	38,599	79,692	73,772	71,706	69,638
前期損益修正損	356	393	384	408	312	323
財 産 処 分 損	.	49	775	23	—	52
固定資産除却損	339
当 期 利 益 金	—	130,018	—	1,890,855	1,932,729	2,034,705

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第150表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
団 体 数	8,096	7,691	7,249	7,079	6,754	6,522
組 合 員 数	466,979	458,530	447,382	439,684	431,723	423,065
男	287,623	282,897	275,532	270,511	264,614	257,811
女	179,356	175,633	171,850	169,173	167,109	165,254
平均標準給与月額	295,153	296,925	296,582	295,961	295,482	295,097
男	335,999	337,545	336,696	335,801	335,291	335,393
女	229,649	231,496	232,267	232,257	232,444	232,234

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成17年度末現在

標準給与		組合員数			標準給与		組合員数		
等級	月額 (千円)	計	男	女	等級	月額 (千円)	計	男	女
総 数		423,065	257,811	165,254					
第1級	98	1,816	208	1,608	第16級	260	25,860	16,045	9,815
2	104	1,562	128	1,434	17	280	24,490	15,521	8,969
3	110	3,169	286	2,883	18	300	23,087	15,104	7,983
4	118	5,444	598	4,846	19	320	21,624	14,900	6,724
5	126	7,048	926	6,122	20	340	20,912	15,137	5,775
6	134	8,701	1,304	7,397	21	360	19,291	14,745	4,546
7	142	9,489	1,832	7,657	22	380	21,845	17,206	4,639
8	150	11,358	3,018	8,340	23	410	22,294	18,270	4,024
9	160	12,609	4,124	8,485	24	440	17,439	14,538	2,901
10	170	12,787	4,945	7,842	25	470	13,055	11,260	1,795
11	180	13,297	5,932	7,365	26	500	8,903	7,806	1,097
12	190	14,148	6,812	7,336	27	530	5,983	5,443	540
13	200	21,954	11,536	10,418	28	560	4,028	3,750	278
14	220	28,679	15,938	12,741	29	590	2,707	2,587	120
15	240	26,981	15,940	11,041	30	620	12,505	11,972	533

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成16年度 (2004)			17 (2005)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計 件数	1,178	1,912,007	2,038,365	1,085	1,869,884	2,055,013
金額	456,972	319,970,405	51,295,431	311,097	304,581,397	45,972,423
退職共済年金 件数	1,025	1,099,956	1,089,851	923	1,090,987	1,083,125
金額	316,503	161,495,423	26,733,363	217,692	152,952,627	23,322,996
障害共済年金 件数	40	15,629	18,268	40	15,011	18,435
金額	48,344	1,812,091	834,904	37,495	1,749,987	794,164
遺族共済年金 件数	37	287,485	309,369	53	280,124	302,315
金額	22,033	42,796,746	9,720,015	17,082	41,666,521	8,806,874
退職年金 件数	12	280,708	277,067	8	267,215	263,034
金額	29,388	83,700,170	8,911,494	14,968	79,402,448	7,543,974
減額退職年金 件数	0	32,616	32,330	2	31,789	31,526
金額	0	7,180,980	765,950	3,686	6,951,346	667,338
通算退職年金 件数	20	89,012	88,885	23	82,286	82,145
金額	5,856	6,937,613	745,094	3,489	6,378,109	615,471
退職一時金 件数	22	.	.	19	.	.
金額	130	.	.	138	.	.
脱退一時金 件数	—	.	.	—	.	.
金額	—	.	.	—	.	.
障害年金 件数	5	9,223	8,996	7	8,766	8,490
金額	18,098	2,181,275	232,213	11,214	2,098,926	197,757
障害一時金 件数	2	.	.	1	.	.
金額	4,740	.	.	1,616	.	.
遺族年金 件数	4	87,041	86,614	1	83,912	83,389
金額	5,750	13,442,420	1,260,016	10	12,979,356	1,034,513
通算遺族年金 件数	—	10,337	10,310	—	9,794	9,768
金額	—	423,688	45,444	—	402,076	38,773
返還一時金 件数	9	.	.	8	.	.
金額	5,278	.	.	3,708	.	.
死亡一時金 件数	2	.	.	—	.	.
金額	852	.	.	—	.	.
特例老齢農林年金 件数	.	.	116,670	.	.	172,783
金額	.	.	2,035,516	.	.	2,941,251
特例脱退一時金 件数	.	.	4	.	.	3
金額	.	.	8,659	.	.	9,312
特例返還一時金 件数	.	.	1	.	.	—
金額	.	.	2,765	.	.	—

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにもかかわらず未請求だったものである。
資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第153表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	23,295	25,518	17,306	15,277	16,442	12,984
金額	26,007,340	22,524,607	1,735,239	1,416,000	1,500,938	1,109,604
退職共済年金 人員	17,704	19,651	6,627	1,879	1,488	1,476
金額	20,522,877	16,792,745	544,551	74,813	44,249	35,680
障害共済年金 人員	352	334	210	79	65	58
金額	350,114	332,398	59,349	18,183	11,321	7,760
遺族共済年金 人員	4,858	5,276	987	59	35	59
金額	4,981,089	5,295,665	149,644	5,883	4,936	3,525
退職年金 人員	45	28	23	27	28	25
金額	72,435	47,078	3,869	4,116	3,767	3,143
減額退職年金 人員	6	8	2	2	1	—
金額	6,779	9,226	247	266	86	—
通算退職年金 人員	307	206	262	40	45	40
金額	46,831	33,010	6,877	944	1,259	624
障害年金 人員	20	11	12	13	8	10
金額	26,423	14,107	1,929	2,299	1,762	1,482
遺族年金 人員	—	—	1	1	—	—
金額	—	—	73	1,165	—	—
通算遺族年金 人員	3	4	—	—	—	—
金額	791	379	—	—	—	—
特例高齢農林年金 人員	—	—	9,182	13,177	14,772	11,316
金額	—	—	968,701	1,308,332	1,433,558	1,057,391

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

(ii) 年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	330,718	348,134	357,130	363,799	371,224	375,077
金額	412,932,463	417,984,728	53,322,467	56,068,877	48,760,124	48,570,980
退職共済年金 人員	173,329	190,604	203,913	216,142	229,314	238,890
金額	198,879,746	205,783,710	28,548,230	30,746,077	27,250,955	27,886,866
障害共済年金 人員	3,272	3,497	3,574	3,555	3,516	3,466
金額	3,274,949	3,486,642	1,032,008	1,049,510	956,812	930,274
遺族共済年金 人員	50,347	54,490	54,353	53,188	51,967	50,720
金額	53,680,811	57,796,501	10,259,032	10,265,665	9,052,506	8,807,322
退職年金 人員	57,747	55,287	52,830	50,416	47,844	45,359
金額	116,249,148	111,440,843	9,934,282	10,318,284	8,476,491	8,047,951
減額退職年金 人員	5,975	5,868	5,752	5,621	5,488	5,347
金額	9,165,732	9,002,147	817,919	868,188	738,561	718,718
通算退職年金 人員	18,701	17,708	16,635	15,496	14,394	13,282
金額	10,087,954	9,527,573	813,349	825,950	668,318	617,754
障害年金 人員	2,310	2,223	2,147	2,068	1,990	1,904
金額	3,693,506	3,555,245	372,192	379,464	321,893	308,949
遺族年金 人員	16,964	16,465	15,999	15,477	14,959	14,435
金額	17,331,831	16,846,390	1,497,404	1,565,942	1,253,012	1,213,331
通算遺族年金 人員	2,073	1,992	1,927	1,836	1,752	1,674
金額	568,786	545,677	48,052	49,798	41,576	39,815

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度以降の「退職共済年金」には、特例高齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第154表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《年金》						
新規裁定	1,116,434	882,695	100,268	92,688	91,287	85,459
退職共済年金	1,159,223	854,549	82,172	39,815	29,737	24,173
障害共済年金	994,641	995,204	282,613	230,161	174,165	133,791
遺族共済年金	1,025,337	1,033,727	151,615	99,707	141,023	59,739
退職年金	1,609,669	1,681,343	168,213	152,444	134,525	125,704
減額退職年金	1,129,867	1,153,225	123,250	133,050	86,100	—
通算退職年金	152,544	160,241	26,248	23,595	27,984	15,603
障害年金	1,321,160	1,282,482	160,767	176,877	220,225	148,180
遺族年金	—	—	7,310	1,164,600	—	—
通算遺族年金	263,700	94,750	—	—	—	—
特例高齢農林年金	—	—	105,500	99,289	97,046	93,442
年度末現在	1,248,594	1,200,643	149,308	154,120	131,350	129,496
退職共済年金	1,147,412	1,079,640	141,630	147,045	123,009	122,168
障害共済年金	1,000,901	997,038	288,754	295,221	272,131	268,400
遺族共済年金	1,066,217	1,060,681	188,748	193,007	174,197	173,646
退職年金	2,013,077	2,015,679	188,042	204,663	177,169	177,428
減額退職年金	1,534,014	1,534,108	142,197	154,454	134,577	134,415
通算退職年金	539,434	538,038	48,894	53,301	46,430	46,511
障害年金	1,598,920	1,599,300	173,354	183,493	161,755	162,263
遺族年金	1,021,683	1,023,164	93,594	101,179	83,763	84,055
通算遺族年金	274,378	273,934	24,936	27,123	23,731	23,784
特例高齢農林年金	—	—	105,437	100,528	97,088	95,142
《一時金》						
退職一時金	11,254	8,064	6,170	6,867	5,930	7,271
脱退一時金	3,107,284	1,659,942	1,667,150	5,438,250	—	—
障害一時金	1,954,167	1,705,850	—	—	2,369,950	1,615,800
返還一時金	748,743	713,494	679,268	1,048,545	586,478	463,438
死亡一時金	290,890	375,921	221,989	266,500	425,969	—
特例死亡一時金	2,529,715	2,181,840	3,802,150	—	—	—
外国人一時金	260,000	110,000	383,867	—	—	—
特例年金	—	—	—	—	—	—
特例脱退一時金	—	—	1,041,700	2,977,100	2,164,800	3,103,933
特例返還一時金	—	—	—	8,364,400	2,764,700	—

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度以降の一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第155表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890
掛 金 収 入	328,905,969	324,896,863	26,827,667	33,031	.	.
国庫補助金	57,968,463	59,976,822	13,821,056	4,910,689	3,123,117	1,846,900
負担金収入	.	.	5,868,058	6,314,824	13,538,343	23,313,814
厚生年金保険料 相当額収入	.	.	285,844,562	25,781,358	14,657	69
厚生年金特別保険料 相当額収入	.	.	4,756,591	331,338	19	—
児童手当拠出金 相当額収入	.	.	1,612,015	145,394	—	—
基礎年金交付金	56,251,371	52,487,843	8,492,362	73,702	221,274	—
制度間調整交付金
助 成 金	7,020,000	7,000,000
給付金返還金	918,874	640,769	862,373	424,116	295,806	255,225
雑 収 入	1,195	246	154	19	1	24
運用収入	69,768,242	50,682,595	10,072,510	7,198,467	5,934,915	5,484,391
引当金等戻入	.	36,740,124
責任準備金戻入	.	.	389,686,330	401,974,941	420,504,775	492,195,037
不足責任準備金繰入	.	.	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318
事業外収益	29	310	339	170	102	112
前期損益修正益	.	.	.	335	—	—
当期損失金	.	.	1,584,905,431	—	—	—
固定資産売却益	912,844	—
支 出	520,834,143	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890
退職給付金	313,829,534	316,911,070	86,738,179	40,934,601	39,441,737	35,330,879
障害給付金	5,024,591	4,967,435	1,801,972	1,275,176	1,137,610	1,041,706
遺族給付金	66,522,882	69,755,783	21,720,479	11,645,751	11,045,871	9,894,138
基礎年金拠出金	127,946,017	135,577,351	31,100,615	9,497,341	2,345,792	—
制度間調整拠出金
年金保険者拠出金	846,846	846,846	121,211	224,344	3,585	—
厚生年金移換金	.	.	1,580,000,000	29,737,832	.	.
厚生年金保険料	.	.	285,844,562	25,781,358	14,657	69
厚生年金特別保険料	.	.	4,756,591	331,338	19	—
児童手当拠出金	.	.	1,612,015	145,394	—	—
その他事業費用	402,146	315,448	3,265,059	2,102,494	2,389,283	857,587
業務経理へ繰入金	2,807,129	3,092,612	1,009,558	1,065,469	1,156,895	1,194,359
引当金等繰入	3,422,205
責任準備金繰入	.	.	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020
不足責任準備金戻入	.	.	.	87,197,316	183,260,459	288,446,101
事業外費用	.	.	.	4,121	—	—
前期損益修正損	32,794	4,782	1,582	1,533	1,009	1,031
固定資産売却損	.	954,243	—	—	—	—
年度末現在給付準備金	2,011,331,885	1,974,591,761	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第156表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	3,391,302	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,246,694
国庫補助金	499,415	510,497	449,873	448,202	344,425	341,628
事務受託料	.	.	1,344,695	825,979	726,133	700,447
助成金	.	.	500,650	513,000	100,000	—
給付経理より受入	2,795,173	3,081,396	1,009,297	1,057,252	1,149,435	1,189,704
資産見返繰入金戻入	72,450	24,737	27,230	20,375	63,690	15,902
受取利息	13,398	5,117	2,803	360	701	831
雑 益	10,865	11,457	4,550	4,308	1,851	1,181
支 出	3,391,302	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,249,694
人件費	1,814,320	1,773,649	1,598,839	1,437,716	1,264,756	1,254,740
事務費	1,476,539	1,834,819	1,699,590	1,411,384	1,057,791	979,052
減価償却費	30,735	24,003	22,967	19,821	16,144	15,816
雑 損	28,379	734	17,704	553	—	86
固定資産除却損	41,329	—	—	—	47,546	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第157表 船員保険適用状況

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《船舶所有者数》						
普通保険	7,318	7,100	6,912	6,611	6,460	6,347
漁船	2,972	2,849	2,754	2,651	2,628	2,550
その他	4,354	4,258	4,164	3,966	3,838	3,802
失業保険	4,822	4,700	4,541	4,363	4,205	4,121
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	79,521	75,889	71,317	66,818	63,288	61,935
漁船	29,969	28,405	26,218	24,498	23,090	21,750
その他	49,552	47,484	45,099	42,320	40,198	40,185
任意継続適用	9,243	7,802	6,836	6,620	5,661	4,146
失業保険	65,736	62,830	58,794	54,992	52,216	50,791
《被扶養者数》						
被保険者1人当り被扶養者数	1.751	1.727	1.717	1.693	1.685	1.627
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	379,634	372,001	372,691	369,469	386,646	383,845
漁船	306,485	290,804	290,641	285,104	332,947	329,453
その他	423,874	420,573	420,390	418,305	417,491	413,285
任意継続適用	332,606	329,385	326,440	321,445	325,555	329,937
失業保険	404,140	397,399	398,860	396,882	410,448	407,874

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。
資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第158表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成17年3月末現在

等級	標準報酬	普通保険(強制適用)			失業保険
	月額 (千円)	合計	漁船	その他	
総数		61,935	21,750	40,185	50,791
第1級	98	949	752	197	173
2	104	98	74	24	31
3	110	258	226	32	37
4	118	382	354	28	118
5	126	246	232	14	51
6	134	414	391	23	196
7	142	337	318	19	169
8	150	799	655	144	270
9	160	426	374	52	110
10	170	442	321	121	212
11	180	1,117	763	354	675
12	190	672	489	183	331
13	200	1,754	1,110	644	854
14	220	1,635	980	655	1,028
15	240	2,045	958	1,087	1,412
16	260	2,588	1,105	1,483	1,908
17	280	2,806	1,168	1,638	2,322
18	300	4,339	1,270	3,069	3,718
19	320	3,262	1,017	2,245	2,929
20	340	3,450	982	2,468	3,056
21	360	3,625	936	2,689	3,290
22	380	4,378	1,211	3,167	3,965
23	410	5,065	1,132	3,933	4,704
24	440	4,315	994	3,321	3,978
25	470	3,470	724	2,746	3,213
26	500	2,880	585	2,295	2,664
27	530	2,179	474	1,705	2,037
28	560	1,656	397	1,259	1,509
29	590	1,253	306	947	1,123
30	620	962	208	754	881
31	650	723	148	575	668
32	680	573	157	416	528
33	710	557	162	395	511
34	750	390	109	281	352
35	790	351	114	237	319
36	830	252	62	190	243
37	880	270	96	174	236
38	930	176	51	125	170
39	980	841	345	496	800

資料：社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	件数 2,026,118 金額 36,894,978	1,951,044 34,802,262	1,876,847 31,560,619	1,765,286 28,654,725	1,644,520 26,527,390	1,586,760 25,379,268
被保険者分	件数 770,751 金額 21,005,727	744,387 19,998,834	708,399 17,482,085	659,101 15,879,337	594,798 14,173,773	570,184 13,531,100
診療費	件数 586,686 日数 1,584,608 金額 13,242,919	551,518 1,448,670 12,410,391	515,967 1,307,727 11,316,177	472,863 1,177,594 10,200,081	422,392 1,019,783 8,639,179	401,658 940,876 8,136,583
薬剤支給	件数 139,916 枚数 204,954 金額 893,301	150,572 214,214 976,383	156,332 218,665 1,075,764	153,004 206,302 1,081,959	141,712 186,458 988,504	138,921 179,329 995,464
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 19,185 日数 292,377 金額 497,072	17,313 257,279 444,168	15,338 222,572 387,906	13,991 199,458 348,958	12,400 169,220 301,787	11,408 153,172 276,678
訪問看護療養費	件数 53 日数 340 金額 2,456	28 265 1,865	30 243 1,704	25 210 1,480	35 348 3,005	37 397 3,309
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 7 日数 1,006 金額 218	3 50 6	1 73 8	— — —	1 13 2	1 24 3
療養費	件数 18,174 金額 253,302	17,611 254,583	16,631 260,892	15,641 159,787	13,932 165,593	13,842 168,674
看護費	件数 — 日数 — 金額 —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 46 金額 17,355	49 17,190	34 14,642	14 5,806	34 22,018	26 5,248
高額療養費	件数 3,112 金額 255,664	2,994 258,259	2,479 221,192	2,084 182,417	2,258 265,052	2,071 273,371
傷病手当金	件数 22,342 (6,966) 日数 704,705 (212,056) 金額 5,559,083 (2,091,178)	21,215 (6,977) 680,589 (213,786) 5,370,452 (2,106,275)	16,604 (6,184) 521,938 (192,124) 3,992,201 (1,829,660)	15,160 (6,145) 465,960 (185,540) 3,683,739 (1,786,747)	14,142 (5,588) 443,982 (176,395) 3,593,351 (1,744,859)	13,355 (5,320) 418,952 (165,902) 3,480,840 (1,669,701)
葬祭料	件数 386 (63) 金額 269,960 (49,008)	380 (89) 256,276 (65,624)	293 (66) 195,020 (45,441)	271 (54) 189,154 (36,785)	272 (43) 185,721 (30,853)	246 (50) 177,348 (38,748)
出産育児一時金	件数 15 金額 4,500	10 3,000	11 3,300	14 4,200	6 1,800	10 3,000
出産手当金	件数 14 日数 2,071 金額 9,897	7 1,218 6,259	17 2,469 13,281	25 3,756 21,755	14 1,504 7,761	17 2,225 10,582
被扶養者分	件数 1,255,025 金額 15,846,493	1,206,368 14,772,141	1,168,110 14,046,981	1,103,585 12,695,418	1,032,065 11,951,274	984,247 11,116,461
診療費	件数 967,068 日数 2,223,020 金額 12,825,025	904,082 2,024,097 11,811,806	857,103 1,880,421 11,162,988	794,688 1,703,656 9,962,261	734,755 1,545,242 9,069,053	693,682 1,422,323 8,337,141
薬剤支給	件数 255,221 枚数 402,362 金額 1,100,518	271,498 419,800 1,189,511	281,561 428,931 1,282,570	281,335 417,715 1,290,254	270,813 396,553 1,391,968	264,246 380,210 1,350,733

入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 18,256 日数 259,684 金額 359,054	16,578 226,178 312,021	15,391 206,952 285,455	13,661 179,454 247,909	12,395 157,493 216,208	10,866 141,104 196,513
訪問看護療養費	件数 288 日数 1,117 金額 7,670	248 1,026 7,005	209 931 6,210	181 867 5,849	187 896 6,002	204 1,053 7,105
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 1 日数 45 金額 5	— — —	— — —	1 61 17	— — —	1 92 26
療養費	件数 25,176 金額 153,211	23,829 142,408	23,330 140,266	22,003 127,941	20,718 124,133	20,688 126,403
看護費	件数 — 日数 — 金額 —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
移送費	件数 5 金額 105	2 23	3 188	5 83	4 46	3 128
高額療養費	件数 4,534 金額 294,167	4,134 292,481	3,601 243,600	3,200 200,202	3,576 340,198	3,549 345,600
家族葬祭料	件数 1,141 金額 629,438	1,027 552,488	963 523,704	886 475,101	784 435,266	773 422,512
家族出産育児一時金	件数 1,591 金額 477,300	1,548 464,400	1,340 402,000	1,286 385,800	1,228 368,400	1,101 330,300
高齢受給者分(一般)	件数 . 金額	2,028 40,253	15,632 302,158	29,362 605,732
診療費	件数 . 日数 . 金額	1,474 3,778 33,769	11,087 29,830 247,019	20,671 56,479 498,434
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額	554 904 5,778	4,545 7,400 49,535	8,691 13,673 94,133
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額	35 460 706	280 3,841 5,603	564 8,658 13,165
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 金額	254 2,996	1,596 44,040	2,507 61,935
診療費	件数 . 日数 . 金額	184 401 2,458	1,207 3,526 39,058	1,873 5,314 54,684
薬剤支給	件数 . 枚数 . 金額	70 92 523	389 588 3,744	634 1,000 5,575
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 . 日数 . 金額	3 13 15	56 703 1,239	66 1,007 1,676
世帯合算高額療養費	件数 342 金額 42,759	289 31,288	338 31,554	318 36,721	429 56,146	460 64,040

(注) 1 ()内の数字は職務上(再掲)を示す。
 2 「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
 7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
 資料：社会保険庁「事業年報」

《高齢受給者分（一般）》							
診療費	1000人当件数	・	・	・	7,255.13	15,299.45	15,526.54
	1件当日数	・	・	・	2.56	2.69	2.73
	1件当金額	・	・	・	22,910	22,280	24,113
	1人当金額	・	・	・	166,214	340,873	374,387
入院	1000人当件数	・	・	・	172.27	404.32	446.17
	1件当日数	・	・	・	13.71	14.54	16.05
	1件当金額	・	・	・	459,959	370,505	406,500
	1人当金額	・	・	・	79,238	149,804	181,368
入院外	1000人当件数	・	・	・	6,546.35	13,722.17	13,838.01
	1件当日数	・	・	・	2.27	2.35	2.31
	1件当金額	・	・	・	12,037	12,496	12,396
	1人当金額	・	・	・	78,798	171,467	171,531
歯科診療	1000人当件数	・	・	・	536.51	1,172.95	1,242.36
	1件当日数	・	・	・	2.53	2.64	2.63
	1件当金額	・	・	・	15,243	16,711	17,296
	1人当金額	・	・	・	8,178	19,602	21,488
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診療費	1000人当件数	・	・	・	6,494.12	13,288.07	13,128.50
	1件当日数	・	・	・	2.18	2.92	2.84
	1件当金額	・	・	・	13,356	32,359	29,196
	1人当金額	・	・	・	86,736	429,991	383,298
入院	1000人当件数	・	・	・	105.88	627.52	511.68
	1件当日数	・	・	・	4.67	13.72	16.45
	1件当金額	・	・	・	194,761	438,338	436,210
	1人当金額	・	・	・	20,622	275,067	223,201
入院外	1000人当件数	・	・	・	5,470.59	10,987.16	11,011.68
	1件当日数	・	・	・	2.03	2.32	2.22
	1件当金額	・	・	・	9,175	11,600	12,158
	1人当金額	・	・	・	50,195	127,449	133,881
歯科診療	1000人当件数	・	・	・	917.65	1,673.39	1,605.14
	1件当日数	・	・	・	2.81	2.79	2.73
	1件当金額	・	・	・	17,347	16,419	16,333
	1人当金額	・	・	・	15,919	27,475	26,216

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成16年度の平均被保険者数：66,485人（70歳未満）、67,140人（総数）
 平成16年度の平均被扶養者数：96,748人（70歳未満）、110,030人（総数）
 平成16年度の平均加入者数：1,331人（高齢（一般））、143人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計人員	82	84	97	65	67	73
金額	167,695	191,645	183,876	133,950	142,022	152,163
障害年金人員	20	21	18	16	26	20
金額	37,447	45,952	37,569	34,682	63,248	42,812
遺族年金人員	62	63	79	49	41	53
金額	130,248	145,693	146,306	99,268	78,774	109,350

(ii) 年度末現在 (単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計人員	1,797	1,857	1,936	1,983	2,027	2,067
金額	3,749,298	3,899,522	4,052,788	4,129,552	4,190,491	4,262,954
障害年金人員	457	470	479	493	509	518
金額	960,710	991,865	1,020,680	1,047,291	1,084,064	1,100,981
遺族年金人員	1,340	1,387	1,457	1,490	1,518	1,549
金額	2,788,589	2,907,657	3,032,108	3,082,261	3,106,427	3,161,973

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計件数	126	132	127	118	98	100
金額	431,275	514,431	432,748	416,459	330,173	409,254
障害手当金件数	118	121	109	107	93	88
金額	365,683	402,582	325,348	337,877	285,173	285,774
遺族一時金件数	8	8	17	9	5	9
金額	65,592	57,960	103,320	57,960	45,000	100,080
その他の一時金件数	—	3	1	2	—	3
金額	—	53,889	4,080	20,622	—	23,400

資料：社会保険庁「事業年報」

第164表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金 (単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
新規裁定分	2,045,061	2,281,492	1,895,630	2,082,260	2,119,727	2,084,419
障害年金	1,872,340	2,188,195	2,087,211	2,085,463	2,432,612	2,140,630
遺族年金	2,100,777	2,312,590	1,851,978	2,081,111	1,921,312	2,063,208
年度末現在	2,086,421	2,099,904	2,093,382	2,082,477	2,067,337	2,062,387
障害年金	2,102,210	2,110,351	2,130,855	2,124,323	2,129,792	2,125,445
遺族年金	2,081,036	2,096,364	2,081,062	2,068,631	2,046,395	2,041,300

資料：社会保険庁調べ

(ii) 一時金 (単位 円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	3,422,817	3,897,207	3,407,465	3,529,309	3,369,108	4,092,537
障害手当金	3,099,010	3,327,122	2,984,845	3,157,725	3,066,372	3,247,428
遺族一時金	8,199,000	7,245,000	6,077,647	6,440,000	9,000,000	11,120,000
その他の一時金	—	17,963,157	4,080,000	10,310,950	—	7,800,000

資料：社会保険庁「事業年報」

第165表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合 計	52,815	39,484	36,187	36,882	27,418	19,704
失業保険金	10,032,034	7,471,459	6,749,175	6,812,408	4,669,448	3,090,588
傷病給付金	8,928,387	6,659,087	5,829,406	5,766,922	4,051,500	2,614,813
技能習得手当	34,439	30,206	28,639	40,272	23,210	17,599
受講手当	2,354	1,997	1,748	1,019	739	550
通所手当	25,764	22,281	20,181	12,329	7,674	5,563
教育訓練給付金	23,486	17,092	14,210	8,239	5,831	3,652
寄宿手当	28,051	36,682	49,520	64,983	38,118	6,173
就業手当	1,862	1,460	1,292	1,656	1,117	622
再就職手当	528,275	416,202	450,110	486,578	248,338	218,539
高齢求職者給付金	461,770	288,447	355,816	431,428	284,522	214,258
移転に要する費用	16,531	14,434	12,988	13,638	7,603	5,123
失業保険金 月末受給者数(年間平均)	3,250	2,467	2,133	2,203	1,617	1,112
1000人当失業者数	47.98	38.30	35.40	38.65	30.20	24.13
1件当日数	24.00	23.99	23.44	23.18	22.99	22.69
1日当金額	7,821	7,903	7,808	7,548	7,224	6,667
1件当金額	187,678	189,610	182,981	174,999	166,045	151,294
傷病給付金 1件当日数	25.74	26.71	29.72	27.30	26.80	27.07
1日当金額	7,559	7,641	7,586	7,889	7,465	6,634
1件当金額	194,573	204,098	225,504	215,358	200,083	179,586
受講手当 1件当日数	18.27	18.60	19.24	20.17	19.03	18.67
1日当金額	599	600	600	600	546	542
1件当金額	10,945	11,157	11,545	12,100	10,384	10,114
寄宿手当 1件当日数	28.71	26.45	38.97	37.40	32.95	27.92
1日当金額	360	363	357	351	353	353
1件当金額	10,342	9,607	13,897	13,142	11,637	9,866

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。
2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。
資料：社会保険庁「事業年報」

第166表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	87,551,654	84,357,656	82,551,642	75,285,842	76,226,359	72,478,895
保険料	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486
疾病給付	50,728,118	48,186,318	48,402,937	45,486,776	47,085,952	41,348,484
医療分	50,728,118	46,787,813	43,931,932	41,322,443	44,301,274	38,188,182
介護分	.	1,398,505	4,471,005	4,164,333	2,784,678	3,160,302
年金給付	13,021,844	11,968,397	11,403,864	10,675,947	10,585,450	13,799,703
失業給付	6,910,048	6,446,865	6,198,466	5,726,196	5,750,423	5,458,464
福祉施設費	4,921,266	4,562,344	4,322,454	4,057,937	4,121,600	3,917,387
業務取扱費	757,091	701,881	664,993	624,298	681,911	652,448
利子	3,831,913	3,071,230	3,004,010	2,447,318	1,954,179	1,530,761
国庫負担金	6,308,303	5,734,638	5,667,834	5,372,408	5,406,559	4,890,935
疾病給付	3,257,876	3,043,558	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年金給付	27,012	24,780	24,304	22,254	20,165	19,002
失業給付	1,794,803	1,495,166	1,509,731	1,226,297	1,327,839	860,136
事務費	1,228,612	1,171,134	1,133,799	1,123,857	1,058,555	1,011,797
積立金より受入	—	—	—	—	—	—
厚生保険特会業務勘定より受入	627,052	2,254,232	2,372,508	231,028	232,588	233,566
雑収	315,656	1,315,119	257,272	391,004	372,635	318,402
前年度剰余金受入	130,363	116,632	257,300	282,929	35,033	328,745
支出	94,042,114	87,222,122	85,697,456	79,498,402	73,117,772	66,850,492
保険給付費	50,876,795	46,409,506	42,649,786	39,692,742	35,495,593	32,673,383
疾病給付	37,245,120	35,110,022	32,017,660	28,983,611	26,827,363	25,534,165
年金給付	3,558,636	3,755,004	3,806,318	3,913,886	3,928,149	4,005,684
失業給付	10,073,039	7,544,480	6,825,808	6,795,244	4,740,080	3,133,534
老人保健拠出金	17,029,811	14,100,378	13,304,377	13,432,683	11,783,976	8,951,246
退職者給付拠出金	2,928,902	2,988,656	3,134,107	3,272,657	3,210,952	3,249,046
介護納付金	.	1,548,192	5,411,051	2,731,313	2,963,892	3,293,485
福祉事業費	5,700,151	5,140,888	4,665,980	4,330,623	4,051,253	3,569,860
事務費	2,375,092	2,245,449	2,154,206	2,041,780	1,950,713	1,753,895
諸支出金	15,131,337	14,789,053	14,377,949	13,996,604	13,661,392	13,359,548
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	26	0	0	0	0	29
収支差引剰余金	△ 6,490,460	△ 2,864,466	△ 3,145,814	△ 4,212,560	3,108,587	5,628,403
翌年度へ繰越	116,632	257,301	282,929	35,032	328,745	522,385
積立金へ繰入	—	—	—	—	2,779,842	5,106,018
積立金から補足	△ 6,607,092	△ 3,121,767	△ 3,428,743	△ 4,247,593	—	—
年度末現在積立金	114,875,782	111,754,015	108,325,272	104,077,680	106,857,521	111,963,539

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第167表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
徴収決定額	80,843,231	77,675,204	77,449,614	73,170,478	74,886,178	71,055,897
前年度からの繰越額	4,196,592	4,255,246	5,484,589	6,235,395	6,038,559	6,016,479
本年度分	76,646,639	73,419,958	71,965,025	66,935,083	68,847,619	65,039,418
収納済額	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486
不納欠損額	248,859	323,545	221,938	559,280	643,999	471,899
収納未済額	4,256,005	5,485,854	6,234,963	6,040,044	6,016,843	5,407,511
収納率 (%)	94.4	92.5	91.7	91.0	91.1	91.7

資料：社会保険庁「事業年報」

12 雇用保険

第168表 雇用保険適用状況

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《一般、高年齢及び短期雇用特別被保険者関係》							
適用事業所数	2,008,610	2,026,679	2,028,693	2,018,978	2,005,579	2,000,557	2,001,152
新規加入	87,471	98,150	89,552	82,778	81,281	83,042	87,966
廃止・脱退	79,881	80,988	88,507	93,506	95,967	89,308	88,904
被保険者数	33,447,210	33,523,678	33,607,057	33,624,383	33,939,485	34,602,550	35,233,937
資格取得者数	492,377	541,285	578,012	578,725	594,837	627,660	645,540
資格喪失者数	505,589	534,468	570,483	576,694	568,005	571,839	592,423
《日雇労働被保険者関係》							
被保険者数	47,080	45,396	41,600	37,675	35,161	31,872	28,434

(注)1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第169表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成18年3月現在

区 分	総数	4人以下	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上
合 計	2,001,152	1,206,826	614,713	123,755	47,970	7,888
農 業	9,967	6,685	2,918	313	51	0
林 業	2,768	1,757	835	160	16	0
漁 業	2,332	1,719	563	36	12	2
鉱 業	3,392	1,645	1,510	201	33	3
建設業	312,857	207,357	95,621	7,972	1,690	217
製造業	345,509	174,875	121,902	33,265	13,301	2,166
電気・ガス・熱供給・水道業	1,913	872	588	233	129	91
情報通信業	48,873	27,022	15,355	4,152	1,934	410
運輸業	73,955	25,467	32,742	11,179	4,048	519
卸売・小売業	411,446	261,800	118,794	21,141	8,225	1,486
金融・保険業	22,985	10,780	7,984	2,386	1,362	473
不動産業	39,671	29,491	8,235	1,377	479	89
飲食店、宿泊業	80,003	56,000	19,376	3,351	1,081	195
医療、福祉	182,310	100,134	61,615	14,190	5,845	526
教育、学習支援業	27,200	12,185	11,658	2,408	806	143
複合サービス業	24,948	19,268	3,853	944	723	160
サービス業務	392,533	259,212	106,018	18,804	7,220	1,279
分類不能	17,130	9,607	4,826	1,576	996	125
《被保険者数》	1,360	950	320	67	19	4
合 計	35,233,937	2,032,662	6,846,048	6,467,895	9,580,522	10,306,810
農 業	65,437	10,144	30,589	15,506	9,198	0
林 業	21,431	2,355	9,291	7,801	1,984	0
漁 業	12,901	1,812	6,056	1,590	2,121	1,322
鉱 業	39,232	2,803	17,535	9,721	6,749	2,424
建設業	2,245,753	332,931	967,770	384,888	324,470	235,694
製造業	8,974,411	303,656	1,447,598	1,754,078	2,635,758	2,833,321
電気・ガス・熱供給・水道業	212,430	1,529	7,508	13,075	25,291	165,027
情報通信業	1,371,119	40,869	181,971	219,139	387,426	541,714
運輸業	2,645,347	47,049	425,506	585,752	772,971	814,069
卸売・小売業	6,674,136	430,565	1,294,890	1,091,636	1,649,459	2,207,586
金融・保険業	1,290,877	16,959	109,617	121,641	324,179	718,481
不動産業	420,727	43,897	86,571	70,781	97,310	122,168
飲食店、宿泊業	917,923	82,455	207,866	170,910	209,613	247,079
医療、福祉	3,257,970	218,656	669,849	781,911	1,140,612	446,942
教育、学習支援業	647,336	20,656	146,471	125,521	154,054	200,634
複合サービス業	419,199	27,847	41,391	52,258	164,525	133,178
サービス業務	5,516,485	432,096	1,133,710	972,160	1,466,788	1,511,731
分類不能	483,508	14,849	58,421	85,928	204,302	120,008
分類不能	17,715	1,534	3,438	3,599	3,712	5,432

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第170表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成15年度 (2003)			16 (2004)			17 (2005)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失 業 給 付 計	—	—	1,871,818,151	—	—	1,443,278,631	—	—	1,365,366,151
I 一般求職者給付	—	—	1,502,049,520	—	—	1,103,706,127	—	—	994,391,998
基本手当	—	—	1,484,079,593	—	—	1,087,286,948	—	—	978,191,407
基本分 (うち短時間分)	1,990,245	839,487	1,447,841,163	1,790,799	682,046	1,050,614,684	1,704,781	627,837	940,942,732
個別延長給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	92,605	20,885	35,924,259	104,515	23,046	36,487,911	110,159	23,642	37,055,073
広域延長給付	1	0	381	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	476	173	313,790	292	112	184,353	282	112	193,603
技能習得手当	—	—	12,106,293	—	—	12,375,760	—	—	12,739,504
受講手当	174,330	49,578	6,026,165	172,179	51,462	6,059,237	175,945	52,661	6,207,424
特定職種受講手当	1,413	171	3,632	0	0	0	0	0	0
通所手当	166,710	47,246	6,076,496	164,420	48,920	6,316,522	168,052	49,988	6,532,080
寄宿手当	65	41	5,522	44	27	3,627	34	26	3,449
傷病手当	14,264	2,681	5,858,112	11,404	2,074	4,039,792	10,319	1,815	3,457,638
II 高年齢求職者給付 (うち短時間分)	123,839	—	33,666,755	110,024	—	24,263,012	108,194	—	23,552,058
III 短期雇用特例求職者給付	275,957	—	71,029,536	253,910	—	63,304,595	235,339	—	58,216,471
IV 就職促進給付	—	—	17,954,388	—	—	10,938,131	—	—	57,346,967
就業手当	32,902	52,028	1,050,901	32,590	53,913	1,186,777	82,642	155,664	4,555,969
再就職手当	90,615	—	15,613,068	65,619	—	9,360,520	319,361	—	52,497,274
常用就職支度金	7,970	—	1,222,683	2,513	—	334,124	1,988	—	243,769
移 転 費	534	—	64,834	455	—	52,763	403	—	48,142
広域求職活動費	55	—	2,902	79	—	3,947	43	—	1,814
V 雇用継続給付	322,962	—	226,348,228	321,627	—	222,954,833	320,851	—	216,466,155
高年齢雇用継続給付	133,542	—	148,826,535	119,292	—	138,887,539	103,857	—	125,532,735
基本給付金	131,382	—	147,229,903	118,491	—	138,499,084	103,067	—	125,317,395
再就職給付金	2,160	—	1,596,633	801	—	388,454	790	—	215,340
育児休業給付	184,752	—	76,329,646	197,349	—	82,777,120	210,912	—	89,542,194
基本給付金	103,478	—	60,250,271	111,928	—	65,733,253	118,339	—	70,668,898
職場復帰給付金	81,274	—	16,079,375	85,421	—	17,043,867	92,573	—	18,873,296
介護休業給付	4,668	—	1,192,046	4,986	—	1,290,174	6,082	—	1,391,226
VI 日雇求職者給付	—	—	20,769,724	—	—	18,111,933	—	—	15,392,502
普通給付	—	21,854	20,767,732	—	19,490	18,110,221	—	17,232	15,390,424
第 1 級	—	18,397	18,397,758	—	16,096	15,764,451	—	14,067	13,250,650
第 2 級	—	2,003	1,538,478	—	2,065	1,571,444	—	2,020	1,508,378
第 3 級	—	1,533	822,905	—	1,399	764,066	—	1,201	647,566
第 4 級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 例 給 付	9	3	1,992	6	2	1,712	7	2	2,078

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。
2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、／介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。
資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

13 労働者災害補償保険

第174表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
適用事業場数	2,700,055	2,692,395	2,646,286	2,632,411	2,627,510	2,630,805
新規加入	274,648	253,029	252,888	274,325	264,144	272,779
消滅	262,255	260,689	298,997	288,200	269,045	269,484
適用労働者数	48,546,453	48,578,841	48,194,705	47,922,373	48,552,436	49,184,518
新規加入	6,628,210	7,205,914	7,489,492	7,371,136	7,679,756	7,334,397
消滅	6,574,665	7,173,526	7,873,628	7,643,468	7,049,693	6,702,315

《業種別》

年度末現在

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
全業種	2,700,055 (48,546,453)	2,692,395 (48,578,841)	2,646,286 (48,194,705)	2,632,411 (47,922,373)	2,627,510 (48,552,436)	2,630,805 (49,184,518)
林業	22,230 (95,706)	21,256 (95,466)	20,351 (89,435)	19,464 (85,359)	18,584 (86,486)	17,640 (78,455)
漁業	5,116 (36,519)	4,997 (33,229)	4,860 (34,433)	4,708 (34,238)	4,546 (33,466)	4,376 (31,564)
鉱業	5,284 (43,280)	5,117 (40,521)	4,897 (37,356)	4,635 (34,357)	4,428 (31,936)	4,235 (29,223)
建設事業	665,208 (5,325,359)	658,304 (5,208,560)	643,617 (4,991,693)	637,218 (4,854,618)	633,587 (4,705,357)	630,470 (4,703,587)
製造業	502,958 (10,445,610)	491,848 (10,445,959)	476,981 (9,948,744)	467,993 (9,512,901)	461,738 (9,166,398)	454,238 (9,100,642)
運輸業	72,714 (2,418,152)	72,950 (2,417,701)	71,872 (2,402,684)	71,939 (2,396,322)	72,287 (2,451,410)	72,711 (2,461,425)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,264 (180,206)	2,279 (176,215)	2,269 (173,258)	2,252 (169,504)	2,218 (152,127)	2,155 (155,757)
その他の事業	1,424,281 (30,001,621)	1,435,644 (30,161,190)	1,421,439 (30,517,102)	1,424,202 (30,835,074)	1,430,122 (31,925,256)	1,444,980 (32,623,865)

(注) () は適用労働者数。
資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計	5,306,851 金額 820,227,361	5,394,339 金額 818,620,104	5,326,800 金額 794,166,504	5,360,775 金額 787,034,062	5,391,028 金額 777,261,231	5,411,047 金額 772,303,933
療養補償給付	件数 2,987,785 日数 62,958,217 金額 226,437,407	3,066,044 64,362,377 224,437,443	3,008,259 62,604,347 208,716,689	3,091,723 63,569,026 207,560,279	3,129,054 63,682,714 207,241,609	3,155,612 63,676,536 205,108,497
休業補償給付	件数 694,847 日数 21,326,586 金額 127,646,505	697,120 21,441,864 127,547,492	679,010 20,754,849 122,765,193	674,337 20,573,915 120,440,463	660,941 20,102,318 116,730,607	656,083 19,972,891 115,399,389
障害補償一時金	件数 26,558 金額 50,308,735	26,414 49,296,424	25,237 46,202,531	24,543 43,570,356	23,776 41,648,882	23,387 40,213,943
遺族補償一時金	件数 807 金額 5,919,298	817 6,227,769	790 6,171,640	757 5,902,261	770 5,826,242	759 6,120,923
葬祭料	件数 3,231 金額 2,155,744	3,244 2,169,309	3,239 2,223,902	3,399 2,337,577	3,322 2,230,023	3,444 2,359,806
介護補償給付	件数 41,924 金額 5,818,373	43,054 6,013,773	43,841 6,092,724	45,109 6,130,941	45,587 6,102,901	45,871 6,106,794
二次健康診断等給付	件数 - 金額 -	3,187 91,266	10,633 300,769	12,606 357,021	15,687 448,169	16,518 473,717
年金等給付	件数 1,551,699 金額 401,941,298	1,554,459 402,836,629	1,555,791 401,693,055	1,508,301 400,735,164	1,511,891 397,032,798	1,509,373 396,520,864
障害補償年金	件数 565,467 金額 151,387,183	568,107 152,377,324	570,432 153,027,287	573,599 153,291,595	575,335 152,446,324	575,292 151,865,353
遺族補償年金	件数 636,851 金額 187,693,566	643,377 189,767,525	649,139 192,094,755	655,642 192,954,166	660,814 191,595,188	666,201 193,280,337
傷病補償年金	件数 82,489 金額 38,792,040	79,107 37,199,911	75,424 35,380,907	72,737 34,012,707	71,223 33,064,429	68,651 31,551,461
傷病補償年金に係る 療養補償給付	件数 266,892 金額 24,068,509	263,868 23,491,869	260,796 21,190,105	206,323 20,476,695	204,519 19,926,856	199,229 19,823,713

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。
資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第176表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

（単位 千円）

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
徴収決定済額	1,369,463,253	1,313,698,926	1,261,276,332	1,080,641,590	1,082,555,152	1,101,661,222
収納済額	1,330,053,899	1,272,931,257	1,218,545,237	1,040,725,302	1,044,238,899	1,051,358,990
不納欠損額	2,670,724	2,754,718	3,024,259	3,160,420	4,079,700	3,830,091
収納未済入額	36,738,630	38,012,950	39,706,836	36,755,868	33,814,870	30,187,890
収納率(%)	97.12	96.90	96.61	96.31	96.46	95.43

資料：厚生労働省労働基準局調べ

第177表 労働者災害補償保険給付平均支払額

（単位 金額：円）

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
療養補償給付	1件当日数 21.1 1日当金額 3,597	21.0 3,487	20.8 3,334	20.6 3,265	20.4 3,254	20.2 3,221
休業補償給付	1件当日数 30.7 1日当金額 5,985	30.8 5,949	30.6 5,915	30.5 5,854	30.4 5,807	30.4 5,778
障害補償一時金	1件当金額 1,894,297	1,866,299	1,830,746	1,775,266	1,751,719	1,719,500
遺族補償一時金	1件当金額 7,334,942	7,622,728	7,812,203	7,796,910	7,566,547	8,064,457
葬祭料	1件当金額 667,206	668,714	686,601	687,725	671,289	685,193
介護補償給付	1件当金額 138,784	139,680	138,973	135,914	133,874	133,130
平均給付基礎日額	9,976	9,914	9,858	9,757	9,678	9,630
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	36.1	35.2	33.8	33.5	33.6	33.4

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第178表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

（単位 千円）

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	1,811,378,464	1,775,288,601	1,688,524,570	1,613,610,692	1,409,505,154	1,407,910,992
徴収勘定より受入	1,334,363,353	1,330,590,270	1,273,386,342	1,219,033,361	1,041,163,485	1,044,725,943
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	37,190,436	33,211,011	31,353,699	28,431,909	27,182,360	23,743,260
支払備金受入	199,989,517	197,377,155	195,989,091	195,605,611	191,010,332	189,395,062
雑収	233,587,311	210,643,475	185,778,652	168,865,086	147,490,348	147,327,258
前年度繰越資金受入	4,940,847	2,159,690	709,785	367,725	1,351,629	1,412,468
支出	1,244,804,465	1,240,618,401	1,234,138,168	1,197,948,983	1,153,015,311	1,126,437,274
保険給付費	825,025,164	820,227,361	818,620,104	794,166,504	787,034,062	777,261,231
業務取扱費等	55,470,392	57,071,659	55,414,771	53,275,990	54,749,851	53,711,147
労働福祉事業費	259,010,115	250,602,407	248,244,197	254,136,469	251,129,714	205,134,922
独立行政法人運営費等	・	・	1,809,785	1,926,126	2,420,420	28,388,330
労働福祉事業団出資	27,404,812	25,582,329	24,039,959	19,412,565	・	・
徴収勘定へ繰入	77,893,982	87,134,645	86,009,352	75,031,329	57,681,264	61,941,645
収支差引残	566,573,999	534,670,200	454,386,402	415,661,709	256,489,843	281,473,718

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

14 公務災害補償

第179表 国家公務員災害補償費支払状況

（単位 金額：千円）

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	24,801 10,641,499	25,626 11,040,021	26,237 11,000,741	25,735 10,991,747	29,234 11,219,939	27,359 10,404,843
療養補償	19,046 414,017	19,760 403,136	20,174 409,719	19,535 396,073	22,592 389,444	20,891 376,180
休業補償	4,232,169 3,315	4,278,248 3,396	4,391,434 3,656	4,139,128 3,723	4,240,241 4,003	3,931,283 4,120
傷病補償年金	218,074 1,141,272	217,001 1,152,603	219,596 1,134,464	216,115 1,183,776	213,380 1,101,104	226,984 1,061,800
障害補償年金	48 206,348	45 150,860	40 146,990	38 144,152	38 125,249	31 105,862
障害補償一時金	529 1,157,706	523 1,190,935	525 1,252,514	537 1,338,562	553 1,370,636	529 1,272,624
介護補償常時	175 228,251	199 363,245	164 286,893	185 344,643	303 400,964	79 102,367
介護補償随時	57 39,645	52 37,333	54 39,698	53 42,355	55 37,725	55 40,582
遺族補償年金	34 11,431	37 12,080	32 12,834	34 14,756	35 12,611	33 10,982
遺族補償一時金	1,569 3,593,654	1,577 3,772,496	1,568 3,653,079	1,598 3,685,035	1,608 3,788,532	1,605 3,841,940
葬祭補償	4 12,504	5 56,392	5 54,464	9 81,952	11 101,284	2 21,077
障害補償年金差額一時金	24 18,519	31 24,618	18 16,129	23 17,388	35 33,270	13 9,724
遺族補償年金前払一時金	— —	1 1,210	— —	— —	1 8,322	1 6,601
遺族補償年金前払一時金	— —	— —	1 12,241	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。
2 通勤災害を含む。

資料：人事院勤務条件局「国家公務員災害補償統計」

第180表 国家公務員災害補償1件当り金額

（単位 円）

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
療養補償	222,208	216,511	217,678	211,883	187,688	188,181
休業補償	344,275	339,400	310,302	317,963	275,070	257,719
傷病補償年金	4,298,916	3,352,446	3,674,760	3,793,463	3,296,021	3,414,901
障害補償年金	2,188,480	2,277,123	2,385,740	2,492,667	2,478,547	2,405,717
障害補償一時金	1,304,293	1,825,354	1,749,350	1,862,936	1,323,312	1,295,784
介護補償常時	695,530	717,943	735,155	799,150	685,917	737,849
介護補償随時	336,209	326,478	401,067	434,007	360,301	332,801
遺族補償年金	2,290,410	2,392,198	2,329,770	2,306,029	2,356,052	2,393,732
遺族補償一時金	3,125,953	11,278,400	10,892,841	9,105,764	9,207,681	10,538,500
葬祭補償	771,642	794,142	896,031	755,981	950,582	748,028
障害補償年金差額一時金	—	1,210,171	—	—	8,321,868	6,600,631
遺族補償年金前払一時金	—	—	12,241,000	—	—	—

資料：人事院勤務条件局「国家公務員災害補償統計」

第181表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 41,901 金額 20,819,091	43,504 21,320,421	42,944 21,043,866	44,024 20,474,290	43,382 20,503,161	42,301 20,506,254
療 養 補 償	件数 34,244 日数 545,204 金額 6,994,739	35,623 559,697 7,130,509	35,300 577,784 6,870,561	36,481 564,585 6,922,692	35,812 614,843 6,738,098	35,014 533,243 6,836,080
休 業 補 償	件数 2,620 日数 110,981 金額 1,033,803	2,739 106,280 987,825	2,566 106,288 990,741	2,499 108,971 990,919	2,532 97,921 902,342	2,218 93,965 873,599
傷 病 補 償 年 金	件数 72 金額 303,061	71 341,259	68 298,859	63 233,559	62 250,256	53 207,943
障 害 補 償 年 金	件数 1,198 金額 3,144,340	1,229 3,373,691	1,226 3,323,970	1,220 3,225,105	1,236 3,366,639	1,260 3,420,383
障 害 補 償 一 時 金	件数 435 金額 1,052,629	500 1,208,479	405 995,259	403 996,731	343 819,258	360 832,857
介 護 補 償	件数 145 金額 91,121	149 98,847	147 95,186	150 97,231	150 102,765	142 90,002
遺 族 補 償 年 金	件数 3,118 金額 8,073,384	3,128 8,007,049	3,154 8,223,203	3,156 7,881,683	3,171 8,180,258	3,193 8,103,264
遺 族 補 償 一 時 金	件数 4 金額 67,759	10 111,114	13 152,660	6 79,190	7 76,465	5 84,506
葬 祭 補 償	件数 65 金額 58,257	51 47,405	63 57,252	45 39,311	68 61,554	55 56,322
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 — 金額 —	1 10,341	2 36,177	— —	1 5,525	— —
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	— —	1 7,867	— —	— —
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	— —	— —
行 方 不 明 補 償	件数 — 金額 —	3 3,903	— —	— —	— —	1 1,298

(注)1 通勤災害を含む。
2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。
資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第182表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
療 養 補 償	204,257	200,166	194,633	189,762	188,152	195,238
休 業 補 償	394,581	360,652	386,103	396,526	356,375	393,868
傷 病 補 償 年 金	4,209,182	4,806,470	4,394,989	3,707,292	4,036,391	3,923,455
障 害 補 償 年 金	2,624,658	2,745,070	2,711,231	2,643,529	2,723,818	2,714,590
障 害 補 償 一 時 金	2,419,837	2,416,957	2,457,429	2,473,279	2,388,508	2,313,492
介 護 補 償	628,419	663,402	647,522	648,207	685,099	633,816
遺 族 補 償 年 金	2,589,283	2,559,798	2,607,230	2,497,365	2,579,709	2,537,822
遺 族 補 償 一 時 金	16,939,625	11,111,382	11,743,074	13,198,333	10,923,553	16,901,279
葬 祭 補 償	896,260	929,509	908,761	873,587	905,212	1,024,036
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	10,340,971	18,088,433	—	5,525,110	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	7,867,200	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	—	1,300,957	—	—	—	1,297,998

(注)1 通勤災害を含む。
2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。
資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

15 介護保険

第183表 介護保険適用状況

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保 険 者 数	2,899	2,877	2,863	2,729	2,249
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112	17,574,655	18,009,851
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	22,422,221	23,168,174	23,933,684	24,493,527	25,111,368
65歳以上75歳未満	13,191,688	13,423,681	13,708,839	13,736,013	13,871,221
75歳以上(再掲)	9,230,533	9,744,493	10,224,845	10,757,514	11,240,147
外国人被保険者	85,275	88,587	91,561	94,452	97,563
住所地特例被保険者	84,735	81,912	80,245	76,526	69,301
第2号被保険者数	43,083,000	42,817,000	42,645,000	42,618,000	42,723,000

(注)1 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。
2 「第2号被保険者数」は、厚生労働省老健局調べによる。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」、一部厚生労働省老健局調べ

第184表 介護保険要介護(要支援)認定者数

平成16年度末現在 (単位 人)

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	669,247	1,328,349	610,709	521,881	493,012	462,661	4,085,859
第1号被保険者数	658,640	1,281,817	582,359	500,797	476,039	443,156	3,942,808
65歳以上75歳未満	124,456	229,080	102,474	81,298	69,978	67,500	674,786
75歳以上	534,184	1,052,737	479,885	419,499	406,061	375,656	3,268,022
第2号被保険者数	10,607	46,532	28,350	21,084	16,973	19,505	143,051

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第185表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

平成18年5月末現在（単位 人、％）

区分	総人口(A)	計(B)	要支援1(C)		要支援2(D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総数	127,767,994	4,438,143	3.5	108,243	0.1	93,933	0.1
65歳未満	101,613,648	171,517	0.2	2,041	0.0	3,752	0.0
65～70歳未満	7,432,610	221,625	3.0	5,391	0.1	5,475	0.1
70～75歳未満	6,637,497	467,457	7.0	14,009	0.2	11,734	0.2
75～80歳未満	5,262,801	794,026	15.1	26,321	0.5	19,910	0.4
80～85歳未満	3,412,393	1,053,494	30.9	31,935	0.9	24,996	0.7
85～90歳未満	1,849,260	941,203	50.9	20,400	1.1	18,470	1.0
90～95歳未満	840,870	583,516	69.4	7,148	0.9	8,080	1.0
95歳以上	236,574	205,305	86.8	998	0.4	1,516	0.6
男性	62,348,977	1,325,067	2.1	27,013	0.0	25,699	0.0
65歳未満	51,182,646	90,774	0.2	893	0.0	1,828	0.0
65～70歳未満	3,545,006	108,195	3.1	1,992	0.1	2,324	0.1
70～75歳未満	3,039,743	194,414	6.4	3,904	0.1	3,879	0.1
75～80歳未満	2,256,317	275,020	12.2	6,222	0.3	5,416	0.2
80～85歳未満	1,222,635	285,037	23.3	7,072	0.6	5,780	0.5
85～90歳未満	555,126	216,107	38.9	4,724	0.9	4,183	0.8
90～95歳未満	210,586	121,214	57.6	1,923	0.9	1,897	0.9
95歳以上	45,186	34,306	75.9	283	0.6	392	0.9
女性	65,419,017	3,113,076	4.8	81,230	0.1	68,234	0.1
65歳未満	50,431,002	80,743	0.2	1,148	0.0	1,924	0.0
65～70歳未満	3,887,604	113,430	2.9	3,399	0.1	3,151	0.1
70～75歳未満	3,597,754	273,043	7.6	10,105	0.3	7,855	0.2
75～80歳未満	3,006,484	519,006	17.3	20,099	0.7	14,494	0.5
80～85歳未満	2,189,758	768,457	35.1	24,863	1.1	19,216	0.9
85～90歳未満	1,294,134	725,096	56.0	15,676	1.2	14,287	1.1
90～95歳未満	630,284	462,302	73.3	5,225	0.8	6,183	1.0
95歳以上	191,388	170,999	89.3	715	0.4	1,124	0.6

経過的要介護(E)	(E/A)	要介護1(F)		要介護2(G)		要介護3(H)		要介護4(I)		要介護5(J)	
		(F/A)	(G/A)	(H/A)	(I/A)	(J/A)					
604,224	0.5	1,360,876	1.1	669,296	0.5	577,915	0.5	541,083	0.4	482,573	0.4
11,656	0.0	53,911	0.1	33,332	0.0	24,861	0.0	19,999	0.0	21,965	0.0
28,537	0.4	69,021	0.9	36,931	0.5	29,224	0.4	24,097	0.3	22,949	0.3
75,259	1.1	149,548	2.3	69,433	1.0	55,452	0.8	47,888	0.7	44,134	0.7
143,334	2.7	257,688	4.9	109,318	2.1	88,967	1.7	78,184	1.5	70,304	1.3
179,989	5.3	345,457	10.1	146,718	4.3	122,059	3.6	107,753	3.2	94,587	2.8
117,993	6.4	294,306	15.9	144,656	7.8	126,435	6.8	117,599	6.4	101,344	5.5
41,515	4.9	154,925	18.4	96,933	11.5	93,657	11.1	97,487	11.6	83,771	10.0
5,941	2.5	36,020	15.2	31,975	13.5	37,260	15.7	48,076	20.3	43,519	18.4
150,312	0.2	388,844	0.6	230,957	0.4	196,275	0.3	168,548	0.3	137,419	0.2
5,488	0.0	27,129	0.1	18,437	0.0	14,168	0.0	11,159	0.0	11,672	0.0
10,270	0.3	30,677	0.9	20,206	0.6	16,757	0.5	13,717	0.4	12,252	0.3
20,506	0.7	55,529	1.8	34,704	1.1	28,936	1.0	25,277	0.8	21,679	0.7
33,858	1.5	80,373	3.6	46,518	2.1	39,370	1.7	34,341	1.5	28,922	1.3
39,325	3.2	85,964	7.0	46,797	3.8	39,840	3.3	33,692	2.8	26,567	2.2
27,478	4.9	65,608	11.8	36,137	6.5	31,311	5.6	26,707	4.8	19,959	3.6
11,554	5.5	35,232	16.7	21,722	10.3	19,452	9.2	17,286	8.2	12,148	5.8
1,833	4.1	8,332	18.4	6,436	14.2	6,441	14.3	6,369	14.1	4,220	9.3
453,912	0.7	972,032	1.5	438,339	0.7	381,640	0.6	372,535	0.6	345,154	0.5
6,168	0.0	26,782	0.1	14,895	0.0	10,693	0.0	8,840	0.0	10,293	0.0
18,267	0.5	38,344	1.0	16,725	0.4	12,467	0.3	10,380	0.3	10,697	0.3
54,753	1.5	94,019	2.6	34,729	1.0	26,516	0.7	22,611	0.6	22,455	0.6
109,476	3.6	177,315	5.9	62,800	2.1	49,597	1.6	43,843	1.5	41,382	1.4
140,664	6.4	259,493	11.9	99,921	4.6	82,219	3.8	74,061	3.4	68,020	3.1
90,515	7.0	228,698	17.7	108,519	8.4	95,124	7.4	90,892	7.0	81,385	6.3
29,961	4.8	119,693	19.0	75,211	11.9	74,205	11.8	80,201	12.7	71,623	11.4
4,108	2.1	27,688	14.5	25,539	13.3	30,819	16.1	41,707	21.8	39,299	20.5

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。
 2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。
 3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。
 資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成17年国勢調査」（平成17年10月1日現在）人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

第186表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成15年度(2003)			16(2004)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	25,633,406	24,692,950	940,456	28,837,848	27,777,426	1,060,422
要 支 援	4,107,910	4,064,858	43,052	4,908,623	4,848,692	59,931
要 介 護 1	9,662,422	9,371,570	290,852	11,204,245	10,843,093	361,152
要 介 護 2	4,870,189	4,622,603	247,586	4,948,507	4,702,377	246,130
要 介 護 3	3,024,921	2,879,442	145,479	3,481,626	3,315,222	166,404
要 介 護 4	2,206,208	2,101,727	104,481	2,484,356	2,367,133	117,223
要 介 護 5	1,761,756	1,652,750	109,006	1,810,491	1,700,909	109,582

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第187表 介護保険施設介護サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成15年度(2003)			16(2004)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	8,784,394	8,639,258	145,136	9,163,588	9,009,540	154,048
介護老人福祉施設	4,068,506	4,028,754	39,752	4,272,682	4,228,487	44,195
介護老人保健施設	3,128,719	3,073,652	55,067	3,292,764	3,232,313	60,451
介護療養型医療施設	1,587,169	1,536,852	50,317	1,598,142	1,548,740	49,402

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第188表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況

平成18年5月サービス分（単位 人）

区 分	計	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
《居宅サービス》									
総 数	2,538,096	57,045	52,991	386,312	951,342	432,905	303,897	211,305	142,299
65歳未満	93,112	810	1,710	5,018	30,551	21,238	14,606	10,227	8,952
65～70歳未満	132,656	2,440	2,657	15,957	46,208	25,462	18,075	12,638	9,219
70～75歳未満	277,998	6,784	6,037	44,218	102,256	47,413	32,752	22,913	15,625
75～80歳未満	472,733	13,521	10,934	89,707	180,528	73,193	49,584	33,401	21,865
80～85歳未満	625,466	17,473	14,701	118,974	247,931	95,997	63,841	40,898	25,651
85～90歳未満	539,628	11,477	11,151	80,444	211,857	92,250	63,521	42,197	26,731
90～95歳未満	306,484	3,969	4,932	28,075	108,627	59,400	45,169	33,710	22,602
95歳以上	90,019	571	869	3,919	23,384	17,952	16,349	15,321	11,654
《施設サービス》									
総 数	794,917	189	883	・	61,508	97,445	165,125	238,161	231,606
65歳未満	13,186	4	21	・	788	1,508	2,555	3,542	4,768
65～70歳未満	21,985	9	29	・	1,548	2,702	4,575	6,250	6,872
70～75歳未満	54,042	14	66	・	4,121	6,592	11,200	15,608	16,441
75～80歳未満	103,540	34	120	・	8,267	12,557	21,551	30,071	30,940
80～85歳未満	165,994	59	202	・	13,994	21,047	35,016	48,453	47,223
85～90歳未満	194,198	47	238	・	16,430	24,796	41,008	57,436	54,243
90～95歳未満	162,105	17	152	・	12,172	19,778	33,809	50,129	46,048
95歳以上	79,867	5	55	・	4,188	8,465	15,411	26,672	25,071

(注) 居宅サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。
資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

第189表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3
《件数》					
合計	410	11,059,864	29,861,278	15,434,821	12,904,695
居宅介護(支援)サービス	—	11,056,041	29,087,411	14,288,045	11,084,932
施設介護サービス	410	3,823	773,867	1,146,776	1,819,763
《単位数》					
合計	8,225	18,618,008	98,971,959	81,244,068	100,201,616
居宅介護(支援)サービス	—	18,547,730	81,797,991	53,533,276	52,594,715
施設介護サービス	8,225	70,278	17,173,967	27,710,791	47,606,902
《費用額》					
合計	106,985	199,061,761	1,070,917,264	902,257,555	1,132,609,672
居宅介護(支援)サービス	—	198,144,977	851,341,648	553,401,171	542,177,982
施設介護サービス	106,985	916,784	219,575,617	348,856,384	590,431,691
《支給額》					
合計	97,872	183,329,657	966,121,862	805,110,930	1,004,438,795
居宅介護(支援)サービス	—	182,496,243	775,692,721	502,076,238	490,747,323
施設介護サービス	97,872	833,415	190,429,141	303,034,693	513,691,472

(注) 平成16年度累計は、平成16年3月サービス分から平成17年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第190表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費(世帯類型別)

(i) 件数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	1,927,890	3,825,969	4,646,713	5,044,722	5,648,198
世帯合算	162,768	377,199	523,718	652,567	777,290
その他の	1,765,122	3,448,770	4,122,995	4,392,155	4,870,908
高齢福祉年金受給者等	189,589	330,627	420,022	504,478	588,688
世帯合算	3,881	6,608	6,468	7,247	7,681
その他の	185,708	624,019	413,554	497,231	581,007
市町村民税世帯非課税者等	1,305,488	2,706,208	3,313,314	3,505,181	3,945,843
世帯合算	83,570	192,902	273,797	344,098	421,774
その他の	1,221,918	2,513,306	3,039,517	3,161,083	3,524,069
上記以外の者	432,813	789,134	913,377	1,035,063	1,113,667
世帯合算	75,317	177,689	243,453	301,222	347,835
その他の	357,496	611,445	669,924	733,841	765,832

平成16年度累計(単位 件、千円、千単位数)

要介護4	要介護5	計
11,822,180	10,780,192	91,863,440
9,098,183	7,874,001	82,488,613
2,723,997	2,906,191	9,374,827
122,987,072	128,960,384	550,991,332
44,336,019	37,155,833	287,965,564
78,651,053	91,804,551	263,025,768
1,414,229,344	1,483,357,035	6,202,539,616
455,272,496	380,041,428	2,980,379,701
958,956,848	1,103,315,607	3,222,159,915
1,249,677,073	1,313,306,121	5,522,082,311
411,776,215	343,568,123	2,706,356,863
837,900,859	969,737,997	2,815,725,448

(ii) 支給額

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
合計	13,575,768	25,809,562	31,473,901	33,709,943	37,306,598
世帯合算	1,514,543	3,281,567	4,336,277	5,068,349	5,924,416
その他の	12,061,225	22,527,994	27,137,623	28,641,594	31,382,182
高齢福祉年金受給者等	2,500,546	4,143,008	5,083,486	5,785,622	6,454,084
世帯合算	48,252	75,499	76,027	74,675	85,016
その他の	2,452,294	4,067,510	5,007,460	5,710,947	6,369,068
市町村民税世帯非課税者等	8,314,283	16,807,584	20,835,056	21,418,067	23,704,529
世帯合算	849,594	1,833,182	2,488,111	2,938,227	3,530,296
その他の	7,464,690	14,974,402	18,346,945	18,479,840	20,174,233
上記以外の者	2,760,939	4,858,969	5,555,358	6,506,255	7,147,985
世帯合算	616,698	1,372,886	1,772,139	2,055,447	2,309,104
その他の	2,144,241	3,486,083	3,783,219	4,450,808	4,838,881

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第191表 介護保険における保険料収納額

平成16年度（単位 千円）

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合計	969,057,340	951,814,328	1,234,575	136,269	17,107,076	1,206,330
特別徴収	793,410,202	793,410,536	1,081,341	—	—	526,548
普通徴収	175,647,138	158,403,792	153,235	136,269	17,107,076	679,782

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計27,908,017千円、収納額累計4,778,998千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第192表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

(単位 千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
収入	3,800,035,085	4,656,612,435	5,047,969,472	5,486,275,110	5,930,853,320
介護保険料	192,361,649	589,869,265	806,300,717	939,265,821	956,451,746
分担金及び負担金	5,597,663	6,975,465	7,455,954	8,895,532	8,023,314
使用料及び手数料	54,296	104,663	109,904	113,314	109,930
国庫支出金	886,850,706	1,074,984,804	1,162,976,498	1,345,760,597	1,424,605,840
介護保険給付負担金	701,988,207	841,123,813	904,929,449	1,048,103,954	1,138,862,571
調整交付金	159,994,029	202,433,760	225,941,840	261,666,904	283,511,726
事務費交付金	23,410,445	27,699,067	28,553,049	30,083,977	—
その他	1,458,026	3,728,164	3,572,160	5,905,762	2,231,543
支払基金交付金	1,124,289,189	1,339,045,996	1,538,365,175	1,646,363,477	1,798,811,875
都道府県支出金	420,567,088	523,850,237	594,220,424	645,247,338	705,523,904
相互財政安定化事業交付金	87,231	167,061	221,624	178,966	161,629
財産収入	670,097	329,044	125,136	109,221	119,746
寄附金	206,265	766,325	—	15,353	2,101
繰入金	1,166,918,928	908,979,958	807,832,168	826,102,253	941,816,254
一般会計繰入金	417,712,662	515,799,984	586,259,319	636,756,610	696,576,739
円滑導入基金繰入金	575,434,229	204,305,925	2,164,002	—	—
その他	173,772,039	188,874,048	219,408,848	189,345,643	245,239,514
繰越金	484,515	197,897,860	99,280,082	63,834,397	72,137,236
市町村債	837,685	11,046,891	28,689,065	4,321,483	15,306,859
諸収入	1,109,772	2,594,865	2,392,724	6,067,358	7,782,885
支出	3,589,876,869	4,552,963,053	4,983,532,083	5,407,033,671	5,828,865,752
総務費	199,453,695	210,602,166	207,645,897	194,877,071	190,277,371
保険給付費	3,251,939,645	4,122,544,972	4,665,914,603	5,110,099,881	5,564,176,114
介護サービス等諸費	3,148,670,322	3,990,453,488	4,504,822,819	4,914,423,872	5,334,660,489
支援サービス等諸費	84,188,371	98,248,020	120,571,689	152,080,031	182,397,270
高額介護サービス等費	13,647,747	25,814,478	31,444,108	33,716,976	37,425,502
市町村特別給付費	419,118	754,758	585,362	933,354	1,227,190
審査支払手数料	4,595,823	7,067,337	8,293,241	8,767,840	8,298,332
その他	418,264	206,892	197,383	177,808	167,333
財政安定化基金拠出金	22,141,788	23,074,660	22,607,026	4,976,461	5,129,565
相互財政安定化事業負担金	87,231	167,061	221,624	178,766	164,734
保健福祉事業費	173,907	229,532	202,817	299,884	326,168
基金積立金	113,983,413	86,786,864	43,391,802	53,750,822	32,802,143
公債費	17,765	348,099	149,691	10,589,896	8,007,391
予備費	26,051	50,469	100	7,847	5,346
諸支出金	2,053,374	109,159,229	43,398,523	32,253,043	27,976,920
収入支出差引残額	210,158,216	103,649,381	64,437,389	79,241,439	101,987,568
うち基金繰入額	58,539,022	42,065,827	24,933,372	21,755,413	22,303,522
国庫支出金精算額等	124,399,549	27,699,735	△ 17,160,386	54,137,630	58,757,295
国庫支出金精算額等差引額	85,758,591	75,949,646	81,597,775	25,103,809	43,230,273
介護給付費準備基金保有額	112,251,876	188,764,522	194,395,947	225,934,213	202,093,433

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第193表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介護保険	介護療養型医療施設(～平成23年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であつて、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者(右に該当する者を除く)
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員等	医師 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…5年間 ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・法施行時の老人保健施設は「みなし」の開設許可 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護の「みなし指定」あり ・平成23年度末までの経過措置…「経過型介護療養型医療施設」(人員基準等を緩和)

- (注) 1 人員基準については100人当たり。
 2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。
 3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。
 4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
病状が安定している長期療養患者のうち、 ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者	
病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	
医師 3人	看護職員 17人
介護職員 17人	
その他 薬剤師・栄養士等	
*上記の人員配置基準は平成23年度末までの経過措置 ・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和	

2 老人福祉

第194表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	各年10月1日現在					
	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総 数	21,820	28,643	31,037	33,419	36,475	39,475
施設数	21,820	28,643	31,037	33,419	36,475	39,475
在所者数	396,338	416,176	434,872	456,598	476,866	497,483
養護老人ホーム						
施設数	949	949	951	954	959	962
在所者数	64,450	64,026	63,681	63,780	63,833	63,913
特別養護老人ホーム						
施設数	4,214	4,463	4,651	4,870	5,084	5,291
在所者数	281,060	296,082	309,740	326,159	341,272	357,891
軽費老人ホーム						
施設数	1,272	1,444	1,580	1,714	1,842	1,928
在所者数	49,202	56,068	61,451	66,659	71,761	75,679
老人短期入所施設						
施設数	79
在所者数	1,626
短期入所生活介護事業所						
施設数	.	4,515	4,887	5,149	5,439	5,657
老人福祉センター						
施設数	2,269	2,271	2,270	2,263	2,265	2,298
老人日帰り介護施設						
施設数	7,401
通所介護事業所						
施設数	.	8,037	9,138	10,485	12,498	14,725
老人介護支援センター						
施設数	5,636	6,964	7,560	7,984	8,388	8,614

(注) 1 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。
 2 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第195表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

平成17年10月1日現在

区 分	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	184,858	92,628	92,229	11,004	7,470	3,533	26,502	19,256	7,246
平成16年10月1日現在	160,465	79,171	81,294	10,762	7,340	3,423	25,444	18,442	7,003
看 護 師	1,540	788	753	19,151	13,865	5,286
准 看 護 師	1,858	1,192	666	2,697	1,929	768
保 健 師	585	499	86
助 産 師	28	21	7
理 学 療 法 士	1,844	1,375	469
作 業 療 法 士	906	707	199
介護職員(訪問介護員)	175,089	84,500	90,589	7,050	5,057	1,993
介護福祉士(再掲)	29,832	24,617	5,215	1,263	1,126	137
ホームヘルパー1級(再掲)	21,309	16,319	4,990	337	262	76
ホームヘルパー2級(再掲)	110,883	39,179	71,703	3,745	2,443	1,302
ホームヘルパー3級(再掲)	720	178	542	63	37	26
その他の職員	9,769	8,129	1,640	556	434	123	1,292	860	431
サービス提供責任者(再掲)	45,021

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、「介護職員(訪問介護員)」の再掲であり、実人数である。

(ii) 通所介護

平成17年10月1日現在

区 分	通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)	
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤
従 事 者 総 数	169,502	121,272	48,230	29,636	24,990
平成16年10月1日現在	143,935	104,326	36,609	28,387	24,243
医 師	207	168	39	1,638	1,490
歯 科 医 師
看 護 師	10,222	6,554	3,668	1,426	1,112
准 看 護 師	12,098	8,475	3,623	2,068	1,709
機 能 訓 練 指 導 員	8,388	5,532	2,856
理 学 療 法 士	401	229	172	1,630	1,327
作 業 療 法 士	262	200	62	1,363	1,204
言 語 聴 覚 士	37	23	14	239	208
柔 道 整 復 師	313	196	117
あん摩マッサージ指圧師	895	568	327
介 護 支 援 専 門 員
生 活 相 談 員	24,680	23,521	1,160
社 会 福 祉 士 (再掲)	3,134	3,011	123
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	91,603	63,309	28,294	21,272	17,939
介 護 福 祉 士 (再掲)	18,279	16,010	2,269	7,114	6,865
栄 養 士	2,017	1,694	322
管 理 栄 養 士 (再掲)	732	653	79
調 理 員	10,271	5,580	4,691
そ の 他 の 職 員	10,017	6,439	3,578

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 短期入所生活介護には空床利用型の従事者を含まない。
 3 通所介護、短期入所生活介護、特定施設入所者生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

5

5

(iii) 居宅介護等

平成17年10月1日現在

区 分	認知症対応型共同生活介護			総 数
	総 数	常 勤	非常勤	
従 事 者 総 数	82,152	68,318	13,834	23,570
平成16年10月1日現在	57,918	48,229	9,690	18,686
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	73,523	60,665	12,858	...
介 護 福 祉 士 (再掲)	13,495	12,881	613	...
看 護 師 (再掲)	1,235	1,050	186	...
准 看 護 師 (再掲)	2,248	1,886	362	...
介 護 支 援 専 門 員	3,889	3,653	238	...
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	18,251
そ の 他 の 職 員	4,740	4,001	739	5,319

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

ヨ ン 設	通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護			特定施設入所者生活保護			
	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
	4,647	25,232	20,823	4,409	81,229	69,481	11,749	29,550	24,627	4,923
	4,145	24,052	19,947	4,105	70,094	60,340	9,753	19,919	16,430	3,490
	148	2,021	1,934	87	737	226	511

	314	3,245	2,791	454	3,180	2,706	474	1,953	1,596	356
	359	2,258	1,922	336	4,063	3,540	523	1,586	1,321	264
	1,723	1,512	211	703	575	128
	303	1,645	1,311	333	124	57	67	59	25	34
	159	1,061	903	158	79	63	16	22	16	6
	31	120	100	20	14	12	2	6	4	2
	34	29	5	11	7	5
	156	141	15	116	101	15
	1,867	1,842	25	788	744	44
	3,398	3,364	34	1,450	1,420	30
	824	818	6	5	5	—
	3,333	14,882	11,861	3,021	53,085	45,845	7,240	23,070	18,970	4,100
	249	3,204	2,997	207	20,526	19,931	595	4,217	3,962	255
	2,218	2,165	53
	1,416	1,398	18
	5,157	3,879	1,278
	5,803	4,402	1,400

5

5

福祉用具貸与		居宅介護支援事業		
常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
22,191	1,379	65,766	59,670	6,096
17,647	1,038	57,813	52,685	5,128
...
...
...
...	...	57,626	52,915	4,712
17,338	912
4,852	467	8,139	6,755	1,384

第196表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成16年(単位 千人)

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不詳
総 数	3,569	1,136	1,206	501	457	270
6 ~ 39 歳	218	77	98	10	19	15
40 ~ 64 歳	345	136	108	42	34	25
65 ~ 69 歳	241	78	79	33	31	20
70 ~ 74 歳	396	148	130	45	43	30
75 ~ 79 歳	592	214	188	83	66	41
80 ~ 84 歳	705	244	239	95	81	45
85 歳以上	1,071	237	363	193	183	95
(再掲) 65歳以上	3,005	921	1,000	449	405	230
男	1,343	441	440	193	176	93
6 ~ 39 歳	127	45	57	5	10	9
40 ~ 64 歳	186	76	52	23	20	14
65 ~ 69 歳	124	41	40	17	16	9
70 ~ 74 歳	178	61	58	22	26	10
75 ~ 79 歳	227	76	69	37	31	14
80 ~ 84 歳	217	71	71	36	26	14
85 歳以上	283	69	93	54	46	21
(再掲) 65歳以上	1,029	318	331	165	146	69
女	2,226	695	765	308	281	177
6 ~ 39 歳	91	32	40	5	9	5
40 ~ 64 歳	159	60	56	19	14	10
65 ~ 69 歳	117	37	39	16	14	10
70 ~ 74 歳	218	87	72	23	17	19
75 ~ 79 歳	364	138	118	46	35	27
80 ~ 84 歳	488	174	169	59	55	31
85 歳以上	788	167	271	139	137	73
(再掲) 65歳以上	1,976	603	669	284	259	161

(注)1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第197表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成16年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率(人口千対)
総 数	126,169	3,569	28.3
6 ~ 39 歳	49,657	218	4.4
40 ~ 64 歳	44,153	345	7.8
65 ~ 69 歳	7,879	241	30.5
70 ~ 74 歳	6,795	396	58.3
75 ~ 79 歳	5,340	592	110.8
80 ~ 84 歳	3,111	705	226.7
85 歳以上	2,299	1,071	465.9
(再掲) 65歳以上	25,424	3,005	118.2
男	60,978	1,343	22.0
6 ~ 39 歳	24,760	127	5.1
40 ~ 64 歳	21,663	186	8.6
65 ~ 69 歳	3,749	124	33.0
70 ~ 74 歳	3,114	178	57.2
75 ~ 79 歳	2,277	227	99.9
80 ~ 84 歳	1,157	217	187.6
85 歳以上	716	283	394.9
(再掲) 65歳以上	11,012	1,029	93.4
女	65,191	2,226	34.2
6 ~ 39 歳	24,897	91	3.7
40 ~ 64 歳	22,491	159	7.1
65 ~ 69 歳	4,130	117	28.3
70 ~ 74 歳	3,681	218	59.3
75 ~ 79 歳	3,064	364	118.9
80 ~ 84 歳	1,954	488	249.8
85 歳以上	1,582	788	498.0
(再掲) 65歳以上	14,412	1,976	137.1

(注)1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第198表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総数	14,185,625	14,778,127	15,405,438	15,926,449	15,480,275	14,837,542
政府管掌健康保険 一般被保険者	2,096,795	2,083,753	2,055,799	2,005,212	1,844,060	1,695,698
法第3条第2項被保険者	5,783	3,961	3,553	2,994	2,353	1,955
組合管掌健康保険	919,222	893,546	867,843	823,334	750,783	682,237
船員保険	20,080	19,054	17,879	16,440	14,559	13,109
国民健康保険	10,704,757	11,342,078	12,028,508	12,654,938	12,469,321	12,070,033
共済組合	438,988	435,735	431,856	423,532	399,199	374,510

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第199表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総件数	334,119,971	356,934,542	380,433,713	402,904,976	412,413,157	407,263,616
金額	11,803,965,403	11,199,688,472	11,656,034,186	11,730,013,493	11,652,324,563	11,576,342,506
診療費件数	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,921,200
金額	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225
薬剤支給件数	73,604,121	87,353,989	99,367,769	110,295,526	113,304,014	114,357,431
金額	880,915,876	1,056,880,019	1,246,227,639	1,391,271,814	1,471,060,994	1,514,346,762
食事療養費件数	11,828,173	11,205,559	11,428,371	11,656,819	11,541,693	11,491,944
金額	511,522,174	461,233,271	467,675,505	468,933,867	464,535,523	465,385,310
老人訪問看護件数	1,686,512	422,833	313,711	302,567	270,431	284,203
金額	85,750,140	23,467,511	19,145,758	19,210,375	17,365,588	19,034,260
医療費の支給件数	6,396,632	6,676,376	7,078,995	9,574,347	21,206,141	22,701,146
金額	116,853,781	127,142,102	127,717,667	135,219,546	134,179,457	134,745,203
施設療養費件数	4,513,505	399,775	△ 2,582	△ 862	△ 792	△ 364
金額	743,580,646	67,009,451	△ 169,969	△ 119,535	△ 82,163	△ 27,254
1人当り老人医療費(円)	832,108	757,856	756,618	736,512	752,721	780,206

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「食事療養費」の件数については、再掲である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額：億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	3条の2	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
《実額》										
平成6年度(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596
7 (1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
8 (1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849	97,232
9 (1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448	108,932
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810	118,040
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344	111,997
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
15 (2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
16 (2004)	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
《構成比(%)》										
平成6年度(1994)	17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07	100.00
7 (1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90	100.00
8 (1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84	100.00
9 (1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85	100.00
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24	100.00
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09	100.00
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46	100.00
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80	100.00
15 (2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92	100.00
16 (2004)	11.49	4.34	0.01	0.09	2.34	18.26	79.90	1.84	81.74	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総件数	247,919,201	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,912,200
日数	905,709,288	900,302,795	913,712,889	912,908,320	876,743,541	845,815,384
金額	9,465,342,787	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225
入院件数	12,561,010	11,961,558	12,214,762	12,482,585	12,384,693	12,340,244
日数	256,225,958	232,683,977	235,900,053	236,725,668	234,193,972	233,591,110
金額	4,955,802,314	4,856,812,021	5,029,559,768	5,119,831,635	5,182,766,939	5,204,830,209
入院外件数	216,316,534	229,558,757	239,849,069	246,980,492	242,220,237	234,933,539
日数	595,591,599	610,342,577	618,864,450	613,920,785	582,069,929	554,129,262
金額	4,118,081,351	4,187,144,099	4,324,312,363	4,143,422,822	3,960,883,228	3,837,057,863
歯科件数	19,041,657	20,561,254	21,611,989	23,270,321	23,028,433	22,647,417
日数	53,891,731	57,276,241	58,948,386	62,261,867	60,479,640	58,095,012
金額	391,459,123	419,999,999	441,565,456	452,242,969	421,614,997	400,970,153

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50年度(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7
15 (2003)	15,480	△ 2.8	116,523	△ 0.7	753	2.2
16 (2004)	14,838	△ 4.2	115,763	△ 0.7	780	3.7

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実数	伸率	実数	伸率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50年度(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.56	7.51
9 (1997)	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.69	7.55
10 (1998)	108,932	6.0	295,823	2.3	36.8	2.92	7.94
11 (1999)	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.22	8.37
12 (2000)	111,997	△ 5.1	301,418	△ 1.8	37.2	3.01	8.11
13 (2001)	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.23	8.62
14 (2002)	117,300	0.6	309,507	△ 0.5	37.9	3.30	8.70
15 (2003)	116,523	△ 0.7	315,375	1.9	36.9	3.20	8.80
16 (2004)	115,763	△ 0.7	321,111	1.8	36.1	3.21	8.89

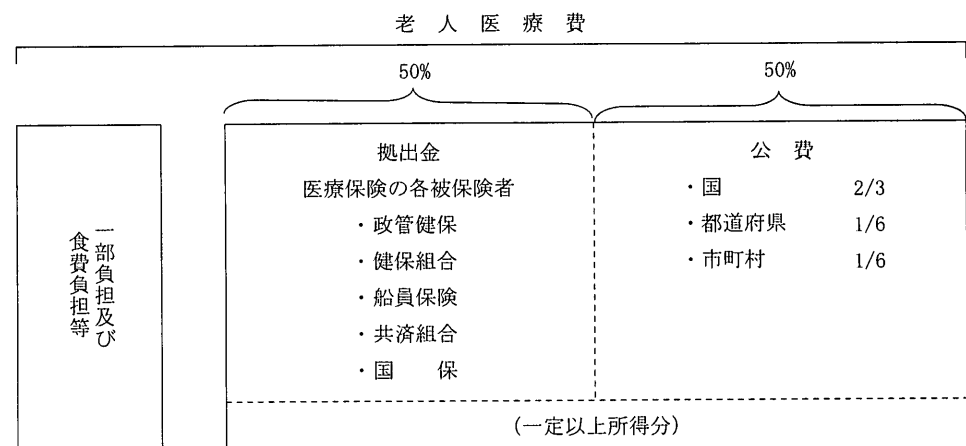
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第204表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。
 なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。
 2 図は、平成18年10月以降の負担割合である。
 資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第205表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成11年度 (1999)		12 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	118,040	100.0	111,997	100.0	116,560	100.0	117,300	100.0	116,523	100.0	115,763	100.0
公費	36,517	30.9	31,374	28.0	32,166	27.6	32,945	28.1	35,485	30.5	39,435	34.1
国	24,345	20.6	20,916	18.7	21,444	18.4	21,964	18.7	23,657	20.3	26,290	22.7
都道府県	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7
市町村	6,086	5.2	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7
保険者	72,925	61.8	72,095	64.4	75,059	64.4	74,179	63.2	70,718	60.7	66,310	57.3
被用者保険	46,080	39.0	44,326	39.6	45,308	38.9	43,996	37.5	41,844	35.9	38,909	33.6
政管一般	21,945	18.6	21,365	19.1	21,889	18.8	21,358	18.2	20,952	18.0	19,772	17.1
組合	18,228	15.4	17,347	15.5	17,631	15.1	17,023	14.5	15,619	13.4	14,310	12.4
法第3条第2項	24	0.02	21	0.02	19	0.02	16	0.01	14	0.01	13	0.01
船保	154	0.1	140	0.1	136	0.1	124	0.1	109	0.1	94	0.1
共済	5,730	4.9	5,453	4.9	5,633	4.8	5,475	4.7	5,151	4.4	4,721	4.1
国保	26,845	22.7	27,770	24.8	29,751	25.5	30,183	25.7	28,874	24.8	27,400	23.7
患者負担	8,597	7.3	8,528	7.6	9,336	8.0	10,175	8.7	10,320	8.9	10,018	8.7
(臨時特例措置分)	(875)	(0.7)	(1,186)	(1.1)

(注) 平成11年度及び平成12年度の()内は、薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)である。
 資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第206表 老人医療費拠出金積算内訳

平成16年度(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
前期	7,851	2,969	6	61	1,589	12,476	54,100	1,249	55,349	67,825
後期	5,447	2,053	4	41	1,116	8,661	38,398	880	39,278	47,939
一部負担金等	1,281	461	1	9	239	1,990	7,816	213	8,028	10,018
前期	769	276	1	6	142	1,193	4,657	127	4,784	5,977
後期	512	185	0	4	96	797	3,159	86	3,245	4,042
医療給付費	12,017	4,561	9	93	2,466	19,147	84,682	1,917	86,598	105,745
前期	7,083	2,693	6	55	1,447	11,283	49,443	1,122	50,565	61,848
後期	4,935	1,869	4	38	1,019	7,864	35,239	794	36,033	43,897
特定費用額	1,642	301	0	2	62	2,007	3,872	416	4,288	6,295
前期	984	181	0	1	37	1,203	2,289	247	2,536	3,739
後期	658	120	0	1	25	804	1,583	169	1,752	2,556
拠出金	19,772	14,310	13	94	4,721	38,909	25,207	2,194	27,400	66,310
前期	11,799	8,686	8	57	2,814	23,365	15,095	1,307	16,402	39,767
後期	7,886	5,759	5	37	1,859	15,545	10,112	887	10,999	26,543
調整対象外医療費	—	3	—	—	—	3	33	0	34	37
前期	—	2	—	—	—	2	16	0	16	18
後期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
老人加入率(%)	4.801	2.275	5.390	7.191	3.881	3.688	24.912	7.123	23.534	11.742
前期	4.644	2.188	5.054	7.013	3.814	3.569	24.644	6.917	23.331	11.497
後期	—	36	—	—	0	36	—	0	0	37
負担調整対象額	—	22	—	—	0	22	—	0	0	22
前期	11	8	0	0	3	22	14	1	15	37
後期	7	5	0	0	2	13	8	1	9	22
加入者調整率(%)	2.474	5.017	2.203	1.652	3.087	3.138	0.478	1.633	0.507	1.000
前期	2.511	5.096	2.306	1.663	3.085	3.175	0.479	1.654	0.508	1.000
後期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定費用率(%)	0.139	0.067	0.012	0.023	0.026	0.107	0.046	0.220	0.050	0.060
前期	0.133	0.014	0.014	0.020	0.025	0.102	0.045	0.213	0.049	0.058
後期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。
 2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。
 資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第207表 開設者別老人病院数、病床数

平成14年10月1日現在

区分	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総数	244	23,377	239	22,938	5	439
国	—	—	—	—	—	—
公的医療機関	1	95	1	95	—	—
社会保険関係団体	2	462	2	462	—	—
公益法人	6	569	6	569	—	—
医療法人	180	18,261	177	18,074	3	187
学校法人並びにその他の法人	7	481	7	481	—	—
個人	48	3,509	46	3,257	2	252

(注)1 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

2 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第208表 老人病院等の区分別状況

各年10月1日現在

区分	平成5年度 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
全病院数	9,844 (100.0)	9,490 (100.0)	9,286 (100.0)	9,187 (100.0)
老人病院	1,518 (15.4)	1,701 (17.9)	1,032 (11.1)	244 (2.7)
特例許可	1,390 (14.1)	1,520 (16.0)	1,017 (11.0)	239 (2.6)
特例許可以外	112 (1.1)	133 (1.4)	15 (0.2)	5 (0.1)
特例許可・許可以外 両病棟を有する	16 (0.2)	48 (0.5)	・	・

(注)1 ()内は全病院数に占める割合である。

2 特例許可老人病棟及び特例許可老人病棟以外の老人病棟を有する病院は、特例許可老人病院に含む。

3 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

4 老人保健施設

第209表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区分	平成13年 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総数	2,779	244,627	2,872	254,918	3,013	269,524	3,131	282,513
都道府県	5	328	5	328	4	228	4	228
市区町村	119	8,427	119	8,427	118	8,388	119	8,509
広域連合・事務組合	28	2,131	29	2,239	30	2,281	30	2,331
日赤・社保関係団体	60	5,276	61	5,414	63	5,607	62	5,573
医療法人	2,027	179,708	2,092	187,309	2,203	199,065	2,297	209,577
社協	2	160	2	110	1	60	2	140
社福(社協以外)	438	39,543	454	41,177	481	43,624	498	45,346
社団・財団法人	84	7,623	90	8,118	92	8,386	95	8,694
その他の法人	16	1,431	20	1,796	21	1,885	24	2,115

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第210表 老人保健事業の概要

種類等	対象者	内容	実施場所
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の受給資格がある者 健康診査の受診者、要介護者等で希望する者 介護予防事業の参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成 	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> 個別健康教育 <ul style="list-style-type: none"> 40歳以上65歳未満の者のうち基本健康診査の結果「要指導」の者等 集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> 40歳以上65歳未満の者 必要に応じ、その家族等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う <ul style="list-style-type: none"> 高血圧個別健康教育 高脂血症個別健康教育 糖尿病個別健康教育 喫煙者個別健康教育 ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う <ul style="list-style-type: none"> 歯周疾患健康教育 骨粗鬆症(転倒予防)健康教育 病態別健康教育 薬健康教育 一般健康教育 	市町村保健センター 医療機関等
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 重点健康相談 <ul style="list-style-type: none"> 40歳以上65歳未満の者 必要に応じ、その家族等 総合健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う <ul style="list-style-type: none"> 高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談 ○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言 	市町村保健センター等

種類等	対象者	内容	実施場所	
基本健康診査	基本健康診査	40歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ○必須項目 <ul style="list-style-type: none"> 問診(生活機能に関する項目含む)・身体計測(身長、体重等)・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等)・血圧測定・検尿(糖、蛋白、潜血)・循環器検査(血液化学検査)(血清総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪)・肝機能検査(血清GOT、GPT、γ-GTP)・腎機能検査(血清クレアチニン)・血糖検査 ○選択項目〔医師の判断に基づき実施〕 <ul style="list-style-type: none"> 心電図検査・眼底検査・貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)・ヘモグロビンA_{1c}検査、血清アルブミン検査 	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	訪問基本健康診査	40歳以上の寝たきり者等	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	介護家族訪問健康診査	40歳以上で家族等の介護を担う者	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	歯周疾患検診	40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診 ・歯周組織検査	
健康診査	骨粗鬆症検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	○検診項目・問診 ・骨量測定	
	健康度評価	40歳以上の者	○健康度評価のための質問票の配布	
	生活習慣病の予防に関する健康度評価	40歳以上65歳未満の者	○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定	
	生活習慣行動の改善指導	40歳以上の者	○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示	
肝炎ウイルス検診	節目検診(5歳刻み) 「40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」 節目外検診 「上記節目検診以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者」	<ul style="list-style-type: none"> ○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査(必要な者のみ) ・HCV核酸増幅検査(必要な者のみ) ○HBs抗原検査 (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等	
受診指導	基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者	○医療機関への受診指導		

種類等	対象者	内容	実施場所
機能訓練	・40歳以上65歳未満の者で、疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者	○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、革細工等の手工芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等	市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等
訪問指導	・40歳以上65歳未満の者であって、心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

(注)1 「介護家族健康教育」「介護家族健康相談」「機能訓練B型」については、平成13年度から費用負担を介護予防・地域支え合い事業で対応してきたが、同事業が平成17年度をもって廃止されたことから、これら3事業については老人保健事業では実施しない。
2 65歳以上の介護予防に資する事業については、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)へ移行。
資料：厚生労働省老健局調べ

第211表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総数	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977
	75歳以上	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856
	65～74歳	376,049	382,402	392,348	421,327	451,370	496,121
	医療受給者以外の者(年度中)	1,617,982	1,786,398	1,609,389	666,677	1,517,528	1,398,847
健康教育	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	・	13,767	24,810	26,765	29,692	25,975
	指導終了	・	10,704	20,109	22,560	24,726	21,831
	集団健康教育						
	開催回数	・	306,073	305,179	313,974	316,108	311,681
	参加延人員	・	9,174,341	8,703,046	8,795,082	8,796,599	8,263,339
	1回当たり参加人員	・	30.0	28.5	28.0	27.8	26.5
	開催回数	345,804	・	・	・	・	・
	参加延人員	11,248,877	・	・	・	・	・
健康相談	1回当たり参加人員	32.5	・	・	・	・	・
	開催回数	526,349	527,811	527,618	525,009	527,226	511,232
	被指導延人員	7,991,090	7,436,060	7,330,040	7,188,203	7,034,027	6,498,984
基本健康診査	1回当たり被指導延人員	15.2	14.1	13.9	13.7	13.3	12.7
	受診者数						
	基本診査	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892
	選択・精密診査	9,563,649	—	—	—	—	—
	(再掲)要指導・要医療者						
がん検診受	総数	9,447,569	9,790,212	10,070,514	10,613,018	11,206,648	11,331,440
	高血圧境界域	2,229,833	—	—	—	—	—
	高血圧	1,714,151	—	—	—	—	—
	胃がん	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,369,358	4,508,041	4,376,699
	肺がん	7,127,240	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,841,092	7,769,635
	大腸がん	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450
	子宮がん	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380	4,087,444	3,995,021
	子宮体がん(再掲)	266,292	287,759	332,495	349,118	・	・
	乳がん	3,057,444	3,093,798	3,279,212	3,337,202	3,488,074	2,698,947

機能訓練	訓練実施施設数	7,292	9,809	9,552	9,482	9,379	9,165
	実施回数	269,022	226,169	216,222	206,305	202,671	186,763
	被指導実人員	188,187	236,392	222,537	233,767	220,933	226,604
	傷病事由						
	脳血管疾患の後遺症	75,851	—	—	—	—	—
	その他	112,336	—	—	—	—	—
	被指導延人員	2,986,153	2,481,288	2,367,839	2,368,397	2,370,550	2,193,365
	1回当り被指導人員	11.1	11.0	11.0	11.5	11.7	11.7
	従事者延人員	1,062,742	869,735	790,037	795,247	760,280	617,364
訪問指導	被訪問指導実人員	1,019,976	1,088,296	1,007,470	954,663	943,501	893,365
	傷病事由						
	脳血管疾患の後遺症	231,453	—	—	—	—	—
	その他	788,523	—	—	—	—	—
	被訪問指導延人員	2,517,453	2,102,547	1,897,940	1,743,752	1,642,720	1,498,020
	訪問従事者延人員	1,538,791	1,113,440	1,012,271	933,327	840,921	743,436

- (注) 1 平成11年度までの「健康教育」は、一般健康教育と重点健康教育の合計。
 2 平成11年度までの「健康相談」は、一般健康相談と重点健康相談の合計。平成12年度以降の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。
 3 平成13年度以前の「医療受給資格者・75歳以上」「医療受給資格者・65～74歳」は、それぞれ「医療受給資格者・70歳以上」「医療受給資格者・65～69歳」の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第212表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《総数》						
新規交付	1,489,917	1,597,339	1,560,653	305,909	335,619	334,161
資格喪失	909,100	900,002	941,214	541,831	948,472	939,549
年度末	14,458,448	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977
《70歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,402,190	1,505,999	1,472,243	249,769	241,133	233,451
資格喪失	840,571	832,888	870,306	512,130	908,450	897,855
年度末	14,082,399	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856

(注) 平成13年度以前の「75歳以上の者(再掲)」は、「70歳以上の者(再掲)」の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第213表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《総数》						
受診者						
基本健康診査	11,210,009	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892
選択実施実人員(再掲)	9,563,649
判定・指導区分						
異常認めず	1,762,440	1,742,982	1,754,845	1,693,883	1,704,022	1,652,051
要指導	4,278,842	4,316,033	4,347,284	4,512,021	4,680,141	4,715,165
要医療	5,168,727	5,474,179	5,723,230	6,100,997	6,526,507	6,616,275
《70歳以上の者(再掲)》						
受診者						
基本健康診査	3,512,549	3,736,568	3,965,853	4,295,197	4,702,399	4,882,304
選択実施実人員(再掲)	3,057,433
判定・指導区分						
異常認めず	356,998	372,032	392,946	397,528	419,003	419,632
要指導	1,176,730	1,223,549	1,273,291	1,364,786	1,475,308	1,539,839
要医療	1,978,821	2,141,239	2,299,962	2,533,528	2,808,496	2,945,914

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第214表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《総 数》						
血 圧	・	3,832,798	4,061,552	4,138,263	4,413,283	4,410,460
総 コ レ ス テ ロ ール	・	4,539,818	4,955,027	5,436,006	5,757,364	5,804,701
高 血 圧 境 界 領 域	2,229,833	・	・	・	・	・
高 血 圧	1,714,151	・	・	・	・	・
心 電 図 異 常 あり	2,129,482	・	・	・	・	・
糖 尿 病	1,498,451	1,456,885	1,456,715	1,820,998	2,064,302	2,145,207
貧 血 (疑 い を 含 む)	1,544,276	1,703,698	1,637,477	1,788,788	1,805,107	1,874,201
肝 疾 患 (疑 い を 含 む)	1,537,736	1,745,923	1,742,937	1,876,579	1,927,633	1,953,137
腎 機 能 障 害 (疑 い を 含 む)	1,063,085	1,193,569	1,128,523	1,190,142	1,255,584	1,300,628
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	・	1,613,869	1,758,651	1,853,340	2,042,334	2,102,391
総 コ レ ス テ ロ ール	・	1,308,532	1,460,285	1,664,941	1,831,467	1,899,892
高 血 圧 境 界 領 域	870,048	・	・	・	・	・
高 血 圧	745,482	・	・	・	・	・
心 電 図 異 常 あり	1,027,250	・	・	・	・	・
糖 尿 病	574,315	591,471	637,533	781,362	916,249	978,110
貧 血 (疑 い を 含 む)	673,446	750,267	768,980	866,191	911,369	978,996
肝 疾 患 (疑 い を 含 む)	392,666	482,901	490,212	547,392	591,184	622,614
腎 機 能 障 害 (疑 い を 含 む)	451,255	504,867	508,350	561,286	611,623	648,550

(注)1 「高血圧境界領域」とは、最大血圧 140～159mmHg、最小血圧 90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する
場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)

2 「高血圧」とは、最大血圧 160mmHg以上、最小血圧 95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をい
う。(WHO本態性高血圧分類)

3 平成11年度までの「糖尿病」には、疑い分を含む。

4 平成14年度以降の「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。

5 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第215表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《総 数》						
胃がん						
受診人員	4,171,075	4,206,543	4,302,562	4,371,784	4,508,041	4,376,699
要 精 密 検 査 者	496,766	495,675	495,174	501,337	518,753	486,437
がん・がんの疑いのある人員	7,133	7,469	7,670	7,762	8,197	7,826
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	・	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,208,156	7,138,878
要 精 密 検 査 者	・	191,200	198,725	207,830	211,941	200,931
がん・がんの疑いのある人員	・	6,762	6,907	7,485	6,971	6,691
喀痰細胞診受診人員	・	459,155	445,774	443,625	45,298	30,437
要 精 密 検 査 者	・	4,808	5,554	5,131	259	224
がん・がんの疑いのある人員	・	387	367	375	37	22
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	・	・	・	587,638	600,320
要 精 密 検 査 者	・	・	・	・	17,329	15,418
がん・がんの疑いのある人員	・	・	・	・	958	900
受診人員	7,127,240	・	・	・	・	・
要 精 密 検 査 者	189,302	・	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	6,326	・	・	・	・	・
大腸がん						
受診人員	5,271,196	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450
要 精 密 検 査 者	372,176	394,225	411,856	432,191	466,172	448,555
がん・がんの疑いのある人員	11,245	11,903	12,062	11,941	13,014	12,345
子宮がん						
頸部受診人員	3,508,486	3,577,540	3,825,670	3,863,380	3,650,689	3,587,439
要 精 密 検 査 者	34,491	33,913	36,614	38,173	38,875	40,033
がん・がんの疑いのある人員	6,936	6,755	7,327	7,432	7,229	7,034
体部受診人員	266,292	287,759	332,495	349,118	・	・
要 精 密 検 査 者	4,625	4,729	5,546	5,647	・	・
がん・がんの疑いのある人員	652	647	667	711	・	・
頸部及び体部受診人員	・	・	・	・	436,755	407,582
要 精 密 検 査 者	・	・	・	・	7,909	7,661
がん・がんの疑いのある人員	・	・	・	・	1,175	1,205
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	・	2,784,095	2,830,296	2,774,120	2,770,371	1,599,234
要 精 密 検 査 者	・	117,187	124,605	121,236	140,958	75,867
がん・がんの疑いのある人員	・	4,123	4,206	4,645	4,867	3,292
マンモグラフィ併用方式受診人員	・	309,703	448,916	563,082	717,703	1,099,713
要 精 密 検 査 者	・	23,844	34,137	45,411	59,207	98,036
がん・がんの疑いのある人員	・	827	1,182	1,524	2,203	4,164
受診人員	3,057,444	・	・	・	・	・
要 精 密 検 査 者	134,788	・	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	4,393	・	・	・	・	・

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
《70歳以上の者（再掲）》						
胃がん						
受診人員	939,455	1,002,480	1,073,537	1,158,197	1,258,060	1,275,811
要精密検査者	127,195	134,963	142,054	153,798	167,990	164,064
がん・がんの疑いのある人員	3,025	3,266	3,401	3,679	3,936	3,924
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	・	2,203,764	2,323,799	2,442,553	2,443,232	2,508,800
要精密検査者	・	85,412	90,230	97,556	104,210	102,263
がん・がんの疑いのある人員	・	3,748	3,864	4,281	4,071	4,045
喀痰細胞診受診人員	・	137,395	138,073	141,440	15,703	11,372
要精密検査者	・	1,748	1,954	1,879	118	84
がん・がんの疑いのある人員	・	223	233	220	26	15
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	・	・	・	・	193,913	204,230
要精密検査者	・	・	・	・	7,463	6,838
がん・がんの疑いのある人員	・	・	・	・	547	517
受診人員	2,084,287	・	・	・	・	・
要精密検査者	81,684	・	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	3,404	・	・	・	・	・
大腸がん						
受診人員	1,379,883	1,516,978	1,667,166	1,856,359	2,067,768	2,168,284
要精密検査者	120,820	134,209	148,028	164,754	189,234	190,250
がん・がんの疑いのある人員	4,538	4,882	5,209	5,321	6,195	5,930
子宮がん						
頸部受診人員	272,792	297,402	332,808	359,204	376,096	385,644
要精密検査者	2,128	2,086	2,208	2,438	2,477	2,356
がん・がんの疑いのある人員	446	443	482	475	457	431
体部受診人員	9,023	10,381	12,966	14,698	・	・
要精密検査者	248	277	351	335	・	・
がん・がんの疑いのある人員	56	55	51	71	・	・
頸部及び体部受診人員	・	・	・	・	22,345	22,319
要精密検査者	・	・	・	・	500	493
がん・がんの疑いのある人員	・	・	・	・	83	98
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	・	314,254	336,791	354,811	377,187	292,389
要精密検査者	・	8,014	9,105	9,811	12,086	9,517
がん・がんの疑いのある人員	・	487	493	540	594	541
マンモグラフィ併用方式受診人員	・	25,720	43,820	60,941	87,252	144,144
要精密検査者	・	1,564	2,726	3,902	5,293	9,798
がん・がんの疑いのある人員	・	93	160	173	260	574
受診人員	310,570	・	・	・	・	・
要精密検査者	8,481	・	・	・	・	・
がん・がんの疑いのある人員	455	・	・	・	・	・

(注) 1 平成15年度より調査区分の変更により、肺がんの「胸部エックス線検査受診人員」は「胸部エックス線検査のみ受診人員」に、「喀痰細胞診受診人員」は「喀痰細胞診のみ受診人員」になる。
 2 平成15年度より調査区分の変更により、子宮がんの「頸部受診人員」は「頸部のみ受診人員」になる。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第216表 国民医療費推計額

区分	推計額 (億円)					構成割合 (%)				
	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
国民医療費	301,418	310,998	309,507	315,375	321,111	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	16,051	16,899	17,218	18,206	18,698	5.3	5.4	5.6	5.8	5.8
生活保護法	10,650	11,314	11,650	12,511	12,952	3.5	3.6	3.8	4.0	4.0
結核予防法	120	112	104	95	89	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	853	963	1,047	1,134	1,242	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
その他	4,427	4,510	4,418	4,466	4,416	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
医療保険等給付分	140,214	141,871	139,855	141,032	147,514	46.5	45.6	45.2	44.7	45.9
医療保険	137,073	138,755	136,959	138,171	144,673	45.5	44.6	44.3	43.8	45.1
被用者保険	77,603	77,833	75,665	71,436	72,779	25.7	25.0	24.4	22.7	22.7
被保険者	43,180	43,259	41,698	36,368	36,755	14.3	13.9	13.5	11.5	11.4
被扶養者	34,423	34,573	33,966	34,131	34,301	11.4	11.1	11.0	10.8	10.7
高齢者	・	・	・	938	1,723	・	・	・	0.3	0.5
政府管掌健康保険	38,431	38,562	37,224	34,765	35,671	12.7	12.4	12.0	11.0	11.1
組管掌健康保険	29,123	29,267	28,660	27,113	27,532	9.7	9.4	9.3	8.6	8.6
船員保険	281	264	239	219	210	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,245	2,255	2,241	2,190	2,188	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
地方公務員共済組合	6,609	6,558	6,388	6,273	6,286	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0
私立学校教職員共済	914	927	912	876	892	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	59,470	60,922	61,294	66,734	71,894	19.7	19.6	19.8	21.2	22.4
高齢者以外	・	・	・	62,286	62,783	・	・	・	19.7	19.6
高齢者	・	・	・	4,448	9,112	・	・	・	1.4	2.8
退職者医療制度(再掲)	15,254	15,891	16,159	17,793	20,803	5.1	5.1	5.2	5.6	6.5
その他	3,141	3,116	2,896	2,861	2,841	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
労働者災害補償保険	2,505	2,479	2,299	2,266	2,257	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7
その他	636	636	597	595	584	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	102,399	107,641	106,652	106,686	105,730	34.0	34.6	34.5	33.8	32.9
患者負担分	42,754	44,588	45,782	49,451	49,169	14.2	14.3	14.8	15.7	15.3
全額自費	4,005	4,005	4,032	4,038	3,954	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
公費・保険又は老人保健の一部負担	38,749	40,583	41,750	45,413	45,215	12.9	13.0	13.5	14.4	14.1
臨時特例措置分(再掲)	1,055	・	・	・	・	0.3	・	・	・	・

(注) 1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、平成7年6月までは「精神保健法」。
 2 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、身体障害者福祉法、職傷病者特別援護法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
 3 旧適用法人共済組合は、平成9年度から組管掌健康保険に含まれる。
 4 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
 5 患者負担分の「臨時特例措置分」は、平成11年7月から平成12年12月の老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置による国庫負担分である。
 6 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあがあるが、これらは平成12年以降、国民医療費に含んでいない。
 7 平成14年度の老人保健法改正に伴い、平成15年度より医療保険適用者の高齢者（70歳以上）を別掲とした。平成14年度は高齢者を区分しておらず、被用者保険については被扶養者に計上した。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第217表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

区分	総 数					病 院			
	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
総 数	8,366.3	8,402.5	8,810.3	8,318.5	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
全 額 自 費	180.2	178.7	193.7	196.2	173.9	74.8	84.1	86.4	83.0
健保・共済の本人	1,695.3	1,826.2	1,787.7	1,481.7	1,282.9	578.8	615.3	607.2	514.8
健保・共済の家族	1,711.2	1,664.0	1,594.6	1,456.0	1,293.6	544.8	545.6	527.9	475.8
国 保	1,817.3	1,693.7	1,701.4	1,599.9	1,517.6	734.1	709.9	720.4	683.1
老人保健法	2,037.7	2,195.5	2,642.3	2,666.9	2,643.0	975.6	1,028.4	1,255.3	1,295.1
労災・公災	71.7	57.5	49.5	48.0	38.5	46.9	38.8	35.2	33.7
自 賠 法	56.5	39.2	36.5	44.1	43.0	36.0	24.2	21.6	22.5
そ の 他	756.1	709.0	760.5	787.2	777.9	377.6	366.1	388.5	409.5
介護保険のみ	117.5
自費診療と介護保険の併用	1.5
不 詳	40.2	38.5	44.2	38.6	39.3	15.5	17.9	14.3	16.7
(再掲)									
結核予防法	13.5	10.9	12.1	10.8	7.6	13.1	10.2	10.6	10.5
精神保健法	42.4	27.2	48.1	45.1	77.6	28.3	23.1	31.5	32.3
生活保護法	247.1	226.6	232.9	255.0	271.3	171.0	154.3	161.4	178.0
その他の公費負担によるもの	445.9
介護保険	132.0

- (注) 1 全国推計数である。
2 船員保険は、「その他」に含む。
3 昭和59年以降の調査については、日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。
4 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
5 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

(単位 千人)

14 (2002)	一般診療所					歯科診療所				
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9
73.9	85.3	77.5	95.1	92.4	84.3	20.2	17.1	12.2	20.8	15.7
426.9	745.0	798.0	775.6	634.7	552.4	371.5	412.8	404.6	332.2	303.8
403.5	815.8	781.0	744.2	707.6	638.1	350.5	337.5	322.6	272.5	252.1
624.3	745.1	682.4	667.1	646.4	611.7	338.1	301.5	313.9	270.4	281.8
1,235.6	959.7	1,046.7	1,218.7	1,192.8	1,203.5	102.5	120.3	168.3	178.9	203.9
26.9	24.8	18.6	14.3	14.3	11.6	0.0	0.1	—	0.0	0.0
19.2	20.5	14.7	14.9	21.5	23.9	—	0.3	—	0.0	0.0
395.3	320.5	276.9	301.6	308.2	293.9	58.0	66.1	70.3	69.5	88.5
111.8	5.7	0.0
1.5	0.0	0.0
11.3	21.1	17.3	20.3	16.8	25.8	3.6	3.2	9.6	5.2	2.2
7.5	0.5	0.7	1.4	0.3	0.1	—	0.0	—	—	0.0
49.6	14.1	4.1	16.6	12.8	27.9	—	0.0	—	—	0.0
178.9	67.1	62.8	64.2	64.9	75.7	9.0	9.4	7.3	12.0	16.6
246.0	181.3	18.8
119.6	10.2	2.1

第218表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

区分	総 数					病 院			
	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)
《全国推計患者数》									
総 数	8,366.3	8,402.4	8,810.3	8,318.6	7,929.0	3,384.1	3,430.3	3,656.8	3,534.0
入 院	1,500.9	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,407.0	1,347.3	1,396.2	1,401.3
外 来	6,865.4	6,973.0	7,329.8	6,835.9	6,478.0	1,977.1	2,083.0	2,260.6	2,132.7
《受療率(人口10万対)》									
総 数	6,768	6,735	7,000	6,566	6,222	2,738	2,750	2,905	2,789
入 院	1,214	1,146	1,176	1,170	1,139	1,138	1,080	1,109	1,106
外 来	5,554	5,589	5,824	5,396	5,083	1,599	1,670	1,796	1,683

- (注) 1 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
2 平成8年からは、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。
3 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。
4 昭和59年以降「患者調査」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

(単位 千人)

14 (2002)	一般診療所					歯科診療所				
	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	平成2 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
3,330.1	3,737.8	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9
1,337.6	93.9	82.1	84.2	81.3	73.4	—	—	—	.	.
1,952.5	3,644.0	3,631.1	3,767.7	3,553.6	3,377.6	1,244.4	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9
2,613	3,024	2,976	3,060	2,869	2,708	1,007	1,009	1,034	907	901
1,081	76	66	67	64	58	—	—	—	.	.
1,532	2,948	2,910	2,993	2,805	2,650	1,007	1,009	1,034	907	901

2 医療機関

第219表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成11年（1999）	9,286	1,060	4	8,222	91,500	18,487	73,013	62,484
12（2000）	9,266	1,058	3	8,205	92,824	17,853	74,971	63,361
13（2001）	9,239	1,065	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
14（2002）	9,187	1,069	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
15（2003）	9,122	1,073	2	8,047	96,050	15,371	80,679	65,828
16（2004）	9,077	1,076	2	7,999	97,051	14,765	82,286	66,557
平成16年								
国	304	4	—	300	620	236	384	1
厚生労働省	22	—	—	22	26	—	26	—
独立行政法人国立病院機構	154	4	—	150	2	1	1	—
国立大学法人	49	—	—	49	114	—	114	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	38	—	—	38	9	—	9	—
その他の	41	—	—	41	469	235	234	1
公的医療機関	1,377	52	—	1,325	4,119	310	3,809	310
都道府県	312	41	—	271	358	12	346	9
市町村	762	6	—	756	3,446	291	3,155	300
日赤	92	—	—	92	210	2	208	—
済生会	78	1	—	77	43	1	42	1
北海道社会事業協会	7	—	—	7	—	—	—	—
厚生連	122	4	—	118	62	4	58	—
国民健康保険団体連合会	4	—	—	4	—	—	—	—
社会保険関係団体	129	—	—	129	776	7	769	13
全国社会保険協会連合会	52	—	—	52	18	—	18	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	7	2	—	2	—
船員保険会	3	—	—	3	15	1	14	—
健康保険組合及びその連合会	18	—	—	18	425	3	422	6
共済組合及びその連合会	47	—	—	47	302	2	300	7
国民健康保険組合	2	—	—	2	14	1	13	—
公益法人	400	65	1	334	927	53	874	164
医療法人	5,644	871	1	4,772	29,528	7,084	22,444	8,281
学校法人	100	2	—	98	146	7	139	15
社会福祉法人	168	10	—	158	5,569	44	5,525	15
医療生協	77	2	—	75	309	30	279	39
会社	59	—	—	59	2,462	12	2,450	35
その他の法人	59	2	—	57	865	25	840	74
個人	760	68	—	692	51,730	6,957	44,773	57,610
医療機関（再掲）	160	2	—	158	·	·	·	·

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第220表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院						一般診療所 病床数	
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床		経過的旧 その他の病床
平成11年（1999）	1,648,217	358,449	3,321	24,773	·	1,261,674	·	224,134
12（2000）	1,647,253	358,153	2,396	22,631	·	1,264,073	·	216,755
13（2001）	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083	209,544
14（2002）	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
15（2003）	1,632,141	354,448	1,773	14,507	342,343	919,070	·	187,894
16（2004）	1,631,553	354,927	1,690	13,293	349,450	912,193	·	181,001
平成16年								
国	127,083	8,696	93	5,617	293	112,384	·	2,362
厚生労働省	13,177	1,090	—	80	—	12,007	·	—
独立行政法人国立病院機構	60,620	5,183	32	5,181	156	50,068	·	5
国立大学法人	32,897	1,911	18	174	—	30,794	·	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	14,680	20	—	34	50	14,576	·	—
その他の	5,709	492	43	148	87	4,939	·	2,357
公的医療機関	355,196	28,132	1,437	4,230	18,050	303,347	·	3,381
都道府県	87,201	16,310	304	1,858	455	68,274	·	95
市町村	167,045	7,376	869	1,748	11,568	145,484	·	3,189
日赤	39,116	1,176	136	460	802	36,542	·	38
済生会	21,518	429	16	50	1,345	19,678	·	8
北海道社会事業協会	1,955	54	4	—	433	1,464	·	—
厚生連	37,715	2,787	108	114	3,387	31,319	·	51
国民健康保険団体連合会	646	—	—	—	60	586	·	—
社会保険関係団体	37,353	347	48	517	1,573	34,868	·	45
全国社会保険協会連合会	14,747	50	42	364	193	14,098	·	—
厚生年金事業振興団	2,827	—	—	—	366	2,461	·	—
船員保険会	816	—	—	—	—	816	·	10
健康保険組合及びその連合会	3,423	—	—	—	421	3,002	·	24
共済組合及びその連合会	15,094	297	6	153	593	14,045	·	10
国民健康保険組合	446	—	—	—	—	446	·	1
公益法人	94,892	27,089	62	979	15,186	51,576	·	690
医療法人	830,289	265,168	10	1,507	277,447	286,157	·	97,706
学校法人	52,194	2,317	26	83	288	49,480	·	95
社会福祉法人	29,850	5,258	4	127	6,414	18,047	·	449
医療生協	12,188	469	—	—	2,667	9,052	·	350
会社	13,006	302	4	2	705	11,993	·	100
その他の法人	10,025	684	6	4	2,041	7,290	·	342
個人	69,477	16,465	—	227	24,786	27,999	·	75,481
医療機関（再掲）	93,075	4,721	50	353	288	87,663	·	·

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第221表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成11年度 （1999）	12 （2000）	13 （2001）	14 （2002）	15 （2003）	16 （2004）	17 （2005）
厚生労働大臣所管	406	455	491	525	585	642	695
都道府県知事所管	32,302	33,817	35,304	36,781	38,169	39,388	41,025
全医療法人数	32,708	34,272	35,795	37,306	38,754	40,030	41,720

資料：厚生労働省医政局調べ

第222表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区分	平成11年度	12	13	14	15	16	17
	(1999)	(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)
薬局数	45,171	46,763	48,252	49,332	49,956	50,600	51,233
開設者が自ら管理している薬局	11,822	11,289	10,914	10,519	9,926	9,432	9,150
開設者が自ら管理していない薬局	33,349	35,474	37,338	38,813	40,030	41,168	42,083
無薬局町村	686	673	639	621	583	380	187
医薬品販売業	52,163	51,222	49,662	48,900	46,953	45,129	42,218
一般販売業	13,694	13,667	12,794	12,397	12,080	11,813	11,216
薬種商販売業	15,888	15,622	15,293	14,986	14,393	13,830	13,197
特例販売業	10,403	10,309	9,947	9,905	9,405	8,757	7,558
配置販売業	12,178	11,624	11,628	11,612	11,075	10,729	10,247

資料：平成14年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」
 平成15年度以降は、同部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第223表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成17年6月

区分	一般病院						精神病院					
	法人・その他		個人		全体		法人・その他		個人		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医薬収入	281,233	100.0	60,739	100.0	265,824	100.0	107,310	100.0	91,545	100.0	106,738	100.0
1. 入院収入	188,955	67.2	39,800	65.5	178,532	67.2	90,921	84.7	79,860	87.2	90,520	84.8
2. 特別の療養環境収入	3,950	1.4	810	1.3	3,730	1.4	256	0.2	25	0.0	247	0.2
3. 外来収入	80,961	28.8	19,040	31.3	76,634	28.8	14,938	13.9	11,049	12.1	14,797	13.9
4. その他の医薬収入	7,366	2.6	1,089	1.8	6,927	2.6	1,195	1.1	611	0.7	1,173	1.1
II 医薬費用	288,264	102.5	55,445	91.3	271,994	102.3	104,204	97.1	85,644	93.6	103,532	97.0
1. 給与費	146,037	51.9	29,114	47.9	137,866	51.9	69,748	65.0	52,400	57.2	69,120	64.8
2. 医薬品費	43,906	15.6	7,332	12.1	41,350	15.6	8,667	8.1	7,028	7.7	8,608	8.1
3. 経費	28,984	10.3	8,148	13.4	27,528	10.4	11,826	11.0	15,666	17.1	11,965	11.2
4. 減価償却費	17,524	6.2	2,818	4.6	16,497	6.2	4,649	4.3	775	0.8	4,508	4.2
5. その他	51,813	18.4	8,032	13.3	48,753	18.3	9,315	8.7	9,775	10.8	9,331	8.8
III 医薬収支差額 (I-II)	△7,032	△2.5	5,294	8.7	△6,171	△2.3	3,105	2.9	5,901	6.4	3,207	3.0
IV その他の医薬関連収入	17,126	6.1	803	1.3	15,985	6.0	5,317	5.0	2,959	3.2	5,232	4.9
V その他の医薬関連費用	8,882	3.2	1,172	1.9	8,343	3.1	3,004	2.8	1,118	1.2	2,936	2.8
VI 総収支差額 (III+IV-V)	1,212	0.4	4,926	8.1	1,471	0.6	5,419	5.0	7,742	8.5	5,503	5.2
病院数	559		42		601		133		5		138	

(注) 1 「II 医薬費用」の「5. その他」は、診療材料費、給食材料費、委託費などの費用の合計額である。
 2 「II 医薬費用」の「3. 経費」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等が含まれる。
 3 個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

第224表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成17年6月

区分	有床診療所						無床診療所					
	個人		その他		全体		個人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医薬収入	10,627	100.0	17,569	100.0	14,520	100.0	5,953	100.0	10,595	100.0	7,664	100.0
1. 保険診療収入	8,680	81.7	14,023	79.8	11,676	80.4	5,590	93.9	9,899	93.4	7,178	93.7
2. 公害等診療収入	190	1.8	291	1.7	247	1.7	64	1.1	105	1.0	79	1.0
3. その他の診療収入	1,541	14.5	2,640	15.0	2,157	14.9	185	3.1	335	3.2	241	3.1
4. その他の医薬収入	216	2.0	615	3.5	440	3.0	114	1.9	256	2.4	166	2.2
II 医薬費用	8,253	77.7	15,769	89.8	12,469	85.9	3,680	61.8	9,136	86.2	5,691	74.3
1. 給与費	3,501	32.9	7,705	43.9	5,859	40.4	1,331	22.4	5,021	47.4	2,691	35.1
2. 医薬品費	1,673	15.7	2,384	13.6	2,071	14.3	1,192	20.0	1,582	14.9	1,335	17.4
3. 材料費	524	4.9	919	5.2	745	5.1	84	1.4	205	1.9	128	1.7
4. 委託費	537	5.1	952	5.4	770	5.3	181	3.0	408	3.9	265	3.5
5. その他の医薬費用	2,019	19.0	3,809	21.7	3,023	20.8	894	15.0	1,920	18.1	1,272	16.6
III 医薬収支差額 (I-II)	2,374	22.3	1,800	10.2	2,052	14.1	2,273	38.2	1,460	13.8	1,973	25.7
施設数	83		106		189		550		321		871	

(注) 1 「II 医薬費用」の「5. その他の医薬費用」には、減価償却費を含む。
 2 個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 3 「有床、無床診療所」の「その他」とは、医療法人、市町村立などの診療所である。
 資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

第225表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成17年6月

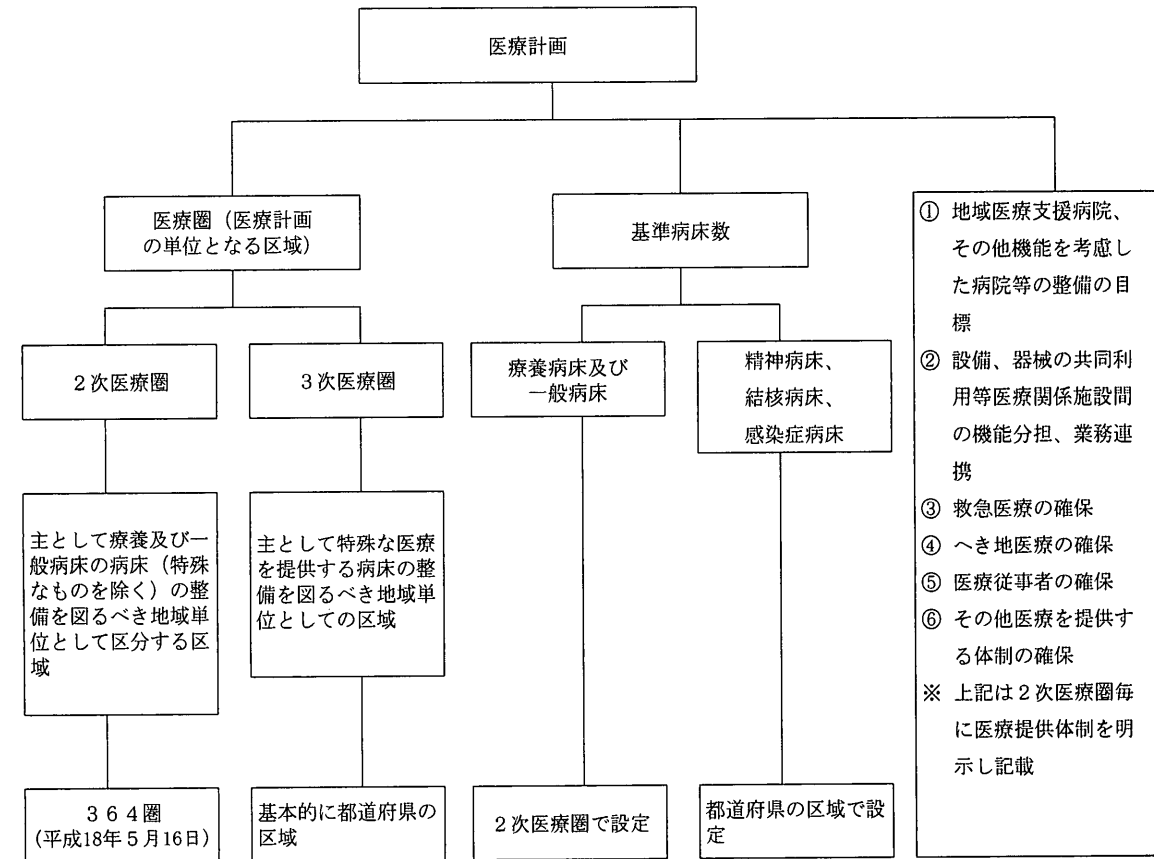
区分	個人		その他		全体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医薬収入	3,544	99.9	6,806	99.8	4,032	99.9
1. 保険診療収入	3,076	86.7	5,544	81.3	3,446	85.3
2. 労災等診療収入	2	0.1	4	0.1	3	0.1
3. その他の診療収入	380	10.7	1,220	17.9	505	12.5
4. その他の医薬収入	86	2.4	38	0.6	78	1.9
II 介護収入	4	0.1	14	0.2	5	0.1
居宅サービス収入	3	0.1	9	0.1	4	0.1
その他の介護収入	0	0.0	5	0.1	1	0.0
III 医薬費用	2,197	61.9	5,632	82.6	2,711	67.1
1. 給与費	981	27.6	3,183	46.7	1,311	32.5
2. 医薬品費・材料費	238	6.7	491	7.2	275	6.8
3. 委託費	347	9.8	629	9.2	390	9.6
4. その他の医薬費用	630	17.8	1,329	19.5	735	18.3
IV 医薬収支差額 (I+II-III)	1,351	38.1	1,188	17.4	1,327	32.9
施設数	642		113		755	

(注) 1 「III 医薬費用」の「4. その他の医薬費用」には、減価償却費を含む。
 2 個人立の歯科診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
 3 「その他」とは、医療法人、市町村立などである。
 4 「構成比率」は、収入にあつては「I 医薬収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各収入科目の金額に割合であり、費用にあつては「I 医薬収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各費用科目の金額の割合である。
 資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

3 地域医療計画

第226表 地域医療計画の内容

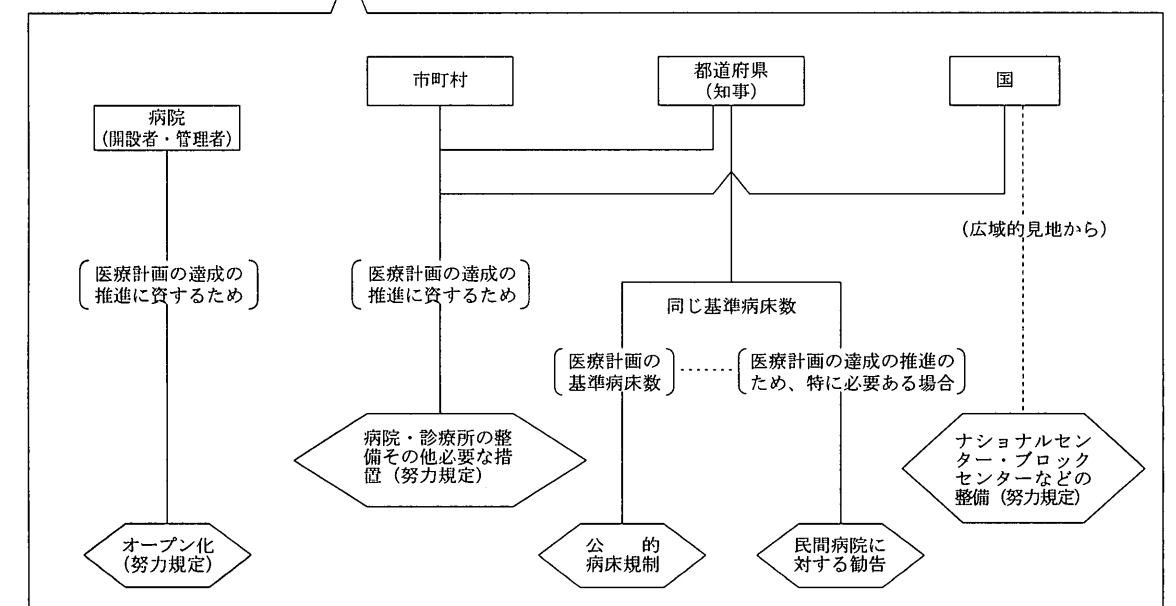
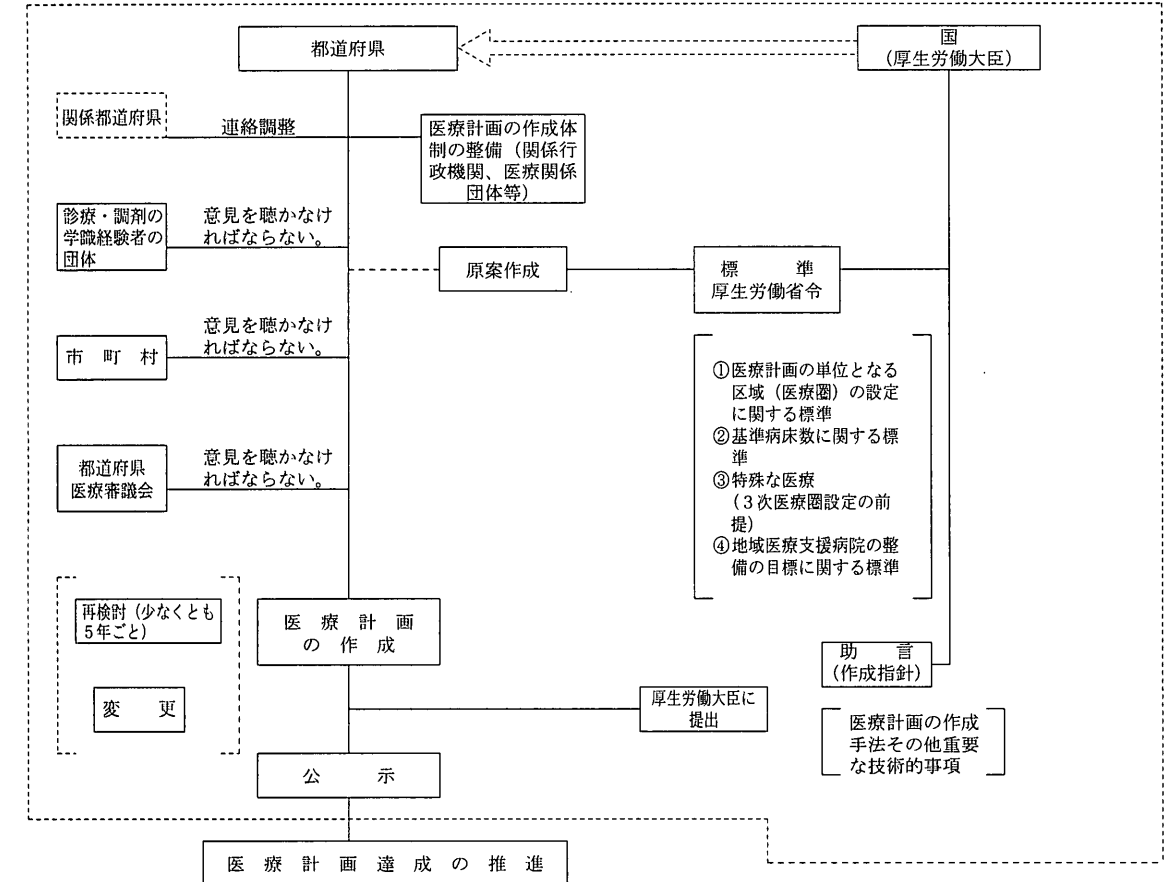
医療計画の内容



資料：厚生労働省医政局作成

第227表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生労働省医政局作成

(ii) 新登録結核患者数

区分	全結核		活動性肺結核(再掲)		菌陽性肺結核(再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核(再掲)	
	実数	罹患率(人口10万対)	実数	罹患率(人口10万対)	実数	罹患率(人口10万対)	実数	罹患率(人口10万対)
平成11年(1999)	43,818	34.6	36,190	28.6	20,617	16.3	14,482	11.4
	<48,430>	<38.2>	<44,990>	<35.5>	<22,173>	<17.5>	<17,242>	<13.6>
12(2000)	39,384	31.0	32,338	25.5	19,347	15.2	13,220	10.4
	<44,379>	<35.0>	<40,939>	<32.3>	<20,990>	<16.5>	<15,909>	<12.5>
13(2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14(2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15(2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16(2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0
17(2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9

(注) 平成10年の分類改正により、平成10年以降は新活動性分類。平成11～12年は<>に旧活動性分類による数値を表示。
資料：厚生労働省健康局調べ

第232表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成11年(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)
結核病床数	25,174	22,835	21,067	17,717	15,690	13,201
1日平均在院患者数	11,332	10,036	9,123	8,187	7,261	6,433
病床利用率(%)	45.0	43.8	43.7	45.3	46.3	48.6

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第233表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度繰越患者数	本年度入所患者数	退所患者数	本年度末患者数
平成11年度(1999) 計	4,841	65	292	4,614
国立療養所	4,803	65	284	4,584
公益法人立病院	38	0	8	30
12(2000) 計	4,614	61	262	4,413
国立療養所	4,584	61	261	4,384
公益法人立病院	30	0	1	29
13(2001) 計	4,413	68	254	4,227
国立療養所	4,384	68	251	4,201
公益法人立病院	29	0	3	26
14(2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15(2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16(2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21
17(2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

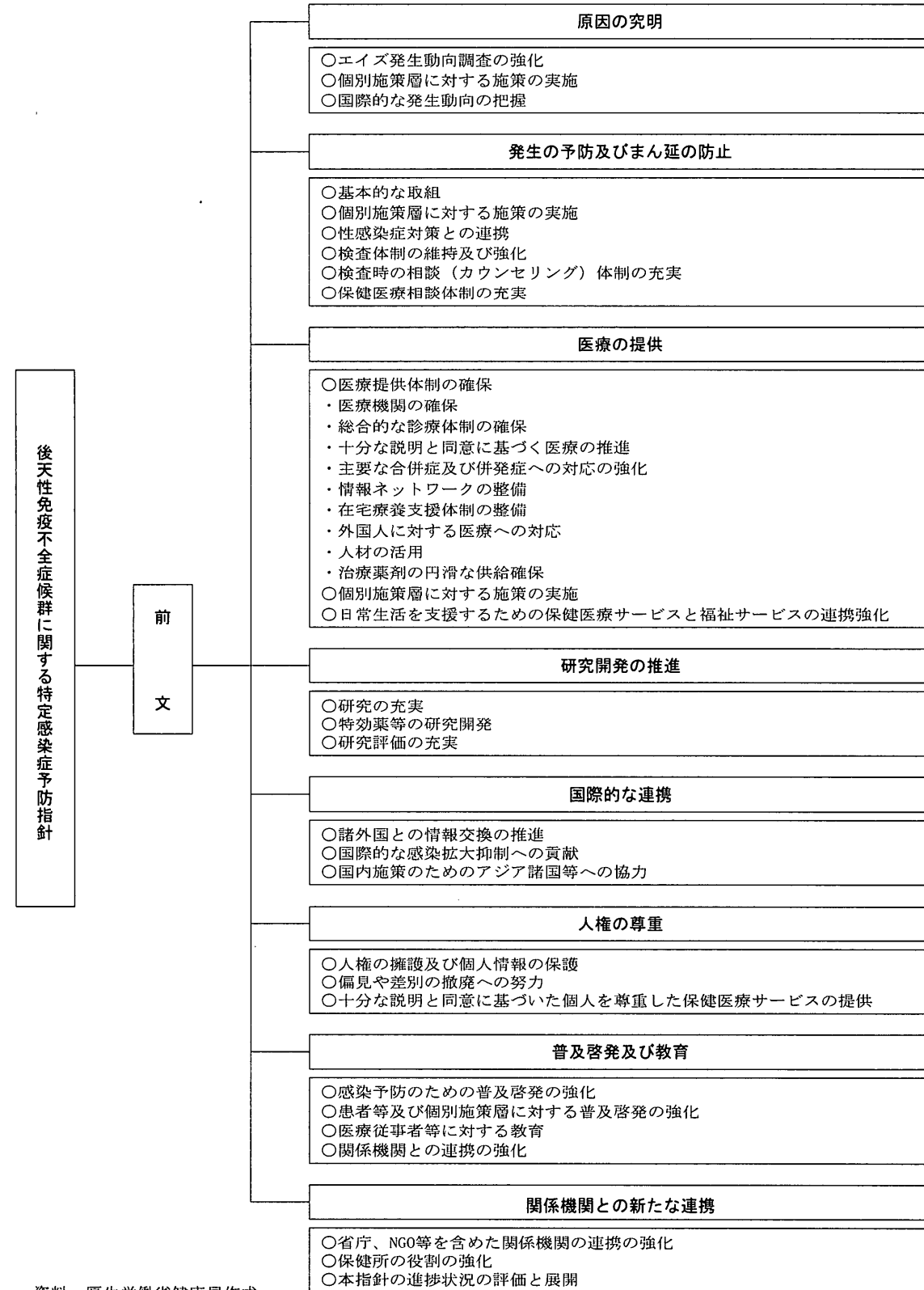
第234表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成11年度(1999)	179	41,577	283
12(2000)	165	41,470	283
13(2001)	153	41,374	274
14(2002)	139	41,640	263
15(2003)	123	41,142	253
16(2004)	87	40,768	241
17(2005)	74	40,794	239

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

第235表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第236表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成18年10月1日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,469	467	1,936	294	707	1,001	1,763	1,174	2,937
	同性間の性的接触	3,322	1	3,323	223	0	223	3,545	1	3,546
	静注薬物濫用	18	1	19	20	2	22	38	3	41
	母子感染	13	8	21	4	7	11	17	15	32
	その他	88	29	117	26	16	42	114	45	159
	不明	520	65	585	278	493	771	798	558	1,356
	合計	5,430	571	6,001	845	1,225	2,070	6,275	1,796	8,071
エイズ患者	異性間の性的接触	1,171	139	1,310	210	148	358	1,381	287	1,668
	同性間の性的接触	1,007	1	1,008	88	2	90	1,095	3	1,098
	静注薬物濫用	11	2	13	17	0	17	28	2	30
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	65	14	79	16	8	24	81	22	103
	不明	574	57	631	276	126	402	850	183	1,033
	合計	2,837	216	3,053	608	288	896	3,445	504	3,949
凝固因子製剤による感染者		1,420	18	1,438	—	—	—	1,420	18	1,438

(注) 1 平成17年までは確定値、平成18年は10月1日現在の速報値の累計である。
 2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。
 3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。
 4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。
 5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2005年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。
 6 平成18年9月30日現在累積死亡者数は、1,410名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数592名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

2 感染症(伝染病)

第237表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1類感染症				
エボラ出血熱	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	—	0	0	0
痘	—	0	0	0
ベソ	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0
2類感染症				
コレラ	51	25	86	56
細菌性赤痢	699	473	594	553
腸チフス	63	62	67	50
パラチフス	35	44	88	20
急性灰白髄炎	0	0	0	0
ジフテリア	0	0	0	0
3類感染症				
腸管出血性大腸菌感染症	3,183	2,999	3,715	3,589
4類感染症				
オウム病	54	44	40	34
つつが虫病	338	402	313	345
日本紅斑熱	36	52	66	62
マラリア	83	78	75	67
レジオネラ症	167	146	161	281
その他	136	80	291	357
5類感染症				
アメーバ赤痢	465	520	610	698
ウイルス性肝炎	948	650	293	276
急性脳炎	—	11	166	189
クローンフェルト・ヤコブ病	147	118	175	152
後天性免疫不全症候群	916	970	1,162	1,203
ジアルジア症	113	103	94	86
梅毒	575	509	533	543
破傷風	106	73	101	115
その他	255	139	233	153

- (注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。
 1～5類感染症は、以下のとおり。
 1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
 2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
 3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
 4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
 5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
 2 1類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
 3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノкокクス症、黄熱、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、デング熱、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ポツリヌス症、乳児ポツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症である。
 4 5類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。
 5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。
 6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

《定点把握》

区 分	平成15年(2003)		平成16年(2004)		平成17年(2005)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,162,290	247.14	770,063	163.74	1,563,662	330.65
RSウイルス感染症	1,392	—	10,132	—	17,327	—
咽頭結膜炎	40,751	13.40	61,089	20.09	49,923	16.29
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	166,566	54.77	207,044	68.08	184,720	60.27
感染性胃腸炎	906,803	298.19	952,681	313.28	941,922	307.32
水痘	250,561	82.39	245,941	80.24	242,296	79.05
手足口病	172,659	56.78	88,727	28.95	88,408	28.84
伝染性紅斑	35,802	11.77	48,893	16.08	39,297	12.82
突発性発しん	116,755	38.39	113,305	37.26	106,421	34.72
百日咳	1,544	0.51	2,189	0.72	1,358	0.44
風しん	2,795	0.92	4,239	1.39	895	0.29
ヘルパンギーナ	148,674	48.89	105,486	34.69	144,260	47.07
麻しん(成人麻しん除く)	8,285	2.72	1,547	0.51	537	0.18
流行性耳下腺炎	84,734	27.86	127,592	41.63	187,837	61.28
急性出血性結膜炎	1,019	1.61	766	1.21	726	1.12
流行性角結膜炎	30,758	48.51	27,865	43.95	29,713	45.78
性器クラミジア感染症	41,945	45.59	38,155	41.47	35,057	37.66
性器ヘルpesウイルス感染症	9,832	10.79	9,777	10.50	10,258	11.02
尖圭コンジローマ	6,253	6.86	6,570	7.06	6,793	7.30
淋菌感染症	20,697	22.72	17,426	18.72	15,002	16.11
クラジミア肺炎(オウム病除く)	201	0.43	244	0.52	321	0.68
細菌性髄膜炎	295	0.63	379	0.80	309	0.66
マイコプラズマ肺炎	5,691	12.08	6,014	12.77	7,077	15.03
成人麻しん	462	0.98	59	0.13	7	0.01
無菌性髄膜炎	1,619	3.44	1,028	2.18	773	1.64
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	6,447	13.86	6,692	14.21	6,233	13.23
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	21,302	45.81	21,827	46.34	22,615	48.01
薬剤耐性緑膿菌感染症	759	1.66	671	1.42	697	1.48
急性脳炎	99	0.21	—	—	—	—

- (注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点（指定届出医療機関）より報告された感染症。
 2 「RSウイルス感染症」は、平成15年11月5日以降の値である。
 3 「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年は11月4日までの値である。
 資料：厚生労働省健康局調べ

第238表 予防接種被接種者数

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
D P T	1,190,363	1,212,178	1,180,631	1,177,855	1,166,912
急性灰白髄炎	1,064,480	1,207,259	1,159,752	1,135,584	1,057,122
麻しん	1,137,868	1,235,575	1,191,968	1,188,872	1,051,743
風しん	1,089,993	1,149,785	1,126,907	1,168,877	1,119,849
日本脳炎	1,009,821	1,039,482	1,032,625	1,080,531	969,925

- (注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

3 精神保健

第239表 精神病床数・患者数・病床利用率

区分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
精神病床数	358,609	358,597	357,388	356,621	355,269	354,923
1日平均在院患者数	334,222	333,712	332,934	332,022	329,990	327,206
病床利用率(%)	93.2	93.1	93.2	93.1	92.9	92.3

(注) 「病床数」は、6月末現在の数である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第240表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
措置入院患者数	2,964	2,817	2,600	2,418	2,222	2,000
措置入院医療費国庫負担額	5,531	4,082	3,927	4,321	4,758	4,620

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。
2 「措置入院患者数」は、3月末現在。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、一部厚生労働省社会・援護局調

第241表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
承認件数	357,829	501,963	452,577	608,088	588,394	689,965
通院医療費国庫補助額	36,333	41,456	41,926	44,773	47,647	54,666

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。
2 「承認件数」は、3月末現在。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、一部厚生労働省社会・援護局調

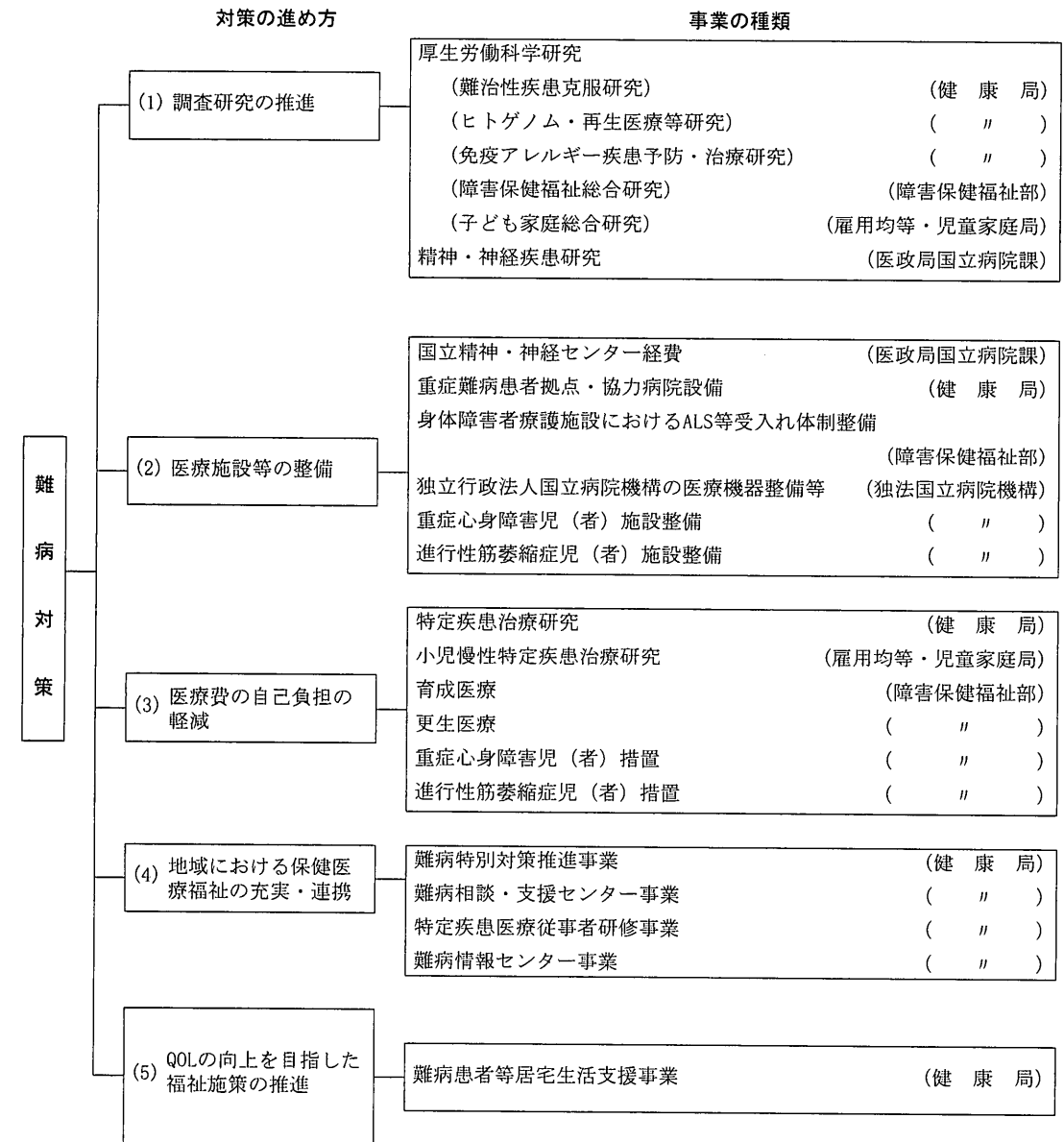
第242表 医療保護入院届出件数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
入院届出数	147,551	140,450	145,387	151,160	161,587	163,370

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

4 難病

第243表 難病対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第244表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成17年度末現在

疾患名	受給者証 交付件数	疾患名	受給者証 交付件数
1 ベーチェット病	16,627	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	10,812
2 多発性硬化症	11,451	25 ウェゲナー肉芽腫症	1,190
3 重症筋無力症	14,337	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	18,771
4 全身性エリテマトーデス	53,409	27 多系統萎縮症	9,309
5 スモン	1,996	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	323
6 再生不良性貧血	8,997	29 膿疱性乾癬	1,468
7 サルコイドーシス	17,900	30 広範脊柱管狭窄症	2,758
8 筋萎縮性側索硬化症	7,302	31 原発性胆汁性肝硬変	14,014
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	34,592	32 重症急性膵炎	1,094
10 特発性血小板減少性紫斑病	23,971	33 特発性大腿骨頭壊死症	11,166
11 結節性動脈周囲炎	4,653	34 混合性結合組織病	7,508
12 潰瘍性大腸炎	85,453	35 原発性免疫不全症候群	1,067
13 大動脈炎症候群	5,269	36 特発性間質性肺炎	4,396
14 ビュルガー病	8,371	37 網膜色素変性症	23,404
15 天疱瘡	3,695	38 プリオン病	321
16 脊髄小脳変性症	19,085	39 原発性肺高血圧症	853
17 クローン病	24,396	40 神経線維腫症	2,123
18 難治性肝炎のうち劇症肝炎	263	41 亜急性硬化性全脳炎	97
19 悪性関節リウマチ	5,345	42 バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	234
20 パーキンソン病関連疾患	81,351	43 特発性慢性肺血栓栓塞症(肺高血圧型)	711
21 アミロイドーシス	1,078	44 ライソゾーム病(ファブリー(Fabry)病含む)	459
22 後縦靭帯骨化症	23,393	45 副腎白質ジストロフィー	148
23 ハンチントン病	688		
		合計	565,848

(注)1 「パーキンソン病」に「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」を加え、「パーキンソン病関連疾患」とした。

2 「シャイ・ドレーガー症候群」に「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」を加え、「多系統萎縮症」とした。

資料：厚生労働省健康局調べ

5 環境衛生

第245表 全国水道普及状況

年度末現在(単位 千人)

区分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	14,802	122,560	14,580	122,977	17,599	123,378	17,719	123,753	17,459	124,008
上水道	1,958	115,533	1,956	116,069	1,956	116,567	1,936	117,039	1,811	117,465
簡易水道	8,979	6,434	8,790	6,334	8,599	6,228	8,360	6,124	8,068	5,981
専用水道	3,754	593	3,723	574	6,933	583	7,314	590	7,473	562
水道用水供給 普及率(%)	111	—	111	—	111	—	109	—	107	—
	96.6		96.7		96.8		96.9		97.1	

資料：厚生労働省健康局調べ

第246表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在(1日当り)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
下水道終末処理(万人)	7,548	7,803	8,032	8,257	8,458	8,637
ごみ処理(トン)	195,125	201,557	202,733	198,874	193,856	195,952
し尿処理(kl)	100,625	99,860	99,532	98,219	100,764	99,329

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第247表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
下水道終末処理						
総事業費	2,661,679	2,427,685	2,293,273	2,188,779	2,017,746	1,799,506
国庫支出金	842,124	755,522	732,181	672,099	663,852	595,312
地方債	1,464,425	1,435,495	1,180,979	1,143,501	1,010,971	889,261
その他	355,130	236,668	380,113	373,179	342,923	314,933
ごみ処理						
総事業費	2,048,327	2,049,820	2,120,032	1,975,961	1,750,387	1,709,195
国庫支出金	107,211	114,969	131,508	53,354	37,276	50,178
地方債	275,518	274,990	292,861	235,627	91,539	76,539
その他	1,665,598	1,659,861	1,695,664	1,686,982	1,621,572	1,582,479
し尿処理						
総事業費	313,662	302,582	283,525	271,738	258,423	253,962
国庫支出金	7,974	7,518	5,582	4,434	3,824	5,181
地方債	16,375	17,593	10,519	8,565	4,285	8,072
その他	289,313	277,471	267,425	258,740	250,314	240,710

(注)1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

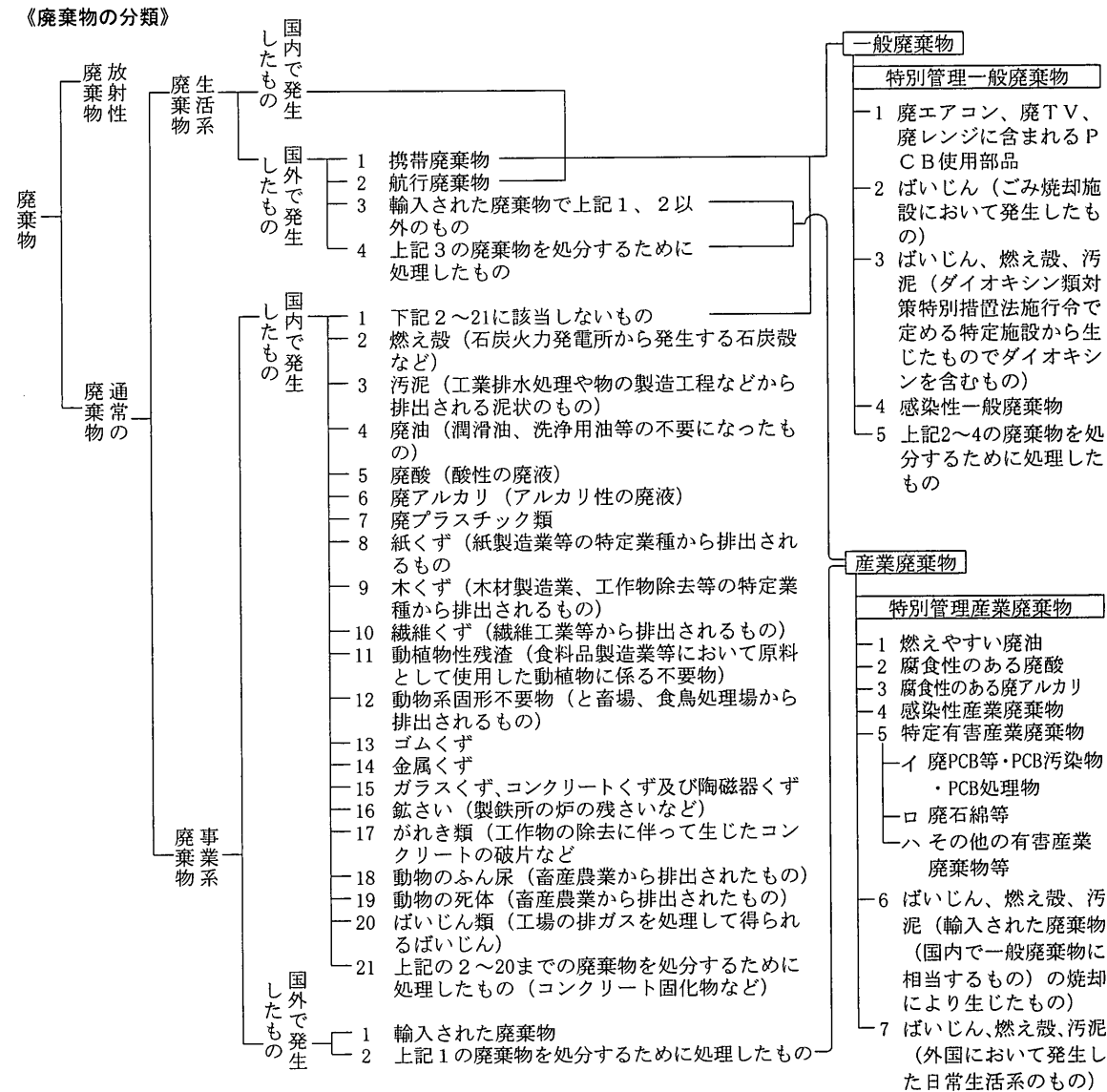
2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

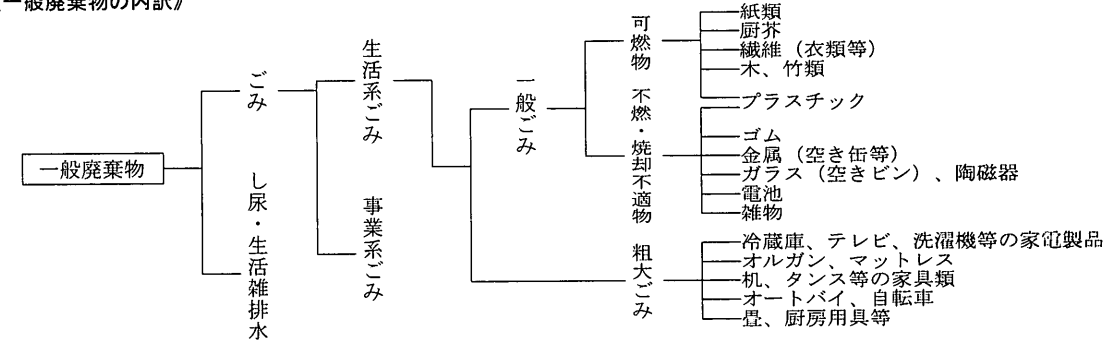
「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第248表 廃棄物の分類と処理体制



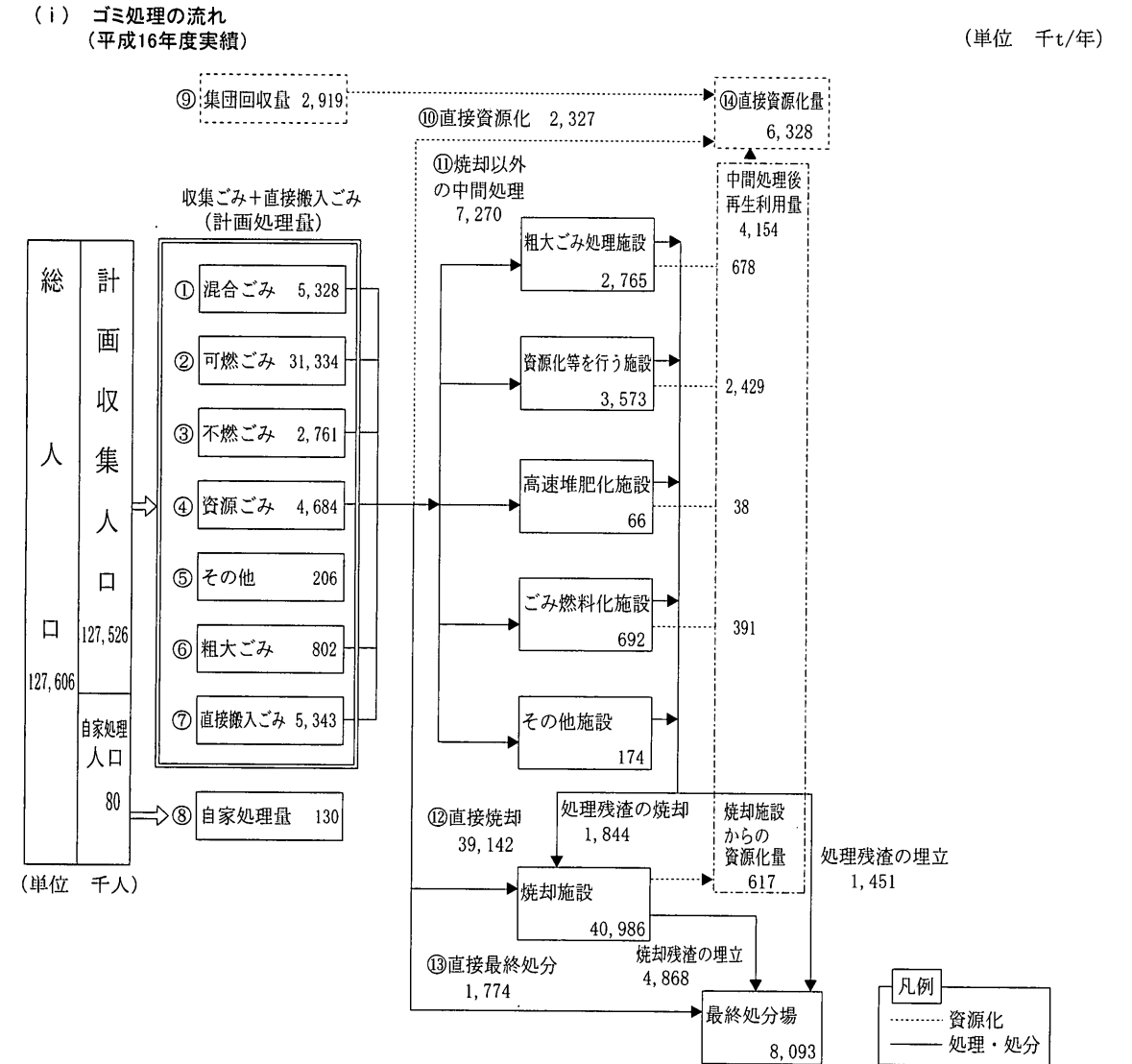
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》



資料：「一般廃棄物」は、「市町村による分別収集品目例」による
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

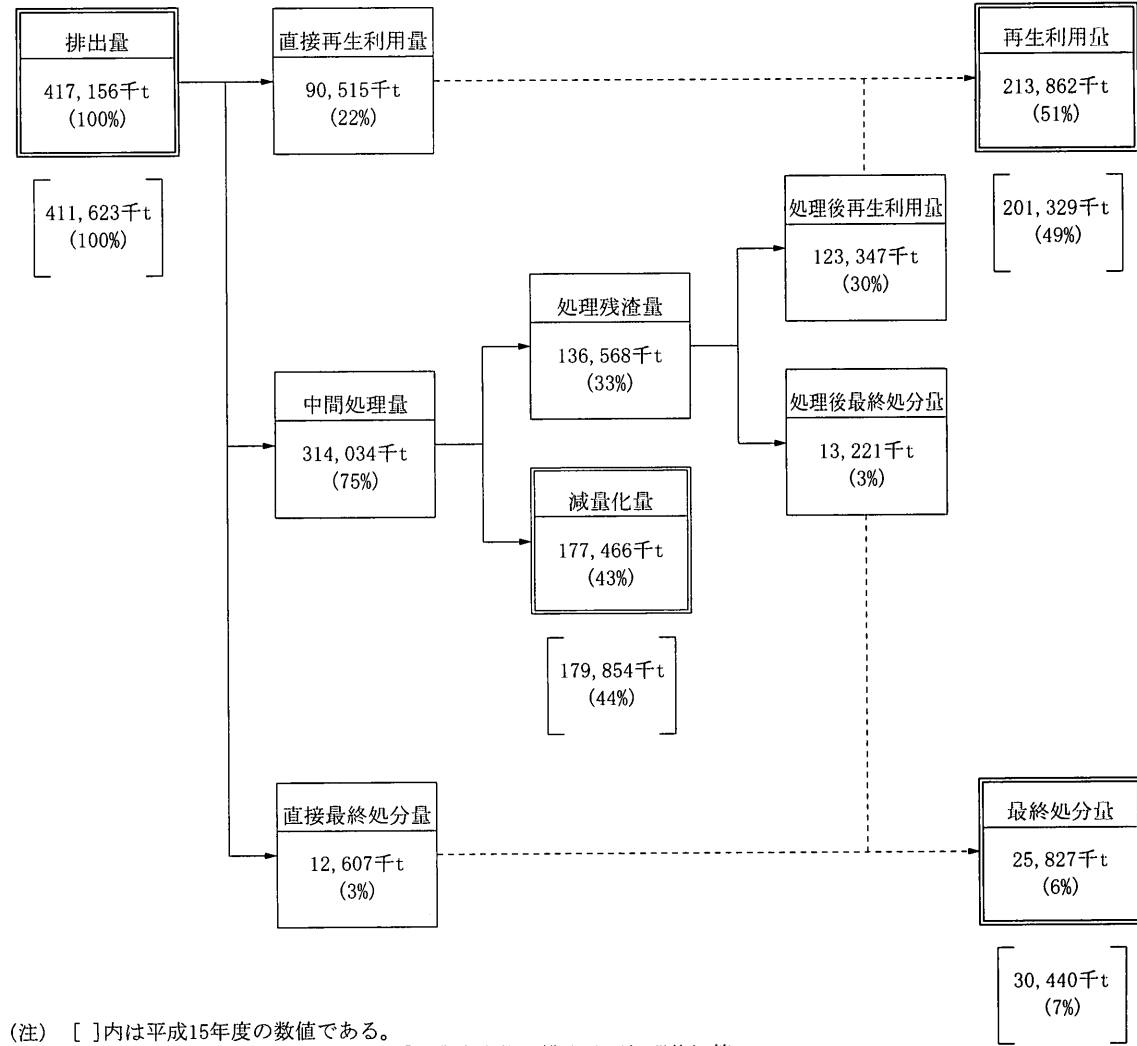
第249表 ゴミ処理等の流れ



- ・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=45,114千トン
- ・収集ごみ+直接搬入ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=50,457千トン (計画処理量)
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=50,587千t/年
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=1,086g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=50,513千トン
- ・総資源化量=⑨+⑩=9,400千トン
- ・リサイクル率=(⑨+⑩)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=17.6%
- ・中間処理による減量化量=(⑪+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=35,939千トン

*平成16年度において、容器包装リサイクル法に基づく市町村等の分別収集量は266万トン、再商品化量は258万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量(940万トン)に含まれている。また、平成16年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は43万トン、再商品化量は31万トンであり、これを含めると総資源化量は971万トンである。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成16年度)



(注) []内は平成15年度の数値である。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

第250表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
処理費用総額(百万円)	2,264,424	2,370,775	2,602,864	2,395,621	1,960,037	1,934,330
対前年度増加率(%)	0.7	4.7	9.8	△ 8.0	△ 18.2	△ 1.3
国民1人当りの処理費用(円)	17,900	18,700	20,500	18,800	15,400	15,200
対前年度増加率(%)	0.6	4.5	9.6	△ 8.3	△ 18.1	△ 1.3

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公 害

第251表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分	あつせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47 (1972)	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48 (1973)	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49 (1974)	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50 (1975)	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51 (1976)	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52 (1977)	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53 (1978)	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54 (1979)	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55 (1980)	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56 (1981)	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57 (1982)	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58 (1983)	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59 (1984)	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60 (1985)	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61 (1986)	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62 (1987)	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63 (1988)	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元 (1989)	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2 (1990)	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3 (1991)	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4 (1992)	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5 (1993)	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6 (1994)	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7 (1995)	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8 (1996)	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9 (1997)	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10 (1998)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11 (1999)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12 (2000)	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13 (2001)	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14 (2002)	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15 (2003)	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16 (2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17 (2005)	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
計	3	3	—	702	701	—	1	1	—	70(21)	60(15)	—	3	2	—	—	779	767	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。
3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。
資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第252表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び最終状況

区分	受付件数					最終件数					年度末 係属件数
	合計	あつせん	調停	仲裁	業務執行勧告	合計	成立	打ち切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47 (1972)	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48 (1973)	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49 (1974)	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50 (1975)	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51 (1976)	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52 (1977)	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53 (1978)	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54 (1979)	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55 (1980)	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56 (1981)	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57 (1982)	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58 (1983)	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59 (1984)	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60 (1985)	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61 (1986)	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62 (1987)	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63 (1988)	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元 (1989)	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2 (1990)	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3 (1991)	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4 (1992)	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5 (1993)	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6 (1994)	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7 (1995)	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8 (1996)	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9 (1997)	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10 (1998)	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11 (1999)	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12 (2000)	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13 (2001)	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14 (2002)	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15 (2003)	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16 (2004)	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17 (2005)	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
計	1,095	36	1,044	4	11	1,048	462	445	114	27	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あつせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄の「あつせん」1件は、職権によるあつせんである。
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第253表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度(1970)	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
50 (1975)	67,315	11,873	13,453	593	23,812		68	17,516
55 (1980)	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
60 (1985)	51,413	9,036	7,617	222	19,364	2,582	39	12,553
2 (1990)	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7 (1995)	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
12 (2000)	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13 (2001)	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14 (2002)	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589
15 (2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
16 (2004)	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第254表 典型7公害以外の種類別苦情件数

《旧分類》

区分	合計	廃棄物の 不法投棄	害虫等 の発生	動物の 死骸放置	火災の危険	ふん・ 尿の害	電波障害	土砂の散乱	土砂の流出	光害	日照	通風障害	その他
平成10年度 (1998)	17,210	5,049	2,154	1,660	565	495	292	136	107	60	16	21	6,655
11 (1999)	17,165	5,790	1,924	1,591	638	498	158	167	106	53	23	5	6,212
12 (2000)	20,099	7,158	2,152	1,703	684	543	170	156	123	81	25	14	7,290
13 (2001)	27,135	12,397	1,980	2,231	914	576	174	193	117	65	47	11	8,430
14 (2002)	29,886	13,649	1,999	3,424	856	604	180	165	111	83	48	13	8,754
15 (2003)	33,126	15,911	2,008	3,384	1,001	703	183	161	211	67	41	15	9,441

《新分類》

区分	合計	廃棄物 投棄	その他				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成10年度(1998)	17,210	5,049	2,996	54	1,025	974	12,161
11 (1999)	17,165	5,790	3,237	83	1,244	1,226	11,375
12 (2000)	20,099	7,158	4,447	68	1,325	1,318	12,941
13 (2001)	27,135	12,397	8,890	60	1,657	1,790	14,738
14 (2002)	29,886	13,649	10,013	93	1,808	1,735	16,237
15 (2003)	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
16 (2004)	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。
 生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄
 農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
 建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
 産業系：主に産業の卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
 その他：害虫等の発生、動物の死がい放置、火災の危険、ふん・尿の害、電波障害、土砂の流出等、光害、通風障害など
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第255表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成17年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総数					50,560		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	361		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	148		
		" 中央区 全域	中央区	昭和50.12.19	250		
		" 港区 全域	港区	昭和49.11.30	455		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	1,255		
		" 文京区 全域	文京区	"	525		
		" 台東区 全域	台東区	昭和50.12.19	498		
		" 品川区 全域	品川区	昭和49.11.30	995		
		" 大田区 全域	大田区	"	2,154		
		" 目黒区 全域	目黒区	昭和50.12.19	586		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	昭和49.11.30	628		
		" 豊島区 全域	豊島区	昭和50.12.19	715		
		" 北区 全域	北区	"	1,178		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	1,784		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	695		
		" 江東区 全域	江東区	昭和49.11.30	1,599		
		" 荒川区 全域	荒川区	昭和50.12.19	884		
		" 足立区 全域	足立区	"	1,914		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	1,224		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	1,852		
		計					19,339
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	541
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,919
				富士市 中部地域	富士市	昭和47.2.1	478
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和52.1.13	2,655
				東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	455
				四日市市 臨海地域桶町全域	四日市市	昭和44.12.27	515
				大阪市 全域	大阪市	昭和44.12.27	8,928
				豊中市 南部地域	豊中市	昭和48.2.1	253
				吹田市 南部地域	吹田市	昭和49.11.30	251
				守口市 全域	守口市	昭和52.1.13	1,422
				東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,699
				八尾市 中西部地域	八尾市	"	943
				堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	2,116
				神戸市 臨海地域	神戸市	昭和52.1.13	1,110
				尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,593
				倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和49.11.30	1,627
				玉野市 南部臨海地域	岡山県	"	48
				備前市 片上湾周辺地域	"	"	67
		北九州市 洞海湾周辺地域	北九州市	昭和48.2.1	1,067		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,161		
計					49,548		
第二種地域 特異的疾患	水俣病	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	110		
	"	"	新潟市	"	150		
	"	水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	"	187		
	"	"	熊本県	"	506		
	イタイイタイ病 慢性砒素中毒症	神通川 下流地域	富山県	"	2		
"	神島根 笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	5			
"	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	52			
計					1,012		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。
資料：環境省「環境白書」

第256表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(単位 金額：千円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
造成建設事業 件数	14	11	9	6	4	3	1
金額	20,000,000	14,507,000	27,050,000	10,217,000	5,409,000	2,253,000	511,000
集団設置建物 件数	1	1	1	—	—	—	—
金額	6,300,000	2,420,000	4,200,000	—	—	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	2	3	1	1	1	—	—
金額	1,835,000	3,260,000	2,600,000	2,651,000	1,255,000	—	—
大気汚染対策緑地 件数	7	3	3	2	1	1	1
金額	9,434,000	7,772,000	9,570,000	5,032,000	1,210,000	483,000	511,000
地球温暖化対策緑地 件数	1	2	3	3	2	2	—
金額	500,000	624,000	1,686,000	2,534,000	2,944,000	1,770,000	—
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地 件数	3	2	1	—	—	—	—
金額	1,931,000	431,000	8,994,000	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
貸付事業 件数	1	—	—	—	—	—	—
金額	93,000	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。
2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(単位 金額：千円)

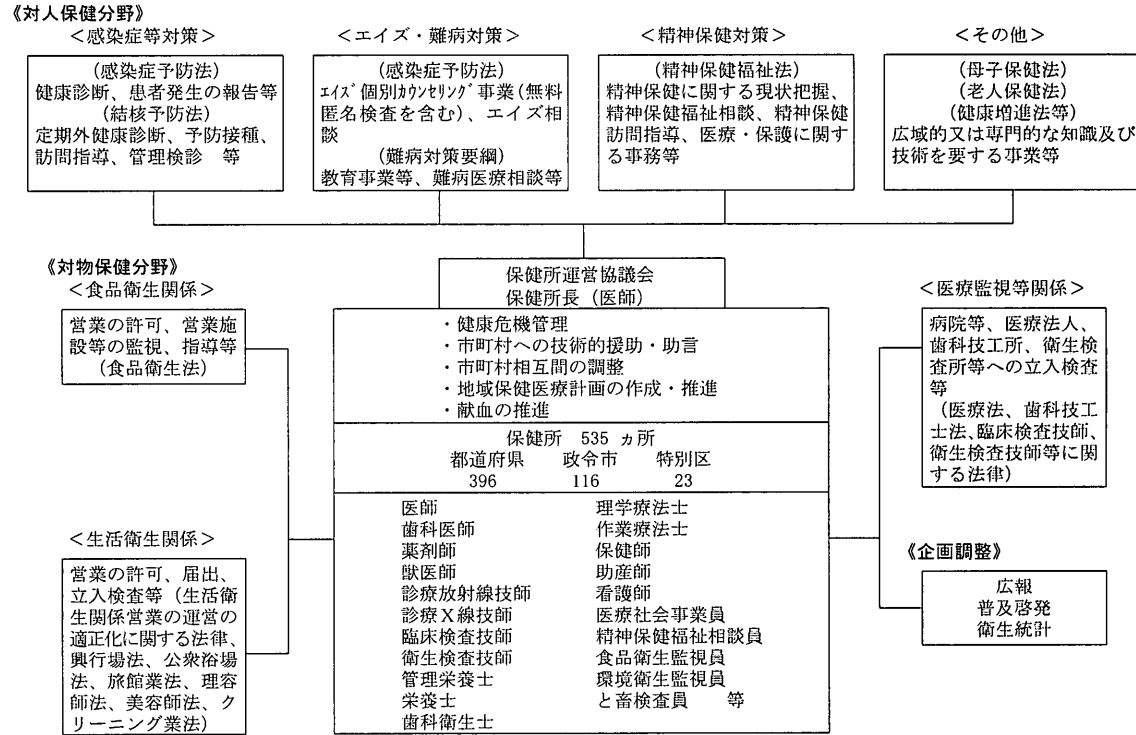
区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
集団設置建物 件数	2	2	2	2	—	—	—
金額	5,823,177	17,830,131	4,547,878	11,073,573	—	—	—
工場移転用地 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設 件数	2	2	0	—	—	1	—
金額	9,474,909	13,473,595	0	—	—	6,647,044	—
大気汚染対策緑地 件数	5	1	1	3	2	1	1
金額	7,357,252	4,852,222	0	22,741,892	6,602,260	586,308	204,483
地球温暖化対策緑地 件数	—	—	0	1	1	2	—
金額	—	—	0	1,140,757	3,651,201	4,105,895	—
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地 件数	1	1	1	—	—	—	—
金額	3,592,232	3,346,965	5,937,218	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設 件数	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。
資料：独立行政法人環境再生保全機構調べ

7 保健所及び保健センター

第257表 保健所の活動

平成18年4月1日現在



(注) 政令市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

資料：厚生労働省健康局調べ

第258表 保健所数及び保健所職員総数

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
保健所数	641	594	592	582	576	571
都道府県立	474	460	459	448	438	433
政令市	136	108	109	111	115	115
特別区	31	26	24	23	23	23
職員総数	30,531	30,353	30,104	30,301	29,044	28,719
医師	1,102	1,088	1,055	1,027	964	930
歯科医師	79	94	88	88	81	100
薬剤師・獣医師	4,894	4,898	4,896	4,912	4,800	4,735
保健師	7,981	7,905	7,880	7,837	7,487	7,609
看護師	222	231	198	205	193	192
助産師	66	65	68	65	63	84
放射線・X線技師	966	957	907	888	840	800
管理栄養士	1,130	1,152	1,090	1,078	1,068	1,063
栄養士	132	133	170	177	142	113
歯科衛生士	359	357	353	350	336	331
検査技師	1,329	1,262	1,249	1,257	1,124	1,117
理学療法士・作業療法士	109	118	109	115	109	117
その他	12,162	12,093	12,041	12,302	11,837	11,528

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。
 2 「職員総数」は、常勤職員数である。
 3 「看護師」は、准看護師を含む。
 4 平成11年の「保健師」「看護師」「助産師」は、それぞれ「保健師(士)」「看護師(士)」「助産師」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

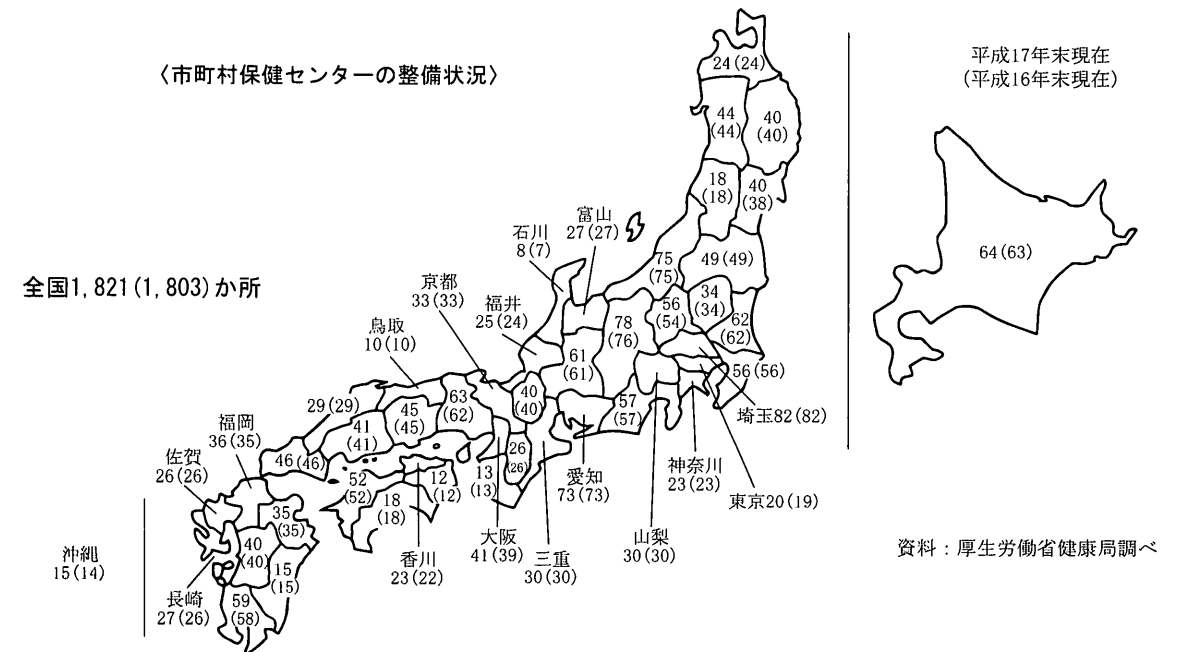
第259表 保健所活動状況

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
健康診断受診延人数	3,320,035	3,402,284	3,103,258	3,102,473	3,214,697
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	107,591	113,592	111,893	87,202	80,532
産婦保健指導延人員	57,989	57,474	66,455	71,381	73,616
乳児保健指導延人員	269,986	238,333	258,996	226,874	228,675
幼児保健指導延人員	277,205	264,540	265,126	248,336	271,158
歯科保健					
検診・保健指導受診延人員	1,236,300	1,117,635	1,080,993	1,045,503	1,026,298
予防処置延人員	221,837	202,482	199,848	182,455	179,902
治療延人員	2,495	2,488	2,672	4,604	2,499
健康増進個別指導					
個別指導延人員	590,247	471,743	432,471	417,743	415,117
集団指導延人員					
延人数	1,281,324	1,181,616	921,895	962,217	988,083
衛生教育開催回数	145,405	137,504	136,111	141,547	132,868
環境衛生監視指導延施設数	479,142	363,196	396,548	348,914	364,485
試験検査検体数	10,506,458	9,385,268	8,719,575	7,337,442	6,391,499

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第260表 市町村保健センター数

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
市町村保健センター数	1,630	1,661	1,705	1,744	1,782	1,803	1,821



平成17年末現在
(平成16年末現在)

資料：厚生労働省健康局調べ

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第261表 障害者数

(単位 千人)

区分	総数	在宅者	施設入所者
身体障害者			
総数	3,516 (28)	3,327 (27)	189 (2)
18歳未満者	90	82	8
18歳以上者	3,426	3,245	181
知的障害者			
総数	459 (4)	329 (3)	130 (1)
18歳未満者	103	94	9
18歳以上者	342	221	121
年齢不詳者	14	14	0
精神障害者			
総数	2,584 (21)	2,239 (18)	345 (3)
18歳未満者	142	139	3
18歳以上者	2,436	2,095	341
年齢不詳者	6	5	1

- (注) 1 ()内の数字は、平成12年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。
 3 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成13年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成12年社会福祉施設等調査」による。
 4 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成12年知的障害児(者)基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成12年社会福祉施設等調査」による。
 5 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成14年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。
 6 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：内閣府「障害者白書」

第262表 障害別障害者数の推移

(単位 千人)

区分	昭和26年 (1951)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	55 (1980)	62 (1987)	平成3 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	参考値 17年度 (2005)
身体障害者	512	785	829	1,048	1,314	1,977	2,413	2,722	2,933	3,245	4,795

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

(単位 千人)

区分	昭和36年 (1961)	41 (1966)	46 (1971)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 17年度 (2005)
知的障害者	343	505	356	459	413	329	419	699

- (注) 1 昭和36年は、15歳以上が対象である。
 2 参考値以外は、推計値である。
 3 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 4 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：昭和36年は厚生省児童局「精神薄弱児の実態と保護指導の基礎資料」、昭和41年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)実態調査」、昭和46年は厚生省「厚生白書」、平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児(者)基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第263表 身体障害者の障害の種類別状況(年齢階級・男女・障害の程度・原因別)

平成13年6月現在推計値(単位 千人)

区分	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害(再掲)
総数	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)
《年齢階級別》						
18～19歳	11 (0.3)	—	1	8	2	1
20～29歳	70 (2.2)	7	9	45	9	3
30～39歳	93 (2.9)	8	13	59	13	6
40～49歳	213 (6.6)	16	22	130	45	11
50～59歳	468 (14.4)	47	38	271	113	10
60～64歳	363 (11.2)	29	24	198	112	20
65～69歳	522 (16.1)	37	40	290	154	37
70歳以上	1,482 (45.7)	155	195	739	394	86
《性別》						
男	779 (54.8)	154	164	940	521	107
女	1,423 (43.9)	142	176	787	318	66
《障害の程度別》						
1級	850 (26.2)	105	1	243	501	88
2級	614 (18.9)	74	88	445	6	47
3級	602 (18.6)	27	70	341	165	22
4級	660 (20.3)	28	64	397	170	8
5級	260 (8.0)	34	5	221	—	4
6級	216 (6.7)	32	101	83	—	1
《障害の原因別》						
事故	553 (17.0)	33	35	460	27	27
交通事故	144 (4.4)	6	6	131	1	6
労働災害	204 (6.3)	10	13	164	17	10
その他事故	150 (4.6)	13	9	126	3	6
戦傷病戦災	55 (1.7)	4	7	39	6	5
疾病	849 (26.2)	77	65	474	233	57
感染症	76 (2.3)	3	6	47	19	4
中毒性疾患	13 (0.4)	2	2	6	3	2
その他疾患	760 (23.4)	72	57	421	211	51
出生時損傷	145 (4.5)	16	24	91	14	9
加齢	154 (4.7)	14	27	70	44	11
その他	349 (10.8)	47	45	149	108	12
不明	461 (14.2)	58	60	173	170	18
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8(1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)

- (注) 1 ()内の数字は、構成割合(%)である。
 2 総数は、不詳を含む。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

第264表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成17年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	419,000	243,300	166,400	9,300	62,400	102,200	106,700	97,500	50,100
	(100.0)	(58.1)	(39.7)	(2.2)	(14.9)	(24.4)	(25.5)	(23.3)	(12.0)
18歳未満	117,300	75,500	41,400	400	22,000	28,100	26,200	33,300	7,700
	(100.0)	(64.4)	(35.3)	(0.3)	(18.8)	(23.9)	(22.4)	(28.4)	(6.5)
0～4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5～9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10～14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15～17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18歳以上	289,600	165,800	123,400	400	39,800	73,700	78,700	63,000	34,300
	(100.0)	(57.3)	(42.6)	(0.1)	(13.7)	(25.5)	(27.2)	(21.8)	(11.9)
18～19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20～29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30～39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40～49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50～59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60～64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65歳以上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不詳	12,100	2,000	1,600	8,500	600	400	1,800	1,200	8,100
	(100.0)	(16.7)	(13.3)	(70.0)	(5.0)	(3.3)	(15.0)	(10.0)	(66.7)

平成12年推計値（単位 人）

区分	総数	男	女	不詳	最重度	重度	中度	軽度	不詳
総数	329,200	184,500	130,900	13,800	45,500	92,600	77,600	73,200	40,300
	(100.0)	(56.0)	(39.8)	(4.2)	(13.8)	(28.1)	(23.6)	(22.2)	(12.2)
18歳未満	93,600	58,900	34,100	600	17,800	30,700	17,800	18,300	9,000
	(100.0)	(63.0)	(36.4)	(0.6)	(19.1)	(32.8)	(19.1)	(19.5)	(9.6)
0～4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5～9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10～14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15～17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18歳以上	221,200	124,000	94,600	2,600	26,700	59,700	57,400	52,100	25,300
	(100.0)	(56.0)	(42.8)	(1.2)	(12.1)	(27.0)	(25.9)	(23.6)	(11.4)
18～19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20～29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30～39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40～49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50～59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60～64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65歳以上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不詳	14,400	1,600	2,200	10,600	1,000	2,200	2,400	2,800	6,000
	(100.0)	(11.1)	(15.3)	(73.6)	(6.9)	(15.3)	(16.7)	(19.4)	(41.7)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。
2 総数は、不詳を含む。
3 「知的障害児（者）基礎調査」は、5年ごとの調査である。
資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児（者）基礎調査」

第265表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
身体障害者更生援護施設	施設数 1,668	1,766	1,883	2,022	2,164	2,263
	在所者数 47,343	48,905	50,156	52,099	54,739	56,319
肢体不自由者更生施設	施設数 37	37	36	36	88	84
	在所者数 837	806	777	744	4,623	4,285
視覚障害者更生施設	施設数 14	14	14	14	19	20
	在所者数 898	920	920	880	1,166	1,196
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 94	99	102	100	100	89
内部障害者更生施設	施設数 6	6	6	6	6	7
	在所者数 301	308	289	304	327	326
身体障害者療護施設	施設数 352	377	397	427	450	472
	在所者数 21,365	22,641	23,386	24,530	25,689	26,447
重度身体障害者更生援護施設	施設数 73	73	73	73	.	.
	在所者数 4,373	4,341	4,273	4,334	.	.
身体障害者福祉ホーム	施設数 39	42	50	58	62	65
	在所者数 458	495	568	624	657	710
身体障害者授産施設	施設数 81	81	80	80	206	206
	在所者数 3,433	3,417	3,374	3,304	11,273	11,047
重度身体障害者授産施設	施設数 127	128	128	129	.	.
	在所者数 8,090	8,151	8,123	8,123	.	.
身体障害者通所授産施設	施設数 244	252	259	277	296	315
	在所者数 6,155	6,361	6,565	6,914	7,490	7,928
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 .	.	26	61	136	189
	在所者数 .	.	391	918	2,119	2,991
身体障害者福祉工場	施設数 35	37	37	36	36	36
	在所者数 1,339	1,366	1,388	1,324	1,295	1,300
身体障害者福祉センター	施設数 248	251	253	256	248	250
在宅障害者デイサービス施設	施設数 271	325	371	417	463	465
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	9	8
補装具製作施設	施設数 24	23	23	22	21	21
盲導犬訓練施設	施設数 .	.	7	7	9	9
点字図書館	施設数 73	73	74	72	72	72
点字出版施設	施設数 14	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 18	22	24	26	27	28
知的障害者援護施設	施設数 2,884	3,002	3,364	3,650	4,014	4,321
	在所者数 144,143	150,873	157,300	165,384	175,407	182,649
知的障害者デイサービスセンター	施設数 .	.	157	198	240	257
知的障害者更生施設	施設数 1,589	1,653	1,710	1,773	1,856	1,915
	在所者数 94,973	98,864	101,816	104,914	108,545	110,183
知的障害者授産施設	施設数 1,065	1,118	1,186	1,285	1,402	1,539
	在所者数 44,754	47,531	49,759	53,521	57,918	62,152
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 .	.	71	141	254	343
	在所者数 .	.	1,115	2,087	3,847	5,112
知的障害者通勤寮	施設数 119	120	121	124	125	124
	在所者数 2,628	2,662	2,671	2,729	2,808	2,762
知的障害者福祉ホーム	施設数 68	68	70	72	76	79
	在所者数 708	692	711	750	788	823
知的障害者福祉工場	施設数 43	43	49	57	61	64
	在所者数 1,080	1,124	1,228	1,383	1,501	1,617

(注) 精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第266表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
交 付 件 数	979,601	1,057,585	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255
公費負担額	20,585,733	19,387,490	20,048,307	21,900,433	22,738,422	24,032,746
義 肢						
義 手 件 数	2,233	2,153	2,019	2,059	1,835	1,904
公費負担額	279,965	271,557	264,548	279,525	254,255	277,603
義 足 件 数	7,319	7,035	6,897	6,995	6,754	7,037
公費負担額	2,218,886	2,175,703	2,215,752	2,297,758	2,308,341	2,502,191
装 具 件 数	26,479	26,405	27,497	29,389	29,253	29,314
公費負担額	1,790,255	1,751,777	1,791,971	1,890,344	1,899,441	1,924,450
盲人安全つえ 件 数	7,447	7,331	7,018	7,479	7,064	7,006
公費負担額	23,284	23,063	24,841	26,205	23,952	24,068
補 聴 器 件 数	35,192	35,065	36,651	38,194	38,482	39,636
公費負担額	1,890,823	1,915,913	2,035,501	2,127,718	2,156,481	2,250,931
車 い す 件 数	34,203	26,653	24,546	25,873	25,576	26,196
公費負担額	5,363,630	4,499,451	4,267,197	4,588,503	4,729,912	4,934,265
歩 行 補 助 つ え 件 数	10,459	10,497	10,135	10,655	10,899	9,893
公費負担額	54,850	50,697	47,389	48,672	67,623	111,012
そ の 他 件 数	856,269	942,446	997,064	1,129,756	1,262,326	1,304,269
公費負担額	8,964,040	8,699,329	9,401,108	10,641,708	11,298,417	12,008,226
修 理 件 数	112,700	119,724	127,559	139,150	144,503	120,710
公費負担額	2,742,759	2,989,342	3,064,341	3,290,649	3,407,411	3,594,693
義 肢						
義 手 件 数	1,048	958	929	905	819	897
公費負担額	76,301	74,184	75,516	69,323	65,005	73,145
義 足 件 数	6,115	6,291	6,033	6,354	6,277	6,742
公費負担額	752,691	814,701	790,300	865,514	916,095	1,044,076
装 具 件 数	10,679	10,971	11,086	11,862	11,787	11,888
公費負担額	184,946	192,986	194,469	205,317	206,905	207,188
盲人安全つえ 件 数	58	69	52	64	65	59
公費負担額	80	201	70	116	98	82
補 聴 器 件 数	55,677	59,976	66,868	75,636	81,291	56,819
公費負担額	253,833	275,240	308,691	330,362	373,035	317,816
車 い す 件 数	35,064	36,705	37,025	39,475	39,797	40,572
公費負担額	1,423,277	1,557,007	1,585,357	1,731,640	1,751,198	1,844,820
歩 行 補 助 つ え 件 数	2,052	2,132	2,104	2,076	1,968	1,276
公費負担額	3,234	5,124	3,201	3,066	6,111	4,387
そ の 他 件 数	2,007	2,622	3,462	2,778	2,499	2,457
公費負担額	48,397	69,899	106,737	85,311	88,964	103,179

(注) 1 車いすには電動車いすを含む。
 2 平成16年度より報告書の記載が「基準内補装具」と「基準外補装具」に分割されたため、2表を積算した値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第267表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	303,868	308,042	332,979	367,332	347,336	356,168
更生援護取扱実人員	1,824,652	1,875,008	1,986,910	2,136,850	2,201,430	2,261,936
相談指導及び措置件数	2,663,363	2,733,090	2,395,037	3,178,153	3,281,237	3,382,771
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介（再掲）	46,975	48,445	53,360	51,609	46,661	49,882
補 装 具 件 数						
交 付	979,601	1,057,585	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255
修 理	112,700	119,724	127,559	139,150	144,503	120,710
更生医療給付決定件数	102,180	123,324	139,277	174,086	200,585	204,984

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第268表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件 数	102,180	123,324	139,277	174,086	200,585	204,984
公費負担額	11,859,169	13,394,000	15,986,937	18,350,995	20,663,118	23,419,790
視 覚 障 害 件 数	115	129	111	77	87	114
公費負担額	9,937	12,182	12,318	9,483	7,536	20,822
聴覚・平衡機能障害 件 数	171	166	180	166	195	231
公費負担額	12,264	16,654	21,805	12,879	26,232	22,908
音声・言語・そしゃく機能障害 件 数	247	302	404	372	377	424
公費負担額	11,537	12,514	23,170	20,967	20,687	23,782
肢 体 不 自 由 件 数	8,647	11,077	14,272	18,627	20,597	23,490
公費負担額	1,099,989	1,354,270	1,673,566	2,032,872	2,336,725	2,633,871
心 臓 機 能 障 害 件 数	32,805	40,180	46,019	53,232	57,779	58,236
公費負担額	3,380,777	4,447,505	4,967,100	5,605,323	5,990,308	6,504,286
じ ん 臓 機 能 障 害 件 数	57,376	67,554	74,078	97,460	115,084	115,254
公費負担額	6,929,955	6,948,856	8,480,240	9,729,671	10,946,443	12,389,096
小 腸 障 害 件 数	89	93	184	349	71	214
公費負担額	22,085	24,753	37,501	31,430	18,047	27,276
免 疫 機 能 障 害 件 数	1,236	1,817	2,875	3,557	5,756	6,709
公費負担額	316,368	491,012	612,317	866,658	1,197,989	1,782,246
訪 問 看 護 件 数	1,494	2,006	1,154	246	639	312
公費負担額	76,257	86,254	158,920	41,712	119,151	15,503

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第269表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
入 校 者 数	1,461	1,487	1,595	1,602	1,603	1,615
障 害 種 別						
視 覚	36	50	39	47	47	47
聴 覚 ・ 言 語	204	234	320	310	249	254
上 肢 障 害	373	365	371	403	421	399
下 肢 障 害	622	549	628	610	620	614
体 幹 障 害	156	178	154	159	144	156
内 臓 機 能	147	119	133	140	168	133
知 的 障 害	304	322	350	361	375	410
精 神 障 害	24	16	28	28	22	39
そ の 他 障 害	18	61	20	16	13	41

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。
2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。
資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第270表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の 手伝い	その他	作業所	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～13万円	13～15万円	15万円～	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。
2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。
資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

2 児童福祉

第271表 児童相談所処理件数

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	361,124	381,843	398,025	341,629	351,838	349,911
訓 戒 ・ 誓 約	827	1,146	1,113	1,036	1,230	1,143
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,094	4,284	3,773	3,872	3,916	3,802
福祉事務所へ送致又は通知	750	596	590	510	584	625
児 童 委 員 の 指 導	38	37	36	32	18	32
里 親 委 託	795	982	1,148	1,315	1,267	1,296
児童福祉施設に入所通所	23,594	23,814	22,870	23,157	22,868	22,944
法第27条の3により家庭裁判 所に送致されたもの(再掲)	34	58	62	47	52	43
他の機関にあつた紹介	5,571	6,740	5,711	3,863	4,732	4,328
面 接 指 導	284,621	297,934	304,024	274,716	281,368	281,203
そ の 他	20,834	46,310	58,760	33,128	35,855	34,538
年度末現在未処理件数	20,502	20,683	21,193	24,064	24,902	24,111

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第272表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総 数	33,166	33,089	33,217	33,266	33,383	33,406
施設数	1,915,645	1,976,976	2,022,530	2,078,026	2,121,144	2,164,040
在所者数	530	516	502	492	478	460
助産施設	114	114	115	114	115	117
乳児院	2,772	2,784	2,912	2,942	2,840	2,938
母子生活支援施設	293	290	286	285	288	285
保育所	11,525	11,555	11,774	11,560	11,740	11,608
施設数	22,275	22,199	22,231	22,288	22,391	22,494
在所者数	1,844,244	1,904,067	1,949,899	2,005,002	2,048,324	2,090,374
児童養護施設	553	552	551	552	554	556
施設数	28,448	28,913	29,610	30,042	30,014	30,597
在所者数	278	272	270	266	259	258
知的障害児施設	12,586	12,276	11,927	11,618	10,676	10,346
施設数	7	7	7	7	7	7
在所者数	283	258	251	240	213	240
知的障害児通園施設	230	234	239	240	247	252
施設数	7,581	7,911	8,102	8,216	8,669	8,829
在所者数	14	14	13	13	12	11
盲児施設	188	178	163	149	131	138
施設数	16	16	15	15	14	14
在所者数	218	231	231	222	207	203
難聴幼児通園施設	27	26	25	25	25	25
施設数	849	944	755	740	727	748
在所者数
虚弱児施設	66	65	65	66	64	63
施設数	4,457	4,248	3,800	3,801	3,635	3,236
在所者数	83	85	88	88	93	98
肢体不自由児通園施設	2,614	2,932	2,802	2,809	2,671	3,047
施設数	7	7	6	6	6	6
在所者数	264	257	236	240	237	236
重症心身障害児施設	88	91	97	101	103	108
施設数	8,629	9,322	9,329	9,582	10,246	10,326
在所者数	17	17	19	20	25	25
情緒障害児短期治療施設	650	865	719	764	840	910
施設数	57	57	57	57	58	58
在所者数	1,862	1,790	1,794	1,659	1,714	1,872
児童自立支援施設	.	.	29	35	45	49
施設数	2,785	2,790	2,821	2,834	2,870	2,881
小型児童館	1,401	1,445	1,583	1,610	1,643	1,663
施設数	15	16	17	16	16	18
大型児童館A型	4	4	4	4	4	4
施設数	1	1	1	1	1	1
大型児童館B型	162	164	151	146	139	126
施設数	4,143	4,107	4,025	3,985	3,926	3,827
施設数						

(注) 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第273表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
登録里親数	7,403	7,372	7,161	7,285	7,542	7,737
児童が委託されている里親数	1,699	1,729	1,873	2,015	2,184	2,370
里親に委託されている児童数	2,157	2,211	2,517	2,811	3,022	3,293
登録保護受託者数	213	190	169	166	40	.
児童が委託されている保護受託者数	—	2	1	—	—	.
保護受託者に委託されている児童数	—	2	1	—	—	.

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。
2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第274表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
【育成医療】						
給付決定件数	61,852	63,935	66,523	68,640	71,171	69,144
肢体不自由	10,784	12,224	13,052	13,709	14,107	13,926
視覚障害	7,360	6,985	7,111	7,457	7,392	7,688
聴覚・平衡機能障害	3,007	3,178	3,631	3,809	4,159	3,787
音声・言語・そしゃく機能障害	13,213	14,884	16,009	15,427	17,440	16,396
心臓機能障害	9,241	8,775	8,917	9,293	9,547	9,332
腎臓機能障害	1,070	991	1,015	1,014	1,140	941
その他	17,177	16,898	16,788	17,931	17,386	17,074
公費負担額	4,026,469	4,849,976	4,722,765	4,971,628	5,076,179	5,077,107
社会保険・結核予防法による負担額	52,196,128	53,165,592	53,729,276	53,440,239	54,863,151	54,901,314
【養育医療】						
給付決定件数	27,524	28,526	27,688	31,851	32,866	31,485
公費負担額	4,341,650	4,619,592	5,023,579	5,925,299	6,129,701	5,797,125
社会保険・結核予防法による負担額	50,594,638	54,681,976	58,060,539	58,255,956	61,768,334	64,658,039
【療育の給付】						
給付決定件数	42	50	33	57	32	22
骨関節結核	1	—	2	8	7	—
骨関節結核以外の結核	41	50	31	49	25	22
公費負担額	38,081	19,759	16,615	24,689	13,408	8,679
社会保険・結核予防法による負担額	50,079	41,671	35,581	67,945	31,279	34,795
【補装具交付】						
決定件数	109,781	138,984	161,796	182,630	89,759	91,266
義肢	115	91	86	87	69	54
義足	404	364	385	378	360	336
装具	22,185	22,195	23,172	25,272	24,149	24,720
盲人安全つえ	89	119	141	150	181	102
補聴器	5,697	5,295	5,048	5,125	5,105	4,621
歩行補助つえ	1,346	1,435	1,750	1,715	1,947	1,320
車いす	11,438	10,687	10,773	10,828	9,577	9,774
その他の	68,507	98,798	120,441	139,075	48,371	50,339
児童福祉法による公費負担額	7,152,863	7,925,396	8,627,553	9,441,241	7,039,153	7,411,642
【補装具修理】						
決定件数	31,305	34,009	35,030	37,522	35,820	29,192
義肢	24	25	8	11	6	9
義足	165	157	132	134	120	127
装具	2,118	2,143	2,245	2,509	2,316	2,396
盲人安全つえ	—	—	13	17	2	2
補聴器	23,203	24,907	24,965	25,791	25,331	18,267
歩行補助つえ	75	153	115	134	116	57
車いす	3,471	3,840	4,249	4,728	4,788	4,822
その他の	2,249	2,784	3,303	4,198	3,141	3,512
児童福祉法による公費負担額	487,743	532,716	594,774	695,492	700,122	763,253

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。
2 車いすには電動車いすを含む。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第275表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
件数	1,093,908	1,099,713	1,095,026	1,091,662	1,086,075	1,179,122	1,055,377

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第276表 3歳児健康診査成績

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
被検者数	1,055,579	1,050,717	1,062,409	1,053,813	1,066,639	1,047,333
精密健康診査受診実人数	67,610	66,991	63,453	62,492	60,371	60,333

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第277表 児童扶養手当受給世帯数

区分	年度末現在					
	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総数	708,395	759,197	822,958	871,161	911,470	936,579
生別母子世帯						
離婚	622,357	668,952	725,403	768,580	803,559	824,654
その他	1,191	1,249	1,412	1,448	1,560	1,626
死別母子世帯	9,570	9,327	9,487	9,462	9,480	9,325
未婚の母子世帯	51,678	55,063	60,238	64,219	67,827	70,543
障害者世帯	2,919	2,859	2,877	2,808	2,803	2,714
遺棄世帯	7,460	6,862	6,563	5,975	5,618	5,382
その他の世帯	13,220	14,885	16,978	18,669	20,623	22,335

(注) 1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第278表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	年度末現在					
	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
特別児童扶養手当受給者数	141,400	146,702	150,980	156,836	162,026	163,670
支給対象障害児数	145,159	150,696	155,388	161,451	166,836	168,819
障害児福祉手当受給者数	54,525	56,088	56,980	58,666	59,880	60,728
特別障害者手当受給者数	103,351	103,307	104,441	106,068	105,896	105,647
経過的福祉手当受給者数	20,815	18,878	17,112	15,605	14,175	12,323

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第279表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成17年2月末現在（単位 金額：千円）

区分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支給額
		1人	2人	3人以上		
総計	7,473,761	5,514,213	1,758,828	200,720	9,644,674	593,336,066
児童手当	2,185,987	1,928,834	241,917	15,236	2,459,692	166,194,133
特例給付	537,164	482,625	50,547	3,992	595,915	39,065,795
小学校第3学年修了前特例給付	4,750,610	3,102,754	1,466,364	181,492	6,589,067	388,076,138
市町村支給分計	6,867,836	5,087,070	1,601,192	179,574	8,837,854	543,118,676
児童手当	2,085,988	1,843,965	228,073	13,950	2,343,171	158,895,273
特例給付	401,043	365,574	33,607	1,862	438,447	28,473,040
小学校第3学年修了前特例給付	4,380,805	2,877,531	1,339,512	163,762	6,056,236	355,750,363
被用者	4,935,807	3,657,089	1,160,824	117,894	6,337,127	387,372,078
児童手当	1,425,732	1,263,107	154,664	7,961	1,596,815	107,435,590
特例給付	401,043	365,574	33,607	1,862	438,447	28,473,040
小学校第3学年修了前特例給付	3,109,032	2,028,408	972,553	108,071	4,301,865	251,463,448
非被用者	1,932,029	1,429,981	440,368	61,680	2,500,727	155,746,598
児童手当	660,256	580,858	73,409	5,989	746,356	51,459,683
小学校第3学年修了前特例給付	1,271,773	849,123	366,959	55,691	1,754,371	104,286,915
公務員分	605,925	427,143	157,636	21,146	806,820	50,217,390
児童手当	99,999	84,869	13,844	1,286	116,521	7,298,860
特例給付	136,121	117,051	16,940	2,130	157,468	10,592,755
小学校第3学年修了前特例給付	369,805	225,223	126,852	17,730	532,831	32,325,775

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第280表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区分	平成15年度 (2003)		16 (2004)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総計	138,265,658,807	137,319,254,020	137,305,891,563	137,305,891,563
厚生年金保険関係	133,889,683,929	132,943,621,707	131,905,204,169	131,905,204,169
船員保険関係	371,515	28,950	28,950	28,950
共済組合関係	4,375,603,363	4,375,603,363	5,400,658,444	5,400,658,444

(注) 船員保険は過年度に係る額である。
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第281表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成16年度（単位 人）

区分	平成16年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成17年2月末現在 受給者数
総計	5,951,937	3,105,907	1,584,083	0	7,473,761
児童手当	2,197,358	803,722	815,093	0	2,185,987
特例給付	542,190	273,222	278,248	0	537,164
小学校第3学年修了前特例給付	3,212,389	2,028,963	490,742	0	4,750,610
市町村支給分計	5,449,815	2,858,276	1,440,255	0	6,867,836
児童手当	2,104,665	762,429	781,106	0	2,085,988
特例給付	396,303	221,131	216,391	0	401,043
小学校第3学年修了前特例給付	2,948,847	1,874,716	442,758	0	4,380,805
被用者	3,939,948	2,029,328	1,058,035	24,566	4,935,807
児童手当	1,431,286	493,673	510,952	11,725	1,425,732
特例給付	396,303	221,131	216,391	0	401,043
小学校第3学年修了前特例給付	2,112,359	1,314,524	330,692	12,841	3,109,032
非被用者	1,509,867	828,948	382,220	△ 24,566	1,932,029
児童手当	673,379	268,756	270,154	△ 11,725	660,256
小学校第3学年修了前特例給付	836,488	560,192	112,066	△ 12,841	1,271,773
公務員分	502,122	247,631	143,828	0	605,925
児童手当	92,693	41,293	33,987	0	99,999
特例給付	145,887	52,091	61,857	0	136,121
小学校第3学年修了前特例給付	263,542	154,247	47,984	0	369,805

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第282表 児童手当制度の費用負担

平成18年度

費用負担	0歳から3歳未満				公務員	
	被用者（サラリーマン）		非被用者（自営業者）		国	地方
特例給付 （法附則第6条給付）→	事業主拠出金 10/10				10/10	10/10
児童手当 →	事業主拠出金 7/10	国 1/10 地方 2/10	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10
3歳から小学校修了前	被用者（サラリーマン）				公務員	
小学校修了前特例給付 （法附則第8条給付）→	国 1/3	地方 2/3			10/10	10/10
小学校修了前特例給付 （法附則第7条給付）→	国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10
拠出金率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の0.9厚生年金等の保険料に上乗せして徴収					

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第283表 社会福祉行政機関等設置状況

Table with 7 columns: 区分, 平成12年度(2000), 13(2001), 14(2002), 15(2003), 16(2004), 17(2005). Rows include 福祉事務所, 職員数, 身体障害者更生相談所, 知的障害者更生相談所, 児童相談所, 民生委員・児童委員定数.

(注) 1 福祉事務所は4月1日現在。平成16年度以前は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。
3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。
4 児童相談所は、5月1日現在。
5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む（平成6年に主任児童委員制度を創設）。平成13、16～17年度については12月1日現在。
資料：「福祉事務所」「民生委員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ
「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ
「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第284表 社会福祉施設数（施設の種別）

Table with 11 columns: 区分, 昭和35(1960), 45(1970), 55(1980), 平成2年(1990), 7(1995), 12(2000), 13(2001), 14(2002), 15(2003), 16(2004). Rows include 総数, 保護施設, 医療保護施設, 授産施設, 老人福祉施設, 通所介護事業所, 身体障害者更生施設, 児童福祉施設, etc.

第287表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
法適用都道府県延数	9	2	2	4	22	7
法適用都道府県実数	8	2	2	4	15	7
法適用市町村延数	48	4	2	14	150	38
災害救助費国庫負担額	2,752,723	90,774	10,994	336,495	21,205,696	1,860,868
国庫負担対象都道府県数	9	2	2	4	13	7

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第9節 生活保護

第288表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被保護世帯数						
年度合計	9,015,632	9,662,022	10,451,173	11,295,238	11,986,644	12,498,099
1か月平均	751,303	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508
被保護人員						
年度合計	12,866,887	13,777,056	14,912,681	16,131,921	17,080,661	17,710,054
1か月平均	1,072,241	1,148,088	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838
保護率(人口千対)	8.4	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6
総人口(千人)	126,926	127,291	127,435	127,619	127,687	127,768

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成12年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第289表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被保護実世帯数	751,303	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508
現に保護を受けた世帯数	750,181	803,993	869,637	939,733	997,149	1,039,570
世帯主が働いている世帯	71,151	75,726	82,746	91,082	99,141	105,505
常用	45,552	49,397	54,504	60,651	66,559	71,493
日雇	9,318	9,910	11,057	12,443	14,028	15,302
内職	6,360	6,339	6,364	6,456	6,480	6,526
その他	9,921	10,079	10,820	11,532	12,074	12,184
その他の世帯	679,031	728,267	786,891	848,651	898,008	934,065
世帯員が働いている世帯	18,509	19,569	20,965	22,885	24,390	25,039
働いている者のいない世帯	660,522	708,698	765,926	825,766	873,618	909,026
保護停止中の世帯	1,121	1,176	1,294	1,537	1,738	1,938

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第290表 扶助別人員

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被保護実人員	1,072,241	1,148,088	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838
扶助人員総数	2,797,477	3,025,763	3,306,683	3,607,903	3,858,843	4,053,603
生活扶助	943,025	1,014,524	1,105,499	1,201,836	1,273,502	1,320,413
住宅扶助	824,129	891,223	975,486	1,069,135	1,143,310	1,194,020
教育扶助	96,944	104,590	114,213	124,270	132,019	135,734
介護扶助	66,832	84,463	105,964	127,164	147,239	164,093
医療扶助	864,231	928,527	1,002,886	1,082,648	1,154,521	1,207,814
入院	132,751	134,956	135,197	132,578	132,285	131,104
単給	71,380	70,260	67,725	65,271	63,164	61,364
併給	61,371	64,696	67,472	67,306	69,120	69,741
入院外	731,480	793,572	867,689	950,070	1,022,236	1,076,710
単給	17,952	19,042	20,098	22,060	21,955	21,604
併給	713,529	774,530	847,591	928,010	1,000,281	1,055,106
出産扶助	95	91	101	116	113	112
生業扶助	713	706	743	793	1,091	29,253
葬祭扶助	1,508	1,641	1,791	1,942	2,049	2,165

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第291表 保護開始世帯数(世帯類型・構造別)

平成16年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数	17,050	4,235	1,598	7,535	725	2,957
世帯主の傷病	6,578	845	325	4,590	395	423
世帯員の傷病	255	27	11	76	12	129
急迫保護で医療扶助単給	2,647	290	11	2,119	8	219
要介護状態	61	42	4	4	2	9
働いていた者の死亡	76	28	17	6	1	24
働いていた者の離別等	801	132	534	43	16	76
定年・失業	1,023	192	94	104	28	605
高齢による収入減少	790	724	・	15	2	49
事業不振・倒産	148	68	5	7	2	66
その他の働きによる収入減少	646	114	147	59	17	309
社会保障給付金の減少・喪失	252	141	15	21	19	56
貯金等の減少・喪失	2,269	1,103	255	250	136	525
仕送りの減少・喪失	514	296	51	70	35	62
その他	990	233	129	171	52	405

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

平成17年9月

区分	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総数	15,662	3,600	1,435	6,928	799	2,900
世帯主の傷病	6,465	689	327	4,485	445	519
世帯員の傷病	239	21	13	73	13	119
急迫保護で医療扶助単給	1,777	196	12	1,454	5	110
要介護状態	57	38	4	4	7	4
働いていた者の死亡	63	23	13	2	1	24
働いていた者の離別等	674	121	400	52	16	85
定年・失業	903	131	87	85	20	580
高齢による収入減少	708	632	・	15	4	57
事業不振・倒産	113	42	7	11	5	48
その他の働きによる収入減少	591	95	131	66	19	280
社会保障給付金の減少・喪失	224	127	11	30	22	34
貯金等の減少・喪失	2,323	987	270	333	146	587
仕送りの減少・喪失	504	266	46	77	42	73
その他	1,021	232	114	241	54	380

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第292表 保護廃止世帯数 (世帯類型・構造別)

平成16年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	11,758	3,284	755	5,295	499	1,925
世帯主の傷病治癒	2,649	241	7	2,199	17	185
世帯員の傷病治癒	20	2	4	10	—	4
死 亡	2,559	1,643	7	684	150	75
失 ぞ う	1,756	246	21	1,016	34	439
働きによる収入の増加・取得	1,520	69	324	404	53	670
働き手の転入	119	22	59	15	5	18
社会保障給付金の増加	503	207	15	139	56	86
仕送りの増加	101	35	29	14	11	12
親類・縁者等の引取り	315	120	68	81	13	33
施設 入 所	267	211	5	28	13	10
医療費の他法負担	65	26	3	13	14	9
そ の 他	1,884	462	213	692	133	384

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

平成17年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	11,757	3,324	790	5,013	646	1,984
世帯主の傷病治癒	2,028	195	9	1,681	18	125
世帯員の傷病治癒	19	2	—	11	—	6
死 亡	2,717	1,741	5	683	204	84
失 ぞ う	1,871	235	21	1,098	37	480
働きによる収入の増加・取得	1,585	66	328	423	51	717
働き手の転入	137	19	67	28	7	16
社会保障給付金の増加	583	199	12	178	96	98
仕送りの増加	77	34	18	15	4	6
親類・縁者等の引取り	342	123	70	72	38	39
施設 入 所	246	189	4	26	21	6
医療費の他法負担	70	29	7	15	7	12
そ の 他	2,082	492	249	783	163	395

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第293表 保護費 (扶助別)

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総 額	1,860,271,760	1,973,420,396	2,111,757,630	2,252,319,835	2,422,226,406	2,543,449,926
生活扶助費	593,605,715	641,003,527	695,069,736	760,195,683	818,217,352	840,128,460
住宅扶助費	180,232,535	200,684,532	223,992,950	252,144,753	282,264,039	307,271,220
教育扶助費	7,819,249	8,348,790	8,930,353	9,768,178	10,666,539	11,335,600
介護扶助費	—	14,333,250	22,163,237	29,119,258	35,841,137	41,880,243
医療扶助費	1,041,626,043	1,071,099,195	1,122,908,438	1,162,217,743	1,236,139,923	1,302,859,287
出産扶助費	180,700	218,744	214,920	227,619	267,382	250,595
生業扶助費	149,101	171,934	188,171	255,062	297,422	316,953
葬祭扶助費	3,237,751	3,423,498	3,697,152	4,209,930	4,417,553	4,924,576
施設事務費及び委託事務費	33,420,665	34,136,926	34,592,672	34,181,609	34,115,060	34,482,992
《1人当り月額(円)》						
総 額	154,332	153,372	153,281	151,034	150,151	148,908
生活扶助費	56,400	56,644	57,093	57,304	56,734	54,975
住宅扶助費	19,677	20,293	20,944	21,540	22,001	22,396
教育扶助費	7,157	7,177	7,115	7,127	7,153	7,155

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第294表 医療扶助決定状況 (診療費分)

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	16,419,553	18,940,662	20,967,568	23,249,002	24,837,679	26,529,305
金額	996,347,313	1,039,079,270	1,064,435,714	1,140,763,554	1,190,842,212	1,235,391,699
一般診療 件数	15,064,306	17,462,856	19,311,290	21,383,682	22,797,016	24,443,342
金額	965,935,928	1,004,845,357	1,027,740,309	1,099,715,517	1,147,392,208	1,189,562,141
入院 件数	1,833,626	1,854,063	1,880,038	1,985,430	1,995,745	2,010,280
金額	695,562,860	713,717,220	722,195,460	757,761,657	780,070,740	789,869,197
入院外 件数	13,230,680	15,608,793	17,431,252	19,398,252	20,801,271	22,433,062
金額	270,373,068	291,128,137	305,544,849	341,953,860	367,321,468	399,692,944
歯科診療 件数	1,355,247	1,477,806	1,656,278	1,865,320	2,040,663	2,085,963
金額	30,411,385	34,233,913	36,695,405	41,048,037	43,450,004	45,829,558

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第295表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
第1回	21. 3. 13	199,80	—		—
第1次	21. 4. 1	252	126.6		—
第5次	22. 7. 1	912	144.8		—
第10次	24. 5. 1	5,200	114.7		—
第15次	34. 4. 1	9,346	105.6		—
第16次	35. 4. 1	9,621	102.9		—
第17次	36. 4. 1	10,344	116.0		—
第20次	39. 4. 1	16,147	113.0		2,000
第21次	40. 4. 1	18,084	112.0		2,000
第25次	44. 4. 1	29,945	113.0		2,800
第30次	49. 4. 1	60,690	120.0		5,500
第35次	54. 4. 1	114,340	108.3		9,000
第40次	59. 4. 1	152,960	102.9		9,000
第42次	61. 4. 1	126,977	102.0		9,000
第43次	62. 4. 1	129,136	101.7		9,000
第44次	63. 4. 1	130,944	101.4		9,000
第45次	元. 4. 1	136,444	104.2		13,000
第46次	2. 4. 1	140,674	103.1		13,000
第47次	3. 4. 1	145,457	103.4		13,000
第48次	4. 4. 1	149,966	103.1		13,000
第49次	5. 4. 1	153,265	102.2		13,000
第50次	6. 4. 1	155,717	101.6		13,000
第51次	7. 4. 1	157,274	101.0		13,000
第52次	8. 4. 1	158,375	100.7		13,000
第53次	9. 4. 1	161,859	102.2		13,000
第54次	10. 4. 1	163,316	100.9		13,000
第55次	11. 4. 1	163,806	100.3		13,000
第56次	12. 4. 1	163,970	100.1		13,000
第57次	13. 4. 1	163,970	100.0 (据置)		13,000
第58次	14. 4. 1	163,970	100.0 (据置)		13,000
第59次	15. 4. 1	162,490	99.1		13,000
第60次	16. 4. 1	162,170	99.8		13,000
第61次	17. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000
第62次	18. 4. 1	162,170	100.0 (据置)		13,000

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。
 なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。
 第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。
 第43次以降は1級地-1である。
 2 上記の他に、米価補正による改定等がある。
 資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第296表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
総数 施設数	335	296	295	292	294	297
在所者数	21,621	19,891	20,009	19,759	19,900	19,982
救護施設 施設数	177	178	177	180	180	181
在所者数	17,047	16,851	16,789	16,911	16,957	16,940
更生施設 施設数	19	19	19	17	18	20
在所者数	1,956	1,890	2,033	1,736	1,769	1,899
医療保護施設 施設数	65	64	64	63	63	63
授産施設 施設数	62	24	24	22	22	21
在所者数	2,117	699	703	681	666	651
宿所提供施設 施設数	12	11	11	10	11	12
在所者数	501	451	484	431	508	492

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第297表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	
平成11年度(1999)	51,836	61,819,728	1,192,602	9,675	13,423,938	1,387,487	322	1,073,260	3,333,105	49
12(2000)	48,309	57,620,556	1,192,750	8,645	12,218,038	1,413,307	300	994,366	3,314,554	46
13(2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
14(2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
15(2003)	36,966	43,750,889	1,183,544	5,760	8,602,396	1,493,472	245	797,960	3,256,979	33
16(2004)	33,632	39,723,248	1,181,115	5,051	7,719,509	1,528,313	226	741,245	3,279,845	28
平成16年度										
文 官	17,406	20,555,299	1,180,932	1,799	2,174,844	1,208,918	111	369,344	3,327,426	17
教育職員	3,983	5,451,119	1,368,596	598	963,170	1,610,653	21	62,944	2,997,310	2
警察監獄職員	10,928	9,815,642	898,210	1,863	1,658,284	890,115	92	302,974	3,293,199	8
待遇職員	129	138,596	1,074,386	10	9,038	903,810	2	5,983	2,991,400	1
執行官	137	232,698	1,698,522	137	232,698	1,698,522	—	—	—	—
備外国人	105	172,648	1,644,271	105	172,648	1,644,271	—	—	—	—
国会議員	944	3,357,246	3,556,405	539	2,508,827	4,654,596	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第298表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円
平成11年度(1999)	1,455,300	1,275,211,847	876,254	510,361	329,711,209	646,035	20,526	68,636,635	3,343,887	35,993	47,428,677
12(2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13(2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14(2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15(2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559
16(2004)	1,175,374	980,467,866	834,175	307,216	198,781,355	647,041	12,568	41,896,054	3,333,550	22,659	29,639,470

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務扶助料			人員	金額 千円	平均額 円
金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円			
66,968	1,366,690	37,668	39,170,894	1,039,898	4,099	8,073,435	1,969,611	23	11,233	488,410
62,594	1,360,748	35,430	36,698,489	1,035,803	3,863	7,634,734	1,976,374	25	12,335	493,410
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159	26	12,956	498,310
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873	27	13,601	503,750
43,987	1,332,939	27,859	28,282,309	1,015,195	3,042	6,010,636	1,975,883	27	13,601	503,750
37,306	1,332,357	25,517	25,722,398	1,008,049	2,783	5,489,188	1,972,400	27	13,601	503,750
21,720	1,277,671	13,278	13,680,266	1,030,296	2,182	4,299,553	1,970,464	19	9,571	503,750
2,647	1,323,500	3,199	4,081,003	1,275,712	163	341,355	2,094,202	—	—	—
11,656	1,457,050	8,542	7,032,733	823,312	415	805,964	1,942,081	8	4,030	503,750
1,282	1,282,200	93	79,976	859,959	23	42,317	1,839,848	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	405	848,419	2,094,862	—	—	—	—	—	—

平均額	特例傷病恩給			扶助料						傷病者遺族特別年金		
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円
1,317,719	899	1,594,470	1,773,604	643,688	395,871,010	615,004	220,930	420,807,576	1,904,710	22,903	11,162,270	487,372
1,318,742	832	1,484,961	1,784,808	652,421	401,594,402	615,545	208,872	398,706,177	1,908,854	23,190	11,415,600	492,264
1,315,825	758	1,358,667	1,792,437	657,932	404,388,822	614,636	195,966	373,921,673	1,908,095	23,551	11,707,036	497,093
1,314,075	716	1,280,137	1,787,900	657,293	403,505,186	613,889	183,403	349,898,231	1,907,811	23,661	11,891,095	502,561
1,311,744	666	1,197,228	1,797,639	655,473	400,619,367	611,191	170,560	324,666,433	1,903,532	23,519	11,818,348	502,502
1,308,066	606	1,081,140	1,784,060	650,549	396,824,327	609,984	158,185	300,391,913	1,898,991	23,591	11,853,606	502,463

第299表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
		千円	円		千円	円		千円	円
平成11年度(1999)	59,454	78,525,237	1,320,773	17,499	27,040,056	1,545,234	86	244,379	2,841,617
12 (2000)	54,758	71,644,336	1,308,381	15,535	23,720,010	1,526,875	82	234,148	2,855,463
13 (2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
14 (2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
15 (2003)	41,567	52,241,496	1,256,802	10,350	15,143,078	1,463,099	63	178,804	2,838,151
16 (2004)	37,455	46,443,163	1,239,972	8,882	12,832,118	1,444,733	59	164,248	2,783,856
平成16年度									
文官	2,774	3,425,819	1,234,975	220	413,691	1,880,413	9	24,731	2,747,933
教育職員	17,893	26,354,371	1,472,887	5,078	8,508,541	1,675,569	5	16,497	3,299,320
警察監獄職員	16,682	16,561,323	992,766	3,584	3,909,886	1,090,928	45	123,020	2,733,767
待遇職員	106	101,650	958,958	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

人員	傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
	金額	平均額	普通扶助料			公務扶助料			人員	金額	平均額
	千円	円	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額		千円	円
5	7,597	1,519,400	41,045	49,619,256	1,208,899	809	1,609,066	1,988,956	10	4,884	488,410
5	7,612	1,522,400	38,354	46,137,189	1,202,930	772	1,540,443	1,995,392	10	4,934	493,410
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
3	5,110	1,703,467	30,498	35,623,566	1,168,062	643	1,285,901	1,999,847	10	5,038	503,750
1	1,686	1,686,000	27,892	32,219,409	1,155,149	610	1,220,263	2,000,431	11	5,440	494,550
—	—	—	2,488	2,867,903	1,152,694	57	119,494	2,096,393	—	—	—
—	—	—	12,698	17,580,925	1,384,543	112	248,408	2,217,930	—	—	—
1	1,686	1,686,000	12,600	11,668,932	926,106	441	852,360	1,932,790	11	5,440	494,550
—	—	—	106	101,650	958,958	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第300表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	76	9,027	49	5,623	57	6,053	43	2,517	103	9,094	258	25,915
帰郷旅費	3	3	4	4	5	5	22	20	10	9	4	17
葬祭料	51	8,914	31	5,549	32	5,948	13	2,457	48	8,870	131	25,283
遺骨引取経費	22	110	14	70	20	100	8	40	45	215	123	615

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

第301表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	27,137	1,921,888	25,250	1,757,013	23,115	1,465,549	21,852	1,402,163	19,651	1,221,890	17,451	1,076,422
療養の給付	25,462	1,746,841	23,718	1,597,611	21,767	1,334,021	20,728	1,284,794	18,650	1,113,245	16,613	975,594
療養手当	180	5,364	174	5,185	173	5,155	130	3,835	75	2,205	71	2,087
葬祭費	65	11,602	59	10,558	53	9,967	38	7,182	36	7,312	23	4,439
補装具給付費	1,430	158,081	1,299	143,659	1,122	116,406	956	106,352	890	99,128	745	94,302

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

第302表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交 付	878	126,541	808	109,527	676	89,069	600	85,548	602	79,608	475	73,603
修 理	552	31,540	491	34,132	446	27,337	356	20,804	326	19,606	270	20,699

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

第303表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	40,074	77,495,767	37,673	71,602,393	34,331	66,650,153	31,313	60,864,464	28,590	55,565,968	26,035	50,851,794
障害年金	3,478	8,214,178	3,314	7,798,593	3,175	7,303,801	2,983	6,731,950	2,798	6,561,183	2,638	6,085,564
遺族年金	25,439	47,750,674	23,959	44,099,947	21,822	41,128,772	19,960	37,492,724	18,232	34,310,446	16,585	31,026,630
遺族給与金	11,157	21,530,915	10,400	19,703,853	9,334	18,217,580	8,370	16,639,790	7,560	14,694,339	6,812	13,739,600
弔慰金 (国債) 支給人数		2,084,461		2,084,550		2,084,624		2,084,707		2,084,779		2,084,828

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料:厚生労働省社会・援護局調べ

第304表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
健康手帳交付	291,824	285,620	279,174	273,918	266,598	259,556
認定被爆者(再掲)	2,238	2,169	2,223	2,271	2,251	2,280
健康診断受診者証交付	1,379	1,274	11,859	12,782	12,863	12,715
医療給付総額	21,478,606	20,398,503	19,286,709	20,073,800	19,788,217	19,735,496
原爆疾病						
支払総額	155,760	151,694	187,000	185,148	137,180	154,652
件数	5,938	6,117	5,876	5,571	5,110	4,799
1件当り金額(円)	26,231	24,799	31,825	33,234	26,845	32,226
一般疾病						
支払総額	21,322,846	20,246,809	19,099,709	19,888,652	19,651,037	19,580,844
件数	3,563,330	3,344,606	3,151,555	3,224,257	3,328,780	3,435,616
1件当り金額(円)	5,984	6,053	6,060	6,168	5,903	5,699

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料:厚生労働省健康局調べ

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第305表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(住宅の所有関係別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
総数	46,862,900	47,164,900	125,074,400	4.77	32.69	94.85	12.17
一戸建	26,491,200	26,720,300	82,332,900	6.08	42.44	128.54	13.61
長屋建	1,482,600	1,490,100	3,457,300	3.71	22.19	62.24	9.43
共同住宅	18,732,800	18,796,600	38,840,100	2.93	19.16	47.67	9.23
その他	156,300	157,900	444,100	5.11	37.90	131.18	13.07
持ち家	28,665,900	28,891,800	88,186,100	5.92	41.57	123.93	13.51
一戸建	24,245,400	24,457,800	76,584,400	6.24	43.81	132.87	13.87
長屋建	397,900	401,400	1,070,800	4.97	32.04	94.33	11.90
共同住宅	3,922,300	3,931,100	10,219,700	4.03	28.66	71.00	11.00
その他	100,400	101,500	311,200	5.69	42.46	149.85	13.69
借家	17,166,000	17,239,600	34,912,500	2.85	17.86	46.30	8.78
一戸建	2,086,700	2,102,600	5,521,900	4.18	26.49	78.26	10.01
長屋建	1,015,200	1,019,100	2,256,200	3.21	18.33	49.66	8.25
共同住宅	14,016,200	14,069,800	27,015,700	2.62	16.50	41.14	5.86
その他	47,800	48,200	118,600	3.88	28.34	91.98	11.42
公営の借家	2,182,600	2,184,500	5,241,100	3.42	19.52	51.56	8.13
公団・公社の借家	936,000	937,800	2,133,300	3.13	18.40	48.99	8.07
民営借家	12,561,300	12,612,800	24,106,300	2.70	17.24	44.31	8.98
木造	4,909,000	4,930,500	10,114,800	3.02	18.55	50.18	9.00
非木造	7,652,300	7,682,300	13,991,400	2.49	16.40	40.55	8.97
給与住宅	1,486,100	1,504,600	3,431,800	3.14	20.33	53.63	8.80

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
 2 「総数」には、住宅の所有関係「不詳」を含む。
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
 資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第306表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区分	平成5年(1993年)	平成10年(1998年)	平成15年(2003年)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600
公団・公社	845,000	864,300	936,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300
木造・設備専用	5,453,900	.	.
木造・設備共用	285,200	.	.
木造	.	5,426,200	4,909,000
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000
同居	81,900	156,600	191,100
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
 2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
 資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第307表 住宅の所有関係別世帯数(地域別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	全国	市部	人口集中地区
総数	47,164,900	38,906,000	33,006,900
持ち家	28,891,800	22,269,700	17,508,400
借家	17,239,600	15,641,400	14,555,900
公営・公団・公社の借家	3,122,200	2,733,900	2,488,200
民営借家	12,612,800	11,599,400	10,871,000
給与住宅	1,504,600	1,308,100	1,196,600

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。
 2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。
 3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
 資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第308表 1か月当り家賃階級別にみた借家数(住宅の所有関係別)

区 分	総数	50円未満	50～	5,000～	10,000～	15,000～	20,000～	25,000～	30,000～
			5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	40,000
全 国	171,660	3,912	2,424	5,811	7,140	7,191	7,093	6,441	20,545
専 用 住 宅	169,674	3,544	2,409	5,783	7,094	7,158	7,017	6,396	20,365
公 営 の 借 家	21,812	196	1,412	2,756	3,628	3,672	3,005	2,222	2,550
公 団 ・ 公 社 の 借 家	9,356	—	3	20	80	403	220	308	1,968
民 営 借 家 (木 造)	47,866	1,312	151	330	675	879	1,821	2,200	8,449
民 営 借 家 (非 木 造)	76,065	784	97	271	386	333	537	864	6,247
給 与 住 宅	14,575	1,252	746	2,406	2,324	1,872	1,435	801	1,151
店 舗 そ の 他 の 併 用 住 宅	1,986	367	15	28	46	33	75	45	180

(注)1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第309表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成14年度(2002)		15(2003)		16(2004)		17(2005)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建 設 戸 数 合 計	83,000	34,024	79,000	30,849	66,000	29,482	61,000	24,301
公 営 住 宅	33,000	22,868	28,000	21,055	25,000	21,278	25,000	19,222
木 造	・	1,642	・	1,451	・	1,563	・	1,399
簡易耐火構造平家建	・	87	・	99	・	53	・	52
簡易耐火構造2階建	・	1,387	・	1,241	・	1,334	・	880
準耐火構造3階建	・	102	・	125	・	72	・	73
中高層耐火構造	・	19,650	・	18,139	・	18,256	・	16,818
特 定 優 良 賃 貸 住 宅	29,000	6,435	28,000	3,671	18,000	2,184	13,000	473
高 齢 者 向 け 優 良 賃 貸 住 宅	21,000	4,721	23,000	6,123	23,000	6,020	23,000	4,606
予 算 額 (千 円)	211,928,000		194,852,000		157,263,000		169,000,000	

(注)1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助の額である。

資料：国土交通省住宅局調べ

平成15(2003)年10月1日現在(単位：百戸)

40,000～ 50,000	50,000～ 60,000	60,000～ 70,000	70,000～ 80,000	80,000～ 90,000	90,000～ 100,000	100,000～ 110,000	110,000～ 120,000	120,000～ 150,000	150,000～ 200,000	200,000 円以上	不詳
24,375	24,459	20,639	13,338	8,375	4,347	3,485	2,131	3,907	1,508	609	3,929
24,221	24,256	20,505	13,223	8,273	4,298	3,389	2,097	3,818	1,440	553	3,834
987	599	322	166	102	63	40	21	17	6	1	50
1,808	1,227	828	573	474	333	274	214	391	174	39	19
8,706	7,866	6,122	3,376	1,776	724	635	285	577	290	111	1,581
12,180	14,128	12,906	8,850	5,735	3,064	2,319	1,514	2,677	904	374	1,896
539	436	328	259	187	114	121	63	157	68	27	288
154	203	134	115	102	49	96	35	89	67	56	95

第310表 住宅建設戸数

(単位：千戸)

区 分	公営住宅 等	改良住宅 等	高齢者向け優 良賃貸住宅等	特定優良賃貸 住宅	公庫住宅	機構住宅 (公団住宅)	公的助成 民間住宅	その他の 住宅	公的資金に よる住宅計
平成5年度(実績)	69	2	・	・	688	23	17	71	870
6(実績)	72	2	・	・	898	20	19	57	1,068
7(実績)	90	2	・	・	571	22	23	84	792
8(実績)	46	・	—	30	758	22	22	71	949
9(実績)	29	・	—	27	474	19	17	58	623
10(実績)	35	・	4	23	486	14	17	59	638
11(実績)	34	・	9	20	541	15	15	53	688
12(実績)	28	・	11	15	459	13	13	51	590
13(実績)	50	・	4	11	294	25	12	40	436
14(実績)	37	・	5	6	180	21	8	31	288
15(実績見込)	33	・	6	4	164	20	13	32	273
16(実績見込)	34	・	6	2	84	18	14	28	186
17(実績見込)	32	・	4	0.4	29	13	15	42	131

(注)1 戸数は、住宅建設5ヵ年計画ベースのものである。

2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。

3 平成13年度～平成15年度の実績見込戸数は平成18年3月末日現在のものである。

4 公的助成民間住宅は、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。

5 「その他の住宅」は、年金資金運用基金融資住宅、地方公共団体単独住宅等である。

6 「公庫住宅」については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。

7 平成8年度より、「改良住宅等」の区分は「公営住宅等」に含まれ、「公営住宅等」の区分から「高齢者向け優良賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」が分離された。

8 「公営住宅等」には、第7期住宅建設5箇年計画(平成8～12年度)で「高齢者向け優良賃貸住宅等」に計上されていた公営住宅の高齢者向け改善並びに「その他の住宅」に計上されていた公営住宅の住戸改善及び改良住宅の増改築を含む。

9 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：国土交通省住宅局調べ

② 雇用関係一般

第311表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
12(2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466	62.4
14(2002)	12,740	10,927	6,689	6,330	359	4,229	1,758	788	1,683	61.2
15(2003)	12,758	10,962	6,666	6,316	350	4,285	1,751	780	1,754	60.8
16(2004)	12,767	10,990	6,642	6,329	313	4,336	1,728	772	1,836	60.4
17(2005)	12,766	11,007	6,650	6,356	294	4,346	1,721	750	1,874	60.4
《男》										
昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
12(2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761	76.4
14(2002)	6,224	5,294	3,956	3,736	219	1,333	38	419	877	74.7
15(2003)	6,228	5,308	3,934	3,719	215	1,369	38	416	914	74.1
16(2004)	6,229	5,318	3,905	3,713	192	1,406	38	414	954	73.4
17(2005)	6,224	5,323	3,901	3,723	178	1,416	39	404	973	73.3
《女》										
昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
12(2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705	49.3
14(2002)	6,517	5,632	2,733	2,594	140	2,895	1,720	369	807	48.5
15(2003)	6,529	5,654	2,732	2,597	135	2,916	1,713	364	840	48.3
16(2004)	6,538	5,672	2,737	2,616	121	2,930	1,690	358	882	48.3
17(2005)	6,542	5,684	2,750	2,633	116	2,929	1,681	346	902	48.4

（注）統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第312表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

区分	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
昭和45年(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
12(2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
14(2002)	61.2	17.3	70.8	83.4	78.8	79.7	84.0	84.8	82.0	75.6	54.8	20.7
15(2003)	60.8	16.8	70.0	84.0	78.7	80.1	83.9	84.8	82.0	75.9	54.8	20.2
16(2004)	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8
17(2005)	60.4	16.3	69.3	84.4	79.7	80.0	84.0	85.3	82.2	76.7	54.7	19.8
《男》												
昭和45年(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
12(2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
14(2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1
15(2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9
16(2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2
17(2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4
《女》												
昭和45年(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
12(2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
14(2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
15(2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0
16(2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9
17(2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7

（注）労働力人口比率＝（労働力人口）÷（15歳以上人口）×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第313表 就業者数（産業別、年平均）

《男女計》
就業者数

(単位 万人)

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	5,093	842	44	20	394	1,377	353		
55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381		
平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406		
12(2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449		
13(2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441		
14(2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435		
15(2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	32	164	332
16(2004)	6,329	264	22	4	584	1,150	31	172	323
17(2005)	6,356	259	23	3	568	1,142	35	176	317

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
1,144				・	・	・	751	161
1,439				・	・	・	1,001	199
1,674				・	・	・	1,394	195
1,722				・	・	・	1,718	214
1,713				・	・	・	1,768	211
1,678				・	・	・	1,804	217
1,133	161	71	350	502	279	79	845	227
1,123	159	71	347	531	284	81	881	233
1,122	157	75	343	553	286	76	916	229

産業別構成割合

(単位 %)

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9		
55(1980)	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9		
平成2年(1990)	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5		
12(2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0		
13(2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9		
14(2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9		
15(2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	0.5	2.6	5.3
16(2004)	100.0	4.2	0.3	0.1	9.2	18.2	0.5	2.7	5.1
17(2005)	100.0	4.1	0.4	0.0	8.9	18.0	0.6	2.8	5.0

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
22.5				・	・	・	14.7	3.2
26.0				・	・	・	18.1	3.6
26.8				・	・	・	22.3	3.1
26.7				・	・	・	26.7	3.3
26.7				・	・	・	27.6	3.3
26.5				・	・	・	28.5	3.4
17.9	2.5	1.1	5.5	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.7	2.5	1.1	5.5	8.4	4.5	1.3	13.9	3.7
17.7	2.5	1.2	5.4	8.7	4.5	1.2	14.4	3.6

《男》
就業者数

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307		
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335		
平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347		
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366		
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359		
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354		
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	27	120	279
16 (2004)	3,713	147	16	3	498	772	27	126	271
17 (2005)	3,723	146	17	3	487	774	31	131	263

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
618				・	・	・	372	136
776				・	・	・	494	166
858				・	・	・	687	159
849				・	・	・	811	166
840				・	・	・	834	166
823				・	・	・	847	170
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
569	81	44	142	116	132	53	471	179
560	78	44	140	123	133	54	495	185
555	79	46	141	130	129	49	518	180

産業別構成割合

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9		
55 (1980)	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9		
平成2年(1990)	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3		
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6		
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5		
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5		
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	0.7	3.2	7.5
16 (2004)	100.0	4.0	0.4	0.1	13.4	20.8	0.7	3.4	7.3
17 (2005)	100.0	3.9	0.5	0.1	13.1	20.8	0.8	3.5	7.1

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
20.0				・	・	・	12.0	4.4
22.9				・	・	・	14.6	4.9
23.1				・	・	・	18.5	4.3
22.2				・	・	・	21.2	4.3
22.2				・	・	・	22.0	4.4
22.0				・	・	・	22.7	4.6
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
15.3	2.2	1.2	3.8	3.1	3.5	1.4	12.7	4.8
15.1	2.1	1.2	3.8	3.3	3.6	1.5	13.3	5.0
14.9	2.1	1.2	3.8	3.5	3.5	1.3	13.9	4.8

《女》
就業者数

(単位 万人)

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45		
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46		
平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59		
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83		
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82		
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81		
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53
16 (2004)	2,616	117	5	1	86	378	4	46	52
17 (2005)	2,633	113	6	1	81	368	4	46	54

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
526				・	・	・	379	25
663								
817								
873								
872								
855								
564	80	27	209	386	148	26	374	47
563	81	27	207	408	151	28	386	48
567	79	28	202	424	157	27	397	49

産業別構成割合

(単位 %)

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
							電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
昭和45年(1970)	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2		
55 (1980)	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1		
平成2年(1990)	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3		
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2		
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1		
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1		
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0
16 (2004)	100.0	4.5	0.2	0.0	3.3	14.4	0.2	1.8	2.0
17 (2005)	100.0	4.3	0.2	0.0	3.1	14.0	0.2	1.7	2.1

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
26.3				・	・	・	18.9	1.2
31.0								
32.2								
33.2								
33.2								
33.0								
21.7	3.1	1.0	8.0	14.9	5.7	1.0	14.4	1.8
21.5	3.1	1.0	7.9	15.6	5.8	1.1	14.8	1.8
21.5	3.0	1.1	7.7	16.1	6.0	1.0	15.1	1.9

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。
資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第314表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

（単位 万人）

区分	総数	全産業						専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常雇	臨時雇	日雇	
《男女計》								
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856
14 (2002)	6,330	670	305	5,331	4,604	607	120	890
15 (2003)	6,316	660	296	5,335	4,598	615	122	906
16 (2004)	6,329	656	290	5,355	4,608	631	115	920
17 (2005)	6,356	650	282	5,393	4,631	650	112	937
《男》								
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475
14 (2002)	3,736	495	58	3,170	2,925	191	54	485
15 (2003)	3,719	488	58	3,158	2,908	197	54	491
16 (2004)	3,713	487	58	3,152	2,896	205	51	496
17 (2005)	3,723	485	56	3,164	2,901	212	51	506
《女》								
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381
14 (2002)	2,594	175	247	2,161	1,679	417	66	405
15 (2003)	2,597	172	238	2,177	1,690	418	68	415
16 (2004)	2,616	169	232	2,203	1,712	426	65	425
17 (2005)	2,633	166	226	2,229	1,730	438	61	431

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

職業別								
管理的職 業従事者	事務 従事者	販 売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業員	運輸・通 信従事者	採 掘 作業員	製造・制作・ 機械運転及び 建設作業員	労 務 作業員
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
187	1,228	934	717	291	211	4	1,468	349
185	1,230	917	729	289	210	4	1,437	353
189	1,244	901	748	284	201	3	1,415	360
189	1,247	892	757	279	204	3	1,415	363
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
168	475	584	317	169	200	4	1,108	196
167	481	576	320	169	200	4	1,081	198
170	487	563	327	166	192	3	1,067	204
171	486	551	330	165	193	3	1,075	203
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
19	777	341	379	139	11	0	415	153
18	753	350	401	122	11	—	361	153
18	750	341	409	121	10	0	356	155
19	758	339	421	118	9	0	347	156
19	761	341	427	114	11	0	341	160

第315表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	0.49	0.64	0.55	0.56	0.70	0.88	0.96
19歳以下	1.62	2.31	1.92	2.20	2.74	3.72	4.17
20歳～24歳	0.63	0.87	0.73	0.78	0.97	1.15	1.15
25歳～29歳	0.56	0.73	0.58	0.58	0.73	0.87	0.86
30歳～34歳	0.79	0.99	0.73	0.72	0.86	0.99	0.95
35歳～39歳	0.95	1.17	0.91	0.87	1.03	1.19	1.16
40歳～44歳	0.81	1.04	0.83	0.79	0.94	1.13	1.15
45歳～49歳	0.42	0.56	0.52	0.50	0.64	0.83	0.97
50歳～54歳	0.27	0.32	0.29	0.26	0.34	0.48	0.65
55歳～59歳	0.14	0.18	0.21	0.19	0.23	0.31	0.44
60歳～64歳	0.06	0.08	0.11	0.15	0.19	0.29	0.50
65歳以上	0.20	0.24	0.52	0.62	0.75	1.09	1.77

(注) 各年10月の常用労働者(新規卒業者及び臨時・季節を除きパートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第316表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	23,288,192	23,082,382	23,581,101	23,770,694	24,181,986	23,307,279	22,100,272
就職促進手当	1,313,005	2,336,124	1,963,534	2,695,143	3,434,697	2,895,318	1,463,546
職業転換特別給付金	150,682	148,951	147,676	351,646	414,121	263,167	266,080
職業転換訓練費負担金	3,271,618	3,279,298	3,306,705	3,269,961	3,168,797	3,055,708	3,346,132
職業転換訓練費補助金
高齢者労働能力活用事業費等補助金	7,824,267	0
地域人材育成推進事業費等補助金	6,305,488	624,460	163,226	130,101	42,570	0	0
高齢者就業機会確保事業費等補助金	.	12,712,730	14,019,141	13,721,338	13,692,216	13,675,848	13,675,621
職業転換訓練費交付金	4,423,132	3,980,819	3,980,819	3,602,505	3,429,585	3,417,238	3,348,893

(注) 1 平成11年度～17年度は補正後予算額である。
2 「高齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金」は、平成11年度より「高齢者就業機会確保事業費等補助金」と名称変更。
資料: 厚生労働省職業安定局調べ

第317表 地域別最低賃金額の改定状況

平成18年度(単位 円)

	最低賃金 時間額	引上げ額	発効年月日		最低賃金 時間額	引上げ額	発効年月日
北海道	644 (641)	3	18.10.1	滋賀	662 (657)	5	18.10.1
青森	610 (608)	2	18.10.1	京都	686 (682)	4	18.10.1
岩手	610 (608)	2	18.10.1	大阪	712 (708)	4	18.9.30
宮城	628 (623)	4	18.10.1	兵庫	683 (679)	3	18.9.30
秋田	610 (608)	2	18.10.1	奈良	656 (652)	4	18.10.1
山形	613 (610)	3	18.10.1	和歌山	652 (649)	4	18.10.1
福島	618 (614)	3	18.10.1	鳥取	614 (612)	1	18.10.1
茨城	655 (651)	3	18.10.1	島根	614 (612)	2	18.10.1
栃木	657 (652)	3	18.10.1	岡山	648 (644)	3	18.10.1
群馬	654 (649)	4	18.10.1	広島	654 (649)	4	18.10.1
埼玉	687 (682)	3	18.10.1	山口	646 (642)	4	18.10.1
千葉	687 (682)	4	18.10.1	徳島	617 (615)	3	18.10.1
東京	719 (714)	4	18.10.1	香川	629 (625)	5	18.10.1
神奈川	717 (712)	4	18.10.1	愛媛	616 (614)	2	18.10.1
新潟	648 (645)	3	18.9.30	高知	615 (613)	2	18.10.1
富山	652 (648)	4	18.10.1	福岡	652 (648)	3	18.10.1
石川	652 (649)	3	18.10.1	佐賀	611 (608)	2	18.10.1
福井	649 (645)	2	18.10.1	長崎	611 (608)	2	18.10.1
山梨	655 (651)	3	18.10.1	熊本	612 (609)	2	18.10.1
長野	655 (650)	3	18.10.1	大分	613 (610)	3	18.10.1
岐阜	675 (671)	2	18.10.1	宮崎	611 (608)	2	18.10.1
静岡	682 (677)	4	18.10.1	鹿児島	611 (608)	2	18.10.1
愛知	694 (688)	5	18.10.1	沖縄	610 (608)	2	18.10.1
三重	675 (671)	3	18.10.1	全国加重平均額	673 (668)		

(注) () 内は、平成17年度最低賃金額である。
資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金額改定状況」

第318表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成18年3月31日現在(単位 件、人)

区 分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	249	140,000	4,023,300
新 産 業 別 計	246	139,200	4,020,300
食料品・飲料製造業関係	7	400	17,200
繊維工業関係	9	2,300	29,900
木材・木製品製造業関係	1	100	1,200
家具・装備品製造業関係	1	100	1,800
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	300	19,100
印刷・同関連産業関係	2	1,600	14,100
塗料製造業関係	4	200	7,400
ゴム製品製造業関係	1	200	6,500
窯業・土石製品製造業関係	5	2,100	28,100
鉄鋼業関係	23	3,700	167,500
非鉄金属製造業関係	9	1,100	42,700
金属製品製造業関係	6	1,600	35,500
一般機械器具製造業関係	27	33,000	577,600
電気機械器具製造業等関係	46	36,000	1,408,200
輸送用機械器具製造業関係	34	19,800	840,600
精密機械器具製造業関係	9	1,600	43,900
新聞・出版業関係	2	2,900	53,300
各種商品小売業関係	32	4,500	482,100
自動車小売業関係	23	26,500	238,200
自動車整備業関係	1	1,000	3,700
道路貨物運送業関係	1	200	1,700
従来 の 産 業 別 計	3	800	3,000
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	700	2,200
道路貨物運送業関係	1	0	400
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。
3 従来 の 産 業 別 最低賃金の「道路貨物運送業関係」の適用使用者数は49人である。
資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第319表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成17年6月1日現在

企業数	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
65,449 (63,993)	18,091,871 (17,667,306)	269,066 (257,939)	1.49 (1.46)	57.9 (58.3)

(注) () 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.46%
100～299人	1.24%
300～499人	1.46%
500～999人	1.48%
1,000人以上	1.65%

《主な産業別》

製造業	1.68%
サービス業	1.37%
建設業	1.36%
金融・保険・不動産業	1.44%
卸売・小売業、飲食店	1.22%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

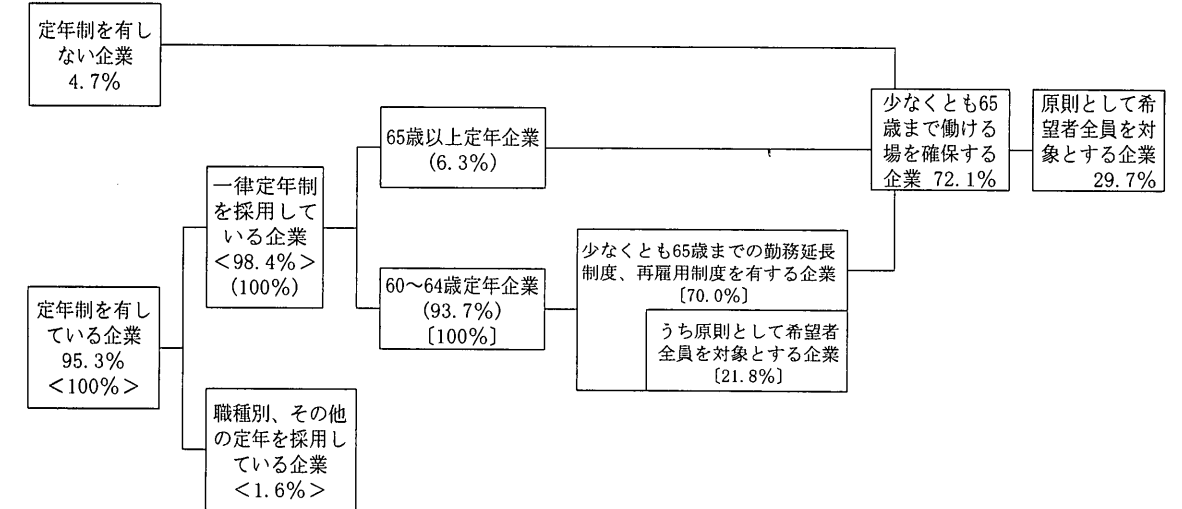
平成18年3月現在

区分	総数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登録者数	5,955,576	3,917,054	1,611,789	2,038,522	1,647,137
(%)	100.0	65.8	27.1	34.2	27.7
有効求職者	1,843,467	1,233,793	527,366	609,674	381,851
(%)	31.0	20.7	8.9	10.2	6.4
就業中の者	3,581,286	2,336,279	932,088	1,245,007	1,137,268
(%)	60.1	39.2	15.7	20.9	19.1
保留中の者	530,823	346,982	152,335	183,841	128,018
(%)	8.9	5.8	2.6	3.1	2.1

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第320表 定年制等の状況

65歳まで働ける場を確保する企業割合 (平成18年)=72.1%
65歳まで希望者全員を雇用する企業割合 (平成18年)=29.7%



(注) 1 < > 内は定年制を有している企業を100%とした場合の割合
2 () 内は一律定年制を有している企業を100%とした場合の割合
3 [] 内は60～64歳一律定年企業を100%とした場合の割合
4 事業規模30人以上の企業が調査対象
5 「職種別、その他の定年を採用している企業」でも、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。
資料：厚生労働省「就労条件総合調査」(平成18年)より厚生労働省職業安定局作成

2 関係機関

第321表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計	760,649,097	789,751,622	793,166,639	786,664,849	799,846,650	830,535,927
金額	10,828,988,062	10,938,941,087	10,626,623,832	10,087,121,934	10,052,711,424	10,323,230,648
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計	647,957,015	672,411,006	673,670,645	668,805,965	683,737,936	716,209,141
金額	7,265,772,430	7,361,646,906	7,159,521,578	6,686,867,479	6,691,021,407	6,958,296,823
政府管掌健康保険	308,798,047	319,999,057	319,061,999	315,161,874	323,585,517	338,734,273
金額	3,689,396,091	3,729,857,976	3,600,459,793	3,331,080,905	3,343,259,592	3,483,774,065
船員保険	1,876,763	1,824,989	1,713,595	1,598,194	1,520,057	1,542,883
金額	27,279,968	25,767,543	23,323,484	21,121,193	19,969,027	20,087,869
共済組合	82,992,290	86,474,163	87,086,622	87,693,476	88,957,566	92,536,407
金額	866,523,206	884,305,466	868,586,905	830,994,401	829,899,250	857,180,751
健康保険組合	254,289,915	264,112,797	265,808,429	264,352,421	269,674,796	283,395,578
金額	2,682,573,165	2,721,715,921	2,667,151,396	2,503,670,981	2,497,893,538	2,597,254,137
医療保険以外の合計	112,671,291	117,320,793	119,477,447	117,841,586	116,092,853	114,312,516
金額	3,563,215,632	3,577,294,182	3,467,102,255	3,400,254,453	3,361,690,020	3,364,933,826
老人保健	78,532,953	78,824,244	77,933,931	73,236,205	68,826,496	64,890,211
金額	2,342,691,239	2,281,762,195	2,131,320,779	1,977,837,548	1,882,580,281	1,828,755,048
自衛官等	710,583	740,869	766,748	763,444	775,132	816,378
金額	10,393,664	10,536,335	10,701,586	9,304,659	9,011,323	9,125,974
結核予防	272,339	258,760	230,729	204,625	192,008	159,802
金額	8,462,565	7,889,466	7,242,168	6,548,446	5,907,650	4,347,813
生活保護	19,713,445	22,951,648	25,485,077	28,041,093	30,344,386	32,292,863
金額	1,055,173,987	1,118,475,616	1,152,909,745	1,229,477,578	1,278,936,629	1,329,686,774
戦傷病者	3,914	3,407	2,827	2,429	2,019	1,714
金額	437,716	391,660	317,357	290,019	212,749	189,293
身体障害	290,092	319,687	343,028	373,436	403,559	439,597
金額	4,967,598	6,172,204	6,745,471	7,833,596	8,758,569	10,089,349
児童福祉	99,014	98,228	98,561	100,051	99,537	101,043
金額	3,185,361	3,427,388	3,534,609	3,788,271	3,940,689	4,075,574
原爆医療	1,340,834	1,249,170	1,139,284	1,064,819	993,209	933,936
金額	9,880,663	9,540,296	9,052,931	9,509,548	9,098,587	8,891,229

精神保健	4,581,583	5,137,862	5,757,811	6,539,547	7,543,326	8,441,347
金額	54,922,439	61,521,279	66,896,885	74,035,978	82,848,663	91,044,372
麻薬取締	2	1	—	2	—	—
金額	437	56	—	84	—	—
母子保健	48,979	50,109	50,677	51,420	52,890	53,389
金額	3,661,953	4,142,563	4,256,748	4,785,665	4,970,232	4,936,513
感染症	263	198	162	140	220	104
金額	13,152	9,632	7,233	8,535	12,786	5,746
医療視察	・	・	・	・	・	275
金額	・	・	・	・	・	388,827
老人被爆	568,835	632,198	673,497	717,335	662,710	615,413
金額	1,780,613	2,096,551	2,181,998	2,309,513	2,172,539	2,040,075
特定疾患	3,264,813	3,595,582	3,506,971	3,204,091	2,633,953	2,669,547
金額	25,731,221	28,242,113	28,837,825	30,032,924	29,022,890	30,681,897
小児慢性	1,595,230	1,651,712	1,656,830	1,645,663	1,625,383	952,619
金額	19,891,849	20,273,350	20,169,172	20,879,686	20,799,222	17,382,760
措置医療	1,048,102	1,082,802	1,092,665	1,092,766	1,094,962	1,103,135
金額	20,016,348	20,445,546	20,547,715	20,910,663	20,685,391	20,732,916
自治体医療	600,310	724,316	738,649	804,520	843,063	841,143
金額	2,004,826	2,367,932	2,380,033	2,701,740	2,731,820	2,559,666
《審査のみ取扱分》						
戦傷病者・引揚患者	20,791	19,823	18,547	17,298	15,861	14,270

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第322表 年金資金運用基金の資金別、融資実行額・回収額・融資残高

(単位 金額：千円)

区分	合計		厚生年金保険	
	件数	金額	件数	金額
平成12年度(2000)				
融資実行	208,867	697,121,900	73,944	519,362,740
回収	286,525	1,307,941,186	162,741	1,107,013,653
年度末残高	1,580,101	9,181,748,668	1,254,276	8,627,623,303
平成13年度(2001)				
融資実行	25,061	253,020,600	24,211	248,571,000
回収	294,859	1,396,160,186	169,110	1,224,466,429
年度末残高	1,310,333	8,038,609,081	1,109,407	7,651,727,874
平成14年度(2002)				
融資実行	7,214	67,800,500	6,804	65,818,600
回収	252,079	1,942,152,695	177,350	1,872,719,579
年度末残高	1,065,468	6,164,256,886	938,861	5,844,826,895
平成15年度(2003)				
融資実行	2,224	20,839,500	1,975	19,597,900
被保険者住宅資金	2,223	18,839,500	1,974	17,597,900
分譲住宅等資金	1	2,000,000	1	2,000,000
回収	158,748	1,130,738,320	142,306	1,086,918,988
被保険者住宅資金	154,252	1,112,800,444	141,512	1,069,824,236
分譲住宅等資金	221	17,339,769	217	16,945,544
年金担保資金	4,275	598,106	577	149,208
年度末残高	908,944	5,054,358,066	798,474	4,778,261,982
被保険者住宅資金	903,939	4,936,900,728	795,406	4,662,163,486
分譲住宅等資金	996	115,048,034	991	114,649,307
年金担保資金	4,009	2,409,304	2,077	1,449,189
平成16年度(2004)				
融資実行	1,344	11,406,300	1,204	10,681,400
被保険者住宅資金	1,344	11,406,300	1,204	10,681,400
分譲住宅等資金	0	0	0	0
回収	104,188	704,196,477	94,153	670,776,306
被保険者住宅資金	103,285	687,965,713	93,644	654,783,016
分譲住宅等資金	196	15,851,621	193	15,791,776
年金担保資金	707	379,143	316	201,513
年度末残高	806,100	4,361,567,889	705,525	4,118,167,076
被保険者住宅資金	801,998	4,260,341,314	702,966	4,018,061,869
分譲住宅等資金	800	99,196,413	798	98,857,531
年金担保資金	3,302	2,030,161	1,761	1,247,676

(注) 1 平成13、14年度の「融資実行」「回収」及び「年度末残高」については、福祉施設設置整備資金を含んでいる。
 2 「年度末残高件数」については、分譲住宅の既貸付分を分割したため、平成12年度では149件、平成13年度では30件増加している。
 3 平成17年度以降は、報告書が廃止されている。
 資料：年金資金運用基金「事業年報」

船員保険		国民年金		国民年金・厚生年金保険	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	47,500	19,465	24,677,540	115,431	153,034,120
30	53,282	34,265	71,261,639	89,489	129,612,612
35	36,539	178,149	428,928,558	147,641	125,160,268
—	—	850	4,449,600	—	—
29	33,544	33,152	67,595,898	92,568	104,064,315
6	2,995	145,847	365,782,259	55,073	21,095,953
—	—	410	1,981,900	—	—
6	2,995	23,224	49,107,396	51,499	20,322,725
0	0	123,033	318,656,763	3,574	773,228
—	—	249	1,241,600	—	—
—	—	249	1,241,600	—	—
—	—	0	0	—	—
—	—	13,489	43,519,196	2,953	300,136
—	—	12,740	42,976,209	—	—
—	—	4	394,225	—	—
—	—	745	148,762	2,953	300,136
—	—	109,849	275,622,993	621	473,091
—	—	108,533	274,737,242	—	—
—	—	5	398,727	—	—
—	—	1,311	487,024	621	473,091
—	—	140	724,900	—	—
—	—	140	724,900	—	—
—	—	0	0	—	—
—	—	9,884	33,330,912	151	89,260
—	—	9,641	33,182,697	—	—
—	—	3	59,845	—	—
—	—	240	88,370	151	89,260
—	—	100,105	243,016,982	470	383,831
—	—	99,032	242,279,445	—	—
—	—	2	338,882	—	—
—	—	1,071	398,654	470	383,831

第323表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成14年度(2002)		15(2003)		16(2004)		17(2005)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	315,988	100.00	480,610	100.00	585,820	100.00	722,176	100.00
国内債券	162,269	51.35	252,012	52.44	322,115	54.99	349,242	48.36
国内株式	73,818	23.36	120,019	24.97	124,234	21.21	189,789	26.28
外国債券	25,458	8.06	39,520	8.22	57,923	9.89	75,515	10.46
外国株式	44,676	14.14	59,255	12.33	81,500	13.91	107,617	14.90
短期資産	9,766	3.09	9,804	2.04	49	0.01	13	0.00
財投債(簿価)	186,155	—	222,801	—	286,458	—	306,538	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。
 2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。
 3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。
 資料：年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

第324表 年金資金運用基金の資金別被保険者住宅資金融資決定状況

(単位 金額：千円)

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成9年度	122,942	122,942	1,135,151,500	111,976	111,976	1,091,765,300	10,966	10,966	43,386,200
(1997)	(27,554)	(27,554)	(227,387,900)	(24,144)	(24,144)	(214,456,000)	(3,410)	(3,410)	(12,931,900)
10	92,439	92,439	848,562,600	87,916	87,916	828,967,900	4,523	4,523	19,594,700
(1998)	(19,973)	(19,973)	(168,425,600)	(18,693)	(18,693)	(162,992,200)	(1,280)	(1,280)	(5,433,400)
11	58,637	58,637	580,320,500	56,519	56,519	568,819,700	2,118	2,118	11,500,800
(1999)	(12,748)	(12,748)	(120,033,900)	(12,121)	(12,121)	(116,573,900)	(627)	(627)	(3,460,000)
12	39,553	39,553	380,034,400	38,496	38,496	374,247,100	1,057	1,057	5,787,300
(2000)	(1,583)	(1,583)	(19,720,000)	(1,482)	(1,482)	(19,039,500)	(101)	(101)	(680,500)
13	13,347	13,347	117,329,400	12,724	12,724	114,367,200	623	623	2,962,200
(2001)	(594)	(594)	(7,687,600)	(534)	(534)	(7,263,600)	(60)	(60)	(424,000)
14	2,721	2,721	23,647,500	2,472	2,472	22,421,700	249	249	1,225,800
(2002)	(151)	(151)	(7,881,200)	(129)	(129)	(1,765,400)	(22)	(22)	(115,800)
15	2,011	2,011	16,987,100	1,784	1,784	15,875,700	227	227	1,111,400
(2003)	(82)	(82)	(1,010,100)	(69)	(69)	(926,700)	(13)	(13)	(83,400)
16	581	581	5,378,400	521	521	5,049,600	60	60	328,800
(2004)	(26)	(26)	(332,800)	(23)	(23)	(318,500)	(3)	(3)	(14,300)
平成14年度									
転貸融資	741	741	7,828,500	741	741	7,828,500	—	—	—
	(38)	(38)	(610,100)	(38)	(38)	(610,100)	(—)	(—)	(—)
個人融資	1,980	1,980	15,819,000	1,731	1,731	14,593,200	249	249	1,225,800
	(113)	(113)	(1,271,100)	(91)	(91)	(1,155,300)	(22)	(22)	(115,800)
平成15年度									
転貸融資	273	273	3,163,800	273	273	3,163,800	—	—	—
	(12)	(12)	(244,200)	(12)	(12)	(244,200)	(—)	(—)	(—)
個人融資	1,738	1,738	13,823,300	1,511	1,511	12,711,900	227	227	1,111,400
	(70)	(70)	(765,900)	(57)	(57)	(682,500)	(13)	(13)	(83,400)
平成16年度									
転貸融資	64	64	848,100	64	64	848,100	—	—	—
	(2)	(2)	(31,300)	(2)	(2)	(31,300)	(—)	(—)	(—)
個人融資	517	517	4,530,300	457	457	4,201,500	60	60	328,800
	(24)	(24)	(301,500)	(21)	(21)	(287,200)	(3)	(3)	(14,300)

(注) 1 ()内は大型住宅の再掲である。
 2 平成17年度以降は、報告書が廃止されている。
 資料：年金資金運用基金「事業年報」

第325表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総数	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162
病院	311	144,929	261	152,978	238	138,117	260	156,550	193	151,533	129	125,935
介護老人保健施設	221	76,934	190	74,706	152	69,202	192	73,153	190	100,652	98	46,828
診療所												
一般診療所	392	20,253	390	19,238	320	16,771	571	17,996	250	13,533	202	11,234
歯科診療所	37	752	28	528	22	487	326	2,216	36	392	7	173
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助産所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬局	—	—	5	27	5	48	1	10	2	14	—	—
医療従事者養成施設	9	861	2	764	—	—	1	370	6	376	4	992
歯科技工所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生検査所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施術所	3	9	2	7	—	—	1	5	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
指定訪問看護事業	2	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総数	975	243,747	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162
新築資金	387	94,289	369	100,394	325	80,716	303	99,178	324	126,003	226	61,546
甲種増改築資金	162	56,642	147	54,152	149	56,851	104	65,314	108	52,402	106	66,743
乙種増改築資金	175	85,075	156	88,064	154	84,235	132	73,778	131	85,598	66	55,975
国立病院等購入資金	3	1,658	2	131	3	600	3	377	3	322	—	—
機械購入資金	131	3,802	122	4,116	71	1,733	55	1,697	46	1,350	28	822
長期運転資金	117	2,282	82	1,391	35	491	755	9,956	65	826	14	77

（注）「指定訪問看護事業」は、平成14年以前は「指定老人訪問看護事業」である。
資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第326表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

（単位 金額：千円）

区分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	2,392	164,973,500	1,041	113,662,600	1,069	132,607,700	1,384	168,299,900	895	189,300,000	875	217,400,000
保護施設	5	591,500	7	892,600	3	452,800	4	612,000	2	368,400	5	1,211,600
老人福祉施設	1,781	135,848,600	546	87,550,200	545	101,679,300	565	135,755,500	490	166,379,400	443	192,288,000
身体障害者更生援護施設	37	3,789,400	48	5,273,700	42	3,492,500	127	6,537,600	42	3,268,100	27	2,118,700
婦人保護施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉施設	246	11,693,000	272	11,098,400	288	15,052,900	298	13,253,900	234	11,894,100	283	15,407,700
知的障害者援護施設	122	7,595,200	145	8,003,100	165	11,043,200	299	10,335,100	101	4,636,300	93	5,146,800
母子福祉施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神障害者社会復帰施設	13	464,400	17	580,100	23	669,600	28	996,800	17	583,000	18	517,500
社会福祉法に規定するその他の施設	41	634,800	2	106,900	1	184,900	57	582,700	1	72,800	—	—
その他の施設	2	42,400	3	140,100	—	—	2	165,600	1	189,000	2	361,400
有料老人ホーム	—	—	—	—	1	10,000	—	—	3	1,462,000	1	210,000
在宅サービス事業等	145	4,314,200	1	17,500	1	22,500	4	60,700	4	446,900	3	138,300
償還	75,324,174	97,754,158	102,062,414	107,463,697	112,385,007	112,585,597						

（注）「社会福祉法に規定するその他の施設」は、平成14年度以前は「社会福祉事業法による施設及び事業」である。
資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第327表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計	113	118	122	123	124	120	117
労働者健康福祉センター	37	37	37	37	37	36	36
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	·	·	2	4	6	9	9
健康診断センター	8	8	6	4	2	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	13	13	13	11	11
リハビリテーション大学	1	1	1	1	1	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	33	38	42	45	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	8
労働者健康福祉会館	1	1	1	1	1	1	1
休養所	7	7	7	5	4	3	0
納骨堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

第328表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計	146,707	146,163	145,357	143,719	142,258	141,618	141,491
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	3	7	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	19	10	3	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	60	60	60	60	62	62	62
私のしごと館	・	・	・	・	1	1	1
雇用促進住宅	144,544	144,027	143,338	143,056	142,082	141,522	141,416
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	1	・	・
簡易宿泊所	17	15	15	15	7	6	・
福祉センター等	2,062	2,042	1,929	575	93	15	・

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。
資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第329表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成17年度末現在

区分	合計	農・林・漁業	鉱業	建設業	製造業	運輸・通信 ・公益事業	商業	金融・保険 ・不動産業	サービス業
共済契約者数	385,079	4,501	706	65,856	92,419	14,457	95,143	7,679	104,318
被共済者数	2,758,872	27,970	7,030	394,312	978,016	229,467	504,862	34,448	582,767

(ii) 規模別

平成17年度末現在

区分	合計	1人～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共済契約者数	385,079	144,746	107,936	71,906	27,323	17,760	11,124	3,373	630	281
被共済者数	2,758,872	258,480	404,398	530,929	362,491	383,252	429,586	252,594	77,679	59,463

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第330表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 件数	292,741	314,548	323,280	293,572	273,107	263,278
金額	363,570,887	402,095,390	421,831,704	385,636,378	351,822,946	333,146,112
退職金 件数	279,883	300,791	305,161	276,242	258,565	249,920
金額	353,205,686	390,505,679	406,291,051	370,420,424	339,539,886	321,324,663
解約手当金 件数	12,858	13,757	18,119	17,330	14,542	13,358
金額	10,365,202	11,589,711	15,540,653	15,215,954	12,283,060	11,821,448
1件当り金額(円)	1,241,954	1,278,328	1,304,849	1,313,601	1,288,224	1,265,378

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第331表 医師数(業務別)

年末現在

区分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	240,908	248,611	255,792	262,687	270,371
医療施設の従事者 病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	230,297	236,933	243,201	249,574	256,668
診療所の開設者又は法人の代表者	6,096	6,015	5,898	5,834	5,745
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	66,488	66,461	69,274	69,936	70,828
診療所の勤務者	100,940	105,984	106,845	110,159	114,515
医育機関附属病院の勤務者	15,610	17,372	19,339	20,507	22,157
介護老人保健施設の従事者	41,163	41,101	41,845	43,138	43,423
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	1,128	1,838	2,114	2,315	2,668
介護老人保健施設の勤務者	144	244	275	263	324
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	984	1,594	1,839	2,052	2,344
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	7,577	7,777	8,154	8,611	8,607
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	4,946	5,269	5,426	5,374	5,260
その他	2,631	2,508	2,728	3,237	3,347
その他	1,906	2,063	2,323	2,178	2,421

(注) 1 昭和57年より隔年報。
2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。
3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。
4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第332表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	85,518	88,061	90,857	92,874	95,197
医療施設の従事者 病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	83,403	85,669	88,410	90,499	92,696
診療所の開設者又は法人の代表者	12	13	14	12	10
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	53,789	55,056	56,866	57,784	58,545
診療所の勤務者	2,082	2,217	2,267	2,502	2,550
医育機関附属病院の勤務者	18,891	19,070	20,018	21,041	22,513
介護老人保健施設の勤務者	8,629	9,313	9,245	9,160	9,078
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1	2	6	11	8
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	962	1,176	1,252	1,273	1,318
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	767	971	1,039	1,021	1,092
その他	195	205	213	252	226
その他	1,152	1,214	1,189	1,088	1,174

(注) 1 昭和57年より隔年報。
2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。
3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。
4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第333表 歯科衛生士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	44,219	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695
保健所	686	765	781	593	634	648	634
市町村	462	600	799	1,427	1,481	1,613	1,682
病院	3,002	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903
診療所	38,966	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761	71,961
介護老人保健施設	4	3	2	109	27	54	83
事業所	252	204	197	235	204	352	371
学校又は養成所	592	540	561	587	574	550	610
その他	255	364	435	403	424	438	451

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。
 3 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第334表 歯科技工士数（就業場所別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	32,629	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765	35,668
技工所	16,987	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552	23,065
病院・診療所	14,907	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534	11,998
その他	735	654	783	593	953	679	605

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

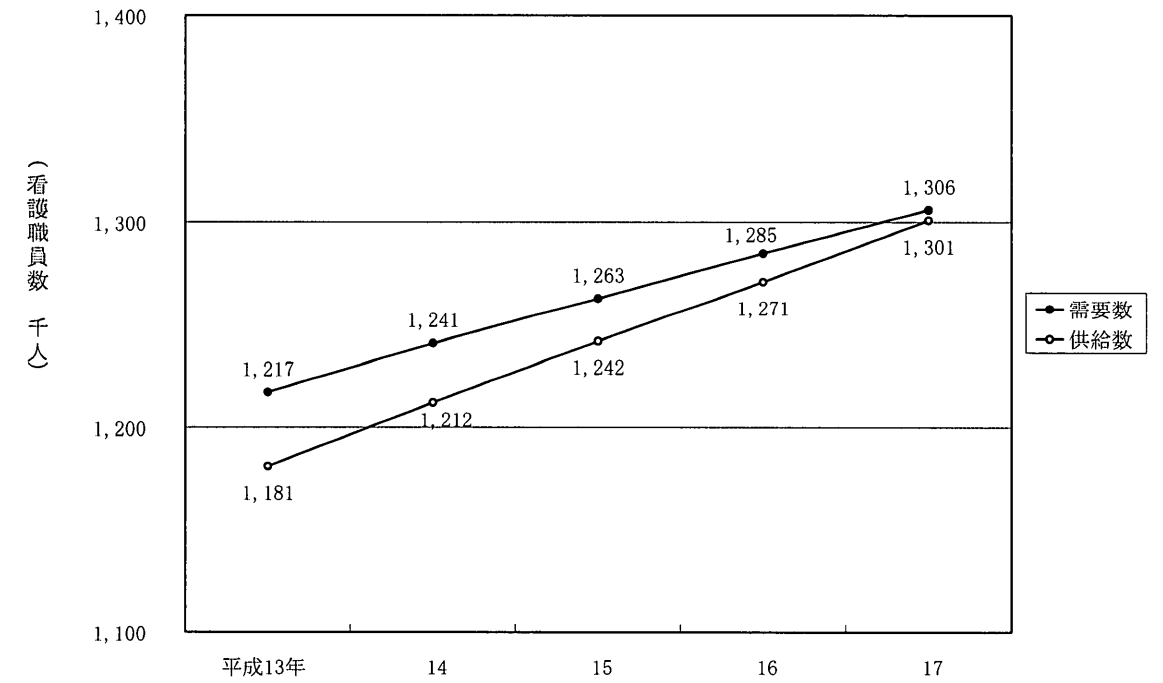
第335表 薬剤師数（業務別）

区分	年末現在						
	平成4年 (1992)	6 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総数	162,021	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744	241,369
薬局の開設者又は法人の代表者	16,923	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446	19,935
薬局の勤務者	35,303	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446	96,368
病院・診療所の従事者	43,416	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536	48,094
大学の従事者	3,146	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077	8,046
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,168	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673	5,860
医薬品関係企業の従事者	36,248	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542	45,261
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	180
その他の化学工業従事者	1,246
その他	20,391	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998	17,804

(注) 1 昭和57年より隔年報。
 2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。
 3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第336表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
需要数	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供給数					
年当初就業者数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
新卒就業者数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
再就業者数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
退職等による減少数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
年末就業者数	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500

資料：厚生労働省医政局調べ

第337表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	29,008	31,581	34,468	36,781	38,366	39,195
保健師学校・養成所	331	379	519	641	826	841
保健所					7,670	7,635
市内勤務	8,694	8,703	7,755	7,570	.	.
市町村駐在	261	184	59	60	.	.
市町村	13,802	15,641	18,410	20,646	21,645	22,313
病院	1,644	1,615	1,744	1,770	1,653	1,858
診療所	1,222	1,362	1,448	1,388	1,323	1,193
老人保健施設	58	70	54	52	.	.
訪問看護ステーション
管理者	213	178
従事者	284	309
介護保険施設等	629	542
社会福祉施設	472	471
助産所従事者	4	7
事業所	1,532	1,475	1,659	1,672	1,910	2,415
その他	1,464	2,152	2,820	2,982	1,737	1,433

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成8年以降は保健士数を含む。
 3 平成10年より年度報となった。
 4 平成14年度より保健婦(士)が保健師と変更になった。
 5 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第338表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	23,048	23,615	24,202	24,511	24,340	25,257
助産師学校・養成所	375	502	559	638	960	1,048
保健所	336	347	257	249	222	231
市町村	480	477
病院	16,370	16,958	17,486	17,914	17,336	17,539
診療所	2,397	2,545	2,746	2,864	3,389	4,111
助産所	2,811	2,539	2,078	1,858	1,706	1,654
開設者	1,059	947	805	802	730	722
従事者	196	190	166	150	195	205
出張のみによる者	1,556	1,402	1,107	906	781	727
訪問看護ステーション	13	12
社会福祉施設	11	7
事業所	11	13
その他	759	724	1,076	988	212	165

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。
 3 平成14年度より助産婦が助産師と変更になった。
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第339表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
総 数	862,013	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326	1,146,181
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	7,873	9,150	9,651	10,102	11,120	11,492
保健所	1,732	1,888	1,392	1,323	1,376	1,028
市町村	7,570	7,934
病院	660,180	695,855	720,905	736,646	761,961	781,377
診療所	158,308	170,989	181,324	196,506	202,183	210,738
助産所従事者	82	78
訪問看護ステーション	.	7,465	14,498	21,667	23,287	25,935
介護保険施設等	67,396	83,430
老人保健施設	8,334	13,111	20,422	26,749	.	.
社会福祉施設	.	17,583	22,098	31,363	13,119	13,582
事業所	4,091	5,198
学校	1,055	1,259	1,436	1,265	.	.
派出看護婦	176
その他の	24,355	11,596	14,095	16,847	5,141	5,389
《資格別》						
看護師	703,913	760,221
准看護師	393,413	385,960
看護婦	479,584	530,044	576,640	631,428	.	.
准看護婦	353,087	365,378	370,885	367,582	.	.
看護士	12,768	14,885	17,807	22,189	.	.
准看護士	16,574	18,589	20,489	21,269	.	.

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。
 3 平成14年度より看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。
 4 平成14年度より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第340表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10年度 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)
あん摩指圧師	95,365	98,070	94,655	96,788	97,313	98,148
はり師	66,322	69,231	69,236	71,551	73,967	76,643
きゅう師	65,363	68,214	67,746	70,146	72,307	75,100
柔道整復師	26,221	28,244	29,087	30,830	32,483	35,077

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成10年より年度報となった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第341表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成11年 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
理学療法士	23,896	26,944	30,084	33,439	37,068	41,271	46,115
作業療法士	12,627	14,880	17,227	19,817	22,757	26,070	29,516

資料：厚生労働省医政局調べ

第342表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合 計
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055
11 (1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745
12 (2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185
13 (2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437
14 (2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085
15 (2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678
16 (2004)	59,141	151,922	1,403	12,680	243,814	409,819
17 (2005)	71,167	170,240	1,537	14,002	282,299	468,078

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号：介護福祉士試験に合格した者
 資料：社会福祉振興・試験センター調べ

第343表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

各年10月1日現在

区 分	平成2年 (1990)	5 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
総 数	2,182,975.5	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8
医 師	250,471.0	263,807.8	277,325.4	283,654.2	290,286.0
常 勤	201,316	212,246	223,731	234,263	242,311
非 常 勤	49,155.0	51,561.8	53,594.4	49,391.2	47,975.0
歯 科 医 師	81,709.5	88,472.0	92,942.1	97,601.8	100,498.0
常 勤	72,734	78,449	82,779	85,995	90,828
非 常 勤	8,975.5	10,023.0	10,163.1	11,606.8	9,670.0
介 護 輔 士	20.0	15.0	12.0	7.0	5.0
薬 剤 師	44,125	48,922	51,555	52,087	46,015.3
保 健 師	4,706	5,991	6,962	8,106	7,458.3
助 産 師	18,231	18,827	20,017	21,048	20,508.0
看 護 師	403,286	459,961	527,004	597,138	614,128.3
准 看 護 師	354,092	375,048	384,493	380,520	326,855.0
看 護 業 務 補 助 者	178,401	197,607	240,512	250,358	232,902.7
理 学 療 法 士 (P T)	9,849	12,315	15,620	20,736	25,486.4
作 業 療 法 士 (O T)	3,816	4,838	6,397	9,145	12,961.7
視 能 訓 練 士	1,509	1,750	2,463	3,176	3,445.6
言 語 聴 覚 士	.	.	.	2,492	3,777.1
義 肢 装 具 士	55	147	121	132	128.2
歯 科 衛 生 士	48,974	56,553	65,276	71,936	64,831.3
歯 科 技 工 士	20,898	19,042	17,705	16,100	13,288.8
歯 科 業 務 補 助 者	93,586	107,429	107,951	107,014	82,525.3
社 会 福 祉 士	.	.	.	705	2,737.3
介 護 福 祉 士	.	.	.	8,005	25,630.4
診 療 放 射 線 技 師	28,207	32,173	35,599	38,892	39,587.2
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	2,978	2,860	2,703	2,726	1,962.2
臨 床 検 査					
臨 床 検 査 技 師	47,353	50,517	53,258	54,753	54,475.2
衛 生 検 査 技 師	1,252	1,065	1,099	831	705.9
そ の 他	3,991	3,387	2,698	2,032	.
臨 床 工 学 技 士	1,857	4,988	6,544	8,174	10,320.8
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	11,048	11,447	11,561	10,751	9,354.6
柔 道 整 復 師	.	.	.	1,610	2,396.3
管 理 栄 養 士	7,452	9,978	13,355	14,765	14,973.6
栄 養 士	20,187	19,503	17,863	16,511	14,049.8
精 神 保 健 福 祉 士	.	.	.	1,625	3,603.7
そ の 他 の 技 術 員	30,009	31,584	33,807	29,775	28,263.4
医 療 社 会 事 業 従 事 者	4,630	5,359	6,837	9,096	10,299.4
事 務 職 員	303,416	332,920	353,544	363,828	343,440.5
そ の 他 の 職 員	206,867	213,587	213,030	205,043	111,438.5

(注) 1 非常勤職員を含む。
 2 平成2年から平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。
 3 平成14年は、全ての職種を常勤換算している。
 4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。
 5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。
 6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第13節 財政

第344表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
一般会計予算	773,900	776,692	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829	796,860
対前年度伸び率	3.0	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0
1. 国 債 費	168,023	172,628	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686	184,422	187,616
対前年度伸び率	2.6	2.7	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6	5.0	1.7
2. 地方交付税交付金	154,810	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889	145,584
対前年度伸び率	13.8	2.5	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2	△ 2.5	△ 9.5
3. 一 般 歳 出	438,067	445,362	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660
対前年度伸び率	1.5	△ 1.3	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9
4. 産業投資特別 会計へ繰入等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	145,501	148,431	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739
対前年度伸び率	1.8	2.0	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9	0.9
一般会計に占める割合	18.8	19.1	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1	24.8	25.8
一般歳出に占める割合	33.2	33.3	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6	43.1	44.4
厚生労働省予算	147,167	149,990	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417
対前年度伸び率	2.4	1.9	8.3	...	4.5	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6
一般会計に占める割合	19.0	19.3	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6	25.3	26.3
一般歳出に占める割合	33.6	33.7	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4	44.0	45.2
防衛関係費	49,475	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139
対前年度伸び率	2.1	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9
一般会計に占める割合	6.4	6.4	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0	5.9	6.0
一般歳出に占める割合	11.3	11.1	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3	10.3	10.4

（注）平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適当のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第345表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
歳 入	86,352,554	83,688,984	81,939,569	86,878,703	86,704,827	79,686,024
租税及び印紙収入	49,625,000	44,276,000	41,786,000	44,041,000	47,042,000	45,878,000
租 税	48,120,000	42,832,000	40,647,000	42,893,000	45,928,000	44,661,000
印 紙 収 入	1,505,000	1,444,000	1,129,000	1,148,000	1,114,000	1,217,000
官業益金及び官業収入	18,657	20,062	16,601	16,704	16,719	16,974
政府資産整理収入	357,744	342,182	358,056	261,771	255,700	213,731
雑 収 入	5,867,236	4,081,700	2,946,509	4,478,233	4,239,650	3,541,952
公 債 金	30,000,000	34,968,000	36,445,000	36,590,000	33,469,000	29,973,000
前年度剰余金受入	483,918	1,041	387,403	1,490,996	1,681,759	62,368
歳 出	86,352,554	83,688,984	81,939,569	86,878,703	86,704,827	79,686,024
国 家 機 関 費	4,811,495	4,286,448	4,341,012	4,448,659	4,463,331	4,256,510
地 方 財 政 費	16,725,786	16,501,087	17,427,352	17,704,252	17,504,732	14,577,126
防 衛 関 係 費	4,999,241	4,944,722	4,927,008	4,936,379	4,919,010	4,834,880
国土保全及び開発費	8,462,209	8,756,395	7,203,625	8,732,838	7,564,889	6,434,333
産 業 経 済 費	5,923,917	3,697,321	3,218,431	3,272,784	3,059,037	2,716,341
教 育 文 化 費	6,415,340	6,609,439	6,068,896	6,012,772	5,848,783	4,943,811
社会 保 障 関 係 費	21,007,150	21,225,206	21,067,234	21,919,267	22,217,630	21,675,921
社 会 保 険 費	14,666,689	14,844,789	15,241,392	15,769,161	16,126,804	16,248,400
生 活 保 護 費	1,581,977	1,676,919	1,810,223	1,952,750	1,973,780	2,046,077
社 会 福 祉 費	1,927,904	1,944,639	1,886,408	1,857,919	1,942,854	1,608,768
住 宅 対 策 費	1,151,103	979,868	930,393	921,698	830,821	717,545
失 業 対 策 費	412,280	546,596	42,104	40,945	40,550	38,961
保 健 衛 生 費	950,776	910,349	840,131	890,620	850,687	647,944
そ の 他	316,421	322,047	316,583	486,174	452,134	368,227
恩 給 費	1,355,230	1,271,879	1,201,939	1,131,195	1,068,451	998,195
文 官 恩 給 費	56,229	51,364	47,545	42,947	39,269	35,125
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,217,960	1,143,897	1,082,885	1,023,253	968,085	907,248
そ の 他	81,042	76,618	71,509	64,994	61,097	55,823
国 債 費	16,284,001	16,060,543	16,082,419	18,278,442	19,620,327	18,761,560
予 備 費	250,000	200,000	250,000	300,000	300,000	350,000
そ の 他	118,187	135,945	151,652	142,116	138,638	137,346

（注）平成18年度は当初予算額、他は補正後予算額。
資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第346表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
歳入合計	110,586,638	107,219,061	106,900,572	103,260,764	101,006,786	99,645,528
地方税	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805
地方譲与税	608,905	620,177	623,971	634,222	694,045	1,164,074
利子割交付金	173,482	662,368	688,942	210,551	148,888	138,681
配当割交付金	28,010
株式等譲渡所得割交付金	28,365
地方消費税交付金	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047
ゴルフ場利用税交付金	61,407	57,036	55,212	52,288	48,404	45,422
特別地方消費税交付金	41,232	9,162	482	188	77	52
自動車取得税交付金	320,896	321,138	318,039	285,223	309,987	316,999
軽油引取税交付金	117,342	112,597	111,963	107,762	108,274	108,521
地方特例交付税	639,860	914,014	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834
地方交付税	20,864,236	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109
交通安全対策特別交付金	86,947	74,841	76,708	75,700	81,611	78,961
分担金及び負担金	1,567,450	1,269,563	1,247,605	1,219,864	1,132,679	1,068,716
使用料	1,877,977	1,889,729	1,907,186	1,897,784	1,906,733	1,891,528
手数料	571,569	587,316	590,939	587,481	585,381	600,191
国庫支出金	16,482,930	14,350,300	14,443,288	13,068,995	13,030,356	12,349,718
義務教育費負担金	3,000,161	2,980,092	3,011,382	2,988,008	2,738,637	2,545,577
生活保護費負担金	1,390,790	1,477,814	1,575,117	1,669,225	1,803,426	1,933,111
児童保護費負担金	618,227	649,059	691,751	708,871	701,553	549,676
結核医療費負担金	9,804	9,495	9,087	8,289	7,440	6,830
精神衛生費負担金	34,291	37,767	38,912	40,331	47,822	48,865
老人保護費負担金	470,014	87,858	72,283	71,474	70,500	61,239
普通建設事業費支出金	6,106,835	5,551,536	5,159,193	4,109,965	4,192,682	3,576,118
災害復旧事業費支出金	411,389	317,737	238,955	212,112	184,115	265,771
失業対策事業費支出金	15,230	14,427	17,599	6,524	6,175	5,794
委託金	289,006	408,630	323,684	229,478	276,471	250,709
財政補給金	8,549	15,682	14,383	15,159	14,788	14,439
その他	4,128,634	2,800,203	3,290,940	3,009,559	2,986,747	3,091,589
国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,150	29,150	30,150	30,150	30,150	31,150
都道府県支出金	2,608,211	2,385,230	2,328,904	2,268,460	2,255,441	2,106,622
財産収入	720,374	769,401	716,539	673,769	600,232	632,558
寄附金	142,425	130,659	119,937	103,524	89,584	95,557
繰入金	2,694,247	2,136,094	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015
繰越金	2,589,011	2,253,102	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720
諸収入	8,314,487	8,062,372	8,090,443	7,473,346	7,232,125	7,306,240
地方債	13,150,076	11,173,506	11,873,420	13,382,616	13,857,697	12,443,044
特別区財政調整交付金・納付金	679,024	830,938	830,497	769,255	775,632	808,091

(単位 百万円)

区分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
歳出合計	108,209,244	104,560,321	104,328,178	100,929,961	98,701,602	97,451,206
議会費	581,347	576,033	573,504	562,557	541,422	530,189
総務費	9,782,082	9,786,366	9,542,960	9,110,647	9,650,462	9,545,592
民生費	16,312,923	14,557,908	15,322,713	15,642,331	15,897,224	16,486,286
社会福祉費	3,982,647	3,924,331	4,097,456	4,044,516	4,146,351	4,218,790
老人福祉費	5,993,445	4,024,846	4,212,348	4,351,716	4,310,619	4,446,130
児童福祉費	4,213,638	4,385,941	4,658,027	4,764,054	4,786,760	4,963,560
生活保護費	2,079,923	2,192,640	2,347,175	2,476,305	2,645,352	2,771,270
災害救助費	43,269	30,150	7,707	5,740	8,142	86,536
衛生費	6,756,811	6,669,140	6,836,628	6,618,004	6,057,305	5,940,764
公衆衛生費	3,571,321	3,449,350	3,463,485	3,439,267	3,385,999	3,321,424
結核対策費	41,027	39,618	38,845	36,782	33,227	32,024
保健所費	299,129	286,811	271,803	267,268	256,500	253,465
清掃費	2,845,333	2,893,361	3,062,495	2,874,687	2,381,579	2,333,851
労働費	676,644	524,292	834,064	548,067	437,849	421,632
失業対策費	100,648	60,899	175,916	74,720	53,014	52,688
その他	575,996	463,393	658,148	473,346	384,835	368,945
農林水産業費	7,270,943	6,810,338	6,408,417	5,952,342	5,399,474	4,928,427
商工費	6,077,600	5,480,701	5,422,576	5,036,887	4,889,116	4,950,928
土木費	21,374,494	19,912,479	18,913,708	17,988,269	16,727,449	15,501,158
消防費	1,947,025	1,948,849	1,937,153	1,935,738	1,893,804	1,907,999
警察費	3,418,136	3,428,936	3,393,850	3,407,457	3,362,165	3,338,032
教育費	18,271,769	18,167,789	18,096,382	17,741,614	17,278,976	16,981,254
災害復旧費	787,704	566,438	436,799	374,843	333,882	541,471
公債費	11,917,761	12,507,369	12,967,329	13,167,667	13,289,622	13,209,773
諸支出金	380,668	363,060	373,454	308,232	311,979	323,535
前年度繰上充用金	40,672	9,870	29,709	26,312	26,766	20,480
利子割交付金	173,482	662,368	688,942	210,551	148,888	138,681
配当割交付金	28,010
株式等譲渡所得割交付金	28,865
地方消費税交付金	1,219,283	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047
ゴルフ場利用税交付金	61,407	57,036	55,212	52,288	48,404	45,422
特別地方消費税交付金	41,232	9,162	482	188	77	52
自動車取得税交付金	320,896	321,138	318,042	285,220	309,987	316,999
軽油引取税交付金	117,342	112,597	111,963	107,762	108,274	108,521
特別区財政調整交付金・納付金	679,024	830,938	830,497	769,255	775,632	808,091

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第347表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,011,357	100.0	12,474,929	100.0	15,132,254
社 会 福 祉 費	873,275	21.8	3,345,515	26.8	3,834,642
老 人 福 祉 費	1,823,726	45.5	2,622,404	21.0	3,937,967
児 童 福 祉 費	914,363	22.8	4,049,197	32.5	4,582,097
生 活 保 護 費	344,675	8.6	2,426,595	19.5	2,729,042
災 害 救 助 費	55,318	1.4	31,218	0.3	48,506

その2 性質別内訳

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,011,357	100.0	12,474,929	100.0	15,132,254
人 件 費	268,479	6.7	1,735,418	13.9	2,003,897
物 件 費	101,464	2.5	730,805	5.9	832,269
扶 助 費	749,647	18.7	6,183,847	49.6	6,933,495
補 助 費 等	2,548,949	63.5	527,871	4.2	1,747,575
普 通 建 設 事 業 費	223,326	5.6	360,198	2.9	560,754
補 助 事 業 費	162,967	4.1	107,139	0.9	258,156
単 独 事 業 費	60,359	1.5	252,852	2.0	302,598
県 営 事 業 負 担 金	—	—	206	0.0	—
貸 付 金	59,176	1.5	40,935	0.3	98,093
繰 出 金	9,836	0.2	2,851,468	22.9	2,861,304
そ の 他	50,480	1.3	44,387	0.4	94,867

その3 財源内訳

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,011,357	100.0	12,474,929	100.0	15,132,254
国 庫 支 出 金	650,553	16.2	3,570,121	28.6	4,220,674
都 道 府 県 支 出 金	—	—	923,873	7.4	—
使 用 料 ・ 手 数 料	58,799	1.5	256,819	2.1	315,618
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	43,404	1.1	312,789	2.5	298,169
地 方 債	53,144	1.3	106,925	0.9	156,083
そ の 他 特 定 財 源	127,015	3.2	209,110	1.7	333,053
一 般 財 源 等	3,078,443	76.7	7,095,292	56.9	9,808,657

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,540,192	100.0	592,062	100.0	4.1	1.7
25.3	3,778,564	26.0	56,078	9.5	1.5	1.2
26.0	3,779,856	26.0	158,112	26.7	4.2	△ 0.4
30.3	4,369,930	30.1	212,167	35.8	4.9	0.8
18.0	2,604,322	17.9	124,720	21.1	4.8	6.9
0.3	7,520	0.1	40,986	6.9	545.1	51.8

(単位 百万円、%)

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,540,192	100.0	829,043	100.0	5.8	1.7
13.2	2,015,484	13.9	△ 72,605	△ 8.8	△ 3.5	△ 2.9
5.5	826,697	5.7	△ 42,215	△ 5.1	△ 4.8	△ 5.5
45.8	6,504,474	44.7	704,083	84.9	11.3	4.4
11.5	1,608,402	11.1	174,459	21.0	11.1	2.2
3.7	721,773	5.0	△ 263,035	△ 31.7	△ 31.9	△ 12.4
1.7	374,202	2.6	△ 164,398	△ 19.8	△ 38.9	△ 11.4
2.0	347,570	2.4	△ 98,637	△ 11.9	△ 24.6	△ 13.4
—	—	—	—	—	—	—
0.6	93,613	0.6	△ 26,407	△ 3.2	△ 21.2	△ 24.8
18.9	2,692,513	18.5	375,291	45.3	15.1	8.3
0.6	77,236	0.5	△ 20,528	△ 2.5	△ 17.8	△ 33.1

(単位 百万円、%)

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
100.0	14,540,192	100.0	592,062	100.0	4.1	1.7
27.9	4,155,842	28.6	64,832	11.0	1.6	7.4
—	—	—	—	—	—	—
2.1	325,045	2.2	△ 9,427	△ 1.6	△ 2.9	6.2
2.0	299,169	2.1	△ 1,001	△ 0.2	△ 0.3	△ 11.8
1.0	159,489	1.1	△ 3,406	△ 0.6	△ 2.1	△ 52.7
2.2	361,493	2.5	△ 28,440	△ 4.8	△ 7.9	△ 7.7
64.8	9,239,153	63.5	569,504	96.2	6.2	2.0

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,512,665	100.0	4,428,099	100.0	5,784,579
公 衆 衛 生 費	1,314,109	86.9	2,007,315	45.3	3,200,924
結 核 対 策 費	7,777	0.5	24,247	0.5	31,789
保 健 所 費	141,004	9.3	112,461	2.5	251,464
清 掃 費	49,775	3.3	2,284,076	41.6	2,300,402

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増減率	前年度増減率
100.0	5,896,341	100.0	△ 111,762	100.0	△ 1.9	△ 8.7
55.3	3,260,796	55.3	△ 59,872	53.6	△ 1.8	△ 1.7
0.5	32,998	0.6	△ 1,209	1.1	△ 3.9	△ 9.2
4.3	254,680	4.3	△ 3,216	2.9	△ 1.3	△ 4.0
39.8	2,347,867	39.8	△ 47,465	42.5	△ 2.0	△ 17.2

その2 性質別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,512,665	100.0	4,428,099	100.0	5,784,579
人 件 費	310,494	20.5	1,053,100	23.8	1,363,594
物 件 費	116,547	7.7	1,599,636	36.1	1,716,183
扶 助 費	266,507	17.6	165,839	3.7	432,346
補 助 費 等	513,748	34.0	591,641	13.4	990,094
普 通 建 設 事 業 費	121,699	8.0	644,109	14.5	725,938
補 助 事 業 費	48,512	3.2	271,376	6.1	313,351
単 独 事 業 費	73,187	4.8	367,669	8.3	412,587
県 営 事 業 負 担 金	—	—	5,064	0.1	—
貸 付 金	96,190	6.4	35,549	0.8	130,720
繰 出 金	23,890	1.6	105,937	2.4	129,828
そ の 他	63,589	4.2	232,287	5.2	295,876

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増減率	前年度増減率
100.0	5,896,341	100.0	△ 111,762	100.0	△ 1.9	△ 8.7
23.6	1,384,052	23.5	△ 20,457	18.3	△ 1.5	△ 3.8
29.7	1,709,283	29.0	6,900	△ 6.2	0.4	2.5
7.5	422,394	7.2	9,952	△ 8.9	2.4	2.7
17.1	1,021,601	17.3	△ 31,507	28.2	△ 3.1	0.3
12.5	792,307	13.4	△ 66,370	59.4	△ 8.4	△ 40.2
5.4	350,257	5.9	△ 36,906	33.0	△ 10.5	△ 53.3
7.1	442,050	7.5	△ 29,464	26.4	△ 6.7	△ 23.2
—	—	—	—	—	—	—
2.3	132,562	2.2	△ 1,841	1.6	△ 1.4	△ 7.7
2.2	131,892	2.2	△ 2,064	1.8	△ 1.6	△ 5.0
5.1	302,251	5.1	△ 6,375	5.7	△ 2.1	△ 2.5

その3 財源内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成16年度(2004年度)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,512,665	100.0	4,428,099	100.0	5,784,579
国 庫 支 出 金	231,598	15.3	191,474	4.3	423,072
都 道 府 県 支 出 金	—	—	98,321	2.2	—
使 用 料 ・ 手 数 料	36,725	2.4	330,605	7.5	367,330
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	7,040	0.5	58,758	1.3	26,673
地 方 債	54,763	3.6	314,449	7.1	362,267
そ の 他 特 定 財 源	119,583	7.9	200,724	4.5	318,666
一 般 財 源 等	1,062,956	70.3	3,233,768	73.0	4,286,572

額	平成15年度(2003年度)		比較			
	純 計 額		増 減 額		増減率	前年度増減率
100.0	5,896,341	100.0	△ 111,762	100.0	△ 1.9	△ 8.7
7.3	453,279	7.7	△ 30,207	27.0	△ 6.7	△ 5.8
—	—	—	—	—	—	—
6.4	361,449	6.1	5,881	△ 5.3	1.6	2.8
0.5	24,467	0.4	2,205	△ 2.0	9.0	△ 9.6
6.3	372,878	6.3	△ 10,611	9.5	△ 2.8	△ 53.5
5.5	322,981	5.5	△ 4,315	3.9	△ 1.3	△ 11.2
74.1	4,361,287	74.0	△ 74,716	66.9	△ 1.7	△ 1.6

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第348表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
国内総支出(A)	4,966,058	5,027,831	4,923,467	4,887,244	4,935,532	4,961,970
歳出総額						
国(B)	1,019,345	1,007,263	939,081	924,941	887,920	916,446
地方(C)	1,016,291	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479
国から地方に対する支出(D)	387,120	377,649	365,011	350,045	329,410	317,488
地方から国に対する支出(E)	16,106	15,467	15,347	14,770	12,812	12,987
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	632,225	629,614	574,070	574,896	558,510	598,958
地方(C)-(E)(G)	1,000,185	960,697	958,970	933,624	913,006	899,492
合計(F)+(G)(H)	1,632,410	1,590,311	1,533,040	1,508,520	1,471,516	1,498,450
国内総支出に対する比率(%)						
(F)/(A)×100	12.7	12.5	11.7	11.6	11.3	12.1
(G)/(A)×100	20.1	19.1	19.5	18.8	18.5	18.1
(H)/(A)×100	32.9	31.6	31.1	30.3	29.8	30.2

- (注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算(93SNA、平成7年基準)」によっており名目値である。
 2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む)の合計額であり、地方の歳入決算額によって異なる。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
 5 決算額からは、特定資金公共事業償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第349表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
国税及び地方税合計	855,172	792,227	780,351	816,417	835,687	858,226
国 税	499,684	458,442	453,694	481,029	502,498	509,243
直 接 税	297,393	257,891	254,727	279,858	297,689	302,354
所 得 税	178,065	148,122	139,146	146,705	146,830	127,880
源 泉 分	150,301	122,492	113,926	121,846	121,860	104,250
申 告 分	27,764	25,631	25,220	24,859	24,970	23,630
法 人 税	102,578	95,234	101,152	114,437	124,730	130,580
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	16,745	14,529	14,425	14,465	14,970	13,800
地 価 税	8	5	3	2	—	—
旧 税	△3	0	1	1	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	—	—	4,249	11,159	30,094
間 接 税 等	202,291	200,551	198,966	201,171	204,809	206,889
地 方 税	355,488	333,785	326,657	335,388	333,189	348,983
道 府 県 税	155,303	138,035	136,931	144,870	142,737	154,308
市 町 村 税	200,185	195,750	189,726	190,518	190,452	194,675

- (注) 国税は、平成16年度以前は決算額、平成17年度は補正後予算額、平成18年度は当初予算額である。
 地方税は、平成16年度以前は決算額、平成17年度以降は当初予算額又は地方財政計画額(計画外税収見込額を含む)である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第350表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区 分	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 計	112,398	117,488	120,730	123,901	126,982	130,267
就 業 ・ 所 得	54,884	56,387	57,705	59,943	64,355	68,255
健 康 ・ 福 祉	55,862	59,264	61,298	63,098	61,960	61,400
学 習 ・ 社 会 参 加	356	358	346	277	266	216
生 活 環 境	329	292	267	130	128	132
調 査 研 究 等 の 推 進	968	1,187	1,114	453	274	265

- (注) 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。
 資料：内閣府「高齢社会白書」

第351表 市町村税納税義務者数

平成17年7月1日現在（単位 人）

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割		市町村民税所得割	法人税割	固定資産税
			法人	法人でない 社団等			
合 計	2,353	55,400,971	3,666,358	4,218	51,361,677	3,508,610	45,551,292
人口50万以上の市	26	16,609,767	1,528,898	1,780	15,840,821	1,418,192	11,728,267
人口5万以上50万未満の市	469	27,206,781	1,536,627	1,371	25,318,583	1,518,473	21,997,321
人口5万未満の市	245	3,590,991	199,438	480	3,173,618	194,316	3,589,451
町 村	1,613	7,993,432	401,395	587	7,028,655	377,629	8,236,253

資料：総務省自治税務局調べ

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第352表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位 千人)

区 分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950～ 55年	2000～ 2005年	2045～ 50年
世界全域	2,519,470	4,073,740	6,085,572	6,464,750	7,905,239	9,075,903	1.81	1.21	0.38
先進地域	812,772	1,047,196	1,193,354	1,211,265	1,248,954	1,236,200	1.20	0.30	△ 0.10
発展途上地域	1,706,698	3,026,543	4,892,218	5,253,484	6,656,285	7,839,702	2.09	1.43	0.45
アフリカ	224,068	415,824	812,466	905,936	1,344,491	1,936,952	2.21	2.18	1.21
東部アフリカ	64,986	125,811	255,681	287,707	447,683	678,716	2.29	2.36	1.39
中部アフリカ	26,332	46,987	96,040	109,641	184,332	303,349	1.86	2.65	1.63
北部アフリカ	53,302	97,863	175,051	190,895	255,959	311,893	2.30	1.73	0.53
南部アフリカ	15,624	29,302	52,069	54,055	55,136	56,004	2.30	0.75	0.11
西部アフリカ	63,823	115,861	233,624	263,636	401,381	586,989	2.17	2.42	1.27
ラテンアメリカ	167,321	322,449	522,929	561,346	696,541	782,903	2.65	1.42	0.22
カリブ海	17,027	27,121	37,456	39,129	44,663	46,438	1.77	0.87	△ 0.06
中央アメリカ	37,299	79,155	136,039	147,029	185,678	209,557	2.73	1.55	0.19
南アメリカ	112,995	216,173	349,434	375,187	466,200	526,907	2.75	1.42	0.26
北部アメリカ	171,616	243,417	314,968	330,608	388,032	437,950	1.71	0.97	0.38
アジア	1,396,254	2,395,218	3,675,799	3,905,415	4,728,131	5,217,202	1.96	1.21	0.19
東部アジア	670,985	1,096,726	1,479,233	1,524,380	1,651,971	1,586,704	1.80	0.60	△ 0.36
南部・中央アジア	496,092	876,102	1,484,624	1,610,896	2,098,694	2,495,028	2.05	1.63	0.47
南東部アジア	178,073	321,293	518,867	555,815	678,347	752,254	2.08	1.38	0.18
西部アジア	51,104	101,097	193,075	214,323	299,119	383,216	2.70	2.09	0.73
ヨーロッパ	547,405	675,548	728,463	728,389	707,235	653,323	0.99	0.00	△ 0.37
東部ヨーロッパ	220,199	285,700	304,636	297,328	267,149	223,539	1.48	△ 0.49	△ 0.76
北部ヨーロッパ	77,293	88,211	94,157	95,792	101,674	105,602	0.40	0.34	0.11
南部ヨーロッパ	108,996	132,472	146,081	149,389	148,866	138,716	0.83	0.45	△ 0.40
西部ヨーロッパ	140,916	169,165	183,589	185,879	189,546	185,467	0.66	0.25	△ 0.15
オセアニア	12,807	21,284	30,949	33,056	40,809	47,572	2.15	1.32	0.45

(注) 1 UN, *World population Prospects The 2004 Revision* (中位推計)による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 ラテンアメリカ：カリブ海諸国、中央アメリカ及び南アメリカ。

5 年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0} - 1) \times 100$ によって算出。ただし、 P_0 、 P_1 はそれぞれ期首、期末人口、 n は期間。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第353表 平均寿命の国際比較

区分	1926~1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の実績
《男》								
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	78.64 (2004)
アメリカ	57.71 (1929~31)	...	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	75.00 (2004)
イギリス	58.74 (1930~32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963~65)	69.62 (1974~76)	71.22 (1984~87)	74.06	76.00 (2004)
ドイツ	55.97 (1924~26)	57.72 (1946~47)	66.21 (1957~58)	67.41 (1963~65)	68.30 (1974~76)	71.54 (1984~86)	73.30 (1994~96)	76.00 (2004)
フランス	54.30 (1928~33)	61.87 (1946~49)	65.04 (1952~56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984~86)	73.92	76.00 (2004)
スウェーデン	60.97 (1921~30)	69.04 (1946~50)	70.49 (1951~55)	71.60 (1961~65)	72.12	73.79	76.08 (1994)	78.00 (2004)
《女》								
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.59 (2004)
アメリカ	60.99 (1929~31)	...	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	80.00 (2004)
イギリス	62.88 (1930~32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963~65)	75.82 (1974~76)	77.51 (1984~87)	79.32	81.00 (2004)
ドイツ	58.82 (1924~26)	63.44 (1946~47)	71.34 (1957~58)	73.22 (1963~65)	74.81 (1974~76)	78.10 (1984~86)	79.70 (1994~96)	82.00 (2004)
フランス	59.02 (1928~33)	67.43 (1946~49)	71.15 (1952~56)	75.00	76.90 (1974)	79.49 (1984~86)	81.86	84.00 (2004)
スウェーデン	63.16 (1921~30)	71.58 (1946~50)	73.43 (1951~55)	75.70 (1963~65)	77.37	79.68	81.38 (1994)	83.00 (2004)

(注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国はUN, *Demographic Yearbook*による。
 2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国はWHO, *The World Health Report 2006*による。
 3 1982年以前のイギリスは、イングランド=ウェールズ。1957~86年までのドイツは、旧西ドイツである。
 4 ()内の年次は、作成基礎期間。
 5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第354表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区分	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.87 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	5.64 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.97	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.20	15.40	14.37	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.24	14.94	14.92	12.99	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.61	12.34	15.56	16.92	16.36	14.82	16.31	16.37
2005	20.16	13.14	12.31	16.72	17.56	16.81	15.02	16.61	18.77
2010	23.13	14.21	12.79	18.34	17.90	17.14	16.41	16.90	20.39
2020	29.25	18.44	15.82	20.82	20.95	20.07	19.52	20.84	22.07
2030	31.82	23.25	19.25	25.97	24.93	22.51	21.80	24.24	26.55
2040	36.45	24.87	20.18	30.04	27.10	25.58	23.55	26.41	28.99
2050	39.56	25.65	20.65	30.68	27.25	30.23	22.75	27.11	28.41

1) 全ドイツ。2) 1884年。3) 1888年。4) 1898年。5) 1908年。6) 国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7) 1901年。8) 1911年。9) 1921年。10) 1931年。11) 1941年。12) 1869年。13) 1927年。14) 1939年。15) 1846年。16) 1856年。17) 1866年。18) 1893年。19) 1905年。20) 1934年。21) 1935年。22) 1945年。23) 1851年。24) 1861年。25) 1872年。26) 1881年。27) 1891年。28) 1925年。29) 1933年。30) 西ドイツ 1946年。31) 1879年。32) 1889年。33) 1907年。34) 1928年。35) 1871年。36) 1936年。37) 1849年。38) 1859年。39) 1909年。40) 1855年。41) 1865年。42) 1875年。43) 1864年。44) 1878年。

(単位 %)

区分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁷⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁸⁾	5.75 ⁴⁰⁾	4.67 ⁴³⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁵⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴¹⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁵⁾	...
1880	3.53 ³¹⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³¹⁾	6.10 ⁴²⁾	4.73 ⁴⁴⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	...
1890	3.51 ³²⁾	...	6.01 ³²⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³³⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ³⁹⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.74 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42
1930	5.86 ³⁴⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁶⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹⁴⁾	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	12.94	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.41	17.78	14.35	15.94	11.15
2000	16.79	18.24	13.62	15.34	16.15	17.27	14.98	15.86	12.15
2005	18.17	19.97	14.10	15.00	17.08	17.22	15.95	15.96	12.70
2010	18.35	21.12	15.13	15.68	17.77	18.56	17.79	16.49	13.70
2020	20.22	24.49	19.37	19.02	20.28	21.37	21.55	18.79	17.24
2030	23.05	29.14	23.56	21.96	23.92	23.11	26.35	21.44	20.57
2040	27.19	34.62	26.21	24.48	27.77	24.77	28.44	23.13	22.63
2050	30.24	35.53	25.42	24.30	30.24	24.74	27.71	23.17	23.77

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2004 Revision* (中位推計)による。各年中央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口(〔出生中位(死亡中位)〕推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	23%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
シンガポール	2000	2010	2016	2018	2023	2024	2028	2036	16	13
韓国	2000	2007	2017	2019	2026	2027	2033	2040	17	19
日本	1970	1985	1994	1996	2006	2007	2014	2033	24	20
中国	2001	2017	2026	2028	2036	2038	—	—	25	19
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2017	2028	—	36	42
ルーマニア	1962	1977	2002	2013	2033	2035	2043	—	40	56
ドイツ	1932	1952	1972	1976	2009	2017	2028	—	40	57
ポルトガル	1951	1977	1992	1996	2020	2023	2034	2048	41	43
ブルガリア	1952	1972	1993	1995	2020	2024	2039	2050	41	48
ギリシャ	1951	1968	1992	1995	2019	2023	2035	2049	41	51
オーストラリア	1929	1945	1970	1976	2017	2021	2029	2040	41	72
スペイン	1947	1975	1991	1995	2023	2025	2032	2040	44	48
イギリス	1929	1946	1976	1980	2026	2029	—	—	47	80
スイス	1931	1960	1982	2001	2016	2019	2028	—	51	56
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2018	2021	2031	—	51	72
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2023	2027	—	—	53	66
イタリア	1927	1966	1988	1990	2006	2010	2022	2032	61	40
カナダ	1945	1984	2010	2013	2024	2026	2042	—	65	40
オランダ	1940	1969	2005	2010	2022	2025	2034	—	65	53
オーストラリア	1939	1985	2011	2014	2029	2032	—	—	72	44
アメリカ	1942	1972	2015	2018	2036	—	—	—	73	64
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2014	2018	—	—	85	66
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2024	2027	—	—	92	70
フランス	1864	1943	1979	1994	2018	2021	2033	—	115	75

(注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)及び*Demographic Yearbook*による。

1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2004 Revision* (中位推計)による。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口(〔出生中位(死亡中位)〕推計値)。

3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものである。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。

4 「—」は、2050年までその割合に到達しないことを示す。

5 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第355表 主要先進国の合計特殊出生率(1950～2005年)

区分	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.90	...
1955	2.37	3.75	3.51	2.22	2.39	2.38	2.58	2.68	...
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.30	2.54	2.70	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.92	2.68	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.44	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.93	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.81	1.37 E
1986	1.72	1.67	1.84	1.45	1.54	2.04	1.48	1.83	1.41 E
1987	1.69	1.66	1.87	1.43	1.54	1.95	1.50	1.80	1.43 E
1988	1.66	1.77	1.92	1.44	1.58 E	1.97	1.56	1.80	1.46 E
1989	1.57	1.77	2.02	1.45	1.59 E	1.86	1.62	1.79	1.42 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.45	1.62 E	1.73	1.67	1.78	1.45 E
1991	1.53	...	2.07	1.50	1.66 E	1.54	1.68	1.77	1.33
1992	1.50	1.69	2.07	1.51	1.65	1.45	1.76	1.73	1.30 E
1993	1.46	1.66	2.05	1.48	1.60 E	1.37	1.75	1.65	1.28
1994	1.50	1.66	2.04	1.44	1.55 E	1.23	1.81	1.65	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.40	1.56 E	1.23	1.81	1.70	1.25
1996	1.43	1.62	2.03	1.42	1.59 E	1.23 E	1.75	1.72	1.32
1997	1.39	1.55	2.03	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.73	1.36
1998	1.38	...	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72	1.76	1.36 E
1999	1.34	...	2.01 U	1.32	1.61	1.23	1.73	1.79	1.36
2000	1.36	1.49	2.06	1.36	1.66 E	1.27	1.77	1.88	1.38
2001	1.33	1.51	2.03	1.33	1.64 E	1.24	1.75	1.88	1.35
2002	1.32	1.50	2.01	1.39	1.62 E	1.21	1.72	1.87	1.34
2003	1.29	1.53	2.04	1.38	1.64 E	1.23	1.76	1.88	1.34
2004	1.29	...	2.05	1.42	1.64 S	1.29	1.78	1.90	1.36
2005	1.26	1.41 S	...	1.31 S	1.80 S	1.94 S	1.36 S

区分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.04	2.76	...	2.24	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.29	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.92	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.54	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.15	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.62	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.55	1.89 E	1.90
1985	1.83	1.45	1.51	1.68	1.63	1.73	1.52	1.80	1.89
1986	1.83	1.37	1.55	1.71	1.54	1.79	1.53	1.78	1.87
1987	1.81	1.35	1.56	1.75	1.48	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.38	1.55	1.84	1.43	1.96	1.57	1.84	1.84
1989	1.78	1.35	1.55	1.89	1.37	2.02	1.56	1.81	1.84
1990	1.85	1.36	1.62	1.93	1.33	2.14	1.59	1.84	1.91
1991	1.86	1.33	1.61	1.92	1.33	2.12	1.58	1.82	1.86
1992	1.77	1.33	1.59	1.89	1.32	2.09	1.58	1.79	1.89
1993	1.69	1.26	1.57	1.86	1.27	2.00	1.51	1.76	1.87
1994	1.64	1.22	1.57	1.87	1.21	1.89	1.49	1.74	1.85
1995	1.57	1.19	1.53	1.89	1.17	1.74	1.48	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.53	1.89	1.16	1.61	1.50	1.73	1.80
1997	1.38	1.21	1.56 E	1.86	1.18	1.53	1.48 E	1.72	1.78
1998	1.33	1.21	1.63	1.81	1.17	1.51	1.47	1.71	1.76
1999	1.29	1.23	1.65	1.84	1.20	1.50	1.48	1.69	1.76
2000	1.33	1.26	1.72	1.85	1.23	1.57	1.50	1.64	1.76
2001	1.31	1.25	1.71	1.78	1.24	1.57	1.38	1.63	1.73
2002	1.31	1.27	1.73	1.75	1.26	1.65	1.39	1.64	1.75
2003	1.28	1.29	1.75	1.80	1.31	1.72	1.39	1.71	1.76
2004	1.29	1.33	1.73	1.83	1.32	1.75	1.42	1.77 S	...
2005	1.32 S	1.32 S	1.73 S	1.84 S	1.33 S	1.77 S	1.42 S	1.80 S	...

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による(5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある)。
 2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。
 3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe, 2005*
 4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports, Vol.55, NO.1*
 5 S=Eurostat, *Eurostat Statistics in Focus: Population and Social Conditions*
 資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第356表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区分	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	...	27.9	27.5	27.0
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	11.4	11.1	10.7	10.8	10.5
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.6	14.5	14.7	14.1	13.9
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.9	18.9	18.9	18.8	19.0	18.2	18.3
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	26.5	26.0	25.8	25.4	25.0
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	16.2	14.7	12.5
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	8.8	8.7	8.8	8.9	9.6
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	12.5	12.4	12.6	12.2	11.9
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.6	12.7	13.2	13.0	...
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	9.7	9.4	9.3	8.9	...
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.0	9.1	9.4	9.2	9.3*
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	12.1	11.8	11.4	11.2	11.3
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	13.3	13.1	13.0	12.7	12.8
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	8.8	8.3	8.7	9.1	...

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。
 2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。
 3 国連人口部による推計。1) 1965～1970年、2) 1970～1975年、3) 1975～1980年、4) 1980～1985年、5) 1985～1990年。
 4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。
 5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。
 6 *印は、暫定値である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2 社会保障

第357表 ILO条約及び勧告(社会保障関係)

(i) ILO条約 2006年12月31日現在

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	55	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	33	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	59	昭30. 8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	76	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	73	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	67	昭 3.10. 8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	120	昭 3.10. 8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	46	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	28	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	20	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19(1935)	48	廃疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	11	
21(1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	18	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	19	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	42	昭51. 2. 2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	40	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	23	昭49. 6. 7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	15	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	37	平 7. 6. 9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	34	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	78	平 3. 6. 1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	14	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	7	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	11	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	5	
85(1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	20	平11. 7.28
87(1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	163	平13. 3. 1
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	13	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	8	
94(2006)	—	海事労働条約(仮称)	1	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
2 (1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3 (1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7 (1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7 (1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7 (1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7 (1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9 (1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10 (1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
18 (1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26 (1944)	67	所得保障に関する勧告
26 (1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26 (1944)	69	医的保護に関する勧告
28 (1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28 (1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35 (1952)	95	母性保護に関する勧告
48 (1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51 (1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53 (1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66 (1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67 (1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68 (1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69 (1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69 (1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75 (1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81 (1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83 (1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85 (1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88 (2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
 3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表1(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(参考) ILOの現勢

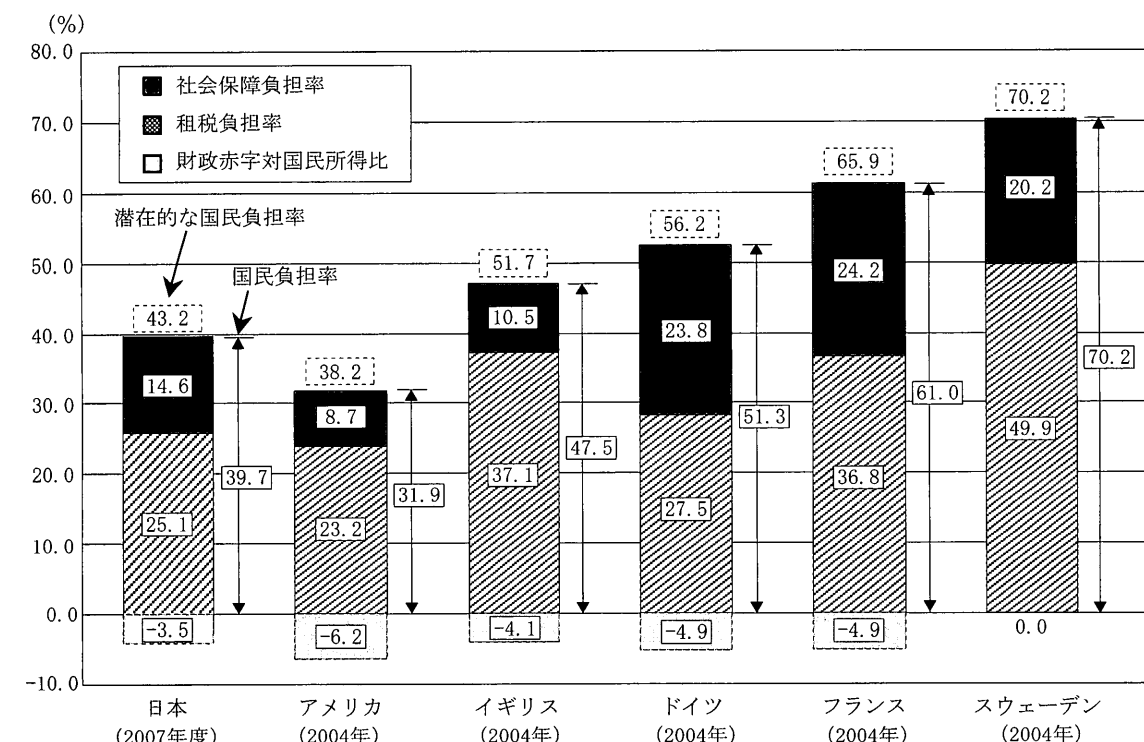
各年12月31日現在

	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
加盟国数	175	175	175	177	177	178	179
条約数	183	184	184	185	185	185	187
勧告数	191	192	194	194	195	195	198
加盟国の平均批准数	39	40	41	41
OECD諸国の平均批准数	66	67	72	72
日本の批准条約数	44	45	46	46	46	47	47

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第358表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1 日本は年度見直し。諸外国は暦年実績。
 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

資料：財務省調べ

第359表 日本の公的社會支出

(単位 百万円)

区分	2000年度	2001
高		
現 金 給 付	34,771,145	36,729,939
退 職 年 金	31,233,780	32,318,282
厚 生 年 金 保 険	31,193,732	32,258,584
農 林 漁 業 共 済 組 合	9,808,044	10,527,942
私 学 共 済 共 済 組 合	15,832,828	16,154,186
船 員 保 険	314,209	318,140
国 家 公 務 員 共 済 体 制	165,761	172,542
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	3,139	2,665
地 方 公 務 員 共 済 体 制	1,369,539	1,364,282
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	1,109	1,191
地 方 公 務 員 共 済 体 制	3,536,121	3,567,255
国 家 公 務 員 恩 給	11,159	11,305
地 方 公 務 員 恩 給	60,725	56,229
早 期 退 職 年 金	91,097	82,847
そ の 他 の 現 金 給 付	40,048	59,699
厚 生 年 金 保 険	12,833	12,569
國 民 年 金	17	18
農 林 漁 業 共 済 組 合	55	46
私 学 共 済 共 済 組 合	327	295
国 家 公 務 員 共 済 体 制	174	221
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	5	3
地 方 公 務 員 共 済 体 制	23	27
介 護、ホ ー ムヘルプサ ービ ス	26,614	46,519
現 物 給 付	3,537,365	4,411,656
介 護、ホ ー ムヘルプサ ービ ス	3,537,365	4,411,656
社 会 福 祉	152,445	156,474
社 会 福 祉	0	0
社 会 福 祉	3,283	225
社 会 福 祉	3,374,225	4,236,755
生 活 保 護	7,413	18,203
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—
遺 族 年 金	5,979,949	6,111,568
現 金 給 付	5,872,215	6,003,071
遺 族 年 金	5,757,158	5,886,765
國 民 年 金	143,408	141,351
戦 争 機 犠 牲 者	1,345,420	1,283,457
厚 生 年 金 保 険	3,210,490	3,359,793
農 林 漁 業 共 済 組 合	66,500	69,738
私 学 共 済 共 済 組 合	26,702	28,017
国 家 公 務 員 共 済 体 制	297,147	308,584
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	23,987	27,375
地 方 公 務 員 共 済 体 制	634,911	660,301
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	6,134	5,608
船 員 保 険	2,460	2,542
そ の 他 の 現 金 給 付	115,057	116,306
戦 争 機 犠 牲 者	107,871	109,506
國 民 年 金	7,120	6,749
農 林 漁 業 共 済 組 合	23	18
私 学 共 済 共 済 組 合	0	6
国 家 公 務 員 共 済 体 制	36	21
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	7	5
現 物 給 付	107,734	108,497
埋 葬 費	107,521	108,310
政 府 管 掌 健 康 保 険	23,359	21,843
組 合 管 掌 健 康 保 険	16,813	16,625
國 民 健 康 保 険	48,475	51,512
船 員 保 険	807	730
私 学 共 済 共 済 組 合	2,140	2,000
労 災 保 険	2,156	2,169
国 家 公 務 員 共 済 体 制	4,846	4,925
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	0	0
地 方 公 務 員 共 済 体 制	8,837	8,437
地 方 公 務 員 共 済 体 制	8,838	8,438
地 方 公 務 員 災 害 補 償	63	53
旧 公 共 企 業 共 済 体 制 災 害 補 償	0	0
そ の 他 の 現 物 給 付	213	187
戦 争 機 犠 牲 者	213	187

区分	2000年度	2001
障 害、業 務 災 害、傷 病	3,303,479	3,345,585
現 金 給 付	2,924,502	2,925,856
障 害	1,628,005	1,650,304
國 民 年 金	1,270,804	1,294,160
厚 生 年 金 保 険	295,556	296,653
農 林 漁 業 共 済 組 合	5,019	4,964
私 学 共 済 共 済 組 合	1,794	1,809
国 家 公 務 員 共 済 体 制	12,449	12,344
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	6,407	6,117
地 方 公 務 員 共 済 体 制	35,929	34,211
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	47	46
年 金 (業 務 災 害)	474,159	475,872
船 員 保 険	799	829
国 家 公 務 員 共 済 体 制	4,077	4,704
地 方 公 務 員 共 済 体 制	6,628	6,635
国 家 公 務 員 災 害 補 償	6,922	6,498
地 方 公 務 員 災 害 補 償	16,628	17,151
旧 公 共 企 業 共 済 体 制 災 害 補 償	7,032	6,826
労 災 保 険	432,075	433,228
休 業 給 付 (業 務 災 害)	130,313	130,113
船 員 保 険	534	472
労 災 保 険	127,647	127,547
国 家 公 務 員 災 害 補 償	1,551	1,555
地 方 公 務 員 災 害 補 償	557	514
旧 公 共 企 業 共 済 体 制 災 害 補 償	25	24
休 業 給 付 (傷 病 手 当)	270,477	251,921
政 府 管 掌 健 康 保 険	168,731	152,897
組 合 管 掌 健 康 保 険	83,581	82,045
船 員 保 険	5,316	3,953
私 学 共 済 共 済 組 合	1,901	1,748
国 家 公 務 員 共 済 体 制	1,929	1,973
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	0	0
地 方 公 務 員 共 済 体 制	7,306	7,541
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	1,714	1,764
そ の 他 の 現 金 給 付	421,547	417,646
厚 生 年 金 保 険	340	339
戦 争 機 犠 牲 者	660	602
農 林 漁 業 共 済 組 合	6	3
私 学 共 済 共 済 組 合	2	0
労 災 保 険	369,357	365,937
国 家 公 務 員 災 害 補 償	1,208	1,013
地 方 公 務 員 災 害 補 償	3,451	3,572
社 会 福 祉	46,523	46,179
現 物 給 付	378,977	419,729
介 護、ホ ー ムヘルプサ ービ ス	158,406	191,782
労 災 保 険	7,492	6,797
国 家 公 務 員 災 害 補 償	13	14
地 方 公 務 員 災 害 補 償	366	621
旧 公 共 企 業 共 済 体 制 災 害 補 償	0	0
社 会 福 祉	150,534	184,350
復 帰 支 援 (リハビリテ ーシ ョ ン)	97	83
社 会 福 祉	97	83
そ の 他 の 現 物 給 付	220,474	227,864
社 会 福 祉	218,628	226,879
公 衆 衛 生	1,846	985
保 健	30,710,532	31,603,911
現 金 給 付	—	—
現 物 給 付	30,710,532	31,603,911
家 族 手 当	2,754,757	3,026,879
現 金 給 付	1,257,343	1,437,850
家 族 手 当	720,359	865,906
兒 童 手 当	300,412	414,740
社 会 福 祉	75,639	78,459
社 会 福 祉	344,309	372,707
出 産、育 児 休 業	534,340	569,451
政 府 管 掌 健 康 保 険	172,718	174,732
組 合 管 掌 健 康 保 険	163,825	160,433

第360表 日本の義務化されている私的社會支出

(単位 百万円)

区分	2000年度	2001
国 民 健 康 保 険	76,865	77,572
船 員 保 険	474	425
私 学 共 済 共 済 組 合	5,583	5,543
国 家 公 務 員 共 済 体 制	16,102	17,780
旧 公 共 企 業 共 済 体 制	0	0
地 方 公 務 員 共 済 体 制	60,899	72,046
雇 用 保 険	37,875	60,920
そ の 他 の 現 金 給 付	2,643	2,493
地 方 公 務 員 共 済 体 制	2,643	2,493
現 物 給 付	1,497,415	1,589,029
デイクア、ホ ー ムヘルプサ ービ ス	1,497,415	1,589,029
兒 童 手 当	46,282	55,473
社 会 福 祉	1,451,132	1,533,556
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—
積 極 的 勞 働 市 場 政 策	1,465,300	1,441,600
雇 用 対 策	866,000	879,400
公 的 雇 用 対 策	866,000	879,400
職 業 訓 練	160,800	166,500
成 人 失 業 者 及 び 高 リ ス ク 失 業 者 の 再 訓 練	160,800	166,500
若 年 者 対 策	18,300	20,300
若 年 者 対 策	18,300	20,300
失 業 對 策 補 助 金	386,100	347,200
補 助 金 付 雇 用	386,100	347,200
障 害 者 補 助 金 付 雇 用	34,100	28,200
障 害 者 對 策	34,100	28,200
失 業 給 付	2,817,600	2,313,200
現 金 給 付	2,817,600	2,313,200
失 業 給 付、退 職 手 当	2,817,600	2,313,200
雇 用 保 険	2,817,600	2,313,200
船 員 保 険	—	—
勞 働 市 場 理 由 に よ る 早 期 退 職	—	—
現 物 給 付	—	—
住 宅 給 付	—	—
現 金 給 付	—	—
住 宅 手 当	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	—	—
現 物 給 付	—	—
住 宅 扶 助	—	—
住 宅 給 付	—	—
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—
生 活 保 護	781,026	817,859
現 金 給 付	768,203	808,741
所 得 補 助	654,890	695,694
生 活 保 護	654,890	695,694
そ の 他 の 現 金 給 付	113,313	113,048
社 会 福 祉	1,222	278
地 方 公 務 員 共 済 体 制	110,601	111,514
地 方 公 務 員 共 済 体 制	1,490	1,256
現 物 給 付	12,823	9,117
社 会 福 祉	5,505	182
社 会 福 祉	5,505	182
そ の 他 の 現 物 給 付	7,317	8,936
公 衆 衛 生	4,111	5,560
社 会 福 祉	3,207	3,376
合 計	82,583,787	85,390,540
現 金 給 付	44,873,641	45,807,000
現 物 給 付	36,244,846	38,141,940

(注) 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「海外社会保障研究」

区分	2000年度	2001
高		
現 金 給 付	2,581,689	2,953,367
退 職 年 金	2,003,870	2,408,870
厚 生 年 金 基 金 等	1,671,507	2,157,707
農 業 者 年 金 基 金 等	332,363	251,163
早 期 退 職 年 金	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	577,819	544,497
厚 生 年 金 基 金 等	574,225	521,548
農 業 者 年 金 基 金 等	3,594	22,949
現 物 給 付	—	—
介 護、ホ ー ムヘルプサ ービ ス	—	—
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—
遺 族 年 金	1,411	1,293
現 金 給 付	1,411	1,293
遺 族 年 金	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	1,411	1,293
農 業 者 年 金 基 金 等	1,411	1,293
現 物 給 付	—	—
埋 葬 費	—	—
そ の 他 の 現 物 給 付	—	—
障 害、業 務 災 害、傷 病	—	—
保 健	—	—
家 族	—	—
積 極 的 勞 働 市 場 政 策	—	—
失 業	—	—
住 宅	—	—
他 の 社 会 政 策 分 野	—	—
合 計	2,583,101	2,954,659
現 金 給 付	2,583,101	2,954,659
現 物 給 付	—	—

(注) 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「海外社会保障研究」

3 医療

第361表 医療費費用負担制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス
社会保険制度	Yes	No	No
強制加入	Yes	No	Yes
適用	被用者 政府管掌健康保険 中小企業の被用者 組合管掌健康保険 大企業の被用者 健康保険法第3条の2項被保険者 船員保険 給付 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合 私学教職員共済組合 私学教職員	民間保険 任意加入	全国民が対象 (一定期間以上滞在する外国人含む)
	自営業者 国民健康保険 医師・歯科医師等の同業者が 国民健康保険組合を設立する ことも可能		
	高齢者 老人保健制度 加入は個別の医療保険制度	メディケア (社会保障年金受 給者、65歳未満の障害者及び 終末期疾患患者・保険料なし)、 任意加入者 (月額343ドル を支払うことが必要)	
	無業の者 国民健康保険 (退職者は退職者医療制度に加入)	メディケイド (低所得者) ①～④のいずれかに該当する 低所得者等に対して実施され る。①「貧困家庭への一時的 扶助」受給者、②6歳以下の 児童で家族が連邦貧困水準の 133%以下、③妊娠中家族が 連邦貧困水準の133%以下、 ④付加的社会保障給付 (SSI) の 受給者	
保険料率	政府管掌健康保険：8.2%、国民 健康保険：応益割と応能割で賦 課、船員保険：9.1%、健康保険 法第3条の2項被保険者：130円 ～2,640円 (月額)	メディケアPartAの財源は社会保 険税 (所得の2.9%、被用者は雇 用主と折半)、PartBは毎月66.6 ドル	国民保険の保険料にNHSへの拠 出分が含まれている。そのNHS 財源に占める割合は12.1%
公的支出規模	給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険：50%、国 民健康保険組合：32%～52%、 老人保健：38%、政府管掌健康 保険 (健康保険法第3条の2項 被保険者)：13% (老健拠出金の 16.4%)	メディケアPartAの全額とPartB の75%、およびメディケイド費 用	85.9%
保険料の徴収	各医療保険者が実施	保険料は年金等の社会保障給 付から源泉徴収されるが、有職者 であり社会保障給付を受けられ ない場合や社会保障給付が保険 料を下回る場合にはメディケア 保険料徴収センターに支払う	—
自己負担の状況	原則として費用の3割を負担。 高齢者については所得に応じて 1割ないしは2割負担。3歳未 満は2割負担	メディケアPartAにおいては、入 院医療の最初の60日に対して876 ドルまでが自己負担となり、それ 以上の費用については給付が行わ れる。90日を超える期間につい ては全額自己負担。生涯に一度負 担だけ1日につき438ドルの自己負 担で60日間の給付を受けること も可能である。PartBについては 医師サービスは最初の100ドル、 その後の費用の20%を負担する。 病院外来については医師費用の 20%を自己負担する。この他に もサービスによって自己負担が 設定されている	薬剤については一処方あたり 6.30ポンドの自己負担があるが、 おおよそ85%の患者が免除対象 となっている。歯科医サービス については費用80%の自己負担 となるが372ポンドが上限

資料：医療経済研究機構「イギリス医療制度関連データ集」、「アメリカ医療制度関連データ集」、「ドイツ医療制度関連データ集」、「フランス医療制度関連データ集」、「スウェーデン医療制度関連データ集」

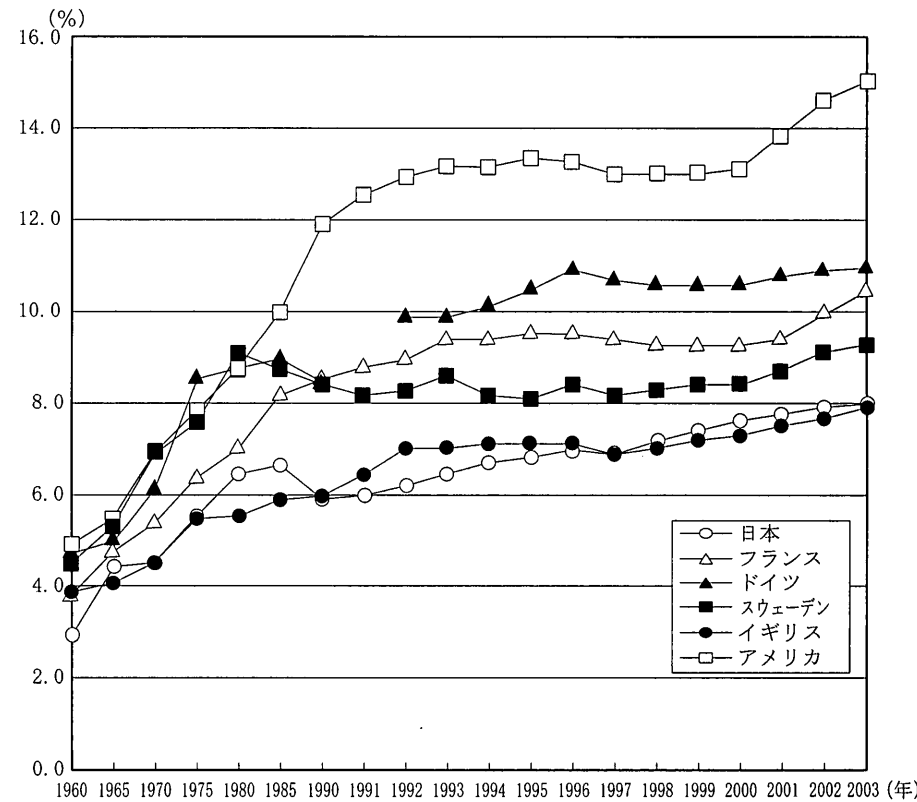
ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
Yes	Yes	No	Yes
No	Yes	Yes	Yes
企業疾病金庫(BKK) 大企業被用者 同業組合疾病金庫 手工業者 職員代替金庫 被用者 労働者代替金庫 被用者 海員金庫 船員 連邦鉄大組合 鉱山労働者 任意加入 公務員	CNAMTS 一般被用者=(商工業関係 の被用者の大部分、その 他学生、障害者等) 特別制度※ パリ市交通公社 フランス銀行 鉱業 軍人 公証人の被用者 フランス国有鉄道	疾病保険 (社会保険庁が管 轄する疾病時の所得保障保 険) 保健医療サービス (現物 給付)	特別医療費保険 (長期医療保 険) 年収が64,000ギルダー以下 の被用者 疾病基金保険 公務員 公務員保険 一定以上所得の被用者、自 営業者、退職者 私的保険
任意加入 農業者とその家族 農業者疾病金庫 (LKK)	非被用者疾病保険金庫(CANAM) 自営業者 農業共済組合 (MSA) (農業者)		
—	(突き抜け型)		
—	—		—
旧西ドイツ地域における、 地区疾病金庫：14.32%、企 業疾病金庫：12.95%、同業 者疾病金庫：14.26%、労働 者代替金庫：13.95%、職 員代替金庫：14.30%となっ ている。旧東ドイツ地域につ いては、地区疾病金庫： 14.10%、企業疾病金庫： 12.99%、同業者疾病金庫： 13.98%、労働者代替金庫： 13.95%、職員代替金庫： 14.40%	被用者負担は総賃金の0.75 %、事業主負担は総賃金の 12.80%となる。一般社会税 (CSG)は5.25%	10.25% 疾病基金保険は定額保険料 と所得比例の2種類 (雇 用者6.35%、被用者1.75%、 年金受給者(年金受給額の) 8.1%、定額保険料は月額 28.75ギルダー～41.00ギル ダー、公務員保険は8.1% を労使折半、私的保険の保 険料は定額	
—	CSG (一般社会拠出金) に よる拠出16.4% (1999年)		疾病基金保険会社が赤字にな った場合に公費が投入される
各医療保険者が実施	一般被用者については、社 会保険・家族手当保険料被 用者制度 (URSSAF) が、非被 用者 (OC) が、農業者につ いては農業社会共済金庫 (CMSA) が担当する	—	所得比例保険料の場合は企業 が給与から天引きして企業負 担分とともに税務署を通じて 国税局に納付する。定額保 険料は疾病基金保険会社が被 保険者から徴収する
入院は1日10マルク (年28 日まで)、(外来)診察は四半 期ごとに10マルク、薬剤は 販売価格の10% (ただし、 下限負担額が5マルク、上 限負担額が10マルク)	入院医療についてはおおよ そ20%、開業医の診療は 30%、薬剤は35%から %まで。ただし自己負担額 に充当する医療保険制度 がある	入院：上限が80クロ 外来：地方自治体 自己負担が定めら 薬剤分については全 901～1700クロ 負担分については50% については段階的に 負担率が低下する	—

第362表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.6
1970	4.5	5.3	6.2	6.8	4.5	7.0
1975	5.6	6.4	8.6	7.6	5.5	7.9
1980	6.5	7.0	8.7	9.0	5.6	8.8
1985	6.7	7.9	9.0	8.6	5.9	10.1
1990	5.9	8.4	8.5	8.3	6.0	11.9
1991	6.0	8.7	—	8.1	6.5	12.6
1992	6.2	8.9	9.7 b	8.3	6.9	13.0
1993	6.5	9.3	9.7	8.5 b	6.9	13.3
1994	6.7	9.3	9.9	8.1	7.0	13.2
1995	6.8 b	9.4	10.3	8.1	7.0	13.3
1996	7.0	9.4	10.6	8.3	7.0	13.2
1997	6.9	9.2	10.4	8.1	6.8 b	13.1
1998	7.2	9.1	10.4	8.3	6.9	13.1
1999	7.4	9.2	10.5	8.4	7.1	13.1
2000	7.6	9.2	10.4	8.4	7.3	13.3
2001	7.8	9.3	10.6	8.7	7.5	14.0
2002	7.9	10.0 b	10.8	9.1	7.7	14.7
2003	8.0 e	10.4	10.9	9.3	7.9 b	15.2

(注) b: 不連続, e: 暫定値。
資料: OECD "HEALTH DATA 2006"



第363表 診療報酬支払方式の国際比較

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
診療所開業医	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) RBRVS方式 (医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人头制(登録患者数に応じて支払う)+基本診療手当(各種加算あり)	総額請負制 (保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その費用を保険者より一括して支払う。個々の医師については、個々の医師ごとに定められた予算の枠内において、医師会より点数表に基づき出来高払いで配分される)	出来高払い制 (毎年、国会で決められた医療費の伸びの枠内で、全国疾病金庫と医師組合が協約(診療報酬)を締結。枠を超えた場合は、次年度の診療報酬減額又は払い戻しが行われる)	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
病院	DRG-PPS方式 (入院患者の診断群分類に従いあらかじめ定まった額を支払う)	NHS病院トラストは保健当局との契約に基づき支払を受ける。 NHS病院トラストの運営は独立採算にて行われる。	入院費用 ・特定の療養について1件当たり包括払制 ・一定の給付について特別報酬 ・1件当たり包括払の対象とならない給付について、1人1日当たり定額の形で支払われる診療科別療養費+基礎療養費の組み合わせ	公的病院 総枠予算制 私的病院 地方疾病保険金庫と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額のホスピタルフィーと全国協約方式によるドクターフィー	外来 同上 入院 ・療養環境、看護及び医学的管理費用については、入院基本料で患者1人1日当たりの定額払い ・手術料等については、原則として出来高払い ・特定の病棟については、入院基本料と技術料を包括払いするしくみ(特定入院料)

資料: 年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント2004年版」

第364表 医療供給に関する指標の国際比較 (人口1,000人当たり)

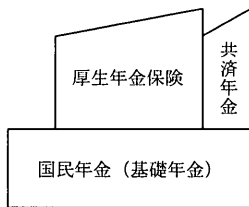
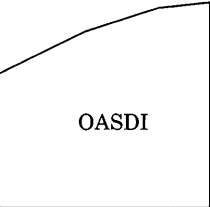

(単位 人、床)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医師数	2.0	5.5	1.7	3.6	3.3	3.0
病床数	16.5	3.6	4.1	9.1	8.2	3.6

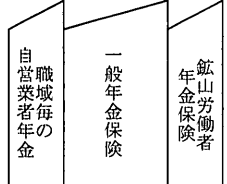
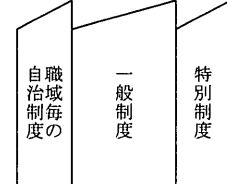
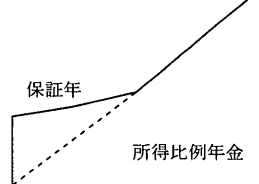
(注) 1 「医師数」は、2004年の数値。
2 「病床数」は、1995~2002年のうち最新の数値。
資料: 総務省統計局「世界の統計」

4 年 金

第365表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	2階建て 	1階建て 	2階建て 
対 象 者	全国民	一般被用者 自営業者	一定所得以上の一般国民
保 険 料 率 (2004年)	(一般被用者) 14.288% (2005.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2006.4～、月あたり13,860円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本 人：11.0% 事業主：12.8%
支 給 開 始 年 齢 (2004年)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに、65歳に引上げ	65歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2020年までに65歳に引上げ
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし
〈参考〉 OECDレポートによる所得 代替率 (所得は税控除後のもの)	59.1%	51.0%	47.6%

(注) 資料出所は以下のとおり。
 Social Security Programs Throughout the World:Europe;2004/ The Americas;2003
 The Mutual Information System on Social Protection
 先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ (東京大学出版会)
 Pensions at a Glance 2005 (OECD) ほか
 資料：厚生労働省「厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン
1階建て 	1階建て 	1階建て 
※2005年1月から一般年金保険に統合。 (2004年12月まで職員年金保険と労働者年金保険が分立)		
一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の一般国民
19.5% (労使折半)	(一般被用者) 16.45% 本 人：6.65% 事業主：9.80%	17.21% 本 人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)
65歳	60歳	65歳 (※61歳以降本人が選択。ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
給付費の約30% (2000年)	一般税源より給付費の約7% 一般社会拠出金等より給付費の約18% (1997年)	保証年金部分
71.8%	68.8%	68.2%

5 児童手当

第366表 主要国の児童手当・育児休業制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）は扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデン

国名	日本(2006年現在)	アメリカ(2004年現在)	イギリス(2003年現在)
支給対象児童	第1子から12歳到達後最初の年度末まで(小学校修了前)	制度なし	第1子から16歳未満 全日制教育を受けている場合は19歳未満
支給月額	第1・2子 0.5万円 第3子～ 1.0万円	(ただし、児童手当に相当するものとして、税制上の児童税額控除制度がある。)	第1子 68.25ポンド [1.4万円] 第2子～ 45.72ポンド [0.9万円]
所得制限	・一定の年収(4人世帯:年収ベース780万円)以上の者には支給しない ・被用者については一定年収(4人世帯:年収ベース860万円)未満まで支給		なし
財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10: 国 1/10:地方2/10 非被用者 国 1/3:地方2/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～小学校修了前> 国 1/3:地方2/3		国庫負担
運営	政府		政府
税制上の児童控除	扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族 63万円 (16歳以上23歳未満)	扶養控除:被扶養者1人につき3,100ドル[33.8万円]の所得控除 児童税額控除:17歳未満の扶養児童1人につき1,000ドル[10.9万円]の税額控除又は給付 *児童税額控除は世帯年収10,500ドル[114万円]以上の全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)	児童税額控除:16歳未満(学生等は19歳未満)の児童のいる世帯に対し、児童数及び世帯の所得に応じて税額控除又は給付 ・児童税額控除(family element) 扶養児童が1人以上ある場合、児童の数に関わらず、最大545ポンド[10.8万円]の税額控除(給付)、なお、扶養児童に1歳未満の児童がいる場合は545ポンド[10.8万円]加算 ・児童税額控除(child element) 扶養児童1人につき、最大1,445ポンド[28.6万円]の税額控除 *全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)

ドイツ(2003年現在)	フランス(2004年現在)	スウェーデン(2003年現在)
第1子から18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から20歳未満	第1子から16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当等
第1～3子 154ユーロ [2.1万円] 第4子～ 179ユーロ [2.4万円]	第1子 なし 第2子 115.07ユーロ [1.6万円] 第3子～ 147.42ユーロ [2.0万円] <割増給付> 11～16歳未満 32.36ユーロの加算 [0.4万円] 16歳～ 57.54ユーロの加算 [0.8万円]	第1・2子 950クローネ [1.4万円] 第3子 1,204クローネ [1.8万円] 第4子 1,710クローネ [2.6万円] 第5子～ 1,900クローネ [2.9万円] 奨学手当等も同額
18歳未満:なし 18歳以上:児童の年収が7,118ユーロ[約96万円]以上の場合には支給しない	なし	なし
公費 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合は連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 事業主拠出金 (65%) 税(一般社会拠出金等) (35%)	国庫負担
政府 児童控除:扶養児童1人につき5,808ユーロ[78.4万円]の所得控除 *児童控除と児童手当(扶養児童1人につき1,848ユーロ[24.9万円])の有効な方を適用	家族手当金庫 なし N分N乗課税 *家族除数 独身者 1 夫婦者 2 夫婦子1人 2.5 夫婦子2人 3 夫婦子3人 4 夫婦子4人 5 以下扶養児童1人増す毎に1を加算する	政府 なし

(注) 1 イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。
2 換算レートは基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成16年6月から平成16年11月までの間における実勢相場の平均値)
1米ドル=¥109、1英ポンド=¥198、1ユーロ=¥135、1クローネ=¥15
資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

6 労働

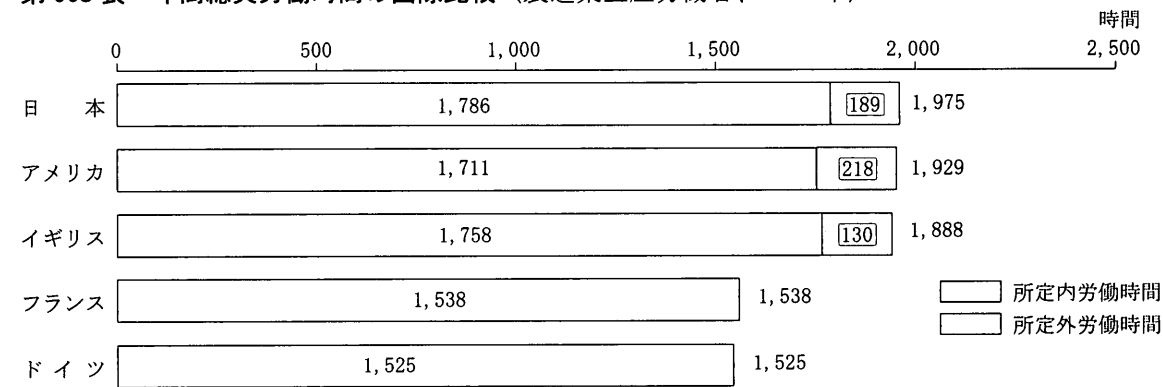
第367表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1991年	136	2.1	864	6.9	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	283	9.9	298	7.8	283	10.3
1993	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.4	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	569	4.0	164	5.6	389	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	144	4.9	386	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	839	5.8	153	5.2	406	9.8	226	9.1
2003	350	5.3	877	6.0	148	5.0	438	10.5	240	9.8
2004	313	4.7	815	5.5	143	4.8	438	10.5	244	10.0

(注) 1 イギリスは、3～5月期の数値。
 2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。
 3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。
 4 日本：総務省統計局「労働力調査」
 アメリカ：連邦統計局「Statistical Abstract of the US 2004-2005」
 イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」
 ドイツ：連邦雇用庁「Arbeitsmarkt 2004」
 フランス：国立統計経済研究所、雇用・労働・社会団結省研究統計局「Bulletin Mensuel des Statistiques du travail」
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第368表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、2003年)



(注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。
 2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。
 3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第369表 国際労働機関労働統計報告による週当り労働時間 (製造業)

(単位 週当たり時間)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1985年	41.5	40.5	43.7	40.7	38.6
1990	40.8	40.8	42.3	39.5	38.7
1995	37.8	41.6	42.2	38.3	40.2
1998	37.5	41.7	41.8	37.7	39.8
1999	37.4	41.7	41.4	37.5	39.7
2000	38.0	41.6	41.4	37.9	38.6
2001	37.6	40.7	41.3	37.8	37.9
2002	37.8	40.9	41.0	37.6	37.4
2003	37.8	42.6	41.0	37.7	37.2

(注) 1 日本・イギリス・フランスは実労働時間、アメリカ・ドイツは支払労働時間である。
 実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下において労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。
 支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。
 2 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。
 3 ドイツは、1990年3月10日以降、統一ドイツ。
 4 フランスの1995年以降は、フルタイム労働者を対象。
 5 1999年以前は、毎年5月の数値。時間外勤務は含まない。
 6 2000年より分類方法に変更があるため厳密な比較はできない。
 7 1989年以前はフルタイム労働者1名以上(相当)企業、1989～1995年はフルタイム労働者2名以上(相当)企業。
 8 ILO「Yearbook of Labour Statistics 2004」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第370表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区分	日本 2002年	アメリカ 2002年	イギリス 2000年	ドイツ 2000年	フランス 2000年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	80.3	72.6	76.8	75.8	64.8
賃金・俸給	62.2	65.2	67.9	65.1	58.4
不就業給	18.1	7.4	9.4	10.7	6.5
その他の労働費用計	19.7	23.1	23.2	24.2	35.2
法定福利費	9.3	8.6	8.3	15.7	20.5
法定外福利費	2.9		8.7	7.0	8.9
退職金等の費用	6.8		1.0	0.6	2.2
現物給与	0.3	14.5	2.3	0.4	0.1
教育訓練費	0.3		2.4	0.5	1.5
その他	0.2		0.0	0.3	2.1

(注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。
 2 イギリス、ドイツ、フランスは見習いの福利費を含む。
 3 日本は、厚生労働省「就労条件総合調査」による。
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation, March 2004」
 その他は、Eurostat「Labour Costs Survey 2000 (2003 release)」
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

7 国際協力

第371表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %)

区分	平成8年度 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日本	15.17	15.38	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47	19.47
ドイツ	8.89	8.90	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66	8.66
フランス	6.30	6.31	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03	6.03
イギリス	5.23	5.23	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13	6.13

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第372表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
研修員等受入	2,277	1,925	1,406	1,312	1,222	1,221
国際協力機構(JICA)	869	774	770	824	838	792
世界保健機関(WHO)	13	48	22	29	14	40
国際労働機関(ILO)	48	47	39	33	0	0
その他	1,347	1,056	575	426	370	389
専門家派遣	440	384	338	344	256	239
国際協力機構(JICA)	408	375	329	332	256	237
国際厚生事業団(JICWELS)他	32	9	9	12	0	2

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

8 国民所得

第373表 国民所得（総額）

(単位 億ドル)

区分	1996年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
アメリカ	68,401	72,922	77,528	82,367	87,952	89,798	92,293	96,609	102,759
日本	34,485	31,781	28,799	32,785	34,230	29,731	28,617	30,937	33,121
ドイツ	20,669	18,255	18,393	18,041	15,982	15,890	16,938	20,607	23,462
イギリス	10,530	11,834	12,887	13,010	12,904	12,943	14,362	16,552	19,560
イタリア	10,762	10,250	10,449	10,320	9,389	9,560	10,383	12,807	14,665
カナダ	5,026	5,238	5,043	5,424	6,035	5,901	6,076	7,186	8,238
スペイン	5,455	5,005	5,227	5,355	4,965	5,147	5,790	7,412	8,682
オーストラリア	3,466	3,486	3,109	3,394	3,264	3,105	3,468	4,451	5,351
オランダ	3,755	3,468	3,504	3,620	3,372	3,447	3,765	4,580	5,172
スウェーデン	2,357	2,153	2,172	2,208	2,100	1,910	2,117	2,697	3,071
ベルギー	2,405	2,181	2,221	2,208	2,025	1,994	2,162	2,657	3,051
スイス	2,631	2,337	2,413	2,386	2,240	2,193	2,364	2,905	3,246
インドネシア	1,776	3,823	10,190	9,880	16,222	21,216	21,984	24,641	31,664
南アフリカ	4,069	4,408	5,981	6,710	8,875	15,055	13,388	12,063	11,874
オーストラリア	2,013	1,764	1,807	1,791	1,632	1,611	1,754	2,167	2,489
デンマーク	1,533	1,412	1,442	1,445	1,314	1,325	1,436	1,779	2,045
ベネズエラ	1,971	2,772	3,867	5,201	7,176	8,388	19,936	30,948	59,562
ノルウェー	1,333	1,322	1,255	1,320	1,420	1,445	1,633	1,929	2,209
フィンランド	1,024	1,003	1,062	1,058	998	1,015	1,116	1,337	1,554
韓国	4,849	4,439	2,868	3,738	4,357	4,128	4,748	5,258	5,898
ギリシャ	1,192	1,164	1,169	1,186	1,067	1,079	1,224	1,586	1,895
タイ	1,660	2,938	2,307	2,320	2,732	2,805	3,146	3,423	3,868
ニュージーランド	529	536	448	464	417	422	488	655	786

(注) 市場価格表示。
資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値
OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"
その他の国はIMF "International Financial Statistics" September 2006
内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

第374表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1996年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
ア メ リ カ	25,361	26,715	28,074	29,488	31,141	31,468	32,019	33,189	34,958
日 本	27,430	25,220	22,793	25,898	26,988	23,386	22,463	24,269	25,931
ド イ ツ	25,238	22,249	22,422	21,978	19,446	19,298	20,536	24,972	28,438
イ ギ リ ス	18,104	20,294	22,039	22,170	21,914	21,896	24,210	27,793	32,690
イ タ リ ア	18,928	18,017	18,361	18,131	16,489	16,779	18,166	22,233	25,208
カ ナ ダ	16,973	17,514	16,724	17,840	19,665	19,021	19,368	22,696	25,788
ス ペ イ ン	13,818	12,645	13,158	13,411	12,331	12,639	14,015	17,646	20,336
オーストラリア	18,815	18,726	16,519	17,825	16,927	15,899	17,552	22,272	26,475
オ ラ ン ダ	24,187	22,223	22,316	22,899	21,179	21,488	23,316	28,235	31,786
スウェーデン	26,655	24,344	24,536	24,921	23,667	21,475	23,717	30,103	34,148
ベ ル ギ ー	23,687	21,427	21,770	21,599	19,766	19,395	20,927	25,608	29,286
ス イ ス	37,033	32,854	33,828	33,287	31,069	30,100	32,198	39,231	43,551
インドネシア	895	1,901	5,001	4,785	7,755	10,013	10,243	11,337	14,388
南 ア フ リ カ	9,509	10,107	13,485	14,904	19,459	32,635	28,754	25,709	25,151
オーストリア	25,286	22,142	22,655	22,407	20,371	20,030	21,694	26,694	30,447
デ ン マ ー ク	29,128	26,724	27,185	27,160	24,617	24,726	26,708	33,008	37,851
ベ ネ ズ エ ラ	8,742	12,041	16,460	21,717	29,385	33,714	78,642	119,860	226,645
ノ ル ウ ェ ー	30,434	30,021	28,325	29,590	31,617	32,026	35,976	42,264	48,126
フィンランド	19,975	19,517	20,611	20,485	19,287	19,571	21,454	25,644	29,737
韓 国	10,651	9,660	6,196	8,018	9,268	8,717	9,971	10,989	12,267
ギ リ シ ャ	11,127	10,808	10,787	10,900	9,773	9,851	11,138	14,385	17,124
タ イ	2,814	4,927	3,830	3,812	4,446	4,523	5,026	5,421	6,074
ニュージーランド	14,069	14,109	11,697	12,044	10,769	10,788	12,264	16,210	19,236

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" September 2006

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

